

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
1	30 32	1 部 2 章 4 節	<p>記述してあるように、確かに日本の海洋には「豊かな種の多様性」があると考えられますが、魚類・海棲哺乳類・貝類や十脚甲殻類を除いて、分類学的研究や分布調査が非常に遅れているため、その実態は明らかではありません。特に十脚甲殻類やカブトガニを除く「その他無脊椎動物」についてはほとんど研究されておらず、新種記載されない内に絶滅したり、絶滅に瀕している種がかなり多いものと推定されます。研究の現状の具体例を、私の専門であるヨコエビ類（甲殻類）で示させてもらいます。ヨコエビ類は、魚類の餌生物として、また有機物の分解者として、生態的に重要な生物ですが、その分類学的研究は非常に遅れており、国内に専門家は数人しかおりません。私のフィールドである大阪湾には約100種が生息していますが、その内の数十種が未記載種と考えられ、既知種であっても、過去の研究が不十分であったため再検討が必要なものも数十種あります。ヨコエビ類相がほぼ解明されているのは西九州のみで、一部のみしかわかっていない海域が大部分で、南西諸島や小笠原諸島はほとんど手付かずの状態です。このような状況ですので、どの地域が生物多様性が高いのか、どの種が絶滅危惧種なのか、全く判断できません。</p>	(感想・その他)
2	43 170	2 部 1 章 9 節	<p>「これまで比較的データが少なかった・・・沿岸・海洋域に関するデータの集積に努める必要があります」は全く同感ですが、それに対応する施策が不足しています。例えば、自然環境保全基礎調査などを継続実施しても、研究の進んでいない生物群に関しては、不正確なデータが蓄積されるだけです。そのため、以下の施策を提案します（P.261～273とも関連）。</p> <p>「環境省生物多様性センターの大幅な拡充による多様性研究の推進」</p> <p>海産無脊椎動物など研究が遅れている生物群について、分類学および生態学の研究を積極的に進め、各地の生物多様性を把握します。場所的には、環境悪化の進行している内湾域や、分類群によってはほとんどわかっていない島嶼部を早急に調べる必要があります。なお、分類学の研究は博物館や大学に任せればよいという意見もあるかと思いますが、現在は、国立科学博物館などの少数の機関を除き、分類学をフルタイムで研究している人はわずかで、地方の博物館の学芸員は展示や行事への対応のため研究時間はわずかです。また、大学についても、予算があまり付かないためか、分類研究をよく行っている大学は北海道大学くらいで、研究者は以前と比べて大幅に減っています。かくいう私も実は地方公務員ですが、土日のみヨコエビの研究を行っています。生物多様性の高い日本の自然を守っていくために、予算獲得は大変とは存じますが、是非ともこのような施策を実施していただきたく存じます。</p>	<p>生物多様性センターは、研究機関ではありませんが、自然環境保全基礎調査など生物多様性に関する調査の推進に努めていきます。また、戦略案第2部第5章2.5に記述のとおり、今後とも、生物多様性情報整備の中核的拠点として、組織や機能の拡充、大学や博物館、都道府県調査研究機関など関係者・機関とのネットワーク強化を図っていく予定です。なお、生物多様性研究については、国立環境研究所との連携や、地球環境研究総合推進費の活用の中で、引き続き推進していきたいと考えています。</p>
3		全般	<p>全般：要件は抑えられているが、どう実現するかが課題。目先の経済優先を政治の世界でどう改めるかが最重要である。世論をバックに政治家の意識をどう変えていくか、官僚のやりたい放題をどう「文民統治」するかである。中国やアメリカでさえ、環境問題の深刻さを実感して方向を変えようとしている。日本では、簡単な問題、例えば、ツボカビの侵入に対して、外来生物法を適用して淡水性の生物(ベツ)の輸入をすぐに止めるような、手だてを講じる決定をすべきである。課題だけでなく、分かっているながら実行できない日本の体質を変えていく方法を戦略に盛り込むべきである。</p>	<p>カエルツボカビについては、P203に記述しており、日本の両生類に対する影響について調査を進め、その結果を受けて対策を検討していきます。</p>

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
4		2 部 2 章 5 節	<p>生物はそれぞれが他生物と複雑な相互関係を進化させ環境に適応しており、多様性の根源的な理解には複雑な種間相互関係の解明が不可欠である。また、多様性の持続的保持・保全も、そうした相互作用系ダイナミズムの総合的理解に基づいて成されなければ意味を持ち得ない。しかし、多くの生態学的研究は、生物間の直接的な強い関係（2者間の強い相互作用）にのみ焦点があてられ、3者系以上の複雑で弱い相互作用を含む系の総合的理解は、散発的なデータはみられるもののほとんど進んでいない。これには、相互作用の複雑度が種数とともに指数的に増加し、それを扱う方法がなかったことよっている。しかし、昨今のコンピューターの飛躍的な発展は、例えば遺伝子から生物の発生過程に至るバイオインフォマティクス研究を可能にしつつあり、生態学における個体レベル以上の相互作用も、個体から群集へのボトムアップ的解析へと飛躍可能な情勢にある。従って、生物多様性を理解するという事は、1) 網羅的解析技術（例えば、メタゲノム、トランスクリプトーム、プロテオーム、メタボローム、イオノーム）を駆使して、生態の複雑系を生理生態化学レベルで解析する研究と、2) 異なる生物種が構築している強弱多様な相互関係（例えば、根圏：植物-微生物、微生物-微生物、陸域圏：植物-植物、植物-動物、動物-動物）を野外研究成果と数理論を駆使して統合的に解析、数理モデル化する研究（先端理論モデル開発）が不可欠である。</p> <p>したがって、研究は生態学、生物学者が分子生物学、生物物理学、数学者が連携し、陸域、土壌圏を含めた複雑系としての多様な生物圏の構造と機能を明らかにすることで、人間の生存基盤である生態系レベルの生物圏のシミュレーションを可能にするようなものでなければならぬ。このようなシミュレーションによって、将来には地球環境変化が生物圏複雑系に及ぼす影響をも明らかにし、生物多様性の重要性を理解するとともに、その持続性をはかる方策へと発展させるさせなければならない。</p> <p>現在、生物多様性の減少は、地球温暖化とも相まって危機的状況を作り出しているが、その保持にとって最も重要である上記の生物間相互作用複雑系の理解は遅々として進展していない。研究の現状は、未だ多様な生物相のリストアップに留まっており、その多様性の必然性（進化）、また機能（関係性）を明らかにする研究はなかなか総合的な視点を持ち得ないのが現状である。例えば、土壌圏における微生物の多様性は、植物生育には極めて重要であるが、メタゲノム解析により網羅的に微生物層が解明できるようになり、植物-微生物-土壌（物質系）の（弱い）相互作用系が解明できるようになり、それにより根圏での弱い共生系の安定性・不安定性に関する数理モデルの開発も可能と成りつつある。</p> <p>こうした総合的な研究は、野生生物のみならず、ヒトの社会を包摂するサステナビリティという学問体系の一躍をになうものであり、サステナビリティに関わる種々の生物間の複雑系の要因の解析を目的とすべきである。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、非常に大切な観点だと思われまますので、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	133	2 部 1 章 6 節	<p>半自然草地の畜産的利用は、ほとんど放牧地としての利用である。これはこれで重要であるが、短草型草地に依存する生物は保存されるが、長草型草地に依存するものは生存できない。かやぶき屋根用のカヤ狩り場やカヤ堆肥用の長草型のススキ草地は、草地農業として位置づけるべき。たとえば、白川郷だけでなく、全国にあるかやぶき屋根の文化財を維持していくだけでもかなりの需要があるのではないかと。ある地域では、カヤを輸入する日が近いと言うことも聞いたことがある。したがって、草地には、畜産以外の貢献も重要と考える。</p>	<p>国では飼料自給率の向上を図るため、半自然草地等を含めた草地を活用した放牧等の取組を推進しているところです。草地は多面的な機能を持っていることから、これらの活用について、ご意見のありました草地（半自然草地）の畜産以外の利用につきましては今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
6	133	2部 1章 6節	半自然草地を放牧地として利用する場合には、周りの自然環境、森林、湿原、河川（上流の小川）と別に考えることはできない。さらに、地域住民の理解、畜産農家も必要不可欠である。それらが、一体となって現地が活動できる取り組みにも期待する。	草地の放牧利用については、ご意見のとおり、周りの自然環境への影響や地域住民の理解を得ることが重要と考えています。それらに配慮した取組を推進しているところですが、今後とも引き続き地域社会との連携や自然環境に配慮した適切な放牧利用を進めていきたいと考えております。
7	133	2部 1章 6節	直接支払いなどで、条件不利地帯の所得を保障することは重要であるので継続して頂きたい。しかし、同じお金を生産者に届けるにしても、「国土を守っている（治山治水）、景観や環境を守っている」というポジティブな活動に対して支払うという制度の名前や理念を徹底してほしい。もらう側が、「補助金で助けてもらっている、恵んでもらっている」というネガティブな発想になると、やる気がなくなり後継者も育たない。	中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための支援として平成12年度から実施しており、17年度からは生産性の向上や集落営農化など将来に向けた積極的な取組を促す仕組みに移行して実施しているところです。 平成18年度の実施状況は、2万8千余の協定において対象となる農用地面積の約8割に当たる66万3千haに交付金が交付され、本交付金を活用して農作業の共同化や都市農村交流など、これまで以上に積極的かつ質の高い取組が実施されているところです。 次期対策については、現段階において明確には申し上げられませんが、まずは、現在の対策が着実かつ効果的に実施され、その成果が都市住民も含め広く国民の方々に理解されることが重要と考えており、各地域において創意工夫による意欲的な取組を引き続き行っていただくようご協力を賜りたいと考えております。 なお、農林水産省としても、本制度が国土保全や自然生態系の保全など、多面的機能の確保に大きく貢献しているものと考えており、今後とも広く国民に対し積極的な情報の発信を行ってまいります。
8		全般	第3次生物多様性国家戦略案全体を通して、現状認識は適切であり、それに対する具体的施策もおよそ妥当であると感じます。生物多様性保全というと、研究者などでない一般国民にとっては、「自然をあるがままにする」あるいは「もとの自然に帰す」といったことを想起させるものと思います。「里山」の重要性は、最近になって一般にも浸透してきたように感じますが、里山のような二次的自然の保全もまた生物多様性保全につながるという認識はまだまだ浸透していないと思います。このあたりについての国民に対する広報活動は不十分であると感じます。これに関しては、文部科学省・農林水産省との連携が不可欠であると考えますが、省間の横のつながりが希薄であるように思います。	関係省庁（環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省）で連携を図り、将来に引き継ぎたい重要里地里山の選定なども通じて、里地里山などの二次的自然の重要性について、国民に広く普及するよう努めていきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
9		全般	環境省は阿蘇で草原再生事業を実施していますが、現在、草原の生態系について研究している政府系機関は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構です。農業環境技術研究所には草原の生態系を扱える研究者はほとんどおりません。一方で、農業・食品産業技術総合研究機構のある理事は、「草原の生態学的研究は環境省マターであるので中止すべき」といって憚りません。しかしながら、これらの課題を農林水産省と環境省がどのように分担して行うべきか話し合われてきませんでした。よって、今回、国家の戦略に従い、各機関の分担をより明確にする旨要望いたします。	各研究機関がそれぞれの役割に応じて、この生物多様性国家戦略に示す方向性のもとに、さまざまな側面から連携をとりつつ調査研究を進めることが重要であると考えています。
10		全般	先日、実家の母(65)に「子供の頃オキナグサを見たことがあるが、何十年も見ていない」と聞きました。オキナグサは現在、環境省レッドデータブックで絶滅危惧II類(VU)に指定されています。当時も現在も山梨県にある母の実家の周りには田舎そのものであり、大規模な開発は行われておらず、一見自然豊かな風景が広がっています。母の子供時代は各家で農耕用の牛馬が飼われていた頃であり、家の近くにカヤ場・草刈り場がありました。しかし今、それはもうありません。おそらく二次林などになったのでしょうか。オキナグサは草原性の植物であり、生息場所を失ってしまったと思われます。従って、母が子供の頃に見ていた風景と私が見る風景は、大規模な自然破壊がなかったにも関わらず、大きく異なります。これは、世代の断絶といえるでしょう。身近な生物は自然を愛する日本人の文化を育んできました。しかし、もとは身近な植物であった秋の七草をすぐにそるえられる地域が、現在どれくらい残っているのでしょうか。身近な生物の絶滅は文化も破壊します。すべての生物が保護されるべきであることは自明ですが、人間が作り出した環境に適応した、こうした身近な生物を保護していくことは同時に日本人の豊かな文化を保護することにつながります。こういった身近な生物、二次的な自然を保護していくことに現在よりも多くの力を注いで頂きたい、これを要望いたします。	第2部第1章第6節に記載しているとおり、田園地域や里地里山といった身近な生物、二次的な自然を守っていくため、関係府省で、 ・未来に引き継ぐべき重要な里地里山の選定と維持管理の方向性や担い手の確保方策などの検討 ・生物多様性をより重視した農業生産及び田園地域や里地里山の整備・保全を推進 ・国民が生き物とふれあい、農業と生物多様性の関係に対する認識を深める取組を推進 ・里地里山等で培われた伝統的な知識とともに、新たな、バイオマスの利活用技術などを用い、関係機関・団体、国民などが連携して対応を図ります。
11	40	1部 2章 5節	当社は高知県に700ha、東京都八王子市高尾に50haの森林を保有しております。特に高尾の森林では、NPOとの協働による「高尾100年の森プロジェクト」を実施しており、里山保全ベースキャンプ地の整備や、樹木の詳細データ測定によるCO2吸収量などの測定を行っております。まだ取り組み始めたばかりですが、将来的にはバイオマスの循環システム作りをはじめ、環境啓発を目的とした地域住民や学生への提供を目指しております。また、森林を保全することは地球温暖化防止に貢献するだけでなく、現代人が抱える「ストレス」を和らげる「癒し効果」があることから、健康増進やリハビリテーション、レクリエーションといった「森林療法」にも活用できるよう取り組みを継続する所存です。	(感想・その他)
12	44	1部 3章 2節	基本的姿勢の①に、「過去100年間の間に破壊してきた国土の生態系を、人口が減少に向かう次なる100年をかけて回復する。」と記載されていますが、今後100年で生態系を回復するのは些か難しいと感じます。 国民の環境保全意識がまだまだ不十分であると感じることから、全国民の意識が高まった状態からの100年であれば成果を望める可能性があると感じました。	(感想・その他)

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
13		1部 2章 5節	企業に期待される役割や活動の中で、製造業を中心に原材料調達先で生態系に影響を与えていないか確認することまで求めても良いのではないかと思います。製造段階できちんと配慮されていても、調達先で生態系破壊につながっている場合もあるため、LCA的観点で考えることの重要性にも触れていただきたいと思います	御意見を踏まえ、40ページ10行目（企業による取組）の次に次の文章を追加します。 「その中では、原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響とその評価などが記載すべき情報の例として挙げ、生物多様性に影響を与える方法で生産された原料の利用など生物多様性に影響を与えている主要な原因を取り除くことについて、原材料調達から製造段階、さらには流通や販売までの一連の流れ（サプライチェーン）を含めたより広い範囲で配慮すべきことを指摘しています。その他にもさまざまな情報・指標について記載することが求められており、」
14	36-38	1部 2章 5節	「外来生物法」に基づく防除については国が実施主体であるが、その実績及び数値目標が掲げられていない(国による取り組みの項目がない)のは不適切である。	国による外来種の防除については、第2部2章1節3.1（具体的施策）に記述しているとおり、奄美大島のジャワマングースについて平成26年度を目標に排除に取り組むなど、今後も防除に取り組んでいきます。一方、地方公共団体等の取組も重要と考えており、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。
15	119	2部 1章 5節	シカやイノシシの捕獲数は増加している。狩猟者の減少による狩猟圧の低下が生息数の増加につながっていると受け取れる表現は不適切である。（特に国がメスの狩猟禁止を続けてきたシカに対して）	狩猟者がピーク時の約53万人（昭和51年度）から約20万人（平成17年度）まで減少したこと等による狩猟圧の低下や、小雪暖冬等による死亡率の低下などを背景としてシカやイノシシ等の生息数の増加がみられると考えられます。したがって、案は適当。 一方、シカやイノシシ等の捕獲数の増加は、鳥獣の生息数が増加していることその他、特定鳥獣保護管理計画による鳥獣保護管理の推進や狩猟の規制緩和等の制度改正等が背景になっていると考えられます。
16	197	2部 2章 1節	都道府県知事が、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認める時に定める特定計画の数が増えるのは、それだけ鳥獣の保護について状況が悪化したということであるため、89を170とする数値目標を掲げるのは不適切である。	特定鳥獣保護管理計画は鳥獣の科学的・計画的な鳥獣の保護管理を適正にすすめる施策として平成11年から導入された制度であり、単に鳥獣の保護について悪化したから、特定計画を作成するものではありません。分布と個体数が増え続ける鳥獣の生息状況を把握し、それに応じた特定計画を作成し適正な鳥獣保護管理を進めることが、必要であると考えています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
17	85 229	2部 1章 2節、 2章 3節	第1種特別地区→第1種特別地域	第1種特別地区→第1種特別地域 と修正します。
18		全般	生物多様性の保全・利用を施策する上で、地球上の生物種のほとんどがまだ未知な（記載されていない）現状（29ページ参照）の問題を良く考慮して欲しい。研究者がいない／少ないために殆ど研究されていない分類群も多く、この場合には普通種でさえも未記載であることも少なくない。こういった未知の生物が、大きな現存量を持っていたり、重要な生態系サービスを提供している可能性がある。また、遺伝子資源として価値が高い可能性もある。例えば海綿や群体性ホヤから多くの生理活性物質が単離されているが、これらの分類群で分類の出来る研究者は極めて少ない。幅広い分類群について、同定・記載ができる研究者を養成し、分類学を職業として成立させることは、国家戦略としても重要である。以上を踏まえて以下にコメントする。	（感想・その他）
19	170	2部 1章 9節	基盤となるデータの不足が言及されているが、その最たるものが「分類学」である。例えば海綿・ヒドロ虫・コケムシ・ホヤなど沿岸の付着動物相の中心的な分類群には、多数の未記載種の存在が見込まれる上、正確な同定が可能な人材が少ない。	（感想・その他）
20	209	2部 2章 2節	分類学の不備により、日本／世界にどのような遺伝資源があるか把握できていない。生理活性物質が単離されても材料の同定に困る。分類ができる研究者は、これまで見逃されていた生物を他の研究者に提供し、資源的価値の検討を可能にできるだろう。	（感想・その他）
21	232	2部 2章 3節	生物多様性とその保全の概念を小学校レベルから繰り返し学ぶことが必要であるが、専門の研究者が監修した具体的な指導要領や教科書などソフトウェアが整備されない現場は困るだけ。不十分な知識から、誤った（時には取り返しのできない）教育・活動を行いかねない（ビオトープを作る過程で、他の地域から生物を持ち込む。沖縄のメダカは絶滅危惧種なので、他県からメダカを持って来て放流する。など）	ご指摘の通り、学校教育における環境教育の充実が課題だと認識しております。第2部2章3節4.1においては、「環境保全活動に取り組む（中略）教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催」したり、「学校における環境教育の意義と役割などについての解説や環境教育の実践例などを掲載した教師用指導資料を作成」したりすることとしております。
22	252	2部 2章 4節	まず我が国で分類学研究者を広い分類群に対して養成し、彼らが各国での分類学研究者の育成をすすめてこそ国際貢献である。現状では分類学研究が職業としてなかなか成立しない（大学の分類学関連の教室は絶滅寸前で、博物館の限られたポストぐらいしかない）ため、人材もなかなか得られない。ある程度のポストも確保されるシステムを国が構築しないと成り立たない。	生物多様性研究における分類学の重要性は十分に認識しております。生物多様性に係る調査現場からの分類学研究へのニーズを把握し、一般に情報提供を引き続き行っていきます。また、2部2章5節3.7に示したGTI推進にあたっては、当然わが国における分類学者の育成、分類学情報の共有を含め取り組みを推進します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
23	262	2部2章5節	多くの分類群で普通種さえも記載されていない／同定できる人材が少ない現状で、生物多様性の総合評価が正しくできると言えるのだろうか？記載されていない生物は、絶滅しても、絶滅したこと自体が不可知である。	わが国の生物多様性の総合評価については多くの専門家の参画を得てできる限りの情報を収集したうえで行いたいと考えています。 また、生物多様性研究における分類学の重要性は十分に認識しており、生物多様性に係る調査現場からの分類学研究へのニーズを把握し、一般に情報提供を引き続き行っていきます。また、GTI推進にあたっては当然わが国における分類学者の育成、分類学情報の共有を含め取り組みを推進します。
24	265	2部2章5節	極めて有意義な施策であるが、前項と同様の問題は認識すべきである。生物学御研究所が刊行していた「相模湾産図譜」のシリーズなどは、特に研究者が多くない分類群について、極めて貢献が大きかったと評価している。国のプロジェクトとして「日本産生物図譜」のシリーズを、特に研究の少ない分類群を中心に編纂することなども考慮すべきではないか？これは日本の生物資源の財産目録の編纂であるとも言える	生物図譜の編纂に係る具体的な予定はありませんが、第2部2章5節2.3や2.6にも記述しているとおり、生物多様性の情報の基盤である野生動植物種の目録等の整備公開、標本資料の体系的収集等については、官学の連携を強化しつつ、GTI、GBIFなど国際プログラムとの協力を図りながら進めていく予定としています。
25	133	2部1章6節	阿蘇の草地や畜産の利用だけが、大事なわけではない。たとえば、適度に草刈りがされる水田・畑地の畦畔やのり面、ため池の土提には、草原的な植生環境が成立している。それら一つ一つは小さくとも、全国的に見ると林縁部とともに膨大な面積の「想像上の草地」が存在していることになる。とくに、伝統的な水田管理の畦畔には、さまざまな草地性植物が見られ、地域の生物相を豊かなものにしてくれている。 肥後の国の名を冠しているヒゴタイは、阿蘇地方に自生地が多いが、実は他の地方にも自生地が存在する。その多くは、水田の土手つづきの草刈り場である。草刈りをしている農家は、「野草の堆肥をやめて、化学肥料に頼った結果、水稻の食味が悪くなった。再び草を刈り、堆肥にして水田に投入したことで、おいしいお米がとれ、キキョウなど野の花が増えてきた」と話してくれる。 田んぼの土手の野の花は、農家の人によって守られているのだ。ここから見えてくるものは、身近な希少な生き物の存続は、すぐれて農業のあり方の問題だということ。日本人の生活は「森林文化」というより「草文化」といえるくらい、暮らしの色々な面で草を利用していた。一度は途絶えた草の利用と循環を、いかに現代風によみがえらせるか、これは、何も草原再生が動き出した阿蘇だけの問題ではないし、畜産だけで取り組む問題でもない。生物多様性を守る農業・農家を守るため、農林水産省は、草木資源の循環利用による「自然創出型農業」の推進と支援を明確に位置づけるべきである。	農林水産省では、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進・支援しており、御意見にあるような草木資源を活用した農業生産活動も、このような環境保全型農業の一つの形態と考えています。今後も、有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進していきます。 なお、農村地域において、農業・農村の基盤を支え、将来にわたり自然環境や景観の保全・向上を図るため、第2部1章6節1.5の（具体的施策）に記すとおり、自然再生活動を行っているNPOや住民・企業・行政が協同し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動に対し支援を行っているところです。
26	147	2部1章8節	P25 20行目「不適切な農薬・肥料の使用・・・農村生物多様性への影響も大きかった」を受け、第2部第1章第8節 河川・湿原など（p147以降）において、健全な物質循環及び健全な水環境の保全という観点から、農薬肥料の使用について（不適切でないまでも）極力抑制するという考え方や行動計画をおり込んではいかががでしょうか？	第1部2章3節2（P25 20行目）のご指摘の箇所については、第2部1章6節及び同8節の2「水環境の改善」において、環境保全型農業の推進などの対策を講じる旨を記述し、この中で物質循環や水環境の保全の観点からの取組は織り込まれていると考えています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
27	76-	2部	生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画で、具体的施策として数多くあげられているが、実施時期や工程表などを明記することにより、より具体的になるとと思われる。	具体的な目標年次がある場合は、可能な限り文中に記述しています。第3次戦略がはじめての試みであり、不十分な点もあるとは思いますが、今後、具体的施策を着実に実施していけるよう担当省庁において予算の確保等に努めていきます。
28	76-	2部	「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という2010年目標達成のため、「絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復」が図られたと判断する基準を設けること。（維持・回復の目標値、バロメーターの設定の必要性）	ご指摘の通り、「絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復」が図られたかなど「生物多様性の変化の状況や各種施策の効果などを把握する」ことが課題であると認識しております。そのため第1部第3章第1節1、第2部2章5節1.2においては、「わかりやすい指標などの開発を進め」ていくこととしております。今回のご意見は、今後指標などの開発を進める際の参考とさせていただきます。また、絶滅のおそれのある種については、第2部2章1節1.1に記載しているとおり、レッドリストの定期的な見直しと継続的な情報の収集を進めます。
29	76-	2部	どのような状態になれば、維持・回復が図られたか「顕著に減少させることが出来た」と判断するための目標の設定について、日本においてもそのような基準づくりが必要である。若しくは、そのような基準づくりのための議論を始めるべきであることこそ、国家戦略の中に明確にしてゆくべきではないか。	ご指摘の通り、わが国の生物多様性の損失状況を把握し、目標達成状況を判断できる基準作りが課題であると認識しております。そのため第2部2章5節1.1においては、「総合評価の手法を確立」し、「実施し」ていくこととしております。今回のご意見は今後総合評価を実施していく際の参考とさせていただきます。
30	61	1部 4章 2節	「・・・都道府県などにおける戦略のための指針を示すことによって地方での戦略づくりを促します。」とあるが、策定を義務付け、交付税措置等財源の手当てがないと地方自治体での戦略策定の進展は難しいと考える。	生物多様性国家戦略で義務づけることはできませんが、地方自治体においても必要性を認識し、自発的に生物多様性の戦略づくりに取り組んでいただけるよう期待しています。またその際に、よりよい戦略の作成を手助けできるよう、指針の作成に取り組んでいきます。
31	61	1部 4章 2節	29行以降に記載されているように、生物多様性の保全のためには、モニタリングが不可欠であるが実際に行ったり指導する人材が不足している。まずは、モニタリング調査の人材育成が急務。	生物多様性に係る情報整備・モニタリングについては専門家、NGO、ボランティアをはじめ多様な主体の参画協力を得た実施体制の構築が必要であることから、実施にあたっては関係機関との連携を図りながら、調査マニュアルの整備をはじめ適切な調査体制の構築を進めていきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
32	61-62	1部 4章 2節	学校教育でも社会教育の分野でも、自然体験の指導者や体験の機会は充実してきているが、それが実際の行動に結びつくためには、体験とそれに基づく自然理解が欠かせない。それを促進するためには、地域の特性に応じた教育（学習）の機会提供が必要であるが、人材が不足しており、人材の育成が不可欠。例えば、義務教育学校教員の研修プログラムに組み込むとか、社会教育機関の職員を対象とした資格制度の創設、また、NPO等が人材育成に取り組む際のプログラム作成や講師選定に係る助言指導や助成制度の創設など、教育現場や社会教育の場で生物多様性を社会に浸透させるための条件整備としての人材育成のための施策の体系化が必要。 なお、近年、農林水産省が環境保全型農業の一環として、自然環境保全活動に対する助成制度を設けているが、こうした制度にも、こうした精神を反映したものにしていきたい。	232～235ページに記述されているように教員の指導力の向上や人材の育成に取り組むこととしており、これらの施策を着実に推進させていきます。自然環境保全活動については、132ページに記述されているように、自然とふれあえる空間づくりの推進、水田や水路などを学びの場や遊びの場として活用し、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動の推進、農村地域における自然環境や野生生物の情報を把握するための調査の充実を図ることとしています。
33	75	2部 1章	第1節として、「生態系ネットワーク」が来ているが、その前に、本戦略と各種計画との関係性を明記しておく必要があるのではないかと？ 例えば、タイトルは「生物多様性の確保」とし、特に、国土形成計画及び国土利用計画の上位に本戦略が位置づけられ、その考え方との整合を図る旨明記する。	本戦略は、国土形成計画や国土利用計画の上位に位置づけられるものではありませんが、37ページに記述してあるように、さまざまな分野にわたる法制度が相互に連携し、効果的に運用されるための基本的な方針を示す役割を担っているといえます。
34		1部 1章 2節	生物多様性の重要性が、かなり分かりやすく記載されている。この2節の内容を、それぞれの地域で具体的な名称を使って分かりやすくまとめ（地域版として）、国の戦略とセットで、広く浸透すれば重要性の発信には効果的だと思います。	それぞれの地域において具体的な地方版生物多様性戦略を作ることは、生物多様性の重要性を伝え、取組を拡げるために重要と考えています。御意見は、地方版生物多様性戦略の指針を作成する際の参考とさせていただきます。
35		1部 4章 2節	国民の大きな関心事にするには、やはり、地域での取り組みが重要で、市民ムーブメントを起こすことが必要だと思います。例えば、自分の住んでいる流域圏で、そ地域の自然、その恵、水、文化などを具体的な身近なものを検討し、もちろん、国の地方事務所・県・市、市民、NPO企業などが協働で検討し、地方版が今後は必要となると思います。 特に都市部に住む市民をどのように巻き込むかが課題で、都市には、戦略で保全すべき自然は少ないかもしれないが、都市部の人が多分、他の地域からの、生物多様性の「恵」を1番多く受けていると思います。都市と食、水、文化と生物多様性のつながりをうまく、分かりやすく情報発信し、都市部の市民を巻き込み都市版多様性戦略を環境省として考えて、自治体に発信してほしい。	それぞれの地域において具体的な地方版生物多様性戦略を作ることは、生物多様性の重要性を伝え、地域での自主的な取組を拡げるために重要と考えています。御意見は、地方版生物多様性戦略の指針を作成する際の参考とさせていただきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
36		全般	<p>地球にはさまざまな生物がいて、その多様性を守ることが大切だということはわかりました。そしてそのさまざまな施策も、問題をくまなく包囲していることもわかりました。</p> <p>しかし、大きな勘違いを二つ感じます。</p> <p>それは、「人間」の力を課題評価しすぎていること。</p> <p>それと、「人間」も助けてほしい多様性生物の一種だということです。</p> <p>この報告書において日本国民に発信されるメッセージは、その緊急性から言って、今どきの常識や教養やスタイル、あるいは教育として認識されればいいというものではなく、「今日のあなた」の生活や健康、幸福感にダイレクトに響かなければなりません。</p> <p>その際、この切実性を人々にガツンと警告するには、自分の腹を満たす食べ物でもなく稼ぎのネタでもない遠い生物の絶滅や保護を訴えても残念ながらよほど教育熱心か道徳人を除いて、排気ガスをばら撒いて平気であるような大多数の国民に効き目はありません。</p> <p>そこで、このメッセージを人口に膾炙するための根本の定義をひとつ提案します。</p> <p>それは、私たち人間の利益を中心に解決していくという方法です。</p> <p>人間は環境を破壊しましたが、破壊してしまった自然を人間は回復する力など持っていないはずで、子どもがおもちゃを壊してしまっただけで遊べなくなって反省しても、そのおもちゃを修理することなど出来ないのと同じです。生物が豊かに生きる環境は宇宙が137億年をかけて育んだもの。それをたかだか最近生まれた「人間」という生物が、破壊こそすれ修理など出来るわけがありません。修理したところで、これまた修理の方向が違っていれば「多様性」の循環が崩れてしまうのです。</p> <p>だからこそ、自然環境を百年前に戻そうと言うならば、まず、「百年前の人間に戻ろう」と呼びかけることです。</p> <p>報告書にある「百年間で破壊した環境」は、人間にもそのままあてはまります。私たち人間は、百年前、こんなに過激でヒステリックではなかった。こんなに鬱病はいなかったしアレルギーでマスクだらけではなかった。親子教師生徒は殺し合っていなかった。私たち人間は、百年間の間に、経済活動が抑制を失い、節操のない自由が跋扈したために、手軽な快楽を求めるようになりました。欲望を満たすために刺激はエスカレートし、よほどのことがないと興奮出来なくなりました。百年前の人間は、もっと少しのことで喜び嬉しがり、笑っていたのではないのでしょうか。</p>	(感想・その他)

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
36		全般	<p>感性の鈍い人たちが欲望を満たそうとすると、世の中のものは不自然な数を作り出します。お父さんの乗っている自動車というものに自分も乗りたいと思っても、感性が豊かな家族なら「若者は歩きなさい」と身分をわきまえさせます。すると若者の足腰身体は自然に鍛えられる。太陽の光を浴びて、脳内物質は活発に分泌され、いい身体にいい頭を持ったその若者は素敵で、女の子の欲望を適度に刺激し、子どもが生まれる。つまり感性ひとつで、排気ガスが減り、風俗産業の異常な看板の照度が抑えられ、少子化がおさまリ、脳が鍛えられた賢い人間が増えて環境問題の解決も今より進むことでしょう。</p> <p>ここまでの、環境を百年前に戻すこと＝人間を百年前に戻すことです。</p> <p>次に、「人間も助けてほしい生物多様性の一種」です。</p> <p>この報告書によれば、環境庁は、まるで環境破壊を自分の責任のようにひとりで解決しようとしています。環境は前述した家族の変化を見ても、自動車購入から歩く道、健康、犯罪、GNPにまで影響し、それこそは経済産業省、国土交通省、厚生労働省、警察庁、防衛庁、外務省に至るまで、すべてに関係することです。つまり、これが人間社会における生物多様性です。地球に住む、他の動物たちの生物多様性を説くと同時に、いえ、それは学者にでも頼んでおいて、我々はまず人間社会の多様性を整備するのが先かと思ひます。それを整備する段階で、我々は他の生物の多様性を実感として感知することが出来るようになるのではないのでしょうか。環境庁は、力づくで環境を回復しようとするのではなく、その行き先を提示し、水の流れる溝をつくれればよい。すべての省庁に責任を持たせる、これが環境庁の役割です。</p> <p>人間社会を縦割りにしすぎると環境が破壊されます。工場で働く人もいれば映画を作る人もいて、漁師もいればきこりもいて鷹匠もいる。そのどれをも自由に選択できる多様性社会であれば、環境は整っていきます。国民全員が自動車会社に勤めたら、環境が偏るのはあたりまえです。</p> <p>最後に、そもそも我々は地球環境について、また他の生物について何かを「施す」ことなど本当に出来るのでしょうか。これまでに「施した」環境政策に間違いは無かったのでしょうか。いっぺん間違いを探して公表してみるのも、これからの環境政策に大変役立ち、人間の勘違いというもの、国民全員で考えるいいきっかけになり、それは新しい施策を打ち出すよりよっぽど効果があると思ひます。</p> <p>私たちは四十年ほど前、体育の時間に「運動中はぜったい水を飲むな」と言われ、飲んだら死ぬと教わりました。</p> <p>しかし今、スポーツクラブでエアロビクスをすると二〇分おきにインストラクターから「ハ～イ！じゃあ皆さん、水飲んでくださ～い！」なんて言われています。</p> <p>「え？ペットボトル忘れた？困ったわね～」なんて。なんだったんだ、四〇年前。</p> <p>環境問題は、人間が幸せに生きるためのすべての根源。すべての基本はここにあります。だからこそ、動物や自然植物を中心にはなく、人間を中心に話しをすすめていきませんか。</p>	(感想・その他)

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
37	43 71 192 262	1 部 4 章 2 節 等	<p>生物多様性保全にとって重要な地域を選定して、優先的にその保全と回復の取組を進めるという「ホットスポット」の考え方を導入されたことを高く評価し、その実効性に大きな期待を寄せるものであるが、以下の理由から、本戦略において諫早干潟・諫早湾と有明海をホットスポットに先行指定して、干潟を含む諫早湾の再生と有明海異変原因の調査を早急に開始すべきである。</p> <p>① 絶滅危惧種のみならず特産種(23種)・準特産種(40種以上)、希少種・新種の宝庫だった旧諫早干潟・諫早湾、有明海の生態系は、国内では他に例を見ないほど個性的でユニークなものであり、生物多様性に富むこれら大陸沿岸性遺存種は学術的にもきわめて貴重である。ところが近年、干拓事業による諫早干潟の消滅のみならず、潮流の減退、赤潮・貧酸素水塊の多発、底質の泥化によって、生物多様性が急速に失われているだろうことは、着工以降の多大な漁業被害からも容易に推測される。このため一刻も早い再生事業への着手が、漁業関係者はじめ各方面から待ち望まれている。</p> <p>② 他方、国営諫早湾干拓事業によって建設された潮受け堤防排水門の中長期にわたる開放を実施すれば、新干拓地前面堤防前面に旧諫早干潟の部分的回復が図られるだけでなく、諫早湾の生態系も相当程度回復するのは確実である。また事業と有明海異変との因果関係は各種委員会や司法などの場においても指摘されることはあっても否定されたことはなく、ただ単に寄与度と詳細な因果メカニズムの点で不明とされているのが実情にすぎないが、開門によってその影響度合いの大きさやメカニズムも推測が可能となろう。事実、有明海や諫早湾の漁業者は、短期開門調査でも漁業資源の回復の兆しが現れていたと証言している。こうしたことから中長期開門は実効性の高い再生・調査手法と言える。</p> <p>③ 2002年の事業計画の変更に伴って農地面積が半減されたこと、調整池水質が依然として環境基準や農業用水目標値をクリアしていないことからすると、新干拓地の農業用水は調整池に依存せず、周辺河川からの導水やため池の造成で賄う方が遥かに現実的であり、中長期開門と干拓事業は共存可能である。</p> <p>以上の理由から、戦略案の「ホットスポット」の箇所で、諫早干潟・諫早湾・有明海の指定を謳いあげていただきたい。97年の潮止めの際には社会の関心を集めた事業なので、ホットスポットへの指定は再度社会の関心呼び起こし、生物多様性の回復にける政府の意気込みを内外に示す好機になるものと考え。</p>	<p>ホットスポットについては、生物多様性総合評価を行う中で、選定の考え方などを整理する予定であり、現段階では、具体的な場所の想定をしているわけではありません。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
38	97- 98	2 部 1 章 3 節	<p>自然再生専門家会議の意見にある「将来にわたり常に人為的な働きかけが必要ということにならないよう、自然の復元力やサイクルを考慮した方法とすること」という原則を無視した「再生事業」の例が全国にあまりにも多い。たとえば有明海でも「再生」の名の下に、1～3年で効果のなくなる覆砂事業や海底耕うん事業といった一時しのぎの対症療法が巨費をかけて実施されている反面、こうした事業の利権に与かる地域の一部勢力が諫早湾干拓事業を推進しているため、自然再生推進法の定める地域の協議会の設置は事実上不可能となっている。開門に始まる「自然の復元力」に依拠した真の再生を、自然再生推進法を利用して行うには、法を改正して、地域からの発意と並んで、全国的な観点からの必要性に基づく再生事業が可能となるように道を拓くべきである。</p> <p>また再生事業の予算措置についても、各省庁や自治体による縦割り体制に拠るのではなく、環境省直轄事業として横断的・流域的に自然再生事業が実施できるよう、財政的裏づけ措置を図るべきである。</p>	<p>自然再生推進法に基づく自然再生事業については、多様な主体が参加する協議会での協議を踏まえ、実施計画を作成し、さらに主務大臣の助言や自然再生専門家会議の意見を受けることにより、自然再生基本方針(科学的知見に基づく実施など)に沿った事業を進めています。</p> <p>なお、ご意見も踏まえ、第2部1章3節1. 1(現状と課題)の末尾を次のように修文します。</p> <p>「・・・必要があります。①その際、自然再生に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ進められることが重要です。②また、自然再生事業の実施にあたっては次の点に留意することが必要です。第一に、自然再生の目標について、持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定することが重要です。この中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮し、長期及び短期における目標を設定することが重要です。その際、自然の変動や攪乱を生態系本来の動的な維持機構として位置づけていくことも大切です。」</p> <p>また、全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進については重要と考え、次期戦略案の1章3節2. 1に記載しています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、第2部1章3節2. 1(具体的施策)に次のとおり追加します。「○これまでに蓄積されている情報を整理・解析し、それらの総合的な分析評価をもとに、明らかにするための検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)」</p> <p>また、自然再生事業の横断的な予算措置については、今後の検討課題と考えます。</p>
39	100	2 部 1 章 3 節	<p>「国土の自然環境のあり方に関する長期的なビジョンのもとに、自然再生の必要性が高い地域を抽出するとともに」とあるが、その際には専門家やNGOとの協議の場を設けて抽出すべきである。</p>	<p>自然再生の必要性が高い地域の抽出については、蓄積資料の活用や地域における自然環境の専門家の意見を踏まえ実施することが重要と考えます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、第2部1章3節2. 1(具体的施策)に次のとおり追加します。</p> <p>「○これまでに蓄積されている情報を整理・解析し、それらの総合的な分析評価をもとに、自然再生の必要性が高い地域を明らかにするための検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
40	104	2部 1章 4節	ここでは「埋め立てなどによる藻場・干潟の減少」を「人間の活動」一般にもとづくとして、他人事のように記述しているが、農水省の直轄事業によって多くの干潟が消滅してきた事実は重大である。これまでの干拓推進政策を農水省ないし政府として、まずは真摯に反省し、今後は干潟・藻場を破壊する事業は一切行わないという態度表明が必要ではないか。そうでなければ、＜4つの基本的な方針＞の（2）に掲げる「国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進」という方針も、国民に嘲笑されるのみで説得力がない。	わが国の食料の安定的供給及び地域の農業振興を図るためには、生産性の高い農業経営を実現しうる優良な農業を確保することが重要であり、干拓事業は、平坦かつ大規模な優良農地を造成し、意欲ある農家による生産性の高い農業を実現するために有意義な事業であるとともに、事業実施に当たっては、周辺環境との調和を図りつつ、適切な環境保全対策を検討し、もって事業の円滑な推進に努めているところです。

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
41	172	2部 1章 9節	<p>以下の二つの施策は、生物多様性の保全や自然再生を動機・目的としたものとは受け止めがたい。特に干潟藻場の保全（ここでの保全とは具体的に何をするという意味なのか不明）と造成をくくりにした理由が理解できない。食害生物の駆除は生態系の更なる攪乱をもたらす可能性が高く、海藻類・二枚貝の拡散・移植は開発にもとづく便宜的措置と考えられるだけでなく成功の保証もなく、漁場の耕うんもその場しのぎの対策で場合によっては貧酸素水塊の海面への湧昇を惹起させる恐れがあり、ましてや「干潟の再生」の名を借りた浚渫土砂の投棄はいかなるものか（浚渫土砂による干潟の新造成は海域面積を狭め、また浚渫は海域水深を深めて潮流を鈍化させるなど海域環境上マイナス面が多い）と考える。問題の多い箇所なので全文削除すべきである。藻場干潟については、最低限、現存干潟等を政府自らが開発破壊しないという方針をまず謳いあげるべきではないか。</p> <p>「○海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海藻類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。平成24年3月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備を概ね5千ha実施します。（農林水産省）」（p.176なども同様）</p> <p>「○港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘跡の埋め戻しを推進します。（国土交通省）」（p.185なども同様）</p> <p>以上の2項目に代えて、「わが国最大級の泥質干潟であり、大陸性固有種である多種多様な二枚貝やゴカイ類の生息地、シギチドリの渡来地、魚介類の産卵生育場、水質浄化、地域住民の憩いやおかずの採取場として、きわめて貴重で重要な役割を果たしていた諫早干潟の回復は、わが国の生物多様性保全政策にとっても急務であり、国内国外からも高い関心が寄せられています。このため、まず潮受け堤防の排水門を開放し、調整池内に一定の干満を生じさせて前面堤防前に干潟を部分的に復活させます。その後モニタリングを行いながら、復活させる干潟面積の拡大を図るなど順応的管理を行います。（環境省、農林水産省）」という趣旨の文章を挿入すべきである。わずか62件の営農希望農家・法人をはるかに上回る1000人近い漁業者（実際には臨時雇用なども含むので堤防内だけでも数千人の生活を支えていた）が、諫早干潟のために漁業権を放棄させられた事実からも伺えるように、諫早干潟は農地としてより漁場として賢明に利用したほうが遥かに生産性は高いと考えられるからである。</p>	<p>1点目のご意見については、案のとおりとします。藻場・干潟は、多種多様な生物の繁殖、産卵、生育、採餌の場であり、持続的な漁業生産を維持する上で、また生物多様性を保全する上で、重要な役割を果たします。このため、藻場・干潟の機能低下の要因となる堆積物を除去することなどにより機能を維持する「保全」と、失われた藻場・干潟を再生する「造成」を、海域の状況に応じ総合的に推進していくことは重要な施策であり、この戦略に記述することは適当であると考えます。</p> <p>なお、藻場・干潟の保全・創造を行うにあたっては、事前に現地調査や分析を行い、取組手法が適切で効果的であるかを検証するとともに、食害生物の駆除や海藻類の移植等を行った際は、その後のモニタリング調査によりフォローアップを行い、環境への影響を確認しつつ行っていきます。</p> <p>浚渫については、その必要性を検討した上で、環境への配慮を十分に行い進めているところであり、それに伴い発生した土砂の有効活用により、干潟・藻場等の再生に取り組んでいるところです。</p> <p>また、諫早干拓事業は、平成19年度の完了に向けて、9割以上の進捗率となり、①平成11年3月の潮受堤防完成後、防災効果が調整池周辺で着実に発揮されている。②新たに造成する農地面積のおよそ1.5倍の利用希望が寄せられている。など、既に高い評価を得ています。なお、農林水産省のこれまでの調査では、潮受堤防の締切による影響はほぼ諫早湾内に止まっているとの結果を得ており、公調委の裁定や工事差止仮処分に関する裁判の決定においても、漁業被害と干拓事業との因果関係を認めることができないとしています。また、既に調整池では淡水性の動植物などによる生態系が形成されており、海水導入によってこの生態系が破壊されることが懸念されるとともに、塩分濃度等の急変により生態系が安定しない恐れがあること等から、農林水産省としては、潮受け堤防の排水門の開放は考えていません。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
42	186 - 187	2部 1章 9節	<p>東京湾と有明海については、近年流入負荷量に大きな変化がないのに、富栄養化や貧酸素水塊の発生が見られるが、これは埋立てや干拓などによる海域面積の減少が各海域の固有振動周期を短くして共振作用を弱め、もって潮流を弱めたことに起因している可能性が高い。したがって、海域面積を狭める新たな埋立てや干拓、潮の流れを阻害する新たな人工構造物（空港拡張・港湾・漁港・堤防など）の建設を原則禁止するとともに、東京湾の埋立て遊休地や諫早の調整池を元の干潟に戻し、もって潮流と生物多様性の回復を図るべきである。</p> <p>また有明海の重要な一支湾である諫早湾は、1997年の潮止めを境に潮速が30～100%も極端に鈍化し、加えて調整池から日々高濃度CODとSS（調整池内で発生した赤潮プランクトンや巻き上げられた底泥懸濁物）、さらに最近では調整池で発生したアオコの毒素を含むと推測できる水も排水されるので、湾内底質は細粒化・泥化が著しく、貧酸素および赤潮（珪藻のみならずラフィド藻類シャトネラが多いので直接漁業被害をもたらしている）が頻発し、その結果有明海の中でも最も硫化物が多い海域となっている。着工や潮止めの前後では生物相も変化した（タイラギやコノシロ・グチなど魚介類の減少とシズクガイやドロクダムシなど悪環境を好む種の増加）と考えられ、漁業者の漁獲も沖では皆無で沿岸での養殖業に依存するほかなくなっているのが現状である。かつて「有明海の子宮」「宝の海」と呼ばれ、魚介類が泉のように湧き出ることから「泉水海」の異名ももつ諫早湾は、諫早事業によってホットスポットに急変したのは明らかである。今夏も湾内では養殖アサリが大量斃死した（しかも潮受け堤防に近いほど被害率が高い）が、その直接的原因がシャトネラであれ、貧酸素であれ、アオコ毒素であれ、いずれにせよ諫早に起因することに疑いの余地はない。政府が有明海異変の原因は未だ究明中という立場に固執し続け、結論の出る時期的見通しがつかないのであれば、この際「諫早干潟と諫早湾の再生」を直接の目的として中長期開門に着手すべきである。</p>	<p>農林水産省としては、中長期開門調査については、十分な対策を講じたとしても、予期せぬ被害が生じる可能性があること、調査に長い年月を必要とし、その成果は明らかでないことから、これに変えて、有明海再生に向けた調査、現地実証などを実施しているところです。</p>
43	187	2部 1章 9節	<p>有明海・八代海総合調査評価委員会は、行政による法律の勝手な解釈の元に「個別事業の評価」に踏み込めなかったために、ノリ不作等対策検討委員会（ノリ第三者委）が提言した諫早の中長期開門調査を再提言することはなかったが、報告書では諫早湾干拓事業も異変原因の一要因とされている。ところが今後のさらに詳細な要因解明に際しては、「総合調査推進計画の策定」は評価委が行うのではなくコンサルに委託する予定と聞き及ぶが、これではますます専門家からなる評価委の権限を狭めるものであるし、調査方針が確定するまで今後何年もかかることになりかねない。戦略案が「両海域の海域環境の保全、生物資源の回復が急務」（p.186）と認識するのであれば、総合調査推進計画の策定を待つことなく、直ちに諫早の中長期開門調査に着手する方針を明記して、生物多様性回復にかける決意を示すべきである。</p>	<p>評価委員会が指摘した有明海の海域環境、水産生物に影響してきた多くの要因の中には過去から行われてきた干拓事業があり、その1つに諫早湾干拓事業も含まれております。しかしながら、経年的なデータの不足に加え、諫早湾干拓事業が有明海全体の海域環境、水産生物に対してどのような範囲で影響したのか知見が不十分であることから、評価委員会ではその影響の程度まで特定されておりません。</p> <p>農林水産省としては、中長期開門調査については十分な対策を講じたとしても、予期せぬ被害が生じる可能性があること、調査に長い年月を必要とし、その成果は明らかでないことから、これに変えて、有明海再生に向けた調査、現地実証などを実施しているところです。</p> <p>また、総合調査推進計画については、委員会報告の提言（調査のマスタープランの策定等）を踏まえ、関係調査機関の協力の下、環境省が同計画を策定するものです。本調査計画は、評価委員会における審議結果を踏まえて、策定・改訂していくこととなります。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ジ	部、 章 節	意見	対応案
44	280	2 部 2 章 7 節	<p>諫早湾干拓事業が適用された閣議アセスにせよ、現行の法アセスにせよ、事業中止のオプションが最初から封じられ、単に環境影響の軽減策策定のツールでしかないことに最大の問題点がある。このために諫干アセスは、「アセスメントの典型」と言われるほどに予測が外れたが、それは事業者自身がご都合主義的にアセスを実施する体制に起因している。諫干に先立つ南総アセスでは専門家の報告書が事業者によって改ざん引用された事実もある。法を改正して、アセス実施の主体を現在の事業者自身から、事業者にデータ提供等を義務付けた上で、環境省や各県環境部、もしくはそのもとに置かれた第三者委員会に移す必要があると考える。</p>	<p>第2章第7節1. 1（具体的施策）にある「環境影響評価法の施行の状況について検討」する際に、参考にさせていただきます。</p>
45		2 部 2 章 5 節	<p>私は十脚甲殻類の研究分類を五十年余続けており、環境庁・国土交通省の干潟環境調査及び海洋環境調査にも三十年以上携わってきました。しかし、これらの環境調査に関して常に残念に思っていることは、それらの調査で得られた貴重な採集物のデータ整理が調査会社に委ねられているために、その採集物は5年の保存期間を経た後に廃棄されているということです。つまり、日本では莫大な費用をかけた環境庁や国土交通省による干潟や海洋の詳細な環境調査結果があるにもかかわらず、分類学の専門家に提供されないデータが数多くあるというのが現状です。このような事実は、貴重な採集物のデータの専門家による再検討を不可能にしています。またこのようなデータは環境の変化を把握する重要な手掛りとなるために、日本の海洋環境調査で得られた貴重な採集物の記録を日本の専門家や国際的に活用できるようにするには如何にすべきかを真剣に検討すべき時にきていると思います。欧米の博物館では、日本を含めた各国の貴重な調査標本が数百年を経てもなお大切に保存されています。分類学発祥の地、スウェーデンのウプサラ大学では、カール・フォン・リンネの収集標本が保存されていて専門家の研究に提供されていますし、ダーウィンの収集標本の為に建造されたロンドンの自然史博物館や、フランツ・フォン・シーボルトが日本から持ち帰った収集標本を保存しているオランダ・ライデンの自然史博物館なども同様です。以上のことから、莫大な費用で得られた貴重な調査採集物のデータを有効に活用するためには、如何に日本政府の政策と専門家の知識が必要とされているかは言うまでもありません。しかし、日本では自国の種の把握や生態の変化を把握するには外国に頼らざるをえない現状にあるために、日本独自の研究が困難になっているという現実を認識する必要があります。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後の業務の実施にあたって、調査に伴い採集される標本の長期的・体系的な収集・管理体制の構築について、関係機関との連携協力も含めて引き続き検討していきます。</p>
46	61	1 部 4 章 2 節	<p>企業の生物多様性の取り組みについての事例ですが、最近の大きな出来事はやはり、世界の森林を守ろうとしているNPOと日本の企業の話だと思います。グリーンピース・ジャパン、国際環境NGO FoE Japan、WWFジャパン、地球・人間環境フォーラム、熱帯林行動ネットワーク(JATAN)の5団体が、「森林生態系に配慮した紙製品の調達方針の策定・実施に関するアンケート」を行い、日本の製紙メーカーへの圧力と紙の購入企業を巻き込んだことは記憶に新しいことです。http://www.greenpeace.or.jp/press/2005/20050624_html この話はやはり、日本の企業は世界の動きを見て、特にNGOとの対話がCSR上重要であることを示唆しています。このパラグラフには食品のMSCのみが記載していますが、やはり前述した話が日本では、企業の中に知れ渡っていますので、ぜひ「FSC認証」の言葉も記述願いたいと思います。</p>	<p>○FSCについては、58ページにおいてMSCと併せて紹介しているところですが、御意見を踏まえ、40ページ10行目（企業による取組）の次に、認証された林産物を利用した製品を使うことを明記した次の文章を追加します。「その中では、原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響とその評価などが記載すべき情報の例として挙げ、生物多様性に影響を与え、生産された原料の利用など生物多様性に影響を与えている主要な原因を取り除くことについて、原材料調達から製造段階、さらには流通や販売までの一連の流れ（サプライチェーン）を含めたより広い範囲で配慮すべきことを指摘しています。その他にもさまざまな情報・指標について記載することが求められており、」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
47		2部 2章 2節	<p>『第3次生物多様性国家戦略案』が発表されました。全体を通して、生態系を保護する姿勢が不十分だと思います。とくに第2部「行動計画」中の第2章「横断的・基盤的施策」第2節「遺伝資源などの持続可能な利用」の中で、遺伝子組み換え(GM)作物などバイオテクノロジーの利用の方向が述べられていますが、ここで述べられていることは、生物多様性を守るためにGM作物の栽培を規制するのではなく、いかにして推進するかという点にあり問題です。このまま同案が決定すると、バイオテクノロジーの暴走によって、生物多様性を喪失させる戦略になりかねません。そのため、次のように修正することを求めます。</p> <p>第3次生物多様性国家戦略案 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第2章 横断的・基盤的施策 第2節 遺伝資源などの持続可能な利用</p>	<p>ご意見をふまえ、第2部2章2節（基本的考え方）を下記のとおり修正します。「多様性を維持し、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。また、遺伝資源の多様性を考える際、経済的な有用性だけでなく、各地に特有の糞を使った味噌など、その多様性が地域独特の風土を形作っているという側面も忘れてはなりません。現時点で経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえます。」</p> <p>また、第2部2章2節1（施策の概要）3段落目を下記のように修正します。「このため、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクを含めた科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です」</p> <p>なお、遺伝子組換え生物の生物多様性への影響防止については、第2部2章1節「野生生物の保護と管理」に記載しています。</p>
48	209	2部 2章 2節	<p>「また、近年のバイオテクノロジーの発達により、ヒト・インシュリンなどの医薬品の大量生産や、病害虫抵抗性を持ったトウモロコシの育種など、生物資源の持つ有用性の価値が拡大しています。」とあります。</p> <p>病害虫抵抗性を持ったトウモロコシの広がりによって、耐性害虫が増えたり、希少種や益虫が減少するなど、弊害も顕著になってきています。そのため次のように変更すべきです。</p> <p>「また、近年のバイオテクノロジーの発達により、ヒト・インシュリンなどの医薬品の大量生産や、病害虫抵抗性を持ったトウモロコシの育種など、生物資源の持つ有用性の価値が拡大しています。しかし、同時に弊害も起きています。」</p>	<p>害虫抵抗性トウモロコシの栽培によって、これに対して害悪を及ぼす害虫が増加したり、希少種や益虫が減少するという事例については、現在のところ承知しておりません。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
49	209	2部 2章 2節	<p>「地球上の生物多様性は、バイオテクノロジーなどの科学技術の進展によって、将来人類が生き延びていくために不可欠な医薬品や食料の開発、あるいは環境問題の解決に役立つ可能性を持っていることから、」とあります。</p> <p>これは次のように変更すべきです。</p> <p>「地球上の生物多様性は、バイオテクノロジーなどの科学技術の進展によって、将来人類が生き延びていくために不可欠な医薬品などの開発に役立つ可能性をもっていますが、食料や環境への応用では危険性をはらんでいることから、」</p>	<p>バイオテクノロジーなどの科学技術は将来人類にとって必要不可欠な医薬品や食料の開発、あるいは環境問題の解決に役立つ可能性がある一方で、209ページの1. 遺伝資源の利用と保存（施策の概要）にあるとおり、遺伝子組換え生物等を環境へ放出することは生物多様性への影響が生じるおそれがあるとも考えられるので、法律に基づいて、事前の影響評価を実施し、バイオテクノロジーの安全性の確保を推進しています。</p> <p>ご意見をふまえ、第2部2章2節（基本的考え方）の3段落目を下記のとおり修正します。「多様性を維持し<u>バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。</u>」</p> <p>なお、遺伝子組換え生物の生物多様性への影響防止については、第2部2章1節「野生生物の保護と管理」に記載しています。</p>
50	210	2部 2章 2節	<p>「このため、バイオテクノロジーの科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。」とあります。</p> <p>これは次のように変更すべきです。</p> <p>「このため、バイオテクノロジーの環境へのリスクを含めた科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。」</p>	<p>ご意見をふまえ、第2部2章2節1（施策の概要）3段落目を下記のように修正します。「このため、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクを含めた科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。」</p>
51	211	2部 2章 2節	<p>「これまで得られた成果を活用して、生産コストを低減する超多収作物や、（中略）真産業の創出を促進、併せて生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続可能な利用を図る必要があります。」とあります。</p> <p>これは次のように変更すべきです。</p> <p>「これまで得られた成果を活用するに際しては、環境への配慮を優先し、併せて生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続可能な利用を図る必要があります。」</p>	<p>これまでの研究成果を活用し、実体的な社会還元を図ることが必要と考えております。なお、その際、第2部2章2節（基本的考え方）に記述しているとおり環境へ配慮しつつ生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続可能な利用を図ってまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、第2部2章2節（基本的考え方）を下記のように修正します。「生物多様性を維持し、<u>バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。</u>また、<u>遺伝資源の多様性を考える際、経済的な有用性だけでなく、各地に特有の糶を使った味噌など、その多様性が地域独特の風土を形作っているという側面も忘れてはなりません。</u>現時点で<u>経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえます。</u>」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
52	211	2部 2章 2節	<p>ここでは4つのテーマが取り上げられています。そのすべてで、バイオテクノロジーの推進が述べられており、遺伝資源の利用において最も大切な地域に根差した農業の在り方や有機農業の推進が入っていません。</p> <p>そのため、この4つのテーマはすべて削除し、次のような文言を入れるべきです。</p> <p>「先般、国会で可決成立した『有機農業推進法』にのっとり、地域ごとに適した遺伝資源を活用した農業を推進し、生物多様性に悪い影響をもたらす農業や化学肥料の使用を抑制し、有機農業を推進します。」</p>	<p>4つの具体的施策については、これまでの研究成果を活用し、実体的な社会還元を図る施策であるため、記述すべきものと考えております。なお、ご指摘の有機農業、地域に根ざした農業については、第2部第1章第6節1.1「生物多様性保全をより重視した農業生産の推進に記述しております。また、ご意見をふまえ、第2部2章2節（基本的考え方）の末尾を下記のように修正します。</p> <p>「生物多様性を維持し、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。また、遺伝資源の多様性を考える際、経済的に有用性だけでなく、各地に特有の糶を使った味噌など、地域独特の風土を形作っているという側面も忘れてはなりません。現時点で経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、その多様性が多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえます。」</p>
53	212	2部 2章 2節	<p>ここでは3つのテーマが取り上げられています。その3つに加えて次の文言を入れるべきです。</p> <p>「カルタヘナ議定書国内法が成立した際に参議院の付帯決議の中に入れられた、遺伝子組み換え食品の表示について、従来の表示では不十分であることから、表示義務の対象、表示の在り方、方法について検討します。」</p>	<p>遺伝子組換え食品の表示については、食品衛生法（厚生労働省）及びJAS法（農林水産省）において、義務付けを行っているところです。また、義務表示対象品目の見直し等についても、両省が共同で開催している「食品の表示に関する共同会議」において、適宜対応しているところです。</p>
54	216	2部 2章 2節	<p>ここでは前半部分（下から5行目まで）で、バイオテクノロジーへの応用はビジネスとして魅力的だが、資源保有国の規制がネックになっている、と述べています。もともと生物多様性条約は、主に途上国からなる資源保有国の権利を守り、先進国が知的財産権を得てビジネスとして展開するのを規制することを、その精神にしています。そのためこのような言い方は当たらず、全面削除を求めます。</p> <p>後半部分の最初に当たる、「このような状況を踏まえ、わが国としては、企業や研究者などの遺伝資源の利用者が、生物多様性条約の目的のひとつである（後略）」を、単に「遺伝資源の利用者は、生物多様性条約の目的のひとつである（後略）」と変更して残す。</p>	<p>生物多様性条約は、締約国による、生物の多様性の保全の実現とともに、その構成要素の持続可能な利用の実現を目的としています。このため、バイオ関連産業による持続可能な利用の取組みに関する記述につきましては、原案とおりとさせていただきます。</p>
55	220	2部 2章 2節	<p>具体的施策として5つのテーマが述べられています。そこで述べられているものはバイオ燃料の開発だけであり、これでは環境問題への取り組みとしては不十分である。</p> <p>その5つに加えて次の文言を入れるべきです。</p> <p>「自動車燃料を減少させるために、自動車の総走行距離を減らす努力を行います。そのために公共交通機関の充実を図り、自転車専用道路を拡充し、自動車通行の規制を図っていきます。」</p>	<p>本戦略では、環境問題への取り組みのうち、特に生物多様性に関連の深い施策について記述しています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
56	40	1部 2章 5節	<p>生物多様性条約第8回締約国会議にて「民間部門に条約への参画を促す決議」の採択された内容の例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の経営方針や企業行動を生物多様性の保全などの条約の3つの目標に適合させるのみ挙げていますが、できるだけ多くの採択内容を示したほうが、具体的にわかりやすくイメージが湧くかと思えます。 ・ 2010年目標達成に貢献するような自主的な取り組みについて、条約の締約国会議に報告すること ・ 締約国会議やSBSTTA（補助機関会合）、専門家会合などへの参加 等 <p>また、条約の3つの目標という表現は、3つの目標が前述されていないので、ここで明記すべきと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条約の3つの目標（生物多様性の保全、持続可能な利用、遺伝子資源の活動から得られる利益の衡平な分配） 	<p>御意見を踏まえ、該当箇所の段落を次のとおり修正します。</p> <p>「生物多様性条約でも生物多様性の保全のため企業の取組が進むことが期待されており、平成18年3月にブラジルのクリチバで開催された生物多様性条約第8回締約国会議(COP8)では、「民間部門に条約への参画を促す決議」が採択され、生物多様性の保全における企業の役割の重要性が示されています。その決議では、企業に求められることとして、①企業の経営方針や企業行動を条約の3つの目標（生物多様性の保全、その持続可能な利用、遺伝子資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分）に適合させること、②2010年目標達成に貢献するような自主的な取組について条約の締約国会議に報告すること、③締約国会議や科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合（SBSTTA）、専門家会合などへの参加を奨励しています。」</p>
57	61	1部 4章 2節	<p>企業の生物多様性の保全の取り組み例として、いくつか掲載されていますが、特定の業種やある程度の規模の企業でないと実施できない例が掲載されています。業種に関係なく、中小企業でも取り組むことができる例も掲載すべきと思えます。</p> <p>例：職場で使用済みプリペイドカードや切手を集め、環境NPOへ寄付することにより、自然環境保全のための 苗木の購入資金として活用される。</p>	<p>○すべての企業が利用し、中小企業でも取り組むことができる例について、40ページ10行目（企業による取組）の次に次の文章を追加します。</p> <p>「その中では、原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響とその評価などが記載すべき情報の例として挙げ、生物多様性に影響を与える方法で生産された原料の利用など生物多様性に影響を与えている主要な原因を取り除くことについて、原材料調達から製造段階、さらには流通や販売までの一連の流れ（サプライチェーン）を含めたより広い範囲で配慮すべきことを指摘しています。その他にもさまざまな情報・指標について記載することが求められており、」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
58	135	2部 1章 7節	<p>135ページ、第2部・第1章・第7節 「都市」 内に下記の2点を加筆を提案します。</p> <p>1、都市農地の保全による生物多様性の推進 理由：① 都市内の緑即ち生物多様性は一段と減少傾向にあります。その改善には、現在、存在する貴重な農地の保全が最良の手段です。</p> <p>② 今後、都市内にまとまった土地を求めることは困難です。したがって現在ある農地を「多面的機能」の発揮のために是非保全する対策を提案します。</p> <p>③ この緊急の対応は、一人府中市のみではなく、全国の都市の課題です。</p> <p>④ NP0府中かんきょう市民の会では、平成14年来、農工大との連携で研究会や現地調査等も行っていきます。</p> <p>⑤ また平成16年には、都市農地と都市整備所管省であります2省（担当課）即ち、農水大臣（大臣官房地方課政策提案室）及び国土交通大臣（都市地方整備局都市計画課・公園緑地課緑地推進室及び土地水資源局土地政策課・土地市場企画室）に、「市街化農地の保全と活用について税対策（贈与税の軽減）を含む既存制度の改正又は新制度対策を早急に確立」して頂きたい陳情書を提出済みです。こうした陳情は、現状改善のために各種組織から提出されています。</p> <p>⑥ このようなことから、是非とも都市の緑による生物多様性の観点から加筆されることを提案いたします。</p>	<p>都市における農地は生物の生息・生育環境として評価できることから、第2部第1章第7節2. 9において、市街化区域内において緑地機能などの優れた農地などを計画的に保全する生産緑地制度を都市における施策の一つとして記述しています。</p>
59	135	2部 1章 7節	<p>2、法定外公共物（水路と里道）の保全と活用による生物多様性の推進 理由： ① 法定外公共物である水路と利道は地方分権推進により、平成17年3月末までに全国で国から市町村に譲与されています。</p> <p>② 府中市では平成14年4月に水路160km、里道50kmが府中市の財産になりました。</p> <p>③ このような実態は、全国的な貴重な事実です。</p> <p>④ したがって、都市農地と同じように、都市にうるおいと安らぎをもたらす緑化や水生動物の繁殖等による都市地域の生物多様性が保たれますよう、千歳一隅の機会を生かすため、国として第3次生物多様性国家戦略として対応されますよう提案いたします。</p> <p>⑤ なお、本件についても、NP0府中かんきょう市民の会では、会としての研究会を農工大学との共催で逐次行い。また、広く市民に呼びかけてシンポジウムを実施、さらに必要により府中市の担当者と「出前講座」により実現を図っています。</p> <p>⑥ 以上のようなことから、2度とないこの機会に第3次戦略に、都市の快適性もとに生物多様性の向上対策として加えていただけますよう提案いたします。</p>	<p>ご指摘の法定外公共物については、基本的な考え方に記載されている「水と緑のネットワーク」の一要素として含まれると考えられ、特記はしていません。</p>
60	50	1部 3章 2節	<p>「多様性のある緑を、低炭素な都市づくりやヒートアイランド対策に積極的に活用する。」を追加されたい。 理由：行動計画では相当な分量で記述されているため、それとの整合性を取る。</p>	<p>御意見を踏まえ、ご指摘の内容を望ましい地域のイメージに追加することとし、50ページ25行目の「…湧水なども活用して生まれている。」の後に、「これらの街路樹や緑地は地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、都市における良好な景観の形成などにも貢献している。」を追加します。</p>
61	144	2部 1章 7節	<p>（具体的施策）の中には環境省が行っているものがないが、環境省が実施する施策の記述を追加されたい。</p>	<p>環境省においては、本項の目的に直接該当する施策がないため、記述をしていません。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
62	205	2部 2章 1節	酸性雨防止対策や、植物に悪影響がある種類の大気汚染への対策を追加して記述されたい。	酸性雨防止対策は、第2部2章4節にて東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の取組について記述しております。 大気汚染対策については、大気汚染防止法に基づき、種々の対策を講じているところです。同法は、国民の健康の保護とともに生活環境の保全を目的としているため、種々の対策は、生態系の保全に資するものであります。しかし、生態系保全に関する個別具体的な対策を講じてはいたため、記述をしておりません。
63	224	2部 2章 3節	企業の開発に際して提供緑地を活用すること、緑被を多く取った優良設計として容積率を緩和すること、開発に伴って別の箇所でのミットゲーションを行うことも、広い意味での経済的な措置と考えられるので、ここに掲げたらいかがか。また、末尾を「有効活用されるよう、普及啓発や仕組みの整備に努めます」と、広い構えで記述できないか。	企業の開発に際する緑地の確保の仕組みについては、第2部1章7節3. 1において、緑地評価制度に関する内容を記述しております。 また、第2部2章3節1. 1（具体的施策）の8点目を下記のとおり修文いたします。「○ 例えば、 <u>生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売、保有している土地や工場・事業場の敷地での生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示、社会貢献活動のあり方など企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインなどを関係者の幅広い参画を得て策定します。（環境省）</u> 」
64	227	2部 2章 3節	環境省では、国民公園を活用するもののみならず、企業やNGOなどの連携した自然ふれあい活動を都市においても進めていると思料するので、記述したらいかがか。	ご指摘のご意見をふまえ、第2部2章3節3. 1（現状と課題）の1段落目の末尾を「…原生的な自然から都市の身近な自然までのさまざまなフィールドにおいてさまざまな主体との連携のもと推進していく…」に修文いたします。
65	232	2部 2章 3節	「学校の環境性能を高める改修を行うに当たっては、極力、緑が持つ環境調整機能を活用するよう努める」ことを環境省の施策として記述されたい。	ご意見を踏まえて、第2部2章3節4. 1の（具体的施策）に下記を追加します。「 <u>環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を行い、整備された施設を環境教育にも活用します。（文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）</u> 」
66	255	2部 2章 4節	日中、日韓、日中韓で行われている環境協力であって、生物多様性に関連するものを記述すべきではないか。	第2部2章4節2. 8「 <u>二国間渡り鳥条約・協定（P246）の（具体的施策）の2件目を、「現在、韓国との間では「環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定（日韓環境保護協力協定、1994年（平成6年）締結）」に基づき渡り鳥等の保護協力が行われているところ、渡り鳥条約・協定の締結に向けた準備を進めます。</u> 」と修文します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
67	276	2部 2章 6節	(具体的施策) [緩和策] ヒートアイランド対策として環境省が実施している施策を加えて記述されたい。	御指摘を踏まえ、第2部2章6節1. 1 (具体的施策) にヒートアイランド対策について記述いたします。 「○ ヒートアイランド現象の緩和のために、屋上緑化、壁面緑化及び高反射性塗装などの対策技術を推進します。(環境省)」
68	277	2部 2章 6節	感染症を媒介するものなど、南方の有害な昆虫の北上を監視し、公衆衛生上の支障が生じた場合に講ずべき総合的な防除策をあらかじめ立案しておくことを記述に加えられるたい。	ご意見をふまえ、第2部2章6節(具体的施策)の[モニタリング及び適応策]の6点目として、下記を追加します。 「○地球温暖化に伴う、感染症を媒介する蚊などの人の健康や生活環境に有害な影響を及ぼす生物の分布拡大について、適切なモニタリング・調査を進め、総合的な防除策について検討します。(環境省)」
69		全般	昭和40年代から、里山の小さな流れの中から殆ど全ての動物が姿を消した。これは全国に3000箇所とも言われるゴルフ場のできた時期と一致する。ゴルフ場では土中のモグラ、ネズミ、昆虫の幼虫、ミミズなどの徹底駆除、芝生、樹の昆虫駆除のために農家で使用する量をはるかに超えた農薬(毎年平均2トンとも言われる)が使われていることと関係している。ゴルフ場近くの里山の小さな流れには、かつてどこにでもホトケドジョウ、ヨコエビ、サワガニ、カワニナ、ヤゴをはじめとする昆虫などがいた。そしてもうすこし下の小さな河川にはメダカ、タナゴ、シジミ、オイカワ、ハヤ、ギバチ、フナ等々の生き物がいた。今はそれらの生き物は勿論、他の生き物の姿を目に出来ないのである。この傾向はさらに大きな河川でも同様である。しかし、里山の流れは今も清流のように澄んでいる。この流れの中に生き物が全くいないことに気づくと恐怖さえ覚える。里山のような、森と流れがあるところには必ず生の営みを感じられる自然環境は人間、特に幼少年期、の精神生活、生命観、自然観の形成にはかり知れず貴重である。ゴルフ場側は水質、空気とも全く安全と主張するが、破壊された里山の生態系が全く復元されていない以上、安全を語る資格はない。生物を指標としたモニタリングは比較的容易である。	(感想・その他)
70	202	2部 2章 1節	「3. 1 外来種など」というタイトルについて このセクションでは、外来種と遺伝子組換え生物について述べられているにもかかわらず、タイトルには「外来種など」と外来種のみがとりあげられており、まるで遺伝子組換え生物の問題を隠したいか、小さいこととして扱いたいのかのような印象を与えています。 「3. 1 外来種、遺伝子組換え生物」ときちんとタイトルにも入れ、生物多様性にとって遺伝子組換え生物の問題が重要な課題であることを示すべきだと考えます。 もしくは、「3. 1 外来種」「3. 2 遺伝子組換え生物」とセクションを分けるのがベストではないかとも感じます。	ご意見をうけて、「3. 1 外来種、遺伝子組換え生物等」と修文します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
71	202	2部 2章 1節	<p>「遺伝子組換え生物等の使用等に先立つ影響評価の実施など、カルタヘナ法の適切な施行により、生物多様性への影響の防止が図られています。」の部分 この部分の直後に「未承認の遺伝子組換え観賞魚が国内で流通するなど、カルタヘナ法や遺伝子組換え生物への認識が必ずしも十分でないと考えられるため」とあり、カルタヘナ法が適切に施行されているとは言いがたい状況が示されているにもかかわらず、「カルタヘナ法の適切な施行により～防止が図られています」と記述するのは、文章に矛盾があります。 文末を、「図られるべきです」などに変える必要があるのではないのでしょうか。 同法が適切に施行されているとは言いがたい状況は、研究において用いられる遺伝子組換え動物に関して、文部科学省から多数の厳重注意が出ている実態からも指摘できると思います。</p> <p>参考資料： 谷博之参議院議員による質問主意書 ■164回国会 質問第七九号 独立行政法人産業技術総合研究所等における動物実験施設に関する質問主意書より抜粋 七 カルタヘナ議定書担保法の施行後、遺伝子組換え生物等の第二種使用について、これまでに明らかになっている同法違反事例はどのくらいあるのか。違反していた条文ごとに整理して示されたい。 ■文部科学省回答より抜粋 七について 主務官庁において把握し、厳重注意を行った遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る違反事例は、カルタヘナ法第十二条について一件、カルタヘナ法第十三条第一項について九件、カルタヘナ法第十五条第一項について一件及びカルタヘナ法第二十六条第一項について四十五件である。</p>	<p>ご意見をうけて、「が図られています」から「に努めています」に修正します。</p>
72	201	2部 2章 1節	<p>「未承認の遺伝子組換え観賞魚が国内で流通するなど、カルタヘナ法や遺伝子組換え生物への認識が必ずしも十分でないと考えられるため、ホームページや関係団体への情報提供などを通じ、普及啓発の推進が必要です。」の部分 カルタヘナ法には罰則規定があるにもかかわらず、厳重注意などで終わってしまっているきらいがあります。観賞魚の場合は、罰則より魚の回収が優先されたのだらうと思いますが、自ら遺伝子組換え生物を生み出している研究者たちが法律を守っていないのに罰則の適用を受けないのは、問題だと感じます。</p> <p>研究者を行なっている人たちのシンポジウムなどでも、遺伝子組換え生物に関してはガイドラインしかなかった時代があり、法律になってもその時代の意識のままで、順法精神が薄いきらいがあるという話を聞きます。厳しい法の運用を対策として書き込むべきだと考えます。</p>	<p>これまでの遺伝子組換え生物等の不適切な使用等では、関係者の法令に対する理解が不十分であったことが主な理由と考えられますので、法令の理解及び遵守について周知徹底をする事が必要であるとの趣旨で記述しております。</p>
73	201	2部 2章 1節	<p>またこの部分は、「未承認の遺伝子組換え観賞魚が国内で流通するなど」に加え、「大臣承認を受けないまま遺伝子組換え動物が実験に利用されるなど」という事例を追加するべきではないかと感じます。</p>	<p>記述の部分は、生物多様性への影響の防止との観点から、「認識が必ずしも十分でない」ことの主なものとして「未承認の遺伝子組換え観賞魚が国内で流通する」が挙げられています。ご意見は不適切な二種使用等に関するものと思われませんが、これらは実体的な拡散防止措置が執られている場合が主であるため、ここでいう主な例には当たらないと考えられます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
74	202	2部 2章 1節	<p>さらに言えば、現状のカルタヘナ法が十分なのかどうかも将来的には検討課題だと思いますので、その点も対策として書き込むべきではないかと思ひます。</p> <p>法律の附則第7条にも、「施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とあり、状況の変化によって法律自体も変わりうる事が書かれていると思ひます。</p> <p>法律ではカバーしきれていない点は、現在、遺伝子組換え生物に関する議論が「安全かどうか・生物多様性に影響があるかどうか」ばかりとなっており、社会的にその遺伝子組換え生物が必要とされているのかどうか、人間の社会・経済にどのような影響を与えるのかという視点での規制がまったくできていないところだと感じます。何か起きる前の予防という視点からも、市民社会の多様な意見を汲み取るという視点からも、より幅の広い規制ができる法律を望みます。</p>	<p>カルタヘナ法は法第一条にあるように、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものです。</p> <p>なお、同法附則第7条の規定をふまえ、法律の施行状況等の検討を行う予定です。</p>
75	204	2部 2章 1節	<p>「3. 2 非生物的要因」というタイトルについて</p> <p>化学物質の環境に与える影響の重大さを考えると、「非生物的要因」とだけするのは問題を矮小化してしまっている嫌いを感じます。</p> <p>「3. 2 非生物的要因（化学物質など）」とするか、「3. 2 化学物質など非生物的要因」として、化学物質の問題をもっと前面に出せないのでしょうか。</p>	<p>ご意見をふまえ、「3. 2 <u>化学物質など非生物的要因</u>」とします。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
76	204 - 205	2部 2章 1節	<p>「3. 2 非生物的要因」のセクション全体について 化学物質にはもう一つ、医薬品（人間用・動物用）も含まれるはずですが、「現状と課題」にも「具体的施策」にも出てきません。医療機関から排出される医薬品や、体内で分解されずに排出される医薬品などが環境に影響を与えている可能性は、海外などでは環境問題の一部として意識されていると思いますが、日本では医療機関においても意識が希薄なきらいがあるかと思えます。ぜひ生物多様性国家戦略に盛り込み、国民の意識向上に努めるべき課題のひとつではないでしょうか。</p> <p>去年、環境省が環境中の医薬品成分も調査するという共同通信の記事（省略）を読み、いよいよこの問題も政策課題にのったのかとうれしく思っていましたので、案にこの点が書かれていないのは残念でした。</p> <p>日本では、風邪には効かない抗生物質を多くの医療機関が処方していたり、医療機関が薬価差で利益をあげている実態があるため、医薬品が過剰に処方されてしまっています。対策としては、医薬品の過剰投与を規制する政策が必要だと考えます（厚生労働省）。</p> <p>とはいえ、現状ではデータも不足しているのではないかと思えますので、まずモニタリングからでも盛り込むことはできないでしょうか。</p> <p>抗生物質に関しては、今年、「野生動物に耐性菌」という報道もありました（省略）。農薬だけではなく、動物用医薬品に関しても農水省の取組みとして記載してほしいと考えます。</p>	<p>第2部2章1節3. 2において、化学物質の残留性を把握するための調査の実施について記述しています。その調査対象物質に化管法の指定化学物質である医薬品成分も含まれています。今後とも、化学物質環境実態調査の着実な実施に努めてまいります。</p> <p>なお、投薬は、必要があると認められる場合に行うべきものであり、添付文書の注意事項や患者の状態に応じ、適切な医学的判断の下、医師が行うべきものとなります。</p> <p>動物用医薬品の抗菌性物質製剤について、非科学的に使用されることが無いように、薬事法及び獣医師法に基づき、販売及び使用方法を規制しています。具体的には、獣医師が自ら診察し（要診察医薬品制度）、指示を受けた者のみに抗菌性物質製剤を販売することができます（要指示医薬品制度）。</p> <p>また、使用対象動物、用法などを定めた使用基準に従って使用することが義務付けられています（使用規制制度）。薬剤耐性菌については家畜衛生分野でのモニタリングを実施（JVARM）しており、その結果を毎年度公表しています（農林水産省動物医薬品検査所ホームページ：http://www.nval.go.jp）。</p> <p>また現在、抗菌性の動物用医薬品及び飼料添加物について、薬剤耐性菌等に関する食品健康影響評価を食品安全委員会に求めているところです。</p>
77		全般	<p>文章が専門的(役人の文章)で読みづらい。 国民・市民に内容を分かりやすく伝え、理解してもらうためには、もっと平易な文章にして、図表等を積極的に活用するなどの工夫が必要。</p>	<p>できるだけ平易な文章とするよう努めました。写真や図表を使い、内容をより分かり易くまとめたものをパンフレットとして発行する予定です。</p>
78		2部	<p>施策の実施については、行政機関が実施するいわゆるハード施策が中心になっているが、国民との協働の視点からの施策の提起が大切。例えば、必要生物多様性の恵みを受ける衣食住等国民の日常生活場面における具体の行動を積極的に提起するなど。</p>	<p>ご指摘の通り、国民との協働の視点は重要であり、前文（各主体の役割）に国民の役割について記述しているところです。第2部2章3節1. 1（具体的施策）にも、国民ひとりひとりの自主的な行動を促すような具体的な提案を行うことを記述しています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
79	6	前文	本戦略は、政府としての計画ですが → 本戦略は、政府の施策についてとりまとめた計画ですが（理由）「としての」がわかりにくい	御意見をふまえ、「本戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な考え方と政府の施策についてとりまとめた計画ですが」と修正します。
80	19	1部 2章 1節	地球温暖化の危機 → 地球温暖化による危機 （理由）地球温暖化そのものについてでなく、地球温暖化による生物多様性への影響について記述していることから。	御意見のとおり修正します。
81	19-	1部 2章 1節、 2節	「第1節 2地球温暖化の危機」と「第2節 地球温暖化と生物多様性」の記述に重複感があるので、記述を整理したほうがよい。 例えば、この部分は、地球温暖化による生物多様性への影響を2段落程度で簡単に述べ、あとは“第2節で詳細に述べる”とし、第2節の冒頭でも“第1節2で述べたとおり”という言葉を入れれば、重複感がなくなるのではないと思われる。	御意見をふまえ、20ページ4行目「例えば、…」以下について第2節と重複している部分が多いため削除します。それに伴い、「適応策を検討していく必要があります。」を「適応策を生物多様性の観点からも検討していく必要があります。」と修正します。
82	19	1部 2章 1節	環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会 → 環境の保全と経済の発展が地球規模で両立すると仮定した社会 化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会 → 化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現すると仮定した社会 （理由）シナリオ分析による予測であることを明確化するため。	御意見のとおり修正します。
83	19	1部 2章 1節	全球平均気温が → 全球平均気温の上昇が （理由）タイプミスではないと思われる。	御意見のとおり修正します。
84	19	1部 2章 1節	「その場所での適応」、「移動による適応」の意味がわかりにくいので、もう少し何を言おうとしているのか具体的にわかりやすく記述すべき。	御意見をふまえ、ご指摘の一文を以下のように修正します。 「環境の変化をそれぞれの生きものが許容できない場合、「その場所で進化することによる適応」、「生息できる場所への移動」のいずれかで対応ができなければ、「絶滅」することになります。」
85	21	1部 2章 2節	海水の上から息継ぎのために顔を出すアザラシを捕獲しており、 →海水の上から、息継ぎのために顔を出すアザラシを捕獲しており、 （理由）原案だと、海水の上からクマが捕獲するのでなく、海水の上からアザラシが顔を出すように読めるため。	ご意見の通り修正します。
86	32	1部 2章 4節	カモシカ → ニホンカモシカ （理由）和名を使ったほうが良いと思われる。	ご意見のとおり修正します。また、御意見を踏まえて、「シカ」、「サル」、「クマ」についても、表記を整理します。
87	33	1部 2章 4節	「自然への働きかけがすくなくなったこと」について、既に18ページ（2）第2の危機で詳細に述べてはいるが、ここでも再度どのような働きかけなのか簡単に説明したほうがわかり易い。	18ページにも詳述しているところであり、記述の重複を避けることとします。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
88	34	1部 2章 4節	新たな生物 → もともとその地域には生息しなかった生物 (理由) 外来種の説明としては、この方が適当であると思われる。	御意見のとおり修正します。
89	34	1部 2章 4節	遺伝子のレベルで見ると多様性を有しています。→遺伝子のレベルでの多様性を有しています。 (理由) 表現としてのわかりやすさ。	御意見のとおり修正します。
90	35	1部 2章 4節	渡り鳥や海の哺乳類の一部など → 渡り鳥やウミガメ、海の哺乳類の一部など (理由) 下の例示にウミガメもあるため。	御意見のとおり修正します。
91	35	1部 2章 4節	これらの移動する動物 → これらの国境を越えて移動する動物 (理由) どこを移動するのか明確にしておいた方がいい。	御意見のとおり修正します。
92	43	1部 3章 1節	次のとおり、加筆修文すべき。 「これまでに地球規模で行われたミレニアム生態系評価 (MA:2005) や地球規模生物多様性概況第2版 (GB02:2006) に学びつつ、国連大学高等研究所 (ザクリ所長はMAの共同議長) が提唱している「日本における里地里海サブグローバル・アセスメント (SGA)」やポツダム・イニシアティブでの地球規模での分析とも連携を取りながら、わが国の生物多様性総合評価について、自然条件や社会経済的状況に応じた手法で取り組みます。」 (理由) 国連大学高等研究所では、MAの手法を用いて、COP10に向けた成果物とすべくSGAを実施しようとしており、これとの連携も記述すべき。	御意見をを受けて、239ページ31行目第2部2章4節1.3 (現状と課題) に下記を追加します。 「また、国連大学高等研究所がミレニアム生態系評価 (MA) の枠組みのもとでの実施を提唱し、COP10での成果の発表を目指して検討を進めている「日本における里地里海サブグローバル・アセスメント (SGA)」に対して、必要な助言やデータの提供といった協力をするとともに、関連する様々な国際的取組とも連携を図りながらSATOYAMAイニシアティブの取組をすすめていきます。」
93	47	1部 3章 2節	「山岳部の植生はボランティアの力によって修復され」について、ボランティアだけ特記すると国は何もやらないような印象がある。	御意見をふまえ、「山岳部の植生はボランティアの協力もあって」に修正します。
94	49	1部 3章 2節	「多様な生きものはぐくむ有機農業が広がることによって」について、有機農業だけ特記するのではなく、例えば、「有機農業をはじめとする環境保全型農業」のように少し広めに書いた方がいいのではないかと思います。	御意見のとおり修正します。
95	50	1部 3章 2節	「都市周辺の谷に存在する小規模な水田・・・」で書かれていることは、どちらかというところ「(2) 里地里山・田園地域」に近いイメージではないかと思われる。	都市地域と一体となった地域での都市住民による活動の姿をイメージしたものであり、その点を明確にするため、「都市の郊外部の谷にある小規模な水田」と修正します。
96	60	1部 4章 2節	第10回締約国会議 (COP10) の開催を契機に → 第10回締約国会議 (COP10) の開催に向けて、もしくは 第10回締約国会議 (COP10) の招致を契機に (理由) 「開催を契機に」は開催「後」の取組のように読める。	御意見をふまえ、「招致を契機に」と修正します。
97	65	1部 4章 2節	水田や広葉樹の大木のある森林などに依存するトキをはじめとした鳥類やツシマヤマネコなど → 広葉樹の大木のある森林や水田などに依存するトキをはじめとした鳥類やツシマヤマネコなど (理由) トキが大木のある森林にだけ依存しているように読め、水田にも依存しているように読みづらいため。	御意見のとおり修正します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
98	65	1部 4章 2節	多様な野生生物をはぐくむ空間づくりを地域の人々と協力しながら行います。 → 多様な野生生物をはぐくむ空間づくりを地域の人々と協力しながら引き続き行います。 (理由) 既に行われている取組みであることから。	今回佐渡のみを記述したものではないよう修正を行っていることから、修正は必要ありません。ご指摘ありがとうございました。
99	68	1部 4章 2節	魚類などの遡上や降下の環境を改善 → 魚類などの遡上や降下を容易にするような環境の改善 (理由) わかり易い表現とするため。	御意見をふまえ、「魚類などが遡上や降下しやすくなるよう環境を改善する」と修正します。
100	68	1部 4章 2節	「こうした湿地を増やすため、・・・ピオトープづくりに努めます」については、湿地の創出だけでなく、残された湿地の保全についても明記べき。	御意見をふまえ、「こうした湿地の保全を進めるとともに、耕作放棄地や」と修正します。
101	222	2部 2章 3節	「いきものにぎわいプロジェクト」とは何なのかわかりやすい説明が必要。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2部2章3節1（施策の概要）を下記の通り修文いたします。 「生物多様性の意義や生物多様性国家戦略への国民の理解を深め、具体的な行動を引き出すために、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及広報が大切です。また、地方公共団体、企業、NGO、国民などさまざまな主体の参画を促進するため、それぞれの主体に期待される取組を明確化し、主体同士の情報共有、地域の教育機関などを含む多様な主体の連携、優良な取組を奨励する仕組みなどを構築することなども大切です。 一方、「生物多様性」という言葉は抽象的で分かりにくい面がある上、自分たちの暮らしとの接点が見いだせないという声も少なくありません。生物多様性を私たちの暮らしとの関係から考えてみると、単にさまざまな生きものがたくさんいるというだけではなく、生物多様性の恵みがもたらす「暮らしのにぎわい」、人も生きものも生き生きと暮らす「地域のにぎわい」という意味があるとと言えます。 そこで、このような生物多様性の重要性を子どもたちの世代も含めて広く社会に浸透させていくために、2010年のわが国でのCOP10招致を契機に、「人と自然が共生する未来の社会像」を、にぎやかな前向きなイメージや具体的な暮らしとの接点などを意外感とともに示していく必要があります。このようなことから、各主体の取組を推進することを目指して、多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を「いきものにぎわいプロジェクト」として展開していきます。」
102	238	2部 2章 4節	○ 国連大学高等研究所（ザクリ所長はMAの共同議長）が提唱している「日本における里地里海サブグローバル・アセスメント（SGA）」と連携・協力し、COP10において、わが国における先進的な取り組み例として、数年後に実施予定の次期MAに先駆けて、発表します。 (理由) 国連大学高等研究所では、MAの手法を用いて、COP10に向けた成果物とすべくSGAを実施しようとしており、これとの連携・協力も記述すべき。	御指摘の趣旨を踏まえ、意見No. 103への対応案のとおり修文します。

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
103	239	2部 2章 4節	「SATOYAMAイニシアティブ」とは何なのか、わかりやすく具体的な説明が必要。	<p>ご意見をふまえ、下記の記述にさしかえます。</p> <p>「(現状と課題)</p> <p>世界には、社会経済活動において短期的な生産性を重視するあまり、現地の気象、土壌及び水理的な条件を考慮しない、もしくは自然の回復力を超えた収奪的な農業活動、過剰な伐採と伐採地の放置、家畜の過放牧などにより、各地域に特有で多様な生態系の劣化及び喪失が進んでいる地域が見られます。その結果生じている地球上の生物多様性の損失は、渡り鳥の減少などわが国の生物多様性の損失につながることはもちろん、食料、木材の多くを海外の生物多様性に依存している日本では国民生活へも大きな影響をあたえます。</p> <p>このため、わが国にとって、また国際社会全体にとって、地域の環境が持つポテンシャルに応じた持続可能で循環的な自然資源の利用を通じて、自然共生社会づくりを進めていくことが、低炭素社会づくりや循環型社会づくりとともに、持続可能な社会を構築するうえで不可欠です。</p> <p>わが国には、里地里山に代表されるように、自然を単に利用するだけでなく、上手く利用しながら協働して守り育てていく智恵と伝統があります。また、アジアをはじめ、世界各地にも自然と共生するための伝統的な自然資源の利用形態や社会システムがあります。こうした智恵や伝統を現代において再興し、さらに発展させて活用することにより、世界各地の自然条件と社会条件に適した自然共生社会を実現していくことが必要です。</p> <p>生物多様性条約締約国会議をはじめ、生物多様性に関する国際的な議論においても、生物多様性の持続可能な利用の確立が先進国、途上国に共通する重要な課題となっており、その課題解決にも貢献すると考えられます。</p>

意見 No	ペ ジ	部 、 節	意見	対応案
				<p>また、国連大学高等研究所がミレニアム生態系評価（M A）の枠組みのもとでの実施を提唱し、COP10での成果の発表を目指して検討を進めている「日本における里山・里海サブグローバル・アセスメント（SGA）」に対して、必要な助言やデータの提供といった協力をするとともに、関連する様々な国際的取組とも連携を図りながらSATOYAMAイニシアティブの取組を進めていきます。</p> <p>（具体的施策）</p> <p>○ 里地里山を中心にわが国の自然観や社会経済のシステムなどの自然共生の智恵と伝統を活かしつつ、現代の智恵や技術を統合した自然共生システムを再構築します。こうしたわが国で確立した手法に加えて、アジアを中心に世界各地にも存在する持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを収集・分析し、地域の環境が持つポテンシャルに応じた持続可能な自然資源利用を通じた自然共生社会づくりを実現するための共通原則をとりまとめます。（環境省）</p> <p>○ この共通原則を世界各地の自然共生社会の実現に活かしていくことを、「SATOYAMAイニシアティブ」と名付けて、国際機関や各国とも連携しながら、COP10等の国際的な場で提案・発信していくとともに、この原則に基づく国際的な枠組みへの参加を広く呼びかけていきます。（環境省）」</p>
104	20	1 部 2 章 1 節	<p>「・・・科学的知見の蓄積が十分ではありませんが、」と記述されていますが、今や科学的に証明ができていない或いは不明なことが多いなどと言いつつしている段階ではないことは明らかです。逃れることのできない深刻な危機として新国家戦略に反映していただきたいと考えます。その意味で「・・・わが国の生物多様性に深刻な影響が生じる可能性があります。」では曖昧であり、「可能性がありますが」は削除すべきと考えます。例えば「・・・わが国の生物多様性に深刻な影響が生じることは避けることができない。」と修正をお願いします。</p>	<p>17ページ17行目にあるとおり、逃れることのできない深刻な問題として、地球温暖化の危機をとりあげています。御意見をふまえ、20ページ1行目を「…生じることは避けることができないと考えられています。」と修正します。</p>
105	174	2 部 1 章 9 節	<p>戦後の埋め立てにより干潟の面積が大幅に減少し、わずかにしか残っているに過ぎない現状とそしてなお現在も沿岸域の埋め立て面積は年間800ha横ばいで続けられている現状が記述されています。生物多様性にとって800haの埋め立て面積の横ばいの現状はあいかわらず負の現状が続くこと意味します。残された干潟・浅海域をこれ以上狭めることは沿岸域の環境に致命的マイナスの影響を与えます。生物多様性の実効性のある実現のためには現在残されている干潟・浅海域を確実に保全することを最優先の課題とすべきです。</p> <p>しかし、具体的な施策を見ますと、干潟・浅海域の保全の必要性は記述はあっても、埋め立て面積を減少させる具体的な施策が皆無です。横ばいではなく埋め立て面積を減少させる施策の立案をお願いします。干潟埋め立てを放置して、再生事業推進では対症療法であり国家戦略とは言えないと考えます。</p> <p>どうか、保全を優先し、再生事業には慎重な配慮を強調していただけないでしょうか。</p>	<p>藻場、干潟、サンゴ礁の保全のための具体的施策については、第2部1章9節1. 2「海洋生物多様性の保全のための保護区」にも記載していることから、ご意見をふまえ、第2部1章9節1. 3と1. 4の（具体的施策）に、それぞれ下記を追加します。</p> <p>「○ 「1. 2 海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、藻場・干潟の保全を図ります。（環境省）」</p> <p>「○ 「1. 2 海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、サンゴ礁の保全を図ります。（環境省）」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
106	222	2 部 2 章 3 節	<p>生物多様性の保全の意義、重要性を社会に浸透させることは重要です。今回の国家戦略の策定にあたり、従来に比べ、NGOなど格段に広い範囲に勉強会などを通じて周知をし、意見・提言の収集を図られたことはとても良かったと思います。生物多様性国家戦略の言葉を広めることは、戦略の実行をより促進することに効果があります。更に今後は戦略策定開始の前段階から市民やNGOが参加できる仕組みを構築されることを要望します。NGOや市民には普及広報や国民的参画の推進・支援の中核的な役割を果たせる能力と行動力を期待できます。</p>	(感想・その他)
107	50	1 部 3 章 2 節	<p>●[意見1] 「…子どもも含めた地域のコミュニティのつながりが強くなっている。」の後に、改行して、「都市の構造がコンパクトになり、土地利用に余裕がみいだせるようになった郊外部では、森林や湿地などの自然の再生が、積極的に進められている。」を追加する。</p> <p>[意見1に対する理由] 過去100年、特に高度経済成長期を境に、都市の無秩序なスプロール化が進み、この過程で、森や湿地などの自然環境が急速に破壊され、都市地域の生物多様性が大きく低下しました。しかしこれからの100年、日本は各地で、人口が、大幅に減少していくことが予想されています。都市構造のコンパクト化とともに、土地利用に余裕がみいだせるようになった郊外部では、これまでのスプロール化とは逆に、失われた自然をとりもどす自然再生を進めることが、超長期的方針として重要であり、そのことを都市地域の〈望ましい地域のイメージ〉を述べた本国家戦略のこの部分に、示しておくことは大切です。</p>	<p>生物多様性の回復のイメージに引き続いて記述することが適当であると思われるため、50ページ28行目「…回復が図られている。」の後に、「土地利用に余裕がみいだせるようになった郊外部では、森林や湿地などの自然の再生により、豊かな生態系が回復している」を追加します。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部 、 章 、 節	意見	対応案
108	40 135	1 部 2 章 5 節、 2 部 1 章 7 節	<p>●【意見2】</p> <p>・P.40L16「…都市部の低未利用地については緑化などを進めることで都市の中の身近な生きものの生息・生育地としての活用が考えられるなど…」中の下線部分を「地域在来の植物を用いた緑化」に修文する。</p> <p>・P.135L35、国土空間施策における「第7節 都市」の「基本的考え方」の末尾に、「なお、緑化及び緑地の整備に当たっては、地域在来の植物の利用に努めます。」という文を追加する。</p> <p>[意見2に対する理由]</p> <p>生物多様性国家戦略に、海外園芸品種を含めた言葉である「緑化」という用語を使用することは、間違っており、一般の国民、事業者を混乱させます。本戦略案においても、「植物の分野でもヨモギやヤマハギなど外来種と同名ということで海外から持ち込まれる緑化植物による遺伝的攪乱のおそれが指摘されています。」(P.35)、「緑化植物については、地域の生物多様性の状況に応じて適切に使用していくため、関係省庁が共同でその問題点を整理し、外来緑化植物の取扱いについて検討しています。引き続き、その影響について情報を収集し、今後の対応を検討する必要があります。」(P.202)、「…外来の牧草など、外来緑化植物による生態系影響についてデータを収集分析するとともに、在来種による緑化を推進するため、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握を推進します。(環境省)」(P.203)との記述があります。</p> <p>「政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること」などの決議が、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案(外来生物法案)」の衆議院環境委員会での採択時(平成16年5月25日)などで行われています(省略)。</p> <p>以上のことから、生物多様性国家戦略における上記箇所などのように、「緑化」、「緑」とある部分をチェックし、固有名詞等で修文できないところ以外で修文が可能なところは、「地域在来の植物を用いた緑化」と修文する、又は「緑化及び緑地の整備に当たっては、地域在来の植物の利用に努めます。」という文を追加する必要があります。</p>	<p>40ページ16行目については御意見とおりに修正します。</p> <p>135ページ35行目については、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「また、このように保全・再生・創出された自然的環境が生物多様性の保全に貢献するためには、その質の維持・向上を図ることが重要であることから、<u>地域在来の植物の活用とともに、適切な管理に向けた取組みを推進</u>します。」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
109	108	2部 1章	<p>●【意見3】 本戦略案第2部第1章国土空間的施策、第1～4節(広域連携施策)及び第5～9節(地域空間施策)となっているところ、広域連携施策の一環として「第5節 自然立地を重視した土地利用」を追加し、洪水ハザードマップ、津波・高潮ハザードマップ等の各種ハザードマップを、土地利用計画に生かしていく旨を記述する。 [意見3に対する理由] 生物多様性の重要性を説明した本戦略案第1部第1章第2節において、生物多様性を尊重することが、暮らしの安全を考えることにつながるという重要な観点が示されています(P. 14～15。新・生物多様性国家戦略においても、第2部第1章に5つの理念の一つ「世代を超えた安全性・効率性の基礎」として、本戦略案より全体的に的確に示されています)。 この観点について、行動計画である第2部では、一部の地域間施策には反映されていますが、国土空間施策全体に反映されていません。 生物多様性の保全を重視した土地利用が、暮らしの安全の基礎でもあるというこの重要な観点を、第2部行動計画の国土空間策全体に反映するため、広域連携施策の一環としてその末尾に「第5節 自然立地を重視した土地利用」として追加し、洪水ハザードマップ、津波・高潮ハザードマップ等の各種ハザードマップを、土地利用計画に生かしていく旨を記述することを望みます。</p>	<p>第2部においては、行動計画として、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を記述することとしております。御指摘のハザードマップについては直接的には上記に該当しないため、記述の追加はいたしません。なお、環境と安全の両立の観点は、第2部1章の各節の中に盛り込まれていると考えます。</p>
110	224	2部 2章 3節	<p>●【意見4】 「国民からの寄付金を用いて、自然保護のために自然の豊かな民有地を買い入れて管理を行い、保全を図っていくとするナショナル・トラスト活動・・・など、国民の善意の寄附が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。(環境省)」中の「国民からの寄付金を用いて」部分を「国民及び事業者からの寄付金を用いて」と修文する。 [意見4に対する理由] 事業者も国民ととらえられる場合がありますが、環境基本法での区分の観点をここでは参考に、寄附者として事業者の果たす役割がこれまで大きく、また今後とも期待されることから、「国民及び事業者からの寄付金を用いて」と修文することが適切です。</p>	<p>御意見を踏まえ、後段の「国民の善意の寄附が・・・」部分を「<u>国民及び企業など事業者の善意の寄附が・・・</u>」と修正します。</p>
111	224	2部 2章 3節	<p>●【意見5】 「○ 生物多様性の保全を目的としたナショナル・トラスト活動を促進するための税制上の措置について検討します。」を追加する。 [意見5に対する理由] 国及び地方自治体の財政逼迫が予想されています。これら行政による生物多様性保全施策とともに、21世紀においては、国民や事業者からの善意の寄附を用いたナショナル・トラスト活動がますます重要となります。 ナショナル・トラスト活動については、特定公益増進法人制度など、部分的には税制上の措置が講じられていますが、多くの団体にとって、固定資産税、法人税、相続税、譲渡税等の納税が、活動推進に当たっての負担・阻害要因となっています。 以上の理由から、生物多様性の保全を目的としたナショナル・トラスト活動を促進するための税制上の措置について、検討していくことが大切です。</p>	<p>ナショナル・トラスト活動に関する税制上の措置としては、第2部3章2. 1に記載した特定公益増進法人の制度があり、引き続きナショナル・トラスト活動に関する普及啓発を推進します。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
112	272	2部 2章 5節	<p>●[意見6]</p> <p>・「…農林水産分野における地球温暖化防止策を推進します。」を「農林水産分野における地球温暖化防止策を、生物多様性の保全と両立させつつ、推進します。」と修文する。</p> <p>・「…国民参加の森林づくりの推進などの総合的な取組を、…」を「…国民参加の森林づくりの推進などの総合的な取組を、生物多様性の保全と両立させつつ、…」と修文する。</p> <p>[意見6に対する理由]</p> <p>地球温暖化が進めば生物多様性に深刻な悪影響が及ぶのは確かであり、それを緩和するための対策を講じることは、生物多様性保全上も非常に重要です。</p> <p>しかし、地球温暖化対策がすべて生物多様性の保全に結びつくわけではありません。現行の京都議定書目標達成計画や農林水産省地球温暖化対策総合戦略での地球温暖化対策には、生物多様性への配慮が欠けています。生物多様性への配慮を欠いた地球温暖化対策の施策を、そのまま生物多様性国家戦略に位置づけることは、生物多様性に直接悪影響を与え得る施策を生物多様性保全策として位置づけてしまうことになりかねません。</p> <p>以上のことから、地球温暖化防止策を推進するに当たっては、「生物多様性の保全との両立」が重要との観点を明記しておく必要があります。</p>	<p>例えば第2部2章6節1. 1において「生物多様性の観点からみた地球温暖化の緩和と影響の適応」と題されているように、本戦略では生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策をとりまとめており、当該項目において掲げられている施策については、ご指摘の内容を含んだ記述がされているものと考えられることから、原文のとおりとします。</p>
113		前文	<p>●[意見7]</p> <p>新・生物多様性国家戦略にあった「国家戦略の実施状況の点検と国家戦略の見直し」の部分がつけられていない。新・生物多様性国家戦略を踏まえ、第3次生物多様性国家戦略にも、第3部として「国家戦略の実施状況の点検と国家戦略の見直し」をつける。またその際、「生物多様性保全のための予算が、安定的に確保できる方策について検討します。」という文を追加する。</p> <p>生物多様性保全施策を強力に推進し、過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」を実現していくためには、予算の問題を避けることができない。生物多様性保全のため予算が安定的に確保できる方策について検討する必要がある。</p> <p>生物多様性保全の基本は土地の確保である。国家予算の相当割合を、大胆に、継続して、土地の確保に使い、100年計画を実現していくため、第3次生物多様性国家戦略に、「予算確保方策についての検討」を示しておくことが大切である。</p> <p>[意見7に対する理由]</p> <p>国の予算に「環境保全経費」という「くくり」があります。下のグラフ（省略）は国全体の予算に占める「環境保全経費」の割合を、グラフにしたものです。近年、毎年その割合が減る傾向にあります（※平成19年度は予算案の額）。</p> <p>次のグラフ（省略）は、「環境保全経費」の中の予算を、「事項別」に見たものです。「自然環境の保全と自然とのふれあいの推進」の予算が、環境保全経費の中でもまた減り続けています。</p> <p>生物多様性保全施策を強力に推進し、過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」を実現していくためには、予算の問題を避けることができません。</p> <p>第3次生物多様性国家戦略に、「予算確保方策についての検討」を示しておく必要があります。</p>	<p>点検と見直しについては、前文（p 7）に記述していません。予算については、本戦略に記載された施策を実施できるように、関係省庁においてその確保に努めていきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
114	200	2部 2章 1節	<p>* 傷病鳥獣救護体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県は1～3ヶ所以上の鳥獣保護センターを設置する。 2. センターは、二次診療、リハビリ、調査研究と環境教育を行う。 3. センターには臨床獣医師を2名以上常勤させる。 4. 個人動物病院は、一次診療を受け持つ。 5. 一次診療において、行政は補助金等を保証する。 6. 予後判定基準を作り、早期に治療と安楽死に分ける。 7. 野生動物リハビリテーターを養成し、センター等に常勤させる。 8. センターの運営、調査、研究等を地方行政にて予算化する。 	<p>傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等に関しては、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針にも示しているとおおり、関係行政機関と民間団体等が連携して主体的に行うこととしています。また、傷病鳥獣受け入れの基準についても検討し、効率的で効果的な収容体制の整備についても都道府県に示唆しているところです。これらの施策をさらに充実させるため、頂いたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
115	200	2部 2章 1節	<p>* 傷病鳥獣の調査・研究</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全傷病鳥獣の内、希少種が3%前後有り、棲息地の調査に利用可能。 2. 傷病の原因を調査して、予防対策を実施する。 3. ネコ対策、人工物激突予防、外来種の駆除。 4. 感染症の有無を調査。鳥インフルエンザ、西ナイルウィルス、狂犬病等 5. 化学汚染物質の調査。 <p>被毛からミネラル（化学物質）のモニタリングが可能であり、人への影響を予知できる。被毛の場合採集が容易であり、巣や死体でも可能。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 野生動物保護管理と動物愛護との区別をはっきりさせる。これにより、予後判定基準が作りやすくなる。 7. 外来種対策を早期にしないと希少種が絶滅する可能性が高い。 	<p>1, 2, 4, 5及び6については同上のとおりです。また、3及び7の外来種の防除については、第2部2章1節3. 1に記述しているとおおり、国においてこれまで防除に取り組むとともに、今後も防除に取り組んでいきます。</p>
116	200	2部 2章 1節	<p>* 災害時の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 油等流出事故時の体制作り 現状を充実させ、油汚染動物救護獣医師を十数名養成し、災害時に国から地方行政に派遣する。行政、NGOへの啓発を積極的にする。 2. 自然災害時 ここの救護も大切であるが、生息状況調査を主体にする。 	<p>油汚染事故における野生動物の救護については、平成9年に閣議決定された「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき実施しています。その中で野生生物の保護を実施する上で必要な技術、知識の習得に関する地方公共団体や関係団体等の研修等を行うこととしており、これらについては今後とも継続してまいります。ご指摘の関係団体への普及啓発等を含め、頂いた御意見を参考としつつ油汚染事故に関する施策の充実を図ります。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
117	64 104	2 部 1 章 4 節、 1 部 4 章 2 節	戦後わが国の生物多様性の損失に果たした農林水産省の政策を厳しく反省することが重要であり、それなしには「国民各層に理解を得る」という文言も空々しい。たとえば土地改良による用排水路の三面張りやため池の改廃、過剰な農薬・肥料使用の促進、大規模林道や農道空港建設、沿岸域における干拓・埋立て、不要不急の漁港整備、自然海岸の農業堤防化など、公共土木事業に偏重した農政こそが、わが国の生物多様性を貧弱にしてきた元凶だったと言って過言ではない。こうした政策はすでに大量生産・大量消費の時代の終焉とともに役割を終えているにもかかわらず、農水省は的確な政策転換を怠ったために農林水産業の衰退を招き、担い手不足をもたらしたと考えられる。今や食料においても、「安定供給」の名の下に大量生産や効率性を追い求めるのではなく、モノカルチャーを排して多様性や安全性をこそ重視すべき時代であり、そのほうが結果として安定供給につながることを認識すべきである。生物多様性が保全された環境のもとでこそ、はじめて健全な農林水産業が育成されるという視点から、この小項目の箇所は農水省の政策の誤りへの反省から書き起こすべきであるが、そこを不問に付したまま「生物多様性をより重視した視点を取り入れる」というだけの視点では、従来政策によるマイナスを多少マイナスにする程度に過ぎず、生物多様性の回復には結び付かないと危惧する。農水省の政策を、180度転換するよう強く望みたい。	不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響を与えてきました。また、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴い身近に見られた種の減少や鳥獣被害の増加が深刻化しています。これらの負の影響を見直し、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく、平成19年7月に、農林水産省生物多様性戦略を策定したところであり、今後、本戦略に基づき生物多様性保全を重視した農林水産業を推進して参ります。
118	69	1 部 4 章 2 節	原文「このため、陸域との関係を踏まえた流域一体の取組や干潟・藻場・サンゴ礁・砂浜の保全・再生・創出を進めます。」を、「このため、陸域との関係を踏まえた流域一体の取組を推進するとともに、第一に現存する干潟・藻場・サンゴ礁・砂浜などの湿地の新たな開発は原則禁止とし、第二に劣化した湿地は科学的に原因を究明して原因に対応した修復措置をとり、第三に消滅した湿地は可能な限り復元する、という三原則を基本方針とします。」に置き換えていただきたい。理由は、これらの湿地は、第一の危機によって特に大きな犠牲を被ってきたために減少が著しく、保護の網がかぶせられた湿地があまりにも少ないのが現実であるので、いっそう厳格に保全し、生物多様性上の目的ではない「再生・創出」（以前は干潟でなかった場所への自然に反した人工干潟、工事自体が自己目的化した人工干潟、浚渫土砂投棄を目的とする人工干潟）を避ける必要があるから。	御指摘のとおり、湿地の減少割合は非常に大きいものとなっており、保全・再生・創出が重要と考えています。そのため、御指摘の次の文以降において、保護地域などの保全の措置がとられた場所を増やすよう施策を進めることを記載しています。また、自然再生の考え方は、2部1章3節に記載しているとおりであり、こうした考え方に沿って進められるよう努めていきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ジ	部、 章、 節	意見	対応案
119	105	2部 1章 4節	農林水産省生物多様性戦略（平成19年7月）は、従来の生物多様性を破壊する公共土木事業偏重政策を温存したまま、「生物多様性をより重視した」小手先の施策を追加羅列しただけなので、総体として実効性は期待できない。こうした不十分性は、その策定過程を透明化せず、パブリックコメントにも付さなかった農水省の姿勢自体に問題があったと考える。したがってこれでは「幅広い国民の理解と参画」（1.35）はお題目としか受け止められないと思う。	農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献しています。しかし、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響もあります。また、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴い身近に見られた種の減少や鳥獣被害が深刻化しています。これらの負の影響を見直し、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく戦略を策定しました。戦略の検討にあたって、幅広い意見を聴くために、有識者による検討会を設置し御意見を伺い、農林水産省新基本法農政推進本部で決定し、公表したところです。今後、本戦略に基づき、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進してまいります。
120	106	2部 1章 4節	列挙されている項目は具体性に欠ける。欧米で取り組まれている「フードマイレージ制度」の導入（食品表示法の改正）によって、産地などの項目に加えて、その食品が小売店まで運搬されてきた距離数も表示するよう義務付けて消費者の環境意識の向上を促せば、地球環境保全に貢献するだけでなく、国内の農業・水産業の振興や地産地消の促進、生物多様性の保全に寄与できるものと考えられる。	ご指摘のいわゆるフードマイレージは、食材の生産地から食卓までの距離に着目し、地産地消の促進や地球環境への配慮を促す考え方であると認識しております。ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
121	107	2部 1章 4節	「しかしながら、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行っているものの、その効果を定量的に把握することが可能な科学的根拠に基づく指標は開発されておらず、これらの農林水産関連施策を効果的に推進する上で、指標の開発が必要であり、生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。（農林水産省）」というのは矛盾している。まだ「指標の開発が必要」な段階ならば、どういう基準で「生物多様性に配慮しつつ行っている」と言えるのか。容易ではない「科学的根拠に基づく指標」開発の必要性を口実とした政策転換の先送りではないのか。科学的証明などなくても、人々は経験上また疫学上、何が生物多様性にとってプラスなのかマイナスなのかは知っているのである。指標開発の目標年次すら明記しないのでは、農水省にはそもそも「やる気」がないのではないかとと思われるのではないかと。	農薬使用の低減、土づくり、冬期湛水等により水田の生きものが増加することが期待されるが、こうした農業活動が生物多様性に与える効果を定量的に把握するための科学的指標は未開発です。生物多様性の保全が重要な課題となる中で、取組の効果を把握する指標の開発と多様な生きものを育む営農管理の普及等に一体的に取り組むことが必要です。なお、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるとの「2010年目標」が生物多様性条約締約国会議で掲げられているところであり、指標開発により、農林水産分野におけるこの目標を達成すべく努めてまいります。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
122	109 111	2部 1章 5節	森林が荒廃している根本原因に対応した施策が重要であると考えているが、その視点がない。安価な外材輸入のために国内林業が不振に陥り、そのため森林の間伐や枝打ち、下草刈りなどの手入れが行われない森林が増加していることが原因である。WTO体制によって外材輸入を制限できないならば、国内で林業を営み、生物多様性保全に大きな役割を果たしている林業家への直接支払い制度を導入すべく、具体策の検討を始めるべきである。	森林の適正な整備を進めるため、国内林業の振興を図ることは重要と考えており、ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
123	128	2部 1章 6節	「農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性などを厳格に検査をしたうえで登録されており、さらに環境への影響が生じないよう、農薬ごとに農薬使用基準を定め、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図ります。（農林水産省）」とあるが、「環境への影響が生じないよう」な厳格な基準を本気で目指すなら、原則使用禁止にして使用許可制を導入することや農薬売価に環境負荷税を上乗せすることも検討して、生物多様性保全の実効性を担保すべきである。	農薬については、農作物の生産に農薬が必要とされている現状において、さらに環境への影響が生じないよう、今後とも農薬の登録にあたり適切な評価に努めるとともに、生産現場への農薬の適正使用の徹底を図ってまいります。
124	128	2部 1章 6節	「化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをはぐくむ有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。（農林水産省）」ことには賛意を表すが、こうした有機農業以外にも冬期湛水農法・アイガモ農法など、生物多様性保全のために実績をあげている個別農家に対して、直接支払い制度を導入すべきである。	農林水産省では、農地や農業用水等の資源の保全と一体的に地域でまとまりを持って、有機農業、アイガモ農法をはじめ化学肥料、化学合成農薬の使用を大幅に低減する取組や不耕起冬期湛水の取組を行う農業者に配分可能な交付金を交付する農地・水・環境保全向上対策を平成19年度から導入したところです。
125	128	2部 1章 6節	農薬や化学肥料の使用を認めるGAPやIPMに危惧を感じているが、それでも推進するのであれば、最低限、農地の「生き物調査」記録も基礎GAPに組み込んで、生き物の種や数を増加させる管理方法を推進するようにすべきである。	農林水産省としては、農業者自らが食品の安全の確保、環境保全などさまざまな目的を達成するために、生産現場へのGAP手法の導入を推進しているところです。基礎GAPの項目については、全国的に汎用性の高い項目を例示しているところですが、それぞれの地域の目的や条件に応じて追加していただくこととしております。「生物調査」については、例示する項目には上げていませんが、生物多様性に配慮した生産に地域が取り組むような場合には、点検項目として組み込んでいただけるようにしているところです。
126	144	2部 1章 7節	都内の公立学校では最近、校庭の芝生化が行政の手で促進されているが、日常の管理体制、利用の制限、高い経費などの問題が大きい。かつての校庭がそうであったように、トラックを除く校庭は雑草の生い茂るに任せ、年に数回、児童生徒に長く伸びた草刈りをさせることとした方が生物多様性保全上、環境教育上も優れているのではないかと。なお学校屋上の緑化や壁面の緑のカーテンの試みは評価できる。	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
127	151	2部 1章 8節	<p>ダム建設自体が生態系を破壊するという事実を看過しており、ダム整備における環境配慮は副次的な問題である。まずは必要性に乏しいダム建設がいまなお止まらない（川辺川・八ツ場・辰巳ダム等々）現実を是正したうえで、老朽ダムはその必要性を厳格に精査の上、可能な限り撤去すべきである。</p>	<p>ダム建設事業においては、社会情勢の変化も踏まえ、第三者の意見も聴きつつ、事業再評価を行い、各ダムの費用対効果などを改めて検証するとともに、必要な見直しを行っているところです。また、ダム事業の実施にあたっては、事前に環境調査を行い、ダム建設による環境への影響を可能な限り回避・低減、又は代償できるように環境保全措置を講じ、自然環境への配慮を行っていくこととしております。</p> <p>現在管理運用しているダムについても、事後評価やフォローアップ制度を活用して、第三者の意見も聴きつつ、ダムの効果や環境への影響等を分析・評価し、必要に応じて改善措置を講じてまいります。</p>
128	177	2部 1章 9節	<p>漁港の整備が生物多様性を棄損する面を省みず、「静穏な水域や生産性の高い環境を創出することにより、海洋生物の産卵場や仔稚魚の育成場としての環境の形成にも大きく寄与して」という書きぶりは一面的すぎる。まずは不要不急の漁港整備を行わないことこそが重要ではないか。</p>	<p>漁港漁場の整備は、政策課題に従うものに限定した上で、地元から緊急に整備する必要があると判断されたものに限って行うべきであると考えております。</p> <p>なお、この記述部分は、漁港漁場の整備を行う場合の配慮事項を明記したものであり、漁港漁場が漁業の生産基盤であるという点だけでなく、生物多様性を保全する機能も有しているという点にも目を向け、その機能が出来るだけ発揮されるよう配慮する必要があることを述べたものです。</p>
129	181	2部 1章 9節	<p>自然海岸の減少に歯止めをかけるために新たな人工化を原則禁止とする必要があるのではないかと。さらに国交省・農水省を問わず、今後大量に更新時期を迎える老朽堤防・護岸については、改修の必要性を厳格に精査し、可能な限り撤去して自然海岸に戻すこと。理由は、直立三面堤防や護岸の設置は、水際の水深を深めてベントスの減少をもたらす、沿岸漁業の衰退を招いていると危惧されるから。</p>	<p>海岸保全施設の新設等には、都道府県知事による海岸保全区域の指定が必要となりますが、その指定に当たっては、海岸法第3条第3項において必要最小限度の区域に限るよう規定されております。また、施設の改修には多額の経費が必要となることから、従来から必要性について、厳格に精査しているところです。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
130	224	2部 2章 3節	生物多様性の保全増加に寄与している個別の農林水産業者に対しては直接支払い制度を具体化して手厚く育成するとともに、生物多様性の減少をもたらす農薬・化学肥料の使用、土地改良・ダム建設などの諸開発には課徴金を科して制限していただきたい。その具体化のために、公共事業の費用対効果の算定に際しては、この課徴金も費用側に算定するよう各省庁の要綱を改めるよう検討を開始していただきたい。	生態系保全等の農村環境の保全向上を目的として、地域でまとまって農薬・化学肥料の使用を大幅に低減する営農活動に対し、取組農家にも配分可能な支援を平成19年度より導入しているところです。 平成13年の土地改良法改正の中で、土地改良事業の実施に当たっての原則に「環境との調和への配慮」を位置づけたところです。また、費用対効果についても、「環境との調和への配慮」に要する掛かり増し経費を算入し算出しているところです。
131	280	2部 2章 7節	戦略アセスでは複数案の比較を行うということなのでアセス法より改善されたが、複数案には必ずゼロオプション（計画を実施しない場合の環境評価）を組み込むこととして、事業を実施しないという選択肢も残せる仕組みにすべきである。 またSEAガイドラインでは発電所が除外されたが、SEA導入時には発電所も復活させるよう環境省として努力していただきたい。	ゼロオプションについては、第2部第7節1. 2（現状と課題）で紹介されている「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（SEAガイドライン）」の9ページにおいて、「事業を行わない案は、それが現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により対象計画の目的を達成できる案を設定し得る場合等には、それらを複数案に含めるものとする。」としています。 発電所の建設事業でのSEAの実施については、有識者によるSEA総合研究会を立ち上げ、十分な検討したうえで取りまとめられたSEA総合研究会報告書を踏まえて、実施を求めないこととなりました。
132	224	2部 2章 3節	「国民からの寄付金を用いて、自然保護のために自然の豊かな民有地を買い入れて管理を行い、保全を図っていこうとするナショナル・トラスト活動・・・など、国民の善意の寄附が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。（環境省）」中の「国民からの寄付金を用いて」部分を「国民及び事業者からの寄付金を用いて」と修文する。 [理由] 事業者も国民ととらえられる場合がありますが、環境基本法での区分の観点をここでは参考に、寄附者として事業者の果たす役割がこれまで大きく、また今後とも期待されることから、「国民及び事業者からの寄付金を用いて」と修文することが適切です。	御意見を踏まえ、後段の「国民の善意の寄附が・・・」部分を「 <u>国民及び企業など事業者の善意の寄附が・・・</u> 」と修正します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
133	224	2部 2章 3節	<p>「○ 生物多様性の保全を目的としたナショナル・トラスト活動を促進するための税制上の措置について検討します。」を追加する。</p> <p>[理由] 国及び地方自治体の財政逼迫が予想されています。これら行政による生物多様性保全施策とともに、21世紀においては、国民や事業者からの善意の寄附を用いたナショナル・トラスト活動がますます重要となります。 ナショナル・トラスト活動については、特定公益増進法人制度など、部分的には税制上の措置が講じられていますが、多くの団体にとって、固定資産税、法人税、相続税、譲渡税等の納税が、活動推進に当たっての負担・阻害要因となっています。 以上の理由から、生物多様性の保全を目的としたナショナル・トラスト活動を促進するための税制</p>	<p>ナショナル・トラスト活動に関する税制上の措置としては、第2部3章2.1に記載した特定公益増進法人の制度があり、引き続きナショナル・トラスト活動に関する普及啓発を推進します。</p>
134	138	2部 1章 7節	<p>『地域性種苗』という言葉は一般に普及したものではありませんので、説明を加えることを提案します。 (案) 地域性種苗とは、道路整備箇所周辺に生育する樹木から種子を採種し、これを発芽・発根・育成してポット苗等に仕立てたものであり、地域における遺伝子レベルまでの保全に配慮したものです。</p>	<p>ご意見を踏まえ以下の通り追記します。 「地域性種苗（当該地域固有の遺伝情報を有する植物をもとに生産される種や苗）」</p>
135	44	1部 3章 2節	<p>100年前の日本の人口と100年後の想定人口の近似を勘案しつつ、100年前の生態系を目標とするのか？「回復」の目標をより具体的に述べてほしい。</p>	<p>100年前から100年後の間には200年間の自然の遷移があることから、100年前の生態系にそのまま戻すことを目標とするのではなく、100年先を見通して考えるうえでの基本的な姿勢を44～45ページにかけて5点示しています。そのうえでの目標像として45～55ページのグランドデザインを示しています。</p>
136	47	1部 3章 2節	<p>「自然の遷移にある程度委ねて」ではなく、より積極的に人為により遷移を導くべきである。他の地域も同様で、そのためには第2章218ページ以下の「バイオマス資源の利用」特にバイオエネルギー化技術の開発がどうしても必要になるので、その点を力説してほしい。</p>	<p>すべての地域で人為による管理を継続することは難しく、自然林に隣接した二次林は、自然の遷移にある程度委ねることが適当と考えていますが、P49に記述しているとおり、人為により管理していく地域ではバイオマス資源の利用についても重要と考えています。</p>
137	50	1部 3章 2節	<p>「望ましい地域のイメージ」の記述に、明治神宮のような森と呼べる大規模な緑地が「各都市に」造成されることを勧めてほしい。「ランドスケープの観点から」水と緑を豊富に取り込んだ都市は「景観に優れ観光の拠点ともなり、活気に溢れる」ことを利点として述べて戴きたい。</p>	<p>御意見をふまえ、「都市の中」を「各都市の中」と修正し、「こうした水と緑が豊かな都市は、景観にすぐれ観光の拠点ともなることで活気にあふれている。」の一文を追加します。</p>
138		1部 2章 2節	<p>第1の危機 現在の日本において、島嶼地域や高山は生態系が極めて脆弱で、多くの種が絶滅の危機に瀕しています。これは人間活動や開発に伴なうものと述べていますので、もう1歩進めて、人間をその地域における移入種に加えて欲しい。人間の侵入禁止や数の制限、そして開発や観光に伴なう移住の制限や管理が必要です。 本当に生物多様性の保全を考えているのであれば、移入種の中に人間を加えることをお願いします。野生動物とか人間とか区別せず、生物としてみてください。 小笠原の無人島、ヤンバル地域、北方4島、朝鮮半島の38度線など、人間の侵入を制限した地域が今野生動物の宝庫として残っていますが、ヤンバル、小笠原などで急激に固有種が減少しています。</p>	<p>特に豊かな自然環境が残されている地域を中心に、自然優先の管理を基本とし、登山などの人間活動による生態系への影響を必要最小限とすることも必要と考えています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
139		1部 2章 2節	第2の危機 人口の減少のため中山間地のシカ、サル、イノシシなど分布拡大や増加がみられ被害が広がっています。これは人間を含めて天敵の減少によるものです。日本の食物連鎖の頂点にいたオオカミの再導入で、上記の哺乳類等の管理の一部が可能と思われるので、マイナス面もありますが検討をお願いします。	シカ・イノシシ・サル等の中大型哺乳類の分布域拡大や個体数増加については、生息環境の変化、積雪量の減少、山村地域の過疎化・高齢化による狩猟者の減少や耕作放棄地の増加などの要因が大きいものと考えています。鳥獣被害を含めた野生鳥獣保護管理については、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数管理、生息環境管理や被害防除を総合的に実施していくことが適切であるとと考えております。 ご指摘の点については、導入した場合の人的被害その他のデメリットが大きいことから慎重な議論が必要であるとと考えており、本戦略の中での記述は困難と考えます。
140	63 or 66	1部 4章 2節	昆虫類（特に蝶類）では、草原性の多くの種が絶滅危惧種化しております。生活状況の変化などで、草原にほとんど人手が入らなくなり、草原が大きく変化しております。 生物多様性を守るためには草原についての保全方針も是非記入していただきたいと思っております。	ご意見を踏まえ、63ページ20行目「それによりさまざまな環境がモザイク状に現れることが生物多様性の保全のために」を、「それにより二次林、農地、草原、ため池などさまざまな環境がモザイク状に現れることが生物多様性の保全のために」と修正します。
141	54	1部 3章 2節	生物相の保全を生物相の研究と保全とした方が良い。亜熱帯生態系の研究が圧倒的に遅れており、生物相とこの変化の長期モニター調査、生物相互の関係の研究を是非とも集中的に進める必要がある。UNESCOを通じての協力249ページ31行にある生物圏保存地域の様な指定をし、できれば海外とも連携した、モニター調査をする必要がある。世界自然遺産95ページ6行と関連。多様な森林づくり116ページ8行と関連。調査・情報整備の推進263ページ14行、研究・技術開発の推進270ページ7行と関連。	御意見を踏まえ、望ましい地域のイメージを記述している55ページの6行目「独特の生態系や固有の生物相が」の箇所を、「独特の生態系や固有の生物相が十分に調査され、」と修正します。
142	55	1部 3章 2節	西表島のイリオモテヤマネコを追記。亜熱帯島嶼の生態系では西表島を抜きには語れない。	御意見を踏まえ、「西表島のイリオモテヤマネコ」を追加します。
143	55	1部 3章 2節	エコツーリズムも重要だが、農業など伝統的な産業の活性化がより重要であろう。後記するように、イリオモテヤマネコの保全には餌場となる水田の拡大が早急な課題である。また、第4章で地域重視が述べられているが、少なくとも今の西表島の現状では、エコツーリズムの大半は移住者によるところが主であり、地域の合意形成には伝統的な産業に従事している者の参加が必須である（エコツーリズムだけでは不十分）。地域における人と自然の関係を再構築する62ページに関連。	豊かな地域づくりのためには、エコツアーのみで実現できるものではなく、地域ごとにさまざまな要素が必要と考えられますが、ここでは生物多様性と関連が深い一例としてエコツアーをイメージの一つとして挙げています。また、エコツーリズムの推進には、地域の合意が重要と認識しております。
144	38	1部 2章 5節	日本には、冷温帯、温帯、亜熱帯の生態系があるわけで、それぞれを学習、体験できる体制を整える必要がある。生態系ネットワーク75ページ4行、自然公園の利用の推進84ページ14-20行と関連。例えば、沖縄県の児童・生徒・教員が北海道の森林に接触する機会があれば、これらの者が沖縄の森林の貴重さが理解しやすい。当然のことながら、前提となる研究の充実も望まれる。森林環境教育121ページ13行に関連。自然とのふれあい224ページ37行に関連。特に、学校教育232ページ31行に関連。	全国各地における自然の体験・学習施設の整備などを進める中で、さまざまな生態系を学習・体験できるよう努めていきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部 、 章 、 節	意見	対応案
145	65	1部 4章 2節	イリオモテヤマネコの保護増殖は今のところ必要ないとは思いますが、野生生物をはぐくむ空間づくりという面で、イリオモテヤマネコの保全対策は根本的に変える必要があるだろう。現在の基本姿勢は、棲息頭数が減少している様なので、引き続き頭数調査をするというものであるが、既に十分に絶滅が危惧されるわけで、トキ、コウノトリでしている様に、水田等の水辺を保全（餌場）のために活用することを積極的に進めるべき段階と考える（総合地球環境学研究所の撮影記録は水田の重要性を明白に示している）。ただし、これを進める場合、地域への説明を十二分に、時間をかけて合意を得る必要がある。現在は明らかに説明不足で、一定の合意を得るにはかなりの時間がかかるであろう。生息地等保護区87ページ6行、農林水産業104ページ16行、31行に関連。田園地域127ページ26行に関連。特に、農村環境131ページ、25行に関連。島嶼生態系の保全174ページ27行に関連。	ご指摘のとおり、イリオモテヤマネコの保全のためには、餌場を含む生息環境の維持・改善が必要と認識しており、平成7年に環境庁（当時）と農林水産省により共同策定された「イリオモテヤマネコ保護増殖事業計画」においてもその旨が記述されているところです。今後とも同計画に基づき、関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。
146	67	1部 4章 2節	これまで、西表島では、イリオモテヤマネコ等の保全では省庁の縦割り行政が実効のある保全策を講じる面で支障になっていると考えられることがあり、特に奄美、やんばるという表現ではなく、全国的な基本路線として、各種制度の連携（場合によっては制度の一元化）が必要と思われる。自然公園81ページ29行を参照。国有林野の維持および保全124ページ10行と関連。	各種制度の連携が一層図られるよう努めます。当該箇所は、特に奄美諸島ややんばる地域などに見られる照葉樹林の重要性について指摘しているものです。
147	31	1部 2章 4節	この段落では、鳥類におけるレッドリストの見直しについて記述されており、そのなかで、オオタカが絶滅危惧種から準絶滅危惧種となったというところに違和感を覚えます 9ページの（生物多様性とは何か）という項目では、ゲンジボタルやアサリの地域差の重要性をうたっていますが、オオタカにおいてもこのようなことがいえると思います。現在、研究されている個体群の多くが関東以北の平地林に生息する個体群に關してものものであり、昨年、改訂されたレッドリストではその研究結果をもとにランクダウンしていると思われるのですが、山地や関東よりも西に生息する個体群（特に四国・中国・九州地方）に関しては、未知な部分が多く、その生態も明らかになっていません。 しかしながらレッドリストでは、一つのオオタカという種で評価されており、9ページという始めのほうで、地域差の重要性を述べながら、その後、国が保全すべき種として掲載しているレッドリストに関する記述上で、矛盾と思える種の掲載はいかがなものかと思えます。 レッドリストに関しては、地域ごとの貴重性に関しても地方自治体が作成しているリストとの互換性を持たせながら作成する必要があると思えます。 また、オオタカに関してはレッドリストではランクダウンしてサンバよりも下位になったのに、希少野生動植物種の保存法には掲載し続け、レッドリストではより重要な種と位置付けられたサンバが保存法には掲載されていないという矛盾がある。これは早急に統一性をもたすべきだと思いがいかでしょうか？	オオタカは都市周辺や西日本で増加傾向が見られていること、成熟個体数が少なくとも1800～2500羽と見積もられること等から、統一的な数値基準に基づき判断した結果、絶滅危惧Ⅱ類の判断基準は満たさないものの、繁殖環境の悪化が見られることから、準絶滅危惧が妥当との判断に至ったものです。今後の生息状況等の変化によっては、絶滅の恐れのある種に移行する可能性があるため、引き続き慎重にモニタリングをしていくことが必要と考えており、ただちに種指定を解除することは考えていません。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
148	213	2部 2章 2節	<p>「同研究所の実験用小動物バンクでは、新たな疾患モデル動物の開発や発生工学など関連技術の開発を行いながら、実験動物の積極的な収集、保存、系統維持、安定した供給と関連情報の発信を行っています。」の部分について</p> <p>新たな疾患モデル動物を開発したり系統維持したりすることは、むしろ遺伝的攪乱に寄与する行為なのではないでしょうか。疑問なのは、疾患モデル動物も、生物多様性条約ならびに決議で守られるべき対象となっているのかどうかです。もしこの一文を入れるのなら、根拠を示してほしいと思います。現実の疾患モデルの創出は、遺伝子組換え技術によっているところが大きく、むしろ条約では規制を受ける側の行為のような印象があるのですが、それを推進するような文言は必要ないと思います。条約の意図するところになじまない上記の一文は削除するべきだと強く要望いたします。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「同研究所の実験用小動物バンクでは、新たな疾患モデル動物も含めた実験動物の積極的な収集、保存、系統維持、安定した供給と関連情報の発信を行っています。」</p> <p>生物多様性条約は、生物多様性の保全に加えて、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を目的としています。独立行政法人医薬基盤研究所の実験用小動物バンクにおいては、自然発症（てんかん、原発性ネフローゼなど）によるほか、遺伝子改変（先天代謝異常症、心筋症など）により作出された疾患モデル動物の収集、保存、系統維持等を行っています。自然発症による疾患モデル動物は、種内における自然変異として保存等されているものであり、また、遺伝子改変による疾患モデル動物は、カルタヘナ法に基づき、適切な措置を講じており、ともに、国民の健康の確保に寄与し得るものと考えられます。</p>
149	212	2部 2章 2節	<p>「ライフサイエンス分野の研究開発において、マウスなどの突然変異系統や遺伝子材料などの遺伝資源は、」の部分</p> <p>「マウスなどの突然変異系統や」は削除してほしいです。生物多様性の考え方で守ろうとしているのは、突然変異個体でしょうか？ 実験動物として突然変異種を系統維持するという考え方は、種の中の遺伝子の多様性を守るという考え方とは、似て非なるもので、生物多様性条約が意図している遺伝子源の保全とはなじまないと思います。突然変異系統に重点を置くのは、むしろ種の遺伝子の健全性を損なうものではないでしょうか。現在の医学研究は突然変異個体に価値を置きすぎていて弊害があると思いますが、この一文に突然変異系統だけが遺伝子源と思っているかのような価値観が現れてしまって折り、大変奇異に感じます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部2章2節1. 1. 5（現状と課題）第1段落を「ライフサイエンス分野の研究開発において、マウスや遺伝子材料などの遺伝資源は、実験動物の他、ヒトや動物の遺伝子や研究用標準化細胞などとして遺伝子機能の解明や生体機能解明などのために利用されており、遺伝資源を適切に収集・保存し、利用できる体制を整えることは本分野の研究開発の推進に不可欠です。」に修正いたします。</p>
150	17	1部 2章 1節	<p>近年、国内の森林で大面積皆伐が進む中で、造林未済地の増大している実態とその課題が各地で報告されているので、これらに関する記述をしておいた方が良いのではないかと。</p>	<p>人工林の伐採後3年以上経過しても更新が完了していない造林未済地については、第2部の「森林」の記述（第2部1章5節7P）における「広葉樹林化・針広混交林化、長伐期化などによる多様な森林への誘導」に掲げる具体的施策により対応することとしています。</p>
151	36	1部 2章 5節	<p>今回の国家戦略では企業・NGO等による取組の重要性が指摘されており、企業・NGO等による森林の保全・整備活動の実績を鑑みると、「緑の募金法」についても記述した方が良いのではないかと。</p>	<p>「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」は、国民が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、森林の整備や緑化の推進を図ることを目的としており、「森林法」等の「等」中に含まれています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
152	39	1部 2章 5節	森林環境税の取組が紹介されているが、法制化されている「緑の募金」の取組は、全都道府県及び多くの市町村で実施されていることを踏まえて、「緑の募金」の取組についても記述した方が良いのではないか。	森林環境税については、多くの地方公共団体が自主的に取り組んでいる例として適切なため紹介したものです。緑の募金の取組は、都道府県緑化推進委員会において行われているところです。なお、緑の募金の取組については、第2部第1章第5節などに記述しています。
153	40	1部 2章 5節	企業との連携したNGOなどの活動としては、国内の森づくり活動も各地で活発に取り組まれており、また林野庁では企業等とNGO等の仲介組織の取組支援を行っており、これらの動向も記述に加える方が良いのではないか。	御意見を踏まえ、「谷筋の田んぼの保全を行ったり」を「谷筋の田んぼの保全や森づくりを行ったり」と修正します。また、林野庁の支援の施策については、第2部1章5節111ページなどで記述しています。
154	67	1部 4章 2節	他の分野の記述には、企業やNGOなどによる生物多様性保全に係る活動の推進に係る記述があるので、森林の保全・整備の分野においても、林野庁で行っている「地域活動支援による国民参加の森づくり活動事業」に関連する内容の記述があると良いのではないか。	「幅広い国民の理解と協力のもと」と記述しており、具体的な内容は第2部1章5節p111などで記述しています。
155	110	2部 1章 5節	今回の国家戦略では企業・NGO等による取組の重要性が指摘されており、企業・NGO等による森林の保全・整備活動の実績を鑑みると、「森林・林業基本法」に基づく各種事業・施策に止まらずに、「緑の募金法」によって実践されている各種活動等についても記述した方が良いのではないか。	御指摘の箇所については、施策の概要を記載しているものであり、「緑の募金」による取組は、「1.8 国民参加の森づくりと森林の多様な利用の推進」の（具体的施策）として記述しています。
156	111	2部 1章 5節	企業やNPOなどが参加した国民参加の森づくりについては、国庫補助事業を遙かに上回る予算規模のある「緑の募金法」による諸活動の方が各地で展開されており、その様な活動実績を踏まえて、農林水産省所管の「緑の募金法」によって促進される各種活動等についても記述した方が良いのではないか。	御指摘の箇所については、施策の概要を記載しているものであり、「緑の募金」による取組は、「1.8 国民参加の森づくりと森林の多様な利用の推進」の（具体的施策）として記述しています。
157	120	2部 1章 5節	企業やNPOなどが参加した国民参加の森づくりについては、国庫補助事業を遙かに上回る予算規模のある「緑の募金法」による諸活動の方が各地で展開されており、その様な活動実績を踏まえて、農林水産省所管の「緑の募金法」によって促進される各種活動等についても記述した方が良いのではないか。	御指摘の点については、広範な国民による自発的な森づくり活動を促進するための具体的施策として「緑の募金」による国土緑化運動について「1.8 国民参加の森づくりと森林の多様な利用の推進」に記述しています。
158	222	2部 2章 3節	（具体的な施策）として環境省があげている要素とのバランスを考えると、林野庁の「地域活動支援による国民参加の森づくり活動事業」及び「緑の募金法」で実施する企業・NPO等の森づくり活動の促進に係る事業内容を記述した方が良いのではないか。	御指摘の点については、「2 経済的措置」、「3 自然とのふれあい」に示した施策を通じ、国だけでなく・・・（略）・・・多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。」と、記述しています。
159	224	2部 2章 3節	「緑と水の森林基金」が紹介されているのであれば、法制化されている「緑の募金」も記述されるべきなのではないか。	「緑の募金」については、第2部2章3節2.1（具体的施策）[国民からの寄付など]の中で記述しています。
160	224	2部 2章 3節	「緑の募金」も所得税・法人税の優遇措置があるので、これについても記述されるべきなのではないか。	第2部2章3節2.1（具体的施策）「自然環境の保全などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置」に含まれています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
161	235	2部 2章 3節	林野庁の「地域活動支援による国民参加の緑づくり活動事業」や「森林環境教育推進総合対策事業」等で行っている人材育成、森林環境保全ふれあいセンター等で実施している教職員向けの森林環境教育研修等も記述されるべきなのではないか。	御意見を踏まえ、第2部2章3節5. 1の（具体的施策）に以下の記述を追加します。 「○森づくり活動の指導者や森林環境教育を推進する人材を育成・支援します。（農林水産省）」
162	169	2部 1章 9節	今回「沿岸・海洋の生物多様性保全」が書き込まれたことは一定の評価ができますが、たいへん残念なのは、水産庁が管轄する海の生物に関しては、「データを収集する」などおしまいになっていて、具体的な保全の道筋が相変わらず、見えてこないことです。すでに100頭前後しか生息していないニシコククジラの保護についても水産庁は積極的な保護策を打ち出すことができません。また、きちんとした調査もしないまま、希少で生息状態も分からないシャチの捕獲計画さえあります。海のキースピーシーズであるクジラ類について、資源対象であるとして希少な種であっても、絶滅の淵にいても何もできないということなら生物多様性国家戦略の名前も泣くことでしょう。ぜひ海の生物多様性の保全をきちんとしてほしいと思います。	ニシコククジラについては、既に捕獲禁止となっており、また現在、水産資源保護法に掲載することが検討されております。我が国は、鯨類資源については、科学的根拠に基づき持続可能な利用を図ることを基本としていますが、野生生物資源の持続可能な利用は生物多様性の保全と相反するものではなく、生物多様性条約においても生物の多様性の構成要素の持続可能な利用は生物の多様性の保全とともに条約の目的となっています。
163		全般	生物の多様性と遺伝子の攪乱について明確な方向性をお願いしたい。	例えば203ページに記述しているように、在来種による緑化を推進していくなど、遺伝子の攪乱の防止に向けた施策について記述しています。また、遺伝子の攪乱が国や地方公共団体のみならず、国民や民間団体により引き起こされることのないよう普及啓発を進めていきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ジ	部、 章、 節	意見	対応案
164	152	2部 1章 8節	現状の把握に対して、具体的な施策が対応していないように思われる。山から海まで一貫した総合的な土砂管理とは、具体的に何をするのか？ダムの見直し、河口の港湾、消波堤などによる漂砂の分断にどうやって対処するかが書かれていない。	ご指摘を踏まえて、第2部1章8節1.6（具体的施策）に以下の通り追加します。 ○下流に被害を及ぼす土砂の生産抑制、捕捉を図りつつ、量、質の観点から適切な土砂を下流へ流す事のできる砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過化を推進します。また、ダム貯水池への流入土砂量の抑制、貯水池直上流の貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排除、排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組み合わせにより、ライフサイクルコストを考慮した土砂対策を推進することにより可能な限り長くダムの機能を維持し、適正に土砂を下流に供給することで安全や環境を確保します。（国土交通省） ○これまでの土砂移動状況についての既存データ収集や土砂の量や質についての土砂動態モニタリング調査、調査結果の分析による溪流・河川・海岸を通じた土砂の流れの健全度評価、土砂移動を追跡し地形の変化を推定できる流砂や漂砂等のシミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を行います。（農林水産省、国土交通省）
165	172	2部 1章 9節	藻場・干潟の再生と称して大規模な土木工事が各地で行われている。しかし、その多くがさらなる自然破壊であったり、無駄な公共事業であることが多い。そのことを反省した保全・再生の取り組みであるべきであるが、そのことに対する言及がない。アマモ場の移植、再生は、光と水環境を昔のように回復しないかぎり無駄な公共事業でしかない。アマモ場再生はやめるべきである。人工干潟による干潟造成も、自然の干潟や浅海、藻場をつぶして造成されている例が多い。このような人工干潟の造成はやめるべきである。	藻場・干潟の再生の取組については、事前に現地調査や分析を行い、取組手法が適切で効果的であるかを検証して実施しております。また、環境の変化等に速やかに対応できるよう、モニタリング調査を事業実施の中で義務付けるなど、環境に対する配慮を今後十分に行ってまいります。 また、ご意見を踏まえ、アマモ場再生を行う際は、事前の現地調査結果をもとに生育阻害条件を把握し、その条件を緩和または改善する取組をあわせて行います。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部 、 章 、 節	意見	対応案
166		全般	<p>「里海」という言葉を採用されて「里地里山と同様に人の暮らしと強いつながりのある地域」と定義され、「里海」の再生を目指すとされている。しかし、「里海」の再生とは何を意味しているのかははっきりしない。「里山」は人間が自然に手を加えて周囲の自然との共生の中で新しい生態系を作り上げ、生物多様性にも寄与していた。しかし、沿岸の海の生態系に対する人間の営みがそのようなものであったらどうか？採貝や採藻のような入り会い利用はあったが、新しい生態系を作るようなものではなかった。生態系を大きく変えたのは養殖業であったが、これは沿岸生態系を破壊したに過ぎない。それによって多様性は大きく失われた。「里海」という言葉で沿岸生態系への人間のさらなる関与を目指すなら、それは逆の効果を持つことになる。そういう意味でいえば、「里海」という言葉を使うことは多様性を保全するためにならないと考える。「里海」という言葉を使って欲しくない。</p>	<p>人の暮らしとのつながりの中で維持されてきた里地里山と同様に、沿岸域においても入会的な利用も含めて豊かな海と人の生活の良好な関係が構築されてきた地域があり、そうした関係を表すため里海という言葉を使用しています。沿岸域においても人と自然の関係を見直していくことは重要であると考えており、その意味から里海という言葉を使用しているものです。</p>
167	183 _ 185	2部 1章 9節	<p>この中では、港湾に堆積する土砂の活用が中心であり、港湾築港工事が環境に与える影響については何ら考察されていない。築港や港湾整備が漂砂系の流れを止めて、干潟や砂浜の減少、藻場の減少につながっていることの認識・対策が書かれるべきである</p>	<p>港湾整備に伴う港湾築港工事については、その必要性を検討した上で、環境への配慮を十分に行いつつ進めています。</p>
168		全般	<p>共生という用語は生態学用語であり、異なる種と種の関係に適応される用語です。したがって、地球生態系の一員であり、本来的に自然の一部である人間が、全体である自然と共生することはありえません。もちろん、この用語には社会的にもっと広い意味があることは了解しています。しかし、生物多様性国家戦略は生物多様性保全を目的とした戦略であり、生物多様性が生態学的概念である以上、この戦略も生態学の知見を根本にしなければならないことは疑う余地がありません。そうである以上、わざわざ生態学的定義と異なる用法を用いることは、混乱を招くだけです。英語訳をする場合を考えたときにも、symbiosis between nature and human being とでもするのでしょうか。このような表現をしたら、英語圏の人々からは戦略全体の内容を疑われるでしょう。その一方で、63pには「野生鳥獣との共存」との文言があり、その項で述べられている内容は、他の場所で「共生」と述べている内容と基本的になんら変わりません。共存という語は、生態学的に特定の意味を持ちませんから、この方がはるかに良いといえます。</p> <p>わたくしは、共生という耳あたりのよい語を使うことで、われわれの現在のライフスタイルそのものが、地球環境の大変動の原因となっているという問題への意識が被り隠されるのではないかと強く危惧しています。われわれの生活自体は、どう改めてみても本質的に、地球環境全般に寄生的です。今日、日本各地で、残されたわずかな自然環境を変質させる公共工事や経済活動等が行われる場合、一部の工法等に「人と自然の共生」を図る手段を取ったなどと、著しく変質、矮小化したとらえ方をする例が見られます。そのような現状を考えれば、政府自らが、それに組するがごとく、率先して誤用例を用いるべきではありません。</p>	<p>「共生」という用語は、環境基本計画の長期的な目標を示す言葉としても使われてきており、すでに定着してきているものと考えています。生態学の専門用語とは用法が違いますが、生物多様性国家戦略には社会的な要素もあることから、「共生」という語を用いることをご理解いただければと思います。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
169	192	2部 2章 1節	<p>(現状と課題)</p> <p>野生生物の保全はあくまでその生息地で行うこと、それが不可能な場合でも出来るだけその近くの場所・地域で行うことが優先されることを明記する必要があります。1～数頭を本来の生息環境から引き離し人工的で狭い囲いの中に閉じこめるなどして飼育下で繁殖させた個体は、動物の本来の修正や行動形態を失い、野生復帰は非常に困難となります。また、生息地外保全には多大な費用と労力、時間がかかります。費用対効果の観点からも、可能な限り生息地内保全が優先されるべきです。</p> <p>さらに、日本の大多数の動物園では環境教育や種の保存に対処できないという現状があり、もしそれらの役割を期待するのであれば、動物園法を制定し、動物園の定義や社会的役割を公的に定める必要があります。</p>	<p>ご指摘の通り、野生生物の保全は生息・生育域内における保全が基本と考えており（第2部2章1節（基本敵考え方）に記述）、生息域外保全はそれだけでは種の存続が難しい一部の種を対象（第2部2章1節1（施策の概要）に記述）としております。</p> <p>なお、(社)日本動物園水族館協会では、種の保存委員会などの組織を設けて血統登録や飼育動物の移動・管理などを行い、飼育下繁殖に関して大きな成果をあげています。動物園については、博物館法に基づく博物館の一つとして規定されています。また、環境教育の点でも、現行法令の範囲内でそのような教育普及事業は実施可能であり、種の保存法等の他の環境関係法令とあいまってご指摘の趣旨について対応すべきものと考えます。</p>
170	193	2部 2章 1節	<p>(施策の概要)</p> <p>(1) 狩猟依存について</p> <p>「鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保を図る」とありますが、この10年の経過で狩猟者依存の被害対策が限界にきていることは明らかです。鳥獣が遺体策すなわち駆除という図式に片寄ることなく、地域の環境条件や社会的状況等も総合的に判断しながら、被害防除の技術開発に取り組む必要があります。また、NGO側からは恒に総合的保護管理を実施する人材育成の必要性という代替案が出されています。</p>	<p>第2部1章6節1. 3に記載されているとおり、鳥獣被害を防止するためには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的に取り組むことが必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところです。</p> <p>人材育成に関しては、第2部2章1節2. 3に記述されている通り、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修や鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。</p>
171	193	2部 2章 1節	<p>(2) 地域個体群について</p> <p>ツキノワグマやニホンザルなどでは、孤立した地域個体群についての捕獲の総量規制が必要です。また、とりわけ、保護の必要性が最も高いツキノワグマ個体群の保全の考え方を明記すべきです。</p>	<p>2部2章1節2. 3に記述されているように、科学的計画的な保護管理において、西中国地方や四国地方のツキノワグマのように分布域も狭く孤立し、個体数の少ない個体群においては、健全に地域個体群を維持・管理していくことが課題です。</p> <p>必要に応じて、例えば西中国の山口県、広島県、島根県では3県の広域的な連携により、特定鳥獣保護管理計画において捕獲数の上限の目安を設定しています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
172	193	2部 2章 1節	<p>(3) 違法捕獲について 行政、狩猟者、農家の間で違法捕獲があとを断ちません。捕獲の許可権限が市町村に委譲されたことにより、鳥獣の適正な保護管理が現場レベルでますます困難となっている現状があり、法律の周知徹底と一般への啓発普及をすすめる必要があります。また、違法捕獲個体は開放しなければならないことを明記するべきです。</p>	<p>御指摘のような違法捕獲についての報告はありませんが、近年、捕獲許可権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護管理を実施する上での市町村の役割は増大しています。都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画の下で、国、都道府県、市町村が連携して適正な鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。 また、違法捕獲された鳥獣については、鳥獣保護法に基づき、当該違反にかかる鳥獣を解放することその他の必要な措置を執ることとされているため、原案の通りとします。</p>
173	194	2部 2章 1節	<p>(具体的施策) ○ 鳥獣保護区の指定にあたり、「多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます」と記されていますが、この内容は鳥獣保護区の範囲を超えているものです。今後は生物多様性保護区のようなあらたな保護区の設定が必要です。</p>	<p>鳥獣保護区等に指定に当たっては、多様な鳥獣の生息環境を確保するという観点から、幅広いタイプの鳥獣保護区及び同特別保護地区を指定し、保護を図ることが必要であると考えています。</p>
174	194	2部 2章 1節	<p>○ 沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地を保護区の指定に努めていることに加えて、ジュゴン等の海洋哺乳類のエサ場や繁殖地の指定にも努めるべきです。</p>	<p>沿岸を利用する海棲哺乳類については、調査を行うとともに保護についての具体的な方策を検討していきます。</p>
175	195	2部 2章 1節	<p>(現状と課題) 「鳥獣を資源利用や趣味として捕獲するだけでなく、鳥獣の個体数調整の手段としても重要な狩猟」という記述に従えば、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進める」という結論には結びつきません。 現代における狩猟は、主にスポーツや趣味として鳥獣を捕獲しその肉を食する等のために行われているものです。鳥獣を捕獲するという限りにおいて、鳥獣の個体数調整に資する役割も果たしていますが、狩猟は本来、個人の自由に基づく行為であり、科学的根拠に基づく総合的な保護管理制度に直接結びつくものではありません。さらに、狩猟者の人員の減少・高齢化が進んでおり、いつまでも狩猟者依存の対策は期待できない状態です。 そもそも、鳥獣害対策は、単に捕獲すれば解決する問題だという認識に間違いがあります。生息地管理、被害防除、個体数調整に加えてその地域の社会的・経済的条件等に応じて実施する総合的保護管理対策を行うことが必要であり、そのためには、ワイルドライフマネージメントの制度及びそれを支える人材の育成が必須です。</p>	<p>鳥獣の保護管理においては、特定鳥獣保護管理計画に基づいて行われる、個体数調整、被害防止対策及び鳥獣の生息環境の整備等総合的な施策が必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところです。 また、2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の(具体的施策)の記載のとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施し、鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
176	195	2部 2章 1節	<p>(具体的施策)</p> <p>○ 「鳥獣によって被害を受けている農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進するため、網・わな猟免許を分離して創設した編猟免許・わな免許の制度を活用して、鳥獣の保護管理の担い手の確保に努めます」ではなく、「生物学、生態学等に加えて社会的な知識や訓練に基づくワイルドライフマネージメントの制度及びそれを支える人材の育成に努めます」とするべきです。</p>	<p>鳥獣保護管理の担い手である狩猟者が減少していることから、鳥獣によって被害を受けている農家自らが鳥獣の捕獲の担い手となることは重要であると考えため、原文の表現が適当と考えます。</p> <p>また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の(具体的施策)に記載されているとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施します。鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。</p>
177	195	2部 2章 1節	<p>○ わなの使用の促進は、必ず、錯誤捕獲や混獲を増大させます。錯誤捕獲の場合は速やかに解放すること、絶滅のおそれのある地域個体群の生息域ではくくりわな、とらばさみの飼養を禁止することの周知徹底をはかるべきです。</p>	<p>農業等被害の防止のため農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進する等の施策に取り組む一方で、錯誤捕獲の防止や狩猟に伴う危険等を防止等のため、狩猟におけるくくりわな、とらばさみの使用等の規制を強化し、狩猟者に対する当該規制の周知徹底を行うことで、適切な鳥獣保護管理を進めることとしています。</p>
178	196	2部 2章 1節	<p>(現状と課題)</p> <p>「科学的・計画的保護管理」の意味するところが明らかではありません。科学は、仮説を実証しながら真実に到達しようとする行為であり、そのためには常に正確なデータを含んでいます。しかし、保護管理の主体を狩猟者依存としているために、モニタリングもフィードバックも単なる言葉のみに終始し、いつまでたっても科学的保護管理の手法が確立されないのが現状です。</p> <p>さらに、地方分権一括法の施行で鳥獣の捕獲の許可権限が都道府県から市町村に委譲されたことにより、都道府県が市町村における捕獲の実態を把握できなくなっている側面があります。</p> <p>【事例】：2006年11月、鹿児島県南大隅町におけるニホンザルの大量捕獲が県に報告されていなかった県についての鹿児島県の見解。「サルの有害鳥獣捕獲許可に係る一連の事務については、その権限を県から市町村に委譲しており、『鳥獣保護法第9条第12項』に規定する『許可に係る捕獲等の結果を県に報告』を行う事務はありません。」</p> <p>捕獲の実数を正確に把握することは長寿保護法の根幹です。市町村から県への報告をしなくてもよいということは、捕獲の実数も把握できないということで、科学的計画的な保護管理そのものが成立しません。</p>	<p>御指摘の科学的な保護管理については今後とも推進していきます。</p> <p>法律上、市町村から都道府県への捕獲数の報告、及び都道府県から国への捕獲数の捕獲数報告を義務づけてはいません。しかし、捕獲数の把握については、要請に基づき可能な限り収集しているところです。今後とも情報の把握については最大限努めます。</p> <p>このことにより、今後とも国、都道府県、市町村が連携して鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。</p>
179	196	2部 2章 1節	<p>(具体的施策)</p> <p>○ 市町村に捕獲の権限が委譲されたことにより、市町村における野生鳥獣の保護管理の責務も重くなっています。市町村においても、専門家のアドバイス及び地域住民の参加を求めながら、野生鳥獣の保護管理に取り組む必要があります。また被害実態の正確な把握および捕獲数を県に報告する責務があります。</p>	<p>近年、捕獲許可権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護管理を実施する上での市町村の役割は増大しています。都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画の下で、国、都道府県と市町村が連携して適正な鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。</p>
180	196	2部 2章 1節	<p>○ 特定計画技術マニュアルの改訂にあたっては、一部の専門家の見解に偏らず、従来の計画における十分なデータの集積と分析を行い、地域の環境要因や社会的な要因も熟考し、幅広い関係者の知恵と経験を集めて作成にあたるものとするべきです。</p>	<p>特定計画技術マニュアルの改訂にあたっては、幅広い関係者の意見を聞くことは重要と考えており、今後とも幅広い関係者の意見を参考にしていきます。</p>

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
181	198	2部 2章 1節	<p>(現状と課題)</p> <p>『鳥獣関係統計』については、市町村の統計が1年に1回年度末を過ぎてから集計され、それをさらに次年度末までに都道府県が集計するので、国の統計は2～3年遅れとなってしまっています。これでは、迅速な実態把握と対応に支障をきたします。また、市町村からの報告義務がないために、未報告ないしほうこくされた数値の実数をチェックする仕組みもありません。</p> <p>それに加えて捕獲の許可権限が市町村に以上されて以来、権では鳥獣の保護管理に関する必要な情報を収集しなくなり、それに基づく調査や分析も不可能となる場合が多くなっています。特定鳥獣保護管理計画を立てることにより、都道府県レベルでの総量規制を行えるようにすることが意図されていましたが、実際はほとんど機能しておらず、単なる個体数調整の実施計画の観を呈しています。実施後の基本的なデータの集積と分析、評価もほとんど行われていないという現状です。</p> <p>2002年の鳥獣保護法改正でアザラシなど一部の海棲哺乳類を保護対象種に指定しましたが、ラッコ、オットセイ、イルカ、クジラ類はまだ保護の対象とされていません。海棲哺乳類の生息状況および捕獲の実態調査および対象種への指定が急がれます。</p>	<p>御指摘の科学的な保護管理については今後とも推進してまいります。</p> <p>法律上、市町村から都道府県への捕獲数の報告、及び都道府県から国への捕獲数の捕獲数報告を義務づけてはなりません。しかし、捕獲数の把握については、可能な限り収集しているところです。今後とも情報の把握については最大限努めます。</p> <p>このことにより、今後とも国、都道府県、市町村が連携して鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。</p> <p>また、他の法令で適切な保護管理がなされている種であって環境省令で定めるものは鳥獣保護法の適用除外としているところです。</p>
182	198	2部 2章 1節	<p>(具体的施策)</p> <p>○ 市町村における捕獲情報は少なくとも月ごとに都道府県に報告することを義務づけ、国は常に全国レベルでの最新情報を入手するように努めるものとすべきです。</p>	<p>地方自治体に過剰な事務を課すことにならないように配慮しながら、今後とも情報の収集については努めてまいります。</p>
183	198	2部 2章 1節	<p>○ 特定計画においては、市町村の役割を定め、実施報告を義務づけるべきです。また、データは検討委員会あるいは大学研究期間等に委託して事業報告書を作成することや、計画策定にかかわる検討委員会は、計画の実施状況の報告を受け、点検や評価においても関与するべきです。</p>	<p>個々の計画の運用については、状況に応じ都道府県において適切に対応がなされるべきものと考えています。</p>
184	199	2部 2章 1節	<p>(現状と課題)</p> <p>ニホンザルの違法捕獲があとを絶ちません、行政においても誤った捕獲や誤った処分方法をとらないように、法律、指針等の周知徹底を図る必要があります。</p> <p>【事例】：鹿児島県内の町が捕獲後の処置を「埋設」として許可を出しながら、実際には自らに飼養許可を出し、県外の実験業者に譲渡していた。</p> <p>鳥獣保護担当職員の研修を強化し専門職化をはかること、司法警察権を活用すること。また、鳥獣保護員の中に常勤職を設けること、公募などによって幅広く人材を確保することにより、鳥獣保護法の周知徹底及び違法捕獲の取り締まりを強化するべきです。</p>	<p>ニホンザルの捕獲等にあつては捕獲許可を受けて実施する必要があります。各都道府県においては、鳥獣保護法、施行令、施行規則、基本指針及び通知等の他、鳥獣保護事業計画等に基づき、鳥獣の捕獲許可等事務を実施しているところです。</p> <p>また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の(具体的施策)に記載されているとおり、鳥獣保護管理の適切な推進のために、鳥獣保護員・鳥獣行政担当者等の研修等を通じて人材育成に努めるとともに、鳥獣保護員等の制度を活用し、関係団体、警察等と連携し、違反の防止を推進しています。</p>
185	206	2部 2章 1節	<p>(施策の概要)</p> <p>動物取扱業に対して社会的な責任を担わせるために1999年の動物愛護法の改正で届け出制となり、2005年の改正で登録制となりましたが、さらに5年後の見直しでは許可制も検討されることになっています。また、2005年の改正で、動物の飼い主は植物由来の感染症の予防に注意を払うことが定められ、感染症対策の強化が必要となっています。</p>	<p>動物取扱業については、平成17年の動物愛護管理法の改正において、従前の届出制から登録制に移行しています。今後は、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な運用を進めてまいります。また、感染症予防についてのご指摘の趣旨は、第2部2章1節4.3「総合的な普及啓発」に含まれていると考えます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
186	206	2部2章1節	<p>(現状と課題)</p> <p>動物取扱業が登録制となり、基準の遵守義務が定められていることがまだ国民に広く周知されていません。とりわけインターネットによる通信販売が急増しており、さまざまな野生動物がオークションなどでも販売されています。動物取扱業の遵守基準の周知徹底及び動物取扱責任者のレベルの向上を図ることが必要であり、とりわけ、野生動物をペットや実験動物として輸入、販売する業者においては、希少動物の保護の重要性、感染症の対策、外来生物による生態系への悪影響について認識するとともに、顧客に対しても知識の普及を図る必要があります。両生類を死滅させるおそれのあるカエルのツボカビ菌が日本ではペットおよび実験動物で確認されています。動物取扱業や実験動物施設等における感染症対策についての強化が必要です。人と動物の間の感染症のみならず、野生動物における感染症の対策にも注意を払う必要があります。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、第2部2章1節4. 1 (具体的施策)の「動物取扱業については(中略)一層の適正化を推進します」に含まれていると考えます。なお、カエルツボカビについては、第2部2章1節3. 1に記載しているとおり、日本の両生類に対する影響について調査を進め、その結果を受けて対策を検討していきます。また、野生動物における感染症対策にかかる御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
187	206	2部2章1節	<p>(具体的施策)</p> <p>○ インターネットによる動物の通信販売業者に対して、動物取扱業の登録および登録票(標識)の掲示義務があること、および販売の個体について必要な個体情報の表示及び説明の義務があることを、周知徹底させていくべきです。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、第2部2章1節4. 1 (具体的施策)の「動物取扱業については(中略)一層の適正化を推進します」に含まれていると考えます。</p>
188	206	2部2章1節	<p>○ 動物の適正飼養は、家庭動物、展示動物、実験動物、專業動物等、人が飼育するすべての動物に対して及ぶものであり、2006年の実験動物の飼養基準に続いて、国際的な家畜福祉基準の制定の動向をふまえて、産業動物の適正飼養の基準の制定に取り組んでいます(農水省・環境省)。快適性に配慮した飼育は、家畜を健康にしさまざまな感染症を防ぐ役目も果たします。</p>	<p>産業動物の飼養及び保管に関する基準については、昭和62年にすでに制定されていますが、ご指摘の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
189	207	2部2章1節	<p>(現状と課題)</p> <p>わなによる鳥獣の捕獲においては、捕獲個体の致死処分の方法が問題となっています。捕獲動物は人の占有下にあり、動物愛護法に基づき、可能な限り苦痛のない方法で処分しなければなりません。「動物の殺処分に関する指針」を改訂し、野生動物についても処分方法の指針を示すべきです。</p>	<p>野生鳥獣がわなによって捕獲された後の殺処分に関しては、鳥獣保護法に基づく指針に基づいて、できるだけ苦痛のない方法で処分するように記載されています。</p>

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
190		全般	<p>まぼろしの香魚「ひびき鮎」の復活をめざして（筑後川水系大山川）</p> <p>[1] これまでの歩み</p> <p>1. 昭和48年3月 大山川上流に松原・下釜ダムが完成し、柳又発電所が運転を開始する。これにより大山川の全水量が発電用として取水され、大山川にはわずか0.5 m³/sの水しか流れなくなった。あまりのひどさに昭和58年9月に松原・下釜再開発事業が歓声し1.5 m³/sに増水された。しかしながら、柳又発電所の取水がなければ4.0 m³/sの滔々と豊かな水量を誇った大山川は、死に絶えてしまった。水量の激減による水質悪化、河畔の汚濁の為、学校では大山川で児童・生徒が遊ぶことを禁じてしまった。江戸時代には天下第一と名声をはせた香魚「ひびき鮎」は姿を消してしまった。かくて、大山川は利城住民の母なる川としての働きを奪われてしまった。大山川では人々の姿は消え、たぬき川の中に巣をつくり、人々の心も荒れてきた。</p> <p>2. 大山川という地域の宝を復活させるのは地域の住民が声を発するしかない。そこで住民によって水量増加運動が開始される。</p> <p>① 平成10年 大山町金町民の共通の運動とする。町・議会・自治会と連携して署名活動し、それをもって国・県・九電へ陳情する。</p> <p>② 平成11年 大山川・三隅川河川環境協議会の設立により、行政・住民・九電三者による水量増加の具体的協議をかいしする。</p> <p>③ 平成12年 大山川の水量を4.5 m³/s (3/21～9/30) に増加すると合意</p> <p>④ 平成14年 「大山川再生計画」の提言に基づき、大山川の貯水型河道整備工事をする。香魚「ひびき鮎」がよみがえる兆しがでてきた。</p> <p>⑤ 平成15年以降 NPO法人大山水環境アスリートが中心となり、大山川を舞台にしたまちおこしをしている。河川清掃奉仕/親子川遊び大会/魚釣り大会/水中生物観察会/交流学習会などの啓発活動を行っている。</p>	(感想・その他)
190		全般	<p>[2] 現状の問題点と今後の方向</p> <p>1. 夏期3倍の水量増加は、人々を再び川に親しませた。しかし、川底はまだまだドロドロしているし、いかにせん水量の絶対量が不足している。</p> <p>① 夏期4.5 m³/s (3/21～9/30) 冬期1.5 m³/s (10/1～3/20) の現在の流量で、水質はどうか。水生生物の生態はどうなっているのかを科学的に把握し問題解決への基礎資料とする為に、東京大学清野先生、東京学芸大学真山先生、九州大学矢野先生らが学術調査に着手くださっている。今後、流量増加のアピールの為に、学術データは不可欠である。</p> <p>② 松原・下釜ダムにおける水質向上の機能向上を計るべきである。</p> <p>③ 2.0 m³/s以上の水量が望ましいが当面1.0 m³/sを直近の目標とすべきである。</p> <p>2. 大山川の復活は、福岡の上水道と有明海の再生の起爆剤である。</p> <p>① 筑後川の水質浄化の機能を有する大山川（急流の酸素供給機能/1.5 kmの河道の行程落差100 m）としての位置づけのもとでさらなる流量増加を実現すべきと考えています。</p> <p>② 下流からもう一度常駐の水量実態を見つめ直し、大山河が最低1.0 m³/s以上の流量を確保することにより、水質の向上と多様な水中生物の復活が計られることを念願してやみません。</p>	(感想・その他)

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
191	189	2部 2章 1節	<p>【絶滅のおそれのある種の保存】 (p.189)</p> <p>野生生物の保全はその生息地で行うこととしそれが不可能な場合でも近隣地域で行うことが最優先されることを明記すべきです。また狭い檻の中で人工的に繁殖飼育させた個体は動物本来の修正等が欠居し野生復帰は困難となります。費用の面からも生息地外保全は困難を極めるため生息地内保全が最優先されるべきです。国内の動物園の現状は環境教育、種の保存に対処出来ておらずその役割を果たす期待をかけるならば「動物園法」を制定し動物園の定義・社会的役割を公に制定する必要があります。</p>	<p>ご指摘の通り、野生生物の保全は生息・生育域内における保全が基本と考えており（第2部2章1節（基本敵考え方）に記述）、生息域外保全はそれだけでは種の存続が難しい一部の種を対象（第2部2章1節1（施策の概要）に記述）としております。</p> <p>なお、(社)日本動物園水族館協会では、種の保存委員会などの組織を設けて血統登録や飼育動物の移動・管理などを行い、飼育下繁殖に関して大きな成果をあげています。</p> <p>動物園については、博物館法に基づく博物館の一つとして規定されています。また、環境教育の点でも、現行法令の範囲内でそのような教育普及事業は実施可能であり、種の保存法等の他の環境関係法令とあいまってご指摘の趣旨について対応すべきものと考えます。</p>
192	193	2部 2章 1節	<p>【野生鳥獣の保護管理】 (P.193)</p> <p>◆狩猟依存について</p> <p>「鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保を図る」とありますが、過去の経過で狩猟者依存の被害対策では限界にきています。「鳥獣害対策」＝駆除という図式では問題は解決せずむしろそれによって発生する悪い習慣もなくなりません。総合的な判断から被害防除の技術開発に取り組むことが必要です。ツキノワグマ、ニホンザルなどは孤立した地域個体群についての捕獲の総量規制がなされるべきであり、中でも保護の必要性の高い四国のツキノワグマ個体群の保全の考え方を明記する必要があります。</p> <p>行政、狩猟者、農家の間で違法捕獲があることは事実であり大変疑問に感じるところです。捕獲の許可権限が市町村に委譲されたことにより鳥獣の保護管理が現場では益々困難となっている現状。法律の周知徹底と一般への啓発普及を早急に進める必要があります。違法による捕獲個体は解放しなければならぬことを明記し徹底すべきです。また捕獲の際、県への報告の必要が無くなっていることも事態を深刻にさせている要因であると考えます。</p>	<p>第2部1章6節1. 3（130ページ）に記載されているとおり、鳥獣被害を防止するためには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的に取り組むことが必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところです。</p> <p>人材育成に関しては、第2部2章1節2. 3（197ページ）に記述されている通り、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修や鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。</p> <p>2部2章1節2. 3に記述されているように、科学的計画的な保護管理において、西中国地方や四国地方のツキノワグマのように分布域も狭く孤立し、個体数の少ない個体群においては、健全に地域個体群を維持・管理していくことが課題です。</p> <p>必要に応じて、例えば西中国の山口県、広島県、島根県では3県の広域的な連携により、特定鳥獣保護管理計画において捕獲数の上限の目安を設定しています。</p>

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
193	195	2部 2章 1節	<p>【野生鳥獣捕獲の規制】 (P. 195)</p> <p>◆具体的施策</p> <p>「鳥獣によって被害を受けている農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進するため網・わな猟免許を分離して創設した編猟免許・わな免許の制度を活用して鳥獣の保護管理の担い手の確保に努めます」ではなく「生物学、生態学等に加えて社会学的な知識や訓練に基づくワイルドライフマネジメントの制度及びそれを支える人材の育成に努めます」とするのが正当です。わな使用の促進は必ず錯誤捕獲や混獲を増大させ非常にむごたらしいことです。絶滅のおそれのある地域個体群の生息地では、くくりわな、トラばさみの使用禁止の周知徹底を図るべきです。</p>	<p>鳥獣の保護管理においては、特定鳥獣保護管理計画に基づいて行われる、個体数調整、被害防止対策及び鳥獣の生息環境の整備等総合的な施策が必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところです。</p> <p>また、2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の（具体的施策）の記載のとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施し、鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。</p> <p>鳥獣保護管理の担い手である狩猟者が減少していることから、鳥獣によって被害を受けている農家自らが鳥獣の捕獲の担い手となることは重要であると考えため、原文の表現が適当と考えます。</p> <p>また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の（具体的施策）に記載されているとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施します。鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。</p> <p>農業等被害の防止のため農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進する等の施策に取り組む一方で、錯誤捕獲の防止や狩猟に伴う危険等を防止等のため、狩猟におけるくくりわな、とらばさみの使用等の規制を強化し、狩猟者に対する当該規制の周知徹底を行うことで、適切な鳥獣保護管理を進めることとしています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
194	196	2部 2章 1節	<p>【科学的・計画的保護管理】(P.196) 「科学的・計画的保護管理」の意味するところが明確ではなくいつまでたっても科学的保護管理の手法が確立されないのが現状です。更に鳥獣の捕獲の許可権限が都道府県から市町村に委譲されたことにより都道府県が市町村における捕獲の実体を把握できなくなっている側面がありそれは問題であります。特定計画技術マニュアルの改訂にあたっては一部の専門家だけでなくデータの集積と分析を充分に行い幅広い関係者の知恵と経験を集積し作成にあたるべきです。</p>	<p>御指摘の科学的な保護管理については今後とも推進していきます。 法律上、市町村から都道府県への捕獲数の報告、及び都道府県から国への捕獲数の捕獲数報告を義務づけてはいません。しかし、捕獲数の把握については、要請に基づき可能な限り収集しているところです。今後とも情報の把握については最大限努めます。 このことにより、今後とも国、都道府県、市町村が連携して鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。 近年、捕獲許可権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護管理を実施する上での市町村の役割は増大しています。都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画の下で、国、都道府県と市町村が連携して適正な鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。 特定計画技術マニュアルの改訂にあたっては、幅広い関係者の意見を聞くことは重要と考えており、今後とも幅広い関係者の意見を参考にしていきます。</p>
195	198	2部 2章 1節	<p>【野生鳥獣の生息状況等の調査・研究】(P.198) 「鳥獣関係統計」においては市町村の統計が1年に1回年度末を過ぎてから集計され結果的に、国の統計は2～3年遅れとなっており対応に支障をきたします。調査や分析も不明確です。 市町村における捕獲情報は都道府県に毎月報告することを義務づけ国は全国レベルで最新情報を把握するように努める者とすべきです。特定計画においては市町村の役割を定め実施報告を義務づけるべき。データは検討委員会や大学研究機関等に委託し事業報告書を作成すること、計画策定関わる検討委員会は計画の実施状況の報告を受け、点検・評価に関与すべきです。</p>	<p>御指摘の科学的な保護管理については今後とも推進していきます。 法律上、市町村から都道府県への捕獲数の報告、及び都道府県から国への捕獲数の捕獲数報告を義務づけてはいません。しかし、捕獲数の把握については、可能な限り収集しているところです。今後とも情報の把握については最大限努めます。 このことにより、今後とも国、都道府県、市町村が連携して鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。 また、他の法令で適切な保護管理がなされている種であって環境省令で定めるものは鳥獣保護法の適用除外としているところです。 地方自治体に過剰な事務を課すことにならないように配慮しながら、今後とも情報の収集については努めていきます。 個々の計画の運用については、状況に応じ都道府県において適切に対応がなされるべきものと考えています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
196	199	2部2章1節	ニホンザルの違法捕獲があとを絶ちません。鳥獣保護担当職員の研修を強化し専門職化をはかること、司法警察権を勝つようすること。また鳥獣保護員の中に常勤職を設けること、幅広く人材を確保することにより、鳥獣保護法の周知徹底及び違法捕獲の取締を厳しくすべきです。現実的には何も実施していない、いわば野放し状態をこれ以上放置すべきではありません。	ニホンザルの捕獲等にあつては捕獲許可を受けて実施する必要があります。各都道府県においては、鳥獣保護法、施行令、施行規則、基本指針及び通知等の他、鳥獣保護事業計画等に基づき、鳥獣の捕獲許可等事務を実施しているところです。 また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の（具体的施策）に記載されているとおり、鳥獣保護管理の適切な推進のために、鳥獣保護員・鳥獣行政担当者等の研修等を通じて人材育成に努めるとともに、鳥獣保護員等の制度を活用し、関係団体、警察等と連携し、違反の防止を推進しています。
197	206	2部2章1節	【動物の愛護と適正な管理】（P.206） 動物取扱業に対して動物愛護法改正で2005年に登録制となりましたが更に5年後の見直しで許可制も検討されることになっています。ネット販売においては登録していなかったり、又していても表示していないことが多い現実があります。	動物取扱業については、平成17年の動物愛護管理法の改正において、従前の届出制から登録制に移行しています。今後は、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な運用を進めてまいります。
198	206	2部2章1節	【動物の適正飼養の推進】 動物の適正飼養は家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物等、人が飼育する全ての動物に対して適用されることであり2006年の実験動物の飼養基準に続いて、国際的な家畜福祉基準の制定の動向を踏まえて、産業動物の適正基準の飼養に取り組んでいます。快適性に配慮した飼育は、家畜を健康にし感染症を防ぐことに繋がります。	産業動物の飼養及び保管に関する基準については、昭和62年にすでに制定されていますが、ご指摘の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
199	207	2部2章1節	【総合的な普及啓発】 わなによる鳥獣の捕獲においては、捕獲個体の致死処分の方法が問題です。捕獲動物は人の占領下にあり、動物愛護法に基づき、可能な限り苦痛のない方法で処分しなくてはなりません。「動物の殺処分に関する指針」を改訂し、野生動物についても処分方法の指針を示すべきです。動物園においてもその責任において示すべきです。	野生鳥獣がわなによって捕獲された後の殺処分に関しては、鳥獣保護法に基づく基本指針に基づいてできるだけ苦痛のない方法で処分するように記載されています。
200	17	1部2章1節	里地里山に続けて里海という言葉を入れられませんか。p52の(5)沿岸域の項に「里海」という表現が出てきますのでここでも里海の内容を取り入れて欲しいです。	里海について、人間活動が縮小することによる危機という現状が里地里山ほどには明確とは言い切れないため、里地里山のための記述としています。
201	35	1部2章4節	「シギ・チドリ類は春と秋に、南北への渡りの途中に日本の干潟を中継地として利用し、一部は越冬しています。また、クロツラヘラサギは黄海沖で繁殖し日本で越冬しています。」の文を挿入できませんでしょうか。	御意見を踏まえ、「シギ・チドリ類は、日本の干潟を、渡りの途中の中継地として春と秋に利用するなどしており、クロツラヘラサギは黄海沿岸の離島で繁殖し日本で越冬しています。」を挿入します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
202	41	1部 2章 5節	「生物多様性の保全に向けた活動は、都道府県との連携のみならず、企業やNGOなどと協働する取り組みが求められます。」の文を挿入できませんでしょうか。	生物多様性の保全に向けた活動はさまざまな主体と連携・協働することが必要ですが、当該箇所は、地方公共団体、企業に続いてNGOなどによる取組を記載しているところであり、御指摘の趣旨は既に含まれているものと考えます。
203	53	1部 3章 2節	自然海岸や浅海域の保全・再生とありますが、浅海域の前に干潟を挿入できませんでしょうか。	浅海域は、干潟も含む地域概念として使用しています。
204	53	1部 3章 2節	「干潟ではシギ・チドリ類が餌をついばみ、渚ではクロツラヘラサギがくちばしを左右に振りながら餌を漁っている。」を挿入できませんでしょうか。	御意見を踏まえ、53ページ19行目、干潟の記述の箇所において「海生生物が多く生息し、多くの人々が潮干狩りを楽しんでいる」を「海生生物が多く生息し、シギ・チドリ類が餌をついばみ、多くの人々が潮干狩りを楽しんでいる」と修正します。あわせて、27行目、「コアジサシ・チドリ類の繁殖」を、「コアジサシの繁殖」と修正します。
205	77	2部 1章 1節	「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」ネットワークへの参加地を増やし、連携を深めていきますと言う文を挿入して、参加地を今の8箇所から大幅に増加していく取り組みが必要であると思います。	第2部2章4節5.1(p248, 249)にあるように、日本からは27湿地が本パートナーシップに基づく重要生息地ネットワークに参加しており、今後とも参加主体の拡大に向けた働きかけを行うとともに、渡り性水鳥重要生息地ネットワークの拡充を進めていきます。
206	86	2部 1章 2節	「沿岸・海洋域における水鳥類の重要な繁殖地・休息地について保護区の指定に努めることで、沿岸・海洋域における自然環境の保全を推進します。」に文を改める。	鳥獣保護区の指定については、「多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努める」とこととしており、その中でも、今まで鳥獣保護区の指定が少なかった海鳥の繁殖地を重点的に記載しています。ご意見を踏まえて、第2部1章2節3.1(具体的施策)の1点目を「沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地について保護区の指定に努めることで、沿岸・海洋域における自然環境の保全を推進します。」と修正します。
207	86	2部 1章 2節	日本各地の沿岸部において、造成途中の干拓・造成地が疑似湿地の状態となり、渡り性水鳥の好ましい生息地になっている所があります。工事の進行に伴い確実に消滅してしまう場所です。特に、博多湾の人工島や熊本港造成地など九州におけるクロツラヘラサギ越冬地がそのような状態になっています。鳥獣保護区などに道を開く施策が欲しいと思います。(意見)	造成途中の干拓・造成地において鳥獣保護区を指定するのは難しいと考えていますが、自然状態のクロツラヘラサギの生息地については、関係機関との調整を図りながら、必要に応じて保護区の指定など保護の取り組みに努めます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
208	93	2部 1章 2節	ラムサール条約登録地は、環境省の努力で現在33箇所となっています。2011年までにさらに10箇所増やす目標を表明していただいておりますが、日本各地には重要な湿地がまだ多数あります。たとえば熊本県の球磨川河口も120種を越す野鳥が生息し、280種を越す底生生物が周辺で記録されています。多様性に富んだ干潟生態系が形成されています。日本各地にはこのような干潟・湿地がまだ数多く存在します。ラムサール登録地の目標を10箇所に止まらず、今回と同じ20箇所の指定に目標を上げていただければと思います。(意見)	ラムサール条約湿地の数値目標は、1999年当時約1,000箇所だった条約湿地を2005年のCOP9までに2,000箇所にすることが掲げられ、その後、2002年に2010年までに2,500箇所にすると更新されたものです。日本は1999年の段階で11箇所だった条約湿地を2005年までに33箇所にしており、掲げられている目標は達成していると考えています。今後も基準を満たすものについては引き続き登録に向けた調整を進めて参ります。
209	189	2部 2章 1節	【絶滅のおそれのある種の保存】(p.189) 野生生物の保全はその生息地で行うこととしそれが不可能な場合でも近隣地域で行うことが最優先されることを明記すべきです。また狭い檻の中で人工的に繁殖飼育させた個体は動物本来の修正等が欠居し野生復帰は困難となります。費用の面からも生息地外保全は困難を極めるため生息地内保全が最優先されるべきです。国内の動物園の現状は環境教育、種の保存に対処出来ておらずその役割を果たす期待をかけるならば「動物園法」を制定し動物園の定義・社会的役割を公に制定する必要があります。	ご指摘の通り、野生生物の保全は生息・生育域内における保全が基本と考えており(第2部2章1節(基本敵考え方)に記述)、生息域外保全はそれだけでは種の存続が難しい一部の種を対象(第2部2章1節1(施策の概要)に記述)としております。なお、(社)日本動物園水族館協会では、種の保存委員会などの組織を設けて血統登録や飼育動物の移動・管理などを行い、飼育下繁殖に関して大きな成果をあげています。動物園については、博物館法に基づく博物館の一つとして規定されています。また、環境教育の点でも、現行法令の範囲内でそのような教育普及事業は実施可能であり、種の保存法等の他の環境関係法令とあいまってご指摘の趣旨について対応すべきものと考えます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
210	193	2部 2章 1節	<p>【野生鳥獣の保護管理】 (P. 193)</p> <p>◆狩猟依存について 「鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保を図る」とありますが、過去の経過で狩猟者依存の被害対策では限界にきています。「鳥獣害対策」＝駆除という図式では問題は解決せずむしろそれによって発生する悪い習慣もなくなりません。総合的な判断から被害防除の技術開発に取り組むことが必要です。ツキノワグマ、ニホンザルなどは孤立した地域個体群についての捕獲の総量規制が必要であり、中でも保護の必要性の高い四国のツキノワグマ個体群の保全の考え方を明記する必要があります。</p> <p>行政、狩猟者、農家の間で違法捕獲があることは事実であり大変疑問に感じるところです。捕獲の許可権限が市町村に委譲されたことにより鳥獣の保護管理が現場では益々困難となっている現状。法律の周知徹底と一般への啓発普及を早急に進める必要があります。違法による捕獲個体は解放しなければならないことを明記し徹底すべきです。また捕獲の際、県への報告の必要が無くなっていることも事態を深刻にさせている要因であると考えます。</p>	<p>第2部1章6節1. 3に記載されているとおり、鳥獣被害を防止するためには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的に取り組むことが必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところで</p> <p>す。</p> <p>人材育成に関しては、第2部2章1節2. 3に記述されている通り、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修や鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。</p> <p>2部2章1節2. 3に記載されているように、科学的計画的な保護管理において、西中国地方や四国地方のツキノワグマのように分布域も狭く孤立し、個体数の少ない個体群においては、健全に地域個体群を維持・管理していくことが課題です。</p> <p>必要に応じて、例えば西中国の山口県、広島県、島根県では3県の広域的な連携により、特定鳥獣保護管理計画において捕獲数の上限の目安を設定しています。</p>

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
211	195	2部 2章 1節	<p>【野生鳥獣捕獲の規制】 (P. 195)</p> <p>◆具体的施策</p> <p>「鳥獣によって被害を受けている農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進するため網・わな猟免許を分離して創設した編猟免許・わな免許の制度を活用して鳥獣の保護管理の担い手の確保に努めます」ではなく「生物学、生態学等に加えて社会学的な知識や訓練に基づくワイルドライフマネジメントの制度及びそれを支える人材の育成に努めます」とするのが正当です。わな使用の促進は必ず錯誤捕獲や混獲を増大させ非常にむごたらしいことです。絶滅のおそれのある地域個体群の生息地では、くくりわな、トラばさみの使用禁止の周知徹底を図るべきです。</p>	<p>鳥獣の保護管理においては、特定鳥獣保護管理計画に基づいて行われる、個体数調整、被害防止対策及び鳥獣の生息環境の整備等総合的な施策が必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところです。また、2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の（具体的施策）の記載のとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施し、鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。鳥獣保護管理の担い手である狩猟者が減少していることから、鳥獣によって被害を受けている農家自らが鳥獣の捕獲の担い手となることは重要であると考えため、原文の表現が適切と考えます。</p> <p>また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の（具体的施策）に記載されているとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施します。鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。農業等被害の防止のため農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進する等の施策に取り組む一方で、錯誤捕獲の防止や狩猟に伴う危険等を防止等のため、狩猟におけるくくりわな、とらばさみの使用等の規制を強化し、狩猟者に対する当該規制の周知徹底を行うことで、適切な鳥獣保護管理を進めることとしています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
212	196	2 部 2 章 1 節	<p>【科学的・計画的保護管理】(P.196) 「科学的・計画的保護管理」の意味するところが明確ではなくいつまでたっても科学的保護管理の手法が確立されないのが現状です。更に鳥獣の捕獲の許可権限が都道府県から市町村に委譲されたことにより都道府県が市町村における捕獲の実体を把握できなくなっている側面がありそれは問題であります。特定計画技術マニュアルの改訂にあたっては一部の専門家だけでなくデータの集積と分析を充分に行い幅広い関係者の知恵と経験を集積し作成にあたるべきです。</p>	<p>御指摘の科学的な保護管理については今後とも推進してまいります。 法律上、市町村から都道府県への捕獲数の報告、及び都道府県から国への捕獲数の捕獲数報告を義務づけてはなりません。しかし、捕獲数の把握については、要請に基づき可能な限り収集しているところです。今後とも情報の把握については最大限努めます。 このことにより、今後とも国、都道府県、市町村が連携して鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。近年、捕獲許可権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護管理を実施する上での市町村の役割は増大しています。都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画の下で、国、都道府県と市町村が連携して適正な鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。 特定計画技術マニュアルの改訂にあたっては、幅広い関係者の意見を聞くことは重要と考えており、今後とも幅広い関係者の意見を参考にしてまいります。</p>
213	198	2 部 2 章 1 節	<p>【野生鳥獣の生息状況等の調査・研究】(P.198) 「鳥獣関係統計」においては市町村の統計が1年に1回年度末を過ぎてから集計され結果的に、国の統計は2～3年遅れとなっており対応に支障をきたします。調査や分析も不明確です。 市町村における捕獲情報は都道府県に毎月報告することを義務づけ国は全国レベルで最新情報を把握するように努める者とすべきです。特定計画においては市町村の役割を定め実施報告を義務づけるべき。データは検討委員会や大学研究機関等に委託し事業報告書を作成すること、計画策定関わる検討委員会は計画の実施状況の報告を受け、点検・評価に関与すべきです。</p>	<p>御指摘の科学的な保護管理については今後とも推進してまいります。 法律上、市町村から都道府県への捕獲数の報告、及び都道府県から国への捕獲数の捕獲数報告を義務づけてはなりません。しかし、捕獲数の把握については、可能な限り収集しているところです。今後とも情報の把握については最大限努めます。 このことにより、今後とも国、都道府県、市町村が連携して鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。また、他の法令で適切な保護管理がなされている種であって環境省令で定めるものは鳥獣保護法の適用除外としているところです。地方自治体に過剰な事務を課すことにならないように配慮しながら、今後とも情報の収集については努めてまいります。個々の計画の運用については、状況に応じ都道府県において適切に対応がなされるべきものと考えています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
214	199	2部 2章 1節	ニホンザルの違法捕獲があとを絶ちません。 鳥獣保護担当職員の研修を強化し専門職化をはかること、司法警察権を勝つようすること。また鳥獣保護員の中に常勤職を設けること、幅広く人材を確保することにより、鳥獣保護法の周知徹底及び違法捕獲の取締を厳しくすべきです。現実的には何も実施していない、いわば野放し状態をこれ以上放置すべきではありません。	ニホンザルの捕獲等にあつては捕獲許可を受けて実施する必要があります。各都道府県においては、鳥獣保護法、施行令、施行規則、基本指針及び通知等の他、鳥獣保護事業計画等に基づき、鳥獣の捕獲許可等事務を実施しているところです。 また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の(具体的施策)に記載されているとおり、鳥獣保護管理の適切な推進のために、鳥獣保護員・鳥獣行政担当者等の研修等を通じて人材育成に努めるとともに、鳥獣保護員等の制度を活用し、関係団体、警察等と連携し、違反の防止を推進しています。
215	206	2部 2章 1節	【動物の愛護と適正な管理】 (P.206) 動物取扱業に対して動物愛護法改正で2005年に登録制となりましたが更に5年後の見直しで許可制も検討されることになっています。ネット販売においては登録していなかったり、又していても表示していないことが多い現実があります。	動物取扱業については、平成17年の動物愛護管理法の改正において、従前の届出制から登録制に移行しています。今後は、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な運用を進めてまいります。
216	206	2部 2章 1節	【動物の適正飼養の推進】 動物の適正飼養は家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物等、人が飼育する全ての動物に対して適用されることであり2006年の実験動物の飼養基準に続いて、国際的な家畜福祉基準の制定の動向を踏まえて、産業動物の適正基準の飼養に取り組んでいます。快適性に配慮した飼育は、家畜を健康にし感染症を防ぐことに繋がります。	産業動物の飼養及び保管に関する基準については、昭和62年にすでに制定されていますが、ご指摘の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
217	207	2部 2章 1節	【総合的な普及啓発】 わなによる鳥獣の捕獲においては、捕獲個体の致死処分の方法が問題です。捕獲動物は人の占領下にあり、動物愛護法に基づき、可能な限り苦痛のない方法で処分しなくてはなりません。「動物の殺処分に関する指針」を改訂し、野生動物についても処分方法の指針を示すべきです。動物園においてもその責任において示すべきです。	野生鳥獣がわなによって捕獲された後の殺処分に関しては、鳥獣保護法に基づく基本指針に基づいてできるだけ苦痛のない方法で処分するように記載されています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ジ	部、 節	意見	対応案
218		全般	<p>先日、図書館にある古い文献で、「寒地養蜂」昭和21年初版を読んだ。 戦後の食糧難の時代なので、単位面積当たりの食料の量の効率が求められている。その手法の一つとして、農家さんの副業としての定地養蜂をさかんに奨めているのである。 当時の農業関係の本には、「そうすると狭い国土を、数倍に利用できる」といった表現が必ずある。 そのような視点が、今、必要ではないか。 ある意味では、今の日本社会は先の戦争の敗戦後に似ているのかもしれない。経済戦として、完全に搾取される側という意味では。 自殺者の多さなど、精神的な荒廃という面では、希望のあった当時よりも、タチが悪いのかもしれない。 現在、第1次産業への従事者の枯渇と将来への不安が叫ばれているが、もう使い倒されている言葉であるが、「自然との共存」という視点から、人間の利用率を高めつつも、お互いに利害のある、そんな人間と自然との共立関係を、私は求める。 人間が介入することで、自然も恩恵をうける、そんな関係性のひとつが養蜂とも言える。 たとえば、養蜂では蜜源の確保が不可欠だが、農薬の存在は蜜源と相反する。 蜜蜂の花粉媒介の資産価値、国家規模での損益を当時の書物では論じているが、そのような視点が今は必要なのかもしれない。 自然と人間社会のバッファゾーン（中立地帯、緩衝地帯）が、非常な価値を産むようになる国会戦略を望む。 国家レベルでの視点における土地利用についても、是非、蜜蜂に影響のしない、桃源郷＝理想郷としての蜜源の確保を不可欠にしていきたいものだ。 そこに精神面での復興の鍵があると信じる。</p>	(感想・その他)
219	202	2部 2章 1節	<p>(現状と課題) について 国民は、外来生物法が制定され、特定外来生物が指定されたことで、外来種問題は終わったと思っているのではないのでしょうか。この辺の認識が政府には不足しているように思われます。</p>	<p>外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。</p>
220	203	2部 2章 1節	<p>(具体的施策) について 外来種問題に関して現状で一番不足している点は、国民の理解を一層深めることだと思います。政府を挙げて、地方自治体、市民に向けて特定外来生物の防除に取り組むようPRに努め、外来種問題の普及啓発に取り組む姿勢を明確にするべきだと思います。</p>	<p>外来種の取扱いなどに関する普及啓発を推進します。また、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
221	44	1部 3章 2節	奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域など国土を7つの地域に区分し、各々の望ましい地域のイメージが描かれてありますが、都市地域にも首都圏等の大都市から地方の中小都市域まで様々なタイプがあり、その結果、特に都市周辺に位置する里地里山・田園地域などの日常的な交流範囲は大きく異なることが予想されます。例えば、地方都市においては、都市地域と里地里山・田園地域、沿岸域などは近接しており、大都市圏と比べて日常的な交流はより盛んであると思われる。そのような地域においては、今後、自然とのふれあいの範疇に止まらず、より生物多様性の恵みを受取る形として自給自足とまでは行かないまでも、大都市圏に食糧を供給する一方で、半給半足といったライフスタイルが望ましい地域のイメージとして描かれるべきではないでしょうか。	7つの地域それぞれにさまざまなタイプの地域が含まれていますが、共通して目指すべき地域のイメージとして記述をしています。
222	75	2部 1章 1節	全国、広域、都道府県、市町村の各階層における構想・計画の作成が必要とされていますが、道州制の議論が進む中で、都道府県、市町村レベルの構想・計画作成の促進のためには、全国と都道府県・市町村を繋ぐ広域圏の構想・計画の作成が必須と考えられるため、その主体を明確にすることが重要であると思われます。	第2部1章1節（具体的施策）の1点目に下線部を追加します。「 <u>地方公共団体や広域地方協議会、NGOなどへの構想・計画作りに係る情報提供、普及啓発を進めることにより</u> 」
223	79	2部 1章 2節	重要地域の保全の基本的考え方では、全国規模から地域規模までさまざまな段階における重要な生態系や生物の生息・生育地が、国土の生態系ネットワークの核となる地域としてよりよく機能するよう、科学的なデータに基づく保護地域などの指定、見直しを進めるとありますが、地域において国の生物多様性の基となる地域固有の生態系や希少野生動植物の生息・生育地を保全するためには、条例による都道府県自然環境保全地域の指定や各地方公共団体独自の取組にかなりの程度頼らざるを得ない状況にあると思われます。 しかしながら、現状においては、財政事情等から地域における取組は充分とは言い難く、地域規模で重要な地域固有の生態系や希少野生動植物の生息・生育地の保全を促進するためには、自然環境保全地域の項目の記述にある「必要な助言」に止まらず、各地方公共団体が行う対策への積極的な支援についても述べていただきたい。	国と地方の役割分担を明確にしつつ、重要地域の保全のために、地方公共団体と協力して取り組んでいくことが必要と考えており、都道府県自然環境保全地域の生態系の保全状況の把握や指定管理に対する必要な助言を行います。
224	153	2部 1章 8節	陸域の湿地は、多様な生物の生息・生育空間として重要であるため、国レベルでは重要湿地500を選定し、その中でも保護地域が必要な地域については、具体的施策の中で「情報収集し地域の理解を得て鳥獣保護区、自然公園への指定、ラムサール条約湿地への登録などによる保全を進めま」と述べてありますが、環境省におかれては、関係機関と協力し他省庁が所管する法令や地方公共団体が所管する条例による取組が促進されるよう具体的に検討されることも重要であると思われます。 また、選定された重要湿地についてさまざまな施策を実施すると記載されていますが、地域規模で生物多様性を支えるため、国や都道府県のレッドリスト掲載種が生息、生育するその他の湿地の保全対策についても、具体的な取組の促進策を記述することが必要と思われます。	重要湿地500は、科学的・専門的な知見と情報に基づく湿地保全の基礎資料とし選定されたもので、今後も保全地域の検討や、開発計画等における配慮を促す上で活用していきます。ご意見については、今後の施策を実施する上での参考とさせていただきます。 法的保護措置がとられていない湿地についても、その重要性の普及啓発を通じて保全が図られるよう努めていきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
225	48	1部 3章 2節	<目指す方向>の二つ目に「緩衝帯の整備などにより、人と野生鳥獣とのすみ分けを進める。」との表現があるが、本戦略の主旨からして、この場合、ひとくくりに「野生鳥獣」とするのは如何か。せめて、「農林業、人畜等に危害を及ぼす野生鳥獣」とすべきでは？	生物多様性の観点からは、「農林業、人畜等に危害を及ぼす野生鳥獣」に限らず、人と野生鳥獣の適切な棲み分けは必要と考えているので、原案のとおりとします。その上で、48ページ17行目及び49ページ33行目について、イノシシの後に「サル」を追加し、「大型哺乳類」を「中・大型哺乳類」と修正します。
226	62	1部 4章 2節	2 地域における人と自然の関係を再構築する 里地里山は人間活動（生産活動）によって、生物多様性だけでなく独特の景観、地域の伝統文化、民俗・風習が保たれている場所でもある。 このような地域は、自然公園法や自然環境保全法等の規制的手法だけで保全していくことは困難と思われるが、一方、農業活動だけを助成する現行制度でも十分ではない。伝統的農業を営むことが地域の生物多様性の保全に貢献し、かつ、その地域ならではの風俗風習を残している地域を全体として保全、バックアップしていく、そういった新たな制度は検討できないか？	御意見のような内容は、地域ごとに望ましい形態はさまざまであると思われ、それぞれの地域ごとの対応が必要なものと思われまます。農林水産省や環境省の地域の保全活動への支援制度などを活用いただければと考えます。
227	224	2部 2章3節	現在、民間型環境直接支払いの仕組みを検討し、来年から実験的に開始する予定である。商品支払い金額と環境支払い金額を分離して流通する仕組みで、消費者の日常的な買い物行動の中に環境問題について考え、自らが納得するなかで直接支払いという行動をすることがポイントとなる。農産物直売所、量販店、生協等の既存の流通のなかに簡易なソフトを導入するだけで実施可能であり、農産物のみならず林産物、海産物にも導入が可能である。環境直接支払い金額は基金として生物多様性活動に対して支払われる。対象は生きもの調査を実施している生産者、市民、NPO、学校、研究者等、多岐にわたり、国による直接支払いと連動して行われるので国民の生物多様性に対する意識が定着する。	(感想・その他)
228	227	2部 2章 3節	現在、田んぼの生きもの調査活動では農家、消費者、自然保護団体、学校、NPO等の多様な団体との連携のもとに活動を展開している。更に生きもの調査活動を指導するためのインストラクター等の養成もしている。	(感想・その他)
229	263	2部 2章 5節	田んぼの生きもの調査に基づく生態系の変化と農法の関係を明らかにする取り組みを実施している。生産性向上を目標とする近代農法から田んぼの生態系に配慮した農法へ転換するための田んぼの生きもの指標づくりが大切である。更に、多様な人たちと一体的に活動をするために、コウノトリやトキ等の食物連鎖の頂点に立つ生きものを共通目標として設定することが大切となる。	目に見える生き物を指標として設定することは、生産者においては取組の必要性の認識が向上し、消費者においては生態系に配慮した農法への理解がすすむことが期待され、生態系に配慮した農業を推進する上で有効と考えております。
230	6	前文	生物多様性の保全を目的とするNGOへの支援は、「緑の募金」によっても行われているので、企業・公益法人による基金や募金によると記述した方が正確ではないか。	御指摘の箇所は、企業など事業者に求められる役割について記述しています。緑の募金は広く国民にも呼びかけられる取組であり、p7の6行目に記載しているように、緑の募金も含めて国民が募金や寄付を通して協力いただくことが大切と考えています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
231	18	1部 2章 1節	近年、国内の森林では木材価格が低迷する中で木材需要が増大する結果、伐採跡地の放置による造林未済地が増大している実態にあり、それによる生物多様性を含む多面的機能の低下に関する課題が各地で報告されているので、これらに関する記述をしておいた方が良いのではないかと。	人工林の伐採後3年以上経過しても更新が完了していない造林未済地については、第2部の「森林」の記述（第2部1章5節7P）における「広葉樹林化・針広混交林化、長伐期化などによる多様な森林への誘導」に掲げる具体的施策により対応することとしています。
232	67	1部 4章 2節	他の分野の記述には、企業やNGOなどによる生物多様性保全に係る活動の推進に係る記述があるので、森林の保全・整備の分野においても、国庫補助事業（農林水産省）「地域活動支援による国民参加の緑づくり活動事業」に関連する内容の記述があると良いのではないかと。	「幅広い国民の理解と協力のもと」と記述しており、具体的な内容は第2部1章5節p111などで記述しています。
233	222	2部 2章 3節	（具体的な施策）として環境省があげている要素とのバランスを考えると、国庫補助事業（農林水産省）「地域活動支援による国民参加の緑づくり活動事業」及び「緑の募金法」で実施する企業・NPO等の森づくり活動の促進に係る事業内容も記述した方が良いのではないかと。	御指摘の点については、「2 経済的措置」、「3 自然とのふれあい」に示した施策を通じ、国だけでなく・・・（略）・・・多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。」と、記述しています。
234	235	2部 2章 3節	国庫補助事業（農林水産省）「地域活動支援による国民参加の緑づくり活動事業」や「森林環境教育推進総合対策事業」等で行っている人材育成、森林環境保全ふれあいセンター等で実施している教職員向けの森林環境教育研修等も記述されるべきなのではないかと。	御意見を踏まえ、第2部2章3節5.1の（具体的な施策）に以下の記述を追加します。 「○森づくり活動の指導者や森林環境教育を推進する人材を育成・支援します。（農林水産省）」
235		全 般・ 2部 2章 5節	これまで環境省主導で多くのプロジェクトが実行され、国際的な交流を形成しながら成果をあげてきたことについて高く評価したいと思います。しかしこれらのプロジェクトで得られ、また未来に引き継がれるものの主体は、これまでのところ生物多様性の数値的な「データ」（分類群および個体の数）であろうと思われます。自然環境を示す物理化学的な情報であれば、観測条件（機器、観測法）と共に数値データを残せば未来においても再現性がありますが、こと生物多様性については「データ」だけを残しても未来においての再現性は無いと思われます。と申しますのは、ある1つの地域から得られたサンプルに含まれる動物の種名と各々の個体数が報告され、それが「データ」として保管されたとしても、それはその時代の分類学の水準や担当した専門家の能力という制約の下にはじき出された「データ」であり、分類学研究が進んだ場合、あるいはスキルの高い別の研究者が同定した場合には同じサンプルでも結果が異なるのは明白です。従いまして、生物多様性研究に関しては、得られたデータと共に、それを後に検証可能とするモノ、即ち標本が存在している必要があります。さらに、未来において当該標本にアクセス可能な状態で管理・保管され続けられない限り、これまでに得られたデータはほとんど無効になってしまいます。標本の画像データだけを残している場合もあると思いますが、隠蔽種や姉妹種などの問題が発生し場合には、やはり標本に基づかない限り解決は不可能です。	ご指摘はごもっともだと認識していますが、現状の予算、収蔵庫の容量、管理体制の下では生物調査に際して全ての標本を収集・保管することは困難です。ご意見の趣旨も踏まえ、今後の業務の実施にあたって、現実的に可能な調査標本の長期的・体系的な収集・管理の体制構築について引き続き検討していきます。

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
235		全 般・ 2部 2章 5節	<p>先日、日本動物学会ではない他学会で、環境省がバックアップしている日本国際湿地保全連合の成果を公表するセッションに出席する機会がありました。そこでは、採集方法の同一化や担当した研究者名を残すなど、これまでの多様性プロジェクトと比較して一定の進歩がありました。しかし、私が質問に立ち、ここで使われた標本はどうしたのかと尋ねると、少なくとも事務局では特に残す方法では検討していないという答えでした。そこには環境省の職員の方も見えており、ご本人からの答弁では、人員がつかないで、現在とところここで収集された標本について管理・保管の予定は無い、とのお答えでした。当プロジェクトは調査にかかわる人員数確保のため、分類群ごとの専門家の比率よりも、いわゆる“パラタクソノミスト”やアマチュアをも含めたメンバーによる「生物多様性のデータ」です。そのようなデータが無意味とは思いませんが、これらが科学的データとなるには裏づけとなる標本の存在が不可欠です。つまりこのプロジェクトについていえば、いくら膨大なデータを残しても標本が残らない限りすぐに無効になるということです。</p>	<p>ご指摘はごもっともだと認識していますが、現状の予算、収蔵庫の容量、管理体制の下では生物調査に際して全ての標本を収集・保管することは困難です。ご意見の趣旨も踏まえ、今後の業務の実施にあたって、現実的に可能な調査標本の長期的・体系的な収集・管理の体制構築について引き続き検討していきます。</p>
235		全 般・ 2部 2章 5節	<p>実は私も同連合の依頼を受け、アマモ場の動物の多様性を把握するプロジェクトに加わり、1分類群について分類・同定をお引き受けしました。その際、同定の終わった標本群の処置について事務局に尋ねたところ、「特に取り決めが無い。そちらで保管してください」というものでした。私は自分の同定結果が未来永劫に通用するとは思っておりませんし、また低次分類群が未同定（現時点では種名が決められない）の標本を多く含んでいるので、これらの標本が今後保管されれば、それを再検証することによって、その時点での最新の分類学的知見に基づいて生物多様性に関する理解を深めることができ、より正確なデータを得ることができます。これは私の担当した分類群にのみ該当することではなく、全ての分類群に該当する事柄です。</p> <p>従いまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境省で行なったプロジェクトに使われた全ての標本を同省が一元管理すること、それが無理ならばせめて、 2. 標本の管理は地方自治体の博物館等に依頼し、環境省は少なくとも標本の所在について一元管理するべきであると考えます。 <p>極論のようですが、このような措置は欧米では常識です。古典的な例となりますが、工業暗化によるオオシモフリエダシヤクの動態や、カンブリア紀の大爆発の発見も、過去に保管されていた標本群無しでは有り得なかった科学的成果です。欧米の人たちはこのようなことをよく知っており、経験的に標本を大切にしてきました。生物科学の技術革新によって過去に得られた標本からDNAの読み出しが可能となった現在にあっては、過去に収集された標本の価値はさらに上がると思われまます。</p> <p>標本の管理は、人的労力、スペース、管理資金そして時間を要するものであり、どれも現在の日本が直面している経済の振興のための効率化と競争力の強化にはそぐわないように思えるかもしれませんが、未来において日本が本当に生物多様性科学の国際的な競争力を保ち、さらにリードを築くためには、ヒト・モノ・カネ・ジカンをこの標本管理につき込む必要があると思います。</p> <p>日本はその国土が世界で最も生物多様性の高い地域の一つに位置するほとんど唯一の先進国です。世界のイニシアチブを取るための条件は十分に整っていると考えられます。</p>	<p>ご指摘はごもっともだと認識していますが、現状の予算、収蔵庫の容量、管理体制の下では生物調査に際して全ての標本を収集・保管することは困難です。ご意見の趣旨も踏まえ、今後の業務の実施にあたって、現実的に可能な調査標本の長期的・体系的な収集・管理の体制構築について引き続き検討していきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
236		全般	<p>国民の居住スタイルの変化や、地球温暖化・ヒートアイランド現象等に伴い、害虫等の有害生物による被害・苦情が拡大し、感染症等のおそれも増大しています。農業害虫以外の有害生物の防除に関しても、近年、人の健康や生態系への悪影響の少ない総合防除〔総合的有害生物管理(これは建築物衛生法の建築物維持管理要領で用いられている用語です)〕の技術が取り入れられてきています。有害生物について、環境への影響の少ない手法で適正に管理することは、生物多様性の保全という観点からも重要な事項と考えます。</p> <p>このような観点から、生活衛生や居住環境に有害な影響をもつ生物を適正に管理するための政策について、生物多様性国家戦略に位置づけるべきと考え、以下の意見を提出します。</p>	(感想・その他)
237	4	前文	<p>●自然と人間との関係の変化の例として、害虫等の増加に関する記述の追加 →有害鳥獣の問題と並び重要な事項であるため。</p> <p>農林被害の発生をはじめとする鳥獣との軋轢の深刻化といった自然と人間との関係の変化・・・ ↓ 農林被害の発生をはじめとする鳥獣との軋轢の深刻化、<u>害虫等の生息域の変化</u>といった自然と人間との関係の変化、・・・</p>	害虫等の生息域の変化は、問題の広がりや深刻さという点で、今のところ鳥獣との軋轢と並べるほどの状況に至っていないと考えます。
238	22	1部 2章 2節	<p>●外来生物や疾病媒介生物等による人間生活の影響に関する具体的記述の追加 →具体的な記述を加えた方が理解しやすいと考えられるため。</p> <p>また、人の健康への影響については、ネッタイシマカやハマダラカといった感染症を媒介する蚊は、気温上昇に伴って個体数の増加の加速や生息域の北上が予測されています。 ↓ 人の健康への影響については、ネッタイシマカやハマダラカ、ヒトスジシマカといった感染症を媒介する蚊は、気温上昇に伴って個体数の増加の加速や生息域の北上が予測されています。<u>わが国にもウエストナイル熱、デング熱、マラリアなどの媒介蚊が生息しており、病原体の侵入によって、これらの流行が起こることも懸念されています。さらに、気温上昇により病原体の蚊体内での増殖速度が加速することも指摘されています。また、強い毒をもつ外来生物のセアカゴケグモは関西地方を中心に、ハイロゴケグモは南西諸島を中心にほぼ定着してしまったといえますが、気温上昇により生息域の北上や個体群密度の上昇が考えられます。</u></p>	御意見を踏まえ、22ページ28行目に次の一文を追加します。「また、本来わが国には生息しておらず、毒をもつセアカゴケグモが関西地方を中心に、ハイロゴケグモが沖縄県などで確認されていますが、気温上昇により分布が拡大する可能性があります。」
239	23	1部 2章 2節	<p>●人の健康と温暖化に伴う有害生物の分布拡大の対策に関する記述の追加 →人の健康に関する記述、対策に関する記述を加えた方がよいと思われるため。</p> <p>このため、地球温暖化によるわが国の生物多様性への影響を把握するための継続的なモニタリングの実施が重要です。 ↓ このため、地球温暖化によるわが国の生物多様性や人の健康に与える影響を把握するための継続的なモニタリングの実施と、<u>そのための調査体制の確立が重要です。</u></p>	地球温暖化による人の健康影響を網羅的に把握することは本戦略の趣旨を超えますが、人の健康影響にもつながることのある生物多様性に与える影響を調査する体制を確立することは重要であることから、「モニタリングの実施と、そのための調査体制の確立が重要です。」と修正します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
240	23	1部 2章 2節	<p>●人の健康と温暖化に伴う有害生物の分布拡大の対策に関する記述の追加 →人の健康に関する記述、対策に関する記述を加えた方がよいと思われるため。</p> <p>生態系ネットワークの形成などの対策を講じていくことが重要です。 ↓ 生態系ネットワークの形成などの対策を講じていくことが重要です。また、<u>外来種や移入種などの生態系や人の健康に影響を及ぼす生物の生息域の拡大に対し、適切な防除の実施と、そのための防除体制の確立により、生態系の保全や人の健康の確保を図っていくことも必要です。</u></p>	<p>本項では、生態系ネットワークの形成など、地球温暖化の影響を受けた、生物多様性を保全するための適応策について整理をしています。外来種の防除については、外来種に関連した箇所にて記述しています。</p>
241	25	1部 2章 3節	<p>●人の健康への影響に関する記述および具体例の追加。 →人の健康に関する記述がないこと、具体的な記述を加えた方が理解しやすいと考えられるため。</p> <p>それに伴い生物多様性に影響を与えるおそれのある・・・ ↓ それに伴い生物多様性や<u>人の健康</u>に影響を与えるおそれのある・・・</p>	<p>生物多様性の第3の危機を記述しているものであり、人の健康への影響について記述するのはなじまないと考えます。</p>
242	26	1部 2章 3節	<p>平成16年（2004年）には2400万人と、41倍に増加しています。 ↓ 平成16年（2004年）には2400万人と、41倍に増加しています。<u>貨物の輸送に伴ってわが国に侵入したと考えられる外来生物としてゴケグモ類やアルゼンチンアリなどがあります。デング熱は患者の入国によって、ウエストナイル熱は、野鳥の渡りや感染蚊の航空機などによる持ち込みにより、わが国でも流行が起こる危険性があります。</u></p>	<p>生物多様性の第3の危機を記述しているものであり、人の健康への影響について記述するのはなじまないと考えます。</p>
243	34	1部 2章 4節	<p>●人の健康に影響を及ぼす生物に関する記述を加える。 →前節の「（鳥獣との軋轢の拡大）」では、ツキノワグマによる人身事故について触れられているが、この「（外来種）」の部分では、P34の6行目に「人に危害を加える」という記述があるにもかかわらず、その下の文章では農林水産業に関する記述しかないため。</p> <p>農作物への被害や在来種の捕食などが報告されています。オオクチバスについては・・・ ↓ 農作物への被害や在来種の捕食などが報告されていますし、<u>カミツキガメによる咬傷の発生も懸念されています。</u>オオクチバスについては・・・</p>	<p>御意見を踏まえ、34ページ18行目に次の一文を追加します。「また、カミツキガメにかまれる被害の発生も懸念されています。」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
244	34	1部 2章 4節	<p>●人の健康に影響を及ぼす生物に関する記述を加える。 →前節の「(鳥獣との軋轢の拡大)」では、ツキノワグマによる人身事故について触れられているが、この「(外来種)」の部分では、P34の6行目に「人に危害を加える」という記述があるにもかかわらず、その下の文章では農林水産業に関する記述しかないため。</p> <p>・・・生態系に影響を及ぼすおそれがあります。 ↓ ・・・生態系に影響を及ぼすおそれがあります。また、セアカゴケグモによる咬症事例も平成18年は6件発生しました。咬症は、生息密度の高い地域で発生する傾向が認められ、今後、事例が増加する可能性があります。</p>	人に危害を加える動物については、カミツキガメの例を新たに記述することとします。
245	66	1部 4章 2節	<p>●農地における病害虫管理や外来種対策と並び、感染症媒介生物等の有害生物の管理は重要であり、基本方針として位置づけるべきであるため。 →以下の記述を節の末尾(66ページ5行目以降)に追加する。 ↓ <環境の変化に対応した有害生物の適切な管理> 人の居住環境の変化、人や物の移動の活発化、ヒートアイランド現象や地球温暖化といった環境変化等に伴い、ヒトスジシマカ等の伝染病媒介動物を始めとする有害生物の生息域が拡大し、人の健康に影響を与えるおそれがあります。こうした有害生物について、他の生物種への影響や、その他の環境への負荷ができるだけ少ない形で、適正な防除を進めます。</p>	有害生物の適切な管理については、生物多様性の観点から、里地里山の保全や外来種対策などと並ぶような位置づけを持つとは考えていません。
246	201	2部 2章 1節	<p>●有害生物の管理は重要な政策であるため。 →「3. 生態系を攪乱する要因への対応」の前に1項を設け、以下の記述を追加する。 ↓ 3. 有害生物の適正な管理 (現状と課題) 人の居住環境の変化、人や物の移動の活発化、ヒートアイランド現象や地球温暖化といった環境変化等に伴い、ヒトスジシマカ等の伝染病媒介動物を始めとする有害生物の生息域が拡大し、人の健康に影響を与えるおそれがあります。こうした有害生物について、他の生物種への影響や、その他の環境への負荷ができるだけ少ない形で、適正な防除を進める必要があります。 (具体的施策) ○ヒートアイランド現象や地球温暖化などの環境変化に伴う害虫等の有害生物の分布拡大について、適切なモニタリング及び予測を進めます。 ○有害生物の防除について、殺虫剤の散布のみに頼らず、生息域の管理や物理的な手法も組み合わせた総合防除(総合的有害生物管理)を進めます。</p>	ご意見をふまえ、第2部2章6節(具体的施策)の[モニタリング及び適応策]の6点目として、下記を追加します。 「○地球温暖化に伴う、感染症を媒介する蚊などの人の健康や生活環境に有害な影響を及ぼす生物の分布拡大について、適切なモニタリング・調査を進め、総合的な防除策について検討します。(環境省)」
247		2部 2章 1節	ブラックバスなど外来種の影響により水域の生態系は深刻な影響を受けている。放置すれば、さらに拡大し魚類を初めとしてあらゆる水生生物とその周辺動物が大きな影響を受ける。ブラックバスなど外来魚の対策を推進して頂きたい。	オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
248		1 部 2 章1 節	<p>3つの危機として3点が上げられている。 このうちの第3の危機は、人間により持ち込まれたものによる危機としているが、人間がもちこんだ生物にも、いろいろな背景、理由があるが、われわれ人間の守ろう、戻そうという運動により、ぎりぎりのところで維持されている自然、生態系が随所にある。しかし、利益の追求、娯楽を目的として、持ち込まれ、全国各地の河川湖沼、ため池に放流された、オオクチバス等の外来魚は、減少するどころか広がる一方ときいている。公的機関による調査もされていないという。平成16年に外来生物法が成立、施行されたが、何の効果ももたらしていない。典型的なザル法である。心ある市民団体が、在来種を守るために、今日まで大変な努力を営々として積み重ねている。繰り返すが、外来生物法は、何の役にも立っていない、と私は思う。自然に守られる国民の生活、というのであれば、第3次国家戦略にこの在来生物をまもるための強力な施策が必要ではないだろうか。</p>	<p>外来種対策については、外来生物法の施行により、生態系などに被害を及ぼす外来生物の輸入や飼養などの規制について一定の成果があがっていますが、引き続き外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。</p>
249		2 部 2 章 3 節	<p>図らずも「生物多様性」と言う言葉が示す様に国民に広く協力を求める種類の事案に用いられる言葉が難しいと思います。我々大人はもちろんの事ですが今後の外来生物の移入等には今の子供達への周知徹底が必要だと思います。その中で「外来生物」とか「生物多様性」などを表面に出しても子供達にはピンと来ないのではないのでしょうか。もう少し判り易い言葉を使い、しかも学校教育の場でも学べる配慮、そして公共広告機構などで子供向けにテレビ等でも周知を図ると効果的だと思います。</p>	<p>ご指摘の通り、生物多様性の意義、重要性が広く知られていないことは課題だと認識しております。そのため、第1部第4章第2節において「生物多様性を社会に浸透させる」ことを基本戦略の1つとして掲げております。また第2部第2章第3節1.1において「生物多様性の保全の意義、重要性などをわかりやすく国民に伝え、社会に浸透させ」ていく、テレビも含めた「さまざまな活動とのタイアップによる広報活動を展開」していくこととしております。子供達への働きかけとしては、第2部2章3節3および4に示した「自然とのふれあい」「教育・学習」の施策を進めていくこととしております。</p>
250		全般	<p>ブラックバスは要りません。 日本に居ない物が何故こんなに居るのでしょうか？ 絶滅希望です。</p>	<p>(感想・その他)</p>
251		2 部 2 章 1 節	<p>わが国に生存しなかった「動植物」が、古来日本の生き物を排除して蔓延るさまは肌寒い光景である。ブラックバス、噛み付き亀、背高アワダチソウなど、一般に知られていないものを加えたらいったいどれほどの種になるのだろうか？欲に駆られた業者・一部の自分勝手のマニアなど、国が本気で抑制に今取り組まなかったら日本の固有の動植物が壊滅してしまう。とにかく対策を急ぐべきです。</p>	<p>外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
252		2 部 2 章 1 節	<p>沖縄県においては、日本の他の都道府県と比べて、非常に多くの魚類の固有種が、淡水、海水域を問わず生息している。</p> <p>現在、淡水域に関しては、無秩序な多くのペットショップ等が、販売した熱帯魚が、多数定着している。また、貴重な淡水の固有種を狙った採捕が横行しているものと思われる。</p> <p>更に、海水域に関しても水産業者が、何ら多様性に考慮しないまま、外国産の魚類養殖行為を行っており、そこから逃げ出たものが周囲に定着している状況がある。</p> <p>このような状況が今後も放置されると、沖縄県における、少なくとも魚類の多様性は急速に減少するものと危惧されるため、何らかの法的規制を是非とも早急に行って欲しい。</p>	<p>地域の生態系の保全については、外来種による影響の防止、在来種の保全等を総合的に進めていく必要があります。外来種による影響の防止については、外来生物法による輸入や飼養の規制、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることとしています。海産魚類の養殖については、持続的養殖生産確保法に基づき漁業者自らが漁場改善計画を策定し、環境保全に関する取り組みを推進することが可能となっており、生物多様性に配慮しています。</p> <p>また、捕獲・採取圧による減少が主な減少要因となっている種については、種の保存法に基づく国内希少野生動物種への優先的な指定を検討する旨、第2部2章1節1. 2において記述しております。</p>
253	72	1 部 4 章 2 節	<p><各種開発等に関する政策、計画段階における環境配慮の推進></p> <p>現在、各種の人間活動に伴う開発等は、官・民を問わず、政策、計画段階より環境配慮を行うことが求められております。すでに自治体での環境配慮指針、公共事業におけるP I等が実施されているところですが、環境アセスメントにおいては、今後、計画段階における環境アセスメントとして戦略的環境アセスメント(S E A)が実施される方向にあります。</p> <p>従って「基本戦略」として、「各種の開発等に関する政策、計画段階における環境配慮の推進」を位置づけ、生物多様性の保全・創出を図ることは極めて重要であると思われます。これにより開発等の政策、計画段階から、生物多様性の保全と利用について、各主体の参加のもとで検討することが可能になると考えられます。とりわけ、S E Aにおいては、効果的なスクリーニングやスコーピング及び調査・予測・評価を通じて、複数案に対する最適案を検討することにより、生物多様性の確保や生物多様性の場として重要な里地里山や森林等での第一次産業との両立が図られると考えられます。</p>	<p>ご指摘のとおり、「各種開発等に関する政策、計画段階における環境配慮の推進」は重要であることから、その具体的な取組である戦略的環境アセスメントについて、第2部第2章第7節1. 2に記述しています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
254	262	2部 2章 5節	<p>(具体的施策) 開発等に関する早期の段階で、生物多様性にとって重要な地域を回避することが望まれますが、そのためには生物多様性マップの作成が必要です。それが出来ると、SEA等において生物多様性マップを基にした開発用地の選定等が効果的に図られると考えられます。</p>	<p>第1部3章1節2、4章2節4に、わが国の生物多様性の総合評価を行う中で、生物多様性の危機の状況の地図化、生物多様性の保全上重要な地域の選定などを通じて優先的に保全・回復すべき地域の取組みを推進させることを記述しています。</p> <p>また、「生物多様性情報システム」では、インターネットを通じて自然環境保全基礎調査の成果など、わが国の生物多様性や自然環境に関するさまざまな情報を提供しています。</p> <p>さらに、第2部第7節1. 2（現状と課題）で紹介されている「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（SEAガイドライン）」の10ページにおいて、SEAの調査手法として、「予測及び評価に必要な被影響対象の分布状況や、特に脆弱な環境の状況等の情報を既存資料により収集し、」とあり、SEAガイドラインなどを踏まえて、実施事例の積み重ねを進める際には、上記の情報についても必要に応じて活用します。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
255	279	2部 2章 7節	<p>環境影響評価法が公布されて10年を迎えましたが、施行以来、我が国における環境影響評価において検討対象となる環境項目が閣議アセスより一段と拡大しました。しかし、「生態系」や「自然とのふれあい」については、調査、予測、評価手法が必ずしも明確に体系化されているとは言えないものもあります。</p> <p>日本環境アセスメント協会は日本の環境アセスメントの実務者で構成する団体であり、来年には創立30年を迎える業績と経験を有している団体であります。協会の自主的な研究活動として、「自然環境影響評価技法研究会」、「コミュニケーション技法研究会」があり、自然環境に関するアセスメントとしての研究成果として、HSIモデルや生態系の定量的評価等に向けて外部に発表し、評価を得てまいりました。今後とも、自然生態系への環境アセスメントの充実・発展・育成のために以下の事項への取り組みの推進・事業支援を期待します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 戦略的環境アセスメント（SEA）導入ガイドラインの実行・推進 2. 「生態系」の定量的予測評価としてのHSIモデル等手法の開発・活用 3. 「環境アセスメント士」（自然環境部門・生活環境部門）の活用・育成 4. 事後調査・モニタリングの充実による生息域保全等の環境保全措置の効果の把握 5. 環境影響評価におけるコミュニケーション手法の充実 	<p>ご指摘のとおり、「自然生態系への環境アセスメントの充実・発展」は重要であることから、ご提案については、以下のとおり対応しております。</p> <p>「1. 戦略的環境アセスメント（SEA）導入ガイドラインの実行・推進」については、第2部第2章第7節1. 2（具体的施策）に、「SEAガイドラインなどを踏まえて、（中略）実施事例の積み重ねを進めます。」と記載しています。</p> <p>「2. 「生態系」の定量的予測評価としてのHSIモデル等手法の開発・活用」については、予測は定量的な把握を基本とするという考えに基づいた手法の開発および普及に向けた取り組みが必要であると考えています。第2章第7節1. 1（具体的施策）にあるとおり、予測・評価手法等については継続的に検討を加え、技術的・制度的手法を向上させていきます。</p> <p>「3. 「環境アセスメント士」（自然環境部門・生活環境部門）の活用・育成」については、民間の自主的な制度であるため、国が行う施策をまとめた「第3次生物多様性国家戦略」に記載することは難しいと考えます。</p> <p>4. 「環境保全措置の効果の把握」については、第2章7節1. 1（具体的施策）にあるとおり、適切にフォローアップを行っていきます。</p> <p>「5. 環境影響評価におけるコミュニケーション手法の充実」については、第2章第7節1. 1（具体的な施策）に、「環境影響評価に係る関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行っていきます。」と記載しています。</p>
256	222	2部 2章 3節	<p>「生物多様性という言葉の認知度を平成23年度末までに50%以上とする」としているが、18年の総理府アンケートに見られるように「多種多様な生物が生息できる環境の保全について」は「人間の生活が制約されない程度に進める」が半数以上となっており、温暖化と同様に早急に取り組まなければならない分野と考えられ「100%」を目標として普及啓発に努めるべきである。</p>	<p>ご指摘の通り、生物多様性は「地球温暖化と同様に早急に取り組まなければならない分野」だと認識しております。そのため、生物多様性という言葉は将来的には全ての人が知ることが望ましいと考えております。ただ、現状では認知度が「約30%」であり、平成23年度末までの目標としては、認知度「50%以上」を掲げております。</p>
257	222	2部 2章 3節	<p>地方公共団体版戦略作成の手引きを早く作成していただきたい。</p>	<p>ご指摘の手引きについては、第1部第4章第2節の基本戦略の中でも掲げており、第三次国家戦略策定後すみやかに作業に着手する予定です。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
258	6	前文	地方版の作成の必要性が謳われているが、国戦略との位置づけ（役割分担など）がいまひとつ明確でなく、また、その必要性、緊急性などについても明確な内容となっていない。 地方自治体を取り組みやすい様に明確にしていきたい。	国が示すのは施策の基本的な考え方や全国的な取組の方向性であるのに対して、地域に固有の自然を対象とし、地域に密着した施策については地方公共団体による取組が重要と考えており、その旨を簡潔に記載したものです。また、必要性などを強調するため、61ページ5行目の「作ることが効果的と考えられます。」を「作ることが必要であり、効果的と考えられます。」と修正し、「都道府県でのレッドデータブック」の箇所について、「この地方版生物多様性戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るために不可欠なものであり、都道府県でのレッドデータブック」と記述を追加します。
259	61	1部 4章 2節	それぞれの地域の特性に応じて策定することが効果的…。 すべての都道府県での策定が期待されます…。 この様な記載を、その必要性、緊急性などが明確になるようにしていただきたい。	御意見を踏まえ、61ページ15行目の「作ることが効果的と考えられます。」を「作ることが必要であり、効果的と考えられます。」と修正し、61ページ5行目の「都道府県でのレッドデータブック」の箇所について、「この地方版生物多様性戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るために不可欠なものであり、都道府県でのレッドデータブック」と記述を追加します。
260		全般	農林水産省を除き、他省庁は個別の戦略を公表していない。 このため、省庁ごとの役割分担が分かりづらくなっている。 各省庁ごとの集約版なり個別の戦略を策定してはいかがか？。	本国家戦略は、各省庁が行う政府の施策が網羅されるように努めています。また、第2部において、具体的施策に省庁名を記載するようにし、担当している省庁がわかりやすいようにしています。
261		2部 1章 2節	現在、沖縄県指定の天然記念物のフタオチョウについて資料保存の手続きを行っています。沖縄産（沖縄本島）のフタオチョウは本島北部の山原（ヤンバル）といわれる地域が主分布地でした。しかし、近年本島南部での記録が続発し、普通にみられるようになってしまいました。私は過日フタオチョウに関する報文を公表しました。その中で沖縄本島南部の個体が固有個体群の特徴を有しているか確認の必要があることと他地域個体群の侵入が懸念されることを付記しました。今回、匿名で手元に送られてきた個体は確かに固有個体群の特徴を有していました。以上、一例を示しましたが南西諸島では毎年のように台湾、フィリピンなどの地域から過去ほとんど記録のなかった種が自然移動し、その一部は定着しています。そもそも、天然記念物は地域特有の個体群などの保護を目的としていたはずですが、天然記念物に指定されている種については容易に確認することができません。個体群に影響が及ぶような採集行為は避けるべきだと思いますが、定期的な確認調査と資料保存が必要だと考えています。	国指定の天然記念物については、種の保存を図るため、文化財保護法に基づき、文化庁長官の許可を得た上で、採取などの方法による定期的な生息調査等を行っており、今後とも調査等を行ってまいります。 県指定についても、条例に基づき、各都道府県で手続きを行った上で生息調査等を行うことは可能かと思っておりますので、各都道府県の文化財担当部局と御相談下さい。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
262		全般	<p>私は環境調査業界に身を置いています。かつての業務はアセス法に基づく基礎調査と貴重種の発見でした。その後、地域ファウナの把握が主な業務となりました。近年は過去発見された貴重種の保護に移行してきました。</p> <p>業務内容の変化に伴い、より高度な専門性が必要とされると考えておりますが、現実には逆行し業務担当者や調査員の素人化が目立ってきました。これらは技術者の不足やパソコンの発達などにあると思います。技術者に関しては、一般入社試験により採用を決定し、養成期間が短期的あるいはない状態で実務を行うこととなります。パソコンの発達では過去の資料をコピーするなどして結果報告が容易になっています。また、それらを検査する方々についても同様なことが言えると思います。例えば保護対象としている種については見たこともない方が少なくありません。一企業が全ての業務を行うということは無理があり、仮に業務として保全を請け負った場合、無知なる担当や調査員が業務を実施した場合、小個体群の消滅は避けられません。</p> <p>保全に関しては、専門チームなどを作り企業と一体的な業務を行わないと延命措置は施せないと考えております。昆虫類に関しては多くの方々が定年を迎え、時間的余裕ができています。地域ごとにチームを作ることが可能だと思います。</p> <p>実際に重要種の保護、環境整備、地域におけるチーム作りの働きかけをしています。</p>	<p>地域ごとに特徴のある生物多様性の保全を進めていくためには、地域での活動が何より重要と考えています。地方公共団体や企業、NGOなどさまざまな主体との協力を努めたいと考えています。</p>
263	22	1部 2章 2節	<p>食料と漁業だけではなく、林業においても、温暖化に伴う病虫害の多発などの影響が懸念されており、近年はこれまであまり発生しなかった、新たな害虫が出始めている。</p>	<p>さまざまな分野で地球温暖化による影響が懸念されており、その影響を把握するため、モニタリングを進めていくことが重要と考えています。</p>
264	67	1部 4章 2節	<p>都市における緑地として、屋上緑化も視野に入れるべきである。特に、生物多様性の都市における保全と、緑地が犯罪の温床とならないためにも、ヒートアイランド対策と共に屋上の活用は重要である。</p>	<p>屋上緑化や壁面緑化については、第2部144ページに記述しています。</p>
265	72	1部 4章 2節	<p>温暖化対策としてのバイオマス利用による、森林生態系の大規模な改変や、自然エネルギー利用に伴う、希少種などへの影響も考慮すべき。 また、温暖化による、森林生態系の健全性の低下が懸念されている。</p>	<p>御指摘の箇所では、生態系管理から生じるバイオマスについて記述しています。また、調査研究の重要性について記述しているところです。</p>
266	104	2部 1章 4節	<p>生物多様性を活かした、新たな資源利用、他品目少生産による自然の恵みをいかした新たな農林水産の在り方を提案する必要がある。</p>	<p>農林水産省では、農業の自然循環機能を増進し、自然が本来有する生態系の機能を活用した取組である、有機農業について、本年4月に基本方針を策定し、その推進に取り組むこととしています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
267	118	2部 1章 5節	温暖化に伴う天然林での病虫害の増加が懸念されている。	被害が増加傾向にある森林病虫害があるとの報告もありますが、現時点においては、それらの原因が温暖化によるものか、或いはその他の原因によるものなのか特定することは困難です。 今後も引き続き、各都道府県からの森林被害に関する報告や、研究者の最新の知見や情報等に基づき、森林被害対策を適時適切に実施出来るよう、体制づくり等に、より一層努めてまいります。
268	136	2部 1章 7節	都市緑化としての屋上緑化の活用を入れておくべき。都市緑地では、犯罪の温床となりやすいため、樹木密度を抑えており、本来の生物多様性には有効でない。これを解決するには、管理しやすい屋上の活用が重要である。	ご指摘のとおり、屋上の活用は都市の生物多様性を保全する上で重要であるため、第2部第1章7節2. 11 民有地における緑の創出、屋上緑化・壁面緑化の推進、の中で記載しております。
269	128	2部 1章 6節	[活動を活発化させるための組織づくり] 地域、ボランティア団体、都市住民、行政等の連携を深めていくことが大きな課題であり、活動の広がりや活性化を図るためシステムづくりを推進する市町村に対して、財政的支援あるいは人的支援を行うこと	地域での活動の広がり、活性化を図るため、農林水産省では、地域で自然再生等の活動に取り組むNPO等の団体に対する支援や普及啓発、住民・企業・行政が協働し、身近な自然を自らの手で改善するグラウンドワーク活動を支援するなど、地域で行われる活動に対して支援を行っているところです。 なお、地域における活動を支援する地方公共団体向けの財政的支援（田園自然環境保全・再生支援事業）については、平成17年度に、税源移譲の対象となったところです。
270	133 134	2部 1章 6節	[生産性、経済性を加味した持続可能なシステム構築] 里地里山保全再生活動には、多大な労力と経費が必要であるため、この活動を市民、国民に定着させ、末永く継続させるためには、活動団体等への支援はもとより、活動を通じて活動団体や地元収益を確保できる経済的なシステムの構築が必要である。そのためには、活動、地域の特性に応じたメニューの提示あるいは省庁の枠を超えた支援策の例示等が必要である。	第2部1章6節1. 6（具体的施策）の5点目に記述しているとおり、省庁の枠を超えた取組として環境省が中心となった里地里山保全再生モデル事業を実施しています。この事業では、農林水産省、林野庁、国土交通省と連携して関係省庁の事業、ノウハウ等を利用しつつ、生物多様性の保全と農林業の生産活動の調和を目指した地域の活動を支援しているところです。 今後とも、地域や関係省庁と連携した事業に取り組んでまいります。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
271	240	2部 2章 4節	<p>近年、DNA分析を駆使した研究によると温帯の遺伝子プールは、ボルネオの高地生物群より供給されていることが明らかにされているということです。ボルネオは東アジアの遺伝子のルーツになる地域で、この地域の生物多様性が失われることは、私たちの棲む生態系にとっても何らかの影響があるはずで、JICAとボルネオ サバ州の政府機関であるSWD（サバ州野生生物局）の共同プロジェクトとしてBBEC（ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム）は様々な活動実績を上げ、終了しました。このプログラムのひとつの結論として、キナバタンガン川両岸の熱帯雨林の保全「緑の回廊計画」が検討され、これを実行するために2006年10月にBCT（ボルネオ保全トラスト）が設立されました。これと平行して、環境省においても次のような取り組みをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① BBECの継続。 ② BCTへの支援 ③ 「緑の回廊計画」のための寄付金に対する税制面の優遇措置 ④ 生物多様性の保全と「緑の回廊」整備の補助 ⑤ エコツーリズムの促進と補助 <p>国立公園や自然保護区の設立運営だけでは野生生物の絶滅のリスクをなくすには不十分です。保護区が他の保護区につながっていて、野生動物が移動できる環境が必要です。そのためには川沿いの「緑の回廊」を整備することで保護区を最大限有効にすることができます。また、川沿いの森林の保全は表土の流出や河川や湖、沿岸の海の富栄養化を予防するのにも有効であり、今後増加するであろう自然災害の影響を小さくするのにも役立ちます。周囲の農作物の生産環境にも貢献するはずで、生物多様性の衰退が加速を増している状況の今、国内だけではなくアジア太平洋地域においても、提案や情報発信と同時進行で具体的な行動を起こす必要があります。また、原料の供給を受けて生産している企業、消費を享受している人々から価格のほんの一部を還元する社会的・経済的システムを構築することができれば、必要な生物多様性を維持しつつ、持続可能な経済発展を続けることができると考えます。また、そのための税制措置の確立など政策面でのバックアップも急務です。</p>	<p>BBEC（ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム）については、本年10月より第2フェーズを開始しており、引き続きボルネオにおける取組を進めていきます。また、企業や消費者を性多様性保全に結びつけるための社会的・経済的システムについては、2章3節2.1にあるとおり、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度をはじめ、幅広く情報を収集し、推進方策について検討していきます。</p>
272		2部 2章 1節	<p>環境省および福岡県の絶滅危惧種であるヒナモロコが、土地改良事業に伴い国内唯一の生息地が消滅する可能性が極めて高くなっており、生物多様性の視点から大きな損失であると思われる。種の保存法に指定するなどの生物多様性保護の実効ある施策を講じてもらいたい。</p>	<p>ご意見のような、絶滅危惧種の中でも特に保全の優先度の高い種に対する考え方についても第2部2章1節に記載しているところであり、これに基づいて必要な施策を検討して参ります。</p>
273		1部2 章1節	<p>地球温暖化の影響を、より重要な危機と捉えていただきたい。</p>	<p>地球温暖化については、17ページに記述しているように、逃れることのできない深刻な問題として、3つの危機とは別枠で新たに上げています。</p>

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
274	136	2部 1章 7節	<p>新生物多様性国家戦略に引き続き、第3次生物多様性国家戦略においても、都市域の生物多様性の保全にかかる施策に挙げられていますが、十分に機能していないと感じています。施策に盛り込むべき事項として以下の4点を挙げます。</p> <p>1. 市町村の緑の基本計画の立案者が緑の基本計画が生物多様性国家戦略において生物多様性の戦略に位置づけられていることすら知らないことがしばしばある。計画立案者にこのことを周知する努力が必要である。基本戦略に「生物多様性を社会に浸透させる」ことが挙げられているが、まずは自治体の関係部署の職員に浸透をはかることが先ではないか。</p>	<p>第2部1章7節1. 1においても、緑の基本計画に生物多様性の保全の考え方を反映させる必要性が記載されており一層の周知を図っていきます。</p>
275		2部 1章 7節	<p>2. エコロジカルネットワークの形成について記述されているが、都市域では良好に残された自然地在が少なく、コアとしての残された自然地の保全が優先されるべきである。ことを明記すべきではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、都市においてコアとなる環境を保全することは重要であり、第1章2節重要地域の保全に重点的に記載しております。</p>
276		2部 1章 7節	<p>3. 課題として「風の通り道の確保」など、なぜ生物多様性の保全と関係しているのか理解不能な施策が挙げられている。真に生物多様性戦略にあった施策に絞って記述すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。 「今後、より一層、自然と共生し、(略)、策定にあたっては、緑の量の確保とともに、生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク)の形成など、緑の質の確保や、緑の有機的な結合にも留意することが必要です。」</p>
277		2部 1章 7節	<p>4. 計画の目標として緑視率などの緑の量が挙げられている計画が多いが、生物多様性の確保につながる目標値とは限らない。緑の基本計画に生物多様性の保全と持続的な利用を可能にする新たな指標の設定などを推進できるような考え方を示すべきである。</p>	<p>市町村の緑の基本計画においては、緑被率や各種緑地の確保量など様々な指標が提示されており、それらの指標が生物多様性の観点から総合的に達成されることで生物多様性の保全に貢献するものとなると考えております。</p>
278		全般	<p>生物多様性の保全と持続可能な利用の推進は、人類にとって重要なテーマですが、地球温暖化対策に比べ、日々の生活に密着した問題とは捉え難く、「生物多様性」という言葉の難しさも相まって、まだ国民の理解が進んでいるという状況ではないと考えます。そのような中、第3次戦略案では、生物多様性の意味と意義について人々の暮らしとの関係も含めて解説され、非常に分かり易くなっていると思います。今後、さらに、第3次戦略案の内容を要約したパンフレットや解説本などを作成され、普及啓発を進めていただければ幸いです。</p>	<p>できるだけ平易な文章とするよう努めましたが、写真や図表を使い、内容をより分かり易くまとめたものをパンフレットとして発行する予定です。</p>
279	29	1部 2章 4節	<p>里地里山や里海における生物多様性の保全の要請は今後さらに高まり、様々な主体の理解と協力の下に保全活動が行われることが望ましいと考えます。案では「適度に人の手が加えられた環境が形成されてきたことにより、そのような環境下で生息・生育する生物の生存を可能にしてきた」とありますが、具体的な生物名を記した方が、人間活動により維持されてきた里山や里海における動植物の生息・生育地の重要性について、国民の理解が進むものと考えます。例えば、新・生物多様性国家戦略では、第3部第1章第3節の「里地里山等中間地域」で「ミドリシジミ類やイチリンソウなど氷河期の温帯林に起源を持つ遺存的な動植物も温存されてきた」との記述がありますので、そのような記述を追加していただきたいと思います</p>	<p>御意見を踏まえ、「オキナグサやオオルリシジミなどそのような環境下で」と修正します。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
280	44	1部3章2節	我が国は南北に長く、地史や気候を反映して地域毎に特色を有した生態系が成立しています。本項目では、生物相と人間の活動の関係から国土を7つの地域に区分して、その現状と目標像を示されていますが、広域圏レベルで生物相や人間活動を踏まえた目標像を設定することも、将来の課題になるかもしれませんが、必要であると考えます。そのような観点から、66ページに広域圏レベルにおける生態系ネットワークの姿を示すための図化の取組が示されていることはたいへん重要であり、これをさらに進めて、広域圏毎の生物多様性戦略の策定に係る取組を進めていただきたいと思います。	本国家戦略のほか、地方公共団体における地方版生物多様性戦略の策定が重要と考えています。今後生物多様性に関する取組を、国レベル、地方レベルで進めていく中で、広域圏における生物多様性戦略の策定主体や必要性を検討していきたいと思ひます。
281	58	1部4章1節	本年6月にエコツーリズム推進法が成立しました。エコツーリズムは、自然環境を保全しつつ観光を推進することにより地域への経済的効果も高める考え方で、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資するものと考えます。エコツーリズムについては、第2部において具体的施策の一つとしての記述がありますが、第1部において考え方や理念に係る記述が必要と考えます、施策展開の基本的視点が記述された当該項目では、生物多様性の保全に配慮した農林水産業の取組を主体に記述がなされていますが、エコツーリズムについてもここで記述すべきと考えます。	御意見を踏まえ、58ページ18行目において、「始まりつつあります。」の後に、「また、新たな仕組みとして、地域の資源である自然環境の保全を図りつつそれを活用し、観光を推進するエコツーリズムの取組も進んでいます。」を追記します。
282	95	2部1章2節	平成15年の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において候補地に選定された「琉球諸島」は、候補地が決定した同検討会第4回における資料では「南西諸島」とされており、対象は鹿児島県及び沖縄県の（大隅諸島）、トカラ列島、奄美群島、沖縄諸島、先島諸島及び大東諸島、Udvardyの地域区分で「琉球諸島（Ryukyu Islands）」との記述があり、検討会の議論を踏まえて大隅諸島を除いた地域とされたと理解しています。現在、国土地理院の整理では、「琉球諸島」は沖縄県の範囲とされており注釈なしに「琉球諸島」を表記すると範囲について誤解を与えるおそれがあると考えます。このため、具体的施策に係る説明の記述の中では、下記の表記としていただきますようお願いします。（175ページ・243ページも同様） 「琉球諸島（トカラ列島、奄美群島、沖縄諸島、先島諸島及び大東諸島）」	ご意見を踏まえて、次のとおり修文します。「琉球諸島（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）」（第2部1章2節9. 1（現状と課題）の3段落目および（具体的施策）の10点目、1章9節1. 5（具体的施策）の10点目、2章4節2. 4（具体的施策）の3点目の4箇所）
283	196	2部2章1節	飼育していたヤギが、野生化・増殖し、植生に大きな影響を与えているため、対策に言及する必要があると考えます。	小笠原諸島、南西諸島などの島嶼など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討することとしています
284	132	2部1章6節	手入れされていない竹林が増え、雑木林を浸食しているため、効果的な除去手法の開発、普及に言及する必要があると考えます。	これまで、環境省では、里地里山保全再生モデル事業を実施して、里地里山を保全再生するための多様な主体が参加した地域の取組の一つとして、竹林の適正な管理手法のほか竹林管理によって発生する竹材の有効利用に向けた検討をしており、今後こうした事例について全国に発信していく予定です。 なお、林野庁では、竹材の有効利用や竹林管理方法の検討、また、居住地周辺の森林整備として、防竹帯整備等の竹侵入対策に取り組んできているところです。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
285		2部 2章 1節	異常に数を増やしているシカとサルについて、今までいなかった地域にでているのは帰化動物と見なされると思います。帰化動物と見なせるのであれば、数のコントロールをすることがそこにおける生物多様性の保全かと思うのですが、その辺のことを考えて加筆いただければ、と思います。 その他の点ではとても良くできた内容かと思えます。	シカやサルが野生の状態から自ら分布域を拡大した地域においては、在来の野生鳥獣として扱っています。これらについても、都道府県が特定計画を作成し、個体数管理、生息環境管理、被害防止対策をバランスよく実施することにより、個体数抑制（コントロール）を含めた適正な野生鳥獣保護管理が実施されると考えています。したがって、原案のとおりとします。
286	17- 18	1部 2章 1節	<p><意見> 新・生物多様性国家戦略より生物多様性の危機として3つの危機が上げられた。第3次生物多様性国家戦略では、第4の危機として地球温暖化と生物多様性を加えるべきである。</p> <p><理由> 生物多様性の危機の構造として3つあり、別途「地球温暖化と生物多様性」の節を設けたのは評価できるが、ミレニアム生態系評価においても地球温暖化が生物多様性に大きな影響を与えていることが明らかになっている。従って、わが国においても、生物多様性の危機の構造の第4の危機として明記すべきである。</p>	地球温暖化については、第1の危機の究極という考え方もあること、問題の大きさやグローバルな広がりからむしるわが国の生物多様性の「3つの危機」を超えた逃れることのできない深刻な問題として、新たに別立てで危機として取り上げています。 また、ご指摘を踏まえ、危機の構造を整理するために、17ページ5～7行目について、以下のように修正します。 「わが国の生物多様性の危機の構造は、その原因及び結果を分析すると次のとおりです。第1から第3の危機については、さまざまな施策が講じられてきましたが、これらの危機は依然進行しています。」
287	62	1部 4章 2節	<p><意見> 担い手や人材確保に関する項目を新たに設け、生物多様性を保全する人材育成や担い手の研修など、総合的な方針を記述すべきである。</p> <p><理由> 第2部の行動計画において、様々な場面において、担い手の必要性や人材確保に関する記述が見受けられる。具体的には、【人材育成】各ページは、88、111、120、121、145、149、197、207、221、225、226、234、249頁および【担い手の確保】104、105、109、117、119、127、130、132、172、194、196-198頁に記述がある。これらを統合した、生物多様性確保の為の人材育成の方針を示すべきである。</p>	生物多様性に関連するさまざまな分野でさまざまなタイプの担い手や人材確保が必要であり、御指摘の第1部4章2節においても各所で記述しているところです。統合して再度記述することは難しいと考えていますが、人材育成や担い手の研修は、さまざまな分野で重要なことと認識しています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
288	93	2部 1章 2節	<p><意見> （具体的施策）「総合的な湿地の保全と賢明な利用を図る」ためには、数値目標を置いて、登録湿地の管理計画を作成することが必要である。</p> <p><理由> 地域の多様な関係者と調整して、望ましい生態系像を共有し、目標を明確にした上で、管理計画を作成する。計画では、事業の効果が検出可能なモニタリング調査の実施を含め、悪化がみられた場合に、誰がどのような対応をとるのかの大枠を決めておくことが良いと考える。モニタリングとフィードバック、順応的な管理を進めることにより総合的な湿地の保全と賢明な利用を図れる。</p>	<p>条約湿地の保護管理については、国指定鳥獣保護区では保護管理マスタープラン、国立公園にあつては公園管理計画をもって対応しています。</p>
289	112	2部 1章 5節	<p><意見> 「モンテリオールプロセス以外にも、FSCなどの民間主体の森林認証制度が存在し、既に森林認証製品が市場に供給されている」という一文を追加する</p> <p><理由> 森林を第三者機関が評価、認証し、そこから生産された木材を区分することにより、消費者が選択的にこれら木材を選別し購入できるようにする民間の取組は、政府間で「持続可能な森林経営」の定義が合意されない中でも、森林保全のための現時点で最良の選択肢を消費者に提供する重要なものである。</p>	<p>森林認証制度に関しては、1章5節森林の「1. 7 施業現場における生物多様性への配慮」において記述しています。</p>
290	112	2部 1章 5節	<p><意見> 「グリーン購入法に基づく、紙や木材の政府調達に関する取組を更に推進する」という一文を追加する。</p> <p><理由> グリーン購入法の基本方針では、「持続可能な森林経営が営まれた森林から産出された」製品の購入を配慮事項と定め、政府調達を通じて世界の持続可能な森林経営の推進をすることが既に合意されている。</p>	<p>現在、森林の持続可能性の概念については、林野庁で国際的なコンセンサス作りに取組中です。今後、国際的なコンセンサスが得られ次第、グリーン購入法においても検討したいと考えています。</p>
291	119	2部 1章 5節	<p><意見> 鳥獣害対策として被害対策が明記されているが、生息地管理に関する記述も明記すべきである。具体的には、「……被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します」を次のようにすべきである。「……被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境を把握し、多様な生物相が生育できる広葉樹林の育成などを推進します」</p> <p><理由> 鳥獣の保護管理は、生息地管理、被害対策、個体数管理の3本柱であり、生息地管理に関する対策が最も遅れている。適切な生息地管理をすることにより被害軽減が図られる。</p>	<p>生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類に係る生息情報の収集については、第2部2章5節「情報整備・技術開発」2. 1の（具体的施策）4点目に記載しています。</p> <p>鳥獣害対策については、今後とも関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域のかつ効果的な被害対策に取り組んでまいります。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
292	119-120	2部1章5節	<p><意見> 「担い手の確保・育成、都市と山村の交流・定住の促進」には、新規就業者の確保や都市と山村の交流・定住を促進する趣旨で、担い手の確保・育成を考えられているが野生鳥獣による森林被害について対処できる担い手の育成も必要である。</p> <p><理由> 鳥獣保護法改正において、緊急となる課題が、野生鳥獣による被害対策であり、適切な被害対策が行われていない現状がある。被害の現場と現状を把握し、適切に指導できる担い手の育成が急務であり、その旨、明記すべきである。</p>	第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の（具体的施策）に記載されているとおり、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。
293	144	2部1章7節	<p><意見> 屋上緑化に関する記述の中に外来生物に関する問題が明記されていない。屋上緑化においても外来生物を利用しない、国内移動における植物を利用しない旨、明記すべきである。</p> <p><理由> 屋上緑化は、地球温暖化対策の一つとして有効かも知れないが、本国家戦略においても第3の脅威として外来生物があれられており、かつ、特定外来生物法も施行されていることから、外来生物の活用は、避けるべきである。</p>	屋上緑化は様々な形態があり、鑑賞用の草花など外来種の使用が合理的な場合もあるため、外来種の全面的な排除は適切ではないと考えております。
294	147	2部1章8節	<p><意見> コンクリート三面張り等とともに「ダム、河口堰、砂防堰堤」も加えるべきである。</p> <p><理由> 河川行政における河川改修としてコンクリートの三面張りが明記されているが、ダム、河口堰、砂防堰堤においても同様の問題があるので、加えるべきである。</p>	ここでは、河川全般の課題を取り上げているので、個々の課題について例示しておりません。なお、ダムについては、自然環境への取り組みと個別に取り上げて別途記載しております。
295	147	2部1章8節	<p><意見> 河川法改正では、環境の保全整備だけでなく「地域住民等の意見の反映」もあるので、その点を加えるべきである。</p> <p><理由> 最も重要である「地域住民等の意見の反映」という点が欠落しているので、加えておくべきである。</p>	ご意見を踏まえまして、第2部1章8節3（施策の概要）を以下のとおり修文いたします。 「・・・連携していくことが不可欠です。平成9年の河川法改正では、河川整備計画の策定に際し、必要に応じて学識経験者の意見聴取や関係住民の意見を反映させるための措置を講じる手続きが導入されました。国土交通省では、・・・」
296	148	2部1章8節	<p><意見> 植物だけでなく、鳥類のコアジサシ、コチドリなども、砂礫地で繁殖することを加えるべきである。</p> <p><理由> 事例として植物のことが明記されているが、植物のみならず、鳥類のコアジサシやコチドリなども、砂礫地で繁殖することから植物と言う事例明記だけでは片手落ちである。</p>	砂地や砂礫河原の再生の必要性を示すため、その対策・研究等が進められている植物を代表的な事例として示したものです。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
297	150	2部 1章 8節	<p><意見> 湿地の自然再生事業では、ラムサール条約決議の「湿地の再生に関する原則とガイドライン」を基本にするべきである。</p> <p><理由> 日本は、ラムサール条約を批准しており、同条約の決議も遵守すべきである。従って、「湿地の再生に関する原則とガイドライン」を基本にするべきである。</p>	<p>当該部分については、湿地だけを扱っていないため、ご指摘の記述はしていませんが、自然再生事業は、地域の多様な主体と連携を図りつつ、地域の合意のもと、目標を定めた実施計画を定め事業を進めるとともに、事業実施による自然のレスポンスをモニタリングし、その状況に応じた順応的な管理を行いながら事業を進めており、ご指摘のガイドラインにも沿ったものとなっております。</p>
298	150	2部 1章 8節	<p><意見> 魚道と言う考え方を矮小化している。河川自体が多様な魚類の生息地であることを認識した上で、記述すべきである。</p> <p><理由> 河川自体が魚道なのであり、堰の脇の狭い人工魚道だけでは限界がある。</p>	<p>第2部1章8節1. 1で記述のとおり、河川が本来有する生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するため、河川管理のすべての行為を対象とした川づくりを行っています。また、第2部1章8節1. 3. 1で記述のとおり、魚道の整備のみならず、河川の広い範囲で生物の生育・生息環境の整備・改善にも取り組んでいます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
299	151	2部 1章 8節	<p><意見> これまで建設されたダムによる下流域の生態系への影響を調査し、今後のダム事業の計画や影響評価へ反映させることが必要であり、その旨、明記すべきである。 また、ダムにおける堆砂と海岸砂浜の狭小化についても言及するべきである。</p> <p><理由> ダム事業が環境に及ぼす影響は、下流域、河口、干潟、海洋にまで及ぶと考えられる。河川の水 量や流入土砂量やそれらの変動、森林から海への物質循環がダムの建設により影響を受けている。 これまで建設されたダムによる下流域の生態系への影響を調査し、今後のダム事業の計画や影響評 価へ反映させることが必要である。また、ダムにおける堆砂と海岸砂浜の狭小化についても問題が あるので言及すべきである。</p>	<p>本文中にあるようにダム建設後、管理に移行しても、必要 な調査は引き続き実施しております。ご指摘の点が分 かりやすくなるよう、第2部1章8節1. 4の具体的施 策に、「また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影 響評価に反映させるよう努めていきます」を追加しま す。 また、第2部1章8節1. 6の具体的施策に、以下を追 加します。 <u>○下流に被害を及ぼす土砂の生産抑制、捕捉を図りつ つ、量、質の観点から適切な土砂を下流へ流す事のでき る砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過化を推 進します。また、ダム貯水池への流入土砂量の抑制、貯 水池直上流の貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排 除、排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組み合わせに より、ライフサイクルコストを考慮した土砂対策を推進 することにより可能な限り長くダムの機能を維持し、適 正に土砂を下流に供給することで安全や環境を確保しま す。（国土交通省）</u> <u>○これまでの土砂移動状況についての既存データ収集や 土砂の量や質についての土砂動態モニタリング調査、調 査結果の分析による溪流・河川・海岸を通じた土砂の流 れの健全度評価、土砂移動を追跡し地形の変化を推定で きる流砂や漂砂等のシミュレーションモデルを用いた将 来予測などについて実施するとともに、より有効な技術 の検討・評価を行います。（農林水産省、国土交通省）</u></p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
300	152	2部 1章 8節	<p><意見> 後背地や斜面における緑の創出では、その地域の植物を用い、潜在自然植生へ導くために、関係者の啓発を図るべきである。 砂防堰堤については、溪流における生物多様性に大きな影響を与える可能性があることから、生物多様性を保全する上において、その必要性の有無を検討の上、計画を立てるべきである。</p> <p><理由> 後背地や斜面における緑の創出において、緑化対策を行うときに、その地域の植物以外を用いると、国内移入種の問題を拡大させることになる。樹林帯の整備においては、地域本来の生物多様性を高めるといった観点が必要である。その地域の植物を用いて、潜在自然植生へ導く計画が必要であり、これらの問題に関する実施業者への啓発が必要である。 砂防堰堤については、一つの溪流における砂防堰堤の数の多さが景観や溪流性生物の移動を分断していることの問題がある。場所によっては造りすぎである。</p>	<p>「河川砂防技術基準」において、砂防関係事業の計画を立案する際には、自然環境・景観等に十分配慮することとされているように、今後とも、当該基準に則り、砂防関係施設の効果の発現と、環境・景観保全上の必要事項を十分勘案した上で、荒廃地の緑化や、砂防えん堤の整備を図って参るとともに、地方整備局、都道府県を通じ工事施工業者に対しても必要事項の周知をはかって参るところですが、ご指摘を踏まえ、第2部1章8節1.5（現状と課題）において以下の通り修正致します（p1524行目）。</p> <p>「・・・砂防関係施設の整備にあたっては、その効率性と環境・景観保全上の必要事項を十分勘案し、山地や溪流などにおいて自然環境・生物多様性を保全しながら、土砂災害から住民の生命・財産を守る砂防事業を進めています。」</p>
301	158	2部 1章 8節	<p><意見> ダム貯水池について、堆砂の問題にも触れるべきである。</p> <p><理由> 「冷水放流」、「濁水長期化」「富栄養化」の3点が課題として挙げられているが、堆砂の問題もあるので加えるべきである。</p>	<p>本項では、河川湖沼での水質保全対策の一部として、記述をしております。堆砂に関する記述に関しては、第2部1章8節1.6になりますが、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に取り組むことを記述しております。</p>
302	158	2部 1章 8節	<p><意見> 正常流量を考える際には、まずは、基本高水を見直す必要があるのではないかと。</p>	<p>正常流量は、流水の正常な機能を維持するために必要な流量であり、低水管理上の目標として定めています。一方、基本高水（流量）は、洪水を防ぐための計画で基準とする洪水（の流量）で、河川整備基本方針において、それぞれの流量を定めることとしています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
303	170 - 171	2部 1章 9節	<p><意見・理由> (追加提案) 国際的にも海洋保護区は特に生物多様性保全の施策として推進されている。ヨハネスブルグサミット(WSSD)(2002)では、2012年までに代表性を持った海洋保護区ネットワークを設立することを実施計画として採択した。また、生物多様性条約は、第2回締約国会議(1995)で海洋保護区の設立推進を行動計画として採択している。さらにその1998活動計画中で、海洋保護区を海洋生物多様性保全の主要な4つの施策内の一つに位置付け(1998)、第7回締約国会議(2004)で、海洋保護区ネットワーク設立の期限を2012年までと設定した。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、2部1章9節1.2(現状と課題)の初めに以下の文章を追加します。</p> <p>「海洋保護区については、国際的にも生物多様性保全の施策として推進されています。具体的には、ヨハネスブルグサミット(WSSD、2002年(平成14年))では、代表性を持った海洋保護区ネットワークの2012年(平成24年)までの設立および幼育の場と期間を保護するための期間・区域禁漁を含む国際法に整合し科学的情報に基づいた海洋保護区の設置を実施計画に盛り込んでいます。また、生物多様性条約第4回締約国会議(1998年(平成10年))では、海岸及び沿岸の生物多様性に関する作業計画を採択し、その中で海洋保護区を5つの主要計画要素のひとつに位置付けています。第7回締約国会議(2004年(平成16年))において、海洋保護区ネットワーク設立の期限を2012年までと設定しています。わが国における、・・・」</p>
304	170 - 171	2部 1章 9節	<p>(追加提案) 海洋保護区の実効的な管理が国際的に求められている。国際自然保護連合(IUCN)他は、2004年に海洋保護区の実効的管理評価のガイドブックを出版し、また世界銀行も2004年に海洋保護区の実効的管理評価手法を発行し、海洋保護区の実効的管理評価を促進している。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、2部1章9節1.2(現状と課題)の初めに以下の文章を追加します。</p> <p>「海洋保護区については、国際的にも生物多様性保全の施策として推進されています。具体的には、ヨハネスブルグサミット(WSSD、2002年(平成14年))では、代表性を持った海洋保護区ネットワークの2012年(平成24年)までの設立および幼育の場と期間を保護するための期間・区域禁漁を含む国際法に整合し科学的情報に基づいた海洋保護区の設置を実施計画に盛り込んでいます。また、生物多様性条約第4回締約国会議(1998年(平成10年))では、海岸及び沿岸の生物多様性に関する作業計画を採択し、その中で海洋保護区を5つの主要計画要素のひとつに位置付けています。第7回締約国会議(2004年(平成16年))において、海洋保護区ネットワーク設立の期限を2012年までと設定しています。わが国における、・・・」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
305	170 - 171	2部 1章 9節	<p>(追加提案) 代表性を持った海洋保護区ネットワークを形成するため、海洋沿岸生態系の生態系タイプの分類と代表的な生息地リスト作成の検討を行う。また保護区の指定が進んでいない生態系タイプの追加指定に努める。</p>	<p>第2部1章9節1. 1に記述しているとおり、漁業対象種以外の海洋生物や移動性動物に関するデータ等、不足している海洋の生物多様性に関する情報の収集を推進するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための海洋保護区の態様や設定のあり方を含めた必要な措置について検討します。現時点で、海洋保護区の設定に関する具体的な記述は困難ですが、科学的知見に基づき、海域ごとの生態系の特性に応じた生物多様性保全のための戦略を策定していく予定です。</p>
306	170 - 171	2部 1章 9節	<p>(追加提案) 国内の海洋保護区の管理状況の評価に着手すると共に、その実効的管理の向上に必要な管理計画の作成と実行に努める。</p>	<p>第2部1章9節1. 1に記述しているとおり、漁業対象種以外の海洋生物や移動性動物に関するデータ等、不足している海洋の生物多様性に関する情報の収集を推進するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための海洋保護区の態様や設定のあり方を含めた必要な措置について検討します。現時点で、海洋保護区の設定に関する具体的な記述は困難ですが、科学的知見に基づき、海域ごとの生態系の特性に応じた生物多様性保全のための戦略を策定していく予定です。</p>
307	172	2部 1章 9節	<p>(意見) 「これら浅海域の湿地は、規模にかかわらず貝や甲殻類の幼生、仔稚魚などが移動分散する際に重要な役割を果たしている場合があります」の後に、以下の一文を挿入すること。「湿地の生態系は開発などにより面積が減少しているほか、農薬など化学物質の残留により魚介類や渡り鳥が影響を受けている可能性があり、現状の把握や保全管理が必要です」 具体的施策に、干潟における化学物質（特にPOPs類、重金属類）の環境残留、生物蓄積状況を、渡り鳥の渡来地間でモニタリングし、リスクを評価する取り組みを加えること。 (理由) ラムラール条約登録湿地であるアンパル干潟、漫湖干潟に生息する魚介類から多種多様なPOPs類、重金属類が検出された。リスク評価の指標種としてミサゴとアメリカヤマセミを用いた試算の結果、DDEとHgが魚介類を捕食する鳥類の無影響濃度（No effect hazard concentration: NEHC）を超えていたことが最近明らかとなった。両湿地には、指標種アメリカヤマセミと同じ科で、より小型の種であるアカショウビン（準絶滅危惧種）が繁殖地として利用していること、また、越冬地は同じく汚染が懸念される東南アジア地域である。以上の知見から、干潟における化学物質（特にPOPs類、重金属類）の環境残留、生物蓄積状況を、渡り鳥の渡来地間でモニタリングし、リスクを評価することが重要湿地の保全上、重要な課題であると言える。</p>	<p>最近では、埋め立てられる干潟の面積は減っているものの、残された干潟やその近くでは、依然として埋立が行われています。また、ご指摘のとおり化学物質の環境残留、生物蓄積状況等、残された干潟の質に関する視点は大変重要であると考えており、第2部2章1節3. 2では、水質、底質、生物等における化学物質残留性の調査、リスク評価を行うことについて記述しています。</p> <p>そのことが明確に読み取れるよう、第2部1章9節1. 3（現状と課題）を次の通り修正します。「・・・を図っていくことが必要です。また、<u>化学物質による汚染状況などについての現状把握を行うとともに、過去に失われた機能を補うための再生・修復の取組を行うことも重要です。</u>」と記述致します。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
308	172	2部 1章 9節	<p><意見> 有明海と諫早湾の再生について言及するべきである。</p> <p><理由> 有明海と諫早湾の再生における問題は周知の事実である、様々な報告書がだされている。有明海と諫早湾の再生についても言及するべきである。</p>	<p>有明海の再生については、有明海・八代海総合調査評価委員会が国、県、大学の調査結果に基づいて評価を行ってきました。同委員会が指摘した有明海の世界環境、水産生物に影響してきた多くの要因の中には過去から行われてきた干拓事業があり、その1つに諫早湾干拓事業も含まれております。しかしながら、経年的なデータの不足に加え、諫早湾干拓事業が有明海全体の海域環境、水産生物に対してどのような範囲で影響したのか知見が不十分であることから、その影響の程度まで特定されておられません。</p>
309	174	2部 1章 9節	<p><意見> 奄美大島における、ノヤギの排除についても加えるべきである。</p> <p><理由> 小笠原諸島のみならず、奄美大島もノヤギによる生態系への影響が問題となっている。従って、奄美大島における、ノヤギの排除も加えるべきである。</p>	<p>小笠原諸島、南西諸島などの島嶼など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討することとしています</p>
310	176	2部 1章 9節	<p><意見> 磯焼けが起こった本来の原因を調査することを明記すべきである。</p> <p><理由> 磯焼けやナルトビエイが、生態系を悪化させたような書き方であるが、磯焼けなどは結果であり、本当の原因を探るべきである。</p>	<p>磯焼けについては、環境の変化や人間活動など様々な要因が考えられています。また磯焼けの要因は様々な要素が複雑に関連しあっており、更には場所によっても異なるものと考えてられています。現在、水産庁では磯焼けの原因を分析し、適切な対策を行うためのガイドライン作成などの取組を行っています。御意見につきまして、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
311	177	2部 1章 9節	<p><意見> 「漁場の効用回復に……概ね25万haを実施します」は削除し、漁場環境悪化の根本的な原因を調査することを明記すべきである。</p> <p><理由> 漁場環境悪化の根本的な原因をはっきりさせて対策を講じなければならない。海底耕耘などでは解決しない。</p>	<p>原案のとおりとします。 漁場の効用回復の取組を行う際は、漁場環境が悪化した原因等について現地調査や分析により把握し、どの手法を用いることが適切で効果的であるかを検討した上で実施していきます。</p>
312	177	2部 1章 9節	<p><意見> 漁港整備より、漁場回復が重要課題であり、漁場回復の取組を明記すべきである。</p> <p><理由> 漁港漁場の整備が明記されているが、漁場自体の回復も重要課題である。</p>	<p>第2部1章9節2.1「漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進」で明記しています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
313	183	2部 1章 9節	<p><意見> ゴミ対策について、安易にボランティア、NGOの協力と明記すべきではない。</p> <p><理由> 自治体で行なうべきことも多々あり、安易にボランティア、NGOの協力と明記すべきではない。</p>	<p>施策を進める上で、地元に着して活動を行い、知見を有しておられるボランティアや知見を有しているといったNGOの方々の御協力はゴミの回収現場におけるきめ細やかな対応を確保する観点からも効果的と考えております。</p>
314	185	2部 1章 9節	<p><意見> 港湾区域内の重要な干潟、海岸にラムサール条約湿地を設定することを明記すべきである。</p> <p><理由> 港湾区域内には、重要な干潟が残されていることから、海岸にラムサール条約湿地を設定することを明記すべきである。</p>	<p>全国の重要な干潟、海岸については、関係機関と調整を図りながら、必要に応じて登録について検討しており、港湾区域について突起する必要はないものと考えています。</p>
315	186	2部 1章 9節	<p><意見> 沿岸域における外来種対策の一つとして、バラスト水に関する対応が必要である。しかしながら、まだ国際条約「バラスト水管理条約」の発効が遅れていることを理由に、手が着いていない。条約発効の有無に関わらず法的な対策が必要である。また、海洋基本法を制定し、生物多様性の確保に関する記述も明記された。</p> <p>従って、「……条約を受け入れるための体制の検討を進めます」ではなく「……条約を受け入れるための国内法を整備します」とすべきである。</p> <p><理由> バラスト水を介して侵入している外来生物は多く、地域によっては、カワホトトギスガイ（ゼブラガイ）、クワガガイなどが大きな影響を及ぼしている。未だに具体的な手を打てていない。</p>	<p>バラスト水に混入した生物による生態系の攪乱を防止するためには、国際条約等による適切な管理がなされる必要があります。しかしながら、バラスト水管理条約については、ガイドラインが一部整備中であり、また、バラスト水処理装置についても開発中であることなどにより、現段階においては国内法の具体的整備の段階には至らず、体制の検討を進めることとしています。</p>
316	190	2部 2章 1節	<p><意見> 具体的施策として、種の保存法の見直しを検討すべきである。次の文章を加えるべきである。 「種の保存法の施行後14年の経過を受けて、法の施行状況の再検証および方針の見直し、国際的な条約の動向を踏まえ、抜本的な法改正にむけて検討する。」</p> <p><理由> 種の保存法が制定されて14年が経過するが一向に絶滅の恐れのある種の改善が見られない。また、罰則規定など時代遅れとなっている。そもそも生物多様性条約を批准する為の国内法として制定された意味もあり、2010年を踏まえ、抜本改正まで踏み切るべきである。</p>	<p>現在実施している事業の点検・評価を含めた、種の保存法に基づく取り組みの充実について、第2部2章1節1. 2に記述しているところです。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
317	194 - 198	2部 2章 1節	<p><意見> 一般的に「担い手」に関する記述が散見される。しかしながら「保護管理の担い手」の考え方が捕獲を推進する為の担い手に偏っており、被害対策や生息地管理など野生鳥獣の保護管理に関して総合的に指導できる資格制度の創設が不可欠である。</p> <p><理由> 先般改正された鳥獣保護法の当初の目的は、資格制度を創設して諸般の被害問題に対して適切に人員配置をすることであった。鳥獣保護法の5年後の見直しが本国家戦略執行中に起こることから、資格制度の創設まで踏み込んだ記述をするべきである。</p>	<p>鳥獣保護管理の実施にあたっては、特定鳥獣保護管理計画に基づいて行われる個体数調整、被害防止対策及び鳥獣の生息環境の整備等の総合的な施策が必要であると考えているところです。</p> <p>野生鳥獣の保護管理の指導者の確保や育成については、鳥獣行政担当者等の研修や鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなどを検討しており、その旨が第2部2章1節2. 3に記述されています。</p>
318	194 - 198	2部 2章 1節	<p>(具体的施策)</p> <p><意見> 具体的施策の中に、絶滅の恐れの高い四国地方のツキノワグマの保全対策について、明記すべきである。</p> <p><理由> 四国のツキノワグマは、九州に次いで絶滅の可能性が最も高い個体群である。当会と高知県の団体との共同研究により、推定頭数は20頭前後と推定している。緊急に、生息地の回復も含めた保全計画を立てる必要があると考える。</p>	<p>第2部2章1節2. 3にあるように、西中国・四国地方のツキノワグマのように分布域も狭く孤立し、個体数の少ない地域個体群においては、健全に地域個体群を維持していくことが課題であり、保護地域制度を活用しつつ生息環境の保全を図るなどの措置を講じ、計画的な保護管理を推進します。</p>
319	199	2部 2章 1節	<p><意見> 愛がん飼養の記述に、次の文を加えるべきである。「愛がん制度の現状を踏まえ、同制度の撤廃も視野に入れて検討する。」</p> <p><理由> 昨年の鳥獣保護法改正に関する国会議論および環境省の専門家会合においても、愛がん飼養は、撤廃するという同意が得られている。</p>	<p>愛がん制度の現状を踏まえ、必要性については第2部2章1節2. 5のとおり、今後も検討していきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
320	202 - 203	2部 2章 1節	<p><意見>(現状と課題)および(具体的施策)</p> <p>特定外来生物法には、5年後の見直し条項が付けられている。今後5年間の生物多様性国家戦略遂行中に、5年後の見直しの年が訪れる。正確には、生物多様性条約締約国会議の前の年、2009年が見直しの年となる。残念ながら本国家戦略には、特定外来生物法の見直しに向けた記述が一切ない。</p> <p>「特定外来生物法の施行後5年の経過を受けて、法の施行状況の検証および施行例等の見直しを行います。」と明記すべきである。</p> <p>また、カルタヘナ法についても5年後の見直しについて明記すべきである。</p> <p><理由></p> <p>特定外来生物は『問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこと』としている。つまり種が指定されると、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱い全てが規制される。飼養だけ禁止、栽培だけ禁止、保管だけ禁止、運搬だけ禁止、輸入だけ禁止、と言った個別規制が掛けられない。また、カエルツボカビ症に見るように、目視できない生物は、対象になっていない。また、国内移動の生物も規制が掛かっていない。</p> <p>例えば：自然再生(97頁)における記述では「自然再生推進法の施行後5年の経過を受けて、法の施行状況の検証および自然再生基本方針の見直しを行います。」と踏み込んだ記述とされている。カルタヘナ法も5年後の見直しの時期が間近に迫っている。</p>	<p>外来生物法及びカルタヘナ法については、法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしていますが、外来種及び遺伝子組換え生物等についての具体的施策は第2章1節3. 1に記述しています。</p>
321	203	2部 2章 1節	<p><意見></p> <p>具体的な施策に関する記述の問題点として、普及啓発の推進が環境省と農林水産省のみであり、文部科学省における取組、例えば学校教育などに関する記述は一切見受けられない。特別天然記念物のコウノトリの野生復帰の促進に関して、外来種の除去の記述があるが公共事業の取組事例だけである。</p> <p>教育・普及啓発を実行する官庁として文部科学省を加えるべきである。</p> <p>外来種問題は、普及・啓発が今後重要となるが、文部科学省の取組が全く明記されていないのは、特定外来生物法の欠陥と言える。</p> <p><理由></p> <p>外来種問題は、学校教育など基礎教育の段階で教えることが不可欠であり重要である。特にペットなどの遺棄については、学校教育や家庭教育が必要である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部2章1節3. 1(具体的施策)の1件目「〇・・・外来種の取扱いなどに関する普及啓発を推進します。」の関係官庁に「文部科学省」を加えます。</p>
322	204	2部 2章 1節	<p><意見></p> <p>化審法の「第三種監視化学物質」はその製造・輸入実績数量の届出を求めることになっているが、それだけでは不十分である。少なくともそれらの物質の川下における用途や製品の廃棄に至るまでのライフサイクルにわたる情報を把握できるようなシステムが必要である。また第三種監視化学物質としての要件を満たさない物質であっても、明らかな生態毒性を示す物質に対しても同様に、全ライフサイクルにわたる情報が把握できることが必要である。</p> <p>(化学物質全般)</p> <p>化学物質は農薬、工業、家庭、移動体などさまざまな起源から環境に排出されており、それらによる生物多様性に対する影響を包括的に評価する取組が欠けている。例えば農薬として使用されている除草剤のジウロン(DCMU)は、園芸用除草剤としても、また船底防汚剤としても使われており、特にさんご礁海域では総合的なリスク評価が求められる。</p>	<p>今後の化学物質環境対策の在り方については、中央環境審議会において検討が重ねられ、本年8月に中間答申がなされました。今後は、化学物質審査規制法を中心に御審議いただくこととなっており、御指摘の点につきましては、審議の際の参考にさせていただきます。</p> <p>また、農薬、工業等から排出される化学物質の生態影響の包括的評価については、今後、化学物質の生態影響評価の高度化に向けた取組を行っていくなかで、検討していきたいと考えています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
323	209	2部 2章 2節	<p><意見> 「また、近年のバイオテクノロジーの発達により、ヒト・インシュリンなどの医薬品の大量生産や、病害虫抵抗性を持ったトウモロコシの育種など、生物資源の持つ有用性の価値が拡大しています。」とある。次のように修正すべきである。 「また、近年のバイオテクノロジーの発達により、ヒト・インシュリンなどの医薬品の大量生産や、病害虫抵抗性を持ったトウモロコシの育種など、生物資源の持つ有用性の価値が拡大しています。しかし、同時に弊害も起きています。」 <理由> 病害虫に抵抗性を持ったトウモロコシの広がりによって、耐性害虫が増えたり、希少種や益虫が減少するなど、弊害も顕著になってきている。</p>	<p>害虫抵抗性トウモロコシの栽培によって、これに対して害悪を及ぼす害虫が増加したり、希少種や益虫が減少するという事例については、現在のところ承知しておりません。</p>
324	209	2部 2章 2節	<p><意見> 「地球上の生物多様性は、バイオテクノロジーなどの科学技術の進展によって、将来人類が生き延びていくために不可欠な医薬品や食料の開発、あるいは環境問題の解決に役立つ可能性を持っていることから、」とあるが、次のように変更すべきである。 「地球上の生物多様性は、バイオテクノロジーなどの科学技術の進展によって、将来人類が生き延びていくために不可欠な医薬品や食料の開発、あるいは環境問題の解決に役立つ可能性や危険性を持っていることから、」 <理由> 環境問題の解決に役立つ可能性もあるが、一方で危険性も秘めている。予防原則の考え方から、危険性もあることも加えるべきである。</p>	<p>バイオテクノロジーなどの科学技術は将来人類にとって必要不可欠な医薬品や食料の開発、あるいは環境問題の解決に役立つ可能性がある一方で、遺伝子組換え生物等を環境へ放出することは生物多様性への影響が生じるおそれがあるとも考えられるので、法律に基づいて、事前の影響評価を実施し、バイオテクノロジーの安全性の確保を推進しています。なお、このことについては第2部2章2節1（施策の概要）に記述しております。 また、ご意見を踏まえ、第2部2章2節（基本的考え方）を下記のように修正します。「生物多様性を維持し、<u>バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です</u>」</p>
325	210	2部 2章 2節	<p><意見> 「このため、バイオテクノロジーの科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。」とあるが、次のように変更すべきである。 「このため、バイオテクノロジーの環境へのリスクを含めた科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。」 <理由> バイオテクノロジーにおける環境リスクを含めた科学的知見の蓄積も不可欠である。</p>	<p>ご意見をふまえ、第2部2章2節1（施策の概要）を下記の通り修正します。 「このため、バイオテクノロジーによってもたらされる<u>生物多様性への影響や安全性に対するリスクを含めた科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。</u>」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
326	211	2 部 2 章 2 節	<p><意見> 「これまで得られた成果を活用して、生産コストを低減する超多収作物や、(中略)真産業の創出を促進、併せて生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続可能な利用を図る必要があります。」とあるが、次のように変更すべきである。 「これまで得られた成果を活用するに際しては、環境への配慮を優先し、併せて生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続可能な利用を図る必要があります。」 <理由> 産業の促進は、環境への配慮があつてこそ進めるべきであり、環境配慮を優先すべきである。</p>	<p>これまでの研究成果を活用し、実体的な社会還元を図ることが必要と考えております。なお、その際、第2部2章2節(基本的考え方)に記述しているとおり環境へ配慮しつつ生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続可能な利用を図ってまいります。 また、ご意見を踏まえ、第2部2章2節(基本的考え方)を下記のように修正します。「生物多様性を維持し、バイオテクノロジーによつてもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。また、<u>遺伝資源の多様性を考える際、経済的な有用性だけでなく、各地に特有の糶を使った味噌など、その多様性が地域独特の風土を形作っているという側面も忘れてはなりません。現時点で経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえま</u>す。」</p>
327	211	2 部 2 章 2 節	<p><意見> 具体的施策の4項目は、すべて削除し、次のような文言を入れるべきである。 「先般、国会で可決成立した『有機農業推進基本法』にのっとり、地域ごとに適した遺伝資源を活用した農業を推進し、生物多様性に悪い影響をもたらす農薬や化学肥料の使用を抑制し、有機農業を推進します。」 <理由> 具体的施策の4項目は、そのすべてで、バイオテクノロジーの推進が述べられており、遺伝資源の利用において最も大切な、地域に根差した農業の在り方や有機農業の推進等が入っていない。</p>	<p>4つの具体的施策については、これまでの研究成果を活用し、実体的な社会還元を図る施策であるため、記述すべきものと考えております。なお、ご指摘の有機農業、地域に根ざした農業については、第2部第1章第6節1.1「生物多様性保全をより重視した農業生産の推進に記述しております。 また、ご意見をふまえ、第2部2章2節(基本的考え方)を下記のように修正します。「生物多様性を維持し、バイオテクノロジーによつてもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。また、<u>遺伝資源の多様性を考える際、経済的な有用性だけでなく、各地に特有の糶を使った味噌など、その多様性が地域独特の風土を形作っているという側面も忘れてはなりません。現時点で経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえま</u>す。」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
328	216	2部 2章 2節	<p><意見> （現状と課題）前半部分（下から5行目まで）で、バイオテクノロジーへの応用はビジネスとして魅力的であるが、資源保有国の規制がネックになっている、と述べている。もともと生物多様性条約は、主に途上国からなる資源保有国の権利を守り、先進国が知的財産権を得てビジネスとして展開するのを規制することを、その精神にしている。このためこのような言い方は当たらず、全面削除すべきである。</p> <p>後半部分の最初に当たる、「このような状況を踏まえ、わが国としては、企業や研究者などの遺伝資源の利用者が、生物多様性条約の目的のひとつである（後略）」を、単に「遺伝資源の利用者は、生物多様性条約の目的のひとつである（後略）」と変更して残すこと。</p> <p><理由> 生物多様性条約は、主に途上国からなる資源保有国の権利を守り、先進国が知的財産権を得てビジネスとして展開するのを規制することを、その精神にしている。</p>	<p>生物多様性条約は、締約国による、生物の多様性の保全の実現とともに、その構成要素の持続可能な利用の実現を目的としています。このため、バイオ関連産業による持続可能な利用の取組みに関する記述につきましては、原案とおりとさせていただきます。</p>
329	222	2部 2章 3節	<p><意見> 生物多様性の重要性について学校等で教育していくべきであり。関係官庁に環境省と農林水産省の二つしか明記されていないのは、問題である。（文部科学省）も加えるべきである。</p> <p><理由> 生態系の仕組みや生物多様性の現状等、初等教育の段階から着手すべきであり、文部科学省が執行官庁として明記されていないのは問題である。</p>	<p>生物多様性など生物に関する学習については、小・中・高等学校を通じ児童生徒の発達の段階に応じて、理科などの中で適切に取り扱っているところです。</p> <p>なお、第2部2章3節4「教育・学習」（231ページ以降）に学校教育に関する内容を既に記載しております。</p> <p>また、第2部2章3節4.2（具体的施策）P223の23行目以降に関係官庁として「文部科学省」も記載されているところです。</p>
330	228	2部 2章 3節	<p><意見> オーバーユースにおける自然環境に与えるインパクトについてどのように配慮するのか、明記しておくべきである。また、モニタリングとフィードバック、順応的な管理の考え方を明記しておく必要がある。</p> <p><理由> エコツーリズムを推進することが重視されているが、オーバーユースにおける自然環境に与えるインパクトに関する記述が欠落している。モニタリングに関する記述が欠落している。</p>	<p>ご意見のとおり、エコツーリズムの推進に当たっては、自然観光資源の持続的な保護と利用のためには、モニタリングとフィードバックが必要と考えており、第2部2章3節3（施策の概要）に「エコツーリズムの推進法の理念のひとつである自然環境の保全を図るため、生物多様性の配慮や自然環境のモニタリング、自然観光資源の保全、利用のルールづくり等の適切な運用を図るとともに、ノウハウの蓄積・共有化や取り組む地域の増加など普及啓発を図ります。」と記載しており、今後適切な推進に努めてまいります。</p>
331	258	2部 2章 4節	<p><意見> 規制の実効性を高めるに、「種の保存法」の改正や施行の強化を明言すべきである。</p> <p><理由> 現在の「種の保存法」では規制の実効性を高めるには不備であり、改正が不可欠である。</p>	<p>現在実施している事業の点検・評価を含めた、種の保存法に基づく取り組みの充実について、第2部2章1節1.2（P191以降）に記述しているところです。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
332	258	2部 2章 4節	<p>(具体的施策) <意見> 野生生物消費国である日本としてワシントン条約で決定された決議について、積極的に実施していく必要がある。例えば、キャビアの合法的な取引を示すラベリングシステムの導入が決議で示されているが、一大消費国で日本においてそのシステムは導入されていない。これは原産国で導入しているシステムであるが、輸入国として支援する体制を整えるべきである。 また、ヨーロッパや東南アジアでおこなわれているような、野生生物犯罪に対抗する国際的なネットワークについても、積極的に関わり、国際協力に努め、種の保存に貢献すべきである。</p> <p><理由> 日本はワシントン条約対象種の輸入大国であり、その消費や対策が輸出国に与える影響は甚大である。特に日本の消費が示す割合が高い野生生物については、ワシントン条約の国際協力としての役割をはたすべく、日本が積極的に新しい施策を整えていく必要がある。また、ヨーロッパ、東南アジアで組織されている野生生物犯罪に対抗する国際ネットワークへの動きに日本は遅れをとっており、これらへの新たな協力が必要である。</p>	<p>ワシントン条約にかかる貿易管理については、同条約に基づき外国為替・外国貿易法により厳格に実施しているところではある。</p> <p>今後ともワシントン条約の決議の着実な履行と、同条約の枠組みのもとでの野生生物違法取引対策を含む野生生物保全の取組みを進めていく考えです。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきたいと存じます。</p>
333	256	2部 2章 4節	<p><意見> 地球規模侵入種プログラム(GISP)の記述で「GISPへの協力を進めることを検討する」程度の記述に留まっているが、むしろ積極的に参画すべきである。従って、「GISPへの積極的な協力を行なう」とすべきである。</p> <p><理由> 外来種問題は、地球全体至るところで起こっている。しかしながら科学的な情報の共有が不足している為、防除の手段が打てない現状にある。日本から積極的に情報提供をするべきである。</p>	<p>GISPへの協力については検討段階ですが、必要に応じ、我が国の外来生物対策に関するさまざまな情報を提供することも考えています。</p>
334	267	2部 2章 5節	<p><意見> GBIFに関する取組は、実効性を上げるための資金調達も含めて、積極的に国際交渉を行い、実行性を上げる為の取組を具体的に明記すべきである。</p> <p><理由> 日本の国際的な対応の弱さが目立ってきている、特に省庁間の調整と見通しに陰りが見えている。踏み込んだ記述をすべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部2章5節2.6および2章4節3.7.3の(具体的施策)を「GBIF技術専門委員会における議論を踏まえ、今後もGBIFの活動に積極的に取り組んでいくため、科学技術振興機構バイオインフォマティクス推進センターにおいて、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っていきます。」に修正いたします。</p>
335	281	2部 2章 7節	<p><意見> 「上位の計画や政策の決定にあたっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。」という記述を「上位の計画や政策の決定にあたっての戦略的環境アセスメントの法制化に向けた検討を進めます。」とすべきである。</p> <p><理由> 地方公共団体等では、既に戦略的環境アセスメントの条例化も進んでおり、戦略的環境アセスメントのガイドラインの改定のみならず、今後5年間の間に、戦略的環境アセスメントの法制化に向けた検討も行なうべきである。</p>	<p>「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」などを踏まえて各省で取組の具体化を進めていくことにより、戦略的環境アセスメントの導入が大きく進展することを期待しています。</p>

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
336	14	1部 1章 2節	<p>「農業は食料の生産に加え、多様ないきものも生み出す活動であるという視点に立ち、必要に応じて農薬や化学肥料などを適切に使用して農産物を生産することは、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べ物の確保に寄与することにもなります。こうした農業生産環境における土壌微生物や地域に土着する天敵を始めとする生物多様性の保全が図られることで、農業生態系の病害虫抑制の機能が発揮されることとなります。」</p> <p>このパラグラフは前半と後半の論理矛盾が甚だしく農薬・化学肥料メーカーの弁護にしか読み取れません。日本の豊かな自然再生力を活用して生物多様性の保全と農業生産力の向上に努力している農業現場の現状や有機農業推進法を全会一致で可決成立させた民意が反映されておりません。また48ページの〈望ましい地域のイメージ〉で記述されている内容とも甚だしい乖離があります。コウノトリと共生する稲作が「いのち育む有機稲作」であることは地域の農家の人々が理解し、推進していることです。さらには農水省の生物多様性国家戦略とも齟齬を生じますので以下のように改めることを提言します。</p> <p>「農業は食料の生産に加え、多様ないきものも生み出す活動であるという視点に立ち、不適切な農薬の使用や化学肥料に過度に依存した農業を改め、環境に配慮した農薬・肥料等の適正使用をすすめるとともに、化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを育む有機農業を積極的に進めることが、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べ物の確保に寄与することにもなります。こうした農業生産環境における土壌微生物や地域に土着する天敵を始めとする生物多様性の保全が図られることで、農業生態系の病害虫抑制の機能が発揮されることとなります。」</p>	<p>御意見を反映いたします。ただし、有機農業だけではなく、広く環境保全型農業全般の取組も生物多様性の保全に資するものであるため、本文については以下のとおり修正したいと思います。</p> <p>「農業は食料の生産に加え、多様ないきものも生み出す活動であるという視点に立ち、不適切な農薬の使用や化学肥料に過度に依存した農業を改め、環境に配慮した農薬・肥料等の適正使用をすすめるとともに、有機農業をはじめとする環境保全型農業を積極的に進めることが、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べ物の確保に寄与することにもなります。こうした農業生産環境における土壌微生物や地域に土着する天敵を始めとする生物多様性の保全が図られることで、農業生態系の病害虫抑制の機能が発揮されることとなります。」</p>
337	36	1部 2章 5節	<p>農地生態系については「食料・農業・農村基本法」、「農地法」「農業振興地域の整備に関する法律」等の記述に「有機農業の推進に関する法律」を加え「食料・農業・農村基本法」、「農地法」「農業振興地域の整備に関する法律」「有機農業の推進に関する法律」等と改めるべきです。</p> <p>生物の多様性を保全し、自然の循環機能を維持増進させることを目的とした法律は「有機農業の推進に関する法律」が唯一といっても過言ではなく、これを落としては画竜点睛を欠くことになると思います。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p> <p>なお、条文には明記されておりませんが、持続農業法なども食料・農業・農村基本法に位置づけられる「自然循環機能の維持増進」を進めるための重要な法律であると考えられます。</p>
338	61	1部 4章 2節	<p>「ある生活協同組合連合会では生物多様性農法を広めるため田んぼの生き物調査の取組を行っています」という部分は「ある生活協同組合や農業協同組合ではNPOの協力を得て、生物の多様性を豊かにする有機農法を広めるために田んぼの生きもの調査の取組を行なっています」と加筆・訂正が必要と思います。</p> <p>特に生物多様性農法という定義は一般化した農法定義ではありませんので、さまざまな手法の混在する有機農法のなかで、NPO法人民間稲作研究所などが提案している水田生物の多様性を豊かにし、それを雑草防除や収量安定に活用する有機農法をすすめているというのが実態です。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「ある生活協同組合連合会では生物多様性を豊かにする有機農業を広めるために田んぼの生きもの調査の取組を行なっています」と修正します。農協やいくつかのNPOが参画していることと思いますが、一例として示したものであり網羅的に書くものではないため、簡潔な書きぶりとしてさせていただきました。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
339	65	1部 4章 2節	「無農薬栽培や冬期湛水などの取組」とありますが、これは「冬期湛水や早期湛水による有機栽培などの取組」とすべきです。 現在、無農薬という表現は有機栽培よりも優良な表示として誤認される恐れがあるとの理由で農水省の表示ガイドラインでは使用してはならないとされ、化学農薬不使用という表現になっています。また当地で環境に配慮した栽培のほとんどはJAS有機の認証を取得した有機栽培になっています。その方法が冬期湛水や早期湛水によって水田生物を復活させそれを雑草防除に活かしていくという手法を使っておりますので、上記のような表現が正確ではないかと思えます。	御意見のとおり修正します。
340	107	2部 1章 4節	「環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行なっているものの、その効果を定量的に把握することが可能な科学的根拠に基づく指標は開発されておらず」とありますが、これは「環境保全型農業をはじめ、有機農業の推進に関する農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行なうことが意識的に進められ、その効果を定量的に把握する努力が官民共同で取組まれているが、科学的根拠に基づく指標の確立は未完成であり」と改める必要があると考えます。 現在、全農SR推進事務局とパルシステム生活協同組合連合会が事務局となって田んぼの生き物調査が実施され、宇根豊氏や岩淵成紀氏、農村環境整備センターなどが田んぼの生き物調査を行い膨大なデータが蓄積しつつあります。これを先行的な事例として、農法との関連や地域環境との関連から分析がすすめられています。	農薬使用の低減、土づくり、冬期湛水等により水田の生きものが増加することが期待されますが、こうした農業活動が生物多様性に与える効果を定量的に把握するための科学的指標は未開発です。生物多様性の保全が重要な課題となる中で、取組の効果を把握する指標の開発と多様な生きものを育む営農管理の普及等に一体的に取り組む必要があります。なお、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるとの「2010年目標」が生物多様性条約締約国会議で掲げられているところであり、指標開発により、農林水産分野におけるこの目標を達成すべく努めてまいります。
341	128	2部 1章 6節	「生物多様性をより重視した環境保全型農業」とある部分については、「生物多様性をより重視した有機農業をはじめとする環境保全型農業」とすべきです。 有機農業推進法が制定され、その推進がすすめられていることから、農薬や化学肥料の使用を前提とする環境保全型農業の推進の前に、有機農業の推進が明記されるべきです。	ご指摘の通り農林水産省では、本年4月に有機農業の推進に関する基本的な方針を策定し、有機農業を推進に取り組んでいるところであり、このことを明確にするため、文章を「生物多様性をより重視した有機農業をはじめとする環境保全型農業」と修正したいと考えています。
342	129	2部 1章 6節	(具体的施策)では、一番目に農薬等の適正利用があり、有機農業は6番目になっていますが、生物多様性にとっての重要性からいってこの順序は逆にすべきです。	(具体的施策)の箇所に記述している施策は、生物多様性の保全に配慮した農業を推進する上でそれぞれ効果のある取組であり、多くの農業者の取組を促進するため、原案どおりとさせていただきたいと考えています。
343	129	2部 1章 6節	エコファーマーについて記載がありますが、それであれば有機農業に関する記述もすべきです。そして、少なくとも「国の有機農業推進の基本方針に基づき、県及び市町村において推進計画を立案し、その推進を図ります。」といった記述は必要と思われまます。	有機農業については、第2部1章6節1. 1(具体的施策)の6点目に記述しています。

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
344	129	2部 1章 6節	<p>「病害虫の防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用やほ場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）を積極的に推進する」を「病害虫の防除については、天敵などの多様な生物を豊かにして、病害虫や雑草の発生を抑制する生物多様性防除（IBM）をはじめ、病害虫発生予察情報の活用やほ場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）を積極的に推進する」とし、民間における新しい病害虫や雑草防除技術の発展を積極的に評価し、推進すべきであると考えます。</p>	<p>生物多様性管理 IBM(Integrated Biodiversity Management)の理論は、我が国で桐谷圭治氏が2000年頃に提唱された新たな害虫防除（管理）に関する理論であり、生物多様性の考えにあったものであると認識しています。IBMは総合的病害虫管理 IPM(Integrated Pest Management)の理論をもとに、より生態環境の保全・保護に配慮した理論ですが、提案者がその著書『「ただの虫」を無視しない農業』の中で「IBMははまだその緒についたばかりで、最適な管理を目指した試行錯誤の段階である。」と述べているように、現段階では国際的に認知され、確立された技術ではありません。</p> <p>IPM自体も1980年後半から諸技術が発見・改良されて、90年代から生産段階における取組が始まったばかりです。</p> <p>このため、農林水産省生物多様性戦略の取り組みにおいても、現行のIPMを生物多様性へも配慮しつつ進めたいと考えていることから、記述を修正する必要はないと考えています。</p>
345	209 - 220	2部 2章 2節	<p>この節は生物多様性を喪失させてきた人間本位の経済活動に対する反省がなく、遺伝資源の経済的利用のみが記述されており、生物多様性の維持という本来の趣旨に反するものが散見されますので、全面的な見直しを要望します。</p> <p>農業の分野に限って言えば、いもち病耐性遺伝子の解明は意味のあることではあるが、その特定遺伝子を組み込むとか、もどし交配によって耐性遺伝子のみを良食味品種に導入するといった試みがいずれも失敗に終わっていることの意味を謙虚に受け止める時期にきていると思います。</p> <p>現在絶滅を免れている動植物は、それぞれの生命維持のために環境に適応し、防御の仕組みを内在化させてきたもので、生物の全体的構成の一部として有機的に関連し存在しているものであって、その遺伝子だけで機能を発揮するものではないといえます。</p> <p>例えば、いもち病に弱いとされるコシヒカリやササニシキといった良食味品種は窒素に対する感受性に敏感なだけでなく、コシヒカリがアミノ酸態の窒素吸収に優れているとか、ササニシキが多分げつ型の典型的な品種であるといった特性があり、いずれも、田植機稲作における密植や化学肥料の過度の使用によって大きなストレスを受ける品種であることが基本になってイモチ病を発現させるものです。こうした特性を踏まえた栽培管理を行えば、いもち病は発現しないことをもっと重要視する必要があります。遺伝子の解明もこうした事実を踏まえながら生物体でどのような有機的関連をもちながらその機能を発揮しているかという自然界に関する知見の進化にもっと力点をおく研究をすすめるべきと考えます。特定の分野の経済的利益と直結させるような浅薄な遺伝資源の活用は生物多様性を喪失させるだけでなく、人類にも大きな危機をもたらす恐れがありますので、むしろ警告の視点に立って記述することが必要ではないかと思えます。</p>	<p>本節は、生物多様性を保全しつつ、その構成要素である遺伝資源の活用促進について記述しているものではないと考えております。</p> <p>なお、ご意見をふまえ、第2部2章2節（基本的考え方）を下記のように修正します。「<u>生物多様性を維持し、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。また、遺伝資源の多様性を考える際、経済的な有用性だけでなく、各地に特有の糶を使った味噌など、その多様性が地域独特の風土を形作っているという側面も忘れてはなりません。現時点で経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえます。</u></p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
346	224	2部 2章 3節	「環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度なども、経済的な仕組みを活用した手法といえます。」の後に「特に里地里山の生物多様性を保全する役割の大きい農業については環境に配慮した有機農業や、環境保全型農業、エコファーマーなどの取り組みに対し、環境直接支払いを行なうなどの思い切った施策がもとめられています。」と追加する必要があると考えます。 生物多様性の保全にとって重要な稲作については低米価の定着によって、担い手が激減しており、経済的支援がなければ絶滅する恐れがあります。環境の担い手としての意識をもった農業者を育て、環境に配慮した稲作をすすめることが生物の多様性を保全し自給率を高めるために緊急の課題になっていることを自覚すべきです。	平成19年度からの農地・水・環境保全向上対策の導入や有機農業の推進など、有機農業を始めとする環境保全型農業の推進については取組を強化しているところであり、具体的には、第2部1章6節「田園地域・里地里山」の中で記述しています。
347	259	2部 2章 4節	(具体的施策)において、民間団体が行なってきた国際協力活動について言及するとともに國はこれらの活動を支援することを明記すべきと思います。 当研究所が事務局となって8年間にわたって実施してきた「日韓中環境創造型稲作技術国際会議」では外来動物であるジャンボタニシによる除草を改め、水田生物の多様性を豊かにした抑草技術へと移行するきっかけとなっており、その役割は大きなものがあります。またアジア学院や全国愛農会、国際自然農法開発センターなどの民間団体では有機農業技術のアジア諸国への普及によって、それぞれの国における生物多様性の保全活動に一定の影響を与えておりますのでその役割を調査すると共に、支援をするよう明記すべきと思います。	現在、我が国政府として、開発途上国における持続可能な農業の推進を図るため、NGO等の民間団体を通じ、有機農業技術等の環境保全型農業の啓発・普及に取り組んでいるところです。本文の具体的施策「国内外における我が国の経験と知見を活用し、(中略)地球環境保全に積極的に貢献します」には、我が国NGO等の民間団体による経験と知見を活用した地球環境保全に貢献する国際協力についても、当然含まれているものと考えております。
348		全般	全体を通して、読む者に危機感が全く伝わって来ないことが残念です。遠い外国の話のような印象を受けてしまいます。国のトップが戦略の重要性を緊張感を持って、広く国民に伝えて下さらねば戦略作成の意味がありません。表面的な曖昧さを取除き、重要性、緊急性を正しく伝える文章にしてください。私どものような地方の末端で活動する者にとっては、お上の旗頭が何よりの励みになり、この上ない啓発材料となります。子供たちの未来の為、表現方法のご検討をよろしく願います。	できるだけ平易な文章とするよう努めましたが、写真や図表を使い、内容をより分かり易くまとめたものをパンフレットとして発行する予定です。
349		全般	狭い意味の自然環境でなく、生きものを中心と考えたときの無機的環境(大気や水)までを結びつける概念が示され、地球温暖化の問題との関係も前回戦略より明確に記述され、環境行政全般を扱う地方公共団体職員としては心強い限りです。	(感想・その他)
350		全般	記述内容は非常に詳しく網羅されたものとなっておりますが、ひとつの項目の記述(段落)が長く、そのページの記述がどの章のどの節のどの小項目のものなのか、全体の中での位置づけがわかりにくいと思います。箇条書きや表、枠囲み等を利用して読みやすい戦略にさせていただけるとありがたいです。	できるだけ平易な文章とするよう努めましたが、写真や図表を使い、内容をより分かり易くまとめたものをパンフレットとして発行する予定です。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
351	38	1部 2章 5節	前の2項目(国の制度、地域指定制度)に比べて記述が薄い。地方公共団体による法の運用や、独自条例制度、自然環境担当部局以外の事業についても、前の2項目の記述と対応するレベルで記述すべき。市町村の独自条例制度についても、平成18年度実施の環境保全対策調査等の中で把握されているはず。	条例については、希少な野生生物の保護条例、外来種に関する条例などについて記述をしているほか、御意見を踏まえ、39ページ31行目の「こうした地方公共団体による地域ごとの戦略については、まだ策定の動きは多くないですが、」を「こうした地方公共団体が地域ごとの戦略を策定するの動きはまだ多くありませんが、地方公共団体は自然環境の保全に係る各種条例などのほか、農地や森林をはじめとする各種の生態系に係る法制度の運用や事業を実施しており、」と修正します。
352	61	1部 4章 2節	「進めます。」「促します。」という具体策を記述する文章の中に、「考えられます。」「動きがあります。」というような現状分析や例示が混在するので、せつかくの「基本戦略」が伝わりにくくなっている。上記「全体」についての感想と重なるが、表記方法にめりはりを付けてほしい。	内容を正確に記述したうえで、なるべく平易な文章とするよう努めています。また、内容を分かり易くまとめたパンフレットを発行する予定です。
353	61	1部 4章 2節	第2章の現状分析には、多様性の質や特定の重要テーマ、各主体ごとの取組が、それぞれの切り口で整理されているが、第4章の基本方針には地方公共団体、企業と市民は「参画」という言葉で括られている。地方公共団体の役割は、この程度で良いだろうか。地方分権の時代なので、地方公共団体に対してこれをしろ、と言いきくところはあってもいいかもしれないが、国と地方公共団体の役割分担を明確に示すことも、国の重要な役割ではないだろうか。	地方公共団体の役割を義務化することはできませんが、この項の生物多様性を社会に浸透させるという役割を担うことも重要であることから、御意見を踏まえ、61ページ3行目の「その間をつなぎ、地域における取組を進める」を「その間をつなぎ、地域の特色なども活かして生物多様性を保全することの重要性を浸透させ、地域における取組を進める」と修正します。また、必要性を明確にするため、61ページ3行目の「作ることが効果的」を「作ることが必要であり、効果的」と修正します。
354	61	1部 4章 2節	第2章で網羅されている各種法令や制度について、自然環境保全施策以外の分野(土木、農林、水産等)は特に、実際の運用はほとんど地方公共団体である(例えば後半第2部の行動計画第1章にある他省庁の施策)。その役割を明確に示して意識を持ってもらうことが、この戦略の実効性を高めるためにも、都道府県レベルの生物多様性戦略に環境部局以外の施策をきちんと位置づけて実行してもらうためにも必要。	御意見を踏まえ、地方における戦略の作成においても、国が関係省庁があつまって国家戦略を作成したように関係部局と連携して作成することが必要であることを示すため、61ページ5行目の「都道府県でのレッドデータブック」の箇所について、「この地方版生物多様性戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るためにも不可欠なものであり、都道府県でのレッドデータブック」と記述を追加します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
355		2部 2章 1節	<p>外来生物法が制定され、指定外来生物が決められたことで、これ以外の生物は居ても良い、というのが一般的な認識です。</p> <p>いま外来生物があふれ、指定外来生物以外の外来生物も在来生物を地域絶滅に追いやっています。しかし、環境省のPR不足で一般の人は外来生物に対する危機感は極めて低いものがあります。さらなるPRと予算措置により、予防措置、初期コントロール、影響軽減の努力をお願いします。</p>	<p>外来種の取扱いなどに関する普及啓発を推進します。また、特定外来生物以外の外来種の防除については、小笠原諸島などで実施しており、引き続き推進していきます。</p>
356		2部 2章 1節	<p>現在、此方のダム湖（内ノ倉ダム湖）には、コクチバスが非常に増えております。冷水にも強い以前いた公魚も全滅してしまいました。毎年数回にわたって漁協でも網などを掛けたり釣りなどでも駆除していますが、駆除しきれない状態です。</p> <p>挙げ句の果てには、大雨が降ったときにダムの放水で下流の加治川にバスが流れ落ち河川にも多数生息するようになり鮎や鮭マスの稚魚が捕食されています。</p> <p>一刻も早くバスだけ駆除出来る方法を開発して下さい。</p> <p>このままでは、在来魚（種）も居なくなってしまいます。</p>	<p>オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p>
357		1部 1章 2節	<p>名古屋市のなごや環境大学共育講座で、愛知県の伊勢湾や三河湾でとれた魚介類を調理し、味わうことで、海の環境について学ぶ講座「味わって知るわたしたちの海」を開催しています。「食が命である。」ということと「食物は生き物である。」ということを実感してもらうために、できるかぎり生きた魚介類を使うように心がけています。愛知県は南半分が海に面していますが、それでも、名古屋市内で生きた魚やタコを入手するのはむずかしく、朝早く海辺まで行って買ってくることもあります。参加者は、とても喜んでくれます。わたしはその理由を新鮮な魚介類はおいしいからだ、というように受け止めていました。ところが10回目の講座を終えたころから、それだけではないな、と思うようになりました。</p> <p>あるとき、スタッフが自分のうちの庭になっていたスモモを、参加者に一つずつ行き渡るように持ってきてくれました。とりたてで新鮮ですが、市販のものにくらべたら若干小ぶりで貧弱でした。ところが、これが参加者にとっても受けたのです。人が食物に関して求めていることは新鮮であることやおいしさだけではない、ということとそのとき痛感しました。それが、どこでとれたものかということや、誰が作ったものであるかということも大切な要素なのです。グルメブームでフランスの・・・のワインや中国の・・・のふかひれを、ともとめている人たちの欲望は決して満たされることなくエスカレートするだけのような気がします。本人は無意識なのでしょうが、完全に欠落している部分があるので、心が満たされることがないのだと思うのです。</p>	<p>(感想・その他)</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
357		1 部 1 章 2 節	<p>とったものや耕作した収穫物を食べるということは、人としてとても自然なことです。しかし、現在の都会の人たちは、ほとんどすべての食材をスーパーやお店で買っています。しかも加工食品については、それが生命から作られたものであるということを感じることなく食べています。栄養のバランスとか、カロリーが高いとか低いとかという頭で考える次元とは全く異なるもので、心の奥底にあって普段、意識することさえないかもしれないですが、その食べ物がどうやってつくられたか、どこから来たものであるかを知りたいということが人の本能として存在しているような気がするのです。第1章、第2節（地域性豊かな風土）のなかに「自然と密接に関わることを知らないまま育つことが、精神的な不安定が生じる割合を高める一因となっている・・・」とあります。子どもたちが自分の食べているものが、自然が育んだ命であるということを気付かずにいるとしたら、人間としての心のバランスはとれないと思います。「味わって知る わたしたちの海」は地元の食材を味わうことで、その命を育む環境について考えて欲しい、ということが本来の目的です。食＝生命であることを知れば、それをはぐくむ環境について考えざるをえないでしょう。</p>	(感想・その他)
358		1 部 4 章 2 節	<p>わたしがフィールドとしている南知多の海岸では潮が干くと、近所のおばあさんたちがやってきて、テングサを拾ったり、貝をとったりしています。わたしもときどき、その仲間に入って、食べられるものをとったりします。磯や干潟でこうしてのんびり過ごす時間はとても心がなごみ、自分が果てしもなく大きな宇宙、自然の一部に連なっていると感じます。そして、海でとった（漁業権のないもの）カメノテや海藻を入れて作った味噌汁は、おいしくはないかもしれないけれど、とてもありがたい感じがして心を満たしてくれます。</p> <p>わたしが運営している「あいちの海」グリーンマップが、環境省の「身近な野生生物調査事業」に選ばれて、先日子どもたち数人をこの海に連れて行きました。普段は名古屋市内の川、山崎川の観察を続けている子どもたちです。その子たちが海に入るやいなや、下をむきっぱなしで、しばらくの間、ほとんど声も出しませんでした。海にはあまりにも多くの種類の生き物がいて、夢中になっていました。しかも、干潟、アマモ場、岩場でそれぞれ生き物が違う。一人の男の子が岩の隙間にへばりついているムラサキウニを一つとってきました。目をキラキラ輝かせ、まるで宝物を見つけたように興奮していました。夏だったので、体が痩せ、ほとんど食べるころはなかったのですが、この子は本当にしあわせそうに、自慢気にウニの黄色い身をなめました。「うま～いっ！」ほんとうは、うまくなんかないはずですが、この子にとっては何よりおいしかったのでしょうか。とれた場所や作った人がわかる食べ物には、この満足感が大きなオマケでついてくるのだと思います。それは食欲とは異なる分野で心を満たしてくれます。</p> <p>また、その食べ物（生命）が育まれる場所を知ること、つまり魚や貝、海藻などが海に生息しているということを知れば、その環境を大事にするよという気持ちが自然とわいてくるでしょう。子どもたちも、大人も「タコはどこでとれるの？」とたずねられれば、間違いなく「海」と答えるでしょう。でも、それは単なる知識であって、体や感覚でわかっているものでは決してありません。だから生活の場と離れた海がよごれることや、人為的に手を加えて環境悪化に拍車をかけるような大型工事がおこなわれるとしても、全く気にならないのです。</p>	↓

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
358		1部 4章 2節	<p>第4章、第2節<教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換>に、「五感で感じる」原体験の機会を増やすことが重要です。子どもたちがのびのびと遊べる森、里、水辺や海辺づくりや都市の中の身近な自然とふれあえる空間づくり、農山漁村の長期滞在など、自然体験のための社会的なシステムを作っていきます。・・・とあります。この中に食べ物が命であるということ、どこでとれるかということを加味していただければ、と思います。</p> <p>それから、最後にもう一つ、子どもたちにとって、海で何かをとって食べるということは、命のつながりとか、人の生命が他の生物多様性によってささえられていることとかを理屈なく感じさせてくれます。わたしは子どもたちが、「人が自然のなかで生かされている。」ということを感じてくれれば、それだけで、すべての問題が解決するとさえ思います。最後に漁協へのお願いがあります。「漁業権があるものとはってはだめ！」ということとは理解できますが、もっと大きな視点をもって、少しのことは大目にみてください。</p>	海辺をはじめとするさまざまな場所での豊かないのちを、食べものなども通じて感じることは重要と考えており、「五感」の一つと理解しておりますが、施策の展開に当たって留意していきます。また、食育などの推進については64ページ26行目に記述しているところです。
359		1部 3章 2節	<p>●奥山保全復元について</p> <p>クマなどの野生鳥獣の生息地である奥山は、水源涵養、災害防止、豊かな森を造ってくれる野生動物との共存のために、重要なものである。このような奥山の保全・復元に最重要課題として取り組んでいくべき。</p>	自然林などが残る奥山の保全は重要と考えています。これからも自然公園や保安林などの制度を活用して保全に取り組んでいきます。
360		2部 1章 5節	<p>●人工林について</p> <p>日本では戦後の拡大造林政策で、山奥まで自然林を伐採し、スギ・ヒノキ一辺倒の人工林を造り過ぎた。人工林は、強度間伐し、生物多様性に配慮した針広混交林に戻していくべき。最近では広葉樹植林の必要性が言われるようになってきているが、サクラやモミジといった、見た目がきれいな広葉樹ばかりが植えられることが少なくない。潜在自然植生の、動物にとってエサとなる、ドングリなどの実のなる木を植えるなど、野生鳥獣保護の視点を入れるべき。</p>	我が国の森林は、今後、高齢級の人工林が急増することが見込まれており、これらの森林を対象として、国民のニーズや立地条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等により、針広混交林化、広葉樹林化等の多様な森林整備を進めることとしています。
361		2部 2章 1節	<p>●野生鳥獣の個体数管理について</p> <p>全体的に、野生鳥獣の個体数管理等、自然を人間が管理するという思想に基づいて作成された戦略になっているが、本来、野生鳥獣は自然界で大きく増減を繰り返すもので、人間が数をコントロールすることはできない。</p> <p>日本では、江戸時代までは、1種類の野生鳥獣も減ばさなかったと言われている。当時の人たちは科学的な知識は持っていなかったが、自然や動物に謙虚で、そのことが野生鳥獣との棲み分けを可能にしていた。</p> <p>自然は人間がコントロールできるという考えは、自然に対して高慢である。寧ろ科学的な知識を得るために、野生鳥獣を命を持つものとしてではなく、研究の材料と見てしまう研究者が多い。野生鳥獣に対して謙虚な姿勢こそが、日本に豊かな自然や野生鳥獣を残すことにつながる。個体数管理は行わず、農林業被害があるときは、原則、野生鳥獣の有害駆除はせず、駆除以外の被害防止対策、被害補償制度で対応するようにしていくべき。</p>	御指摘のとおり、総合的な対策を行ううえで、個体数管理は一つの有効な手段です。特定鳥獣保護管理計画を科学的・計画的に進めていくに当たり、総合的な管理が必要とされます。したがって、原案の通りとします。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
362		2部 2章 1節	<p>●シカ、サル、イノシシなどの個体数や分布域について 戦略案の中では、上記の野生鳥獣の個体数や分布域が拡大しており、その原因は里山が管理されなくなったから、狩猟人口が減ったからだとされている。 本来、野生鳥獣は一定数ではなく、著しく増減を繰り返すものなので、現在数が増えていたとしても、自然界では問題はない。 しかし、山奥で野生鳥獣の生息調査をしていて分かったのだが、これらの動物たちは人間による乱開発により本来の生息地に棲めなくなり、里に降りて行ったり、一部の自然林が残っている地域に集中しているために数が増えているように見えるだけで、全体としては、寧ろ減っている。 また、動物たちが出てくる最大の原因は、山奥の開発、スギ・ヒノキ一辺倒の人工林を造り過ぎたことによる、生息地の消失である。かつてマタギ等による狩猟のため、ニホンカモシカが著しく個体数を減少（絶滅した地域もある）させたように、狩猟は野生動物の絶滅に拍車をかける。たださえ、生息地の破壊、地球温暖化等により数を減らしているところに、狩猟が加わると、野生動物はより絶滅に近づく。狩猟の推進はすべきでない。</p>	<p>鳥獣の保護管理においては、特定鳥獣保護管理計画に基づいて行われる、個体数調整、被害防止対策及び鳥獣の生息環境の整備等総合的な施策が必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところです。</p>
363		2部 2章 1節	<p>●密猟の監視、駆除個体の利用の監視の強化について 昨年、分かっているものだけでも、推定生息頭数の半分に当たる4679頭のクマが殺された。地元の人などによると、熊の胆目当ての密猟が横行したことも原因とのこと。 密猟の監視、また、有害駆除した個体をちゃんと埋設、焼却しているかという監視を強化すべき。 最近では、捕殺したシカ等の肉を有効利用しようという動きもある。儲かるということになれば、不要な捕殺に拍車がかかり、密猟が横行する恐れがあることから、有効利用はすべきでない。</p>	<p>適法に捕獲された個体については有効活用を含む適切な処理をはかるとともに、違法捕獲等個体と密猟の監視等については、関係機関と連携しつつ、鳥獣保護員等の制度を活用して実施していきたいと考えており、その旨は第2部2章1節2.5に記述されています。</p>
364		2部 2章 1節	<p>●外来種について 外来種の日本への輸入は厳しく制限し、ペットとしての野生動物の輸入を禁止するくらいのことは必要。 その一方、アライグマ、マングース、オオクチバスなど、既に日本の生態系に入り込んで長い時間が経ったものは、国内外の事例から考えて、根絶したり数を減らすことはできない。結局、無用の殺生・税金の無駄遣いになる。 根絶できないという前提に立って、対策を検討すべき。 駆除以外の柵設置等の被害防除策、被害補償等で対応すべき。 また、例えばヤンバルクイナの生息地のやんばるの森では、未だにダムや林道建設工事が止まらない。その一方マングースを、ヤンバルクイナを絶滅に追いやていとして駆除するのでは、外来種をスケープゴートにしていると思えない。在来希少種を絶滅させないためには、まず、自然の乱開発をやめるべき。</p>	<p>外来種の輸入や取扱いについては、①外来生物法に基づく特定外来生物として指定し、輸入、国内飼養を管理すること、②同法に基づき、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物として未判定外来生物に指定し、輸入を規制すること、③要注意外来生物としてリストアップし、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解を協力を求めること、の3つの方法について、当該外来種による被害の態様、国内での使用等の実態を踏まえ、それぞれに対応しているところです。 また、効果的に被害を防止できる場合には、駆除以外の方法も併せて被害防止を進めていきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
365		全般	<p>(財)日本自然保護協会は、平成18年度に開催された見直し懇談会、平成19年度に開催された中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会に対し、国内の生物多様性の損失状況と国際的動向を踏まえて、生物多様性国家戦略の実効性を高めることの重要性とその実現のための提言を行ってきた。あわせて、2002年の生物多様性条約第6回締約国会議で合意された「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に抑える」という2010年目標をはじめとした国際的な生物多様性保全を求める声に、海外の生物多様性の恵みを受取る日本としても真摯に答える必要があることをシンポジウム・セミナー等の開催や会報「自然保護」等を通じて指摘してきた。</p> <p>まずは、NGOが開催するセミナー等への積極的な参加・協力、全国8箇所での地方説明会の開催、NGOのみならず学会・地方自治体・企業等へのヒアリングなど、策定過程に多様な主体の巻き込みに努力された環境省の姿勢を高く評価したい。一方で、二度目の見直しの機会に、各省庁の施策の方向性を大きく転換させ、生物多様性に関わる関連制度を再構築するまでは至らなかった。そのため生物多様性を損なう公共事業が温存され、戦略的に体系立てられていない諸施策が不効率に続けられる状況は変わらないと懸念する。</p> <p>生物多様性保全を進める上で求められている取り組みと第3次生物多様性国家戦略（案）に記載されている施策にはまだまだ大きい隔りがあること、国家戦略が「絵に描いたもち」に終わらず、確実に実行され効果をあげることが何より重要であることを強調した上で、以下の意見を提出する。</p>	(感想・その他)
366	60	1部 4章 2節	<p><総論意見></p> <p>■ 意見1：4つの基本戦略と行動計画との整合性をはかる</p> <p>今後5年間の重点施策として設定された基本戦略について、「生物多様性を社会に浸透させる」「森・里・川・海のつながりを確保する」などの方向性は妥当なものであり、限られた予算のなかで基本戦略のうち何の施策に重点をおくかが課題解決には重要であると考え。しかし、その優先度の設定が行動計画と明示的につながっていないため、何が基本戦略に基づいた優先的施策なのか不明確である。例えば、「生きものにぎわいプロジェクト」といった基本戦略の骨格に相当するものが、他の行動計画と同等のものとして併記されており、優先度が一目では分からない。したがって、基本戦略を基軸とした形式で、行動計画のなかでの優先度の強弱の見える項目立てが必要である。</p>	<p>第1部第4章第2節の中では、4つの基本戦略として具体的な施策を課題等とともに記述しており、この4つの基本戦略そのものが重点的に進めるべき施策であると言えます。それらも含め行動計画に記載しているそれぞれの施策を着実に進めていくことが重要と考えます。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
367	75	2部	<p>■ 意見2：行動計画に盛り込まれた数値目標だけでは不十分 行動計画に、数値目標や年次計画（行程）を盛り込むことによって、政府の生物多様性保全への姿勢を明確にするるとともに、第3次戦略の進捗状況・効果の評価するための指標にもなりえる。素案（8/22）と比較してみると、NGOや委員からの指摘により、ラムサール条約湿地を2011年までに新たに10ヶ所増やすなど改善が見られ、わずかであるが数値目標が盛り込んだ努力は認めたい。しかし、環境省の施策でも数値目標が盛り込まれた分野は限定的であり、他省庁と協議が必要なことを理由に自然公園など保護地域制度では具体的な数値は盛り込まれていない。また農林水産省の数値目標は、先に策定された農水水産省生物多様性保全戦略に挙げられたものを再掲したにすぎない。したがって、環境省内はもとより各省庁の施策にも具体的な数値目標を設定すべきである。</p>	<p>できる限り数値目標を盛り込んだつもりです。 なお、下記の3件の目標について追加します。 ・第2部第1章第6節田園地域・里地里山 1. 6（具体的施策）の6点目を、次の通り修正します。「生物多様性、景観、文化、資源利用、国土保全、地域活動などのさまざまな観点から将来に引き継ぎたい重要里地里山を300箇所程度を目標として選定するとともに、」 ・第2部1章3節1. 2の（具体的施策を、次の通り修正します。「・・・実施します。また、こうした取組を通じて、今後5年間で自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに10箇所増やすことを目指します。（環境省）」 ・第1部1章2節2. 1の（具体的施策）を、次の通り修正します。「○ 自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、全ての国立・国定公園の指定状況について、5年を目途に全国的な見直しを行います。その結果を踏まえて、国立・国定公園の再編・再配置を進めます。」 また、社会資本整備重点計画（平成15～19）が見直し中であることから、これにかかる数値目標については、掲載できていませんが、新しい重点計画においては生物多様性保全に係る数値目標を積極的に設定するよう努力します。さらに、今後2章5節1. 2、1. 3に示したとおり、生物多様性指標は農林水産関連施策を効果的に推進するための科学的根拠に基づく指標を開発することなどにより、目標設定をするなど検討してまいります。</p>
368	75-	2部	<p>■ 意見3：各施策の束ねあわせでは行動計画とは言えない 第2部行動計画では、「国土空間的施策」と「横断的・基盤的施策」に分け、テーマごとに「現状と課題」を明記し、具体的施策に「主体」である省庁を明確にしたことは前進ではあるが、具体的な行動は各省庁の既存事業・来年度事業項目を束ねただけの1, 2年の事業計画でしかない。また、第1部戦略「国土のグランドデザイン」示された100年後の目標像に向け、次期戦略見直しまでの5年間でいかに近づけるのかの道筋（行程）が示されておらず戦略との関係が明確ではないため、行動計画とするには十分ではない。そのため、テーマごとに設けられている「基本的考え方」で、その道筋を示すべきである。</p>	<p>第2部には、今後5年間程度の行動計画として記述しています。具体的な目標年次がある場合は、可能な限り文中に記述しています。第3次戦略がはじめての試みであり、不十分な点もあるとは思いますが、今後、具体的施策を着実に実施していけるよう担当省庁において予算の確保等に努めていきます。</p>

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
369	7	前文	<p>■ 意見4：省庁連絡会議ではない、開かれた進捗状況点検プロセスが必要 これまでの国家戦略がそうであったように5年ごとの見直しと毎年の進行状況の点検作業の方法については、第3次戦略では改善されていない。各省庁が自主的に自前施策を点検したものを、傍聴はあらか会議の開催時期や検討事項が公開されていない省庁連絡会議で検証し、審議会で追認するといった従来の方法では、前時代的であり点検作業としての機能を望めない。第3次戦略の中間点検として、NGOや専門家なども参加した公開の場で、進捗状況を検証する機会を設け、その後の行動計画を見直し、次の国家戦略に反映させるべきである。</p>	<p>具体的施策の進捗状況については、関係省庁が把握しているものであり、点検は、会議室に集まる形というよりもむしろ、各省が分担連携してそれらのデータをまとめる日々の作業が主体となるものです。なお、その作業結果について中央環境審議会において意見をいただくとともにパブリックコメントを実施しています。</p>
370	42-43、238-239、261-	1部3章2節、2部2章4、5節	<p>■ 意見5：生物多様性総合評価を各制度・施策に連携させる 第3次戦略による新しい施策として、日本の生物多様性の状況や動向を総合的に分析評価する「生物多様性総合評価」を打ち出し、「危機状況の地図化」や「重要地域（ホットスポット）の選定」を行い、世界各国へ同様の取組の実施を促していくとしたことは評価し、注目をしている。しかし、重要湿地500がそうであったように重要地域を選定しただけでは意味がなく、危機状況の改善のためには、様々な制度や施策との関係性がはからなければならない。したがって、生物多様性総合評価と、国土形成計画などの土地利用や保護地域制度、環境アセスメント制度などの制度・施策と関係づけるべきである。生物多様性総合評価が、第3次戦略の基軸となり、様々な成果と効果をあげるものになりえるか否かが、次の戦略の見直しの際にも大きな焦点になると考える。</p>	<p>生物多様性総合評価については、20年度予算要求中であり、今後詳細を検討していくこととなりますが、生物多様性の状況を把握し、その保全を進めるうえで実効あるものとなるよう努めていきます。</p>
371	79、240	2部1章2節、2章4節	<p><個別テーマの意見> ■ 意見6：重要地域の保全について 重要地域の保全の（基本的考え方）において、「指定実態や規制内容、管理水準の現状は未だ十分なものとは言えないため、生物多様性の視点からより効果的に機能するよう、必要な取組を進めます（P79）」とするだけでなく、各保護地域制度での個別の取組の推進や連携の強化とともに、保護地域制度の整理統合が必要である。また、多様な保護地域制度が運用されているアジア地域において「アジア国立公園イニシアティブ」を実施するうえでも、IUCN保護地域管理カテゴリーによる保護地域分類など、国際基準に合わせた保護地域制度の検証が求められる。したがって、国立公園制度のみならず保護林や保護水面、自然環境保全地域といった国内の保護地域制度の管理当局にNGOを加えた「保護地域フォーラム(仮)」を立ち上げるなどの省庁横断的取り組みが必要である。また、アジアの国立公園当局の情報交換の場として、「IUCN世界保護地域委員会東アジア会合（IUCN-WCPA-EA）」という枠組みが存在し、3年に1度の頻度でアジア地域の会合を開催している。環境省も、アジアでのIUCNの保護地域プログラムに資金的にもこれまで継続した協力を実施していることを鑑みれば、この枠組みを有効活用するべきである。</p>	<p>たとえば、国有林野の優れた自然環境を保全管理するため、希少動植物の保護・管理対策や国立公園の整備等について、林野庁と環境省、都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行っています。 各保護地域制度の目的に応じた保全が図られるよう、引き続き連携の強化を進めていきます。また、ご指摘を踏まえ第2部2章4節1. 4（具体的施策）（240ページ23行目）を下記のとおり修正します。「…国際会議やワークショップなどでアジア各国に提案・発信します。また、その際にIUCN世界保護地域委員会東アジア会合等の既存の枠組みを活用します。」</p>
372	81-	2部1章2節	<p>■ 意見7：自然公園について 自然公園制度をより生物多様性保全の役割を担う制度とするには、自然公園法の見直し時期にきているこの機会に、目的条項に生物多様性保全を盛り込んだうえで、指定の基準や管理計画などを再構築すべきである。昨年度環境省で行われた「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」でも同様の付帯意見が出ている。</p>	<p>自然公園法については、平成14年度に改正され、平成15年度より施行されていますが、その中で、生物多様性保全は国等の責務として明記されています。今後とも自然公園法の運用面においては、生物多様性の保全に一層資するよう留意して参ります。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
373	93-	2部 1章 2節	<p>■ 意見8： ラムサール条約湿地について ラムサール条約湿地について、素案（8/22）段階のものには具体的な数値目標がなかったが、NGOや委員からの指摘により、10カ所という目標を掲げたことは評価したい。しかし、ラムサール条約締約国会議（2005年、COP9）で決議された2010年までに2,500カ所の登録を目指すという世界目標（2005年登録数の約60%増）について、その割合から考えても10カ所ではまだ少ない。国内で用いている登録要件（規模や法的担保の必要性）を締約国会議のガイドラインに即して見直すことも念頭に条約湿地の登録を進めるべきである。</p>	<p>ラムサール条約湿地の数値目標は、1999年当時約1,000箇所だった条約湿地を2005年のCOP9までに2,000箇所にすることが掲げられ、その後、2002年に2010年までに2,500箇所にすると更新されたものです。日本は1999年の段階で11箇所だった条約湿地を2005年までに33箇所にしており、掲げられている目標は達成していると考えています。今後も基準を満たすものについては引き続き登録に向けた調整を進めて参ります。また、条約湿地の選定に当たっては、締約国として湿地の適切な管理に責任があり、国の法的担保措置が必要であると考えています。</p>
374	147 - 167	2部 1章 8節	<p>■ 意見9：河川・湿地などについて 第1部戦略で「3. 森・里・川・海のつながりを確保する」ことを「基本戦略」として位置づけたうえで、第2部行動計画において、その連続性の重要性や河川の攪乱・ダイナミズムによる生態系形成を認識した記述がされていることは評価できる。しかし、河川に関わる（具体的施策）において、「多自然川づくり」ばかりがあげられており、河川の連続性の確保に向けた施策や自然河川の保全策はなにも書かれていない。「多自然型川づくりレビュー委員会」（国交省設置）では、画一的な形状で計画されたものが全体の9割、モニタリング調査も1割しか行われていないなど問題が多く、その反省を受け改めた「多自然川づくり基本指針」（平成18年）でも、本来の河川の生物多様性の保全に貢献できるほどの内容には十分になりえていない。また、連続性を分断する元凶であるダム事業への反省もないまま、「ダム整備等に当たっての環境配慮」などが項目としてあげられていることは理解しがたいため、これらの項目は削除すべきである。そして、本来あるべき姿を残した河川・流域を評価し、河川環境の保全を最優先した河川管理を行う「重要河川域」の選定を環境省と国交省の施策として検討すべきである。</p>	<p>第2部1章8節1. 3「河川の上下流の連続性の確保」及び「河川と流域との連続性の確保」に記述のとおり、生物の生息環境を分断する河川構造物等の改築などに取り組んで行くこととしています。また、第2部1章8節1. 1「多自然川づくり」に記述のとおり、河川が本来有している生物の生息・生育環境を保全・創出するため、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、これまでに見られる課題の残る川づくりの解消、川づくり全体の水準の向上させる取り組みを進めることとしています。 なお、ダム事業については環境影響評価法の対象になる大規模な事業であることから記載しているものです。</p>
375	169 - 181	2部 1章 9節	<p>■ 意見10：海岸について 再生、情報収集、教育普及といった記述は多く見られるが、海の生物多様性に最も影響をあたえる埋立事業などの開発行為の反省やそれらを今後行わないことを明記すべきである。（基本的考え方）には、沿岸域の保全の強化が謳われているにもかかわらず、特に海岸域の（具体的施策）では、海岸整備ばかりが記述されている。内陸から後背地（後背湿地）～砂浜の海岸植生帯～砂地～潮間帯～海といった海岸環境の連続性の保全を図る旨を明記すべきである。特に、陸側にも海側にも堤防、消波ブロック、突堤、離岸堤などの人工物のない自然海岸の保全を確保することが重要であるが、それらの保全施策も盛り込まれていない。〔海岸環境の保全・整備〕では、海生生物や野鳥等だけでなく、それらの生息環境でもある海岸植物群落（海浜植生）の保護も明記することが重要である。</p>	<p>陸域から海岸への連続性については、第2部1章9節3. 1（具体的施策）の〔面的防護方式〕（p182）において従来の「線的防護方式」から海岸へのアクセス性向上などの点で環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を推進することとしております。また、生物多様性に着目していることから海生生物を事例として掲げているものであり、海岸環境の保全には当然、海浜植物の保全も含まれております。その他のご意見につきましても、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
376	172	2部 1章 9節	<p>■ 意見11：藻場・干潟について 国交省は、港湾整備・浚渫土砂の処分などの理由をもとにした現存する干潟や藻場への埋立計画を見直し、保全を図ることを優先すべきである。亜熱帯性海草の移植は泡瀬干潟などでは失敗しているように、海草藻場は造成できるものではなく、また干潟についてもその再生手法は確立していないため、安易に国家戦略に藻場・干潟の造成を積極的に行うと記述すべきではない。</p>	<p>港湾整備等に伴う埋立計画については、その必要性を検討した上で、環境への配慮を十分に行います。なお、海草藻場の移植・造成、干潟の造成については、御指摘の通り技術が完全に確立しているとは言えないため、今後も積極的に技術開発に取り組んで参ります。</p>
377	190	2部 2章 1節	<p>■ 意見12：種の保存及びレッドリストについて レッドリストの更新・公表だけではただの警鐘だけで終わってしまうため、レッドリストインデックスの手法を導入し、「種数の増加」としての悪化のみならず、「危機ランクの高まっている種」の生態系タイプの傾向やその危機要因を明確に分析し示していくことが重要である。レッドリストインデックスによる分析は、生物多様性条約の指標に位置づけられる可能性が高いため、日本でもその導入を明記すべきである。</p>	<p>ご指摘のような傾向分析は重要であると認識しており、今回のレッドリストの改訂作業でも、例えば「植物I」についてはそういった取組を始めています。レッドリストは各分類群の学識者の意見等も踏まえて公表しているところですが、ご意見についても今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
378	191 - 192	2部 2章 1節	<p>種の保存法の国内希少野生動植物種の選定作業は行政内部で行わず、検討委員会等を設け、公開で行うべきであり、すでに三重県・徳島県の条例にあるような希少野生動植物種指定に関する市民提案システムの導入を検討すべきである。レッドリストをもとに、種の保存法の国内希少野生動植物種の検討について、絶滅危惧I類を優先的にすすめる旨の記述があるが、その主な減少要因として「捕獲・採取圧」だけでなく、「開発」も加えるべきである。また、新たに15種程度指定を増やすという数値目標を書き加えた姿勢は評価できるが、生物多様性保全上の目標としては、危機状況を改善したうえで種指定の解除数やレッドリストのランクダウンの目標をあげるべきである。また、保護増殖事業計画の実施状況の点検・評価を行うにあたって、生息地等保護区の指定と合わせて計画制度そのものを見直し、生息地の保全とともに種が回復できる計画制度を目指すべきである。</p>	<p>種の保存法による種指定の検討に当たっては、該当分野の学識者のご意見等も参考にしております。希少動植物の保全に関する検討会等については、その生息地の情報等を含むために非公開とさせていただいておりますのでご了承ください。種指定に当たっての減少要因の選択については、種指定による法的効果も踏まえ、優先順位を的確につけるためにも現行の記述が適切と考えております。レッドリストにおけるダウンリスト等の重要性については第2部2章1節（基本敵考え方）でも記述しているところですが、今回の国家戦略において数値目標として掲げるには、そのための対策を推進するという観点から指定種数の記述が適切と考えております。</p>

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
379	279 280	2部 2章 7節	<p>■ 意見13：環境影響評価と戦略的環境アセスメントについて</p> <p>生物多様性総合評価による重要地域の抽出や地図化といった新たな施策とアセスメントとの関連づけをし、基礎的データの整備をすすめる、計画段階において開発による影響を回避できるようにすべきである。また、アセスメントで得られた情報を生物多様性総合評価等でも活用できる情報集約システムも必要であり、2章5節情報整備・技術開発の（具体的施策）として検討すべきである。アセスメントの対象事業については、その対象事業の種類を増やすとともに、開発事業の規模ではなく、開発計画地が生物多様性上どのような価値があるかを検討し、その重要性によってアセスメントを実施するか否かという「生物多様性スクリーニングマップ」やそのスクリーニング基準が必要である。近年のアセスメントでは「事後調査」を理由に、開発事業を押し進める傾向が強い。（具体的施策）にある「（略）環境大臣意見を述べた事業、事後調査を実施することとされている事業について、適切にフォローアップをする」ことは、きわめて重要である。フォローアップの中身として、事業者に対する遵守の徹底、事後調査の実施状況の監視、予期せぬ悪影響の発生や影響予測が外れた場合の開発事業の一時中止や計画変更を行う仕組みを環境影響評価法で制度化し、フォローアップ状況を公開することが必要である。</p> <p>昨年策定された第三次環境基本計画において、SEA制度導入に向けた積極的な記述を発端に、環境省では「SEAガイドライン」を策定し今年4月に公表した。SEAは、計画・構想段階から環境影響を回避・低減をし、計画を見直すことにより生物多様性保全への貢献が期待できるしくみであるため、第3次戦略では、環境基本計画よりも前進させ積極的にSEAの法制度化を進める記述をすべきである。</p>	<p>第1部3章1節2、4章2節4に、わが国の生物多様性の総合評価を行う中で、生物多様性の危機の状況の地図化、生物多様性の保全上重要な地域の選定などを通じて優先的に保全・回復すべき地域の取組みを推進させることを記述しています。</p> <p>なお、環境アセスメントに関する情報集約システムとしては、現在、環境省のホームページでこれまでの環境影響評価で得られた調査等の手法、環境保全措置等様々な情報の整備・提供・普及を進めており、そのことを、第2章第7節1.1（具体的施策）で、「環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどをを用いた提供」と紹介しています。</p> <p>環境影響評価法の対象事業、スクリーニング、フォローアップについてのご意見は、第2章第7節1.1（具体的施策）にある「環境影響評価法の施行の状況について検討」する際に、参考にさせていただきます。</p> <p>戦略的環境アセスメントについては、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」などを踏まえて各省で取組の具体化を進めていただくことにより、戦略的環境アセスメントの導入が大きく進展することを期待しています。</p>
380	232	2部 2章 3節	<p>■ 意見14：学校教育について</p> <p>P232 学校教育</p> <p>現在、環境教育の範疇はとて広く捉えられており、学校現場ではその一部が試行的に行われているにすぎない。行動計画に記述されているように、生物多様性を環境のなかの一部分として位置づけた教育を続ける限りは、生物多様性の重要性の理解にはつながらない。したがって、（具体的施策）「教育内容の改善・充実」に『「生物多様性保全のための教育プログラム」の研究開発とそのカリキュラム化の検討』（文部科学省・環境省）に加え、また「教員の指導力の向上」にも『教員を対象に、生物多様性保全の基礎的な理解と教育をすすめるための研修を実施』（理科・生物・生態学・生物多様性保全についての再教育）を加えるべきである。</p>	<p>生物多様性など生物に関する学習については、小・中・高等学校を通じ児童生徒の発達の段階に応じて、理科などの中で適切に取り扱っているところです。ご指摘いただいたご意見については、今後の施策検討に参考にさせていただきます。</p>

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
381	225	2部 2章 3節	<p>■ 意見15：エコツーリズムについて</p> <p>今年4月にエコツーリズム推進法が制定されたにも関わらず、生物多様性保全に貢献する制度としての活用を考えていないのか、独立した項目が立てられておらず、利用に関するのみしか書かれていないのは、法律制定の趣旨からもおかしい。エコツーリズム推進法の対象となる自然環境のモニタリングや保全活動、利用の規制などを的確に生物多様性保全を基調としたものにしていくためには、第3次戦略で明確に位置づけることが重要である。</p>	<p>ご意見のとおり、エコツーリズムの推進に当たっては、自然観光資源の持続的な保護と利用のためには、モニタリングとフィードバックが必要と考えており、第2部2章3節3（施策の概要）に「エコツーリズムの推進法の理念のひとつである自然環境の保全を図るため、生物多様性の配慮や自然環境のモニタリング、自然観光資源の保全、利用のルールづくり等の適切な運用を図るとともに、ノウハウの蓄積・共有化や取り組む地域の増加など普及啓発を図ります。」と記載しており、今後適切な推進に努めてまいります。</p>
382		2部 2章 1節	<p>外来生物について、駆除が進んでいるというのが伝わってこないで、環境省は、外来生物対策にもっと積極的に力を注いでほしい</p>	<p>希少種の生息地や国立公園などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p>
383	203	2部 2章 1節	<p>第三次生物多様性国家戦略案第1部の18ページ第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）の中で「外来種が、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。」とあり、同19ページには持ち込まれた結果「すでに国内に定着した外来種の防除には多大な時間と労力が必要となります。」と書かれています。これらはすでに持ち込まれた外来生物が起こしている様々な事象からも明らかです。なのに、現実には今なお毎年おびただしい数の昆虫やほ乳類・魚類が海外から持ち込まれ、新たな外来生物問題の火種となっています。同19ページにはこうした脅威への対策として1項目に「侵入の防止」とされているように、海外からの生き物の持ち込みによるトラブルは『予防原則』である筈なのに、実際にそれは実践されていません。それどころか、様々な問題が指摘されているにも拘わらず、外産クワガタムシやカブトムシなどの輸入頭数は、年々増加傾向にあり</p> <p>まず、検討の結果、特定外来生物への指定が見送られたこれら外産クワガタムシやカブトムシをはじめ、ミドリガメ（ミシシippアカミミガメ等）などが上記指定を見送られた理由が「既に広く世間に出回り、規制を掛けることで野外放棄される恐れがあるため」とされています。しかし、これら外来生物が野外放棄という大きなリスクを回避するために指定を見送らねばならないほど危険な生き物であるという認識を持たれている以上、リスクの芽を摘むためには、まず指定云々以前に『輸入と流通を即時停止』させるべきでしょう。この現状を例えるなら、「拳銃の流通は許可するが引き金を引くことは相成らん！」と言っているのと同じ事です。手元があれば引き金を引きたくなる人もいられるでしょうし、不可抗力による暴発ということも考えられます。</p>	<p>外来種の輸入や取扱いについては、①外来生物法に基づく特定外来生物として指定し、輸入、国内飼養を管理すること、②同法に基づき、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物として未判定外来生物に指定し、輸入を規制すること、③要注意外来生物としてリストアップし、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解を協力を求めること、の3つの方法について、当該外来種による被害の態様、国内での使用等の実態を踏まえ、それぞれに対応しているところ です。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
383	203	2部 2章 1節	<p>さらにこの問題の対策として第三次生物多様性国家戦略案第2部の203ページの3. 1 外来種など（具体的施策）の項で「外来種の取扱いなどに関する普及啓発を推進します。」とありますが、普及啓発活動だけでの完全抑止は不可能です。それは何の予備知識もない市民が安価にてホームセンターや夜店でこれら特定外来生物予備軍を手にする事が可能である現状からも明らかです。これ以上、一般市民を生態系破壊の犯罪人にするような現状を維持すべきではありませんし、すぐにも改善すべきです。</p> <p>これら外来生物の流通が止まって困るのは業者と一部愛好家程度であって、それらが日本の生態系に与えるであろう影響の大きさと比較するまでもありません。よって事がより深刻になる前に手を打たねばならず、野外放棄による深刻な影響が危惧される外来生物の輸入と流通の即時停止を（具体的施策）[外来種]の項に盛り込むことを希望致します。</p>	<p>外来種の輸入や取扱いについては、①外来生物法に基づく特定外来生物として指定し、輸入、国内飼養を管理すること、②同法に基づき、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物として未判定外来生物に指定し、輸入を規制すること、③要注意外来生物としてリストアップし、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解を協力を求めること、の3つの方法について、当該外来種による被害の態様、国内での使用等の実態を踏まえ、それぞれに対応しているところ です。</p>
384	203	2部 2章 1節	<p>◆特定外来生物防除について◆</p> <p>外来生物法が出来る経緯になった最もシンボリックな生物がブラックバス・ブルーギルなどの外来魚であることは間違いありません。しかしこれら外来魚対策について触れられているのは第三次生物多様性国家戦略案第2部の203ページの3. 1 外来種など（具体的施策）の項でしか見受けられません。しかもその内容も「外来魚による食害防止に向けた効果的な駆除手法を開発します。」とあるだけで、（具体的施策）と謳いながら全く具体的ではありません。</p> <p>現在外来魚の防除モデル事業として全国6箇所を実施地区が指定されていますが、これとて東北・関東・東海・北陸・近畿・九州と各地区に一箇所無理矢理に指定した感が強く、実施地区に指定されていても、とても全国に先駆けて積極的に防除取り組んでいるという風には見えません。「現状で精一杯」というのであれば、取り組みの実態と世間の期待感とに大きな乖離があると言わざるを得ません。モデル事業というのであれば、このような全国ばらまき型のような指定をするのではなく、どこかの地区に一点集中して取り組むべきであると考えます。例えるなら琵琶湖。琵琶湖及びその周辺には「大規模水域」「大小河川」「内湖（ワンド）」「ため池」等々様々なモデルとなりうる環境が揃っており、琵琶湖での成果は全国各地の様々な水域に流用することが可能となります。それに何より、日本一大きな湖で成功して他の水域で成功しない筈がないという掛け替えのない全国の目標と成り得ます。</p> <p>そこで琵琶湖での（具体的施策）を提案します。まず外来魚を一括りに扱わず、一旦ターゲットをブラックバスに絞って防除を実施します。現在琵琶湖の外来魚は圧倒的にブルーギルが多く、尾数・重量ともブラックバスを大きく上回っており、圧倒的な数のブルーギルが生態系に与える影響は計り知れないものがあります。しかし個体レベルで見れば在来魚に与える影響はブラックバスの方がとてつもなく大きくて、その差は歴然としています。なのでここは在来魚に与える影響を軽減させる近道として、当面はブラックバス防除に専心します。また、ブラックバスの生息数を大きく抑制することが出来れば在来魚の急速な回復が望め、場所によっては数を増やした在来魚との競合でブルーギルの生息数抑制も期待出来るでしょう。</p>	<p>オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p> <p>また、現在、漁業者団体を通じて、広域的な観点からの防除対策を実施しているところであり、今後とも被害防止に向けた対策を推進していくこととしています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
384	203	2 部 2 章 1 節	<p>現在琵琶湖で行われている外来魚駆除は実質的には漁業者頼みではありますが、外来魚駆除に特効薬がない以上、他地域で成果のあった駆除事例も積極的に取り入れるべきでしょう。北海道や皇居で目覚ましい効果のあったエレクトリックショックボートの複数隻同時導入や、中禅寺湖の完全駆除に大きく貢献したダイバーによる潜水駆除導入などは琵琶湖でも十分通用すると思われます。また、琵琶湖では厳寒期にブラックバスが一定水域に蟄集することが知られており、これら習性を利用した集中駆除も積極的に取り入れるべきでしょう。</p> <p>また現状では漁業者の外来魚捕獲に対する補助金事業が最も効果的な対策となっていますが、これも外来魚としてまとめて取り扱うのではなく、ブラックバスに対してのみ補助金を割増しすればブラックバス抑制にとっても大きな効果が期待出来ます。またこの補助金は県任せにせず、モデル事業の一環として国の支援も検討すべきでしょう。ここで挙げたブラックバス集中防除は細く長くでは効果が期待出来ませんので、太く短くすべきであり、予備調査後に5ヶ年程度の短期集中で行うべきであると考えます。</p> <p>しかし、折角ブラックバスの生息数を大きく抑制出来たととしても、そのまま放置すれば再び外来魚の生息数がリバウンドしてしまうでしょうから、実施後も一定量の防除事業継続は必要であるし、ブラックバス集中防除後は残ったブルーギルも抑制しなければなりません。さらに防除モデル事業を行うと同時に、ニッチを取り戻した在来魚の勢力拡大補助のために「内湖再生」「ヨシ原復元」「ゆりかご水田」等々の在来魚の繁殖・生息の場を取り戻す努力も並行して行わねばなりません。この項の（具体的施策）としてはこの程度の内容は是非盛り込んで頂きたいと願っております。</p>	<p>オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p> <p>また、現在、漁業者団体を通じて、広域的な観点からの防除対策を実施しているところであり、今後とも被害防除に向けた対策を推進していくこととしています。</p>
385		1 部 3 章 2 節	<p>●奥山保全復元について</p> <p>クマなどの野生鳥獣の生息地である奥山は、水源涵養、災害防止、豊かな森を造ってくれる野生動物との共存のために、重要なものである。このような奥山の保全・復元に最重要課題として取り組んでいくべき。</p>	<p>自然林などが残る奥山の保全は重要と考えています。これからも自然公園や保安林などの制度を活用して保全に取り組んでいきます。</p>
386		2 部 1 章 5 節	<p>●人工林について</p> <p>日本では戦後の拡大造林政策で、山奥まで自然林を伐採し、スギ・ヒノキ一辺倒の人工林を造り過ぎた。人工林は、強度間伐し、生物多様性に配慮した針広混交林に戻していくべき。最近では広葉樹植林の必要性が言われるようになってきているが、サクラやモミジといった、見た目がきれいな広葉樹ばかりが植えられることが少なくない。潜在自然植生の、動物にとってエサとなる、ドングリなどの実のなる木を植えるなど、野生鳥獣保護の視点を入れるべき。</p>	<p>我が国の森林は、今後、高齢級の人工林が急増することが見込まれており、これらの森林を対象として、国民のニーズや立地条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等により、針広混交林化、広葉樹林化等の多様な森林整備を進めることとしています。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
387		2部 2章 1節	<p>●野生鳥獣の個体数管理について</p> <p>全体的に、野生鳥獣の個体数管理等、自然を人間が管理するという思想に基づいて作成された戦略になっているが、本来、野生鳥獣は自然界で大きく増減を繰り返すもので、人間が数をコントロールすることはできない。</p> <p>日本では、江戸時代までは、1種類の野生鳥獣も減ぼさなかったと言われている。当時の人たちは科学的な知識は持っていなかったが、自然や動物に謙虚で、そのことが野生鳥獣との棲み分けを可能にしていた。</p> <p>自然は人間がコントロールできるという考えは、自然に対して高慢である。寧ろ科学的な知識を得るために、野生鳥獣を命を持つものとしてではなく、研究の材料と見てしまう研究者が多い。野生鳥獣に対して謙虚な姿勢こそが、日本に豊かな自然や野生鳥獣を残すことにつながる。個体数管理は行わず、農林業被害があるときは、原則、野生鳥獣の有害駆除はせず、駆除以外の被害防止対策、被害補償制度で対応するようにしていくべき。</p>	<p>御指摘のとおり、総合的な対策を行ううえで、個体数管理は一つの有効な手段です。</p> <p>特定鳥獣保護管理計画を科学的・計画的に進めていくに当たり、総合的な管理が必要とされます。</p> <p>したがって、原案の通りとします。</p>
388		2部 2章 1節	<p>●シカ、サル、イノシシなどの個体数や分布域について</p> <p>戦略案の中では、上記の野生鳥獣の個体数や分布域が拡大しており、その原因は里山が管理されなくなったから、狩猟人口が減ったからだとされている。</p> <p>本来、野生鳥獣は一定数ではなく、著しく増減を繰り返すものなので、現在数が増えているとしても、自然界では問題はない。</p> <p>しかし、山奥で野生鳥獣の生息調査をしていて分かったのだが、これらの動物たちは人間による乱開発により本来の生息地に棲めなくなり、里に降りて行ったり、一部の自然林が残っている地域に集中しているために数が増えているように見えるだけで、全体としては、寧ろ減っている。</p> <p>また、動物たちが出てくる最大の原因は、山奥の開発、スギ・ヒノキ一辺倒の人工林を造り過ぎたことによる、生息地の消失である。かつてマタギ等による狩猟のため、ニホンカモシカが著しく個体数を減少（絶滅した地域もある）させたように、狩猟は野生動物の絶滅に拍車をかける。たださえ、生息地の破壊、地球温暖化等により数を減らしているところに、狩猟が加わると、野生動物はより絶滅に近づく。狩猟の推進はすべきでない。</p>	<p>鳥獣の保護管理においては、特定鳥獣保護管理計画に基づいて行われる、個体数調整、被害防止対策及び鳥獣の生息環境の整備等総合的な施策が必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところです。</p>
389		2部 2章 1節	<p>●密猟の監視、駆除個体の利用の監視の強化について</p> <p>昨年ほど、分かっているものだけでも、推定生息頭数の半分に当たる4679頭のクマが殺された。地元の人などによると、熊の胆目当ての密猟が横行したことも原因とのこと。</p> <p>密猟の監視、また、有害駆除した個体をちゃんと埋設、焼却しているかという監視を強化すべき。</p> <p>最近では、捕殺したシカ等の肉を有効利用しようという動きもある。儲かるということになれば、不要な捕殺に拍車がかかり、密猟が横行する恐れがあることから、有効利用はすべきでない。</p>	<p>適法に捕獲された個体については有効活用を含む適切な処理をはかるとともに、違法捕獲等個体と密猟の監視等については、関係機関と連携しつつ、鳥獣保護員等の制度を活用して実施していきたいと考えており、その旨は第2部2章1節2.5に記述されています。</p>

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
390		2部 2章 1節	<p>●外来種について 外来種の日本への輸入は厳しく制限し、ペットとしての野生動物の輸入を禁止するくらいのことは必要。 その一方、アライグマ、マングース、オオクチバスなど、既に日本の生態系に入り込んで長い時間が経ったものは、国内外の事例から考えて、根絶したり数を減らすことはできない。結局、無用の殺生・税金の無駄遣いになる。 根絶できないという前提に立って、対策を検討すべき。 駆除以外の柵設置等の被害防除策、被害補償等で対応すべき。 また、例えばヤンバルクイナの生息地のやんばるの森では、未だにダムや林道建設工事が止まらない。その一方マングースを、ヤンバルクイナを絶滅に追いやえているとして駆除するのでは、外来種をスケープゴートにしていると思えない。在来希少種を絶滅させないためには、まず、自然の乱開発をやめるべき。</p>	<p>外来種の輸入や取扱いについては、①外来生物法に基づく特定外来生物として指定し、輸入、国内飼養を管理すること、②同法に基づき、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物として未判定外来生物に指定し、輸入を規制すること、③要注意外来生物としてリストアップし、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解を協力を求めること、の3つの方法について、当該外来種による被害の態様、国内での使用等の実態を踏まえ、それぞれに対応しているところです。 また、効果的に被害を防止できる場合には、駆除以外の方法も併せて被害防止を進めていきます。</p>
391		全般	<p>日本固有の自然を大切に、子孫に残してゆきたいので日本という国家としての戦略をきちんと立てて、実行していただきたい。普通の暮らしが自然と直結していることなので、その必要性を国民に理解してもらうことが重要である。そのための工夫をもっと努力していただきたい。</p>	<p>今回の第3次生物多様性国家戦略では、いのちと暮らしを支える生物多様性を記述して、生物多様性の重要性を伝えられるように努めています。</p>
392	1	前文	<p>「人類」、「人間」、「私たち」と同じような意味の言葉が多様に使用されている。意味することがあればよいが、そうでなければ、統一したらどうでしょうか。</p>	<p>御指摘のページでは、「人類」「私たち」が使用されていますが、すべてを統一するとかえって平板になることから、身近さを強調する場合には「私たち」としたものです。</p>
393	1	前文	<p>「生きもの」、「生物」表現を統一</p>	<p>単に生物種を指すときに「生物」を使用し、身近なものとしてとらえる必要があるときに「生きもの」を使用しています。</p>
394	1	前文	<p>「わが国」、「日本」統一</p>	<p>御指摘のページでは、「わが国」を使用しつつ、「日本人」「日本固有」を使用するときに「日本」の文字を使っています。</p>
395	13	1部 1章 2節	<p>「豊かな生物多様性」とは表現がおかしい。表現するなら「高い生物多様性」ではないでしょうか。この表現は多数あり。専門的に「豊かな」はおかしいです。これと近い使われ方に「豊かな自然」というもあります。表現不足だと思います。p2の「豊かな日本」、p52や53の「豊かな海」や「豊かな漁場」も同じです。</p>	<p>これまで、環境基本計画はじめ、多様性について「豊か」という言葉で表現しており、本戦略においても豊かな生物多様性の言葉を使用していますので、ご理解いただければと思います。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
396	14	1部 1章 2節	「生物多様性が減少した」ではなく、「生物多様性が低下した」ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、当該箇所の記述について「生物多様性が低下した都市では」と修正します。
397	15	1部 1章 2節	意味不明。生物多様性に健全性があるのですか？	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。「健全な生態系に守られています。」併せて、27ページ20行目の同様の表現についても修正します。
398	17	1部 2章 1節	「生息・生育地」、「生息・生育空間」、「生息・生育環境」、「生息・生育の場」、「生息・生育域」、「生息・生育場所」などの使い方を再検討必要。	「生息・生育の場」と「生息・生育場所」を「生息・生育地」に修正し、「生息・生育域」を「生息・生育空間」に修正します。
399	19	1部 2章 1節	この項目での記載事例もっと身の回りの事例に当てはめて、その危機感を表現したらよいかと。例えば、3度上昇したら森林限界が300m上昇し、森林限界に生息する雷鳥への影響が大きいなど。	わかりやすい事例として、渡り鳥の越冬地が北上していることが確認されている例を追加します。
400	24	1部 2章 3節	「貴重な自然あるいは脆弱な自然・・・」と表現すると従来の貴重種偏重となる可能性がある。現在は一般種や普通の環境すら影響を受けていますし、これらの貴重なものでない環境の存在の価値というものを配慮しなくてはならない時期に来ています。	普通の環境についても注視していく必要があるという意味を込めて、「……を含めて」と記述しています。
401	29	1部 2章 4節	「餌」という意味は人が動物に意図的に与えるという意味かと。「食物」とすべき。人の場合も「今日、餌を採った。」とは言わないでしょう。相手の気持ちになって表現など配慮していただきたい。	「採餌」などの表現があるように、必ずしもご指摘のような意味のみではなく、「餌」でも問題ないと考えます。
402	30	1部 2章 4節	このページは、「生態系」、「自然環境」という言葉が入り乱れています。しっかり、定義していただきたいと思います。	特定の生態系を指す場合に、「生態系」を使用し、さまざまな生態系を含んだ全体の自然環境を指す場合に、「自然環境」を使用するようにしています。そのため29ページ24行目の「中大型野生動物が生息する豊かな生態系」を「中大型野生動物が生息する豊かな自然環境」と修正します。
403	35	1部 2章 4節	順序が逆では。当初はつながっていて、分離したのですから、「接続・分断」かと。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。「大陸との接続・分断の歴史が」
404	42	1部 3章 1節	「自然」、「生態系」、「自然環境」、「生息環境」、「生息・生育空間」などの使い方が乱れています。定義した上で表現しなおす必要がある。	具体的な箇所が明らかではありませんが、本戦略を記述するにあたって、分かりやすくかつ適正な表現に努めていきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
405	66	1部 4章 2節	このような表現はないのでは。「減少した生物相の回復」ではなく、「変化した生物相の回復」では	次のとおり修正します。「あるいは損なわれた生物相の回復を図るため」
406	67	1部 4章 2節	最初の3行、まったく文章になってません。説明不足かと。	次のとおり修正します。「都市における緑地などは、都市住民の自然とのふれあいの場として重要であり、森や海ともつながり、多くの国民が暮らす都市における生態系ネットワークの要となります。」
407	75	2部 1章 1節	最初の5行のENの定義についてコメントします。エコロジカルネットワーク (ECOLOGICAL NETWORK) には「生態系 (ECOSYSTEM) という表現はないが、和訳を「生態系ネットワーク」としている理由が記載されていません。「生態系ネットワーク」と表現しているからには、「保全すべき・・・」や「優れた・・・」といった地域のみならず、その周辺地域を取り込み、それらがモザイク的に存在し生態系やその上位の景観を形成しているのを鑑み検討していくべきです。前者の2つの地域だけではないかと思えます。現在記載がある手法は、アメリカでは、「MISSING LINKAGES RESTORING CONNECTIVITY (消失した連続性回復事業)」というもので、多くの種に関してハビタット解析やコリドー解析を実施し、保護区域間などを連続させることでこれらの種を保護するプロジェクトに類似しています。 また、現在の手法は、「生態系ネットワーク」の基本とする単位が不明です。この単位を明確にすることで、過去から現在の変化が読み取れ、その変化から将来を推察するのが可能となります。貴重なものだけを有機的に連続するだけでは不十分です。また、生態系への影響要因される「環境の消失」、「環境の変化」、「環境の分断」を指標化することで「生態系」としての評価は可能です。貴重なものだけでは、これからの環境問題は解決できません。誰でもが納得いく手法（統計処理などブラックボックスは使わないなど）で共に考え、進めるべきかと思えます。	エコロジカル・ネットワークを直訳すると、「生態的ネットワーク」となりますが、「生態的」という言葉は一般に馴染みがないことから、生態系がネットワークされているというイメージの湧きやすい「生態系ネットワーク」としました。環境基本計画においても同様の言葉を使っています。 保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域だけで生態系ネットワークが構成されているという意味ではなく、ネットワークの「核」として考えられるのがまずこれらの地域であり、その周りに第2段落に示される奥山自然地域から都市に至るさまざまな環境から構成される緩衝地域（バッファゾーン）や回廊（コリドー）が配置されることにより有機的なつながりを確保しようという趣旨です。ご意見をふまえ、（基本的考え方）を「保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核としてこれらを有機的につなぐ」と修正します。 「生態系ネットワーク」の基本とする単位については、全国から市町村までの空間レベルによって異なると考えられ、ご意見については、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。
408	75	2部 1章 1節	「減少した生物相」ではなく、「変化した生物相」かと。「相」は減少しません。	ご意見を踏まえ、「個体数の減少した生物」に修正します。
409	75	2部 1章 1節	「つながり」、「連続」、「接続」などの表現があります。意味を考え、統一するなど必要かと。	ご意見を踏まえ、「接続→つながり」とし、「連続性」は「連続性」のままとします。
410	75	2部 1章 1節	「国際的な視点」ではなく、「国際的なレベル」ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「国際的な視点も踏まえ、全国、広域圏、…などさまざまな空間レベルにおけるネットワークを考える必要があります。」とします。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
411		2部 2章 1節	外来生物対策にもっと力を注いでほしい。 観賞用及び農産物を含む外来生物の国内への持込（輸入）の更なる規制強化を関係各省庁への働きかけをお願いします。	外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。
412		2部 2章 1節	私は、こよなくタナゴ釣りをあいている釣り人です。最近、茨城県北浦湖岸でタナゴつりをしましたが、タナゴ一尾釣るのにブルーギルの子供35尾、大きなブルーギルは20cmもあります。ブラックバスもゆうゆうと泳いでいます。 また、奥多摩湖にハヤつりに行きましたがここでもブラックバスがじゃまをしています。私達が楽しみとしていたオイカワも激減しているのが現状です。外来生物法が制定されても、ブラックバスは関東近県、お堀、近県ため池にも沢山います。駆除の施策を強化実施して下さい。68才タナゴ釣り好人	オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。
413		2部 2章 1節	私は釣り人ですが、釣行時にオオクチバスをはじめ三浦半島では磯場でアライグマを目撃したこともあります。環境庁が進めてこられたこれまでの施策を徹底させるとともに、特定外来生物の防除を進めるなど、外来生物対策にいっそう力を注いでいただくことを切に願っています。	外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。 また、希少種の生息地や国立公園などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。
414	127	2部 1章 6節	仏作って魂入れず、という諺がある。いくら今回の国家戦略で美辞麗句を並べても、現場の末端まで意識が浸透しなければ、全く画餅と墮す。 農水省のこれまでの施策から見ている限りでは、そのあたり、どうやって具体的に末端現場まで、その意識を浸透させ、実践させるか、というところが全く見えない。既存の施策の手直しでは、根本的に解決とならないばかりか、かえって害があるとさえ考える。 土地改良、農地法、いずれの法体系も、生物多様性に逆行しているものばかりだ。 この法体系を根本的に見直して、たとえば、農地法でいえば、1種優良農地を確保して3種農地は転用しても良い、という部分は、豊かな田舎の自然にとって、絶望的に致命的な死刑宣告である。谷津田などは、そういう農地法の発想の元、転用して埋め立てられ、もしくは産廃処分場となり、貴重で豊かな自然がどれほど失われたことか。 土地改良にしてもそうだ。優良農地（今では耕作放棄地が目立ち、その耕作放棄地の荒れ方が外来植物ばかりが繁茂するようになってきているが）を優先確保するという発想の元、豊かな自然であった原野や谷津、流れ、湿地が根こそぎ奪われ、土地改良に取り込まれ、損なわれた。 そうした法律改正もさることながら、農水省の役人の根本発想が切り替わらない限り、面的規制の本質は変わらず、自然の根こそぎ喪失は変わらない。	農業振興地域制度及び農地転用許可制度においては、長期的に確保すべき優良農地を「農用地区域」として定め、その区域内の農地については原則として転用を禁止するとともに、転用が行われる場合には、市街地に近接した農地など効率的な農業生産に支障の少ない農地（第3種農地）から順次転用されるよう誘導するなど、優良農地の確保という要請と非農業的利用という要請との調整を図っているところです。 土地改良事業の実施にあたっては、土地改良法において環境との調和に配慮することとされており、当該規定に基づき適切に事業を行っているところです。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
415	189	2部 2章 1節	<p>野生害鳥獣・昆虫防衛隊の創設 自衛隊や軍隊がいるように、その僅か1万分の1の経費で十分である。100人か200人でもいいだろう。 専属のレンジャーを育て、増えすぎた野生鳥獣を間引くプロを育てる。銃だってもちろん扱う。現代版猟師、マタギである。もちろん高度な生態学の知識を身につけさせ、闇雲な殺戮はしないプロだ。 田舎でなくても、人家あるところでは、イノシシやカラスや青サギや、どうしようもない害獣、害鳥、害昆虫が増えすぎていて、日常的に困っている。そういうところに機動的にタイムリーに駆けつけて、退治する。もしくは捕まえる。もちろん高度に教育された人々だから、そういうところでノウハウを積んで、野生鳥獣との未来永劫の良い関係を築く方法論を構築していただきたい。現場での実践の中で積むのが、何といたっても一番確かな方法であるから。</p>	<p>鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊）を編成するよう指導するものとしています。 その際、捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動が可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとしています。</p>
416		2部 2章 1節	<p>環境省はいまこそ、外来生物対策にむけて、さらなる努力を注いでいただきたい。</p>	<p>外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。 また、希少種の生息地や国立公園などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p>
417		2部 2章 1節	<p>一言 特にブラック・バスについてはバス釣り愛好家では逆の増強対策を講じていると聞く。 法制化を強固にして 強力な対策を講じ 環境整備をしてほしい。</p>	<p>外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。 また、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p>
418	203	2部 2章 1節	<p>オオクチバス等の外来魚の防除手法の開発については、取り組む防除時間にもよるが、効果の低い防除手法は意味がない。具体的にある生息場所において根絶事例を示すことが大事と考えられる。いわゆるバス擁護派は、それが単なる研究開発事例に終わり、実例が示されないことを望んでいるため。</p>	<p>オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p>
419	203	2部 2章 1節	<p>効果的な駆除手法を開発した後、地方公共団体や民間団体などが責任をもって持続的に実施できるように仕組みを明らかにする。これが出来なければ、本州以南のオオクチバス等は在来魚になってしまう、外来生物法の特定外来生物に指定されただけになる。</p>	<p>オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
420		2 部 2 章 1 節	環境省は外来生物問題に関する情報発信及び、何故外来種問題がここまで深刻になってしまったのか、説明責任を果たして欲しい。	外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。
421		2 部 2 章 4 節	生物多様性条約下におかれた世界植物保全戦略（G S P C）に関しては、「（「生育域外保全」の項での引用はありますが、第3次生物多様性国家戦略全体としては、G S P Cにどれだけ対応しているのでしょうか。	ご指摘の内容については、第2部2章1節1. 3で「生息域外保全」について記載しているのみならず、G S P Cの目標7に関連するものとして同1. 2において「生息域内保全」への取組を記載しているほか、目標1に関連するものとして第2部第2章第5節において野生動植物の目録（インベントリー）の整備に関する取組を記載しています。
422		2 部 2 章 1 節	<p>ブラックバスは私たちが釣りの対象にしている在来魚に食害を与えているだけではなく、もっと小さな生物や、カイツブリなど鳥類の生息も脅かしています。</p> <p>規制法の制定以来、不法放流など野放しの風潮はやや冷えた雰囲気にあるようですが、なお、続いているようです。</p> <p>規制の実効をあげてブラックバスがいなくする対策を具体的に立てられて、すすめていただきたい。</p> <p>あわせて不法放流を取り締まっていただきたい。</p> <p>漁業権魚種に指定されているところも将来的には整理されるべきでしょう。地元の方々とも検討され時限を考慮して解決されては、漁業権漁場や管理釣り場が存在しては、ブラックバスなど規制生物をいなくすることは出来ないと思います。</p> <p>ブルーギル、コクチバスにも対策を</p> <p>コクチバス、約20cm大を2005年夏埼玉県荒川秋ヶ瀬ダムの上で少年が釣りったのをみました。</p> <p>ブルーギル、神奈川県酒匂川上流三保ダム（丹沢湖）の2003、か4年だったかに不法放流がされその後大型化（22cm以上に）していました。</p>	<p>外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。</p> <p>なお、現在神奈川県芦ノ湖、山梨県河口湖、山中湖及び西湖の4湖については、漁業権魚種としてオオクチバスが免許されています。</p> <p>また、漁業法第11条第6項の規定に基づき、平成14年の農林水産大臣指示により当分の間外来魚を新たに漁業権の対象とする免許は行ってはならないとしています。</p> <p>オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p>
423		2 部 2 章 1 節	<p>鳥取県西部・中部地区において外来種のヌートリアを見たという情報をよく耳にします。</p> <p>またブラックバスなども当地域でも棲息しているようですし、アカミミガメも公園のお堀などで飼われています。一方植物でも街路樹などにナンキンハゼ、モミジバフウなど移入種がなんのためらいもなく植えられています。</p> <p>移入動物・植物が棲息域を広げている現状を考え、日本の固有種を守り、その地域の大切な植生を守るために、環境省は国家全体の取組としての政策を、国民に見える形で示してほしい。</p>	外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
424	202	2部 2章 1節	外来種に関する具体的施策について、規制する種の管理方法を、現行のブラックリスト方式からホワイトリスト方式で管理する方式にしてもらいたい。問題が起こる前に防止するという予防原則に則れば、こちらのほうが防止効果が強く、管理もしやすいでしょう。	外来種の輸入や取扱いについては、①外来生物法に基づく特定外来生物として指定し、輸入、国内飼養を管理すること、②同法に基づき、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物として未判定外来生物に指定し、輸入を規制すること、③要注意外来生物としてリストアップし、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解を求めること、の3つの方法について、当該外来種による被害の態様、国内での使用等の実態を踏まえ、それぞれに対応しているところです。
425	202	2部 2章 1節	国内での人為的な生物種の移動についての施策の記述がないように思います。人為的な生物種の移動に規制をかける、または周知活動を行うなど、何かしらの対策をお願いします。	国内移動の問題については、特に島嶼など特有の生態系を有している地域で影響が大きいため、小笠原諸島、南西諸島などでの外来種による影響の防止対策について検討することとしています。
426		1部 2章 5節	具体的箇所ではないのですが 企業の社会的責任という点に関して、（企業に限らずですが）環境に優しいといわれている事業なり技術なり利用方法が、環境と生物多様性に与えるインパクトは本当はどれくらいのものなのか？ということ、調査・監査する仕組みは必要だと思います。「そのエコは本当に環境に優しいのか？」ということ調べる、または開示させる仕組みです。	まずは企業の原材料等の調達から取り組むことが重要と考えており、その点を明確にするため、40ページ10行目（企業による取組）の次に次の文章を追加します。「その中では、原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響とその評価などが記載すべき情報の例として挙げ、生物多様性に影響を与える方法で生産された原料の利用など生物多様性に影響を与えている主要な原因を取り除くことについて、原材料調達から製造段階、さらには流通や販売までの一連の流れ（サプライチェーン）を含めたより広い範囲で配慮すべきことを指摘しています。その他にもさまざまな情報・指標について記載することが求められており、」
427	232	2部 2章 3節	学校教育 生物多様性を学校教育において必修の項目にすること。もっと比重を割いて教えるようにする。	生物多様性など生物に関する学習については、小・中・高等学校を通じ児童生徒の発達の段階に応じて、理科などの中で適切に取り扱っているところです。今後とも生物多様性などに関する学習の充実が図られるよう努めていきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
428	192	2部 2章 1節	<p>1. 3 生息地外保全(P.192) (現状と課題) 野生生物の保全は、その生息地の保全と野生の状態での生息数保全が最優先されることを明記すべき。 絶滅寸前になってから、捕らえて飼育しても、なかなか繁殖しないし、しても野生復帰は難しい。 さらに、日本の動物園は娯楽施設である原状では種の保存に対処できない。動物園法を制定し、動物園の役割を環境教育と種の保存であることを公的に定めるべき。</p>	<p>ご指摘の通り、野生生物の保全は生息・生育域内における保全が基本と考えており（第2部2章1節（基本敵考え方）に記述）、生息域外保全はそれだけでは種の存続が難しい一部の種を対象（第2部2章1節1（施策の概要）に記述）としております。 なお、(社)日本動物園水族館協会では、種の保存委員会などの組織を設けて血統登録や飼育動物の移動・管理などを行い、飼育下繁殖に関して大きな成果をあげています。 動物園については、博物館法に基づく博物館の一つとして規定されています。また、環境教育の点でも、現行法令の範囲内でそのような教育普及事業は実施可能であり、種の保存法等の他の環境関係法令とあいまってご指摘の趣旨について対応すべきものと考えます。</p>
429	193	2部 2章 1節	<p>(1)狩猟依存について 「鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保を図る」とあるが、娯楽のために狩猟している者に、野生鳥獣の保護管理を任せるという現状自体に無理がある。被害対策は現状では駆除一辺倒だが、それでは野生動物はいつか絶滅する。被害防除対策の技術開発を地域の環境条件や社会的状況等も総合的に判断しながら、取り組むこと、野生生物を総合的に管理する人材を育成することが必要である。</p>	<p>2部2章1節2. 3に記述されているように、科学的計画的な保護管理において、西中国地方や四国地方のツキノワグマのように分布域も狭く孤立し、個体数の少ない個体群においては、健全に地域個体群を維持・管理していくことが課題です。</p>
430	193	2部 2章 1節	<p>(2)地域個体群について ツキノワグマやニホンザルなど、孤立した地域個体群について、原則として捕獲を禁ずるなどの規制が必要。とりわけ、絶滅危急種である四国のツキノワグマ個体群の保全に全面的に取り組むべき。</p>	<p>必要に応じて、例えば西中国の山口県、広島県、島根県では3県の広域的な連携により、特定鳥獣保護管理計画において捕獲数の上限の目安を設定しています。</p>
431	193	2部 2章 1節	<p>(3)違法捕獲について 行政、狩猟者、農家の間で大量に違法捕獲されている。捕獲の許可権限が市町村に委譲されたことが、鳥獣の適正な保護管理を困難としているので、これをやめるべき。さらに、違法捕獲固体は解放しなければならないことや、常習犯には免許取り消し処分も辞さないなど、罰則も強化すべきである。</p>	<p>御指摘のような違法捕獲についての報告はありませんが、近年、捕獲許可権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護管理を実施する上での市町村の役割は増大しています。都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画の下で、国、都道府県、市町村が連携して適正な鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。 また、違法捕獲された鳥獣については、鳥獣保護法に基づき、当該違反にかかる鳥獣を解放することその他の必要な措置を執ることとされているため、原案の通りとします。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
432	194	2部 2章 1節	(具体的施策) ・鳥獣保護区の指定にあたり、「多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます」とあるが、この内容は鳥獣保護区の範囲を超えるものであり、野生生物全体を含む生物多様性保護区のような新たな保護区を設定すべき。	鳥獣保護区等に指定に当たっては、多様な鳥獣の生息環境を確保するという観点から、幅広いタイプの鳥獣保護区及び同特別保護地区を指定し、保護を図ることが必要であると考えています。
433	194	2部 2章 1節	・沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地を保護区の指定に努めることに加えて、ジュゴン等の海洋哺乳類のエサ場や繁殖地の指定もすべき。	沿岸を利用する海棲哺乳類については、調査を行うとともに保護についての具体的な方策を検討していきます。
434	195	2部 2章 1節	(現状と課題) 「鳥獣を資源利用や趣味として捕獲するだけでなく、鳥獣の個体数調整の手段としても重要な狩猟」「狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進める」とあるが、娯楽や利益のための狩猟者に生物多様性の保全を担わせることには無理がある。また、鳥獣の個体数調整といっても、現状は被害が出ればすぐ駆除・被害が出る前に予察駆除という名の狩猟をしているのが現状である。駆除依存の鳥獣管理を改め、生息地管理や被害防除等の総合的保護管理対策を行うべきであり、そのための制度と人材を育成すべき。	鳥獣の保護管理においては、特定鳥獣保護管理計画に基づいて行われる、個体数調整、被害防止対策及び鳥獣の生息環境の整備等総合的な施策が必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところです。 また、2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の(具体的施策)の記載のとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施し、鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。
435	195	2部 2章 1節	・「鳥獣によって被害を受けている農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進するため、網・わな猟免許を分離して創設した編猟免許・わな免許の制度を活用して、鳥獣の保護管理の担い手の確保に努めます」ではなく、「生物学、生態学等に加えて社会学的な知識や訓練に基づくワイルドライフマネージメントの制度及びそれを支える人材の育成に努めます」とする。	鳥獣保護管理の担い手である狩猟者が減少していることから、鳥獣によって被害を受けている農家自らが鳥獣の捕獲の担い手となることは重要であると考えてため、原文の表現が適切と考えます。 また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の(具体的施策)に記載されているとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施します。鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。
436	195	2部 2章 1節	・わなの使用の促進は、錯誤捕獲や混獲を増大させる。錯誤捕獲の場合は速やかに解放すべき。 絶滅 危惧種をも、捕獲し死にいたらしめるくくりわな、とらばさみの使用を禁止すべき。	農業等被害の防止のため農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進する等の施策に取り組む一方で、錯誤捕獲の防止や狩猟に伴う危険等を防止等のため、狩猟におけるくくりわな、とらばさみの使用等の規制を強化し、狩猟者に対する当該規制の周知徹底を行うことで、適切な鳥獣保護管理を進めることとしています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
437	196	2部 2章 1節	(現状と課題) 「科学的・計画的保護管理」とあるが、現状は被害が出れば狩猟者に駆除を依頼し、被害がなくても予察駆除という名の狩猟を許しているのが現状である。さらに、鳥獣の捕獲の許可権限が都道府県から市町村に委譲されたことにより、2006年11月、鹿児島県南大隅町におけるニホンザルの大量捕獲が県に報告されていなかった事例のように、都道府県が市町村における捕獲の実態を把握できなくなっている。これでは科学的計画的な保護管理は不可能である。	御指摘の科学的な保護管理については今後とも推進していきます。 法律上、市町村から都道府県への捕獲数の報告、及び都道府県から国への捕獲数の捕獲数報告を義務づけてはいません。しかし、捕獲数の把握については、要請に基づき可能な限り収集しているところです。今後とも情報の把握については最大限努めます。 このことにより、今後とも国、都道府県、市町村が連携して鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。
438	196	2部 2章 1節	・市町村に捕獲の権限が委譲をやめるべき。また都道府県においても、専門家のアドバイス及び地域住民の参加を求めながら、野生鳥獣の保護管理に取り組み、被害実態の正確な把握および捕獲数を把握すべき。	近年、捕獲許可権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護管理を実施する上での市町村の役割は増大しています。都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画の下で、国、都道府県と市町村が連携して適正な鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。
439	196	2部 2章 1節	・特定計画技術マニュアルの改訂にあたっては、一部の専門家の見解に偏らず、従来の計画における十分なデータの集積と分析を行い、地域の環境要因や社会的な要因も考慮し、幅広い関係者の知恵と経験を集めて作成にあたるものとするべき。	特定計画技術マニュアルの改訂にあたっては、幅広い関係者の意見を聞くことは重要と考えており、今後とも幅広い関係者の意見を参考にしていきます。
440	198	2部 2章 1節	(現状と課題) 『鳥獣関係統計』は、市町村の統計が1年に1回年度末を過ぎてから集計され、それをさらに次年度末までに都道府県が集計するので、国の統計は2～3年遅れとなり、迅速な実態把握と対応ができない。 また、市町村からの報告義務がないために、数値の実数も信憑性がない。それに加えて、捕獲の許可権限が市町村に委譲されて以来、県では鳥獣の保護管理に関する必要な情報を収集しなくなり、それに基づく調査や分析も不可能となる場合が多くなっている。特定鳥獣保護管理計画を立てることにより、都道府県レベルでの総量規制を行えるようにすることが意図されていたが、実際は、単なる個体数調整の実施計画となっている。2002年の鳥獣保護法改正でアザラシなど一部の海棲哺乳類を保護対象種に指定したが、ラッコ、オットセイ、イルカ、クジラ類も保護の対象とし、海棲哺乳類の生息状況および捕獲の実態調査および対象種への指定をすべき。	御指摘の科学的な保護管理については今後とも推進していきます。 法律上、市町村から都道府県への捕獲数の報告、及び都道府県から国への捕獲数の捕獲数報告を義務づけてはいません。しかし、捕獲数の把握については、可能な限り収集しているところです。今後とも情報の把握については最大限努めます。 このことにより、今後とも国、都道府県、市町村が連携して鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。 また、他の法令で適切な保護管理がなされている種であって環境省令で定めるものは鳥獣保護法の適用除外としているところです。
441	198	2部 2章 1節	・市町村における捕獲情報は少なくとも月ごとに都道府県に報告することを義務付け、国は常に全国レベルでの最新の情報を入手するように努めるものとするべき。	地方自治体に過剰な事務を課すことにならないように配慮しながら、今後とも情報の収集については努めています
442	198	2部 2章 1節	・特定計画においては、市町村の役割を定め、実施報告を義務づけるべき。また、データは検討委員会あるいは大学研究機関等に委託して事業報告書を作成することや、計画策定にかかわる検討委員会は、計画の実施状況の報告を受け、点検や評価においても関与するべき。	個々の計画の運用については、状況に応じ都道府県において適切に対応がなされるべきものと考えています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
443	199	2部2章1節	(現状と課題) ニホンザルの違法捕獲があとを絶たない。鹿児島県内の町が捕獲後の処置を「埋設」として許可を出しながら、実際は自らに飼養許可を出し、県外の実験業者に譲渡していた例もある。行政が誤った捕獲や処分方法をとらないように法律、指針等の周知徹底を図るべき。鳥獣保護担当職員の研修を強化し専門職化をはかること、司法警察権を活用すること。また、鳥獣保護員の中に常勤職を設けること、公募などによって幅広く人材を確保することにより、鳥獣保護法の周知徹底及び違法捕獲の取り締まりを強化するべき。	ニホンザルの捕獲等にあつては捕獲許可を受けて実施する必要があります。各都道府県においては、鳥獣保護法、施行令、施行規則、基本指針及び通知等の他、鳥獣保護事業計画等に基づき、鳥獣の捕獲許可等事務を実施しているところです。 また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の(具体的施策)に記載されているとおり、鳥獣保護管理の適切な推進のために、鳥獣保護員・鳥獣行政担当者等の研修等を通じて人材育成に努めるとともに、鳥獣保護員等の制度を活用し、関係団体、警察等と連携し、違反の防止を推進しています。
444	206	2部2章1節	(施策の概要) 動物取扱業に対して社会的な責任を担わせるために1999年の動物愛護法の改正で届け出制となり、2005年の改正で登録制となったが、さらに5年後の見直しでは許可制も検討されることになっている。また、2005年の改正で、動物の飼い主は動物由来の感染症の予防に注意を払うことが定められ、感染症対策の強化が必要となっている。これらを明記すべきである。	動物取扱業については、平成17年の動物愛護管理法の改正において、従前の届出制から登録制に移行しています。今後は、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な運用を進めてまいります。 また、感染症予防についてのご指摘の趣旨は、第2部2章1節4.3「総合的な普及啓発」に含まれていると考えます。
445	206	2部2章1節	(現状と課題) 動物取扱業が登録制となり、基準の遵守義務が定められていることがまだ不徹底である。動物取扱業の遵守基準の周知徹底及び動物取扱責任者のレベルの向上を図るべき。とりわけ、野生動物をペットや実験動物として輸入、販売する業者においては、希少動物の保護の重要性、感染症の対策、外来生物による生態系への悪影響について認識するとともに、顧客に対しても知識の普及を図るべき。そもそも野生動物を安易に輸入できないように規制すべきである。両生類を死滅させるおそれのあるカエルのツボカビ菌が、日本ではペットおよび実験動物で確認されているが、動物取扱業や実験動物施設等における感染症対策についての強化が必要。人と動物の間の感染症のみならず、生態系に悪影響を及ぼす野生動物間の感染症の対策も強化すべき。	動物取扱業に関するご指摘の趣旨は、すでに原案に含まれていると考えます。 なお、カエルツボカビについては、第2部2章1節3.1に記載しているとおり、日本の両生類に対する影響について調査を進め、その結果を受けて対策を検討していきます。また、野生動物における感染症対策にかかる御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
446	206	2部2章1節	・インターネットによる動物の通信販売業者に対して、動物取扱業の登録および登録票(標識)の掲示義務があること、および販売の個体について必要な個体情報の表示および説明の義務があることを、周知徹底させていくべき。	ご指摘の趣旨は、第2部2章1節4.1(具体的施策)の「動物取扱業については(中略)一層の適正化を推進します」に含まれていると考えます。
447	206	2部2章1節	・動物の適正飼養は、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物等、人が飼育するすべての動物に対して及ぶものであり、2006年の実験動物の飼養基準に続いて、国際的な家畜福祉基準の制定の動向をふまえて、産業動物の適正飼養の基準の制定に取り組んでいる(農水省・環境省)。快適性に配慮した飼育は、家畜を健康にし、さまざまな感染症を防ぐ役目も果たす。	産業動物の飼養及び保管に関する基準については、昭和62年にすでに制定されていますが、ご指摘の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
448	207	2部 2章 1節	(現状と課題) わなによる鳥獣の捕獲においては、捕獲個体の致死処分の方法が問題となっている。捕獲動物は人の占有下にあり、動物愛護法に基づき、可能な限り苦痛のない方法で処分しなければならない。「動物の殺処分に関する指針」を改訂し、野生動物についても処分方法の指針を示すべき。	野生鳥獣がわなによって捕獲された後の殺処分に関しては、鳥獣保護法に基づく基本指針に基づいてできるだけ苦痛のない方法で処分するように記載されています。
449	209	2部 2章 2節	「また、近年のバイオテクノロジーの発達により、ヒト・インシュリンなどの医薬品の大量生産や、病虫害抵抗性を持ったトウモロコシの育種など、生物資源の持つ有用性の価値が拡大しています。」 病虫害抵抗性を持ったトウモロコシの広がりによって、耐性害虫が増えたり、希少種や益虫が減少するなど、弊害も顕著になってきている。そのため次のように変更すべき。 「また、近年のバイオテクノロジーの発達により、ヒト・インシュリンなどの医薬品の大量生産や、病虫害抵抗性を持ったトウモロコシの育種など、生物資源の持つ有用性の価値が拡大しています。しかし、同時に弊害も起きています。」	害虫抵抗性トウモロコシの栽培によって、これに対して害悪を及ぼす害虫が増加したり、希少種や益虫が減少するという事例については、現在のところ承知しておりません。
450	209	2部 2章 2節	「地球上の生物多様性は、バイオテクノロジーなどの科学技術の進展によって、将来人類が生き延びていくために不可欠な医薬品や食料の開発、あるいは環境問題の解決に役立つ可能性を持っていることから、」これは次のように変更すべき。 「地球上の生物多様性は、バイオテクノロジーなどの科学技術の進展によって、将来人類が生き延びていくために不可欠な医薬品や食料の開発、あるいは環境問題の解決に役立つ可能性や危険性を持っていることから、」	バイオテクノロジーなどの科学技術は将来人類にとって必要不可欠な医薬品や食料の開発、あるいは環境問題の解決に役立つ可能性がある一方で、1. 遺伝資源の利用と保存（施策の概要）にあるとおり、遺伝子組換え生物等を環境へ放出することは生物多様性への影響が生じるおそれがあるとも考えられるので、法律に基づいて、事前の影響評価を実施し、バイオテクノロジーの安全性の確保を推進しています。 ご意見をふまえ、第2部2章2節（基本的考え方）を下記のとおり修正します。「多様性を維持し、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。」
451	210	2部 2章 2節	「このため、バイオテクノロジーの科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。」 これは次のように変更すべき。 「このため、バイオテクノロジーの環境へのリスクを含めた科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。」	210ページの3,4行目を下記のように修正します。「このためバイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクを含めた科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。」

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
452	211	2部 2章 2節	<p>「これまで得られた成果を活用して、生産コストを低減する超多収作物や、(中略)真産業の創出を促進、併せて生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続可能な利用を図る必要があります。」とあります。</p> <p>これは次のように変更すべきです。</p> <p>「これまで得られた成果を活用するに際しては、環境への配慮を優先し、併せて生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続可能な利用を図る必要があります。」</p>	<p>これまでの研究成果を活用し、実体的な社会還元を図ることが必要と考えております。なお、その際、第2部2章2節(基本的考え方)に記述しているとおり環境へ配慮しつつ生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続可能な利用を図ってまいります。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、第2部2章2節(基本的考え方)を下記のように修正します。「生物多様性を維持し、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。また、<u>遺伝資源の多様性を考える際、経済的な有用性だけでなく、各地に特有の糶を使った味噌など、その多様性が地域独特の風土を形作っているという側面も忘れてはなりません。現時点で経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえま</u>す。」</p>
453	211	2部 2章 2節	<p>ここでは4つのテーマが取り上げられているが、そのすべてで、バイオテクノロジーの進が述べられており、遺伝資源の利用において最も大切な地域に根差した農業の在り方や有機農業の推進が入っていない。そのため、この4つのテーマはすべて削除し、次のような文言を入れるべき。</p> <p>「先般、国会で可決成立した『有機農業推進基本法』の通り、地域ごとに適した遺伝資源を活用した農業を推進し、生物多様性に悪い影響をもたらす農薬や化学肥料の使用を抑制し、有機農業を推進します。」</p>	<p>4つの具体的施策については、これまでの研究成果を活用し、実体的な社会還元を図る施策であるため、記述すべきものと考えております。なお、ご指摘の有機農業、地域に根ざした農業については、第2部第1章第6節1.1「<u>生物多様性保全をより重視した農業生産の推進に記述</u>しております。</p> <p>また、ご意見をふまえ、第2部2章2節(基本的考え方)を下記のように修正します。「生物多様性を維持し、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。また、<u>遺伝資源の多様性を考える際、経済的な有用性だけでなく、各地に特有の糶を使った味噌など、その多様性が地域独特の風土を形作っているという側面も忘れてはなりません。現時点で経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえま</u>す。」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
454	212	2部 2章 2節	3つのテーマに加えて次の文言を入れるべき。 「カルタヘナ議定書国内法が成立した際に参議院の付帯決議の中に入れられた、遺伝子組み換え食品の表示について、従来の表示では不十分であることから、表示義務の対象、表示の在り方、方法について検討します。」	遺伝子組換え食品の表示については、食品衛生法（厚生労働省）及びJAS法（農林水産省）において、義務付けを行っているところです。また、義務表示対象品目の見直し等についても、両省が共同で開催している「食品の表示に関する共同会議」において、適宜対応しているところです。
455	216	2部 2章 2節	ここでは前半部分（下から5行目まで）で、バイオテクノロジーへの応用はビジネスとして魅力的だが、資源保有国の規制がネックになっている、と述べている。もともと生物多様性条約は、主に途上国からなる資源保有国の権利を守り、先進国が知的財産権を得てビジネスとして展開するのを規制することを、その精神にしている。そのためこのような言い方は当たらず、全面削除すべきである。 後半部分の最初に当たる、「このような状況を踏まえ、わが国としては、企業や研究者などの遺伝資源の利用者が、生物多様性条約の目的のひとつである（後略）」を、単に「遺伝資源の利用者は、生物多様性条約の目的のひとつである（後略）」と変更して残す。	生物多様性条約は、締約国による、生物の多様性の保全の実現とともに、その構成要素の持続可能な利用の実現を目的としています。このため、バイオ関連産業による持続可能な利用の取組みに関する記述につきましては、原案とおりとさせていただきます。
456	220	2部 2章 2節	具体的施策としての5つのテーマはバイオ燃料の開発だけであり、これでは環境問題への取り組みとしては不十分である。 次の文言を入れるべき。 「自動車燃料を減少させるために、自動車の総走行距離を減らす努力を行います。そのために公共交通機関の充実を図り、自転車専用道路を拡充し、自動車通行の規制を図っていきます。」	本戦略では、環境問題への取り組みのうち、特に生物多様性に関連の深い施策について記述しています。
457		2部 2章 3節	社会に浸透していない、国家戦略が掲げる危機意識を、広範囲に短時間で連続的且つ継続的に効率よく、そして年齢層を問わず世に広めるためにはテレビのコマーシャルを活用する方法が効果的だと思います。CMと有名人そしてアニメのヒーロー、の力（影響力）は絶大だからです。俳優、タレント、歌手、スポーツ選手（格闘技、サーフィン）等呼びかけて協力してもらいます。具体的な例としまして女優（さわじり えりか） や 女優（みふね みか） にCMで「生物多様性国家戦略をご存知ですか？みなさんにも協力して欲しいです！」 という感じで呼びかけてもらう等・・・。 一人でも多くの国民に知ってもらいたいと強く願います。是非一度、ご検討下さい。宜しくお願い致します	ご指摘のとおり、生物多様性の社会への浸透が重要だと認識しております。ご指摘の趣旨を踏まえて、下記のとおり修文いたします。 「各界に広く参加を呼びかけて、生物多様性保全に関する取り組みを飛躍的に進めるための提言を行い、自ら推進役を担う有識者等によって構成される官民パートナーシップ組織を設置し、生物多様性の保全の意義、重要性などをわかりやすく国民に伝え、社会に浸透させることを通じ、各主体の取組を推進します。」
458	60-62, 261	1部 4章2節、 2部 2章 5節	生物多様性の社会への浸透にはわかりやすさが重要です。そのためにも生物多様性の総合評価と指標を、専門知識を持たない一般国民にもわかりやすく示していただきたい。また、生物多様性の保全に向けて、広範な国民の参加とともに企業の参画が重要です。企業活動ガイドラインの作成に期待するとともに、実効を持たせる方策をお願いしたい。	(感想・その他)

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
459	66-70, 75-	1部 4章2節、 2部 1章 1節	生態系ネットワークの図化には賛成です。わかりやすい形でぜひ示していただきたい。また、生物多様性の保全には、国及び各地域の取り組みに加えて、広域連携が必要です。例えば、河川流域圏での連携の具体的な枠組みを、各地域の自主性にゆだねるだけでなく、国から提示していただきたい。流域圏での保全のシンボルとなるような生物の候補の例示などがあると良いと思います。	生態系ネットワークの図化に際しては、関係省庁や地方公共団体など多くの主体により検討を進める必要があると考えています。
460	31	1部 2章 4節	【コメント】 「レッドリストの見直し」に海洋哺乳類動物の文字が入らないのはおかしい。 【理由】 この生物多様性国家戦略の前文を含め、海洋の重要性と大切さを様々に明記しながら、この場のみ海洋についての文言が見当たらないのはあまりにも不自然である。海洋、及び海洋哺乳類の問題は国内に置いても重要であり、必ず明記すべきである。	当該箇所では、近年の生物多様性の現状について説明するために、新・生物多様性国家戦略の策定後に行われた環境省レッドリスト見直しの結果を用いています。今回見直しを行った環境省のレッドリストにおいては、海棲哺乳類については、上陸する種及び主に浅海域に依存する種を評価対象としています。
461	35	1部 2章 4節	【コメント】 文末 ～これらの移動する動物を保全するためには、わが国における取組だけでなく、各国と協力した取組が必要です。 とあるが、表現が他人任せで無責任に感じる。 【理由】 わが国は先進国であり経済大国である。言うならば、ここで保全対象に入る生き物の多くは、今日に至るわが国の発展の犠牲によるものが多いことは明らかであるならば、保全の対象となる生き物は、他の国よりも高いハードルをもって率先するべきであり、科学的調査なども国際レベル（国際機関）で認められる手段で行う必要がある。	国境を越えて移動する動物の保全については、関係する各国と協力して調査を実施したり、生息地等のネットワークをつくることで連携して保全を行ったりといった、関係国との協力した取組が必要であることを明記したものです。
462	53-54	1部 3章 2節	【コメント】 「目指す方向」で、長距離の移動・回遊をする動物の保全を推進する。 とあるが、長距離を強調しないで全般にすべき。 【理由】 保全しなければならない対象に長距離も短距離もない。	国際的な関係において保全活動の協力を推進するのは、まずは、長距離の移動・回遊をする生物であり、あらゆる、移動する生物を対象とした国際協力を構築すること焦点が広がるため、案の表現が適切と考えます。
463	53-54	1部 3章 2節	【コメント】 「目指す方向」で、国際的な連携により、海洋汚染の防止・除去の取組を強化する。 とあるが、国際的な連携は、海洋汚染の防止と除去の取組だけでよいのか。海洋生物並びに海洋哺乳類動物の保護を加えなければ不自然。 【理由】 なぜ海洋汚染を防がなければならないのか、それは生き物を守る為である。国際的な連携に海洋生物の保護がないのはおかしい。	54ページ9行目に「移動・回遊をする動物の保全の推進」について記述しているところです。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
464	53-54	1部3章2節	<p>【コメント】 「望ましい地域のイメージ」で、～太平洋諸国を始めとする関係国と協力した保全活動が市民を中心として行われ～、とあるが、「市民を中心」というのはおかしい。</p> <p>【理由】 確かに望ましいイメージではあるが、規模が広すぎてとても市民レベルの内容ではない、やる気がないと取られても仕方がない。たとえ望ましいイメージであっても具体性に欠けたものは逃げていると取られる。国のサポートが不可欠である。</p>	御意見を踏まえ、54ページ16行目について「協力した保全活動が行われ」と修正します。
465	56-57	1部4章1節	<p>【コメント／理由】 全般 地域重視の考えはもっともであるが、逆を言えば地域が独自で行ったが故に保全が必要になることが最も多い。必ず全国の例と比較したり、国内に例がなければ国外の例を元に最終判断をすべきであり、特に海洋に関しては「地域」イコール「捕獲した場所」としか言えず、生息圏や生態系が地域を越えていることは明らかである。 全国、又は国際的な比較や情報が不可欠である。</p>	特に陸域においては、地域によって保全すべき生物多様性などの条件が違うことから、合意形成を図りながら地域の視点を持って取組を行うことが重要であることを視点として取り上げて記述しています。例えば、先進的な事例があるからといってそれをそのまま別の地域で取り入れるということではなく、先進的な事例を参考としながらも地域の特性によって、科学的なデータやさまざまな情報に基づいて取り組むことが必要です。
466	169	2部1章9節	<p>【コメント】 25行目 国境を越えた長距離の移動・回遊～ 渡り鳥やウミガメと同様に「クジラ」の名前が記載されていないのはおかしい。</p> <p>【理由】 現代において渡り鳥やウミガメと同様にクジラも国境を越えた長距離の移動をしているのは明らかであり、国外・国内ともに多くの研究者が存在するなかクジラという言葉が入らないのは不自然。</p>	ご意見を踏まえ、以下の通り修文します。「渡り鳥やウミガメ類、クジラなどの海棲哺乳類、魚類などの動物については」
467	170	2部1章9節	<p>【コメント】 12行目 主にわが国の200海里域内における～ 状況により（海洋生物の種類により）200海里を越えた保全も必要になる。</p> <p>【理由】 陸地と違い海洋生物には境界線はない。よって生き物の対象によっては200海里を越えた保全も視野に入れなければならないはず。</p>	ご指摘のとおりですが、「国家戦略」の性格上、具体的施策に関する記述は、わが国の主権が及ぶ範囲に限定せざるを得ません。200海里を超えた海域等における海洋の生物多様性の保全施策としては、例えば、249ページに記述した海外の保護区等との連携を強化、ネットワーク化の検討などが考えられます。
468	175	2部1章9節	<p>【コメント】 6行目 ～ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類の生息状況に関する情報収集を進めます。情報を収集した上で、その後の展開が記載されていないのはおかしい。</p> <p>【理由】 ここで情報を収集するのは、その内容次第で管理が必要であるか、ないか、保護が必要であるかかないかを問題にしているの、情報収集を進めながら保護までを範囲にした言葉の記載が必要である。</p>	ご意見を踏まえ、第2部1章9節1.6（具体的施策）の1点目を以下のとおり修文します。 「 <u>・・情報収集を進めるとともに、これらの科学的データに基づく適切な保護管理の取り組みを進めます。（環境省、農林水産省）</u> 」

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
469	175	2部 1章 9節	<p>【コメント】 16行目 鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見をふまえて、その影響緩和の取組を推進します。 とあるが、最後の「その影響緩和の取組を推進します。」は削除すべきである。</p> <p>【理由】 鯨類をはじめ、渡り鳥やウミガメなどはわが国を越えて、生態系や繁殖を維持しているものであり、仮に実態を把握したとしても国内の考えだけで処理することはわが国の信用をなくすものであり、必ず国際的な機関を通じて判断することが望ましい。</p>	我が国は、生物多様性条約の目的のひとつである科学的根拠に基づいた資源（生物の多様性の構成要素）の持続可能な利用を妨げない国際機関との協力は惜しまない考えです。
470	233	2部 2章 3節	<p>【コメント】 12行目 動植物園、水族館、自然系博物館などについては、今後とも、人々の多様な学習活動を支援するための機能をさらに充実し、知的好奇心・探求心を刺激することができるような場として博覧館活動の充実を図ります。 とあるが、この文章に「動植物園」と「水族館」は当てはまらないので削除すべき。</p> <p>【理由】 現在、国内の「動物園」と「水族館」はただの娯楽施設となっているのは明らか。中でも海洋哺乳類を扱う水族館のレベルは低く、魚類の展示は形だけで、もっぱら力を入れているのが、アシカショーやイルカショーなどのショーの出来る生き物を客寄せとしている。お世辞でも教育の一環と呼べるものとはほど遠く、生き物の生態系の学習と言うよりは、生き物は全て人間のペットであり、自由に扱ってよいと教える施設である。生き物の命の大切さや生態系の成り立ちなどは理解できない施設である。 参考までに、2003年に公開されたディズニー映画で「ファインディング・ニモ」をご覧になった方も多いと思うが、命の大切さや家族の絆を軸とするこの映画の横でニモのモデルとなるカクレクマノミと言う魚を子供が親にねだり、欲しがり、乱獲される痛ましい事件が各地で起こった。これが今の水族館教育の実態である。</p>	動物園・水族館の人々の学習活動への支援や教育普及の面で果たす役割は大きいと考えており、（社）日本動物園水族館協会においては、会員となるための条件として、教育的活動、野生生物の保護、研究活動等について厳しい条件を課しており、動植物園・水族館が、ご指摘のような施設であることを根拠としての削除は適切ではないと考えます。今後その活動を更に充実するためにも、動物園・水族館の役割を明記することは必要と考えます。
471	6	前文	社会貢献活動を（CSR）とされていますが、誤訳になります。企業等の責任あるいは信頼になりますので、社会的責任（CSR）としていただきたいと思います。社会的責任として～生物多様性の保全への貢献となります。CSRはあくまでも本業における社会的責任であり、社会貢献はCSRとはレベルが異なります。CSRとするか社会貢献とするかで意味がまったく変わりますので、大変重要な部分だと思います。	御指摘のとおり当該箇所は社会貢献活動を記述している部分であることから、（CSR）の記述について削除します。
472	62	1部 4章 2節 等	自然資源の利用について具体的な行動やライフスタイルの転換についての提案とありますが、自然資源の利用については、ライフスタイル転換の提案だけではなく、きちんと体系だてた自然資源の調達の実態についての環境教育・学習の推進も大変重要だと思います。そのため、「ライフスタイルの転換の提案とともに自然資源の利用のあり方についての教育・学習を推進していきます」を追加させていただきたいと思っております。	自然資源の利用のあり方については、環境教育・学習の中に含まれると考えています。
473	64	1部 4章 2節 等	緩衝体だけでなく、サルやツキノワグマなど哺乳類が人よりも優先して保全する野生生物保護区（鳥獣保護区特別保護区ではない）もセットで設けていく取り組みも必要だと思います。	必要に応じ、様々な保護制度の活用により、鳥獣の保護管理に努めます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
474	127	2部 1章 6節	農薬・肥料とありますが、肥料とすると有機肥料も含まれてしまうため、農薬・化学肥料とすべきです。	有機質肥料であっても土壌の受け入れ容量を超えた施用は環境に負荷を与えるものであり、農業環境規範においても土壌診断等に則した適正な施肥を推進しているところです。
475	133	2部 1章 6節	草地の例として、阿蘇・久住高原の草地が紹介されていますが、有名なところは観光地として保全対象となりますが、今最も危機的な草原は河川敷や谷津、河川の後背地などで見られる身近な乾燥湿原、湿地草原です。ハナバチやトンボ、カマキリ、カヤネズミなどの小動物と共生するスキヤチガヤ群落、ツリフネソウやミゾソバ群落などの土地保全のための公有地化、保全管理を進めていくという項目も入れていただきたく思います。	農村地域において、農業・農村の基盤を支え、将来にわたり自然環境や景観の保全・向上を図るため、第2部1章6節1.5の（具体的施策）に記すとおり、自然再生活動を行っているNPOや住民・企業・行政が協同し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動に対し支援を行っているところです。
476	202	2部 2章 1節	外来種などでは、特定外来生物と遺伝子組み替え生物を取り上げていますが、遺伝子汚染では外来種や遺伝子組み替え生物だけでなく、国内移入種も大きな問題です。ホタルやオオムラサキなどの昆虫、メダカやコイの稚魚などの放虫や放魚が、地域個体群の汚染を起こす可能性が高いこと、移入種の適正な取り扱いにかかる普及啓発を進めることも必要だと思います。	人為的な移動による影響に関する普及啓発の推進についても検討していきます。
477	204	2部 2章 1節	河川に排水されている下水処理水の窒素過多が沿岸生態系の負荷につながっています。重金属、環境ホルモンに加えて窒素の水質規制のほか、生活廃水とまとめて処理する一連の合併浄化槽から下水処理水排水システムの見直しの取り組みも必要だと思います。	水質の状況について更なる改善が求められる閉鎖性水域については、水質汚濁防止法等に基づき、国が基本方針を定め、これに基づき都道府県が計画を策定し、窒素等の規制や浄化槽等の污水处理施設の整備等の汚濁負荷削減に向けた総合的な取り組みを行っているところです。政府としては、今後とも都道府県、関係機関等と連携しつつ水質保全に取り組んでまいりたいと考えています。
478	232	2部 2章 3節	ESDや環境教育研究を行う大学とも研究協力も必要だと思います。関係省庁やNGO、大学研究機関など、としていただけたらと思います。	ご意見をふまえ、第2部2章3節4（施策の概要）3段落目を「関係省庁やNGO、大学・研究機関など」と修正します。
479	234	2部 2章 3節	NGOは活動部門として、大学は研究部門として両者の連携も必要だと思います。NGOとともに生物多様性教育のほか保全生態学教育に取り組む大学も連携するとより効果を生むと思います。私は農工大と立教大で自然資源調達における自然資源や地域環境権の劣化、生活環境の課題、先住民の伝統農業と合わせて日本での持続可能な製紙や林業、養蚕など伝統農業産業のあり方について講義していますが、実態を知らせることで、環境系以外の学生でも意識は大きく変わることを認識しています。	ご指摘の通り、大学などの高等教育機関とNGOとの連携が人材育成の上で重要だと認識しております。ご意見をふまえ、第2部2章3節5（施策の概要）について「NGOなど民間との連携」→「大学やNGOなど多様な主体との連携」と修正します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
480		全般	1. この度の第三次生物多様性国家戦略案は、これまでの豊富な蓄積データの解析の上に、戦略としてまとめられたものである。この豊富なデータ及び幅広い検討内容からは、この戦略の作成に携わった関係者の方々の並々ならぬ熱意と努力が感じられる。ぜひ、バックデータを付加して書籍として販売することにより、大学で生物多様性の保全を目指す学生の参考書になるようご配慮願いたい。	(感想・その他)
481	43	1部 3章 1節	2. ここで言う生物多様性総合評価がどのような指標となるかは未知であるが、自然再生事業にも通じる重要な視点としてアウトカム指標を加味するようお願いしたい。 アウトカム指標とは単に「湿地を10カ所整備する」ではなくて、「100種の絶滅を防ぐために、10カ所の湿地の整備を行う」と言ったイメージの指標であり、生物種の持つ生態特性や要求する環境条件或いは競合する他種との関係などが明確になって初めて設定できるものである。この指標が導入できれば、2010年目標の達成のためには「10カ所の湿地の保全」を選択すべきか、或いは「1カ所の森林生態系保護地域の新設」を選択すべきかと言った異なる政策の評価や優先順位の設定が可能となると考える。	よりわかりやすい指標については、生物多様性総合評価を行う中で検討していくこととしています。
482	58	1部 4章 1節	ここで述べられている社会経済的な仕組みの考慮として、生物多様性の保全を社会経済へ内部化することをお願いしたい。社会経済への内部化とは、生物多様性の保全が経済合理性を持つことであり、簡単に言えば「その土地に絶滅危惧種が存在すれば土地の資産価値が向上する」システムづくりである。（現在はこの逆となっている）これが導入できれば、行政のみならず事業者・市民が進んで生物多様性の保全に参加できることが期待される。	生物多様性を評価して、社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくことがまず必要と考えており、その旨を58ページ21～25行目にかけて記述しているところです。
483	75	2部 1章 1節	4. 生態系ネットワークとは植生のつながりを言うのか（林野庁）、都市の緑を言うのか（都市局）、渡り鳥の湿地の配分を言うのか（環境省）、河川や水域の連続性を言うのか（河川局）など様々なレベルがあり、それを混同して考える或いは一部だけ考えることが多いと思われます。そのことがネットワーク議論をどうもかみ合わない原因の一つにもなっていると感じています。そこで、空域・陸域・水域などに分けるのではなく、ネットワークが必要な動物群から指標種を選定して、検討する方向性も重要だと考えます。つまり、カモのネットワーク、クマのネットワークなどの議論によって、問題点なども明確になることが期待されます。	ご意見については、第2部1章1節1. 1（具体的施策）に示した生態系ネットワークの計画手法の検討等を実施するにあたり、参考とさせていただきます。
484	82	2部 1章 2節	5. 自然公園の海中公園地区は、漁業法や水産資源保護法の保護水面と連携して、漁業資源の多様性保全に寄与すべく必要な措置を行うことが臨まれる。	自然公園の海中公園地区においては、工作物の新築・改築・増築や海底の形状変更等の行為が規制されており、漁業資源の生息・生育地の保全に寄与しているところですが、今後も適正な保全管理を進めていきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
485	83	2部 1章 2節	6. アクティブレンジャーの処遇を見直し「一生の仕事」として従事できるよう強化してもらいたい。自然系の仕事は経験の裏打ちが必要で、長時間のトレーニングが不可欠です。しっかりとした処遇抜きには優秀な人材が育成できないことは自明であります。	<p>アクティブ・レンジャーは、環境省の自然保護官が行う業務のうち、自然保護官の補佐として国立公園など自然保護地域内のパトロール、利用者への指導、自然解説などの現地業務や自然公園指導員・パークボランティアとの連絡調整などの業務を行なう非常勤の国家公務員として各地方環境事務所が雇用しています。</p> <p>各地方環境事務所では、アクティブ・レンジャーの職員に対し、業務に関する研修などを実施し、自然の保護や利用上適時的確な対策に繋げるなど国立公園などの現地管理体制の充実・強化とともに適正な保護管理の推進に努めているところです。</p> <p>以上の様に、アクティブ・レンジャーは、自然保護官の補佐業務を行う非常勤の国家公務員として期間を定めて雇用しているため、「一生の仕事」として従事することは困難ですが、ご意見も踏まえ、今後もアクティブ・レンジャーの人材育成にも努めて参りたいと思います。</p>
486	99	2部 1章 3節	7. 自然再生事業については事業毎に、努力量と効果が定量的に把握できるように最適な指標を構築することが重要である。具体的には、3面バリ水路を1m再自然化するとメダカが3匹増える。田んぼを10枚湿地化するとトキが1羽生息できるなどについてHEPなどにより定量化することである。これによって、再自然化に掛かる費用と便益が分かりやすくなり、関係者間の定性的で感情的な議論が定量的で建設的なものとなることが期待される。技術的には可能な段階にあり、事業化が必要である。	<p>自然再生を推進していく上で、モニタリング指標を設定することにより、事業評価を段階的に実施していくことが重要と考えます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、第2部1章3節1. 1（現状と課題）の末尾を次のように修文します。</p> <p>「・・・必要があります。その際、<u>自然再生に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ進められることが重要です。</u></p> <p><u>また、自然再生事業の実施にあたっては次の点に留意することが必要です。・・・第三に、自然再生事業は、自然環境の保全・再生、生物多様性の確保、地球環境の保全への寄与、地域の社会経済の活性化など様々な効果が期待されます。これらの効果について、事業実施後のモニタリング等を踏まえ把握・分析することにより、適切な事業評価を行うことが必要です。</u></p> <p>また、第2部1章3節1. 1（具体的施策）に次のとおり追加します。「○自然再生事業において想定される様々な効果について、適切に評価する手法を整備するため、自然再生事業の評価のあり方の検討を行い、またこれに関する手法を整備します。（環境省）」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
487	267	2部 2章 5節	8. バイオマスの利活用として、金属製品から木製品への代替効果について研究が不足しています。木材の二酸化炭素吸収効果に加えて、金属製品（地下資源）を使わない効果や木材製品の長寿命化による二酸化炭素の滞留時間増大効果をもたらす大気中の二酸化炭素減少効果について定量的な研究が必要である。	地球温暖化防止の観点から必要な事項と考えられます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
488	280	2部 2章 7節	9. 事業実施者が率先して、予測評価結果と事後調査結果についての比較結果を論文等に公表して、今後の事業者や市民にとって有意義な情報を提供する仕組みづくりが必要である。特に猛禽類の予測・評価などでは既存のダム・道路での結果を生かして、マニュアルを改訂することができれば、予算的な無駄や不毛な論争を避けることが可能となると考えます。	「事業者や市民にとって有意義な情報を提供する仕組みづくり」に関しては、現在、環境省のホームページでこれまでの環境影響評価で得られた調査等の手法、環境保全措置等様々な情報の整備・提供・普及を進めており、そのことを、第2章第7節1. 1（具体的施策）で、「環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いた提供」と紹介しています。
489	280	2部 2章 7節	10. 政策の決定にあたって戦略的環境アセスメントを行うとしていますが、法律の制定ほど大規模で環境に影響を及ぼす事業は無いと考えます。これは、かつてのリゾート法などで経験済みです。法律の制定についても環境側面の評価ができるような仕組みづくりをお願いしたい。省庁間調整で行われていれば必要ないとの意見もあるでしょうが、透明性や客観性が必要であることは自明でありますので、前向きな検討をお願いしたい。	第2章7節1. 2（具体的施策）の「（前略）政策の決定にあたっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。」との記載がありますが、「政策の決定にあたっての戦略的環境アセスメント」には、「法律の制定にあたっての戦略的環境アセスメント」も含まれていません。
490	45	1部 3章 2節	十分な規模の保護地域を核としながら・・・「河川・湿原地域」のほか、道路沿いの緑地、海岸部などは、国土における生態系ネットワークの縦軸、横軸と位置づける。とありますが、縦軸・横軸の意味があいまいに思われます。特に道路沿いの緑地が問題です、道路について説明がほとんどなく取ってつけた印象が免れません。 それより、保護地域や近辺の自然地域を道路開発する行為が未だに行われていることです。石川県と福井県を結ぶ国道416号の県境の未開通区間は県立自然公園に隣接しクマタカが生息し豊かな森林生態系です。が、開発に携わる行政の担当者は生物多様性の保全などほとんど意識がなく、道路管理者として未開通区間を如何になくすかを優先して作業を進めています。石川県側は国有林の保安林です、工事に先立ち猛禽類の調査を実施し営巣に影響のない8月～11月は工事可能との方針を県は立てました。416号県境は交通量が少なく、1.5車線ローカルルールで建設し冬期は閉鎖する必要性の低い道路です。つまり、道路の行政担当者が道路は全線開通しているべきだという論理に縛られ、生物多様性の保全を優先できないのが現状なのです。	道路沿いの緑地については、ご指摘のような自然地域における道路ではなく、緑の少ない都市部においてその位置づけが重要であることから、その点を明確にするため、45ページ39行目の「道路沿いの緑地、海岸部などは」を「海岸部、特に都市部の道路沿いの緑地などは」と修正します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
491	281-282	2部2章7節	<p>より上位の計画や製作の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。(環境省)とありますが、既に決定された道路の調査区間であっても生物多様性の保全を優先し奥山自然地域など自然度の高い地域における計画は白紙に戻す決意が政府と国民に求められるのではないのでしょうか。脊梁山地を横断する道路計画は少なくありません。「地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用」、これは長大トンネルや長大橋を指すようですが、これらを多用することが生物多様性の保全とすりかえられていけません。</p> <p>日本全国の地域で最寄りのインターチェンジまで1時間、最寄りの高規格道路まで30分で到達できる道路づくりという基本方針を見直さない限り道路開発による生態系の分断は拡大し続けることでしょう。</p> <p>また、国土交通省の「構想段階における市民参画型道路計画プロセスを導入し、さらなる取組を進めています」(282ページ24～25行)のところ、情報公開と市民参画ということでは意味がありますが、生物多様性の保全に大きく役立つとは考えられない。構想段階と名打つからには中止という選択を含めて提案すべきある。市民参画型の事例を見ると既に事業者で検討された幾つかのルート案から選び、小さな修正が加えられる程度となっている。</p> <p>石川県と岐阜県を直接結ぶ道路がない、白山スーパー林道は夜間と冬期使えずに不便だからとまことしやかな理由を挙げ、白山を横断する大規模道路である地域高規格道路の小松白川連絡道計画が進められている。私たちは白山の生物多様性に影響を及ぼすおそれがあるからと計画中止を国と県に要請しているところである。</p>	<p>「計画を白紙に戻す決意が政府に求められる」とのご意見については、「より上位の計画や政策の決定にあたっての戦略的環境アセスメントに関する検討」の際に、参考にさせていただきます。</p> <p>また、「構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」(平成17年9月国土交通省道路局)においては、解決すべき課題と道路計画の目的を明らかにした上で、道路計画の必要性を確認し、さらに、目的の達成度や影響の観点から複数の比較案を設定し、①交通、②環境、③土地利用・市街地整備、④社会・地域経済、⑤事業性の標準項目に加え、地域の現状や計画の目的に応じた項目を設定した上で、比較評価を行うこととしています。比較に際しては、「道路整備をしない案」を比較評価のベースラインとして設定することとしております。なお、小松白川連絡道路については、現在、石川・岐阜両県においてルート帯検討のための概略調査等を行っているところです。</p>
492	191	2部2章1節	<p>第2部第2章「希少野生動植物種の保存」の具体的施策(191ページ下から9行目)の「昆虫類では絶滅のおそれが高い絶滅危惧Ⅰ類に判定された種のうち捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種について、優先的に指定を検討することとし、新たに15種程度の指定を目指します」について、指定種を絞り込む際には、当該種群に関わる専門の学会等に事前に説明・相談・ヒアリングが必要と考えます。</p>	<p>種の保存法による種指定の検討に当たっては、当該分野の学識者のご意見等も参考にしております。</p>
493	12	1部1章2節	<p>「豊かな遺伝資源のプールが健全に維持されて」という記載がありますが、プールという言葉はこういう形で一般的に使われているのでしょうか。別の表現があれば変えた方が良いのではないかと。</p>	<p>御意見を踏まえ、該当箇所の記述について「豊かな遺伝資源が健全に維持されて」と修正します。</p>
494	40	1部2章5節	<p>「民有林の面積が国土の4割以上を占める我が国では、自然環境が豊かな土地を企業が所有」という記載がありますが、その後段に「都市部の低未利用地については、」という自然環境が豊かな土地だけでない記述があります。企業の活動は自然環境が豊かな土地のみで行われるものではなく削除するか表現を変えることが適当ではないかと。</p>	<p>御指摘の一文を、「また、広大な森林や都市部の土地などを所有している企業も少なくありません。」と修正します。</p>
495	65	1部4章2節	<p>佐渡島のトキのみについて記述されているが、他の種や、全国での展開は行わないのでしょうか。佐渡だけの取組とせず、佐渡を代表例として全国に広げるという取組にすることが適当ではないかと。</p>	<p>御意見を踏まえ、「トキの野生復帰を目指す新潟県佐渡島で行われているように、希少な動物の餌となる生きものだけでなく、……」と修正します。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
496	189	2部 2章 1節	上記と関連して、トキだけでなく、たとえば豊岡で行われているような、農薬の削減や、河川の対策や、生息環境の改善などさまざまなものを組み合わせていきものがたくさんいる地域づくりを、たくさんの方でしていくという内容が無いようであり、明記すべき。	本節は特に絶滅のおそれのある種の保全や増えすぎた鳥獣の管理、外来種等への対応について記載しており、ご指摘のように全般的に生物多様性を高める施策については、田園・里山地域、草地や里山林について第2部1章6節、都市地域について1章7節に記載している等、様々な地域において生物多様性を高めるという観点で明記しています。
497	189	2部 2章 1節	第2部野生生物の保護と管理 p64にある「人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくり」が重要であると考えますが、そのための具体的施策が2部に明記されているでしょうか。こうした取組は、鳥獣が畑にできてきているような具体的に現場で進めていくべきであり明記すべき。	御指摘の点は2部1章6節1. 3鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進に記載していますが、ご指摘の点への対応をより明確にするため、第2章1節2. 3（具体的施策）1点目の記述を以下のとおり修正します。 ○野生鳥獣の生息状況の効果的・効率的なモニタリング、保護管理の中核的な担い手の確保や育成、個体数調整、緩衝帯の設置など生息環境管理、防護柵の設置や作物残渣の除去など被害防止について、地域への支援も含めた対応を進めます。（環境省、農林水産省）
498	68	1部 4章 2節	p68 10行目 「協力により緑地を保全地域とすることについて支援」という記載がありますが、企業などは保全活動を行うのであって、保全地域とするという表現は適当ではないのではないかと。保全地域とするのは行政の役割ではないかと。	御意見を踏まえ、「企業が所有地を活用してNGOなどの協力により緑地を保全する活動について支援します。」と修正します。
499	127	2部 1章 6節	第2部田園地域・里地里山 p68にある「耕作放棄地や休耕田を活用した湿地再生やビオトープづくりに努めます」ということも重要だと思いますが、第2部でそのような記述が見あたりません。明記すべきだと思います。	農地の活用については、第2部1章6節1. 6で、生物多様性の配慮した合意形成を図りつつ、生物多様性に配慮した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりを推進することとしているところです。
500	147	2部 1章 8節	第2部河川・湿原 p68にある「地下水や湧水の保全を進めていきます」ということも重要だと思いますが、第2部でそのような記述が見あたりません。地方自治体の役割なども含め明記すべきです。	ご意見をふまえ、第2部1章8節2. 1. 2（具体的施策）の末尾に、次の記述を追加します。 「地下水浸透規制、地下水採取規制、モニタリング、雨水浸透施設の設置促進等による地下水保全対策を引き続き実施するとともに、地域における地下水や湧水の保全・復活活動を推進するための取組を進めます。（国土交通省、環境省）」

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
501	69	1部 4章 2節	海洋と陸との関係について、単に「密接につながっています」というだけでなく、土砂の流下や栄養塩の供給などを例として密接な関係があることを示してはどうか。特に干潟や藻場など、陸域からの土砂の供給が重要であり、明示すべきです。	御意見を踏まえ、「その生態系は土砂の流下や栄養塩の供給などを通じて陸と密接な関係があります。」と修正します。
502	169	2部 1章 9節	第2部沿岸海洋 第1部 p 70にある「自然の恵み豊かな豊饒の「里海」を再生していきます」とありますが、その前に書いてある各種のものは、2部のいろいろなところに入っているのでしょうか、それらを統合して豊饒の「里海」を再生していく道筋・施策を第2部に具体的に書けないでしょうか。	第2部1章9節「沿岸・海洋」のなかで、生物多様性が豊かで生産力の高い健全な里海の実現のための施策を記載しています。
503	221	2部 2章 4節	第2部国際的取組 p 73にある国際協力にあたって「人材育成への協力」が重要であり、そのための施策があまりないような感じがするが、もっと充実してもらいたい。	第2部2章4節4. 1の（具体的施策）に、政府開発援助における人づくりの推進について記載しています。この他にも、第1部4章2節4、第2部2章4節1. 2において、わが国で生物多様性総合評価を実施し、アジア・太平洋地域には技術的な支援や経験の移転を行うことについて記述しています。
504	209	2部 2章 2節	「遺伝資源などの持続可能な利用」と記載されており、他の節も持続可能な利用という観点はあると思うがここだけ明示されている。遺伝資源で特に持続可能という観点が強くあるというよりは単なる利用という内容が多いので、内容にあわせて「遺伝資源などの利用と保存」としてはどうか。	農林水産物については、第2部1章4節、5節、6節、9節等に記述しており、2章2節では、その他の生物資源である遺伝資源等の持続可能な利用について記載しています。また、環境や安全性に配慮し、持続可能な形で利用を進めることとしています。
505	219	2部 2章 2節	バイオマスの利用について記載されていますが、バイオマスの利用は生物多様性に良い影響を与えるものもありますが、その一方で悪い影響を与えるものも、最近食料との問題がよく話題とされるように、あります。72ページにあるような間伐材などの生物多様性の保全と両立するものの利用についてももっと記載するとともに、生物多様性への配慮を明記するべき。	中国やインド等の人口増加や経済発展による食料需要の増加、世界的なバイオ燃料原料の需要急増等により、食料価格が上昇しており、バイオ燃料と食料との競合が懸念されています。このため、食料供給と競合しない稲わらや間伐材などから、バイオ燃料の生産拡大を図ることが重要です。平成19年2月に総理に報告した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表では、食料自給率の低い我が国においては、中長期的には、食料供給と競合しない稲わらや間伐材などのセルロース系原料や資源作物の活用により、バイオ燃料の生産拡大を強力かつ着実に進めていくこととしています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
506	275	2部 2章 7節	生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の緩和の部分について、72ページでは生物多様性に関することが書かれていますが、275ページの方は単なる地球温暖化対策が書かれています。地球温暖化対策と生物多様性保全対策は、開発によるバイオマス資源の生産など相反することもあり、両立する施策や生物多様性保全への配慮を記述するべき。	本節では、他の節で生物多様性との関係で記載されているものを再掲しています。生物多様性条約では、生物資源の持続可能な利用が目的のひとつとなっており、バイオマス利用については、生物多様性等に配慮すれば持続可能な利用ができる資源であります。
507		2部 2章 1節	【意見】里地・奥山保全復元について イノシシ、シカ、クマなどの野生鳥獣の生息地である奥山を保全・復元するためには「豊かな森をつくる野生動物」との共存が重要である。 獣害=生息数管理=個体数調整=捕殺、とならない仕組みを構築することが最優先となる政策を執られることを期待します。 また、保全活動の場所として、都会と隣接した里地・里山と呼ばれるエリアのみでの保全活動から視野を広げ、脱却を誘導出来る人材の養成が重要であると考えます。 すでに奥山の保全・復元に取り組んでいるNPO等の人材を積極的に活用する制度の整備を望みます。	第2部1章6節1. 3に記載されているとおり、鳥獣被害を防止するためには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的に取り組むことが必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところです。 人材育成に関しては、第2部2章1節2. 3に記述されている通り、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修や鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。
508		2部 1章 5節	【意見】人工林について 戦後の拡大造林政策で、全国的に自然林を伐採しスギ・ヒノキ一辺倒の人工林を造り過ぎたことを反省し、人工林を強度間伐し、生物多様性に配慮した針広混交林に戻す政策を最優先とすることを望みます。 最近では企業のCSR活動の一環として、植林活動が盛んに実施される様になっているが、その際には、サクラ・モミジといった鑑賞用樹種では無く、自然植生に配慮した、野生鳥獣にとって餌となる、ドングリ等の実のなる木などの野生鳥獣保護の視点を入れた植樹を行うことを義務付ける等のガイドラインの策定を強く希望します。	我が国の森林は、今後、高齢級の人工林が急増することが見込まれており、これらの森林を対象として、国民のニーズや立地条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等により、針広混交林化、広葉樹林化等の多様な森林整備を進めることとしています。
509		2部 1章 1節、 2部 1章 7節	また、事務局説明概要にある様な、奥山から里地、都市に至るまでの緑の生き物空間のネットワーク「ビオトープネットワーク」の整備を視野に入れた人材養成・都市計画を行うことを期待します。 現状は各地で「奥山」「里山」「都市」での個々の活動団体は多々あるが「ネットワーク」をコーディネート出来る団体は未だ少数と思われます。 次世代の生物多様性を担う人材の育成を重視して頂きたい。	第2部第1章第7節（基本的な考え方）で、都市における生物多様性の保全を図るためには、生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成の視点が必要であること、生物多様性の保全に資する自然的環境の保全・再生・創出・管理のため、都市計画区域マスタープラン等に即して総合的かつ体系的な施策の実施を推進することとしています。 ご意見をふまえ、第2部1章1節（具体的施策）の1点目の下線部を追加します。「 <u>地方公共団体や広域地方協議会、NGOなどへの構想・計画作りに係る情報提供、普及啓発を進めることにより</u> 」

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
510		全般	<p>1. これまでの寄せた「意見」が反映されていない 今回の「第3次・・・案の特徴」をみる限り、落胆します。 「すべての人の意見をすべて採り入れることはできない」・・・これは当然です。 しかし、今年春、環境省サイドに”頼まれて”（と感じている）、まさに真夜中に『「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」における論点等に対する意見』を書き、名古屋の「生物多様性国家戦略 説明会」に赴いたのは一体何だったの？ これからも財務省から予算がとれるよう（&会計検査院に文句をいわれによう）、ついた予算規模に合うような「数」確保のためのサクラに使われたの？ という思いは禁じ得ません。</p>	(感想・その他)
511		1 部 2 章 1 節	<p>2. 「人間活動や開発による危機」 ・・・相変わらず行政の「公共事業」という名のその危機は減っていない 4月の説明会での資料にもあったように、バブル崩壊後の1990年代半ばに「緑地の減少」が大きくなっている時期があります。「内需拡大による景気回復」という「国策」で自然破壊を伴う「公共事業」が積極的に推進されたからです。 1993年に生物多様性条約が発効し、その国際公約に基づいて1995年に「生物多様性国家戦略」が策定されているのに、政府自ら生物多様性を破壊する行為を推進してきたという矛盾に目を瞑り、厳しく反省（言及）することなく「国家戦略」をいくら書き換えても結局は画餅に帰すことになるのは明白です。 つまり、素晴らしい「第3次生物多様性国家戦略」の作文をいかに作るか、に問題の本質は存在しません。「生物多様性国家戦略」が予算規模も発言力も小さい「弱小官庁・環境省」のみの所管事項のようになっているお寒い現状、生物多様性を害する（生態系を大改変する）「公共事業」に対して余りにも無力な「環境行政」のあり方を、厳しく問うところから出発しなければなりません。真に「国家戦略」として政府全体の取り組みとする決意が、実際の事柄（→4、5）で示されねばなりません。</p>	(感想・その他)
512		2 部 2 章 7 節	<p>3. 環境アセス法の運用実態は、生態系破壊を止められない 環境アセス法は、成立当初から「アワズ法」と批判されましたが、実際の運用も「アワズ法」と揶揄されても仕方のない状況です。「公共事業」において、その傾向は特に顕著です。方法書などを見ても「行政的にも政治的にも 決めた」のだから、何が何でも事業をやる”ことにするのだ”という決意（？）ばかりが目につきます。 「事業者が責任を持たせる」・・・確かに環境影響評価は、結構大きなお金が要ります。その資金は事業者が負担すべきです。だからといって「事業者がやるのだから事業をやる方向で調査するのは当然だ」（と環境省が公言しているわけではありませんが）という運用の実態では、生物多様性国家戦略に何を書き込もうとも、生物多様性は守れません。</p>	<p>環境影響評価法は、公衆・関係地方公共団体からの意見聴取など法に定められた手続きの履行を通じて、事業者自らが事業計画を環境保全上より望ましいものとしていくセルフコントロールを基本とするものです。法に基づき、国においては、第2章第7節1.1（具体的施策）にあるように環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価書について、必要に応じて意見を述べることを通じ、今後とも環境保全への適切な配慮の確保を図っていきます。</p>

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
513		2 部 1 章 3 節	<p>4. 「環境のため」という名の環境いじくり（「自然再生事業」への不安） 最近「環境被害軽減」「環境保全」「自然環境再生」というような「環境」を売り物にした事業が目につきます。その多くが、昔ながらの（そして今では昔の目的もなくなつた）土建公共事業の名前の付け替え・・・つまり「環境被害軽減」「環境保全」「自然環境再生」等は名前・看板にすぎない、むしろ環境破壊の土建事業であることが少なくありません。 ダムという人工構造物で河川環境に大きなダメージを与えておいて、「河川環境が悪化しているから」として巨額な事業費を要する新たな建設事業を計画する・・・こんなことが日常茶飯事です。 例として「徳山ダムに係る木曾川水系連絡導水路」計画を挙げておきます。 「H6年（既往最大）渇水時の環境被害軽減」を主目的とする「徳山ダムに係る木曾川水系連絡導水路」について、その「環境被害軽減」の根拠データを、河川管理者は示せていません。166国会での近藤昭一衆議院議員提出の「質問主意書徳山ダムに係る木曾川連絡導水路事業の目的と効果に関する質問主意書」「答弁書」で明らか。 [衆議院 質問答弁 166国会 37 8]http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_shitsumon.htm) また、第7回木曾川水系流域委員会に提出した「徳山ダムをやめさせる会」意見書も、国土交通省中部地方整備局河川部HP内の「木曾川水系河川整備計画」の中の第7回木曾川水系流域委員会流域委員のページの中に配付資料として後にアップされるはずです。 http://www.kisosansenplan.jp/ryuiki/07/ryuiki7.html 意見書の柱である、伊藤達也・金城学院大教授の「木曾川水系連絡導水路計画の問題点」をご覧ください</p>	<p>自然再生推進法に基づく自然再生事業においては、地域住民、NPO、専門家、地方公共団体、関係行政機関等の参加・協働により協議会を組織化し、その中で合意形成を図った上で全体構想・事業実施計画を作成し、事業を進めています。</p>
514		2 部 2 章 7 節	<p>5. COP10招致に恥ずかしくない「実行力」を一環境影響評価をより厳しく、SEA導入も例外なしに 私の評価では「第2次生物多様性国家戦略」は「第一次」にはそれなりの見られた意気込みが減じています。1990年代には「環境」を大切に思う市民には意識されていた「生物多様性」が、2000年代に入って、ほとんど意識されなくなっています（オオタカの営巣で問題化した「愛知（環境!？）万博」を開催するために意識的に市民の目から消し去ったようにすら感じます）。 「第3次」案には、いろいろと「良いこと」が言葉としては並んでいますが、私が縷々述べてきたようなことを打ち消す気迫は見られません。「机上の優等生の作文」としか感じられません。 生物多様性条約締結国会議（COP10）の名古屋招致は、ほぼ決まっているよう です。名古屋市はCOP10も理由に挙げて笹島「開発」をやると公言しています。 生物多様性条約の本来的意義についての市民への情報発信は見えず、「国際会議招致で景気高揚を」ということばかりが目につきます。本末転倒です。 現行の環境アセス法は、より厳しく運用すべきです。 そして、生物多様性保持のためには、現行環境アセス法の枠組みだけでは足りません。「第3次生物多様性国家戦略」策定とは別に（何で「別」なのか不思議です。役所では普通のこと、ということは知識として知ってはいますが、納得はできません）「SEAガイドライン導入」も論じられています。「SEAガイドライン導入」では、一部巨大業界が自らの施設建設への適用に反対している（その業界のバックどちらがどちらのバックやらーである経産省を通じて）とか耳にします。環境問題に（特に資金力のある大きな業界に）「例外」を許してしまえば、底の抜けた無意味なものになってしまうことは明白です（京都議定書に米国が加わらな</p>	<p>第1部4章2節1および4に記載したとおり、生物多様性条約COP10の招致を契機に、生物多様性の重要性について国民の理解を深める取組や官民パートナーシップの推進、わが国の生物多様性の総合評価の実施など、生物多様性に関する取組をより一層推進していきます。 現行の環境影響評価法の運用については、事業者ができる限り環境への影響を小さくするベスト追求型の評価が行われているところです。また、第2章第7節1.1（具体的施策）にあるように、環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価書について必要に応じて意見を述べることを通じ、今後とも環境保全への適切な配慮の確保を図っていきます。 発電所の建設事業でのSEAの実施については、有識者によるSEA総合研究会を立ち上げ、十分な検討したうえで取りまとめられたSEA総合研究会報告書を踏まえて、実施を求めないこととなりました。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
515		2部 2章 1節	『環境省は、外来生物対策にさらに力を注いでほしい』 特に、指定外来動物、魚の駆除を徹底するために環境省みずから駆除計画を策定実施するとともに、都道府県、市区町村にたいしても駆除計画の策定・実施を強力に指導してもらいたい。	希少種の生息地や国立公園などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。
516	14	1部 1章 2節	また、農業は食料の生産に加え、多様な生きものを生み出す活動であるという視点に立ち、必要に応じて農薬や化学肥料などを適切に使用して農産物を生産することは生物多様性の保全だけでなく・・・ と表現されているが、最近農業放棄した場所の下流部にホタル・めだかの生態系がよみがえっている事実から考え、農薬・化学肥料の使用は生物多様性を維持する上で必ずしも適切とは言えないと考える。 多様な生物を生み出す活動につながる農薬や化学肥料はいかにあるべきかの指針の提示が必要である。	有機農業だけではなく、広く環境保全型農業全般の取組も生物多様性の保全に資するものであるため、本文について以下のとおり修正したいと思います。 「農業は食料の生産に加え、多様ないきものも生み出す活動であるという視点に立ち、不適切な農薬の使用や化学肥料に過度に依存した農業を改め、環境に配慮した農薬・肥料等の適正使用をすすめるとともに、有機農業をはじめとする環境保全型農業を積極的に進めることが、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べ物の確保に寄与することにもなります。こうした農業生産環境における土壌微生物や地域に土着する天敵を始めとする生物多様性の保全が図られることで、農業生態系の病虫害抑制の機能が発揮されることとなります。」
517		2部 2章 3節	2次にわたり公表された「生物多様性国家戦略」により、生物多様性に対する理解は進んできたが、実際の里山保全活動を指導する技術者、ビオトープ等河川環境の保全の技術者（施工・維持管理）の養成が急務と考える。また各団体が養成している技術者の連携とか系統的養成が必要である。 これら技術者の活用が生物多様性の維持・保全につながると考える。	ご意見を踏まえ、第2部1章6節1，6の記述を下記の通り修正します。 「○ 里地里山の保全再生活動の担い手育成の支援として、 <u>活動団体や活動場所の紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣、技術研修</u> などを実施します。（環境省）」 また、第2部1章8節1．1に記述のとおり、河川環境の保全・創出する多自然川づくりを推進するための人材育成に取り組んでいくこととしています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
518		全般	<p>第一に、今回の生物多様性国家戦略の見直しに関するパブコメにおいて肝心の周知徹底に関して、まったく考慮されているようには見られない。</p> <p>地方での公聴会のおりに、中央（東京）からの情報で公聴会の開催を知り、急遽、傍聴に駆けつけた。その折にも、会場において意見を述べたが、今回のような公聴会があるとわかっていたら、参加したいとNGO関係者も少なからずいたが、まず公聴会自体の開催が周知されていない現状である。</p> <p>このパブコメに関しても、パソコンを自在に駆使できるNGO以外の現場で日々の保護活動に追われている草の根のNGOには情報として伝わりきれしていない。今回のように、中央とのパイプやあり、パソコンを使えるNGOだけが情報をキャッチできるが、本来ならばこのような公益性の有する情報を広く一般に伝える役割は行政自身がやるべきではないだろうか？少なくとも各地方自治体にある野生生物保護センターなどの行政の出先機関が、文章や電話、FAXなどを使って周知の努力をすべきであり、パブコメや公聴会の以前に、小規模でいいから「生物多様性国家戦略」に関しする学習会などを開催すべきではなかったか？</p>	<p>今後ともパブリックコメントを行う際には周知に努めていきます。また、第3次生物多様性国家戦略が策定された際の内容の周知についても取り組んでいく予定です。</p>

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
519		全般	<p>第二に、公聴会においても文章を提出したが、各種報道によると、国連の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)は2007年4月6日、地球温暖化が社会などにどう影響するかを予測する第2作業部会の第4次評価報告書をまとめた。</p> <p>報告書は、地球上のすべての大陸と海洋の一部で温暖化の影響が表れているとし、洪水の増加や海面上昇による海岸浸食、春の開花時期の早期化などを例にあげ、世界中での影響が裏付けられたとしている。2050年代には、90年比2度程度の気温上昇が見込まれ、最大30%の生物種で絶滅のおそれが高まり、2080年代は気温の上昇が4度を超す上限のシナリオでは、地球規模で40%以上の生物種が絶滅するとの見通しを示した。</p> <p>また、2007年10月米国の環境シンクタンク、ワールドウォッチ研究所によると、沿岸開発により、藻場と呼ばれる海藻群落が過去10年間で少なくとも120万ヘクタール破壊され、沿岸のマングローブ林は既に50%以下に減ってしまうなど海の環境が急激に悪化、日本も広範に行っている公海漁業によって魚資源の減少も著しいとする報告書が9日までにまとめられている。同研究所は、この傾向を止めるには、保護区の拡大などを早急に進めるのに加え、違法な漁業や乱獲を防ぐために現在ほとんど規制がない公海漁業の規制を強化するなど、国際的な海洋保全対策を求めている。</p> <p>各国の専門家の研究成果に独自の調査結果を加えてまとめた報告書によると、藻場同様、多様な生物の生息地として重要なさんご礁も全体の20%がほぼ破壊され、50%が破壊の危機にさらされている。</p> <p>沿岸開発に加えて陸上からの汚染物質や土砂の流入が大きな原因で、インドネシアではさんご礁周辺の海洋汚染のため生物種が30-60%も減ったとの報告もあるという。</p> <p>このような地球規模での破壊と絶滅のシナリオが科学的な見地から指摘されているにも関わらず、国内の生物多様性国家戦略がその有効性を発揮できているようにはとても見受けられない。</p> <p>生物多様性の保全の強化を謳いながら、沖縄の各所で現実に進められている環境アセスメント法の精神にもとる環境破壊行為への有効な歯止めとなる法的な根拠も強制力も見られない。待ったなしの生物絶滅シナリオの中で、少なくとも「国家をあげた保全のための戦略」を掲げるならば、現存する保全すべき生物の生息地域を、利害関係のある国や個人が左右できるものとして放置するような政治的状況は論外である。</p> <p>予算消化のための行事、雇用対策のための林道工事、観光行政に追従する環境保全、地域の生態系を無視した植林、人間中心でしかない環境教育、環境活動、すべてを経済的な価値で測るだけの戦略では、生物多様性の未来は保障されない。</p>	(感想・その他)
520	172 - 173	2部 1章 9節	<p>・温暖化によるサンゴ礁の白化現象の他に琉球諸島の特質として、サンゴの劣化を促進する要因として表土である「赤土」の流出が考えられている。</p> <p>この問題を解決するためには、環境省だけではなく、農林水産省や林野、河川部門との綿密な連携が必須である。しかし、沖縄においては、今だ歯止めのない開発や土地改良事業、林道建設、護岸工事などが目押しの現状が放置されている。</p> <p>これらへの具体的な防止策、根本的な見直しがされない限り、いくら「赤土対策」「防災対策」と称しての研究開発や予算がついても、蛇口を開けっ放しで雑巾がけをしているようなものであり、税金の無駄使いである。</p>	現在の案の中でも、具体的施策として農地などからの赤土流出を防ぐための取り組みをすることとしています。ご意見を参考にして、今後も赤土の流出防止に努めてまいります。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
521		全般	<p>・景観法が施行されたが、現実的に機能されているのだろうか、疑問である。景観とは単なる人間の価値感だけに左右されるものではなく、その景観自身の持つ歴史的な価値が存在するはずである。また、美の価値は時代によって変化する。そのような景観が普遍的な価値を持つとしたら、現存する景観の中に含まれる自然環境の要素（生態系）やその周辺に暮らす住民の社会的要素が第一に考慮されなければならない。現存する景観の中で、どのような生態系が維持されて来たのか、人々がどのような暮らしを育てて来たのかを、科学的、歴史社会的な立場でアセスメントをして後、改変すべきか否かを定めるべきであろう。安易な一方的な経済価値判断や、政治的力学で、古来から保たれて来た景観を左右してはならないと考える。</p>	<p>景観法は、平成16年6月に制定され、良好な景観の形成を促進するため、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民の生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として運用を図っております。</p> <p>御指摘いただいた内容は、景観法第2章の基本理念に通ずるものと認識しつつ、今後も適切な法律の運用を図りたいと思います。</p>
522		2部 1章 3節	<p>昨今の開発側の口実として盛んに「創造」という言葉が氾濫している。</p> <p>例えば、沖縄県中城湾において「場の創造」という名称で海草藻場の移植実験が行われている。また、盛んに再生事業としてのサンゴの移植や海草の移植がもてはやされ、いかにも自然はいくらでも再生が可能であるかのような間違った認識が流布されている。生物にはブラナリヤやヒトデのように再生が可能なものもあるが、再生が不可能なものもある。海草の移植にしても、地域や種類によって移植の可能性は異なる。サンゴにおいても然りである。再生や移植においては、そのドナーとなる生態系のリスクおよび、経済的、社会的、科学的、リスク評価を総合的にした上で事業化すべきではないだろうか。現存する貴重な種や生息環境を保全することが困難だからという理由で、安易な再生や移植による「自然の創造」などは論外である。再生も移植もはあくまで失われ、傷ついた自然環境にわずかな科学な技術によりその回復の速度の加速を手助けすることではないだろうか。現在、地域で当たり前に存在している、いた自然環境の価値の科学的な再評価と保全策として行政レベルでの横断的な保全措置への予算付けが必須であろう。まだ、未開発な保護・増殖技術の事業は、あくまで最後の手段であらねばならない。なぜならば、いくら遺伝的な種の保全がなされても、その種が親から学び、仲間から学び、生息環境から影響され、繁殖可能な生活環境が失われてしまったら、もはや種としての存続が可能かと言えるかはおおいに疑問である。水族館や動物園における擬似生態系はあくまで擬似であり、それらを通じた回復計画は、あくまで緊急手段であり、そこに至るまでにできることや、やらねばならないことは、まだまだたくさんある。</p>	<p>自然再生推進法に基づく自然再生事業については、多様な主体の参加による協議会での協議を踏まえ、実施計画を作成し、さらに主務大臣の助言や専門家会議の意見を受けることにより、自然再生基本方針(科学的知見に基づく実施など)に沿った事業を進めています。</p> <p>また、自然環境の価値の科学的な評価については、今後の検討課題と考えます。</p> <p>さらに、自然再生事業の横断的な予算措置については、今後の検討課題と考えます。</p>
523		2部 2章 3節	<p>・エコツーリズム推進法への疑問</p> <p>自然環境の持続的な利用のひとつとして、今回環境省によるエコツーリズム推進法が決定されたが、エコツーリズムの理念および、実施主体の自然環境認識についてどれだけの論議がなされたかにおおいに疑問である。むしろ経済産業省が関わるべき「観光業」と「自然環境の保護」のバランスの均衡は、あくまで環境省は「自然環境の保護」の理念と実施の立場を堅持してこそ可能ではないだろうか。ものを言うべき主体、自らが事業主体となった時に、厳しい判断が可能かどうかにおおいに不安である。</p>	<p>エコツーリズム法において、その推進主体は市町村とその地域の様々な主体が参加した協議会と位置付けられており、国自らが事業主体となるものではありません。国は協議会により作成された全体構想について認定の可否を審査することとなっており、適切な法の運用に努めてまいります。</p> <p>なお、エコツーリズム推進法は、議員立法により成立した法律です。</p>
524	31	1部 2章 4節	<p>2 日本の生物多様性→レッドリストの見直しについてですが、何故、ジュゴン以外の海洋生物が入っていないのでしょうか。</p>	<p>今回見直しを行った環境省のレッドリストにおいては、海棲哺乳類については、トド、アザランなどの上陸する種及び主に浅海域に依存するジュゴンを評価対象としています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
525	170	2部 1章 9節	第9節 沿岸・海洋 についてですか、これもなぜクジラだけが省かれているのでしょうか？	ご意見を踏まえ、第2部1章9節（基本的考え方）の第6段落を以下の通り修文します。「渡り鳥やウミガメ類、クジラなどの海棲哺乳類、魚類などの動物については」
526	54	1部 3章 2節	日本近海は、北は親潮、南は黒潮と、寒冷と温暖の両極端な水塊が遠隔地の生物とともに運ばれてくる → 日本近海は、北は親潮、南は黒潮と、寒冷および温暖な水塊が遠隔地の生物とともに運ばれてくる ★「極端な」は不要。	御意見のとおり修正します。
527	54	1部 3章 2節	<p>・・・海棲哺乳類、海鳥類、ウミガメ類、魚類など・・・ホエールウォッチングなどのエコツアーで地域の活性化に結びついている。そして、こうした生物が豊かに生息する海洋では、生物多様性を保全する取組とともに、水産資源の現存量が科学的・客観的に把握され、漁獲量をはじめとするルールに則った持続可能な漁業が盛んに行われている。</p> <p>→・・・漁業やエコツアーなどにより地域の活性化に結びついている。こうした生物が豊かに生息する海洋では、水産資源等の現存量の科学的・客観的調査に基づく持続可能な漁業とともに生物多様性を保全する取組が行われている。</p> <p>★地域活性化への貢献は漁業も同じ。ホエールウォッチングは鯨類への負担を招く場合もあり、他のエコツアーと比べても参加者に野生生物への注意を呼び掛ける項目が多いとは言えず、特筆すべき例とは言えない。科学的調査には水産資源以外の生物調査も含まれるべきである。</p>	ホエールウォッチングについては、本来のエコツアーは野生生物に大きな影響を与えないよう行われるものであり、わかりやすい一例として挙げているものです。また、御指摘を踏まえ、「水産資源の現存量」を「水産資源などの現存量」に、「ホエールウォッチングなどのエコツアーで地域の活性化に結びついている」を「漁業とホエールウォッチングなどのエコツアーの共存による地域の活性化が図られている」に、修正します。
528	58	1部 4章 1節	<p>生物多様性の保全にも配慮した持続可能な漁業・森林経営に向けた水産・林産物の流通を進めるMSC（漁業・水産物の流通）、FSC・SGEC（森林経営・林産物の流通）といった認証制度が民間主導で取り組まれている例などの取組が始まりつつあります</p> <p>→・・・水産・林産物の流通を進めるMSC（漁業・水産物の流通）、FSC・SGEC（森林経営・林産物の流通）といった認証制度などのエコラベルが民間主導で取り組まれている例などの取組が始まりつつあります</p> <p>★（エコラベルはその他の取り組みもあります）</p>	森林認証制度は、持続性や環境保全への配慮など一定の基準を満たす森林経営を評価・認証する取組であり、必ずしもラベリングを目的とするものではないため、原案のままとさせていただきます。
529	61	1部 4章 2節	例えば、ある企業では持続可能な漁業による産品であることを示すMSC のエコラベルを貼った水産物を流通させています →・・・示すMSCなどのエコラベル・・・	ここではある企業の一例を示しているものであるため、案のままとします。

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
530	69	1部 4章 2節	<p>わが国は古来より漁業が盛んであり、漁業資源についての知見は充実しています。しかし、干潟・藻場・サンゴ礁などの生物多様性の保全に重要な沿岸域におけるデータ整備については、自然環境保全基礎調査を実施していますが、漁業対象種以外の海洋生物に関するデータは整備が不十分となっています。このため自然環境保全基礎調査の一層の推進と関係各省間の情報交換を通じて、沿岸域の生物・生態系に係るデータをさらに充実するとともに、海洋全般における生物多様性に関する総合的なデータ整備については、各省間の連携など効果的・効率的な手法のあり方を含めて検討し、海域自然環境情報図の作成などを進めます。</p> <p>→ ……漁業対象種以外の海洋生物に関するデータは整備が不十分となっています。我が国の研究者が提唱したNaGISAという沿岸底生生物の国際生物調査プロジェクトは、途上国でも可能な統一された調査項目と手法をもち、世界中で採用されるに至っています。さらに、漁業対象種についての長期にわたる基礎調査は、我が国が排他的経済水域の保全と利用を図っていることを国際的に主張する上で極めて重要であるにもかかわらず、その重要性が軽視され、削減される傾向にあります。このため自然環境保全基礎調査の一層の推進と関係各省間の情報交換を通じて、沿岸域の生物・生態系に係るデータをさらに充実する…</p> <p>★卵稚仔調査などの基礎調査の継続・拡充は漁業だけの問題でなく、多様性国家戦略の中で位置づけるべきです。また、沿岸底生生物の基礎調査プロトコルを日本人（京都大学白山義久教授）が開発したことを、高く評価すべきです。</p>	<p>漁業対象種についての長期にわたる基礎調査は、我が国が排他的経済水域の漁業資源の保全と利用を促進する上で不可欠な取り組みであり、また、そのことを国際的に主張する上でも極めて重要な取り組みであることから、多くの努力が継続されています。</p>
531	69	1部 4章 2節	<p>陸域と海域が接する沿岸域は、干潟・藻場・サンゴ礁・砂浜などの生物多様性の保全のため重要な生態系が形成される一方、人間活動の影響も受けやすく、陸と海のつながりを考慮しながら保全・再生を図っていく必要があります。このため、陸域との関係を踏まえた流域一体の取組や干潟・藻場・サンゴ礁・砂浜の保全・再生・創出を進めます。また、干潟・藻場・サンゴ礁の国立・国定公園と国指定鳥獣保護区への指定についてみると、藻場、サンゴ礁の4～5割程度が指定されているもののそのほとんどは規制の緩やかな「国立・国定公園の普通地域」であり、干潟の指定は1割程度に留まります。また、「国立・国定公園の海中公園地区」の指定は、サンゴ礁などを中心に約3700haに過ぎません。このため、浅海域における保護地域の指定について充実を図るとともに、順応的管理の考え方のもとに漁業者の自主規制を基本として漁業資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指す知床世界自然遺産地域海域管理計画の事例などを参考にしつつ、漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした、地域の合意に基づく自主的な資源管理の取組や海域保護区などの生物多様性の保全施策のあり方について検討を行います。</p> <p>→ ……漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした、地域の合意に基づく自主的な資源管理の取組などの生物多様性の保全施策のあり方について検討を行います。海域の保護区についても、上記の国立公園（瀬戸内海、知床）、海中公園、海中特別地区、および水産資源保護法における保護水面などがすでに設置されているほか、愛知県イカナゴ漁業における順応的禁漁区の設定や京都府ズワイガニ漁業における海洋保護区の設置などが持続可能な漁業のために設置されている先進的な例があります。</p> <p>★（原文では「（保全と）利用の両立を目的とした」が資源管理にかかるのか、海域保護区などの保全施策までかかるかが不明確であり、漁業以外の利用との両立なのかも不明確です。海域保護区も持続可能な漁業と保全の両立を図っている例があることを強調するほうが、論旨がはっきりすると思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、69ページ34行目について「充実を図ります。また、順応的管理の考え方のもとに漁業者の自主規制を基本として漁業資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指す知床世界自然遺産地域海域管理計画の事例や持続可能な漁業のために設定された愛知県イカナゴ漁業における順応的禁漁区などの事例などを参考にしつつ、」と修正します。本項では、知床やハタハタ漁の例も記述されているため、一例のみの追加とさせていただきますがご理解いただければと思います。また、「利用の両立を目的とした」については、資源管理と海洋保護区の双方にかかるものです。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
532	14	1部 1章 2節	「・・・農薬や化学肥料などを適切に利用し・・・」適切にを削除し「最低限に 使用し・・・」と修正する。 ＜生物多様性の名のもとに農薬の使用を推薦するのは理にあわない。有機農業の選択こそ生物多様性を豊かにできるものである。せめて農薬、化学肥料の使用を最低限にする記述に変えるべきである。P-4, 38行では、化学肥料や農薬を使用しないことを基本とする有機農業の取り組みが地域の特性に応じた生物多様性の保全を進める上で重要であると記述されている。またP-49, 1行には、「多様な生きものをはぐくむ有機農業」という表現が使われている。この見解にあわせて表現すべきである。＞	有機農業だけではなく、広く環境保全型農業全般の取組も生物多様性の保全に資するものであるため、本文については以下のとおり修正したいと思います。 「農業は食料の生産に加え、多様ないきものも生み出す活動であるという視点に立ち、不適切な農薬の使用や化学肥料に過度に依存した農業を改め、環境に配慮した農薬・肥料等の適正使用をすすめるとともに、有機農業をはじめとする環境保全型農業を積極的に進めることが、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べ物の確保に寄与することにもなります。こうした農業生産環境における土壌微生物や地域に土着する天敵を始めとする生物多様性の保全が図られることで、農業生態系の病虫害抑制の機能が発揮されることとなります。」
533	19	1部 2章 1節	地球温暖化の危機を挙げたことを評価する。（当初3つの危機が挙げられていたが、それに匹敵する危機が別立てで加えられたことを評価したい。）	(感想・その他)
534	20	1部 2章 2節	「地球温暖化による生物多様性への影響の把握に務め、その緩和と影響への適応策を検討していく・・・」とあるが、＜「緩和と影響への適応策」にとどまらず、積極的に防止に向けて努力することが必要である。P-276～緩和策を記載したことを評価するが、少し修正して「地球温暖化による生物多様性への影響の把握に務め、その緩和と影響への適応策を検討し、防止に向けて努力していく・・・」とする。＞	御意見の「防止」の意味するところが明らかではありませんが、地球温暖化の影響の緩和と同様の意味となるのではないかと考えています。
535	53	1部 3章 2節	＜望ましい地域のイメージにイルカ・クジラの記述がないのは、故意に除外したのだろうか？「イルカやクジラが広範囲に回遊し、」の文言を「北の海ではアザラシが、南の海ではジュゴンが・・・」の前に挿入してほしい。 P-35, 37行には「ザトウクジラ・・・海棲哺乳類が国境とは関係なく広い範囲の海を利用し・・・」と記述されている。また、日本の近海には50種 of 海棲哺乳類があり、そのうちの、40種がクジラ目（P-30, 15行）であることを考慮に入れば、当然クジラについての記述はなされるべきである。＞	当該箇所の記述としては、アザラシやジュゴンの例を用いてイメージを記述しているところであり、網羅的に海棲哺乳類を挙げるものではありません。
536	128	2部 1章 6節	＜「農業のあり方として、農薬・肥料などの適正利用、化学肥料・化学合成農薬の低減、さらに化学肥料・農薬を使わない有機農業を進めるための条件整備の推進」を取り上げたことについて評価するが、生物多様性を回復する要ともいえる有機農業推進に向けた強い意欲を、もっとはっきり表現してはどうか。具体的なエコファーマー認定件数200,000件の目標を定めていることを、高く評価する。＞	農林水産省では本年4月に策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」に基づき、農業者が有機農業に積極的に取り組めるようになるための条件整備に重点を置いて有機農業を推進することとしています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
537	143	2部 1章 7節	都市における住宅地内の樹木、生垣などの緑地が急速に減少している。特に東京周辺の開発地では、建築業者が大挙して土地を買いあさり、マンションなどの共同住宅を建て、雑木林、屋敷林が消失を続けている。茨城県つくば市はその1例である。各々は小規模な緑地とはいえ、総合すれば、大変な緑地の損失である。具体的施策（P-144, 3行目）には業者への規制が含まれていないが、規制を盛り込まない限り、この消失を食い止めることは難しい。	都市においては、小規模な緑地においても特別緑地保全地区などの各種制度の活用により保全を図ることとしており、それらの中で開発行為に対する規制を行っているところです。また第2部第1章第7節3. 1において、開発事業における緑に関わる取組を評価し事業者の努力を促すことの必要性を記載しております。
538	175	2部 1章 9節	混獲生物としてイルカ・クジラ類が抜けている。イルカ・クジラ類を文頭に補い、「イルカ・クジラ類、サメ、海鳥、ウミガメの混獲生物については……」とするべきである。イルカ・クジラ類の混獲は、年間約100頭、または、それ以上と報告されており、無視できない	当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。
539	175	2部 1章 9節	「鯨類など大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見をふまえて、その影響緩和の取組を推進します。」という記述は： ＜鯨類を有用水産資源とみなし、鯨類を捕殺してどんな魚を食べたかを調べることで、クジラの捕食によって生物多様性が受ける悪影響を緩和する、とする見解を述べたものだが、とんでもない間違いである。鯨害獣説は、国際的に認められていないどころか、嘲笑を買い無視されている。生物多様性を考えるなら、生態系の要でもあり、このまま年間20,000頭近い捕獲が続けば、生息数の減少が進むイルカ・クジラ類の保護を考えるべきである。生物多様性国家戦略を考えるうえで、農林水産省・水産庁の見解は、マイナス効果しかない。従って、この具体的施策は削除すべきである。P-180, 34行目にも同じ表現があるが、削除すること。＞	我が国は、鯨類資源については、科学的根拠に基づき持続可能な利用を図ることを基本としていますが、野生生物資源の持続可能な利用は生物多様性の保全と相反するものではなく、生物多様性条約においても生物の多様性の構成要素の持続可能な利用は生物の多様性の保全とともに条約の目的となっています。
540	178	2部 1章 9節	24行目の「また、サメ・海鳥・ウミガメの混獲……」の文頭にイルカ・クジラ類を挿入する。 ＜生物多様性の戦略を考えている中で、「生物多様性の保全の視点だけでなく」という表現が出てくることは、理に合わない。＞ ＜27行目には「科学的根拠に基づく水産資源の適切な保全と持続可能な利用についても提唱し続けることが重要です。」と記述されているが、どのような重要性があるのか不明である。ここでいう科学的根拠というのは、水産庁が行っているクジラ類を捕殺し、胃の中を調べてイルカ・鯨類を害獣とみなすことを指しているように読める。＞ 24行目から28行目までを次のように修正する。 「また、サメ・海鳥・ウミガメの混獲……公海での海洋保護区の設定の動き、ワシントン条約における国際取引の規制下で水産資源を管理しようとする動きを考慮して、生物多様性の保全を優先しつつ、水産資源の適切な保全と慎重な持続的利用を行なう。」	当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。 野生生物資源の持続可能な利用は、生物多様性の保全と相反するものではなく、保全と利用のバランスを図ることが重要です。なお、生物多様性条約においても生物の多様性の構成要素の持続可能な利用は生物の多様性の保全とともに条約の目的となっています。「科学的根拠に基づく水産資源の適切な保全と持続可能な利用」が重要であることは、論を俟たないところです。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
541	178	2部 1章 9節	<p>「鯨類資源についても、科学的研究に基づく保存と持続的利用を国際的に確立させるように努めます。」と記述されているが、商業捕鯨を念頭に置いたものと解釈される。</p> <p>＜農林水産省・水産庁は、なんとしてもイルカ・クジラ類を、野生動物としてではなく、単なる水産資源として利用しようとしている。しかし、野生動物を人間のために利用される人間のためだけの資源であると考えたことから、生物多様性が損なわれることになったことを反省すべきであり、人間中心主義的考えを転換することなしに、生物多様性を豊かにすることは困難である。従って、この文言の削除を要望する。＞</p> <p>＜2002年の鳥獣保護法の改正では、アザラシなどの一部の海棲哺乳類は保護対象種になったが、イルカ・クジラ類は除外されて対象種にされず、大型野生生物でありながら環境省ではなく、水産庁の管轄にとどまっている。</p> <p>このため、水産資源として搾取され続けている。日本沿岸の海棲哺乳類の80パーセントがイルカ・クジラ類であり、海棲哺乳類の70パーセントが生存の危機がある動物としてレッドリストに載っている。捕殺による利用ではなく、早急に生息状況を調査して、保護管理を強化する必要がある。＞</p>	<p>我が国は、鯨類資源については科学的根拠に基づき持続可能な利用を図ることを基本方針としていますが、資源状態の悪い種については商業捕獲の対象とするべきではないと考えます。なお、野生生物資源の持続可能な利用は生物多様性の保全と相反するものではなく、生物多様性条約においても生物の多様性の構成要素の持続可能な利用は生物の多様性の保全とともに条約の目的となっています。</p>
542	180	2部 1章 9節	<p>「サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については・・・」の文頭にイルカ・クジラ類を挿入する。</p> <p>＜理由は、前項までに何度か述べた通り。＞</p>	<p>当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。</p>
543	193	2部 2章 1節	<p>「・・・(社)日本動物園水族館協会では、動物園、水族館において種の絶滅の防止に積極的に貢献していくため・・・飼育下繁殖に関して大きな成果を挙げています。」と記述されているが、こうしたことに対処できるのは、非常に限られた動物園・水族館に過ぎない。しかも、飼育下で繁殖した個体を野性に復帰させることはきわめて難しい。また、野性復帰とリハビリには莫大な費用がかかり、動物園・水族館は、自館内にとどめおくことを強く望む。</p> <p>＜野生へ戻すことを考慮に入れるなら、野生生物の保全は、生息環境のなかで行なうべきである。また、動物園、水族館は、展示動物の補充を、野生動物の捕獲に頼っているため、動物園・水族館が野生動物の生息数の減少を招くという矛盾した面を備えている。絶滅の恐れのある種の保存の役割りを動物園・水族館に担わせるなら、動物園・水族館の定義づけを新しくすることが必要である。＞</p>	<p>ご意見を踏まえ、「なお、(社)日本動物園水族館協会では、種の保存委員会などの組織を設けて血統登録や飼育動物の移動・管理などを行い、飼育下繁殖に関して大きな成果をあげています。」と修文します。</p>
544	194	2部 2章 1節	<p>「また、狩猟が野生鳥獣の生息数コントロールに一定の役割を果たしていることから、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保を図るとともに、狩猟の適正な管理を進めます。」と記述されているが、これを次のように改める。</p> <p>「また、狩猟が、野生鳥獣の生息数のコントロールに名を借りた過剰殺傷に走らないようにするため、狩猟者の逮捕権、猟獲物の調査権を持つ査察官の配備を強化し、その財源には狩猟税などを充当すること」</p> <p>＜実際に、鳥獣による害に対して、狩猟による駆除が対策案として実施されることが多い。総合的な判断を行なって、駆除が必要になった原因を探るなどして、駆除による安易な解決を避けたい。鳥獣保護管理の担い手は、生態学的な知識や訓練を積んだ人材によるべきである。＞</p>	<p>狩猟が野生鳥獣の個体数調整に一定の役割を果たしていることに鑑みて、鳥獣保護管理の実施にあたっては、特定鳥獣保護管理計画に基づいて行われる個体数調整、被害防止対策及び鳥獣の生息環境の整備等の総合的な施策が必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えています。そのためにも狩猟者の確保を図るとともに、狩猟の適正化を進めてるところであり、原文の表現が適切と考えます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
545	196	2部 2章 1節	「・・・農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進するため・・・」とあるが、これを次のように改める。 「・・・農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲については、狩猟法の規定見直しを含む抜本的改革を推進する」<わなによる捕獲を推進することは、予期しない誤った捕獲や混獲を増やすことになるだけでなく、現行法で認められているわなの中には捕獲する動物に過度の苦痛を強いるものもあるため、くくりわなやトラばさみわななどの撤廃を含む法の再検討が必要である。>	鳥獣保護管理の担い手である狩猟者が減少していることから、鳥獣によって被害を受けている農家自らによる鳥獣の捕獲の担い手を確保することは重要と考えているところです。また同時にとらばさみは狩猟における使用の禁止措置を講じるとともにくくりわなについても規制の強化を行ったところであるため、原文の表現が適切と考えます。
546	197	2部 2章 1節	「・・・農家自身によるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進します。」とあるが、これも同様である。 <実際問題として、鳥獣捕獲のモニタリングも捕獲の実数の把握も正確にできていないのが現状である。 鳥獣保護管理のための人材の育成が必要とされている。> P-197, 25に記述されている人材登録制度の導入に賛同する。	鳥獣保護管理の担い手である狩猟者が減少していることから、鳥獣によって被害を受けている農家自らによる鳥獣の捕獲の担い手を確保することは重要であり、とらばさみは狩猟における使用の禁止措置を講じるとともにくくりわなについても規制の強化を行ったところであるため、原文の表現が適切と考えます。 また、ご指摘の人材登録制度を推進することにより、鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。
547	247	2部 2章 4節	「わが国がすでに締結している・・・ワシントン条約などを着実に実施するとともに・・・本条約（ボン条約）への対応の必要性について検討し、絶滅の恐れのある移動性野生動物種の保全を図ります。」とあるが、これは、わが国でいまだに野生動物とは認められていないイルカ・クジラ類を水産資源としてではなく、野生の海棲哺乳類として保護する道を開くものであり、この記述を評価する。	イルカ・クジラ類は海棲哺乳類と水産資源という両方の面を有し、水産庁にて行われている科学的観点から持続可能な資源管理は海棲哺乳類の保護にも資するものです。
548	259	2部 2章 4節	「また、サメ・海鳥・ウミガメの混獲や深海の生物多様性への・・・」の文頭にイルカ・クジラ類を挿入する。<理由は、前項までに何度も述べた通り。>	マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。
549		全般	*最後に、環境省が主導して作成した「第三次生物多様性国家戦略」を高く評価したい。今後の重要課題である地球温暖化問題を独立させて取り上げ、沿岸・海洋域についての考察もあり、海棲生物の多様性や保全についても書き込まれた。しかし、海棲哺乳類、特にイルカ・鯨類については、単なる水産資源として混獲を無視し、種の保全についても十分な配慮がされていない。戦略の理念と矛盾する行動計画が立てられているのは問題であり、生物多様性を損なうものとなっている。こうした傾向は水産庁の意向であろうと思うが、環境省には、今後も他省庁の圧力に屈することなく、野生動物と人間の共存を実現し、次世代に自然遺産を誤りなく継承していくという理念をもって作業を進めていただきたい。 人間との利害が深くかかわる問題を扱うだけに、難しい舵取りを求められる作業だと思うが、環境権や生存権についての国民の自覚向上によって、一般国民の期待も日々増大しつつある仕事なので、世界に誇れる国家戦略の策定を推進していただきたい。 全体的に、生物多様性について、一般の人が理解できるように丁寧な説明がなされており、また、横文字の表現を最少にとどめ、さらに、横文字表現には日本語で説明を付したことから、非常に読みやすく、分かりやすくなっていることを、高く評価する。	(感想・その他)

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
550		全般	今回戦略の特徴は、なんと言っても担当されるみなさんがより良い戦略作成のために、きめ細かい努力を惜しまれず、懇談会の最初から、フロアの意見を聞くなど、多様な方法を取り入れられたことだと感謝しております。 この方向が今後も、そして、戦略を越えてさまざまな場で継続されることを望んでおります。	(感想・その他)
551		全般	今回戦略の内容において、沿岸・海洋の生物多様性保全が書き込まれたことは、大きな前進でした。 また、行動計画においても、各省庁に委ねることなく、テーマを決めて各省庁との折衝を重ねられ、内容的にも前回戦略に比べ改善が見られたことを評価しております。 ・しかしながら、沿岸・海洋に関しては残念ながら掛け声だけで、陸と比べて保全としての戦略というにはあまりにも部分的、皮相的な結果となったことは情けないことです。 ・これに関しては、環境省だけでなく、内容を受け止めて呼応しようとしなかった水産庁、水産専門家の責任も重いと考えます。	(感想・その他)
552	18	1部 2章 1節	【意見】 4行目に 「また、沿岸・海洋に関しては、漁業など沿岸・海洋の利用による生物多様性の減少や損失が考えられますが、これまで生物多様性保全の視点からの評価が行われてこなかったため、データも不十分な状況があります。」を挿入する 【理由】 沿岸・海洋に関しての記述により、今後の保全の方向性を考えることができる。	第1の危機は、人間活動や開発により直接的に引き起こされている危機を示す記述としています。漁業などの利用による、直接的な影響については、17ページ34行目の個体の乱獲や過剰な採取にあたると思います。
553	25	1部 2章 3節	【意見】 4行目の前に挿入「また、『里海』と呼ばれる沿岸海域においては、乱獲、開発や埋め立て、砂利の採取、廃棄物などで良好な沿岸の生態系を失い、漁業関係者は人口減少と高齢化問題を抱えています」 【理由】 沿岸・海洋の生物多様性保全が加わったから	本節は、3つの危機に対応した背景を記述しているところであり、第2の危機については人間活動の縮小による危機の背景であることから当該記述を御指摘の箇所に入れることは適当ではないと考えます。
554	30	1部 2章 4節	【意見】 「また、沿岸・海洋域についても、海流、気候などの地域の特性に応じて海洋保護区を設置するなど保全の（を挿入）取組を進めていくことが必要です。」 【理由】 陸地における区分と内容をそろえる。	御意見を踏まえ、当該箇所の記述について、「地域の特性に応じた保全の取組を進めていくことが必要です。」に修正します。
555	31	1部 2章 4節	【意見】 カッコ書きの（上陸しない以下を除く）までを削除 12行目の「ジュゴンを新たに・・・しました。」のあとに、「しかし絶滅に瀕している ニシコクジラをはじめクジラ類は対象とされませんでした。」を加える。 【理由】 「上陸しない海棲哺乳類を除く」という規定は存在していない。	この項については、レッドリストの見直しについて概説しているものです。上陸しない海棲哺乳類を除くという表現は、正式にあるものではありませんが、対象外となった種についてわかりやすく記述するためこのような表現としたものです。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
556	54	1部 3章 2節	【意見】 長距離の移動・回遊をする動物の保全を国際的な協力のもと（を挿入）推進する。 【理由】 長距離を移動する動物の保全は1国ではできない。	長距離の移動・回遊をする動物の保全については、国際的な協力だけでなく国内における取組が重要であることから、「国内における取組」、「国際的な協力」両方を含めて記述しています。その上で、御意見を踏まえて、「国際的な協調の動きを踏まえつつ」を挿入します。
557	54	1部 3章 2節	【意見】 「関係国と協力した保全活動が」のあとの「市民を中心として」を削除 【理由】 国際的な協力には国をはじめとした多様な主体が必須。なぜここだけ「市民を中心とした」という記述があるのか不明。	御意見のとおり修正します。
558	55	1部 3章 2節	【意見】 「ウミガメ類、アホウドリ、ウミガラスや（中略）といった海鳥類、アザラシ」のあとにジュゴン、ザトウクジラなどクジラ類を挿入。 【理由】 海鳥は具体名を出し、ジュゴン、鯨類など絶滅に瀕していたり、又は特徴的な種名を出さないのはいかにも不自然。	島嶼域のイメージとして、島嶼部に生息または上陸する生物について記述しています。また、ジュゴンについては沿岸域のイメージとして記述しているところです。
559	70	1部 4章 3節	【意見】 「繁殖地など重要な生息地保全や混獲回避技術の開発・普及など海鳥やウミガメ」のあとに「クジラ類など海棲哺乳類」を挿入。 【理由】 絶滅寸前のニシコクジラメスのメスがこの2年余で4頭も定置網にかかって死亡している。種の保存は国家戦略のトッププライオリティのはずです。	ここでは事例として、繁殖地など重要な生息地保全にも関係する海鳥やウミガメを挙げているものです。
560	79	2部 1章 2節	【意見】 「漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした、地域の合意に基づく自主的な資源管理取組や」のあとに「保全を目的とした」を挿入。「海洋保護区設立」を挿入など、「の」を削除（修文） 「漁業をはじめとする多様な利用と両立を目的とした、地域の合意に基づく自主的な資源管理の取組・保全を目的とした海洋保護区の設立など、生物多様性の保全施策のあり方について見当を行います」 【理由】 保全と漁業が対立するものでなく、保全することによって漁業の繁栄がもたらされるということを強調すべき。	漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした生物多様性の保全施策として、「自主的な資源管理の取組」や「海域保護区など」を例示したものであり、ご指摘の趣旨に添った記述になっていると考えます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
561	82	2部 1章 2節	<p>【意見】 「また、海洋公園地区の選定要件や見直しを行うとともに、」のまえに「海洋保護区の考え方を導入し」を挿入 (修文) 「また、海洋保護区の考え方を導入し、海洋公園地区の選定要件や見直しを行うとともに、関係機関と調整を図りながら (以下略)」 【理由】海洋保護区を具体的に推進する足がかりとして。</p>	<p>IUCN総会の決議では、海洋保護区について、「海水、動植物、歴史的・文化的特徴を含む潮間帯または潮下帯以深の海域で、それらを包括する環境のすべてまたは一部が法律もしくはその他の有効な手段で保護されている範囲」と定義しており、海中公園地区も海洋保護区の一つとして位置づけられています。なお、海中公園地区の選定要件等見直しに当たっては、他の海洋保護区の制度等も参考の上、検討を進めていきます。</p>
562	95	2部 1章 2節	<p>【意見】「『琉球列島』については、」のあとにジュゴンをはじめとするを挿入 【理由】現在最も絶滅に近い大型哺乳類の保護は国家戦略にとってもっとも重要事項。</p>	<p>ご指摘のとおり、ジュゴンの保護は重要な事項であることから、第2部2章1節1. 2「希少野生動植物の保存」に記載しています。なお、世界自然遺産に向けた保護担保措置の拡充については、世界自然遺産としての価値の分析評価を行う中で検討を行う予定です。</p>
563	169	2部 1章 9節	<p>【意見】「さらに、(中略)わが国の沿岸を利用する」のあとに「クジラなどの海棲哺乳類」を挿入 (修文)「さらに、国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつわが国の沿岸を利用するクジラなどの海棲哺乳類、渡り鳥やウミガメなどの動物については、国内のみならず (以下略)」 【理由】ほかのところでは言及している。また、実際に移動・回遊している海棲哺乳類の種数でクジラ種が最も多いので。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部1章9節(基本的考え方)の第6段落を以下の通り修文します。「渡り鳥やウミガメ類、クジラなどの海棲哺乳類、魚類などの動物については」</p>
564	175	2部 1章 9節	<p>【意見】「このため」のあとに生息数が100頭前後といわれる絶滅に瀕するのニシコククジラをはじめ70%がレッドリストに記載されている海棲哺乳類などを挿入 【理由】科学的な保護管理を旨としているのであれば、戦略として言及することは必須。</p>	<p>保護が必要な海産哺乳類も念頭に置っていますが、様々な水生生物を対象とするために特別な例示をしない表記としています。</p>
565	175	2部 1章 9節	<p>具体的施策の3つ目の○ 【意見】「サメ・海鳥・ウミガメ」の前、冒頭にクジラ等海棲哺乳類を挿入 【理由】ほかの記述にそえる。海棲哺乳類、特にクジラの混獲については、この2年余で4頭の絶滅を危惧されているニシコククジラがら網し、死亡していることでも明らか。早急な措置が必要。</p>	<p>当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。なお、ニシコククジラにつきましては、既に捕獲禁止となっており、また現在、水産資源保護法に掲載することが検討されております。</p>

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
566	175	2部 1章 9節	5つ目の○ 【意見】「鯨類などの大型生物による（中略）を削除。削除したクジラが害獣説の代わりに地域行政、漁業者、専門家、NGOなど多様な主体による座礁クジラに関するネットワークなどの情報によって、海洋の生物や汚染情報を集めます。」を挿入 【理由】 ・すでに国内外の水産学者が、漁獲の変動はクジラと関係ないということを明らかにしている。科学的知見を踏まえるのであれば、あえてここで言及する必然性がない。 ・日本語的にも前の文章と後の文章が矛盾している（前の文章では「捕食の実態を把握し」とまだ証明されていない書きぶりであるのに、後半の文章は「影響緩和の取組を推進」と実態把握の前に結論をいっている）。 ・COP10の前に、産業推進キャンペーンを掲載するのは私たち一人ひとりにとって恥。	本項目は、鯨類と漁業との競合について記載されているものです。2001年3月には、FAO（国連食糧農業機関）水産委員会において、鯨類による魚類等の捕食と漁業との競合に関する調査をFAOが行うことが合意されており、また、同年10月には、FAO（国連食糧農業機関）とアイスランド政府が共催した「海洋生態系における責任ある漁業に関するレイキャビック会議」において、生態系アプローチによる責任ある漁業管理のあり方が議論されているなど、現在、生態系を管理する方策として、単一魚種毎に管理するのではなく、複数種を一括管理するという流れが盛んになってきております。
567	178	2部 1章 9節	【意見】「また、（中略）の漁業影響を理由にした」を修文。 （修文）「（前略）漁業影響を懸念し、マクロ延縄漁業や、公海トロール漁業に対する国際世論に配慮し、生物多様性条約における公海での海洋保護区設置の動きを推進し、ワシントン条約における国際取引の規制下での水産資源を管理する方向を歓迎して留保品目を見直し、生物多様性の保全と（の視点だけでなくは削除）科学的根拠に基づく水産資源の適切な保全と持続的な利用の実現に努めます。」 【理由】前の文章を受けて国際的な動向を受け入れ、国際的にも日本の責任を果たすという観点から。	生物資源については、最良の科学的根拠に基づいて持続可能な利用を図るという考え方は、世界中で認知されていることであり、国際的な動向でもあります。また、野生生物資源の持続可能な利用を図ることは、生物多様性の保全と相反するものではなく、保全と利用のバランスを図ることが重要です。なお、生物多様性条約においても生物の多様性の構成要素の持続可能な利用は生物の多様性の保全とともに条約の目的となっています。
568	178	2部 1章 9節	3つ目の○ 【意見】全文削除する。 【理由】鯨肉流通は、全水産物流通560数万トンのうちのわずか56000トン前後です。その供給のため公海で費やされる多大なエネルギーは地球環境にとってマイナスであり、税金をつぎ込んでやっと流通を維持できる鯨肉供給は、経済的にも引き合いません。実際、大手水産会社は総じて、捕鯨から撤退の方向です。政府が行っている開発国の水産援助（はこもの）による国際世論の形成方法は私たちの税金でまかなわれていることも問題です。鯨肉の利用について否定はしませんが、国家戦略にわざわざ書き込むプライオリティは高くありません。	日本は多くの食料品を輸入しておりますが、これらは全て自力でやって来るわけではなく、多大なエネルギーをかけて生産され、日本に運ばれてきています。食料品は無駄にすることなく大切に利用することが重要です。なお、国家戦略の記載は市場流通量で決まるものではなく、漁業資源である鯨類が世界中から関心を集めている種であることに疑いの余地はないことから、プライオリティは高いと考えております。
569	179	2部 1章 9節	【意見】「（前略）資源を回復、増加させることが必要です」を「させてきました。」に変更。 （修文）「その際、生物多様性の保全への配慮が重要です。」のあとにしかし、これまで放流する海域の生物調査などが不十分であり、また、放流後の影響評価も行われてきませんでした。今後は、当該海域における種の選定とともに調査と影響評価を行いつつ、生物多様性保全に努める必要があります」	農林水産省では、種苗放流に関して、遺伝的多様性への配慮や系群への配慮に努めるよう基本方針を定めるとともに、放流による影響の調査、評価等についても実施しております。
570	179	2部 1章 9節	（具体的施策） （修文）○放流計画の策定、種苗の生産、放流にあたっては当該海域の種を選定し、生物多様性の調査・評価を行い、（中略）系群の影響などに配慮し、放流による影響を調査・評価するなど（中略）」	農林水産省では、種苗放流に関して、遺伝的多様性への配慮や系群への配慮に努めるよう基本方針を定めるとともに、放流による影響の調査、評価等についても実施しております。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
571	179	2部 1章 9節	修文)○養殖業については、「養殖されている魚の野生への逸走による外来種問題を防ぐ構造の生簀等を配置し、」を挿入	第2部1章9節2.6(具体的施策)(179ページ29行目)にあります漁場改善計画は、策定に当たって法に基づく基本方針に則り、養殖施設を適切に管理することとされていますので、ご指摘がありました事項についても、漁場改善計画において対応しています。
572	180	2部 1章 9節	【意見】以下の文章を付け加える。 「しかしこれまで、野生水生生物に関しては資源管理に偏りがちで、包括的な野生水生生物全体の保護・管理はおろか、調査も十分に行われてきませんでした。今後は沿岸・海洋の生息調査やデータ収集に努め、希少性の高い生物の生息域保護などの積極的な取組、絶滅に瀕しているジュゴンやニシコクジラの早急な保護に着手する必要があります。 【理由】現状と課題についての記述がない!!!	これまで、野生水生生物の保全と持続的な利用が図れるよう、科学的根拠に基づいて漁業管理を行ってきております。なお、ニシコクジラについては、既に捕獲禁止となっており、また現在、水産資源保護法に掲載することが検討されています。また、ジュゴンは水産資源保護法や他の法令により保護がなされているとともに、漁業による混獲を回避する措置を検討してきております。
573	180	2部 1章 9節	【意見】最初の○の後に以下の文章を付け加える 「野生水生生物のレッドデータブックを更新し、生態系の要の種である希少な海棲哺乳類等を洗い出し、重点海域については海洋保護区とするなど、生息域の保護や漁業との調整をはじめとする保護・管理に必要な多様な手段を講じます。」	野生水生生物のレッドデータブックの更新、保護を必要とする生物種の特定、その適切な保護・管理手段については、第2部1章9節2.7(具体的施策)の1件目の活動の中で検討してまいりたいと考えます。
574	180	2部 1章 9節	【意見】2つ目の○の「サメ、海鳥、ウミガメ」のあとにクジラ類などの海棲哺乳類を付け加える。 【理由】ニシコクジラ、ザトウクジラ、セミクジラなど希少な種が混獲されている。また、ほかと書き振りをそろえるため。	当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。
575	180	2部 1章 9節	3つ目の○ 【意見】「鯨類などの大型生物による(中略)を削除。 削除したクジラが害獣説の変わりに： 「地域行政、漁業者、専門家、NGOなど多様な主体による座礁クジラに関するネットワークなどの情報によって、海洋の生物や汚染情報を集めます。」を挿入 【理由】 ・すでに国内外の水産学者が、漁獲の変動はクジラと関係ないということを明らかにしている。科学的知見を踏まえるのであれば、あえてここで言及する必然性がない。 ・日本語的にも前の文章と後の文章が矛盾している(前の文章では「捕食の実態を把握し」とまだ証明されていない書きぶりであるのに、後半の文章は「影響緩和の取組を推進」と実態把握の前に結論をいっている)。 ・COP10の前に、産業推進キャンペーンを掲載するのは私たち一人ひとりにとって恥。	本項目は、鯨類と漁業との競合について記載されているものです。2001年3月には、FAO(国連食糧農業機関)水産委員会において、鯨類による魚類等の捕食と漁業との競合に関する調査をFAOが行うことが合意されており、また、同年10月には、FAO(国連食糧農業機関)とアイスランド政府が共催した「海洋生態系における責任ある漁業に関するレイキャビック会議」において、生態系アプローチによる責任ある漁業管理のあり方が議論されているなど、現在、生態系を管理する方策として、単一魚種毎に管理するのではなく、複数種を一括管理するという流れが盛んになってきております。
576	191	2部 2章 1節	具体的施策2行目のあと 【意見】以下を付け加える。 ○現在水産庁管轄のためレッドリスト掲載種となっていない種についても検討し、科学的根拠からニシコクジラなど絶滅危惧種をリストに加える。	環境省のレッドリストでは、陸域に生息する種を中心に評価対象としていますが、例えば哺乳類であれば、上陸もしくは主に浅海域に依存する海棲哺乳類についても評価対象に加えています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
577	192	2部 2章 1節	(具体的施策)の最後の行 【意見】「ジュゴンについては」を以下に修文。「ジュゴンについては、引き続き、生息環境のモニタリングや漁業者との共生に向けた取組とともに、生息地保護に努めます」	ジュゴンの生息状況や生息域についてはまだ明らかでない点も多く、必要な保護対策を検討するにあたっては、さらにモニタリング等を通じた生息環境の把握が必要と考えております。
578	242	2部 2章 4節	具体的施策3行目のあと。 【意見】 以下を付け加える。 「また、これまで留保としてきた付属書Iの種についても国際協力の観点から見直しを行います」 【理由】 アジアのリーダーシップを取るという意気込みであるなら、きちんとお手本を見せよう！	我が国は、科学的根拠に基づいて海洋生物の持続的利用を図ることを基本的立場としており、これは国際的にも支持されております。 現在、付属書Iに掲載されている一部の種に関しては、付属書掲載基準を満たしていないため絶滅の恐れあるとはいえない種が掲載されております。これらに関しては我が国の基本的立場に基づき留保をしてくているところです。
579	247	2部 2章 4節	具体的施策3行目から 【意見】 以下に修文する。 「(前略)本条約に関連する協定・覚書を含め、絶滅の恐れのある移動性野生動物種の保存をはかるため、早急に本条約批准のための環境を整備します。」 【理由】 現状として書かれている批准しない理由「捕獲を禁止される動物につき意見を異にする」ということばは、日本が批准しているワシントン条約と同じように本条約にも留保の手続きが保障されているので理由にならない。	本条約で捕獲の禁止される動物につき意見を異にする部分があるため、批准には更なる慎重な検討が必要と考えています。
580		全般	総合意見 第一次、第二次の国家戦略に較べ、内容が充実し、具体的施策も省庁横断的に提案されるようになっただけでなく、表現も平易となって質的に大いに改善されたことは、とても評価できます。また、本学会連合が、平成14年3月に提出しました、旧生物多様性国家戦略の見直しについての意見書(H14意見書)に記載しました意見のいくつかも反映されており、関係各位のご努力に改めて敬意を表させていただきます。 一方で、H14意見書に盛り込みました、1. 効果的な教育システムの構築、3. 自然史情報の集積と資料の継続的管理、につきましては、十分に対応されたとは言えない部分もあります。さらに、その後の5年間に生じて参りました、「専門家の不足とその養成システムの不足」(後述)などの問題がございます。本意見書は、生物多様性に関わる様々な問題と不可分である自然史科学の立場から、より良い国家戦略の確立を願って提出させていただくものです。	(感想・その他)

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
581	60- 62	1 部 4 章 1 節 ～ 2 節	<p>生物多様性を社会に浸透させる方策として、「いきものいざわいプロジェクト」をはじめとする社会的な広報活動を展開することはもちろん重要ですが、生物多様性への理解は、国民全員に浸透されなければ今後の対策は、実効性を失う危険があります。このためには、「無関心層」も含めた教育が必要で、単なるイベント型の散発的な教育・学習・体験機会のみでは不足です。62ページ4行には「学校教育における環境教育の充実」、同5行には「博物館などの地域の施設も活用しつつ」という表現はありますが、これは現行の教員の資質や、地方公共団体における博物館などの現在の施設状況を前提としているようにとれます。現実にはこのような教育を行う際には、国としての教育方針、必要な地域博物館など教育施設の全国的整備、質的条件の整備、初等教育課程における自然史系理科教員の配備など、より具体的で包括的な教育戦略が徹底される必要があります。このような、国家的教育戦略のもとで、地方自治体がその地域特性に応じた独自の教育を展開することが、理想的です。以上の点で、教育につきましてはより踏み込んだ表現がなされ、文部科学省を中心としたより具体的な教育計画と、施設、人員の整備につながることを期待します。</p> <p>また、できれば教育の重視をより強調するために、56-58ページの第4章第1節に、項目として「効果的な教育体系の構築」などを加えるか、現行の5「統合的な考え方と長期的な観点」の中に、教育に関する表現を加えてははいかがでしょうか。</p>	<p>学校教育における環境教育については、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達の段階に応じて、理科などで適切に取り扱っております。ご指摘いただいたご意見については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>また、社会教育においても、いただいたご意見を参考に、地方自治体の地域特性に応じた独自の教育が推進される方策について検討したいと思っております。</p> <p>なお、第4章第1節では、57ページの「連携と協働」の中で「環境教育・環境学習」を各省間の連携・協働の推進により進めることについて言及しております。</p>
582	225	2 部 2 章 3 節	<p>(自然とのふれあい) このような活動を推進することには大いに賛成です。しかし、既存施設の規模や機能、そこで活動を指導する専門家の数と能力は様々で、その結果として場当たりのイベントの羅列に終わり、全国民への意識と知識の浸透に至っていません。</p>	<p>自然とのふれあいを推進するためには、多様なプログラムを提供することや、自然を伝える人材の育成は不可欠であると理解しており、第2部2章3節3. 1「自然とのふれあい活動の推進」(現状と課題)において述べておりますが、今後効果的な施策の実施に留意してまいります。</p>
583	231 -	2 部 2 章 3 節	<p>上述のような活動(自然とのふれあい活動)をより質的に高め、補完するために、教育と学習についての項目が用意されていることは評価できますが、教育内容について一貫した指針が無く、また、教員の質についても、単なる研修や講座の積み重ねだけで担保できるのか危惧されます。教員は、五感を通して自然を体験させ、その体験を知的成長へと結びつけることのできる能力が必要で、これはまさに自然史科学の範疇です。このような、自然史科学を教員に教育することができる人材自体が、実は非常に不足しており、さらにそのような人材を養成できる研究室は、技術と経済効果を経営主眼として置き始めた日本の大学において消滅の一途をたどっています。したがって、この教育面においては是非、生物多様性研究あるいは自然史科学の専門家養成を急務とし、その養成機関として、たとえば地域における自然史系博物館と大学との連携組織などを具体的施策とすることを表明していただきたい。また、地域博物館をこのような研究・教育組織として充実させることは、今後国家として重視すべき、新たなメガサイエンスとしての生物多様性情報科学を進展させるための重要な基盤整備ともなります。</p>	<p>地域の自然史系博物館の活動の充実が重要なことはご指摘の通りのため、ご意見については今後の施策検討の参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、国立科学博物館では現在、自然科学系博物館の学芸員等の一層の資質向上を目的として専門的研修を行っているところであります。また、人材の養成としては、同じく国立科学博物館が、次世代の自然史科学を担う研究者の育成を図るため、複数の大学との連携大学院による院生を受け入れ、指導を行っているところであり、このような自然史科学の専門家養成と大学との連携については更に推進を図りたいと考えています。</p>

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
584	234	2部 2章 3節	<p>「専門家の不足とその養成システムの不足」という現象は、日本の理科教育の基礎を揺るがす問題でもあり、早急な対策が講ぜられるべきであると、本連合は認識しております。</p> <p>「専門的知見と技術を有する人材・・・が強く求められている」のは、前述したとおり、その通りです。しかし、このような人材育成が、「NGOなど民間との連携によって行うことで高い効果が得られる」とあるのは、疑問です。第一に、ここで必要な専門的知識と技術は、大学における適切な教育によってのみ修得可能で、さりながら日本の大学におけるこの分野での教育体系は崩壊しようとしています。第二に、もし「NGOなど民間との連携」が効果的であるというなら、その場合の「専門的知見と技術」は、生物多様性や自然に対する専門知識ではなく、教育・学習支援のために必要な知識と技術に過ぎません。もちろん、教育・学習支援に秀でた人材は、別途必要です。本国家戦略案における教育と人材は、学問と研究に根ざした教育とそれに必要な人材と、広範かつ効果的な社会教育・広報活動とそのため必要な人材とを混同して論じているか、前者が大いに欠けています。</p>	第2部2章3節5（施策の概要）について「NGOなど民間との連携」→「大学やNGOなど多様な主体との連携」と修正します。
585	252 - 256	2部 2章 4節	<p>地球規模の生物多様性情報は、地域ごとの綿密な情報収集と統合、その証拠の保管によって構築され保証されます。また、生物多様性情報は、地理情報システムなど自然科学の他分野におけるデータベースと関連づけられ、統合されることで持続的発展を保証する国家規模、地球規模の施策立案と決定に必要な基礎情報として今後不可欠ものとなります。情報の量と、総合化のための作業は膨大ですが、逆に生物資源探査など多くの応用可能性も含み、新たなメガサイエンスとして国家が積極的に推進すべき事です。また、先進国がこのような情報集積と管理運営を、周辺途上国も含めて主導することは、大きな意味があります。これを支える機関としては、たとえば国立科学博物館や生物多様性センターのような中央集権的施設のみが存在することだけでは不足です。生物多様性は地域の特色によって成り立っているからです。このような不足を補うことのできる第一の候補が地域博物館ですが、日本の現状では、このような研究機能と先述した大学レベルの教育機能、それらに基づいた社会教育機能を併せ持った理想的な拠点博物館は、圧倒的に不足しています。提案されている様々な具体的施策も、まずこのような基本認識に立脚した表現になることを強く期待します。</p>	第2部2章4節3. 7. 3地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の（現状と課題）第3段落3行目～4行目を以下の通り修正します。「独立行政法人国立科学博物館が、 <u>地域の特徴ある生物多様性に係る調査研究及び標本の収集・保管を行っている国内の自然史系博物館などと協働して拠点を設け</u> 」
586		全般	<p>充実し、総合的でバランスがとれた内容になっていると思います。きわめて読みやすく、担当の方々の力量と努力に敬意を表します。「新」と比べて印象的だったのは、守りから攻めへ転じたことで、人口減少などを自然再生の契機として積極的に捉えている点でした。また、施策の総合化への視点が強く感じられました。</p>	(感想・その他)
587	16	1部 1章 3節	<p>理念は、まだ弱い感じがします。生物多様性の保全が、生物の歴史、生物と人間との相互作用の歴史の保全であり、そうした歴史性を持つ各地の自然が（直接的には負の影響も含めて）地域の人の生活と文化の基礎にあることをもっと明確にすべきかと思います。</p>	御指摘を踏まえ、16ページ35行目に次の文章を追加します。「この地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間も含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものです。そうした歴史性を持つ生物多様性は、それ自体に大きな価値があり、また、それぞれの地域における人の生活と文化の基礎ともなっているのです。」

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
588	279 - 280	2部 2章 7節	「事業者自らが調査・予測・評価」を行う現行制度では、膨大な費用が使われながら、調査内容や結果が事業者の手に握られ、当該事業でしか活かされない問題があります。調査結果は重要な自然環境データです。これが社会に還元され、活かされるような施策・仕組み（第三者機関を通じた調査の実施・報告、生物多様性情報CHMへの登録義務づけなど）作りをにらんだ方向が必要ではないでしょうか。	調査結果が活用されることの重要性についてはご指摘の通りと考えます。「調査結果が社会に還元され、活かされるような施策・仕組み」に関しては、現在、環境省のホームページでこれまでの環境影響評価で得られた調査等の手法、環境保全措置等様々な情報の整備・提供・普及を進めており、そのことを、第2章第7節1. 1（具体的施策）で、「環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いた提供」と紹介しています。また、第2章第7節1. 1（具体的施策）にある「環境影響評価法の施行の状況について検討」する際に、参考にさせていただきます。生物多様性情報CHMへの登録を義務付けることは難しいですが、調査結果が生物多様性情報として有効に活用される方策を検討してまいります。
589	264 266	2部 2章 5節	モニタリング1000と無関係に、自主的に始められた自然環境モニタリング調査を認証制度で認証し、積極的に連携・支援、取り込む方向性もあるかと思えます。国の省庁や地方自治体（の委託）で行われた調査研究においては、結果の生物多様性情報CHM登録を義務づける方向もあるかと思えます。	モニタリングサイト1000では、干潟のシギ・チドリ調査、里地里山調査等において個人及び団体により自主的に始められたモニタリング調査との連携を進めております。現在、生態系タイプごとに調査マニュアル整備を進めておりますが、整備後、マニュアルは順次公開し、これら自主的なモニタリング調査への提供を図り、データ共有が可能なように調査手法の統一を図っていきたくと考えています。また、生物多様性情報CHMについては、登録を義務付けることは難しいが、ご指摘を踏まえ、自然環境情報に関する省庁情報連携ワーキンググループ等の枠組みを活用し、国や地方自治体による調査のメタデータが着実に登録されるよう取組を進めてまいります。
590		全般	・ 生物多様性は国民の生活基盤を成す大切なものです。しかし本文書は、膨大かつ難解で、多くの国民にとって自らに関係のあるものとして理解・認識することは困難です。一部の専門家や関係者だけの国家戦略ではないはずですが。ただでさえ「生物多様性」と言うコンセプトは理解が進んでいないのですから、一人一人の国民が自覚できるような国家戦略にしていきたいと思えます。多くの国民は、生物多様性という言葉をつかわなくても、過去数十年の変化をみれば、自然が失われていることに十分に気がついていきます。	できるだけ平易な文章とするよう努めましたが、写真や図表を使い、内容をより分かり易くまとめたものをパンフレットとして発行する予定です。
591		全般	・ 100年後のグランドデザインはとてすばらしいと思えます。しかし、第2部の具体的施策となると、既存の施策を切り出し寄せ集めて並べ替えたものを国家戦略としている印象が拭えません。第1部のグランドデザインや基本戦略と、第2部の行動計画の関係性があいまいです。対処療法的・部分最適化の対策の寄せ集めは全体の最適化には繋がりません。100年後グランドデザインに向けたロードマップや、期限と数値目標のある行動計画（達成度が計測可能）が必要です。	数値目標については、可能な限り設定をしています。第3次戦略がはじめての試みであり、不十分な点もあるとは思いますが、今後、具体的施策を着実に実施していくよう担当省庁において予算の確保等に努めていきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
592		1部 3章 2節	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内だけをみれば100年後グランドデザインは素晴らしいのですが、現代の日本の経済活動は海外への開発投資や資源調達などを通して世界各地の生物多様性に対して非常に大きな影響を及ぼしています。本国家戦略全体を通してこの視点が決定的に不足しています。日本として社会的責任のある経済活動を実現することは最優先課題です 	7つの地域のグランドデザインは国内について記述していますが、45～46ページの全体的な姿において、企業活動や消費の視点を取り込んでいるように、こうした姿を目指す必要があると考えています。
593		1部 2章 3節	<ul style="list-style-type: none"> 拡大する経済活動の問題を指摘しているのですから、生物多様性保全に資する秩序と責任ある経済活動を実現させる強い政治的意志と具体的対策が必要です。 	経済活動を生物多様性の面から適正なものとするため、企業活動のガイドラインの作成等の施策に取り組んでいきます。こうした取組が広がるためには、消費者としての国民の評価や選択も必要と考えています。
594		全般	<ul style="list-style-type: none"> 保全地域を指定拡大していくことも大変重要ですが、囲い込まれた指定地域のなかだけで生物多様性を保全していくのではなく、土地利用政策全体の問題として、国土利用計画や土地税制などに切り込み、生物多様性に恵まれた豊かな生活環境が実現するようなまちづくりやランドデザインを実現していただきたいです。道路を作るときの配慮も必要ですが、不必要な道路開発を見直すべきですし、固定資産税や相続税が払えずに緑地が手放されることが無いようにしていただきたいです。 	御指摘のような政策全体に波及していくためには、生物多様性の重要性が社会に浸透することが必要と考えており、そうした施策にも力を入れていきます。
595		1部 1章 2節	<ul style="list-style-type: none"> 日々の消費生活において、何を食べるか、どれを買うかが国内外の生物多様性に密接に関わっています。国土の8割を占める田園や里地里山を保全するためには、日本の食料や林産物の自給率を上げる事と密接に関係するはずですが、また自給率の向上は世界的な生物多様性の破壊を緩和するためにも重要であります 	国内外の生物多様性を向上させるためには、生物多様性の保全に貢献する農林水産業が振興されることが重要と考えております。その施策については、64～65ページに記述しているところです。
596	45	1部 3章 2節	100年後グランドデザインは素晴らしいですが、実現に至る道筋が見えてきません。グランドデザインに向けたロードマップや、期限と数値目標のある行動計画（達成度が計測可能）を示し、国民が希望をもてるような国家戦略として頂きたいです。	数値目標については、可能な限り設定をしています。第3次戦略がはじめての試みであり、不十分な点もあるとは思いますが、今後、具体的施策を着実に実施していけるよう担当省庁において予算の確保等に努めていきます。

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
597	70- , 104 , 223 , 257 -	2 部 2 章 4 節、 1 部 4 章 2 節、 2 部 1 章 4 節、 2 部 2 章 3 節	<p>わが国の経済活動は、世界の生物多様性に大きな影響を与えており、その影響を抑制するための対策を行う必要があります。</p> <p>わが国の食糧、林産物、鉱工業原料の輸入や、資源・エネルギー投資における生物多様性への外部不経済を回避するため、生物多様性へ配慮した調達基準や投資基準、貿易規則の導入、国内自給率の向上と合わせた輸入量の抑制など経済面での対策が必要不可欠です。</p> <p>公的資金・民間資金を問わず、我が国からの海外事業への投融資にあたっては、生物多様性に配慮した基準整備が必要です（JBIC環境社会配慮ガイドラインや赤道原則など）。</p> <p>WTOやFTA・EPAなど貿易・投資に関わる国際的枠組みにおいて、生物多様性に配慮した、公正な競争環境を実現するルール作りに積極的に貢献するべきです。</p>	<p>1. 我が国が署名又は締結しているEPAの多くでは、「他の協定との関係」に関する条文で、「両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務」を再確認しているため、生物多様性条約の締約国との間のEPAにおいては、生物多様性条約に基づく権利、義務が確認されることとなります。</p> <p>2. これに加え、生物の多様性の保全のみに着目したものではありませんが、以下のような取組があります。</p> <p>(1) 我が国としては、貿易と環境との相互支持性を確保するべく、WTOにおけるルール作りに引き続き積極的に参加していく考えです。</p> <p>(2) また、我が国のEPAでは、投資章で「環境規制を緩和することを通じて投資を促進することを奨励してはならない」旨規定する、協力章で協力の分野として環境を盛り込む、等の方法により、EPAを通じて適切に環境へ配慮したルール作りを推進しています。</p> <p>3. 生物多様性と食料自給率との関係については不明な点も多くあります。なお、平成17年に策定した食料・農業・農村基本計画において、平成27年度のカロリーベース食料自給率の目標を45%に設定し、この目標達成のために消費・生産両面の取組を推進しているところです。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
598	111 - 115 -	2部 1章 5節	<p>奥地山林や急傾斜地、アクセス困難な林地など経済的にペイしない林業不適地や、首都圏近郊など国民が直接利用する機会の多い森林においては、地域本来の自然植生への回復を積極的に進めていきたいです。これは公共性の高い事業であり収益を目的とするものではないので、行政が責任を持って担っていただきたいです。</p> <p>一方、民有林の大部分を占める小規模所有者においては、長期的な観点からの計画的・効率的な森林経営が行われていない状況です。そのような民有林では所有と経営を分離し、持続可能な森林経営のもとでの効率的な木材生産ができる事業体を育成し、これら事業体が経営を担っていくべきです。事業者が民有林の経営責任を負い、所有者の異なる小さな民有林経営を一手に引き受けられるようにすることにより、民有林の広範な規模での計画的な管理を実現させることが大切です。その際、森林経営のレベルを国際水準に引き上げ、森林経営の透明性、説明責任を国民に対して担保するため、森林認証の積極的な普及を図るべきです。</p>	<p>森林・林業基本計画においては、公益的機能の発揮を重視すべき森林について、社会的ニーズや立地条件に応じて天然力を活用した広葉樹の導入による針広混交林化を図ること等により複層状態の森林へ誘導して育成管理することとしており、望ましい森林の姿に誘導するため、各種支援措置を講じているところです。</p> <p>また、森林組合等林業事業者が小規模所有者の森林をとりまとめて効率的な木材生産を行えるよう、森林所有者に対して具体的な施業内容や収支見込み等を明示して施業を提案し、合意形成を図ることのできる森林施業プランナーの育成に取り組んでいるところです。</p> <p>我が国は森林計画制度や保安林制度により、森林の多面的機能の持続的な発揮を確保しているところですが、持続可能な森林経営を第三者機関が評価・認証する森林認証制度についても、民間主導の取組として普及が図られることは、森林経営の透明性向上に有効なものと考えています。</p>
599	120 -	2部 1章 5節	<p>ボランティアによる森づくりには森林環境教育として優れた効果がある一方、全国に膨大にある森林管理の担い手として主役にはなりません。地域的にもこうした活動は都市近郊でアクセスしやすいところ限定されます。全体として見ればボランティアによる森づくりは非常に規模が小さく、効率は低いので、環境教育にのみ有効であるというスタンスのなかで取り組むべきと考えます。</p>	<p>森林ボランティア団体による森林整備は事業量としては多くを期待できませんが、森林管理の手段として効果はあると考えられており、引き続き、ボランティア活動の推進をしてまいります。</p>
600	131 -	2部 1章 6節	<p>里地里山もまた農村環境と同様に、農業生産活動などの人の働きかけにより維持されている自然環境です。里地里山は、農林産品の生産行為による副産物です。したがって里地里山の生物多様性の保全や多面的機能の発揮のためには、農林産品の自給率を大幅に回復することが必要です。そのために、自給率回復への強い意志を示す明確な目標とその達成年度を行動計画に盛り込むべきです。また、農林水産業衰退の背景には、都市への人口集中問題が背景にあることから、グリーン・ツーリズムにおいては、施設の宿泊者数のみならず、定住数の目標も掲げるべきであり、農村・山村に都市人口（特に若者）を誘導できるような政策を策定すべきです。</p>	<p>グリーン・ツーリズムのほか、農山漁村における定住・二地域居住等も含む、「都市と農山漁村の共生・対流」の取組を関係府省と連携して推進しております。</p>
601	135	2部 1章 7節	<p>大都市郊外における緑地喪失に歯止めをかけるため、宅地開発、都市開発の抑制を一層強化していただきたいです。高い固定資産税や相続税から農家や林家が土地を手放してしまうことに対処するため、税優遇や所得補助など経済制度面からも対策を行っていただきたいです。</p>	<p>小規模な緑地についても特別緑地保全地区等を活用することで、相続税の評価減をうけることができます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
602	220	2部 2章 2節	<p>原料収集における必要量確保や経済性の問題、精製コストやエネルギーCO2効率の観点から国内産バイオ燃料の大規模導入はまったく現実性がありません。これに過度に期待することは、国民の税金の無駄遣いや海外原料への依存と現地での生態系破壊を加速しかねないので国として大規模に推進することは速やかにやめるべきです。液体バイオ燃料ありきではなく、熱利用などふくめバイオマス資源を最も効率よく利用できる形態を地域ごとの特徴にあわせて選択し、地域内利用を優先して進めていくべきです。</p> <p>また、拡大が見込まれるバイオ燃料の輸入についても、生物多様性に配慮した輸入が実現されるよう明確な規則基準づくりが必要です。</p>	<p>平成19年2月に総理に報告した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表では、中長期的には、国内に豊富に存在する稲わらや間伐材などのセルロース系原料や資源作物の活用により、バイオ燃料の生産拡大を強力かつ着実に進めていくこととしています。また、ご指摘のあったエネルギーCO2効率について、バイオ燃料の生産過程に必要となる化石燃料や排出するCO2量は極力少なくすることが重要であることを明記しております。この考え方にに基づき、バイオ燃料の生産拡大を図るにあたっては、ライフサイクルの視点から、エネルギー収支、CO2収支の評価を踏まえて取組を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>また、ご意見をふまえ、第2部2章2節3.2国産バイオ燃料の推進)を下記のように修正します。「また、バイオ燃料をめぐる制度やインフラの整備、ライフサイクルの視点からエネルギー収支、CO2収支を踏まえた取組の推進、国民に対する理解促進も図っていくこととしています。」</p>
603	234	2部 2章 3節	<p>5. 人材の育成</p> <p>個人ベースの自己努力も必要であるが、強調しなければならない点は、大量生産・大量消費のライフスタイルの形成に大きく関与している企業による経済活動が生物多様性に大きな影響を与えているという点です。企業の経済活動に関してはCSRが言及されていますが、基幹業務そのもので生物多様性への負荷を回避する取り組みを定着させることが必要です。</p> <p>NGOを実践主体として更に活用できるよう、NGOの人材育成にも焦点が当てていただきたいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、企業と生物多様性の関係は、社会貢献活動だけでなく、原料調達など企業活動全般に及んでおり、このことについて前文の(各主体の役割)に記載しております。また、ご指摘の趣旨を踏まえて、第2部2章3節1.1(具体的施策)の8点目を下記のとおり修正いたします。「○ 例えば、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売、保有している土地や工場・事業場の敷地での生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示、社会貢献活動のあり方など企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインなどを関係者の幅広い参画を得て策定します。(環境省)」</p> <p>また、第2部2章3節5.1(現状と課題)にNGOとの連携について記述しているとおおり、人材育成に特化したプログラム以外にも、NGOとの協働による様々な取組を通じて人材育成が図られると考えます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
604	244	2部 2章 4節	<p>「具体的施策」として砂漠化の進む主な地域に、砂漠化防止・砂漠緑化の研究をするとともに現地住民内に研究者・実践者を育成する「研究実践センター」の設立が望まれます。その運営を支援し協力することが望まれます。</p> <p>中国、中東、アフリカなど地域独特の条件があるため、それぞれに対応できる砂漠緑化するための研究が必要です。</p> <p>現地側による研究・実践、意識改革がなければ砂漠化防止の成果はできません。砂漠化防止の対症療法では永続する成果は期待できません。現地側の立ち上がりを支援する観点を入れていただきたいです。</p>	<p>砂漠化対策として、現地側の立ち上がりを支援する観点からは、現在、「砂漠化防止対策技術の移転手法等検討調査」及び「温暖化影響等を勘案した砂漠化対策形成の検討」において、現地住民の能力向上（キャパシティ・ディベロップメント）を主目的とした事業を行っています。</p>
605	250	2部 2章 4節	<p>現在取り組まれている違法伐採対策としてグリーン購入法がありますが、現状では効果は限定的であり、これだけでは不十分です。調達ガイドラインの改善強化、水際において違法材や違法動植物の取引を阻止・禁止する法制度、JAS法において木材製品の生産地、樹種表示の義務化を図るなど、の対策が必要です。</p> <p>また、グリーン購入法の対象を民間まで広げていかなければなりません。特に建築、建設、出版印刷等の業界は重要です。一般国民に対しては木材利用の意義と森林の問題についての教育を義務教育に取り入れていくべきです。</p>	<p>グリーン購入法は、政府が率先的に環境配慮型製品を購入することで買い支えを行い、市場への需要の転換を促進することを目的としています。そのため、今回いただいた御意見の趣旨はグリーン購入法の目的とは馴染まないのではと考えております。</p> <p>なお、現在のグリーン購入法においては、民間事業者に対してできるだけ環境配慮型製品を選択する一般的責務を示しており、毎年全国で、ブロック別の法律とその基本方針の普及啓発にかかる説明会を行っているところで</p> <p>さらに、グリーン購入の取組を広げる観点から、平成19年度においては、グリーン購入法の措置対象となっていない地方公共団体、民間事業者への普及実態把握調査を行うとともに、本措置の普及・啓発のための方策を検討・実施する予定です。</p> <p>義務教育においては、中学校技術・家庭科で木材の特徴と利用方法について学ばせるとともに、中学校社会科で木材などを含む環境問題について考えさせるようになっていきます。</p>
606	258	2部 2章 4節	<p>グリーン購入法の対象分野を、木材だけでなく食料品やバイオマス資源、エネルギー資源などにも拡大し、更には基準を強化し、合法性のみならず生物多様性も盛り込んだ持続可能性にシフトさせる必要があります。</p>	<p>グリーン購入法は政府調達が見込まれるものを対象にしており、通常の食料品等は対象に馴染まないと考えられます。なお、グリーン購入法では毎年一般より提案を受け付けており、新たに品目追加を希望する場合は、正式な形でご提案いただければ、検討したいと考えています。</p> <p>また、現在、生物多様性の考え方も含む森林の持続可能性の概念については、林野庁で国際的なコンセンサス作りを取組中であり、国際的なコンセンサスが得られ次第、グリーン購入法においても検討したいと考えています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
607	7	前文	<p>第二部全体に施策の方針が書かれているものの、取り組みの主体や時期、具体的方法、予算など具体性に欠けているように思います。それゆえ、ここに書かれていても実際には実施されない恐れがあるのではないかと思います。</p> <p>よって、各省がしっかりと取り組むために、実施計画書をつくることなどを明記してはいかがでしょうか？</p> <p>また、戦略策定後に、各省がより具体的に詰めますが、その時も国民が意見を提示する機会があるべきだと思います。</p>	<p>実施主体については、具体的施策の後ろに（）書きで記載しています。また、時期や方法等についても、できる限り記載しました。それぞれの施策の主体が、着実な実施に向けて予算の確保などに努めていくこととなります。本戦略の実施状況については、毎年点検することとしており、点検結果を踏まえた着実な実施を推進します。点検の際にはパブリックコメントを実施し、中央環境審議会からその後の施策の方向性について意見をいただきます。</p>
608	254	2部 2章 3節	<p>現在、金融機関の途上国での経済発展のためのプロジェクト融資により、生態系が破壊されています。</p> <p>アジア開発銀行には日本が多額の融資をしており、JICA、JBICに関しても、日本政府の意向が強く反映される仕組みになっていると思います。</p> <p>日本国内の生物多様性の喪失の減少も、もちろん重要ですが、日本が関与する途上国での生物多様性の喪失にも責任を持つべきです。日本政府や外務省が関わることなら、なおさら、この具体的施策において、そのような生物多様性の喪失をとめるための施策を書くべきだと思います。</p>	<p>第2部2章7節2において、わが国の政府開発援助における環境影響の回避最小化について記載しております。</p>
609	30, 35	1部 2章 4節	<p>(1)第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略 「第2章 生物多様性の現状と課題 第4節 生物多様性の現状」 について</p> <p>p. 30とp. 35において、以下のように海洋生態系の豊かさに言及し、この生物多様性を保護する姿勢を示していることを評価します。実態ある行動計画を期待します。</p> <p>P. 30 日本近海には、世界に生息する 112種の海棲哺乳類のうち50 種(うち40 種はクジラ目) 、世界の約15,000種といわれる海水魚のうち約25 %にあたる約 3,700 種が生息するなど、豊かな種の多様性があります。</p> <p>P. 35 また、日本で孵化したサケがベーリング海などを回遊したり、日本で繁殖しているザトウクジラが北アメリカ沿岸を餌場としているなど、多くの回遊魚や海棲哺乳類が国境とは関係なく広い範囲の海を利用しています。これらの移動する動物を保全するためには、わが国における取組だけでなく、各国と協力した取組が必要です。</p>	<p>具体的施策の着実な実施に努めていきます。</p>
610	77	2部 1章 1節	<p>海洋保護区の重要性と強化を謳っていることを評価します。また、その重要性の理由として、「国境を越えた長距離の移動を行う海棲哺乳類やウミガメ類などの回遊ルート of 保全」を上げている点も国際環境団体として非常に共感を覚えます。具体的な数値目標をあげその実現に向けて実態ある行動を強く望みます。グリーンピースは世界中の海の40%を海洋保護区にすべきと考えています。</p>	<p>第2部1章9節1. 1に記載しているとおり、漁業対象種以外の海洋生物や移動性動物に関するデータ等、不足している海洋の生物多様性に関する情報の収集を推進するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための海洋保護区の態様や設定のあり方を含めた必要な措置について検討します。現時点で、具体的な数値目標の設定などは困難ですが、科学的知見に基づき、海域ごとの生態系の特性に応じた生物多様性保全のための戦略を策定していく予定です。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
611	173 249	2部 1章 9節、 2部 2章 4節	<p>国家戦略として「海洋保護区(サンゴ礁)のネットワークに関する勧告」が決議されていることを意識している点を重視いたします。 よって、沖縄県名護市辺野古の陸域からサンゴ礁内にかけて建設が予定されている上記開発に関しては、中止することを、行動計画に盛り込んでください。</p>	<p>サンゴ礁保全行動計画の具体的な作成方法及びそこに記載される内容については、今後検討して参ります。</p>
612	175	2部 1章 9節	<p>(現状と課題)(具体的施策と思われる)の4項目に不整合があります。 環境省が(現状と課題)の1項めで生息状況に関する情報収集を進めるとしている生物には、2(3?)項めで農水省が言及するサメが含まれていません。ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類とともに並記すべきです。記載しないなら、理由が必要です。 2(3のことと思われる?)項めにはサメ・海鳥・ウミガメとともに海棲哺乳類も加筆すべきです。国立科学博物館が把握している海棲哺乳類のストランディングレコードを見ても、海棲哺乳類が定置網などに多数混獲されているのは事実です。また混獲される海洋生物に関しては、水産業との利害関係とは関係なく、野生生物の保護・管理の側面から陸生生物に対する対応と一貫性を持った対応を基盤におくべきです。ですから農林水産省は、海棲哺乳類の混獲の削減にも取り組むべきです。2項めから4項め(3項めから5項めと思われる)にかけて農林水産省が海生生物に対する対応を3つに分けています。 2(3のことと思われる)項めでは「混獲回避技術の開発、改良…混獲の削減を図ります」としているのに対して4(5のこととおもわれます)項めで鯨類に関してのみ「捕食の実態を把握し…影響緩和の取り組みを推進します」と区別しています。その「捕食の実態を把握する」調査に関しては過去の調査結果を十分に利用し、予防原則に則り「調査」や「害獣処理」と称しての鯨類捕獲が安易に行われないようすべきです。</p>	<p>情報収集については、ご意見を踏まえ、(具体的施策)の1点目を以下のとおり修正します。「ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類などの・・(環境省、農林水産省)」 混獲生物については、マグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。 鯨類捕獲に関しては、当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業種につきましては、今後の検討課題としたいと考えますが、その際は、当該漁業の実態や陸生生物と水生生物の生息環境の違いなどについても考慮する必要があると考えます。 また、「調査」や「害獣処理(駆除?)」が安易に行われているという実態はありません。</p>
613	178 180	2部 1章 9節	<p>2.4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進 および 2.8 野生生物による漁業被害防止対策の推進 について</p> <p>陸生生物に言及した、「2章1節 野生生物の保護と管理 p10 2.4 野生鳥獣の生息状況などの調査・研究」など陸生生物に対する具体的施策」と比較すると、(4)に挙げた2つの項目は海洋生物のとらえ方が農林水産省の海洋生物利用者の権益確保ととれる施策のみに偏っているのが目立ちます。 生物多様性国家戦略なので、陸生生物と同様に、農林水産省とともに環境省も積極的に関与し、野生生物の保護・管理という側面からもっと言及すべきです。 以下の列挙項目にとどまらず、海洋生物に関する「具体的施策」のうち、農林水産省の意見のみが列挙されている項目については、環境省側の言及項目を同じ本数加えるか、双方の話し合いで合意された項目に変えてください。</p>	<p>沿岸・海洋の生態系の確保については、環境省を含む関係省庁が連携して施策にあたることとしており、原案のままとしたいと考えます。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
613	178 180	2部 1章 9節	<p>1章9節 沿岸・海洋 p7 2.4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進 (現状と課題) 水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、水産資源の適切な保存・管理は、国連海洋法条約により沿岸国に課せられた責務でもあり、国民に対する水産物の安定供給の確保と生物多様性の保全の観点からも重要です。 また、サメ・海鳥・ウミガメの混獲や深海の生物多様性への漁業影響を理由にしたマグロ延縄漁業や公海トロール漁業に対する否定的な国際世論や、生物多様性条約における公海での海洋保護区の設置の動き、ワシントン条約における国際取引の規制下で水産資源を管理しようとする動きに対して、生物多様性の保全の視点だけでなく、科学的根拠に基づく水産資源の適切な保全と持続的な利用についても提唱し続けることが重要です。 (具体的施策) ○ 水産資源について調査船による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を推進します。(農林水産省) ○ 資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理については、わが国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制(IUU)漁業の排除に取り組みます。(農林水産省) ○ 鯨類資源についても、科学的研究に基づく保存と持続的利用を国際的に確立させるよう努めます。(農林水産省)</p>	<p>沿岸・海洋の生態系の確保については、環境省を含む関係省庁が連携して施策にあたることとしており、原案のままとしていたいと考えます。</p>
613	178 180	2部 1章 9節	<p>1章9節 沿岸・海洋 p7 2.8 野生生物による漁業被害防止対策の推進 (現状と課題) 漁業生産に大きな被害を与える大型クラゲなどの野生生物の大量発生は、海洋汚染や水産資源の乱獲などによる生物生息環境の変化などが原因との指摘もなされています。また、外来魚・カワウによる食害被害を含め、生態系のバランスが崩れ生物多様性を減少させることが懸念されています。このため、科学的知見を踏まえた野生生物による漁業被害防止対策を推進し、適切な生物多様性の保全を図ることが重要です。 (具体的施策) ○ 環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に外来魚やカワウの食害防止に向けた効果的な駆除などの適切な対策を講じます。(農林水産省) ○ 希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)[再掲(同節1.6)] ○ 鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見をふまえて、その影響緩和の取組を推進します。(農林水産省)[再掲(同節1.6)]</p> <p>2章1節 野生生物の保護と管理 p12 ○ 野生鳥獣の適切な保護管理の推進については、国、地方公共団体、研究機関、民間団体などの連携が重要であり、その充実強化に努めます。(環境省、農林水産省)</p>	<p>沿岸・海洋の生態系の確保については、環境省を含む関係省庁が連携して施策にあたることとしており、原案のままとしていたいと考えます。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
614	259	2部 2章 4節	<p>「2章4節 国際的取組 p23 4.4 農林水産分野における地球環境保全への貢献」 について</p> <p>1. 混獲生物には海棲哺乳類もいますので、当項目の(現状と課題)には海棲哺乳類を加筆すべきです。</p> <p>2. また表現上の問題ですが、当項目の(現状と課題)では、ワシントン条約(CITES)を野生生物保護のための条約というよりも“漁業活動を阻害するもの”と捉えているように読み取れます。日本はワシントン条約に加盟しているものの、鯨類について付属書I掲載種の留保を続けています。本来であれば留保を撤回すべきです。第一義として野生生物保護のための条約を批准している国であることを明記してください。</p> <p>3. 公海トロール漁業が海山上の生物多様性を破壊する側面があることを明記してください。記述がトロール漁業の弁護だけにとどまっています。</p> <p>4. また、海山上の生物多様性を保護するための国際条約策定を具体的施策に含めてください。</p>	<p>1 番目について、当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。</p> <p>2 番目のワシントン条約は、野生生物の一定の種が「過度に国際取引に利用されることのないよう」これらの種を保護するために締結された条約であって、持続可能な利用を否定するものではありません。また、ワシントン条約については附属書掲載を留保する権利も認められており、我が国は、科学的に掲載が不合理であると判断されたものについて附属書掲載への留保を行っています。</p> <p>3 番目に提案のあった件につきましては、漁業に限らず、人間の経済活動等が環境に影響を与えることは避けられない事実です。トロール漁業についても自然に生息する魚類資源を漁獲対象としていることから、環境に一定の影響を与えております。こうした中、現在、公海トロールが破壊的であると主張している勢力は、科学的な根拠が不十分であることを認めつつも、早急なトロール漁業の中止を唱えております。科学的根拠がない中で、環境に悪影響を与えている恐れがあるとして、やみくもに特定の漁業を中止に追い込むことを認めれば、それ以降あらゆる漁業活動が環境に悪影響を与えるものとし、その存在を否定される恐れがあり、適当ではないと考えます。現在、トロール漁業を盛んに行っている欧米諸国のみならず、我が国においても、トロール漁業が環境に与える影響についての調査を実施するとともに、環境への負荷を最小化する研究に取り組んでおります。公海漁業を適正に管理する国際的な枠組み作りも進められております。科学的な知見に基づいて、環境を保全しつつ、漁業を持続的に行っていくことが今後ますます重要であると考えます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
				4番目に提案のありました件につきましては、「2章4節 国際的取組-4. 開発途上国への協力-農林水産分野における地球環境保全への貢献」の欄への追記の提案となっておりますが、当欄については開発途上国への協力について記載している欄でありますので、提案のありました件については、「1章9節 沿岸・海洋-2. 里海・海洋における漁業-4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進」に含まれており、その具体的施策の項目において「○我が国漁船による操業の確保や資源の持続的利用と適切な管理などを目的とした二国間・多国間による漁業協定を毎年度47協定以上に維持・増大します。」と記載しており、提案のありました国際条約につきましても含まれていることを御理解願います。
615		2部	<p>第二部の「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」全体について</p> <p>陸生生物について環境省が見せている積極的な姿勢は評価できるものの、海洋生物については「食糧資源」としての考えがまだまだ強い農林水産省の独壇場になっており、環境省の声が小さいことに懸念を覚えます。エコシステムアプローチを正しく解釈し、この環境省と農林水産省との違いを理めていくことが生物多様性条約の趣旨からする必要があります。</p> <p>また表記上の問題ですが、並記の際に環境省は「、」を用いるのに対して農林水産省（水産庁と思われる）は「・」を用いていると見受けられます。国家戦略の記述なので、単なるコピー＆ペーストではなく、統一ルールに基づいて整理してください。</p>	第2部1章9節（基本的考え方）に示したとおり、平成19年4月に成立した「海洋基本法」もふまえ、関係省庁が一層連携して沿岸・海洋政策を進めていきます。なお、表記については統一がとれていない部分について修正します。
616		全般	<p>2部構成であることについては、第1部が理念を示すもの、第2部が実現のための施策の一覧として、全体としてやや分量が多すぎて読みにくいという難があるものの、良い構成だと思う。</p> <p>第1部は必ずしも科学的ではなく、諸説ある内の1説を偏重している可能性があるものの、政治的理念と目標を示すものとして、ある程度説得力のあるものになっていると思う。</p> <p>第2部は具体的な施策について、担当する省庁を明記して列記しているため、内容が煩雑で読みにくいものの、具体的な対応についてどの省庁が担当しているかを知るための良いツールになると思う。</p> <p>ただ、例えば自然再生のように複数の省庁が担当していることになっていても、実際には主に担当している省は環境省であり、農水省や国交省は相変わらず抵抗勢力であるというように、複数の省庁の連携がとれていない場合が多々ある。この傾向は組織の中央よりも末端で著しく、相変わらずの縦割り行政、縄張り意識、部局による法解釈の微妙な違い、省庁によって業務の遂行手法が異なること等が災いしているものと思われる。</p> <p>そのため、生物多様性の保全を目的とした活動を行うにあたり、複数の省庁にまたがる対応が求められるような場合に、その調整を行うような中立の部局や機関を設けることはできないだろうか。せっかく構築された国家戦略を実のあるものにするため、実施機関とは別に調整機関を設けることは非常に大きな効果があると思うので、是非ご検討いただきたい。</p>	里地里山の保全や自然再生の取組が進むなど、以前に比べ生物多様性に係る施策における連携は進んできており、今後、さらに関係省庁間の円滑な連携に努めていきます。
617	44-	1部 3章 2節	ただ漠然と目標をかかげているのではなく、地域ごとの現状と今後の目標、100年後のイメージが記載されているので、イメージが湧きやすかった。	(感想・その他)

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
618	133	2部 1章 6節	<p>1. 7 草地の整備・保全・利用の推進 草地の生産性や機能を維持するため、放牧の取り組みを推進したり草地の整備等に関する支援をすることは重要ですが、現実的に見て難しい印象をうけました。草地における生物多様性の確保を維持していくために、これからは草原と人との関わり方が昔と変わってくるのではないかと。バイオマス資源という観点からの草原の利用をはじめ、草原について理解を深め、ファンを増やすための環境学習やエコツーリズムを地域ぐるみで推進していく。それを行うことにより、いろいろなところにお金がおちて地域が経済的に潤えば、地元からもより草原保全の意識が高まるのではないかと。地元ではまだまだ草原再生の意識が浸透していないので、地域への働きかけをより強めていく必要があります。パークボランティアの活躍の場をもっと広げていけたらと思います。</p>	<p>国では飼料自給率の向上を図るため、放牧等の取組を推進しているところです。草地の多面的な機能を活用し、草地や放牧家畜とのふれあいの場としての活用についても取り組んでいるところです。 ご指摘のとおり人との関わりによって保たれてきた自然環境を保全するには、地域住民の方々の理解、協力のみならず、様々な主体の協働により進められることが不可欠であると考えており、その実現のため、地域ごとの特性をふまえた施策を推進してまいります。</p>
619		全般	<p>第3次生物多様性国家戦略案を拝見し、原生物（真核の単細胞生物）の記述がほとんどないことに気がつきました。</p> <p>原生物は顕微鏡サイズのために、我が国だけでなく、その生息状況の情報整備は極めて遅れ、絶滅が危惧される状況の種の把握等が困難な状態となっています。原生物は生態系では食物連鎖の底辺を占め、他の多くの生物の生存を支える役割を果たしています。また、大型生物の消化管内や細胞内に共生して宿主の生存に必須の役割を果たしている種も多く存在します。一方、活発な食細胞活動によって、水質の浄化にも貢献しています。原生物の棲息範囲は様々で、淡水や海水はもとより、土壌に棲息する種もいます。乾いた砂やほこりの中でも長期間の乾燥に耐える形態（シスト）で生存したり。赤道直下から極地や高山の雪原にも存在し、自由生活の種もあれば寄生や共生生活の種もあります。したがって、環境悪化による原生物の種類と数の減少や、熱帯魚や大型の水棲動物とともに国内に持ち込まれる外来種の繁殖は、我が国固有の生態系の維持の崩壊の原因となる可能性があります。同様に、温暖化に伴う原生物の種類の変化も生態系に影響を及ぼすと予測されます。</p> <p>原生物には、天敵に遭遇すると細胞を膨らませたり、刺胞を放出したり、毒性の色素胞を放出して防御する種もあります。獲物を粘着性物質で吸着したり、毒針を注射して麻酔して捕獲したり、自分と同サイズの細胞を丸ごと食胞に飲み込み数分で消化する種もあります。走光性、走化性、走地性を持つ種が多く、細胞内共生生物を取り込んで各種ストレス耐性を獲得したり、共生生物を持たない同種を殺す機能を有する種もいます。原生物が持つこれらの多様な機能は、基礎生物学の研究材料としてだけでなく、新規有用物質の検出や細胞の新機能の応用開発を期待させるもので、生存種類の情報収集と絶滅前の種の保存が必要です。</p> <p>日本原生動物学会では、2004年に「原生動物種一覧作成委員会」を設置し、国内の原生動物の生息種類の調査を開始し、現在、継続して調査中です。</p> <p>「第3次生物多様性国家戦略案」の中に原生物についても、生物多様性を維持する重要メンバーとして積極的に取り入れてくださいますようお願いいたします。</p>	<p>さまざまな特徴を持つ原生物については、重要な機能を有しているものもあることから、遺伝資源としてその保存と利用を行っていきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ジ	部、 章 節	意見	対応案
620	14	1 部 1 章 2 節	<p>「必要に応じて農薬や化学肥料などを適切に使用して農産物を生産することは、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べものの確保に寄与する」とありますが、農薬や化学肥料の不適切な使用は生物多様性の保全および安全な食べものを阻害してきました。たとえば、残留農薬による生物多様性の減少、化学物質過敏症のひとつは食べられない、農家における農薬中毒などです。修正案として「有機農業など環境に配慮した農業は本来、食料の生産に加え、多様な生きものも生み出す活動であるという視点に立ち、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べものの確保に寄与する」を提案します。</p>	<p>有機農業だけではなく、広く環境保全型農業全般の取組も生物多様性の保全に資するものであるため、本文については以下のとおり修正したいと思います。 「農業は食料の生産に加え、多様ないきものも生み出す活動であるという視点に立ち、不適切な農薬の使用や化学肥料に過度に依存した農業を改め、環境に配慮した農薬・肥料等の適正使用をすすめるとともに、有機農業をはじめとする環境保全型農業を積極的に進めることが、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べものの確保に寄与することにもなります。こうした農業生産環境における土壌微生物や地域に土着する天敵を始めとする生物多様性の保全が図られることで、農業生態系の病害虫抑制の機能が発揮されることとなります。」</p>
621	128 - 129	2 部 1 章 6 節	<p>現行における農薬や化学肥料の適正使用は、生産のための適正使用であり、生物や環境のための適正使用ではありません。抜本的には有機農業の推進が有効です。「○ 農薬・肥料などの生産資材の使用などを推進することが重要である。」、「○ 農薬についてはすべての動植物、微生物に対する毒性が明らかではないので、さらに環境への影響が生じないよう、農薬ごとに農薬使用量大幅低減の推進を図ります。」、「○ 以上のような、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うと同時に、安全かつ良質な農産物を供給するためには、有機農業を核とする環境保全型農業の推進が有効であり、今後これを推進します。」を修正意見として提出します。</p>	<p>我が国においては、食料自給率の向上が課題である中で農業生産活動については、生産性との調和に留意しつつ、生き物をはじめ環境保全に配慮した取組を進めることが必要と考えています。</p>
622	128 - 129	2 部 1 章 6 節	<p>IPMだけでなく有機農業を推進することが重要です。天敵に影響の少ないといいますが、すべての生きものに影響の少ない農薬はありえないので、有機農業の推進が最も有効です。「○ 病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用やほ場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）および有機農業を積極的に推進します。これらの取組により、土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進します。」</p>	<p>「1. 2 生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進」の部分は施肥、防除についてより具体的な方策について記述している箇所であり、全体として一つの技術体系を織りなす有機農業については、「1. 1 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進」の部分で有機農業の推進について記述しています。</p>
623		2 部 2 章 1 節	<p>レッドデータの充実をさらに進めるべきではないでしょうか。 レッドデータは、環境政策をすすめるうえで保全すべき種の基準として用いられ、特に環境アセスメントでは、このリストに挙っているかどうかで保全策が大きく変わります。 このようにレッドデータは環境政策に大きく影響するにも関わらず、科学的なデータにもとずいた種の選定は僅かしかありません。さらにレッドリストに選定されても、保全策を立てるために必要な生態情報が不足している種がほとんどです。 「客観的な基準で絶滅危惧種を選定するための情報収集」と、「保全策を立てるために必要な生態情報収集」をさらに進めていただきたいと思います。 ご検討、宜しくお願いたします。</p>	<p>レッドリストの作成に当たっては、各分類群の専門家や学会の協力を得て最新の科学的知見を反映させるべく努めているところですが、ご指摘は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
624	23	1部 2章 2節	このとおりですが、森林は林地と地上部の林木からなり、このフレーズの課題である地球温暖化では、林地～森林土壌のCO2固定能が大変大きいということが分かってきました。また、侵食やシカ等による被食が要因となる森林土壌の流亡が、生物多様性の減少だけでなく、水源涵養、国土保全等、本来の公益的機能を大きく減少させています。以上から「林地～森林土壌」の重要性をもう少し強調されてはいかがでしょうか。	樹木だけでなく、土壌での固定は重要と考えており、多くの炭素を固定している森林については、地表部のほか森林土壌も含めて捉えているところです。しかし、湿原や草原が土壌と記述しているのと比べると土壌が明示されていないため、御意見を踏まえ、「多くの炭素を固定している」を「多くの炭素を樹木や土壌に固定している」と修正します。
625		1部 3章 2節	(草原) この生態系タイプもCO2の固定から見て重要な場です。とくに湿原は生物多様性に富むとともに、比熱の大きな水塊を伴うことが多く、気候の安定化を通じて大きなサービスを提供する場です。湿原を保全することは、湿原の形成する変動系～遷移系列を保全することにつながり、多様性を保全することに他ならないと思います。国土としてみた場合の降水量の多さ、一方で国民一人当たりとしてみた時の蓄積の小ささ、地形要因による流出の早さなど、わが国の自然環境の中で、湿原は特記すべき資源であり、森林土壌同様、重要性がもう少し強調されてもいいかな、と考えます。	湿原の泥炭や土壌への固定については明記されているとともに、湿原生態系の重要性については、各所で記述しているところと考えています。
626	65	1部 4章 2節	いわゆる外来生物法を制定し、体系的な外来種対策に取り組んでこられました。国民の中にも徐々に認識が深まってきているように感じます。とくに絶滅の危機に瀕する種に関係する外来種対策は充実しています。しかし、予防原則という観点からは不満が残りました。すでに広域に分布を広げ、あるいは生態的地位を確立してしまった種が指定されてきた、という印象があります。3つの危機はどれも深刻ですが、第3の危機は、今後5年の成熟社会の中ではもっとも強力な手立てが必要な対象と考えます。すでに進行しているとも聞いていますが、外来種による在来種への圧迫はかなり前から有識者は知っていた、ということもあります。有識者のネットワークによる情報交換を制度化するなど、外来種による影響の未然防止に向けた対応策のうち、公表できるレベルの施策は是非記載いただきたいと考えます。	外来種による影響の未然防止に向けた対応策などについては、有識者からのヒアリングなどにより情報収集に努めています。なお、外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。また、希少種の生息地や国立公園などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。
627	67	1部 4章 2節	管理の不足により、わが国では、間伐の十分でない55齢級程度的人工林の蓄積が大きくなってきています。森林・林業基本法の考え方によれば、これら間伐の不十分な林分は、地域ごとに、資源の循環的な利用に供すること、国土保全のために活用すること、いずれの選択も可能な状況になってきました。人工林は森林の4割程度、国土の4分の1という広域であるため、ここでの取り組みの如何は、わが国の生物多様性を大きく左右すると考えられ、何らかの記載が必要と考えます。	当該箇所にて記述しているとおり、間伐の実施や、多様な森林づくりの推進に努めていきます。
628		全般	まずは、膨大な記述、本当にご苦労様でした。内容を議論するために、パブコメにも少し厚めの概要版が必要と感じました。「生態系ネットワーク」が随所に記載されており、流域というわが国でとくに大切な考え方が強調されるなど、自分としては前回の不足事項が要領よく見直されていると思います。	(感想・その他)

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
629	24	1部 2章 3節	1. 現状分析において危機意識が少ない 第1部第2章第3節「3つの危機の背景」では、戦後50年間の急激な開発（24頁）において、「急激な開発が収まる、あるいは緩やかになっている」との表現があるが、開発行為によって良好な自然状態が残された生態系が非常に少なくなった現状、この状況下で残された天然林・自然林をターゲットにした伐採が続けられている現状、それらによって種の激減が続いている現状など、我が国の生物多様性保全が進められないまま危機的状況にある記述がまったく不足している。	本節では、戦後50年の急激な開発を客観的・全国的なデータをもとに記述を試みているものです。
630	36-37、 37-38、 87	1部 2章 5節、 2部 1章 2節	2. 絶滅危惧生物種と地域の保護に関する国としての一元化した具体的な施策がない 第1部第2章第5節「保全の状況」では、各種の既存法令に基づく各省庁におけるバラバラな保護施策を評価している。他方で、36～37頁の「制度の概要」においては、そうした中で、生物多様性国家戦略の根幹となる生物多様性条約に基づいた「種の保存法」に関わる記述が余りにも少ない。我が国の現状では、絶滅危惧生物の多さに比して法的に指定された生物種と生息等保護区が余りにも少ない種の保存法の欠陥を踏まえると、今回のような記述が続く限り、種の保存法の存在そのものが問われ、生物多様性条約・生物多様性国家戦略の実効的側面が大きく問題視されることになる。 また、37～38頁の「地域指定制度」においては、国有林野の「保護林」や「緑の回廊」が「率先した」取り組みとして評価されている。しかし、我が国の国有林面積に比して保護林や緑の回廊の面積は一部であるので、それらが拡大される方向が示されなければならない。 自然公園や保護林など各省庁による保護地域が絶滅危惧生物の大半をカバーするのかがどうか、地域指定制度が全体として問われる観点である。 87頁に飛ぶが、既存法令による大区分された保護地域とは別途に、種の保存法による種ごとの保護管理のための地域（生息地等保護区）も必ず急速に拡大する必要がある。	種の保存法の重要性はいうまでもないことですが、御指摘の箇所では生物多様性に関連する制度について網羅的に示すとともに、新・生物多様性国家戦略策定後に制定・改正されたものについては、ごく簡単に概要を記述するという構成をとっています。 また、保護林や緑の回廊について、御指摘の箇所では現状を記述しているものですが、施策としては、91ページに保護林や緑の回廊の設定について記述されており、今後も設定の推進に努めていきます。 生息地等保護区についても、指定に努めていきます。
631		1部 3章 2節	3. 生態系ネットワークと陸上の自然の地域区分は意味曖昧で不確実である 第3章「生物多様性の保全及び持続的利用の目標」の第1節「目標と評価」においては（42頁）、既存法令に基づく既存の保護地域（地域大区分）だけが挙げられている。しかし、生物多様性条約や種の保存法で最重要視されている「生息域内保全」を具体化する、希少種ごとの生息地等保護区が、里地・里山地域を含んだ非保護地域において、積極的な種の保存が図られるのかどうか、新たな保護地域を拡大するのかが、大きな観点となる。 第3章第2節「国土のランドデザイン」（44頁以降）における奥山自然地域・里地里山地域・都市地域の記述において、相対的に自然性の高い奥山自然地域は国土の2割弱しかないという記述から広大な面積を有する国有林を含んでいないと判断される。しかし、国有林は森林・林業基本法では生物多様性保全を含む公益的機能・多面的機能を重視していることから、奥山自然地域に国有林が含まれると明記すべきである（46頁）。そうするならば、奥山自然地域における生物多様性保全のあり方と林業施策との関係に基づいて、目標が明確になるはずである。 第4章第2節の「基本戦略」（64～65頁）では、「里地里山と農林水産業」と題して戦略が記述されており、逆に、奥山自然地域で木材生産中心の林業が行われている現状に対して戦略を欠くことになる。また、67頁の森林の保全・整備においては、生物多様性に関わり里地里山の人工林が取り上げられているが、奥山自然地域の天然林・自然林が触れられていない。	奥山自然地域については、相対的に自然性の高い地域としており、土地の所有によって区分されるものではないと考えます。 また、自然林については、67ページ26行目以降「さらに」から明記しており、奥山地域の天然林の保全管理も当該記述に含まれています。

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
632	83	2部 1章 2節	<p>4. 国家としての調査体制が必要である 国立公園など自然公園における具体的施策として（83頁）に、環境省みずからが生物多様性の現状と破壊の把握を行うこと、とりわけ保護地域にある希少植物の盗掘に対する実効ある保護対策を用意すべきことを加えるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、第2部1章2節2. 2（具体的施策）の1点目を次のとおり修正します。 「……、国立公園の巡視や監視をはじめとする現地管理体制を引き続き充実、強化するとともに、……」 なお、生物多様性の現状と破壊の把握を行うことについては、82ページ28行目に記述させていただいております。</p>
633	90-91, 103-104, 110-124	2部 1章 2節、 4章 1節、 5節	<p>5. 農林水産業との関わり 国有林の保護林・保安林について（90～91頁）、現状肯定的な記述がなされているが、保護林や緑の回廊が生物多様性保全のためには小面積であること、保安林は伐採が可能であることなどの欠陥がある。91頁では、国有林野の森林すべてに生物多様性保全が関わるはずであるが、「特に公益的機能の発揮が要請される森林については1, 245万haを目指して保安林指定をするとの具体的な記述がある。これについては、国有林野の中でどの程度の割合であるか明示すべきである。森林の多面的機能・国有林野の公益的機能には生物多様性保全が含まれているので、どのような森林でも生物多様性保全を考えなければならない認識を示すべきである。 第4節農林水産業では（103～104頁）、「原生的な天然林に限られ、人工林・里山林が広大である」旨の記述があるが、奥山自然地域にある広大な自然林・自然植生の部分はどうか記述されていない。また、104頁において記述すべき奥山自然地域における林業については、まったく触れられていない。 第5節森林では（110～124頁）、森林の多面的機能や国有林野の公益的機能が記述されているが、それらに含まれる生物多様性保全は、保護林と緑の回廊だけで行うように記述されている。112～114頁では、森林の機能類型区分に応じた林業が記述されているが、それぞれにおける生物多様性保全が書かれていない。これは、新たな森林・林業基本法が制定される以前の林業施策そのものであり、その上で、120頁には、森林施業上の生物多様性保全に配慮することが書かれている。したがって、保護林と緑の回廊以外の地域は、木材生産という林業対象とし、重大な機能の一つである生物多様性保全は「単なる配慮」だけで具体的な施策が認められない。ちなみに、124頁以降では、特別な保全・管理が必要な森林については保護林を、特に保護を重視すべき野生動植物については、取扱方針をそれぞれ設定する旨が記述されており、生物多様性保全がそれらの種や地域に限定されていると言える。以上の部分は、林業白書など林野庁の表現そのものであり、将来を目指す国家戦略として新しい部分がなく、新たな森林・林業基本法の理念にも合わないと考え。</p>	<p>ご指摘の国有林の考え方については、第2部1章5節1. 11（現状と課題）（P122の15-23行に記述しています。 森林の整備に当たっては、地域の実情を踏まえ、野生鳥獣の生息環境となる広葉樹林や針広混交林の造成を図るなど、野生鳥獣との共存にも配慮した対策を適切に推進することとしています。 森林・林業に関しては、森林・林業基本法に基づき記述しております。</p>
634		2部 1章 2節	<p>第2部行動計画、第1章国土空間的施策、第2節重要地域の保全では、79頁に自然公園（国立・国定公園）の見直しが記述されているが、また、重要な地域として記述された海域と同様に、陸上において保護の中核となるため、奥山自然地域とされなければならない国有林における保護地域の拡大が必要である。</p>	<p>ご指摘の考え方については、第2部1章2節6. 1（具体的施策）の第1点目に記述しています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
635		2部 2章 1節	第2章横断的・基礎的施策、第1節野生生物の保護と管理（189頁以降）においては、とくに191～192頁において、種の保存法による指定種がレッドリスト掲載種に比較して圧倒的に少ない現状と、生物多様性条約・種の保存法には「生息域内保全」が基本とされていることを明記すべきである。また、201頁の生態系を攪乱する要因として、外来種と非生物的要因が挙げられているが、生物の絶滅原因として、従来から、外来種のほかに、開発行為による生育地・生息地の破壊・分断化、希少野生動植物の盗掘・密猟・違法販売などが挙げられてきた。現今、問題視された外来種に重点を置きすぎ、上記の絶滅原因を総合的にまとめた現状認識と保護策について記述が少ない。	絶滅のおそれのある種数、種の保存法による指定種数や、指定種の拡充については、いずれも第2部2章1節1. 2において記述しているところです。また、種の保存において生息域外保全が基本であることについても、第2部2章1節（基本敵考え）方の第3段落に明記しております。なお、第2部第2章第1節の3. は、特に種横断的な対策が求められる「第3の危機」に対応した記述部分となっており、それ以外の原因によるものについては、第2部2章1節1. 2において、それぞれの種の減少要因等に応じた対応を行う旨記述しているところです。
636	26	1部 2章 3節	・経済のグローバル化の点ですが、輸出入のみにフォーカスされていますが、経済のグローバル化の本質は、金・人・物の液状化現象です。天然資源や遺伝資源を含む生物多様性が市場の自由化によって、企業による開発・他に資源の乏しい国家の政府による管理が困難になっている現状を言及する背景があると思います。また、日本は輸入大国として、世界のどのような資源を利用しているかという視点で、生物多様性の資源大国への援助が重要かと思えます。	他国の生物多様性を利用しているという視点に立った国際協力の推進について、73ページ13行目以降で明記しているところです。
637	61	1部 4章 2節	・企業の取り組みについて、社会経済的なしきみを組みこむ必要がある、とありますが、企業が生物多様性保全に関するポジティブなインセンティブをつくることと平行して、生物多様性破壊を行っている企業に対するネガティブなスクリーニングをする仕組みが必要なのではないかと思っております。 良いラベリングの普及とともに、悪いラベリングやランクをつくる方法を考える必要があるのではないのでしょうか。	「民間参画の決議」でもあるように、民間部門の優良な取組の奨励は大きな意味があると考えます。
638	61-	1部 4章 2節	・広報やパートナーシップの面とも関係すると思えますが、NGOや市民活動との協働の中でも、青年リーダーの育成に特に力をいれる必要があるのではないかと考えます。次世代を担う青年みずからが生物多様性保全・アウトリーチ（認知度をあげるための活動）を行うことで、同世代の青年に共感を生み、次世代の研究者・政策立案者を育てることが可能ではないかと考えます。	人材の育成は、重要な課題として、基本戦略の中で取り上げているところです。今後も実効性のある人材育成の充実に努めていきます。
639		2部 2章 1節	第2部 種の保存法に基づく新たな種指定を増やすとともに、確実に保全すること。 淡水魚の場合、最近、追加種がまったくありません。現状を考えるときわめておかしいと思えます。また、国の責任において、これらの種のより積極的な保全への取り組みを強く要請します。広域範囲の買い取り、増殖を行うための組織や研究施設などに対する支援など、具体的、効果的で包括的な対応を強く望みます。	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定種数の増加等については、第2部2章1節1. 2に記載しており、これに基づいて特に保全の優先度の高い種の保全を進めていく考えです。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
640		2部 2章 1節	動物ばかりでなく、生物全般にわたって外来種の増殖は心配です。 また、ブラックバスなどの放流と釣りに関しては、釣り具メーカーや関連業者の利益ばかりをはかっているとしか思えません。 生態系の狂いは、更なる想像できないような危機に追いやられると思います。 強い対策を切に望むものです。	外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。 また、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。
641	111	2部 1章 5節	京都東山のアカマツ林はもはや存在しません。20世紀末にマツ枯れで壊滅し、アラカシやコジイに置き換わりました。現存するのはわずかな単木の生き残りだけで、再生すべき森林かも知れませんが保護はとっくに手遅れです。しっかり認識して下さい。	京都の東山国有林におけるアカマツ林等について、京都市、NPO、学識経験者等からなる「東山森林管理協議会」との連携・協力関係を強化しつつ、一般市民や民間企業等の参画による古都京都を彩る森林景観づくりを推進しています。
642	113	2部 1章 5節	原生的とは人間の手が入っていないという意味であり、原生的な森林においては人間は猟師が山に入るなど一時的・訪問的な資源利用者に過ぎず、生態系の構成要素としては機能していません。従って原生的な森林と人間とは共生しているとは言えません。項目名に使われているのが日常語・比喩的表現としての「共生」という言葉であるとするなら、生態系の取り扱いを論じる、すなわち学術用語としての「共生」が用いられるような場面で用いては、混乱を招くためやはり不適切です。項目名は「自然・生活環境保全林」とでもすべきです。 里山は本来資源(燃料・肥料)供給林であり、里山生態系を維持するには資源を収穫し持ち出す必要があります。また、特用林産物を利用するために森林を維持する場合があります。代表的な例がマツタケ山です。これらでは人間の作用が生態系を決定的に支配しており、森林生態系の中で人間がキーストーン種として機能しています。森林資源生産と生活環境保全とは画然と分かれているものではありません。資源の利用を行う経済林であっても木材生産を主目的としないものについては、本項に含めて保全のみならず生産も行うことを明記する必要があります。	森林の3つの機能区分は、森林施業の類似性や森林の公益的機能に対するニーズ等を勘案して区分しているものであり、「森林と人との共生林」については、森林生態系の保全、生活環境の保全や森林空間の適切な利用を重視する森林が該当します。
643	113	2部 1章 5節	木材を中心とする林産資源は循環利用にならないことは、林学の基礎を学ぶか、少なくとも林学の1種試験の勉強をすれば理解しているはずですが、森林においてある程度物質が循環するのは収穫を行わない場合です。この項目名は「何だかよさそうなイメージ」のある循環という言葉を実態に反して用いることで「優良誤認」を招くもので、不適切です。「木質バイオマス(またはマテリアル)生産林」とでもすべきです。	木材は、伐採、造林、保育といった森林施業のサイクルを通じ再生産が可能な資源であることから、木材生産を重視する森林を「資源の循環利用林」として区分しています。
644	133	2部 1章 6節	上記の通り里山林は単独で閉じたものではなく、資源の持ち出しがあって初めて成立する生態系です。例えば「土作り」に里山資源を利用するなど、それらの資源の出口を確保しなければ管理は不可能です。山だけ切り離して考えることはできません。	環境と調和の取れた農業生産を推進するため、たい肥等有機物の施用による土づくりを推進しており、里山林から供給される落ち葉やおが屑なども重要な資源の一つであると考えています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
645	231	2部 2章 3節	<p>「白砂青松の創出」においては、作ったあとの管理がきわめて重要となります。整備して終わりではなく、むしろ整備は始まりに過ぎません。これも一種の里山林であり、落枝・落葉の資源利用(あるいはコストを投入しての除去)なしには維持できません。その管理の戦略的見通しについても考慮する必要があります。また、白砂青松の海岸クロマツ林においては共生微生物であるきのこにも価値があり、これも重要な資源の一つです。「利用しやすい海岸」とするならば、きのこの採取に関しても配慮する必要があります。</p>	<p>今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
646	4	前文	<p>【意見】 新・生物多様性国家戦略策定後の国内の動きとして、例示されている法律のほかに平成18年12月名称も含め抜本改正された観光立国推進基本法を加えるべき。 また、観光立国推進基本計画（2007年6月29日閣議決定）に記述されている観光旅行の促進のための環境の整備に係る施策には、生物多様性の保全に寄与するものが少なくないところ、国土交通省において観光に関する政策と施策を所管する担当部局の観光庁設置に向け組織の拡充が計画されていることをもかんがみ、これが参画を得て現案第2部の第2章横断的・基盤的施策において観光関連分野への言及を適切に組み入れ、より総合的な計画とするための追加・修正等を行うべき。</p> <p>【理由】 生物多様性が人間にとって有用な価値を提供するケースとして観光を看過することはできない。優れた自然環境や自然景観、里地・里山に代表される文化的景観など生物多様性の保全を図るべき対象域が、名所・名勝として古くから観光地として親しまれ保存されてもきた。官民の諸調査によれば良好な自然環境や文化的景観のもとでの体験型観光がこれからの主流となることが確実視されており、持続的な観光としてわが国でも普及しつつあるエコツーリズムやグリーンツーリズムを地域振興の方途に求める地域も少なくない。2007年1月より施行された観光立国推進基本法、及び同年6月に当該法に基づき策定された観光立国推進基本計画において、今後の望ましい観光のあり方として観光地における環境及び良好な景観の保全を取り込んだのは昨今の世界的潮流を受けた蓋然的な措置であり、観光を介して生物多様性の保全に係る当事者意識を観光関係者の間に普及し、具体的行動を促す契機とするため。</p> <p>また、本戦略の見直し時において既に施行され、多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化と政府が一体となった施策の推進を基本姿勢とする密接に関連する他の法律や制度は、関係性を明示し、良きパートナーとして当該関連法による施策が生物多様性保全の観点から適切かつ有効であることを評価する視点のひとつとすることができると考えられる。</p>	<p>御意見を踏まえ、生物多様性の保全に係る法制度として、36ページ40行目「エコツーリズム推進法」の後に、「観光立国推進基本法」を追記します。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
647	37	1 部 2 章 5 節	<p>【意見】 第5節の2に記述されている生物多様性の保全に資する地域指定制度の例示に、関係法としての「文化財保護法」とそれに基づく名勝、天然記念物及び文化的景観を追加すべき。</p> <p>【理由】 保護制度発足以来90年を経る名勝、天然記念物は、地方公共団体が条例により指定し保護の対象にしているものを加えると相当数に及び、全国津々浦々に所在し、多くが土地の自然と人の関わりを通じてもたらされた所産であり身近な存在として親しまれ、結果的に生物多様性の保全及びその思想の普及、浸透に寄与している。また、2004年の法改正により新たな文化財として創設された文化的景観は、わが国の生物多様性を脅かしている第2の危機とされる里地・里山の荒廃に対し、土地の歴史、風土、文化の視点から捉え多様な主体の参加により対抗するツールとしてその効果が期待されるところ、第2部第1章第2節の5に特出されていること、地方と協働して具体的に選定がはじまっていることを考慮し、本制度が地方の主導を前提とするがゆえに保護地域の拡大をもたらす新たな保護手法を採用している点で、生物多様性の保全に資する地域指定制度の今後のモデルとして注視すべきものであることにかんがみ、先の生物多様性国家戦略策定後に新設されたこの制度についてその根拠法、「文化財保護法」とともに例示として加えるべき。</p> <p>現案の同段落に例示されている「森林法」を根拠とする運用規定に過ぎない「国有林野管理経営規定」を例示にあげていることとのバランスにおいても、その機能からしても「文化財保護法」を例示しない事由は無いと思料される。</p>	<p>当該箇所では、生物環境の保全を直接の目的としたものについて、指定面積等を示して例示しているものです。</p> <p>一方、「文化財保護法」及び地方条例に基づき指定・選定されている「名勝」、「天然記念物」、「重要文化的景観」は、文化財としての価値の保存を目的としたものであり、結果として、生物環境の保全について一部寄与しているものがあるが、直接の目的としたものではないため、記載することは困難です。</p>
648	79	2 部 1 章 2 節	<p>【指摘】 現案文にある「・・・は、世界遺産条約やラムサール条約に・・・」は「・・・は、ラムサール条約や世界遺産条約に・・・」とする。</p> <p>【理由】 上記2条約について92・93頁で後述されている順序と合わせるため。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
649	79	2 部 1 章 2 節	<p>【指摘】 現案文にある「保護地域にも指定されています。」は「保護地域にも登録（または記載）されています。」とする。</p> <p>【理由】 指定なる用語は両条約による保護制度についての誤解をもたらさないため。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
650	93	2 部 1 章 2 節	<p>【意見】 現案文では世界自然条約について自然遺産についてのみの記述にとどめているところ、文化遺産にも言及することとし、世界遺産条約登録資産と標記し、施策の概要、現状と課題、具体的施策に記述されている現案文に文化的景観を含む文化遺産及び候補物件を含む暫定リスト記載物件に関する記述を適切に追加すべき。</p> <p>【理由】 文化遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」及び「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、いわゆる里山を含む緩衝地域を併せて登録資産としており、人が自然と関わって作り出した景観に価値を見いだすことで生物多様性の保全思想の普及啓蒙におおいに寄与するものであり、原生的自然に登録基準を求める傾向のある自然遺産のみにより生物多様性の保全と関係付けるのでは、本条約の適切な履行姿勢とは言えないものと思料される。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第2部1章2節9（施策の概要）を次のとおり修正します。</p> <p>「・・・3件が自然遺産として記載されています。 また、文化遺産として記載されている「<u>紀伊山地の霊場と参詣道</u>」及び「<u>石見銀山遺跡とその文化的景観</u>」などについては、文化財的価値のほか、「<u>世界遺産条約履行のための作業指針</u>」において「<u>自然と人間の共同作品</u>」として定義されている文化的景観としても価値が認められています。」</p> <p>これらについて、関係機関が連携して、世界遺産として認められた価値を・・・」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
651	222	2部 2章 3節	<p>【意見】 特異な自然が所在し、その構成生物種の多くが絶滅が危惧される状況に瀕している琉球列島では、地方公共団体、民間諸団体、研究者、住民など多様な主体の参画・連携を促す機会を供与する場の整備が喫緊の課題であるところ、人文科学部門を含む専門機関の設置を財政的に支援する施策が必要。</p> <p>【理由】 従来の種の指定や生息・生育地の指定による現行の手法ではツールとして十分な効果が期待できず、また時間的にも限界があり、里山や林業用地についても広く生物多様性を保全するための方策の樹立と実行を加速させる必要があり、そのため多様な主体が協働する体制づくりを促すための専門施設が不可欠。</p>	<p>P224に国土の生物多様性保全のために地域が主体的に行う取組を支援する方策について検討することを記載しています。</p>
652	242	2部 2章 4節	<p>【意見】 生物多様性関連条約として取り上げている世界遺産条約について、現案文では自然遺産のみの記述にとどめているところ、文化遺産も包括的に記述すべき。</p> <p>【理由】 人と自然のかかわりに由来する文化的景観をも顕著な普遍的価値の対象とするに至った経緯及び本条約の運用、生物多様性の保全に寄与するうえでの文化的景観の意義にかんがみ、また本条約の適切な履行を推進するうえからも文化遺産にも言及すべきと史料される。 文化的景観が導入され、また「世界遺産条約履行のための作業指針」において自然遺産と文化遺産の登録基準が統合されるに至る経過での論理や理念にそった運用により、生物多様性の保全に資する国際的枠組みとしての本条約の履行に適切に対処することになるものと考えられる。 なお、具体的施策として最後に列記されているアジア地域の開発途上国への支援についてのみ、世界遺産として包括的な用語を使用していることに</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第2部2章4節2. 4（現状と課題）を次のとおり修正します。</p> <p>「・・・3地域が、自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。また、「紀伊山地の霊場と参詣道」及び「石見銀山遺跡とその文化的景観」などの文化遺産についても、「自然と人間の共同作品」として「世界遺産条約履行のための作業指針」で定義されている文化的景観についての価値が認められ、世界遺産一覧表に記載されています。</p> <p>これらの適切な保全・・・」</p>
653	147	2部 1章 8節	<p>1 山紫水明という言葉がある。かつての日本の川はほとんど全て、一部を除き、清流といえた。焼津港を流れている江川（堀川）でも、洗濯が出来た。構造的にそうした清流が失われている。その原因は複合的であるが、一つ一つ、解決していくしかない。そうしないと清流は戻らない。けれど、取りもどさなければならない、という強い信念を織り込んでほしい。あわせて、国土交通省、農水省で、科学的・根本的に具体策を挙げ、実行してほしい。</p>	<p>第2部1章8節2. 1. 2において記述のとおり、下水道等による各種污水处理を実施するとともに、浄化用水導入や浚渫、直接浄化施設の整備、流水保全水路の整備等の水質浄化対策を実施しています。また、水質汚濁が著しく、生活環境の悪化や上水道への影響が顕著な河川・湖沼・ダム貯水池などにおいて、関係機関が一体となって水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施することを目的に、水量、水質を対象とした水環境改善緊急行動計画を作成し、重点的に水質改善のための取組を行っているところです。</p>
654	147	2部 1章 8節	<p>2 もうひとつ、山紫水明で明らかに失われているのは、ダムによる濁りである。上流にダムのある河川では、間違いなく下流部で水が濁ってくる。ダム本体の水の濁りも許せないが、下流部の水の濁りをどうすれば解消できるのか、日本人の古来からの風景感を取り戻すためにも、これは是非何とかしてもらいたい。これも強く信念を表明するとともに、国土交通省、農水省に、根本的な具体策を検討してもらいたい。</p>	<p>ダムの濁水放流長期化への対策については、第2部1章8節2. 1. 3に記述をしている通り、選択取水設備や清水バイパスの設置・運用などを実施しております。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ジ	部 、 節	意見	対応案
655	83	2部 1章 2節	<p>◎ 屋久島におけるヤクシカの保護管理計画を早急に求める</p> <p>屋久島においてはヤクシカによる貴重な野生植物に及ぶ植生被害が懸念されている。同時に農作物被害等、人間の生活域への影響も見逃ごせない。こうした現状に対し、屋久島独自の保護管理計画の策定を環境省主導のもと早急な対策として定める必要がある。</p> <p>特に屋久島の垂直分布が海岸域まで残る屋久島の生態系のコア部ともいえる西部地域（国立公園特別保護区・世界自然遺産登録地域）でのシカによる植生被害が増大している。特にこの地域の現状分析を急ぎ、科学的データを集積する調査研究を進め、屋久島全体の生物多様性と生態系維持を計る事が早急に望まれる。</p>	<p>屋久島においては、197ページ28行目に記述されているように、ニホンジカ（ヤクシカ）による植生等への影響が懸念されており、ニホンジカ（ヤクシカ）の分布と生態系への影響に関する調査を実施しています。今後とも科学的データに基づく影響把握に努め、国立公園及び世界遺産地域の適切な保全管理手法の検討に活かしてまいります。</p>
656	94	2部 1章 2節	<p>◎ 屋久島に世界自然遺産・生物多様性に関する科学委員会の創設を求める</p> <p>知床の世界自然遺産登録に際しては科学委員会が設置され成果を得たと聞く。屋久島においては1993年登録されて以来解決されるべき課題は山積されている。</p> <p>良好な自然遺産を将来的に維持し、人と自然の調和を旨とするためにも、科学的な知見に基づく新しい島のありかたを明らかにしていく必要がある。これまで永年に渡り屋久島研究に携わってきた様々な分野の科学者の知を集めた科学委員会の創設を求める。</p> <p>今しも環境省による矢原徹一氏（九州大学大学院教授）を中心とした調査研究プロジェクトや大澤雅彦氏（東京大学大学院教授）の調査研究が進行中だ。これまでの永年蓄積された幾多の研究成果の実りが屋久島の生態系保全に果たす意義は大きく、問題解決への糸口となる。こうした成果を基に地域の自治体や環境保全に積極的に取り組む住民も交えた新たな協議の場が設定されることが望ましい。そのためにもまず、環境省の具体的な施策として科学委員会を立ち上げて欲しい。そこに地域の住民が関わり、地元に着した組織が構築されることで、より永続的に屋久島の生物多様性の維持と必要性が認識され、世界自然遺産への意識が向上し保全が計られる。今後屋久島においても益々環境省の存在意義と主導性が問われる時代を迎えている。この第3次生物多様性国家戦略は、国の根幹となる国是として機能して欲しいし、国民の希望となることを願っている。</p>	<p>（具体的施策）に記述のとおり、屋久島及び白神山地区においても、管理体制と科学的知見に基づく保全管理について、充実を図ってまいります。</p>
657		全般	<p>今回の多様性計画は、現在生じている生物種への危機を的確に捕え、我が国にとどまらず、地球規模での現状と課題を網羅的に評価しており、また、その対策(国家戦略)についても極めて網羅的に記述されており、恐らく取りうる施策は備わっていると考えられます。したがって、国家戦略推進のために必要なものは、その推進のための仕掛けではないでしょうか。</p> <p>現状認識、課題の評価、実施する施策については、前述のように十分に描かれているものの、戦略をどのように実現するかについて、戦略案は不十分の印象があります。即ち、関係省庁の連絡会議での取りまとめ、中央環境審議会への報告、審議会の意見集約など、これまでの他の政府計画と異なるところがなく、必ずしも国家戦略の確実な推進が図られるか疑問です。</p> <p>したがって、より強力な推進体制の必要性を国家戦略上に明記すべきと考えます。</p> <p>例えば、現在の個別にある関係法を生物多様性推進を目的とする「特別措置法」の中で明確に位置付け、個別法による多様性確保の進捗に必要な特別措置を定めることなど。</p> <p>また、全体のとりまとめ組織を連絡会議事務局的なものでなく、各省の措置の是正や推進を督促できる権限を備える必要があります。前述のような特別措置法の立案権限を持つことなど。さらに、多様性を実現するための財政的な措置についても各省庁の予算によるのではなく、自ら計上すべきです。</p> <p>他省庁が、予算獲得のいわば材料として多様性を掲げるのではなく、実効性の意ある予算措置が必要で。</p> <p>以上、本戦略が画餅に帰すことのないものとするための措置を明記することが、戦略推進、実現にとって不可欠であると考えます。</p>	<p>今後とも関係省庁の連携を進め、具体的施策を戦略に基づいて一体的に実施できるよう努めていきたいと考えます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
658	169	2部 1章 9節	<p><該当箇所> P169 第1章第9節（基本的考え方）下から7行目 ～長距離の移動・回遊を行いつつわが国の沿岸を利用する渡り鳥やウミガメなどの動物については～ <意見> ～長距離の移動・回遊を行いつつわが国の沿岸を利用する<u>鯨類</u>や渡り鳥やウミガメなどの動物については～ <理由> P30（日本の生物多様性の特徴）に、「日本近海には、世界に生息する112種の海棲哺乳類のうち50種（うち40種はクジラ目）～中略～が生息するなど～」と記されています。長距離を回遊する動物に、鯨類が記されていないのは、いかにも不可解・不自然です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修文します。「渡り鳥やウミガメ類、クジラなどの海棲哺乳類、魚類などの動物については」</p>
659	175	2部 1章 9節	<p><該当箇所> P175 第1章第9節 1.6（具体的施策）3項目（再掲・同節2.7へも同じ意見） サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については～ <意見> 鯨類・サメ・海鳥・ウミガメなどの混獲生物については～ <理由> 大型クジラは毎年100頭前後が混獲され、その中には絶滅寸前のニシコククジラも含まれています。鯨類を明記する事は必然です。</p>	<p>当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。ニシコククジラについては、既に捕獲禁止となっており、また現在、水産資源保護法に掲載することが検討されております。</p>
660	175	2部 1章 9節	<p><該当箇所> P175 第1章第9節 1.6（具体的施策）5項目（再掲・同節2.8へも同じ意見） 鯨類などの大型生物による～中略～影響緩和の取組を推進します。 <意見> 当該項目の全文削除 <理由> 魚類などの水産資源が減少しているのは、これまでの乱獲が原因である事は明白です。漁業者が拿捕される事を覚悟して“豊かな漁場”を求め、たびたび他国の海域で操業している事からも、日本の海が乱獲により資源の枯渇傾向にある事が証明されています。このような、公然の秘密のような状況をわかっていながら、水産資源の減少理由が鯨類であるかのような文言を、生物多様性国家戦略の中に記する事は恥ずべき事であり、許されません。</p>	<p>本項目は、鯨類と漁業との競合について記載されているものです。2001年3月には、FAO（国連食糧農業機関）水産委員会において、鯨類による魚類等の捕食と漁業との競合に関する調査をFAOが行うことが合意されており、また、同年10月には、FAO（国連食糧農業機関）とアイスランド政府が共催した「海洋生態系における責任ある漁業に関するレイキャビック会議」において、生態系アプローチによる責任ある漁業管理のあり方が議論されているなど、現在、生態系を管理する方策として、単一魚種毎に管理するのではなく、複数種を一括管理するという流れが盛んになってきております。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
661	178	2部 1章 9節	<p><該当箇所> P178 第1章第9節 2.4（具体的施策）3項目 鯨類資源についても、科学的研究～ <意見> 鯨類研究については、<u>致命的調査を中止し、科学的研究～</u> <理由> 現在鯨類に対して行われている致命的調査は、十分な生息数調査が行われていないため、個体群に与える影響を評価できない状態にあります。これは、生物多様性の考え方とは相反する行為です。科学的研究を行うためには、まず、致命的調査を中止しなければなりません。</p>	<p>鯨類捕獲調査による捕獲頭数は、当該鯨種の持続的な再生産を脅かす恐れのない範囲内で設定されています。</p>
662	193	2部 2章 1節	<p><該当箇所> P193 第2章第1節 1.3（現状と課題）5行目 ～移動・管理などを行い、飼育繁殖に関して大きな成果を挙げています。 <意見> ～移動・管理などを行っています。 <理由> （社）日本動物園水族館協会内の種の保存委員会は、飼育・展示動物を野生から捕獲する事が年々困難になる中、飼育・展示動物を絶やさないために、必要に迫られて繁殖に取り組んでいるに過ぎません。また、野生生物の生息域保全にはほとんど取り組んでいません。したがって飼育繁殖に関し、賞賛する文言は必要ありません。</p>	<p>動物園・水族館等は飼育下繁殖を通じて種の保存に大きな役割を果たしていると認識しており、現行の記述は適切と考えております。</p>
663	233	2部 2章 3節	<p><該当箇所> P233 第2章第3節 4.2（具体的施策）2項目 動植物園、水族館、自然系博物館などについては、今後も、人々の～ <意見> 動植物園、水族館、自然系博物館などについては、<u>珍獣展示やショーを中心とした娯楽中心の施設運営を改め、人々の～</u> <理由> 近年、動物園においては、飼育・展示動物の生態を考慮した展示方法が取り入れられ、飼育・展示環境が改善されつつあるものの、入園者数を確保するために、珍獣の展示を重視している傾向があります。水族館においては、大多数の施設がイルカやアシカなどによるショーを行っています。これらは、まるで、娯楽のためだけの施設としか考えられず、とても教育的施設とは言えません。このような現状を考慮し、学習の場として、教育的施設としての役割を担うためには、これまでの運営を改める必要があります。</p>	<p>現在の動植物園・水族館、自然史博物館のすべての施設が、ご指摘のような施設であるような表現の記載は適切ではないと存じます。（社）日本動物園水族館協会においては、会員となるための条件として、教育的活動、野生生物の保護、研究活動等について厳しい条件を課しています。動物園・水族館、自然系博物館の人々の学習活動への支援や教育普及の面で果たす役割は大きいと考えておりますので、その推進に努めて参りたいと思います。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
664	9, 35	1部 1章 1節、 2章 4節	ゲンジボタルの発光周期が地域によって違うという記述がありますが、気温によって発光周期が変化するという研究報告もあります。一概に西日本では2秒間隔、東日本では4秒間隔とはいえないため、遺伝子の多様性の例としては相応しくなく、削除すべきと考えます。代替りの例として「クロメダカの遺伝子が棲んでいる川の水系により異なる」はいかがでしょうか。	ゲンジボタルについては、気温によって発光周期が変化するという研究報告はあるものの、遺伝的な違いにより発光周期が異なることを否定するものではないと考えています。2秒間隔、4秒間隔については、おおむねそのような傾向があるとされているものの、温度により変わる可能性もあることから、35ページ5行目の「ゲンジボタルの発光周期は大きく分けて2秒間隔（西日本）と4秒間隔（東日本）があることが知られており、」を「ゲンジボタルの発光周期は西日本と東日本で異なっており、この違いは遺伝的な特性の違いによるものと考えられています。これは」と修正します。
665	17	1部 2章 1節	第3の危機として外来種による生態系の攪乱のみ記載していますが、19ページの説明では、化学物質による生態系への影響の記述もあります。タイトルに化学物質による影響も記述すべきと考えます。新・生物多様性国家戦略では記述がありました。	18ページ33行目以降では、第3の危機を化学物質も含めて人間により持ち込まれたものによる危機と整理したところであり、17ページ11行目ではその代表例として外来種を例示したものです。
666	21	1部 2章 2節	積雪量が多くなるとシカの生息に影響がある・・・とありますが、積雪量が少なくなるとの間違いでは？ 温暖化が進むと積雪量が少なくなり、エサが確保しやすくなり、シカの分布域は増えます。	御意見を踏まえ、21ページ25行目「積雪量が多くなるとシカの生息に影響があると考えられており」を、「シカの生息には積雪量が影響すると考えられており」に修正します。
667	47, 127	2部 1章 6節、 1部 3章 2節	里地里山の現状、今後の対応、計画に「不法投棄」に関する記述を加えるべきだと考えます。比較的粗大ゴミを捨てやすい里地里山はゴミの山と化しているところも少なくありません。不法投棄をなくす方策を考えなければ、人と自然との接点である里地里山の未来はないともいえます。	ご意見を踏まえ、第2部第1章第6節1. 6（具体的施策）の最後に下記を追加します。「 <u>○里地里山の保全・利用のあり方を全国に発信・普及するなかで、不法投棄などの生物の生息・生育環境を悪化させる行為を防止するための意識向上を図るとともに、不法投棄の防止に向けて地方公共団体などとの情報交換・相互協力のネットワークを強化します。（環境省）</u> 」
668	73 250 277	2部 2章 4節、 1部 4章 2節	パーム畑の拡大による熱帯雨林の減少が問題となっていますが、このことに関する記述がありません。難しい問題ですが、対応方法の一つとして消費者の購買行動に訴える方法もあるかと思えます。また地球温暖化防止の観点からも400 t・CO2/年と日本の森林よりもはるかに吸収能力のある熱帯雨林を守る方策を、国際社会の中で、協力して解決していくべき問題と考えます。例えば各国の炭素税の一部を熱帯雨林の保全費用に当てるとかはいかがでしょうか。	購買行動や企業活動については、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度などについて情報収集等を行うとともに（第2部2章3節2. 1、224ページ）、企業活動ガイドラインの作成や、国民ひとりひとりの理解と行動を促すための施策を実施します（第2部2章3節1. 1、222-223ページ）。

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
669	81	2部 1章 2節	国立公園内の自然度を大きく下げている施設としてゴルフ場があります。現状の制度では、なんら問題はないのですが、自然公園を謳う国立公園内に広大なエリアを占めるゴルフ場がいくつもあるのはいかがなものかと思えます。国立公園内の生物多様性の確保には、公園内のゴルフ場排除は必須と考えます。ゴルフ場に対する考え方、対策を示唆する必要があると考えます。	国立・国定公園内におけるゴルフ場については、自然公園法制定時は、公園の利用施設と位置づけていましたが、昭和48年にその取り扱いをやめ、以降、原則としてゴルフ場の新設や増設は厳しく制限する運用を行ってきました。国立・国定公園内の特別地域内に存在するゴルフ場は、基本的に昭和48年より前に整備されたものであり、これらについては適切に管理がなされている限り、問題はないものと考えています。
670	143	2部 1章 7節	屋敷林、雑木林の他、社寺林も都市に残された貴重な緑地といえます。社寺林に関する記述も必要かと思えます。	ご指摘の通り、社寺林は、樹林地や屋敷林とともに都市に残された貴重な緑地であり、7節に記載されている制度の中でも、特別緑地保全地区等により保全が図られております。本文では、屋敷林や雑木林を民有緑地の例としてあげておりますが、社寺林も含むものです。
671	6	前文	主体として企業を明記したことは重要であり、高く評価できます。さらに以下の点を修正等していただくと、より良いと考えます。 ・ 「原材料の調達」においては、国内に留まらず、海外各地の生物多様性に大きな影響を与えていることを明示する。 ・ 「社会貢献活動（CSR）」→「社会貢献活動あるいはCSRの一環として」※社会貢献とCSRは峻別すべきです。 ・ CSRについて言及するのであれば、「生物多様性の保全を配慮し、貢献することは、企業の社会的責任の一つと考えられる」と付け加えてもいいと考えます。	前文の当該箇所では、期待される役割を簡潔に記述しています。食べものなどの輸入について、11ページに記載しているほか、企業による取り組みとして40ページに平成19年に改訂された環境報告ガイドラインにおいて原材料の調達について記載されていることについて、記述を追加します。また、社会貢献活動（CSR）として記述している箇所については、御指摘のとおり社会貢献活動の内容であるため、「(CSR)」を削除します。
672	35	1部 2章 4節	原材料の調達などにおいて、日本企業やそのサプライチェーンの一部が海外各地の生物多様性に大きな影響を与えていることを記載するべきであると考えます。	当該箇所は、日本の生物多様性と世界の生物多様性が渡り鳥などの移動を通じて繋がっていることを記述している項目となっています。
673	40	1部 2章 5節	環境報告書等に記載されている企業による自然環境・生物多様性保全に係る取り組みのほとんどは、生物多様性の概念を理解・意識したものではなく、単に緑を保護する、増やすというものがほとんどです。そのことを指摘し、むしろ生物多様性を保全することの意味を理解し、活動することを推奨すべきであると考えます。特に、一部の植林活動等においては、本来の生態系や在来種に悪影響を与えかねないものもあり、注意を喚起することが必要と考えます。	40ページにも記述しているとおり、環境省が作成している環境報告ガイドラインが改訂され「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況」が記載すべき内容として追加されました。これに基づき活動が活発化し、報告がなされることが進むと期待されます。
674	61	1部 4章 2節	CSRを通じて企業が生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込むことの重要性を指摘していることを高く評価します。	(感想・その他)

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
675	66-	1部 4章 2節	企業の敷地内にある緑地（いわゆる工場緑地や、事業所の植栽、さらには社有林）は、地域の生物多様性を保全する上で重要な役割を果たしていたり、その可能性を有する場合があります。その可能性や、企業緑地を適切に管理・活用することを明示すべきであると考えます。特に社有林については、広大な森林を有する企業も少なくなく、重要であると考えます。	40ページに企業の土地を野生生物の保全活動や自然教育活動の場として活用することが期待されることが記載されています。こうしたことも含め、企業活動ガイドラインの作成に努めます。
676	75	2部 1章 1節	企業緑地も生態系ネットワークを構成する一要素になることを明示すべきであると考えます。	p75の（基本的考え方）2段落目に「奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域などの生息・生育空間が、河川、道路沿いの緑地、海岸などの縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連結された状態」と記述しているように、公有地、私有地（農地、都市）を問わず生態系ネットワークの構成要素として想定されています。本節で企業緑地のみ特筆することは不自然と考えられますが、p6の「各主体の役割」の企業部分において、保有している土地での生物多様性の保全について記述しています。
677	220	2部 2章 2節	バイオ燃料について、食料や飼料と競合しないことを指摘したことは重要です。しかし、これは国産バイオ燃料に限りません。むしろ量的には今後さらに海外産のバイオ燃料の使用の拡大が予想されます。海外産のバイオ燃料についても同様の配慮をすることを推奨することを明示すべきであると考えます。 また、気候変動の防止が重要であることはもちろんですが、気候変動を防止するためにはさまざまな方法があります。しかし、生物多様性を保全するための方法は限られており、また、一度破壊・消失した生物多様性は、復元することができません。このことに鑑み、バイオ燃料の使用においては、生物多様性の保全を優先させることを明示すべきであると考えます。	地球環境、地域の活性化や雇用、農業の活力という観点から、まずは国内における廃棄物等を原料としたバイオ燃料の生産拡大を推進することが重要であるため、食料と競合しない廃棄物等からのバイオ燃料の製造・利用に重点を置いて取り組んでおり、生産拡大を着実に進めていくこととしています。
678	222	2部 2章 3節	金融機関ならびに一般事業会社の国内外の投融資における生物多様性への配慮のためのガイドラインの作成が必要と考えます。（海外の金融機関の中には、独自のガイドラインを有するところもあります）	ご指摘の点については、前文の（各主体の役割）に「投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮」が企業の役割として記述されている通り、重要であると認識しております。ご指摘の趣旨を踏まえて、第2部2章3節1. 1（具体的施策）の8点目を下記のとおり修正いたします。「○ 例えば、 <u>生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売、保有している土地や工場・事業場の敷地での生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示、社会貢献活動のあり方</u> など企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインなどを関係者の幅広い参画を得て策定します。（環境省）」

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
679	250	2部 2章 4節	改定グリーン購入法において合法材のみを調達するように定めたことは画期的でした。今後は合法性のみならず、生物多様性への適切な配慮も条件に加えることが強く望まれるとの記載が必要と考えます。	現在、生物多様性の考え方も含む森林の持続可能性の概念については、林野庁で国際的なコンセンサス作りに取り組中です。今後、国際的なコンセンサスが得られ次第、グリーン購入法においても検討したいと考えています。
680	262	2部 2章 5節	生物多様性指標の開発は重要であり、この項目が追加されたことを高く評価します。評価対象地として、住宅地や企業緑地なども含めることを明示すべきであると考えます。このことにより、生物多様性の状況が不動産価値や企業による土地管理目標等に反映される状況になり、民間による生物多様性の保全が急速に進展することが期待されます。	ご指摘の生物多様性指標等は、第1部第3章第1節2において、「総合評価を行うにあたって（中略）開発を進めるものとしております。今回のご意見は今後の総合評価の議論の中で指標の検討を行っていく際の参考とさせていただきます。
681		2部 2章 3節、 前文、 1部 4章 2節	<p>以上とは別に、全般について希望することを以下に記載いたします。</p> <p>企業は今や世界中でもっとも活動の影響力の大きいセクターであり、生物多様性にも大きな（しばしば負の）影響を与えていることを考えれば、我が国における生物多様性の保全を今後一層推進するためには、企業による参画を大幅に拡充する必要があると考えます。したがって、本改訂案において、民間、特に企業の参画を明記したことは画期的といえますが、企業の与える影響の大きさを考えると、まだその記載内容や期待は過小であるように感じます。欧米の先進企業は言うに及ばず、我が国の企業においても、近年、生物多様性の保全に対する関心は急速に高まっており、また、具体的な活動内容も長足の進歩を遂げています。すなわち、企業には大きな影響力と責任だけでなく、能力と可能性もあるのです。</p> <p>さらに重要なことは、もともと企業活動は生物多様性を破壊したり、減少させたりすることを目的としているわけではないことです。企業活動の過程で、生物多様性に対する配慮が十分でない場合、結果的に生物多様性を損なっているに過ぎません。したがって、企業がその本業の活動において生物多様性に十分な配慮を行えば、生物多様性における危機の多くが解決ないしは軽減されるでしょう。また、企業活動もまだ生物多様性や生態系サービスに依存しているのであって、生物多様性を保全することは、企業の持続可能性のためにも必要なことです。ゆえに、企業活動を行う上で生物多様性の保全に配慮をすることは、企業の持続可能性を高めることにはなっても、企業活動と必ずしも対立することではありません。しかし、そのような配慮を最初に行う際には投資等が必要であることが多く、その一歩を踏み出させるインセンティブ作りが重要なのです。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、第2部第2章第3節2.1経済的措置の（現状と課題）に下記の文を追記します。「さらに、生物多様性保全に配慮した企業活動を促すために、例えば、投資における優遇措置など、直接的なインセンティブも考えられます。」</p> <p>また（具体的施策）に下記の文を追記します。</p> <p>「○ 例えば、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売、保有している土地や工場・事業場の敷地での豊かな生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示、社会貢献活動のあり方など企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインなどを関係者の幅広い参画を得て策定します。（環境省）〔再掲（同節1. 1）〕」</p> <p>また、第1部4章2節＜地方公共団体、企業や市民の参画＞3段落目の4行目に、「社会的な評価の仕組みを充実」という記述を追加します。その他ご指摘の点については、第2部2章3節1. 1（具体的施策）に記述した、生物多様性企業活動ガイドラインを関係者の幅広い参画を得て検討していく上での参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
681		2部 2章 3節、 前文、 1部 4章 2節	<p>以上のことを考えれば、より多くの企業に、より広範囲にわたって、生物多様性の保全に取り組むように国として呼びかけ、また、そのような先進的な企業を評価する仕組みを作るべきでしょう。</p> <p>その際に留意すべきことは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の企業ではなく、すべての企業が ・社会貢献としてだけでなく、本業において ・倫理感からだけでなく、事業の継続のために <p>保全に取り組むことです。</p> <p>こうした企業による生物多様性の保全の活動は、諸外国、特に欧米では既に10年以上前から積極的に行われているのに対し、我が国においては残念ながらそれほど活発とは言えませんでした。これは企業自体はもちろん、専門家や行政、あるいは一般市民も、企業の役割と力を十分に認識し、企業に責任と努力を求めなかったことが大きな原因であると考えられます。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、第2部第2章第3節2.1経済的措置の（現状と課題）に下記の文を追記します。 <u>「さらに、生物多様性保全に配慮した企業活動を促すために、例えば、投資における優遇措置など、直接的なインセンティブも考えられます。」</u></p> <p>また（具体的施策）に下記の文を追記します。 <u>「○ 例えば、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売、保有している土地や工場・事業場の敷地での豊かな生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示、社会貢献活動のあり方など企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインなどを関係者の幅広い参画を得て策定します。（環境省）[再掲（同節1.1）]」</u></p> <p>また、第1部4章2節<地方公共団体、企業や市民の参画>3段落目の4行目に、「<u>社会的な評価の仕組みを充実</u>」という記述を追加します。</p> <p>その他ご指摘の点については、第2部2章3節1.1（具体的施策）に記述した、生物多様性企業活動ガイドラインを関係者の幅広い参画を得て検討していく上での参考とさせていただきます。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
681		2部 2章 3節、 前文、 1部 4章 2節	<p>故に、第三次生物多様性国家戦略においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が生物多様性に与える影響の大きさを、企業も、その他のステークホルダーも、十分に認識し、企業が生物多様性を保全しなければ、生物多様性の保全は不可能であることを理解すること ・ すべての企業が特に本業において生物多様性の保全や配慮を行うことを求めること ・ そのために、各企業には、自社の活動が生物多様性に与えている影響を、企業単体ではなく、サプライチェーン全体で把握すること ・ それを基に、生物多様性を保全する方針を策定すること ・ 外部の専門家等とも協力しながら、保全活動を進めること <p>そして既に述べたように、こうした企業の努力に対して、国を含むステークホルダーは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業による生物多様性の保全を評価すること（投資家、行政） ・ 特に優れた活動を行っている企業を表彰すること <p>などが求められます。</p> <p>以上の考え方を、国家戦略の中に盛り込むことを希望いたします。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、第2部第2章第3節2.1経済的措置の（現状と課題）に下記の文を追記します。 <u>「さらに、生物多様性保全に配慮した企業活動を促すために、例えば、投資における優遇措置など、直接的なインセンティブも考えられます。」</u> また（具体的施策）に下記の文を追記します。 <u>「○ 例えば、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売、保有している土地や工場・事業場の敷地での豊かな生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示、社会貢献活動のあり方など企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインなどを関係者の幅広い参画を得て策定します。（環境省）〔再掲（同節1. 1）〕」</u> また、第1部4章2節<地方公共団体、企業や市民の参画>3段落目の4行目に、「社会的な評価の仕組みを充実」という記述を追加します。 その他ご指摘の点については、第2部2章3節1. 1（具体的施策）に記述した、生物多様性企業活動ガイドラインを関係者の幅広い参画を得て検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
682	135	2部 1章 7節	<p>都市域において、野生生物であるカラス類やムクドリ、外来生物であるドバトによる生活被害が深刻な問題になっているにもかかわらず、まったく言及も対策についても記載がないのは、大きな見落としである。</p> <p>この問題は、単にカラス類などが増えすぎているといった単純な問題ではなく、生活ゴミの種類や量、処理方法、人間の生活スタイルや都市構造物による空間構造といった都市生態系管理の問題である。また餌やりなど都市における野生生物と人との関係がどうあるべきかといった問題も含まれる。</p> <p>上記についての分析にもとづいた対処方策を示すべきである。</p>	<p>御指摘を受け、下記の記述を追加します。 2部2章1節 2. 3科学的計画的な保護管理（現状と課題）の最後部 <u>「カラスによる被害には、農作物への食害と都市における人間への生活環境への被害があります。都会におけるカラスと人との摩擦は、おもにごみを散らかすなどのアメニティへの問題です。」</u> （具体的施策）の16行目 <u>「蓋付き容器を利用する等のカラスの生活環境への被害の対処方法等についての普及啓発を進めます。」</u></p>
683	175	2部 1章 9節	<p>「サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については、」と大まかなまとめとなっているが、海鳥の混獲では沿岸域と外洋、定置網と延縄など地域や漁法によって被害を受ける種や程度がまったく異なっている。ここでは、地域と漁法による影響と対策を明記すべきである。</p>	<p>混獲への対策には混獲実態に則した検討をすることが必然的に含まれます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
684	200	2部 2章 1節	<p>野生鳥獣に影響がある、あるいは人間や家禽へ大きな影響がある病気は、鳥インフルエンザだけではない。鳥類について、最近大きな問題となった病気だけでも、西ナイル熱、鳥コレラ、ボツリヌス中毒、コクシジウム症など多数ある。「野生生物の感染症」として項目を作り、対策が必要な主要な病気を記述すべきである。</p> <p>鳥インフルエンザについては、鳥類だけでなくネコ科など哺乳類へも影響を及ぼす、野生生物保全上も重要な病気であることを追記すべきである。</p> <p>具体的な施策としては、症例および治療の収集体制、治療体制の整備が必要である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、この項を鳥インフルエンザなど、とします。</p> <p>また、「<u>鳥インフルエンザ以外の西ナイル熱やQ熱等の人獣共通感染症のマニュアルを取りまとめるとともに、都道府県からの情報提供を含め監視の強化に努めます。</u>」と追記します。</p>
685	189 190 192	2部 2章 1節	<p>(現状と課題)</p> <p>野生生物の保全はあくまでその生息地で行うこと、それが不可能な場合でもできるだけその近くの場所・地域で行うことが優先されることを明記するべきです。数頭を本来の生息環境から引き離し人工的で狭い囲いの中に閉じこめるなどして飼育下で繁殖させた個体は、動物の本来の習性や行動形態を失い、野生復帰は非常に困難となります。また、生息地外保全には多大な費用と労力、時間がかかります。費用対効果の観点からも、可能な限り生息地内保全が優先されるべきです。</p> <p>さらに、日本の大多数の動物園では環境教育や種の保存に対処できないという現状があり、もしそれらの役割を期待するのであれば、動物園法を制定し、動物園の定義や社会的役割を公的に定める必要があります。</p>	<p>ご指摘の通り、野生生物の保全は生息・生育域内における保全が基本と考えており（第2部2章1節（基本敵考え方）に記述）、生息域外保全はそれだけでは種の存続が難しい一部の種を対象（第2部2章1節1（施策の概要）に記述）としております。</p> <p>なお、(社)日本動物園水族館協会では、種の保存委員会などの組織を設けて血統登録や飼育動物の移動・管理などを行い、飼育下繁殖に関して大きな成果をあげています。</p> <p>動物園については、博物館法に基づく博物館の一つとして規定されています。また、環境教育の点でも、現行法令の範囲内でそのような教育普及事業は実施可能であり、種の保存法等の他の環境関係法令とあいまってご指摘の趣旨について対応すべきものと考えます。</p>

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
686	193	2部 2章 1節	<p>(施策の概要)</p> <p>(1) 狩猟依存について 「鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保を図る」とありますが、この10年の経過で狩猟者依存の被害対策が限界にきていることは明らかです。鳥獣害対策すなわち駆除という図式に偏ることなく、地域の環境条件や社会的状況等も総合的に判断しながら、被害防除の技術開発に取り組むことが必要です。また、NGO側からは常に総合的保護管理を実施する人材育成の必要性という代替案が出されています。</p> <p>(2) 地域個体群について ツキノワグマやニホンザルなどでは、孤立した地域個体群についての捕獲の総量規制が必要です。また、とりわけ、保護の必要性が最も高い四国のツキノワグマ個体群の保全の考え方を明記すべきです。</p> <p>(3) 違法捕獲について 行政、狩猟者、農家の間で違法捕獲があとを断ちません。捕獲の許可権限が市町村に委譲されたことにより、鳥獣の適正な保護管理が現場レベルでますます困難となっている現状があり、法律の周知徹底と一般への啓発普及をすすめる必要があります。また、違法捕獲個体は解放しなければならないことを明記すべきです。</p> <p><参照>生物多様性国家戦略における鳥獣の保護管理の記述 ■第1次戦略「狩猟が野生鳥獣の生息数コントロールに一定の役割を果たしているところから狩猟の適正な管理を進める」（『多様な生物との共生をめざして』P.38） ■第2次戦略「狩猟が野生鳥獣の生息数コントロールに一定の役割を果たしているところから、担い手となる狩猟者の確保を図るとともに、狩猟の適正な管理を進める」（『新生物多様性国家戦略』P.187） ■第3次戦略案「狩猟が野生鳥獣の生息数コントロールに一定の役割を果たしているところから、保護管理の担い手となる狩猟者の確保を図るとともに、狩猟の適正な管理を進める」（行動計画案P.116）</p>	<p>2部2章1節2.3に記述されているように、科学的計画的な保護管理において、西中国地方や四国地方のツキノワグマのように分布域も狭く孤立し、個体数の少ない個体群においては、健全に地域個体群を維持・管理していくことが課題です。</p> <p>必要に応じて、例えば西中国の山口県、広島県、島根県では3県の広域的な連携により、特定鳥獣保護管理計画において捕獲数の上限の目安を設定しています。</p>
687	194	2部 2章 1節	<p>(具体的施策)</p> <p>○鳥獣保護区の指定にあたり、「多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます」と記されていますが、この内容は鳥獣保護区の範囲を超えているものです。野生生物全体を含む生物多様性保護区のような新たな保護区概念が必要です。</p> <p>○沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地を保護区の指定に努めることに加えて、ジュゴン等の海洋哺乳類のエサ場や繁殖地の指定にも努めるべきです。</p>	<p>鳥獣保護区等に指定に当たっては、多様な鳥獣の生息環境を確保するという観点から、幅広いタイプの鳥獣保護区及び同特別保護地区を指定し、保護を図ることが必要であると考えています。沿岸を利用する海棲哺乳類については、調査を行うとともに保護についての具体的な方策を検討していきます。</p>

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
688	194	2部 2章 1節	<p>(現状と課題) 「鳥獣を資源利用や趣味として捕獲するだけでなく、鳥獣の個体数調整の手段としても重要な狩猟」という記述に従えば、「狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進める」という結論には結びつきません。 現代における狩猟は、主にスポーツや趣味として鳥獣を捕獲しその肉を食する等のために行われているものです。鳥獣を捕獲するという限りにおいて、鳥獣の個体数調整に資する役割も果たしていますが、狩猟は本来、個人の自由に基づく行為であり、科学的根拠に基づく総合的な保護管理制度に直接結びつくものではありません。捕獲の技術者と狩猟者をことさら混同してし、いつまでも狩猟者依存の施策しかないかのように主張することは、鳥獣害問題の解決を遅らせるばかりです。 そもそも、鳥獣害は、単に捕獲すれば解決する問題だという認識に間違いがあります。生息地管理、被害防除、個体数調整に加えてその地域の社会的・経済的条件等に応じて実施する総合的保護管理対策を行うことが必要であり、そのためには、ワイルドライフマネージメントの制度及びそれを支える人材の育成が必須です。</p> <p>(具体的施策) ○ 「鳥獣によって被害を受けている農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進するため、網・わな猟免許を分離して創設した編猟免許・わな免許の制度を活用して、鳥獣の保護管理の担い手の確保に努めます」ではなく、「生物学、生態学等に加えて社会学的な知識や訓練に基づくワイルドライフマネージメントの制度及びそれを支える人材の育成に努めます」とすべきです。 ○ わなの使用の促進は、必ず、人身事故や錯誤捕獲や混獲を増大させます。わなに標識の設置の義務づけがあること、錯誤捕獲の場合は速やかに解放すること、絶滅のおそれのある地域個体群の生息域ではくくりわな、とらばさみの使用を禁止することの周知徹底をはかるべきです。 【事例】2007年10月13日 日本農業新聞 東大阪市でイノシシ捕獲用のくくりわなに中学生かかりけが。標識も看板もなく違法。</p>	<p>鳥獣の保護管理においては、特定鳥獣保護管理計画に基づいて行われる、個体数調整、被害防止対策及び鳥獣の生息環境の整備等総合的な施策が必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところです。</p> <p>また、2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の(具体的施策)の記載のとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施し、鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。</p> <p>鳥獣保護管理の担い手である狩猟者が減少していることから、鳥獣によって被害を受けている農家自らが鳥獣の捕獲の担い手となることは重要であると考えため、原文の表現が適当と考えます。</p> <p>また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の(具体的施策)に記載されているとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施します。鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。</p> <p>農業等被害の防止のため農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進する等の施策に取り組む一方で、錯誤捕獲の防止や狩猟に伴う危険等を防止等のため、狩猟におけるくくりわな、とらばさみの使用等の規制を強化し、狩猟者に対する当該規制の周知徹底を行うことで、適切な鳥獣保護管理を進めることとしています。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部 、 章 、 節	意見	対応案
689	196	2 部 2 章 1 節	<p>(現状と課題)</p> <p>「科学的・計画的保護管理」の意味するところが明らかではありません。科学は、仮説を実証しながら真実に到達しようとする行為であり、そのためには常に正確なデータを取り、実施結果のモニタリングを行い、それに応じて実施方法を変更していく過程を含んでいます。しかし、保護管理の主体を狩猟者依存としているために、モニタリングもフィードバックも単なる言葉のみに終始し、いつまでたっても科学的保護管理の手法が確立されないのが現状です。</p> <p>さらに、地方分権一括法の施行で鳥獣の捕獲の許可権限が都道府県から市町村に委譲されたことにより、都道府県が市町村における捕獲の実態を把握できなくなっている側面があります。</p> <p>【事例】：2006年11月、鹿児島県南大隅町におけるニホンザルの大量捕獲が県に報告されていなかった件についての鹿児島県の見解。</p> <p>「サルの有害鳥獣捕獲許可に係る一連の事務については、その権限を県から市町村に委譲しており、『鳥獣保護法第9条第12項』に規定する『許可に係る捕獲等の結果を県に報告』を行う事務はありません。」</p> <p>捕獲の実数を正確に把握することは鳥獣保護法の根幹です。市町村から県への報告をしなくてもよいということは、捕獲の実数も把握できないということで、科学的計画的な保護管理そのものが成立しません。</p> <p>(具体的施策)</p> <p>○市町村に捕獲の権限が委譲されたことにより、市町村における野生鳥獣の保護管理の責務も重くなっています。市町村においても、専門家のアドバイス及び地域住民の参加を求めながら、野生鳥獣の保護管理に取り組む必要があります。また被害実態の正確な把握および捕獲数を県に報告する責務があります。</p> <p>○特定計画技術マニュアルの改訂にあたっては、一部の専門家の見解に偏らず、従来の計画における十分なデータの集積と分析を行い、地域の環境要因や社会的な要因も考慮し、幅広い関係者の知恵と経験を集めて作成にあたるものとするべきです。</p>	<p>御指摘の科学的な保護管理については今後とも推進していきます。</p> <p>法律上、市町村から都道府県への捕獲数の報告、及び都道府県から国への捕獲数の捕獲数報告を義務づけてはなりません。しかし、捕獲数の把握については、要請に基づき可能な限り収集しているところです。今後とも情報の把握については最大限努めます。</p> <p>このことにより、今後とも国、都道府県、市町村が連携して鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。</p> <p>近年、捕獲許可権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護管理を実施する上での市町村の役割は増大しています。都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画の下で、国、都道府県と市町村が連携して適正な鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。</p> <p>特定計画技術マニュアルの改訂にあたっては、幅広い関係者の意見を聞くことは重要と考えており、今後とも幅広い関係者の意見を参考にしていきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
690	198	2部 2章 1節	<p>(現状と課題)</p> <p>『鳥獣関係統計』については、市町村の統計が1年に1回年度末を過ぎてから集計され、それをさらに次年度末までに都道府県が集計するので、国の統計は2～3年遅れとなってしまっています。これでは、迅速な実態把握と対応に支障をきたします。また、市町村からの報告義務がないために、未報告ないし報告された数値の実数をチェックする仕組みもありません。</p> <p>それに加えて、捕獲の許可権限が市町村に委譲されて以来、県では鳥獣の保護管理に関する必要な情報を収集しなくなり、それに基づく調査や分析も不可能となる場合が多くなっています。特定鳥獣保護管理計画を立てることにより、都道府県レベルでの総量規制を行えるようにすることが意図されていましたが、実際はほとんど機能しておらず、単なる個体数調整の実施計画の観を呈しています。実施後の基本的なデータの集積と分析、評価もほとんど行われていないという現状です。</p> <p>2002年の鳥獣保護法改正でアザラシなど一部の海棲哺乳類を保護対象種に指定しましたが、ラッコ、オットセイ、イルカ、クジラ類はまだ保護の対象とされていません。海棲哺乳類の生息状況および捕獲の実態調査および対象種への指定が急がれます。</p> <p>(具体的施策)</p> <p>○市町村における捕獲情報は少なくとも月ごとに都道府県に報告することを義務付け、国は常に全国レベルでの最新の情報を入手するように努めるものとすべきです。</p> <p>○特定計画においては、市町村の役割を定め、実施報告を義務づけるべきです。また、データは検討委員会あるいは大学研究機関等に委託して事業報告書を作成することや、計画策定にかかわる検討委員会は、計画の実施状況の報告を受け、点検や評価においても関与するべきです。</p>	<p>御指摘の科学的な保護管理については今後とも推進していきます。</p> <p>法律上、市町村から都道府県への捕獲数の報告、及び都道府県から国への捕獲数の捕獲数報告を義務づけてはいません。しかし、捕獲数の把握については、可能な限り収集しているところです。今後とも情報の把握については最大限努めます。</p> <p>このことにより、今後とも国、都道府県、市町村が連携して鳥獣保護管理に取り組むよう努めたいと考えています。</p> <p>また、他の法令で適切な保護管理がなされている種であって環境省令で定めるものは鳥獣保護法の適用除外としているところです。</p> <p>地方自治体に過剰な事務を課すことにならないように配慮しながら、今後とも情報の収集については努めていきます。</p> <p>個々の計画の運用については、状況に応じ都道府県において適切に対応がなされるべきものと考えています。</p>
691	199	2部 2章 1節	<p>(現状と課題)</p> <p>ニホンザルの違法捕獲があとを絶ちません。行政においても誤った捕獲や誤った処分方法をとらないように法律、指針等の周知徹底を図る必要があります。</p> <p>【事例】：鹿児島県内の町が捕獲後の処置を「埋設」として許可を出しながら、実際は自らに飼養許可を出し、県外の実験業者に譲渡していた。</p> <p>鳥獣保護担当職員の研修を強化し専門職化をはかること、司法警察権を活用すること。また、鳥獣保護員の中に常勤職を設けること、公募などによって幅広く人材を確保することにより、鳥獣保護法の周知徹底及び違法捕獲の取り締まりを強化するべきです。</p>	<p>ニホンザルの捕獲等にあつては捕獲許可を受けて実施する必要があります。各都道府県においては、鳥獣保護法、施行令、施行規則、基本指針及び通知等の他、鳥獣保護事業計画等に基づき、鳥獣の捕獲許可等事務を実施しているところです。</p> <p>また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の(具体的施策)に記載されているとおり、鳥獣保護管理の適切な推進のために、鳥獣保護員・鳥獣行政担当者等の研修等を通じて人材育成に努めるとともに、鳥獣保護員等の制度を活用し、関係団体、警察等と連携し、違反の防止を推進しています。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部 、 章 、 節	意見	対応案
692	200	2部 2章 1節	<p>この項は、鳥インフルエンザに限定することなく「感染症」全般を対象とするべきです。この数年でも、国内外で、サルモネラ菌、西ナイルウイルス、SARS、サル痘、狂犬病など人と動物の共通感染症が発生しています。また、カエルツボカビ病など野生動物における感染症も問題となっています。</p> <p>(現状と課題) 鳥インフルエンザの他にも、人間一家畜・ペット・野生動物の間を移動して病原性を発現する細菌やウイルスは他にも数多く存在します。国際的な物流とともにさまざまな病原体も運ばれていくため、いつ何時予期せぬ感染症が発生しないとも限りません。発生の予防と発生時における速やかな対処のために、情報の収集と監視体制が必要となっています。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、この項を鳥インフルエンザなど、とします。</p> <p>また、「<u>鳥インフルエンザ以外の西ナイル熱やQ熱等の人獣共通感染症のマニュアルを取りまとめるとともに、都道府県からの情報提供を含め監視の強化に努めます。</u>」と追記します。</p>
693	201	2部 2章 1節	<p>3. 1 外来種など この3項は、3. 1を「外来種等」とし、3. 2を「遺伝子組換え生物等」とに分けて記述すべきです。また、現3. 2の「非生物的要因」(P.204)は、非常に大きな課題であるので、「化学物質等」として別途、記述すべきです。</p> <p>(現状と課題) (具体的施策) 日本は世界有数の野生動物輸入大国ですが、特定外来生物法における種の指定は、生態系への害性が証明された種しか輸入禁止できないブラックリスト方式であるため、極めて限られた種しか指定されていません。これをホワイトリスト方式にして、生態系への害性がないことを証明された種のみが輸入許可を得られるようにすることで、大幅な予防効果をあげることができます。</p> <p>また、沖縄、奄美、小笠原などの島嶼地域では外来生物による生態系攪乱の脅威が深刻です。島嶼地域に限定して「国内外来生物」の移動を制限する措置が必要です。</p> <p>現在、生物科学の分野における遺伝子組換え実験が広範囲に行われていますが、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の第2種使用施設について、国はその実態を把握できていない状態です。施設の届出に関して、施設の所在地や施設数、主な生物種、実験内容等についてのデータベース化をはかる等により実態を把握する必要があります。</p> <p>また、カルタヘナ法違反事例が続出しており、遺伝子組換え生物の拡散防止措置の義務についてさらなる周知徹底を図る必要があります。</p> <p>【事例】カルタヘナ法に関しての質問主意書。 第164国会・提出番号79「独立行政法人産業技術総合研究等における動物実験施設に関する質問主意書」</p>	<p>1. 外来種の輸入や取扱いについては、①外来生物法に基づく特定外来生物として指定し、輸入、国内飼養を管理すること、②同法に基づき、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物として未判定外来生物に指定し、輸入を規制すること、③要注意外来生物としてリストアップし、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解を協力を求めること、の3つの方法について、当該外来種による被害の態様、国内での使用等の実態を踏まえ、それぞれに対応しているところです。</p> <p>2. 国内移動の問題については、特に島嶼など特有の生態系を有している地域で影響が大きいため、小笠原諸島、南西諸島などでの外来種による影響の防止対策について検討することとしています。</p> <p>3. ここでは、生態系を攪乱する要因を生物によるものと化学物質等生物ではないものの2つに分けて整理していますが、ご意見をふまえ、「3.1 外来種、遺伝子組換え等」に修文致します。</p> <p>4. なお、(具体的施策)にありますように、カルタヘナ法や遺伝子組換え生物に関する普及啓発を図っていきます。</p> <p>5. 「非生物的要因」については、ご意見をふまえ、「<u>化学物質など非生物的要因</u>」と修正します。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
694	206	2部 2章 1節	<p>(施策の概要)</p> <p>動物取扱業に対して社会的な責任を担わせるために1999年の動物愛護法の改正で届け出制となり、2005年の改正で登録制となりましたが、さらに5年後の見直しでは許可制も検討されることになっています。</p> <p>また、2005年の改正で、動物の飼い主は動物由来の感染症の予防に注意を払うことが定められ、感染症対策の強化が必要となっています。</p>	<p>動物取扱業については、平成17年の動物愛護管理法の改正において、従前の届出制から登録制に移行しています。今後は、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な運用を進めてまいります。</p> <p>また、感染症予防についてのご指摘の趣旨は、第2部2章1節4. 3「総合的な普及啓発」に含まれていると考えます。</p>
695	206	2部 2章 1節	<p>(現状と課題)</p> <p>動物取扱業が登録制となり、基準の遵守義務が定められていることがまだ国民に広く周知されていません。とりわけインターネットによる通信販売が急増しており、さまざまな野生動物がオークションなどでも販売されています。動物取扱業の遵守基準の周知徹底及び動物取扱責任者のレベルの向上を図ることが必要です。とりわけ、野生動物をペットや実験動物として輸入、販売する業者においては、希少動物の保護の重要性、感染症の対策、外来生物による生態系への悪影響について認識するとともに、顧客に対しても知識の普及を図る必要があります。</p> <p>両生類を死滅させるおそれのあるカエルのツボカビ菌が、日本ではペットおよび実験動物で確認されています。動物取扱業や実験動物施設等における感染症対策についての強化が必要です。人と動物の間の感染症のみならず、生態系に悪影響を及ぼす野生動物間の感染症の対策にも注意を払う必要があります。</p> <p>一方、医療、畜産、養殖等における抗生物質の乱用が、環境中に耐性菌を作りだして、すでに多くの野生動物が耐性菌に汚染されています。人間-家畜・ペット-野生動物の間で微生物が移動して突然変異を起こし、新たな病原菌が発生するおそれもあります。抗生物質の乱用に歯止めをかけるべきです。</p> <p>(具体的施策)</p> <p>○ インターネットによる動物の通信販売業者に対して、動物取扱業の登録および登録票（標識）の掲示義務があること、および販売の個体について必要な個体情報の表示および説明の義務があることを、周知徹底させていくべきです。</p> <p>○ 動物の適正飼養は、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物等、人が飼育するすべての動物に対して及ぶものであり、2006年の実験動物の飼養基準に続いて、国際的な家畜福祉基準の制定の動向をふまえて、産業動物の適正飼養の基準の制定に取り組んでいます（農水省・環境省）。快適性に配慮した飼育は、家畜を健康にし、さまざまな感染症を防ぐ役目を果たします。</p> <p>○ ペットや実験用のカエルによって持ち込まれた可能性のあるツボカビ菌や、鑑賞魚由来ではないかとされるコイヘルペスなど、ペットや家畜由来の感染症が野外に出た場合には生態系に大きな悪影響を及ぼします。鳥インフルエンザ、西ナイルウイルスなど、人間-家畜・ペット-野生動物の間で循環する感染症に対しても、水際規制や予防措置を講じるとともに、動物の飼育者に対して啓発普及を進める必要があります。</p> <p>○ 医療、畜産、養殖等における抗生物質の乱用が、環境中に耐性菌を作りだして、生態系をかく乱したり未知の病原菌が出現する可能性があります。みだりに抗生物質を使用しないように防止する必要があります。</p>	<p>1. 動物取扱業に関するご指摘の趣旨は、第2部2章1節4. 1（具体的施策）の「動物取扱業については（中略）一層の適正化を推進します」に含まれていると考えます。</p> <p>2. 産業動物の飼養及び保管に関する基準については、昭和62年にすでに制定されていますが、ご指摘の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>3. 海外から我が国に輸入される家畜・畜産物については、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染性疾病の侵入防止を図るため、動物検疫所において輸入検疫を実施しています。具体的には高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が発生した場合、発生国・地域からの生きた家さん等の輸入を停止する等必要な措置を講じており、また、家畜を輸入する場合にあっても、相手国に衛生証明書を要求するとともに到着時には係留検査を実施するなど、水際において家畜の伝染性疾病の侵入防止を図っています。なお、カエルツボカビについては、第2部2章1節3. 1に記載しているとおおり、日本の両生類に対する影響について調査を進め、その結果を受けて対策を検討していきます。また、野生動物における感染症対策にかかる御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>4. 動物用医薬品の抗菌性物質製剤については、非科学的に使用されることが無いように、薬事法及び獣医師法に基づき、販売及び使用方法を規制しています。具体的には、獣医師が自ら診察し（要診察医薬品制度）、指示を受けた者のみに抗菌性物質製剤を販売することができます（要指示医薬品制度）。また、使用対象動物、用法などを定めた使用基準に従って使用することが義務付けられています（使用規制制度）。</p>

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
				<p>薬剤耐性菌については家畜衛生分野でのモニタリングを実施（JVARM）しており、その結果を毎年度公表しています（農林水産省動物医薬品検査所ホームページ：http://www.nval.go.jp）。</p> <p>また現在、抗菌性の動物用医薬品及び飼料添加物について、薬剤耐性菌等に関する食品健康影響評価を食安全委員会に求めているところです。</p>
696	207	2部 2章 1節	<p>（現状と課題）</p> <p>わなによる鳥獣の捕獲においては、捕獲個体の致死処分の方法が問題となっています。捕獲動物は人の占有下にあり、動物愛護法に基づき、可能な限り苦痛のない方法で処分しなければなりません。「動物の殺処分に関する指針」を改訂し、野生動物についても処分方法の指針を示すべきです。</p>	<p>野生鳥獣がわなによって捕獲された後の殺処分に関しては、鳥獣保護法に基づく指針に基づいて、できるだけ苦痛のない方法で処分するように記載されています。</p>
697	7	前文	<p>生物多様性を「つながり」と「個性」と言い換えているが、新生物多様性国家戦略以後、国連ミレニアム生態系評価（MA）が発表され、「生物多様性は、生態系サービス（生物多様性の恵み）を通じて、人類の福祉に貢献している」という概念が、国際標準のものになりつつある。MAについては、27ページに初出するが7ページでも紹介した上で、上記の概念を紹介することで、生物多様性の重要性が理解されると思われる。</p>	<p>国連ミレニアム生態系評価については、重要なものであると考えており、その点から27ページにおいて特に記述しています。また、御指摘の前文においても3ページにおいて簡潔に紹介しているところです。</p>
698	16	1部 1章 3節	<p>新生物多様性国家戦略では、「1、人類の生存基盤、2、暮らしの安全、3、有用な価値、4、豊かな文化の源泉」という順番で書かれており、これはMAというところの「基盤サービス、調整サービス、供給サービス、文化サービス」にも符合する。また「地学的自然＞生物的自然＞地域文化」という成立基盤とも符合しており、ぜひこの順序は維持すべきである。</p>	<p>本戦略では、国民に分かりやすく伝えることに特に重点を置きました。このため、食べものや文化などを前の方の順番としているところです。</p>
699	19 45	1部 2章 1節、 1部 3章 2節	<p>「地球温暖化の危機」は、サンゴの白化、ライチョウの減少など、すでにさまざまな生態系や生物種にも現れており、わが国の生物多様性にとって、新たな重要な危機である。この点を明確にするためにも、「地球温暖化の危機」は「第4の危機」として位置づけるべきである。また「生物多様性から見た国土のランドデザイン」は、IPCC第4次評価報告書における最良の予測値である1.8℃を想定しているが、これではあまりに楽観的な目標を導くことになる。最良の目標を掲げるために、最良の予測値を採用したことは理解できるにしても、これでは楽観的に過ぎる。少なくとも中程度の気温上昇（3℃程度）となった場合はどうなるかを示すべきではないだろうか？</p>	<p>地球温暖化については、地域ごとの危機ではなく地球規模での大きな環境変化によって生じる逃れることのできないものであることから、新たに3つの危機とは別に取上げています。また、ご指摘を踏まえ、危機の構造を整理するために、17ページ5～7行目について、以下のように修正します。</p> <p>「わが国の生物多様性の危機の構造は、その原因及び結果を分析すると次のとおりです。第1から第3の危機については、さまざまな施策が講じられてきましたが、これらの危機は依然進行しています。」</p> <p>また、ランドデザインは、目指すべき目標像を示すものであることから、温暖化への対応についても、とるべき最良の道を描いています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
700	25	1 部 2 章 3 節	人口減少予測が里地里山に係る事項の中でふれられていますが、これは、里地里山に限らず、都市域等でも考えていくべき重要な事項です。特に、河川中・下流域での治水の在り方と自然再生の在り方を関連付けた議論、及びそれに基づく事業の実施が必要だと思えます。すなわち、人口減少に伴って生じる余剰土地を見越して、引き堤による河道幅の確保、遊水池の確保や、湿地再生の場の確保等を、いかに行っていくかといったことです。	本項では、里地里山などを中心に顕在化している第2の危機の背景としてのデータを記述したものです。
701	27- 28 261	1 部 2 葉 4 節、 2 部 2 章 5 節	ミレニアム生態系評価における生態系サービスの評価と今後の方向性は述べられていますが、本生物多様性国家戦略ではp. 261に一度述べられているだけです。生物多様性・生態系サービスのリスクアセス、リスクコミュニケーションを充実させることを目指す必要があると考えます。	わが国における生物多様性の総合評価について、今後具体的な実施方法などの検討を進めます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
702	33	1 部 2 章 3 節	鳥獣等の軋轢の拡大を考えるにあたっては、p.196に少しだけ書き込まれてはいますが、狩猟者の高齢化や狩猟者数の減少について、その現状および課題を記載すべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、33ページ26行目「過疎化や高齢化が進み自然の働きかけが少なくなったこと、耕作放棄地の増加や未収穫作物の放置など」を「過疎化や高齢化が進んだことによる自然への働きかけの減少、耕作放棄地の増加や未収穫作物の放置、狩猟者の減少や高齢化による捕獲圧の減少など」と修正すると同時に、「狩猟者が高齢化し、狩猟者数が減少しているにもかかわらず、ニホンジカやイノシシの狩猟や有害鳥獣駆除などによる捕獲数は急増していますが、鳥獣による被害は減少の傾向をみせていません。」を「このため、被害防止に向けてニホンジカやイノシシなどの有害鳥獣駆除などによる捕獲数が増加していますが、鳥獣による被害は減少の傾向をみせていません。」と修正します。 また、34ページ2行目「軋轢をもたらしている鳥獣について、その軋轢の回避に向けて」を、「軋轢をもたらしている鳥獣について、狩猟者の減少などに対応し、地域における保護管理の担い手を育成しつつ、その軋轢の回避に向けて」と修正します。 なお、33ページ及び196ページの農作物被害額などの記述について、平成18年度の調査結果が公表となったことから、平成17年度数値を平成18年度の公表値（最新データ、以下のとおり）に修正します。 33ページ29行目 「野生鳥獣による農作物被害額は、196億円（平成18年度）にのびります。」 196ページ34行目 「平成18年度の鳥獣による農作物被害面積は約106千haに及び、被害額は約196億円となっています。」
703	34	1 部 2 章 4 節	「外来植物の繁茂により、在来植物の生育地が減少するおそれがある」ことを、書き加えてください	事例については、代表的な事例に絞って記載しています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
704	36- 37	1 部 2 章 5 節	<p>「生物多様性の保全についての法制度はさまざまな分野にわたっており、これらの法制度が相互に連携し、効果的に運用されることが重要であり、この国家戦略はその基本的な方針を示す役割を担っている」と述べられていますが、実際にはうまく連携できていないことが多い状態と考えます。本国家戦略が現場で実効性を伴う施策につながるということが重要と考えます。</p> <p>また、時代に即した方向に改正すべき法律もあると考えられます。例えば、「鳥獣保護法」は、狩猟者に対する規制の側面を強調したものとなっていますが、シカやイノシシによる被害は、人工林や農地のみならず、自然植生域でも進行しています。このような場で生態系管理を推進するためには、狩猟者が、公的サービスの一環として密度管理を担っていく必要があります。しかし、狩猟者の社会的位置づけは明確ではありません。また、それを担ってもらうための予算措置も必要だと思います。</p> <p>「種の保存法」では、財産権や経済活動を種の存続に優先させています。このことが、民有地での種の保護を効率的に行っていくことを難しくしています。道路等の建設に当たっては、その公的な意味を優先して強制立ち退き等の行政措置が可能となっていることを考えると、種の保護の公的な意味を優先した考え方に基づいた法的枠組みを考えることもできるのではないのでしょうか。</p>	<p>71ページ40行目に記述しているように、生物多様性の保全のための法制度の体系強化の必要性について検討していきたいと考えています。</p>
705	37- 38	1 部 2 章 5 節	<p>鳥獣保護区については、その地域を「保護」すること、すなわち、手を触れないことで生物多様性を確保しようとする考え方に基いています。しかしながら、近年のシカ等の個体数増加は、鳥獣保護区自体に影響を与えています。このようなことから、鳥獣保護区内の生態系管理方針を策定していく必要があります。このことは、「地方公共団体による取組(p.38-39)」で述べる方が適切かもしれません。</p> <p>p.38, 26行目で「国自ら国有林野での率先した取組を行っている」とありますが、生態系ネットワークのコアとするべき極相的な状態にある森林で、大径木の伐採や林道の開発計画も進められる等、矛盾した森林経営も行われています。より整合性のある施策へ転換していくことを、明記すべきです</p>	<p>御指摘の考え方については、122ページ15行目～23行目に記述しております。</p> <p>多様な鳥獣の生息環境の保全、管理及び整備のために指定される鳥獣保護区においては、一部の動物の急激な増加などによる鳥獣の生息環境の悪化などが問題となり、その改善を図る必要が生じています。国指定鳥獣保護区では、その管理方針を示すマスタープランを策定し、管理の充実に努めています。なお、鳥獣保護区内においても、環境大臣または都道府県知事の許可を受ければ鳥獣の捕獲は可能です。</p>
706	43	1 部 3 章 1 節	<p>日本版GB0に取り組む必要があると考えます</p>	<p>わが国における生物多様性総合評価を行う予定です。</p>
707	44 50	1 部 3 章 2 節	<p>「現在豊かな森林の生態系がみられる明治神宮の森も、100年先を考えて新たに人の手でつくられてから100年近い年月を経て今のように豊かな森になりました。」とありますが、当時としては100年後を見越した最先端の計画で、都市における森林再生の事例として挙げられると考えられます。ただし、現在の生物多様性の知見から考えると、全国からの献木でなされた緑化であり、遺伝的多様性に関しては秩序を乱すものと考えられます</p>	<p>当該記述は、豊かな生物多様性を形成することはすぐにはできないだけでなく、長期間かかること、また、それを踏まえて長期間を見通した計画性が必要なことを示す分かりやすい事例として用いています。緑化に際しては、在来種を用いるべきことについては、40ページ16行目に新たに記述します。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
708	68	1部 4章 2節等	「明治神宮の森などを参考に」とありますが、現在求められている生態系管理や自然再生のあり方に照らし、植栽されている種の地域性や伝的多様性を考慮した場合には問題があると考えられています。そのことを明記するようにしてください（日本生態学会生態系管理専門委員会、2005、自然再生事業指針、保全生態学研究、10:63-75）	明治神宮の森のように大規模な森を都市の中に確保することは重要と考えています。なお、緑化に際しては、在来種を用いるべきことについては、40ページ16行目に記述します。
709	47	1部 3章 2節	“開発等からの保全はもとより”を追加し、「自然優先の管理を基本とし、開発等からの保護はもとより、登山などの人間活動による生態系への影響を必要最小限とする」、とすべきでしょう。また、「シカ等、個体数の増加によって生態系に影響を及ぼす野生生物の個体数を適切に管理し、奥山自然地域を保全する」ことを追加すべきだと思います。	開発等からの保護については、自然優先の管理を基本とすることに含まれるものと考えます。また、このランドデザインでは、地域の施策ではなく、地域のイメージを記述することとしており、大型哺乳類との関係については、里地里山・田園地域の49ページに記述しているところです。
710	49	1部 3章 2節	より明確に示すため、以下のように変更すべきでしょう。 「人工林となっている地域については、木材生産に適した地域と不適な地域とが明確に区分されている。そして、生産適地では長伐期化によって材の価値を高めつつ生態系機能の向上が図られ、また、間伐材や端材も含め、周辺地域での効率的・有効的な利用が進んでいる。生産不適地では、広葉樹林化によって生物多様性の保全機能が高められ、また、生態系ネットワークが構築されている。」	人工林については、2種類に区分するというよりも、立地特性に応じてさまざまな形の整備・管理を行い、その中で生物多様性の保全の機能が高まる姿などをイメージとして示しています。
711	52	1部 3章 2節	海浜植物の生育”を追加し、「ウミガメの上陸、コアジサシ・チドリ類の繁殖、海浜植物の生育が見られるなど」、に変更してください	ご指摘を踏まえ、「ウミガメの上陸やコアジサシ・チドリ類の繁殖が見られるなど豊かな生物多様性が回復している。」を「ウミガメの上陸やコアジサシ・チドリ類の繁殖が見られるとともに、海浜植物が豊かに生育している。」と修正します。
712	58- 59	1部 4章 1節	生物多様性の保全に関わる人々に利益があること、経済的な負担が大きくないことが重要であること等が述べられています。ここでは、より踏み込んで、環境を利用する側も利用される側も利益をもたらせる様な、つまり生物多様性を保全することで利益が上がるしくみ（Win-Win）の構築や、環境投資、戦略アセスとミティゲーションバンクなど、社会経済の新たな仕組みの検討と推進を行っていくといった、より明確な方針を示していくことが必要があると考えます	本項では、地域の人を含めたすべての関係者が利益を得る取組を例として挙げ、多くの人々が関わる中で拡大していくことが重要であることを記述しています。
713	65- 66	1部 4章 2節	意図的導入植物について明記する必要があります。例えば、p.66の6行目以降に以下をつけ加えること等です。 「また、緑化等において意図的に導入される外来種について侵略性を考慮し不適切な導入を防止するとともに、在来種による安定した生態系の創出も必要です。」	意図的に導入される外来種については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。 なお、平成20～24年度で、地球環境保全研究費（一括計上研究費）により緑化に使用されている在来種についての遺伝的多様性の地域区分を行うための基礎資料を得る試みを実施する予定です。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
714	71- 72 264 - 269	1 部 4 章 2 節、 2 部	<p>基礎となるモニタリング・データベースに関してはp.71-72, p. 261-269に述べられていますが、それらを実施するための調査研究等への投資が不十分です。また、情報共有とモニタリング結果の利用に対する施策を充実させるためには、利活用の在り方についての調査研究を推進する必要もあります。そして、実効性あるものとするためには国家戦略としての投資が不可欠です。</p> <p>なお、現在、環境影響評価法や、地方自治体の条例等に基づいて、各地で環境影響評価のための調査が行われ、生物分布に関する情報が得られています。しかし、これら情報は統合・管理されることなく、委員会等の資料として埋没していることも多いようです。地域の博物館等とも連携しつつ、標本とともに生物分布に係る情報をGIS等を用いて管理し、公開していくためのしくみを構築する必要があります。</p>	<p>モニタリングの実施やデータベースの構築に関しては、さらなる推進が必要であり、そのための予算の確保などに努めていきます。</p>
715	122 - 125	2 部 1 章 5 節	<p>第三次生物多様性国家戦略では、「生態系ネットワーク」の再生が主要な課題となっているにも関わらず、1章5節で述べられている森林については、生態系ネットワークについての考え方や再生に向けた推進方法が希薄だと思えます。</p> <p>「具体的施策」では、生態系ネットワークのコアとするべき極相的な状態にある森林における大径木の伐採や林道設営等、国家戦略に矛盾する森林経営の見直しを図ることを明記すべきです。その上で、残存する「極相的な自然林」や「大径木から成る森林」をコアとして、「水土保持林」, 「森林と人との共生林」, 「資源の循環利用林」と関連付けられる必要があります。なお、「資源の循環利用林」, すなわち人工林に関しては現状の分布を前提とすることなく、先に述べたとおり、生産適地と生産不適地を明確に区分し、生産不適地に造林されている人工林の広葉樹林化をとおして、生態系ネットワークの再生に寄与していこうとする姿勢が必要です。</p>	<p>ご指摘の考え方については、第2部1章5節1. 1 1 (基本的考え方) (P122の15-23行、31-37行)に記述しています。</p>
716	130	2 部 1 章 5 節	<p>水系のネットワークに関しては、保全のみならず再生も積極的に行っていくべきです。この時、排水分離ともなって排水路となってしまっている水系の再生は、非常に重要です。この点を明記する必要があります。なお、排水路化された水路については、厚生省によるイニシアティブが必要なのではないでしょうか。また、河川との連結には、国土交通省との連携が不可欠です</p>	<p>第2部1章8節2. 2. 3に記述しているとおり、水ネットワークの保全及び再生については、生物多様性保全の観点からも重要であると認識しており、農業用排水路などを有効活用して、環境用水等を導水し、地域の清流を再生させる取組みを積極的に支援していく所存です。</p>

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
717	153	2部 1章 8節	<p>「重要湿地」の定義が曖昧です。明確にした方が良いと思います。</p> <p>「重要湿地」は、河道内や、農地及びその周辺にも多く残存しています。そのような湿地の保全や保護区への指定、ラムサール条約への登録及びその後の保全施策の実施にあたっては、国土交通省や農林水産省との連携が不可欠かと思えます。それにも関わらず、「具体的施策」の2番目及び3番目の推進者として環境省しか記されていません。これらの省と連携していく姿勢を明確に示すべきです。</p> <p>また、民有地にある湿地（例えば、水田、用水、ため池等）については、それを保護区として認定しつつ保全の枠組みを提供し、また、住民等による保全活動を支援していくための方針や制度が必要です。</p>	<p>ご意見をふまえ、第2部1章8節1. 7（現状と課題）の2段落目について「生物多様性の保全の観点から専門家の意見をふまえて500カ所選定した「重要湿地500」について、」と修正します。また、（具体的施策）3点目について「重要湿地500」とします。</p> <p>具体的施策の実施者については、鳥獣保護区や自然公園を環境省が所管していることから案の記載としておりますが、これらの地域の保全にあたっては、関係者の協力のもと実施しています。</p> <p>また、ご指摘のように、民有地における湿地の保全は重要であり、第2部1章8節1. 7のとおり、湧水地群やため池群等の湿地について、国立・国定公園として評価しうるものがあるか検討を進めることとしています。</p>
718	196 - 198	2部 2章 1節	<p>p.196の3行目で述べられているように、「捕獲の担い手」である狩猟者数の減少は、シカ、イノシシ、ニホンザル、カワウといった在来野生鳥獣の個体数管理、アライグマ等の外来生物の駆除を行うおとする際の、大きな課題となっています。また、狩猟ライセンスを持つ者、あるいは今後、ライセンスを取得しようとする者については、狩猟をとおして生態系管理を行う役割を担っていくという認識を持ってもらう必要があります。また、そのような公的サービスを担う狩猟者に対して、公的・社会的な位置づけを明確にし、また、生態系の管理行為としての狩猟に対しての対価を支払っていくための制度等を確立する必要があります。このようなことから、「2.3 科学的・計画的な保護管理」の「具体的施策」に、以下のような事項を追加すべきです。</p> <p>○ 狩猟者が果たすべき社会的役割についての啓発活動を推進しつつ、生態系管理の担い手としての狩猟者の育成を図る。また、公的サービスとして鳥獣の個体数管理に従事する狩猟者の公的・社会的な位置づけを明確にし、その活動を支援するための制度を設ける（あるいは、制度の設置に向けた検討を行う）。</p>	<p>鳥獣の保護管理においては、特定鳥獣保護管理計画に基づいて行われる、個体数調整、被害防止対策及び鳥獣の生息環境の整備等総合的な施策が必要であり、狩猟は鳥獣保護管理の重要な手段の一つと考えているところで</p> <p>また、第2部第2章1節2「野生鳥獣の保護管理」の（具体的施策）の記載のとおり、狩猟者の育成の他、鳥獣行政担当者等の研修を実施し、鳥獣保護管理の専門家や高い技術を有する者を登録・活用する制度を構築するなど、鳥獣保護管理の中核的な担い手の確保や育成につとめたいと考えています。</p> <p>以上から、ご指摘の事項については、本文記載のとおりと考えます。</p>
719	261	2部 2章 5節	<p>シナリオ分析に関してはp.261に述べられているだけです。温暖化と生物多様性、自然再生、各種シナリオを活性化させるために、これらの分析研究に関して投資することが重要であると考えます。</p>	<p>ご指摘のシナリオについては、第2部第2章第5節1において「生物多様性の総合評価においては、複数の異なるシナリオの提示による将来予測を試み」るものとしております。今回のご意見は今後の総合評価の議論の中でシナリオの検討を行っていく際の参考とさせていただきます。なお、評価に必要な経費については、その確保に努めてまいります。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
720	13	1 部 1 章 2 節	豊かな生物多様性に支えられる文化の多様性は尊重されるべき、伝統的な知識や自然観を学ぶことが必要である。時代が変わると共に、人口の増加や生産技術の進歩を進んできた今は、人々の需要を満たすために、自然資源への利用も昔より迅速的開発しつつある。それで、伝統的な生産技術などはもう適応されてないと思われ、自然に畏敬するような心も忘れられていく。持続可能な開発を目指す上で、昔の生活の知恵はどのように活かし、自然と共生するライフスタイルを築いていくのが重要な課題と考えられる。そのなかには、今の視点から見ると自然と対立するような伝統（文化）もあるかもしれない。例えば、クジラ漁業（捕獲）について…。それらの事例に対して、どうやって捉えるのかも考えるべきである。	13ページに記載されているような日本の智慧と伝統は多く存在する一方で忘れられているものも多く、それらにも学んで自然と共生する社会を築いていくことが重要と考えます。
721	62	1 部 4 章 2 節	里山における農地利用とシカ、イノシシやクマなど、人と野生動物の軋轢が増えている。そのため、産業と多様な野生生物をはぐむ空間づくり以外、それらの野生生物の生息環境の変化、それぞれの生態系の構造など変わってきた根本的な原因なども検討しなければならない。	72ページ4行目に記述しているように、中大型哺乳類の生息状況の把握について重点的に取り組むこととしており、その中で原因の把握に努めます。
722	202 203 209	2 部 2 章 1 節	遺伝子組み換え技術やそれによって生まれるのちは地球環境にとって、急激な変化を与えるような危機をもたらす一方、人類の科学技術の到達点にも言えると思われている。この新しい命に対して、生態系だけでなく、人間にもその未知な可能性を期待にもあれば、不安にも抱く。そこで、遺伝子組み換え生物に関する啓発を進めるために、科学的知見を人々に理解させるのがもちろん、倫理・宗教など社会的な要素にも踏まえ、総合的・客観的な視点から分析することも必要である。	遺伝子組換え技術への国民の理解に関しては、安全性等に対する正しい認識や、技術に対する安心感等の総合的視点も重要だと考えられます。
723	222 223	2 部 2 章 3 節	環境省など行政、NPO・NGO、企業、学校など今までの努力によって、「生物多様性」という言葉を知っている人々が増えている。ただ、いったいこの言葉は何を意味するのか、普段の生活と何か関係があるのかなど疑問を抱き、やはり「専門用語」で終わってしまう気がする。そこで、国民の理解や保全活動への支持を得るためには、「生物多様性」という言葉を知らせることをはじめ、われわれの生活とのかかわりを理解させるべきである。そのため、より多くコミュニケーションの場ときっかけづくりが不可欠と考えられる。	ご指摘の通り、「生物多様性」の意義、重要性を社会に浸透させていくことが課題だと考えています。そのため、第2部第2章第3節1.1では「一般の人々が暮らしの中で生物多様性について考えたり、意識したり」してもらえることが大切であること、およびそれを実現するための普及広報の施策について記しております。また、そのためのきっかけづくりとして、例えば、第2部第2章第3節3.1の「自然とのふれあい活動の推進」では、さまざまな施策を進めていくこととしております。
724	225 228	2 部 2 章 3 節	エコツーリズムは生態保全を前提で、地域資源を活かし、持続可能な観光を発展することを求められている。つまり、単純な自然とふれあい、ただの自然に親しみを作る活動ではなく、むしろ地域産業・地域への還元など役割を果たすことにも期待されている。生物多様性保全を推進するためには、エコツーリズムはどのような位置づけしたほうがいいのかももう少し検討すべきと思う。	エコツーリズムは、自然環境の保全を図りながら地域の自然観光資源を持続的に活用し、地域振興にも資するものと考えており、その理念の普及啓発に努めてまいります。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
725	231	2部 2章 3節	<p>「環境保全活動・環境教育推進法」を挙げられているが、生物多様性国家戦略とこの推進法具体的ななかかわりや行動計画などはっきりしていない。言い換えれば、「五感で感じる」、自然体験など学校教育、生涯学習の取り組みが強調されてあるが、これと従来の（他の）環境保全課題はなにが違うのか？そのため、「生物多様性保全」の特徴などを示し、より効率的な生物多様性保全の教育計画を立て、実践することを期待している。</p>	<p>生物多様性に関する環境教育においても他の分野の環境教育と同様、国民ひとりひとりが身近な問題として認識し、主体的な行動をとることが重要です。生物多様性について身近に理解するためには、自然体験等がひとつの有効な手段であることから、案のような内容となっています。広報、企業との連携、学校・生涯教育など、第2部2章3節に示した様々なアプローチにより、効果的な教育・普及啓発を図っていきます。</p>
726		全般	<p>現行の国家戦略に比べると、その前文には生物多様性の重要さが滔々と具体的に謳い上げられており、この改正に対する主管の意気込みが感じられます。また、省庁の並列記述の対応は極力抑えられているようにも見え、総じて前回に比べて格段の進歩があったと思われます。この方向性については大いに支持したいと思います。</p> <p>しかしながら、各省庁間の足並みの乱れは、未だに随所に散見され、「国家戦略」として国全体が本腰を入れているようには見えません。</p> <p>「第2章生物多様性の現状と課題 第1節生物多様性の危機の構造」には以下のような記述がありますが、当に国内において問題に対処していこうとする具体的な機運が生まれにくいことが本当の危機ではないかと思われます。</p> <p>「また、①生物多様性の意義・価値に対する国民の理解が進んでおらず、多くの人々が自らの問題としてとらえ、さまざまな活動に参加する機運が高まっていないこと、②膨大なつながりと個性によって形づくられた生物多様性の状態が十分には把握されておらず、科学的認識に基づく評価と対策のための基礎的な知見が不足していること、さらには③自然再生や里地里山の保全などの生物多様性の保全に向けた動きは進展しつつあるものの、まだ点的な取組に留まっており、生物多様性の危機への対処に必要な分野横断的な取組がなお十分に進展していないことも、上記のような3つの危機を深刻なものとしています。」</p> <p>言葉を換えるなら、 ①政府も含む国民が「生物多様性意義・価値の理解」が進んでいない。 ②「生物多様性の現状」が把握されていない。知見が不足。 ③ごく一部の動きしかなく、総合的横断的取り組みがない。 といった現状は何に起因するのでしょうか。それに対して、どのような取り組みが今後されるのでしょうか。</p> <p>こういった具体的な問題に対する、国としての取り組み方が見えません。 具体的な取り組みというのは「生物多様性に対応します」「持続可能にします」というような簡単なコメントにはならないはずです。 具体的な行動計画として、環境省は以下を挙げていますが、これは環境省のみで取り組まれることでしょうか。文部科学省や総務省はどのような行動をされるのでしょうか。「・生物多様性という言葉の認知度を平成16年の30%から50%以上とすることを目標とする。」</p>	↓

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
726		全般	<p>また、「生物多様性の現状把握」については、どの省庁がどのような調査をされていくのでしょうか」 分野的横断的取り組みがないことは、国民の目から見ても明らかですが、どのような改善がされていくのでしょうか。 これらについて国自体が明確な方針、つまりは戦略を打ち出していかなず、地方自治体や地域、市民やNGOや専門家にそれらを丸投げするのでしょうか。それではまさしく「戦略」にならないと思います。さらに、少なくとも現状分かっている問題点があるのであれば、課題を明確にして、この戦略には入れるべきだと思います。国民の目から見れば、それらを曖昧にすることは省庁間の馴れ合いのようには見られません。今後100年を見通すのであれば、これまでの政策による問題点も明らかにして改善策を図るべきだと思います。下記に記述する点については、特に国民生活に直結する、死活問題であり、曖昧に濁されるべきものではありません。</p>	<p>第2部では、施策ごとに現状と課題を記述しており、それを踏まえた具体的施策の実施を通じて、この5年の間においても一歩でも前に進めるように努めていきます。</p>
727	10-	1部 1章 2節	<p>第1章生物多様性の重要性と理念 第1節地球上の生命の多様性 第2節いのちと暮らしを支える生物多様性 2 暮らしの基礎 (食べものや木材) 私たちが毎日食べているご飯、野菜、魚、肉や生活している家の木材など私たちの暮らしに必要な不可欠なものは、わが国の水田、森林、海などから農林水産業を通じてもたらされるものです。</p> <p>--以後、日本の豊かな自然環境と生物多様性の重要性が説明される--</p> <p>--末文-- 私たち日本人は、食料は約6割を、木材は約8割を海外から輸入しており、世界の生物多様性の恵みを利用して暮らしています。-略-</p> <p>末文には正しい現状が書かれていると思います。しかし、序文の「必要不可欠なものは、わが国の水田、森林、海などから農林水産業を通じてもたらされるものです。」はどう見ても正確ではないでしょうし、その後の流れから、「私たち日本人は、食料は約6割を、木材は約8割を海外から輸入」という現実が何故に起こっているのかが、理解できませんし、文章としても奇異に見えます。</p> <p>現状を説明し、国民に理解させるなら、以下の文章で十分であり、他の文章は必要ないでしょう。</p>	↓

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ジ	部、 節	意見	対応案
727	10-	1部 1章 2節	<p>「私たちが毎日食べているご飯、野菜、魚、肉や生活している家の木材など私たちの暮らしに必要なものは、わが国の水田、森林、海などから農林水産業を通じてもたらされるものでした。</p> <p>しかしながら、現在では、私たち日本人は、食料は約6割を、木材は約8割を海外から輸入しており、世界の生物多様性の恵みを利用して暮らしています。世界的には、過剰な耕作や放牧など資源収奪的な生産による土地の劣化、過剰な伐採や違法伐採、森林火災などによる森林の減少・劣化、過剰な漁獲による海洋生物資源の減少などの生物多様性の損失が進んでおり、海外の自然資源を利用するわが国の消費が輸出国の生物多様性の恩恵の上に成り立っている面もあることに、国民ひとりひとりが気付くことが大切です。また、地球規模で生物多様性の損失が懸念される中、食料、木材などの資源の多くを輸入するわが国としては、窒素循環など物質収支の観点も含め、国際的な視野に立って自然環境や資源の持続的な利用の実現に努力する必要があります。わが国に水揚げされた水産物は、わが国が資源を利用する優先権を持つ排他的経済水域などでとられたものだけでなく、公海や協定に基づき他国の排他的経済水域内でとられたものも含まれています。わが国で消費される魚介類の半分程度が輸入されていること、世界中の海がつながっており、広く移動する魚類が多くあることなどの点も含めて、地球規模の海洋の生物多様性に依存しているのです。」</p>	↓
727	10-	1部 1章 2節	<p>仮に、元々あった日本の豊かな自然と暮らしを紹介するのであれば、それがいかにして損なわれてきたか、そして、いかにして改善されていかなければならないか、主管である省庁が責任をもって記述すべきであると思います。</p> <p>「自分たちの食とくらし」この一番重要なポイントがきちんと説明されないがために、「生物多様性の重要性」が国民に浸透していかないのではないかとも思えます。また、このような国民にとっての死活問題とも言える課題に、そっぽを向き、不祥事しか起こせないような省庁こそは、その存在意義さえ問われるべきだと強く思います。</p>	<p>いのちと暮らしを支えている生物多様性からの恵みを分かりやすく伝えるため、食べものや木材についても事例などを用いながら記述しているところです。</p> <p>なお、本戦略は、関係省庁が協力して政府として策定するものであり、特定の省庁のみにより記述されるものではありません。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
728		2 部 1 章 9 節	<p>「第1章生物多様性の重要性と理念第1節地球上の生命の多様性 第2節いのちと暮らしを支える生物多様性 2 暮らしの基礎」においては、「わが国で消費される魚介類の半分程度が輸入されていること、世界中の海がつながっており、広く移動する魚類が多くあることなどの点も含めて、地球規模の海洋の生物多様性に依存しているのです。」と記述されているのに対して、「第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第1章 国土空間的施策 第9節 沿岸・海洋」P178からの「2. 4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進」は、「生物多様性への配慮や保全」ではなく、水産資源の活用こそが是であるばかりの真っ向から国際社会に対立するような記述であるように見受けられます。具体的な施策についての主管である農林水産省が、「生物多様性の保全の視点だけでなく、科学的根拠に基づく水産資源の適切な保全と持続的な利用についても提唱し続けることが重要です」と言って従来政策に少しも改善を行う意志がないのは明白であり、この「生物多様性国家戦略」における海の問題をないがしろにしているようです。「科学的根拠に基づく水産資源の適切な保全と持続的な利用」というものが何なのか意味がわかりません。そして、この具体的な施策を記述しなければならない箇所にマグロ類と鯨資源としか生物種の名前がないところが、全く生物多様性を理解しようとしていない証左であると思えます。2. 6からの「生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産」も、どのような根拠で安全な養殖増産が行えるのか、また、種苗放流という、人間に都合のいい種だけを放流して、増産しようという考え方そのものが、「生物多様性」という言葉の意味さえも理解していないと思わざるを得ません。養殖や種苗放流については、その実態を広く公開するべきであると思います。単に「配慮する」という言葉だけで、生物多様性の保全が保証されるわけではありません。</p> <p>このようなことを書くぐらいなら、項目全部を削除したほうがましです。「生物多様性」とは関係ありませんので蛇足ながら、このような省庁に我々国民の「食と暮らし」が守れるとも思えません。</p>	<p>水産資源の増養殖を図る場合であっても、その資源は自然の生態系の下で活動することから、生態系と調和したものとなるよう配慮する必要があると考えます。</p> <p>農林水産省では、種苗放流に関して、遺伝的多様性への配慮や系群への配慮に努めるよう基本方針を定めるとともに、放流による影響の調査、評価等に関しても実施しております。また、第2部1章9節2. 6（179ページ29行目）にあります漁場改善計画では、策定に当たって法に基づく基本方針に則り、過密養殖の回避、飼餌料の適正使用、養殖施設の管理、魚病の予防などの措置を取り、水質、底質の維持・改善の目標を達成し、良好な漁場環境の保全・改善を図ることとしています。養殖や種苗放流の実態については、漁業・養殖業生産統計年報、栽培漁業種苗生産、入手・放流実績等により公表しております。なお、ご意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
729	10	1 部 1 章 3 節	<p>第3節は、一般国民に生物多様性の重要性を端的に理解してもらうためにも重要です。取りまとめの方向は評価できます。</p> <p>しかし、4つの要約が若干わかりにくい感じがします。特に、「4. 将来にわたる暮らしの安産性を保証する」は、2つの点で違和感があります。</p> <p>第1は、前3項でもそれぞれ現在と将来の価値（いわゆる遺贈価値など）を述べているのに、4. でことさら将来を強調すること。</p> <p>第2は、国土保全、水資源確保を安全性として、1. の基盤と区別すること、あるいは第2節で説明している経済的な投資効率性を2. の資源利用と区別することです。</p>	<p>4については、1～3と比べて普段の日常的な生活の中で直接的に生物多様性の恵みとして意識することが少ない安全性という点について、長い目で見る必要性を含めて記述しているものです。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
730		2 部 1 章 9 節	1) サンゴ礁の保全の部分に関して、モニタリング1000と自然環境保全調査の結果を活用するとありますが、自然環境保全調査はデータが古く（1997年発行、調査実施はその数年前）、またモニタリング1000は全てのサンゴ礁海域について広く行われている調査ではありません（例：辺野古）。既存の調査であるリーフチェックや海辺の環境教育フォーラムのネットワークを通じて得られるデータも積極的に活用していくべきだと思います。これは海草藻場の部分に関しても該当することであり、ジャングサウォッチ等のNGOが集積したデータの活用のご検討をお願い致します。	モニタリングサイト1000では、各海域の代表的なサンゴ礁や藻場に調査サイトを設定しており、そこで得られたデータを保全・再生に活かしておりますが、他主体によって実施されている類似の調査の結果についても情報共有を図り、保全のためのより効率的な情報収集に努めていきます。 ご意見を踏まえ、以下の通り修正します。「自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000などを活用して…」（下線部追加）。
731		2 部 1 章 9 節	2) 具体的対策の部分 農地からの赤土などの流出を防止するための措置を取るとありますが、公共工事に伴う赤土流出の見直しも要望いたします。普及啓発や調査研究事業等をこれから立ち上げて検討するのも一案ではありますが、実際の環境への影響を考慮しますと、いったん現在進行中のもので明らかに赤土の流出を伴っているものはすべて差し止めてから検討を始めるという根本的な対策の導入のご検討をお願いしたいと思います。	ご意見を参考にして、今後も赤土の流出防止に努めてまいります。
732		2 部 1 章 9 節	3) レッドデータリストについて 海洋生物に関しては一般的に調査が難しくレッドデータリストに掲載されるほど情報が集まるのを待っているのは修復不可能な状態に陥る可能性がより高くなります。リストに掲載されていない生物に関する情報が全部集まるのを待つのではなく、海洋生態系全体を捉え評価できるような対策の導入のご検討をお願い致します。	引き続き、不足している海洋の生物多様性に関する情報の収集を推進するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための海洋保護区の態様や設定のあり方を含めた必要な措置について検討します。
733		全般	4) 全体的に 国家戦略という文書の作成も大切ですが、同時並行での保護対策の導入もご検討をお願い致します。減少の一途にあるサンゴ礁や島嶼生態系の多様性保全においては、その評価と平行して、万全の保全体制が敷かれることが急務であると思います。 例えば、当研究会会員の8割が住む沖縄島の例をあげますと、森林伐採が進められている高江東村のやんばるの森、普天間基地移設予定地である辺野古/大浦湾海域、現在埋め立て進行中の泡瀬干潟や北部西海岸（名護市本部や瀬底島）、埋め立てが予定されている浦添市港川など、明らかなる人為的な環境破壊に相当する公共事業が、それらの生態系の多様性の正当な評価を受ける機会もなく進められています。これらは言うまでもなく沖縄島の自然という他に類をみない多様性の島嶼生態系の破壊を招くものです。これ以上の破壊が進む前に何らかの対策の導入をお願い致します。	第2部に記述されている各種の具体的施策の実施を通じて、国土全体の生物多様性の保全に努めていきたいと考えています。

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
734	127 - 134 128	2部 1章 6節	<p>わたしがフィールドとする里山について特化して述べたい。今回の第3次のものを読むと、当初より格段に生物多様性が何を指すものなのかがわかりやすくなって現場感覚に近づいていることを評価したい。そのため、農林業に生物多様性の視点を入れることによって、地域の自然環境の理想が明確になっている。今後、里地・里山を保全する上で、生物多様性の視点を立場・価値観を超えて共有できるのかどうかは、日本の自然の未来を占う試金石となると思われる。</p> <p>わたし自身が関わってきたのは、2005年国際博覧会予定地として都市化されようとした瀬戸市海上の森である。今現在は、博覧会の理念を継承するために愛知県農林部が所轄する「あいち海上の森センター」が活用と保全の業務を担っている。</p> <p>海上の森については、ほぼ90%以上の地権者となった愛知県であるが、ここには、今も細々と田んぼ耕作を続ける地権者、下流域の地元住民、わたしのような保護に関わってきた市民、新たに加わった都市住民などが関わりをもっている。センターとの協働で「海上の森の会」が設立され、運営されているものの、多様な人間模様が一つの目的を共有することが難しいのが現状である。</p> <p>里山は、農地・林地、草地、水辺など多様な自然環境を有する豊かな自然地域であるが、人間もまた多様であるということであり、このこと点を抜きにしては里山保全の将来を語るができない。</p> <p>したがって、(現状と課題)には、項を起こして、「里山に関わる多様な人間模様」という文章を入れていただきたい。里山に関わる立場の異なる人間を識別し、立場の違いが異なる価値観を生む現状を認め、どうすれば融合に至ることが可能なかを示す提案がほしい。里山に留まらないことであるが、人間活動やその価値観の融合策を欠落させては、生物多様性が現実化し実質的、有効なものにならない。</p>	<p>農林漁業者や地域住民、NPO、民間企業、地方公共団体など、多様な主体による取組を後押しする観点に立って、地域の創意工夫と地域で培われてきた知識や技術を活かしながら行われている生物多様性保全の活動を再評価、応援するなど幅広い国民の理解と参加のもと総合的に生物多様性保全を推進することとしております。また、田園地域・里地里山を将来にわたり保全・利用するためには、多様な主体の参加により保全と利用を図ることが必要です。</p> <p>農村地域において、農業・農村の基盤を支え、将来にわたり自然環境や景観の保全・向上を図るため、第2部1章6節1.5の(具体的施策)に記すとおり、自然再生活動を行っているNPOや住民・企業・行政が協同し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動に対し支援を行っているところです。</p>
735	130 - 132	2部 1章 6節	<p>海上の森の里では、長年にわたった地元住民の共同作業不在により、ため池が消失し、山の手入れ不足により水不足が深刻である。休耕田を復興しようにも水がないのが現状であるため、あいち海上の森センターと海上の森の会との協働でため池復元が望まれている。このような具体的な問題はそのまま「水と生態系のネットワーク化」に相当するものである。どうすれば、多様な人間が協働できるのかを試す機会として、里地里山保全再生モデル事業に該当する。今後の取り組むべき事例や成功事例を具体的に上げてほしい。</p>	<p>里地里山保全再生モデル事業では、今後、事業を実施した各地域での取組の事例を取りまとめたいと、全国に発信していく予定です。</p>
736		2部 1章 6節	<p>県有地である森林は財産権の問題があり、市民がボランティアで切り出したものを外に持ち出すことが禁じられている。そのため、外材ではない国内産の竹や木を市民が使うことが不可能である。</p> <p>わたしは、かねがね「里山ガーデニングショップ」のような市民が切り出し、使用例モデルを示し、都市住民に使ってもらえるシステムを提案しているが、具体化する目処がない。里山は育て、使う循環システムが生物多様性を支えて来た場である。是非、具体的な取り組むにすむ施策提案を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、森林の立木は当該森林所有者の所有物であり、森林外へ持ち出し使用するには所有者から譲渡を受ける必要がありますが、市民がボランティアで切り出した木材を利用している取組事例もありますので、森林所有者(県有林の場合は県となります)と相談していただきたいと考えております。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
737		2部 1章 6節	テレビ番組で「世界がコシヒカリを作り始めたら」（10月14日NHKスペシャル）を見て、急遽付け加えたい。 ライスショックが今後日本に及ぼす影響を考えると、恐ろしいものがある。台湾では、WTOの自由化以来、米農家が激減している様子を映し出していた。主食の自給率が減少し、農家が消失すれば食の安全保障がなくなるばかりではない。生物多様性そのものが著しく劣化してしまう。いくら理想を述べても経済の仕組みと政府の方針によっては、生物多様性国家戦略自体が絵に描いた餅状態になってしまうことだろう。是非、主食の自給率の問題に言及する項目を立てていただきたい。	平成17年に策定した食料・農業・農村基本計画では平成27年度のカロリーベース食料自給率の目標を45%に設定しており、目標達成のため消費・生産両面の取組を推進しているところですが、 なお、食料自給率と生物多様性の相関関係は明らかでないことから、ご意見にあるような項目立てをするには至らないと考えます。
738	9	1部 1章 1節	人間の所業によって人類が絶滅するのは自業自得。でも、他の生物たちを巻き込んだままは許されない。	(感想・その他)
739	11	1部 1章 2節	輸入国である日本は輸出国への配慮を忘れてはならない。他国の、自然からの恵みを掠め取っているのだから。	(感想・その他)
740		1部 1章 2節	輸入が多い現実、仮想水やNの取り込み過多を導いている。再考すべきだ。	(感想・その他)
741	13	1部 1章 2節	『全てを利用しつくさない考え方』を広めるべき。	御意見を踏まえ、13ページ33行目「こうした伝統的な知識や自然観」を「こうした限りある自然や資源を大切にしてきた伝統的な知恵や自然観」と修正します。 また、生物多様性の側面からのライフスタイルの変革については、まだ始まったばかりですが、62ページに記載してあるように、ライフスタイルの提案も進めていきたいと思えます。
742	16	1部 1章 3節	あまりに人間中心なのでは？ 自分に関係ないと、危機感を持ってない、という人間の性も分かるが、唯一、直接利益を生まない生き物の代弁のできる環境省なのだから、もう少し、地球上の声なき生物の立場に立った発言があってもいいと思う。	理念の1については現行戦略で「人間生存の基盤」としていたものを「すべての生命が存立する基盤を整える」と概念を広げています。こうした点も含めて、多くの人々に生物多様性の重要性が理解されるよう努めていきたいと考えています。
743	23	1部 2章 2節	記載以外にも、飼料、その後の糞尿がバイオマス、というルートも有り。バイオガスや肥料などへとつながる。	ここでは、直接的に生物多様性の保全と関わりのある事例について掲げています。
744	23	1部 2章 2節	生活者にはなかなか難しい、この様な大きな視点を持つ事こそ、国の役割だと思う	(感想・その他)
745	24	1部 2章 3節	直前のGDPの文とのつながりがわからない。	GDPなどは人間活動や開発の圧力を間接的に示すものとして使用しています。人間活動や開発の影響は続いていることから、影響を注視していくことが必要な旨記述しています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
746	25	1部 2章 3節	検疫など、いろいろなシステムがよく考えられていると思う。ただ、これほどのグローバル化を想定していたとは思えない。人員・資金の、思い切った増大をしないと、意図的・非意図的な生物の侵入は防ぎきれないと感じる。	生物の輸入については、生物多様性の保全のため、今後も対策を進めていくことが必要と考えており、施策の充実に努めていきます。
747	26	1部 2章 3節	実態（輸入量の多さ）を公表し、国民の再考を促す時。生態系を脅かすという危険を冒してまで、本当に必要なのか？	本節では、第3の危機の背景としてデータ等を記述しています。
748	28	1部 2章 4節	大幅な見直し・転換が必要ない部分もあり。共生の考え方、昔ながらの稲作のシステムなどは、むしろ、価値を再認識すべき。	生態系の劣化を減らすことにつなげるには、全体で見れば、政策・制度・慣行を大幅に変えていく必要があるということをミレニアム生態系評価は述べているものです。
749	34	1部 2章 4節	言うだけなら簡単。どのように具体化していくのか？	鳥獣との軋轢はすぐに解決できるものではありませんが、第2部第1章第6節及び第2部第2章第1節に記述している具体的施策の実施に努めていきます。
750	34	1部 2章 4節	セイヨウオオマルハナバチの使用だけが悪いのではなく、囲い込みがしっかりしていない事が悪いのではないか。在来種のクロマルハナバチをかけ合わせた物であっても、遺伝子レベルでは、地方亜種と異なるはず。やはり囲い込みが必要となる。それならば、より強力に働く（効率のいい）セイヨウオオマルハナバチを、完全に囲い込んで使用した方がいいのではないだろうか。	セイヨウオオマルハナバチについては、外来生物法に基づき特定外来生物に指定されており、飼養等には許可が必要となっています。本種を使用した施設栽培を行う農家では、ハウス開口部にネットを張るなどの逸出防止措置を求め、飼養等の許可を行うことにより、分布拡大の防止を図っています。
751	37	1部 2章 5節	環境・景観などの保護のために公園等に指定した事を考え、温暖化防止のための風力発電であっても、開発には慎重になるべき。	自然公園は優れた自然の風景地の保護を目的としたものであり、自然景観に少なからぬ影響を及ぼす大規模な風力発電施設の設置については、審査基準に基づき、景観や自然環境の保全との両立が図られるよう、適切に指導・審査を行っていきます。
752	51	1部 3章 2節	今まで、河川の変動性を押さえるために、ダムや堤防などを築いてきたはず。その役割をまず考慮したうえで、方針転換を図るべき。関係者の合意が必要。	河川の整備にあたっては、必要に応じ関係住民などの意見を反映させるために必要な措置を講じているところです。 また、河川の変動制の確保が重要な点については第2部第1章第8節1に記載しております。
753	58	1部 4章 1節	文がおかしいのでは？ 何が言いたいのかわかりにくい。	御意見を踏まえ、「専門家や一般の人々と専門家をつなぐコーディネーターの関与」を「専門家の参画のほか、一般の人々と専門家をつなぐコーディネーターの関与」と修正します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
754	59	1部 4章 1節	社会経済活動は短期的に考えがち。長期的に見れば、生態系の仕組みに任せた方が経済的、などと、生態系の有用性を強調すべき。	御意見を踏まえ、「生態系を持続的に保全することは、生態系を改変したときよりも大きな利益が得られるといわれています」を「生態系を持続的に保全し生態系の仕組みに任せた方が、生態系を改変するよりも経済的といわれています。」と修正します。
755	59	1部 4章 1節	防災のため、今まで人工的な対策を行ってきたが、それを生態系に任せる方針に変えるなら、膨大な土地などの余裕が必要となる。方針変換には、土地の取得などの他、住民の同意や理解などを得る必要がある。	当該箇所では、長期的な利益を考えると生態系を保全することの方がよいと考えられる事例の一つとして記載しているものです。
756	62	1部 4章 2節	ゆとり教育に厳しい目が向けられている今日、ますます学校現場へは入りにくくなるのではないか？今の子どもは忙しすぎる。塾無デーでも定め、時間的ゆとりを持たせるのが先のような気がする。	今後の施策検討の参考にさせていただきます。
757	62-63	1部 4章 2節	人と自然との新しい関係の形、豊かな関係とは、具体的にはどんなものか？具体性がなく、イメージになっている。戦略なら、もう少し具体性が欲しい。	62ページ25行目から63ページ2行目までにおいて、63ページ4行目以下の施策に向けた基本的な考え方を示しています。
758	63	1部 4章 2節	だれが、どの様な基準で、里地里山として残すか、残さないかを決めるのか？	重要な里地里山の選定については、63ページ14～17行目に記述している考え方をもとに今後さらに具体的に検討していきます。
759	65	1部 4章 2節	言うのは簡単。でもそれをどのように具体化して、実行していくかが問題。	当該箇所や第2部に記載された具体的施策の着実な実施に努め、毎年の点検で実施状況を検証します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
760	83	2 部 1 章 2 節	<p>さまざまな方針、色々なレベルの知識・技術を持つ民間団体に、公的な公園を完全にまかせるのは、無責任だと思う。また、最初の団体が、行政と組むと、後から名乗りをあげた団体は、入り込む事ができないとよく聞く。ボランティアといえども公的な資金を得、場所の提供などを受けているのだから、何年かごとに、他の団体にも、機会を与えるべきだ。最近多い業務委託と同様に考えないと不公平だと思う。</p> <p>また、民間所有地の管理を、行政が行うのにも違和感があるが、それをボランティア団体に任すとなれば、さらに変だ。責任問題などがでてきた時、どうするのか？</p>	<p>公園管理団体は、公園の適切な管理を実施するための一定の能力を有する団体を法律に基づいて審査を行い、その上で指定するものです。同一地域において複数の団体の指定が妨げられるものではなく、また、申請の早さが問われるものではありません。風景保護協定における民間所有地の管理にあたっては、各団体と所有者の間で、管理内容などについて調整し、合意の上で実施されるものです。</p> <p>また、地域指定制の国立公園においては、基本的には土地所有者がその土地の管理を行っておりますが、国立公園としてその資質を維持するためには、風景地の再生、施設の管理、普及啓発など幅広い管理が求められています。これらを実施するためには、国や地方公共団体だけでなく、様々な主体による取組みが必要不可欠です。そのために公園に必要な管理を明確にし、求められる管理の性格によって主体や責任関係等を明確にし、適切な管理体制を確立する必要があると考えております。</p>
761	100	2 部 1 章 3 節	<p>上に同じ</p> <p>さまざまな方針、色々なレベルの知識・技術を持つ民間団体に、公的な公園を完全にまかせるのは、無責任だと思う。また、最初の団体が、行政と組むと、後から名乗りをあげた団体は、入り込む事ができないとよく聞く。ボランティアといえども公的な資金を得、場所の提供などを受けているのだから、何年かごとに、他の団体にも、機会を与えるべきだ。最近多い業務委託と同様に考えないと不公平だと思う。</p> <p>また、民間所有地の管理を、行政が行うのにも違和感があるが、それをボランティア団体に任すとなれば、さらに変だ。責任問題などがでてきた時、どうするのか？</p>	<p>公園管理団体は、公園の適切な管理を実施するための一定の能力を有する団体を法律に基づいて審査を行い、その上で指定するものです。同一地域において複数の団体の指定が妨げられるものではなく、また、申請の早さが問われるものではありません。風景保護協定における民間所有地の管理にあたっては、各団体と所有者の間で、管理内容などについて調整し、合意の上で実施されるものです。</p> <p>また、地域指定制の国立公園においては、基本的には土地所有者がその土地の管理を行っておりますが、国立公園としてその資質を維持するためには、風景地の再生、施設の管理、普及啓発など幅広い管理が求められています。これらを実施するためには、国や地方公共団体だけでなく、様々な主体による取組みが必要不可欠です。そのために公園に必要な管理を明確にし、求められる管理の性格によって主体や責任関係等を明確にし、適切な管理体制を確立する必要があると考えております。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
762	103	2部 1章 4節	農林水産業は、まず、食べ物を作ったりという業のために為されるもので、生物多様性や、循環型社会の構築が目的ではない事を、思い起こすべきだ。持続可能な農林水産物の生産のための『おまけ』として生物多様性が守られてきたに過ぎない。つまり、水田や里地里山、森林などの多面的機能に期待するだけでなく、農林水産業が維持できるようにするのが、先決だ。中山間地などの不利な条件でも、農業が成り立つような、社会作りを考えるべきだ。理想・期待だけでは現実には動かない。	耕作条件等の悪い中山間地域について、農林水産省としては、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、 ① 高付加価値型農業の推進など農林業の振興、 ② 中山間地域の条件不利を解消するための直接支払いを実施するなど、今後とも、中山間地域における農林水産業の振興に努めてまいります。
763	105	2部 1章 4節	輸入大国日本が、輸出国への配慮は、日本の輸入を維持するためにも大切。その一方で、地球全体のためへの取り組みも忘れてはならない。世界のどこもが、互いに関わりあっているのだから。博愛という精神も大切。もちろん、その資金（税金）を出している国民の理解も忘れてはならない。	第1部4章2節4に記述したとおり、地球規模の視点を持って、第2部2章4節に示した国際的取組を進めて参ります。なお、持続可能な農林水産業を可能とする国際貢献としては、砂漠化防止、熱帯林の持続可能な経営や水資源の持続的利用等の取組を行っているところです。農林水産省における国際協力では、我が国を含めた世界の食料安全保障や地球規模で顕在化してきている環境問題等への対応として、農林水産行政推進上構築された専門的知見を活用した技術開発、基礎調査、技術交流等の国際貢献を実施しております。また、広く一般国民の方のご理解が得られるよう、国内においてシンポジウム等を開催し、その啓発・普及を図っているところです。
764	107	2部 1章 4節	農林水産関係に限らないが、科学的、定量的指標は大切。相手は複雑な生態系だから、非常に難しいであろうと思うが、ぜひ、開発して欲しい。比較ができないから、説明しにくい部分も多い	環境保全型農業をはじめとした農林水産関連施策を効果的に推進するため、指標開発を進めて参ります。
765	109	2部 1章 5節	林業は、生態系維持・炭素の蓄積などのために行っているわけではない!! 健全な林業に伴って、付随的に為されてきたに過ぎない。それをまず、基礎においた上で多面的機能などを論じるべきだ。まず、真面目に林業をやっていれば、生活できる社会を創るのが先だと思う。国土の6割をも占める森林だが、切れば一瞬で消えてしまう。その一方、育てるのには、膨大な時間がかかる。森林の形態を変えよう（例えば、複層林化など）と、机上で議論したものが、実現するまでに、数十年かかる。それを見越して、早め早めに対策を行う必要がある。	森林・林業基本計画に基づき、多様で健全な森林づくりと国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を図ることとしています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
766	109 (119)	2部 1章 5節	今、山の所有者として多くを占める、不在山主の事を、あらためて考えるべきだ。山の多くが保安林などで、税金もかからないため、山を所有している、という意識すら、ないのではないだろうか？ 一度、山の所有者に通知を出し、所有者としての自覚を持たせる必要があると思う。その上で、山の管理をどうしようとしているか、などを調べ、対応を練る必要がある。山は、管理してこそ意義がある事（多面的機能などが発揮でき、保安林であり続ける事ができる）、自分で管理できなくても林業組合などに委託する方法もある事、必要な費用はこのくらいだが、補助金がこのくらい出るから、個人の負担は少ない事、放置しておいて産廃などの不法投棄場にも成っていたら、後が大変な事など、などを知らせなければならない。両親も少しばかりの土地を山に持つ。私自身、山で遊んだ記憶はあるが、境界など、はっきりとはわからない。林業組合にお願いしっぱなしだが、今、どうなっているのだろうか。最近行った事が無い。反省を込めて、通知し、自覚を促す必要を感じる	不在村森林所有者に対する森林施業の働きかけは重要であり、その手法等について検討をしているところです。ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
767	109	2部 1章 5節	複層林にすれば、手入れに手間・時間がかかる。ただでさえ人手不足の担い手に、更なる負担がかかる。その対策も考えてから行わないと、絵に描いた餅となる。	複層林は、土砂の流出・崩壊の防止に資するとともに、野生動物との共存の場などとして育成管理すべき森林であり、複層林の整備に当たっては、森林整備事業等により森林所有者等の負担軽減を図っているところです。
768		2部 1章 5節	民有林に対して公費を使う事への是非。よほどしっかりした理由がないと、納得しがたい。収穫物は手伝った人の物になりやすい畑の作物などと違って、できた木は、山主のものになる。税金で、個人の益を助けるのだから、国民の納得が必要。	森林が有する国土保全、水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能については、その受益範囲は広く、排除性がないなどの性格を有していることから、私有財である一方で、公共財としての位置づけを有しています。また、森林の育成には長期継続的投資を必要とし、投資の収益性が低く不安定といった特徴があることなどから、公共財としての森林を形成する投資を民間に委ねた場合、間伐等の手入れが滞り公益性が低下する事態を招く恐れがあります。このようなことから、適切に森林の整備を進めていくためには、社会資本としての公的な支援が必要と考えております。
769	111	2部 1章 5節	多様な利用者をつなぐ、コーディネーターが必要。企業が社会貢献で森林整備をしたいと相談を受けた事があるが、紹介できなかった。また、整備して貰う方にとっても、どんな企業か判らなければ、決断しにくいと察する。県などが仲介する事があるとも聞くが、あまり情報が流れてこない。	今年度より、企業等多様な主体における森づくり活動をサポートするための事業を行っており、この中で情報の発信についても推進してまいります。
770	114	2部 1章 5節	文がわかりにくく、言おうとしている事がはっきりしない。	ここでは、森林・林業基本計画に基づき、森林の3つの機能区分（水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林）ごとに望ましい森林の姿に誘導するための具体的な取組の方向性を記載しています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
771	115 - 116	2部 1章 5節	やはり、民有林に対して、税金を使うだけ、には抵抗がある。かかった費用を積算して、土地代に相当したら、所有権を国に委譲するなどの制度を設けたらどうか？	森林が有する国土保全、水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能については、その受益範囲は広く、排除性がないなどの性格を有していることから、私有財である一方で、公共財としての位置づけを有しています。また、森林の育成には長期継続的投資を必要とし、投資の収益性が低く不安定といった特徴があることなどから、公共財としての森林を形成する投資を民間に委ねた場合、間伐等の手入れが滞り公益性が低下する事態を招く恐れがあります。このようなことから、適切に森林の整備を進めていくためには、社会資本としての公的な支援が必要と考えております。 また、保安林等においては、土砂の流出や崩壊を発生させるおそれがある場合や水源かん養機能の低下が著しい場合等で、人家等の保護や流域保全の観点から放置しがたいときに、治山事業により行政が必要な整備を行い、立木の伐採や転用の規制等の適切な運用と一体となって、森林を保全していくことも必要と考えております。
772	118	2部 1章 5節	ボランティアな森、とはどのようなものか？	ボランティアな森林づくりとは、例えば、企業の社会的責任（CSR）活動の一環等、あるいはNPOや都市住民による森林ボランティア等による森林づくり活動を想定しています。
773	121	2部 1章 5節	学校が活動の場とするような森を作ったとしても、どのようにしてそこに行くかが問題。移動手段の確保とともに、一度にたくさん的人数を受け入れるための、受け入れ側の人材も必要。	活動の実施に必要な交通費などは実施団体に負担していただくことになっていますが、これまでの活動事例を見ると、地方公共団体や教育委員会でバスをチャーターする費用を負担していただいているケースが多くみられます。また、民間団体などが行う森林・林業体験活動に関する支援制度等を利用している事例もあります。 一方、現地での活動に当たっては、森林管理署から職員を派遣するほか、各地の森林インストラクター会などの協力を得て対応しているところです。

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
774	123	2部 1章 5節	例示がないと何を言おうとしているのかがはっきりしない。	<p>民有林から供給が難しい文化財の修復のための資材や、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく伝統工芸品の原料等の供給に努めています。</p> <p>具体的には、善光寺(長野市)では、重要文化財である「善光寺三門」の修理にあたり、資材として必要な天然サワラの供給を善光寺からの協力要請を受けて計画的に供給しました。</p> <p>ご意見を踏まえ、第2部1章5節(現状と課題)を以下のとおり修文します。「特に、戦後に造成され利用期を迎えつつある人工林の間伐などを通じて生産される木材を中心に供給を行っています。また、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活かし、文化財の修復のための資材や伝統工芸品の原料など、民有林から供給が期待しにくい木材について、わが国の「木の文化」の継承のためにも計画的な供給を行っています。」</p>
775	128	2部 1章 6節	今の基準に合わない農薬や肥料の引き取り、処分方法を示すべき。	<p>農薬および肥料については、農薬取締法および肥料取締法に基づき、基準に適合していることを確認した上で登録されたものだけが、生産・販売できる仕組みとなっており、基準に違反した場合には、法律に基づき製造事業場等に対する回収命令等の必要な措置を講じているところです。</p> <p>ただし、ご指摘の点については、既に第2部1章6節1.1(p128)に記載されている「農薬・肥料などの生産資材の適正使用などを推進すること」に含まれていることから、記述を修正する必要はないと考えています。</p>
776	129	2部 1章 5節	場合によっては『エコファーマー』より基準の厳しい地域独自の認定制度の扱いはどうして行くのか?滋賀県の実情に即した環境と調和の取れた農業を推進するとともに、地域の農業振興を目的としたものであり、地域において主体的に実施されるものと考えています。	<p>エコファーマーの制度は、環境と調和の取れた持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立てた農業者を認定するものです。なお、滋賀県の実情に即した環境と調和の取れた農業を推進するとともに、地域の農業振興を目的としたものであり、地域において主体的に実施されるものと考えています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
777	130	2部 1章 6節	鳥獣害という割には、中大型哺乳類ばかりが扱われている。カラスやヒヨドリなどの鳥害も多いはず。ねこぞぎ、にはならなくても、売り物にならない例が多い。(農業被害とはなる)	近年、里地里山地域において耕作放棄地の増加や小雪化傾向等により、特にイノシシ、シカ、サル等の生息域が拡大し農作物被害が深刻になってきていることから、これら中大型哺乳類に関する里地里山での被害関係を中心に記載しているところですが、御意見のとおり、これら獣類に加え、カラス等の鳥類被害も発生しております。このため、後段において、鳥獣被害を防止するため、緩衝帯の設置や未収穫の果樹等の除去等の生息環境管理、捕獲等の個体数調整、追い払いや侵入防護柵、防鳥網等の被害防除の対策を総合的に取り組むとしているところです。
778	135	2部 1章 7節	土地に余裕のない都市部では、公園等の設置には限界がある。いかに民有地を有効に使うかがかぎとなる。緑の維持は大変だ。大変さに耐えかねて、ブロック張りにする気持ちも理解できる。手間・維持費のかかる緑の保全を、どう導くかが大切だ。	ご指摘の通り、緑地の維持は課題となっており、市民緑地や緑地管理機構の活用・検討がなされているところですが、今後も各種制度の活用を通じて適正な管理を促していきたいと考えております。
779	139	2部 1章 7節	下水道の持つ施設空間の活用、とは、例えばどんな事か？ 例示が欲しい。	ご意見をふまえ、第2部第1章第7節2. 3の(具体的施策)の第1番目を、次のように修正します。「…下水処理施設の上部や雨水渠などの施設空間において、 <u>せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り・・・</u> 」
780	139	2部 1章 7節	富栄養の除去、以前は、富栄養の水で育った葦などの植物を利用する事により、栄養分を取り除いていた。その知恵を、何かの形で残すべき。	第2部第1章第8節2. 1. 2に記述しておりますとおり、水質浄化対策として、水生植物による吸収を利用する植生浄化施設の整備等を行っています。
781	154	2部 1章 8節	外来種への対応の1つとして殺処分がある。生物に与える苦しみがなく、屋外でも手間のかからない殺し方を示して欲しい。特に、生きたまま移動させることのできない特定外来生物について、知りたい。(戦略中の記載でなくてもいいので)	防除の実施体制や施設、専門家の状況等は、地域によって異なることから、殺処分の方法は一律に定められるものではありません。各実施主体の実情に応じてできる限り苦痛を与えない方法を選択していただければと考えます。
782	162	2部 1章 8節	文がおかしい。校正ミスでは？	誤植でした。当該部分を修正します。ご指摘ありがとうございました。 「自己の安全確保のために適切な行動がとれるよう、日常の情報提供の充実などが必要である」としてあります。」

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
783	179	2部 1章 9節	海は、囲われた池や畑と異なり、生態系への影響が直接的だ。放流・養殖などに当たっては、よりいっそうの慎重さを求める。世界的な魚志向が強まっている今日ではあるが、性急な増産を求めることのない様、他国にも、働きかけてもらいたい。	今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
784	183	2部 1章 9節	アクセス向上が好い、とばかりはいえないと思う。もちろん、さまざまな人が海辺を楽しむ機会を得るのは重要だろう。ただ、その場所は限定的であってもいいと思う。 ウミガメの保護に携わっているが、砂浜の荒らされ方はひどい。4輪駆動車を乗り回し、釣り・花火・サーフィンをして、ゴミを捨てていく。車止めを作っても、松林が削られるだけで、車はどんどん入り込んでいく。 35年ほど前、海は、神聖で、怖くて、近づきたい場所だった。松林に野犬の群れが棲み付いていた、という本当の危険もあった。堤防から海まで行くのに、砂山を2～3つも越えていかなければ海にたどり着けない、見る事すらできない、という大変さもあった。海を学区に持つ私たちは、海や松林を守ってきた。松を植える日があり、地域を挙げて作業をしてきたし、夏にはPTAが危険防止のための見回り当番があったりした。 刻々と変化する、風紋のある砂浜を今は見る事ができない。浜がやせて、砂丘すらない。ウミガメたちも、産卵場所を探して迷走する。漂着物や海浜植物だらけの場所を掘ろうと努力している。砂の流失を防ぐためのブロックは、ウミガメの上陸を阻む。人の圧力が強すぎる。 海は人間だけのものではない。万人が海を楽しむ事も大切だが、海を生活の場にしなければならぬ生物もいる。声を上げることのできない生き物の生活をも、考慮して欲しい。	今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
785	185	2部 1章 9節	有機汚泥の浚渫は大変なので、土をかぶせるという方法もあると聞いた。短期的には有効そうだが、長期に見るとどうなのかと心配になった。短期・長期・両方の視点で、対策して欲しい。	覆砂を実施する際には、封じ込めた有機汚泥からの溶出削減効果が得られるよう、適切な覆砂厚を設定しています。
786	185	2部 1章 9節	最近やっと話題になるようになったバラスト水であるが、対応が鈍いような感じを受ける。日本は、輸入量が多く、バラスト水が持ち込まれるより、持ち出すほうが圧倒的に多いからと聞いた。あまりに身勝手に聞こえる。国内での移動でも、影響があるのではないだろうか?海はつながっているとはいえ、ある程度囲われた空間である港では、かなりの影響があるのではと察する。 また、一過性の対策として、外洋で水を入れ替えるという方法も聞いた。環境への影響は、本当に大丈夫なのだろうか?船の安定が保たず、転覆の危険をはらむとも聞く。やはり、面倒でも、お金がかかろうとも、生物を殺す・取り除くという方法を検討して欲しい。	バラスト水管理条約においては、船舶の建造日等に応じ、一定期間は基準を遵守した上での外洋でのバラスト水交換が認められていますが、当該期間以降はバラスト水処理基準に従って生物の除去等を行うことが義務付けられます。そのため、我が国としては、早期に条約を受け入れるための体制の検討を進めることとしています。
787	199	2部 2章 1節	傷病鳥獣の救護、それ自体はいいことだと思う。ただ、その動物を野生に戻す事には、慎重になった方がいいと思う。人の手、特に動物病院などに関わった以上、野生下にはない病気を持ち出してしまいう危険が伴うからだ。また、一応直ったとはいえ、一度傷ついた鳥獣は、厳しい条件の野生では、ほとんど生きのびられないとも聞く。傷病鳥獣の放鳥・放獣は、いいお話ではあるが、慎重であるべきだ。	傷病鳥獣については、適切な放鳥・放獣がなされるよう、第2部2章1節2.6の(具体的施策)のとおり、傷病鳥獣救護の受け入れ、リハビリ、対象鳥獣の検討などの体制整備を進めます。
788	200	2部 2章 1節	餌付けによる悪影響をもっとPRすべき。	安易な餌付けが行われないよう、第2部2章1節2.7にあるとおり、地方公共団体と協力して普及啓発をはかっていきたいと考えます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
789	202	2部 2章 1節	もっと強力な広報が必要。特定外来生物についても同様。カダヤシやウシガエルなど、身近な生き物であり過ぎて、移動禁止などの認識が、全く浸透していない。許可のないカダヤシとメダカが並んで展示、を見ることさえある。	外来種の取扱いなどに関する普及啓発を推進します。
790	207	2部 2章 1節	飼養動物へのマイクロチップ装着を、義務付けたらどうか。死んだ時その証拠を取るなど、厳格な規定を望む。今までの様子を見る限り、飼い主のモラルだけに頼るのは、限界がある。	マイクロチップによる飼養動物への所有者明示措置については、特定動物及び特定外来生物では、すでに原則義務化されています。犬・ねこなどその他の飼養動物については、マイクロチップ、入れ墨、脚環等による所有者明示措置が、所有者の努力義務として規定されていますが、ご指摘の趣旨を踏まえ、その周知徹底に努めてまいります。
791	211	2部 2章 2節	耕作放棄地を憂い、バイオマス資源に注目が集まる中、期待する。	(感想・その他)
792	210 - 211	2部 2章 2節	今、日本で栽培されるコメは、コシヒカリ系のものが2/3を越えると聞く。消費者の好みもあろうが、単一系の栽培に危うさを感じる。検討して欲しい。(生物多様性とは関係ないが)	近年では、『おぼろづき』などコシヒカリとは遠縁の極良食味の品種も育成されているところです。 また、(独)農業生物資源研究所のジーンバンクに、国内イネの在来種2400点をはじめ世界各国のイネ類4.4万点を保存しており、新品種の開発に利用されています。 さらに、特定の品種の利用により遺伝子多様性が失われると、特定の害虫や病気に対する耐性が失われる可能性もあるため、コシヒカリを親品種として利用しつつも、耐病性や耐虫性を付与した品種を開発しているところです。 また、ご意見をふまえ、第2部2章2節(基本的考え方)を下記のように修正します。「生物多様性を維持し、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。また、遺伝資源の多様性を考える際、経済的な有用性だけでなく、各地に特有の糍を使った味噌など、その多様性が地域独特の風土を形作っているという側面も忘れてはなりません。現時点で経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえません。」
793	211	2部 2章 2節	食品の安全を評価するのは『食品安全委員会』のはず。なぜ、具体的施策がないのか?	生物多様性との関連が深い施策を記述する趣旨から、食品安全については詳細な記述はしませんでした。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
794	219-4	2部 2章 2節	バイオマスの利活用をめざし、補助金をもらい、施設は作った。しかし、今は、動いていない。ということが多く感じる。新しい事にはリスクが伴うのは仕方がないが、膨大な税金が投入されている事業だ。事後の検証も含め、有効な手段を望む。	バイオマス利活用の取組を支援する交付金（農林水産省）では、事業着手前に実施主体が目標を設定し、国がその妥当性等を審査するとともに、事業完了後は目標の達成状況について実施主体が自己評価を行った上で国も評価を実施し、その結果に応じて次年度以降の適正な事業の執行や目標達成に向けた指導等の措置を講じるなど、狙った成果が出るようにしっかりと事後の検証等を行うこととしております。
795	220	2部 2章 2節	各省庁の協力を望む。それぞれの利害関係はあるが、循環型社会を創り、人類・生物の生存・共存を図る、という目的は同じはずなのだから。世界の動向をにらみながら、ある程度標準化していかないと、グローバル化した今日、生き残れないのではないか？	バイオマスの利活用に係る一層の連携と機動的な対応を図るため、関係府省からなるバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議において、総合戦略に掲げる目標の達成状況の確認、関係施策の調整等を行ってまいりました。 平成19年2月には、総理に報告した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表をバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議において取りまとめました。 また、本年9月には同会議において、バイオマスに関する各省の19年度の取組や20年度バイオマス関連概算要求予算について報告し情報共有を図りました。今後とも、各省連携を図りながら、バイオマスの利活用を積極的に取り組んでまいります。
796	224	2部 2章 3節	ほとんどの助成等の対象は団体のみ。個人でも真面目に活動している人もある。団体限定を広げて欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・緑と水の森林基金は、個人（調査研究に限る）についても助成対象としております。 ・河川整備基金は、個人（調査・試験・研究に限る）についても助成対象としております。 ・地球環境基金は、国の施策に沿った、全国のモデルとなるような先駆的な活動を行う一定の規模をもつ事業に対して助成をしています
797	224	2部 2章 3節	不在山主など、所有の義務を忘れた所有者もいる。保安林などの課税免除の措置をとるなら、それを通知し、所有している事の自覚・責任・義務を思い起こさせるべきだ。	不在村森林所有者に対する森林施業の働きかけは重要であり、その手法等について検討をしているところです。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
798	225	2部 2章 3節	自然とのふれあいにおいて、プログラムなど、意識的に動機付ける事は大切だと思う。その一方、何も言わないで体験させる、というのも有効ではないかと感じている。現代人は、いつも忙しく、ゆっくり自然に向き合う時間がないだけで、根本的なところでは、自然を求めている、と感じるからだ。何時間も自然の中にほかって置かれれば、その人その人の楽しみ方、親しみ方を与えなくても見つけると思う。ポーとしているだけでも、自然を全身で感じている最中だ。それぞれの感じ方があっていい。	生物多様性を確保することの必要性を理解するためには、様々なきっかけにより自然とのふれあいの機会を増やし、実体験を伴いながら自然の理解を深めることが不可欠であるとの認識のもと記述しておりますが、ご指摘のような自然の感じ方も広く含めたものと理解しています。
799	225	2部 2章 3節	観光などによる自然のオーバーユースは、厳に慎むべき。お金が絡む事ゆえ、徹底は難しいだろうが、適正利用しないと、持続不可能になる事を浸透させ、守っていかなければならない。ただ、地元住民への配慮は忘れないで欲しい。特に、地元の子供たちの外遊び?は大目に見て欲しい。自分の住んでいるところで十分遊び、体験していないと、地元を愛す事につながらない。将来の自然保全者・保護者を育てる過程だと認識し、観光利用を減らしてでも、自由にさせてやって欲しい。	地域ならではの自然観光資源を保全しながら活用するエコツーリズムの推進を図っておりますが、地域での取り組みにあたっては、住民の方々への配慮が重要と認識しています。また、子供たちの「五感で感じる」原体験としての自然体験が重要と考えておりその旨記載しておりますが、今後具体的な施策の推進に努めてまいります。
800	228	2部 2章 3節	ふれあい活動などの対象者に、偏りがあると思う。小学生対象、親子などは多いが、中高生や大人への受講許可が少ないように感じる。興味がある大人が、子どもをダシに、講座に参加、という場合、講座が進めにくい。大人も可、という講座の種類が増えれば、こういう事も減るはずだ。	次代を担う子どもたちの「五感で感じる」原体験としての自然体験が重要と考えておりますが、様々な世代が自然とふれあうこと、その機会を増やすことも重要であると考えており、そのような施策の推進に努めてまいります。
801	233	2部 2章 3節	いつでもどこでも環境教育、社会教育施設の利用など賛成。	(感想・その他)
802	234	2部 2章 3節	さまざまなフィールドを使った幼児向け環境学習、大切。	(感想・その他)
803	234	2部 2章 3節	総合の時間の減少など、事業の活用が難しい今、放課後の活用は大切。	(感想・その他)
804		全般	森林資源モニタリング調査・自然環境保全基礎調査・モニタリングサイト1000・MA等等、いろいろな機関がいろいろな調査をしているが、比較がしにくい(当然だが)。一般でも使いやすい科学的データが欲しい。	第2部第2章第5節において、具体的施策として各種調査の連携や相互利用について記述しており、各省など多様な主体の情報の連携を図りながら、それらの施策の推進に努めていきます。
805	265	2部 2章 5節	モニタリング1000の取組と重なる面もありますが、「博物館やボランティアの参加・協力を得て行う」必要があると思います。また、目録作成以外に、「絶滅危惧種について、その回避対策を探るため、その生態を調査し、復活に役立つ」取組を行うことにより、実効性が上がると思います	生物多様性情報の収集整備における多様な主体の参加協力の重要性については、第2部2章5節2. 1の(現状と課題)に記載しているとおりです。ご指摘も踏まえ、博物館・ボランティアの参加・連携協力についての取り組みを進めていきます。

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
806	235	2部 2章 5節	人材の育成に関して、「農林水産業従事者に対する研修を行う」（農水省の管轄になるかと思いますが、JA等の仕組みを使って行うことが可能と考えます。）	農林水産省では、戦略案の第2部1章6節p127以降に記述している生物多様性保全等に資する様々な取組が農業者に実践されるよう、都道府県、JA等の様々なルートを使った情報提供や講習会等による啓発、さらに、実際に生物多様性保全に資する取組を実施する農業者、農業団体等への支援をしております。
807	19	1部 2章 1節	2007年4月から放送が始まったNHK環境教育番組「どーする？地球のあした」のHPで、全国の子どもたちから寄せられた質問に、5名の環境カウンセラーが、カテゴリーに分かれて回答者を務めている。私の担当は、地球温暖化とエネルギーだ。東京都に住む7歳のすずちゃんから、「地球温暖化でペンギンがどんどん死んでいるという話を聞きました。わたしにできることはありますか？」という質問が、今年の夏届いた。回答に非常に苦しんだが、以下のとおりまとめた。「ペンギンたちがくらしやすい環境を取り戻すことがとても大切です。日本からペンギンたちがいる所に出かけ、ペンギンを救う活動はなかなかできませんが、日本で野生の鳥や生き物たちがくらす場所を守るサンクチュアリの活動をはじめたり、子どもエコクラブに入ったり、環境を守る団体に少し募金をするなど、7歳のすずちゃんにもできる環境保護活動はあります。地球温暖化をくい止めるためには、一人だけでなくみんなが地球のことを考え、行動しなければいけません。すずちゃんが気づいたこと、温暖化を防ぐために取り組み始めたことを、学校や周りの人に伝え、活動の輪を広げることもペンギンを助けることにつながります。」 http://www.nhk.or.jp/dosuru/ja/frame.html 地球温暖化と生物多様性の減少の関係を、より明確に環境教育の中に取り入れ、子どもたちが学び、考え、行動する素地を早急につくる必要性を強く感じる。一方で、21世紀環境立国戦略の【戦略7】には、環境を感じ、考え、行動する人づくりの重要性が述べられている。しかし、生物多様性の意義・価値に対する国民の理解が進んでおらず、多くの人々が自らの問題としてとらえ、さまざまな活動に参加する機運が高まっていないのが現状だ。地球温暖化と生物多様性の減少の問題を、国民全体に知らしめることがまず必要だ。今後、地域の特性に合った、あらゆる仕組みやルール、法制度を策定するうえで、この作業は基本となる。この戦略を、「絵に描いた餅」に終わらせてはならない。日本は、世界の中でその責務を果たすとともに、課題解決に向けてイニシアティブをとり、地球規模の必須戦略として、この戦略を明確に位置づけることが重要だ。	生物多様性を社会に浸透させる取組を行うにあたって、社会的な関心の高い地球温暖化による生物多様性への影響という観点から取り上げることも重要と考えています。
808	6	前文	「また、社会貢献活動（CSR）～」この一文では、社会貢献活動を通して生物多様性の保全に貢献することも、事業者に期待される重要な役割であることが書かれています。この一文そのものは問題ありませんが、「社会貢献活動（CSR）」とCSRがあたかも社会貢献活動であるかのように記載されている点は、完全な間違いです。SRとは、社会の持続可能な発展に向けて、事業を取り巻くステークホルダーからの懸念や期待を、企業が自主的に、経営（本業）に統合して行う活動です。社会的・環境的な配慮を事業活動に織り込むことであり、社会貢献活動はその一部であっても、そのものではありません。現在、これが世界のほぼ共通の認識となりつつあり、「CSR＝社会貢献活動」と示すと社会に大きな混乱と誤解を与えることが懸念されます。「（CSR）」は削除ください。	御指摘のとおり当該箇所は社会貢献活動を記述している部分であることから、（CSR）の記述について削除します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ジ	部、 節	意見	対応案
809	40	1 部 2 章 5 節	<p>地球規模の生物多様性の喪失は、グローバルな経済活動によって起こっています。日本は、食糧をはじめとする国民生活と経済活動の拠り所となる自然資本のほとんどを海外に依存しており、この調達に関わるグローバルな経済活動の最上流で、知らず知らずのうちに自然を破壊し、生物多様性の喪失に貢献しています。このような状況を変えるには、政府の力だけではなく、そのようなプロセスに直接関わっているグローバル企業を中心とする民間セクターの参画が不可欠であることから、COP8の「民間参画の決議」は決議されたはずですが、民間セクターの自主的な取り組みなしに、世界の生物多様性保全は実現できないからです。</p> <p>よって、下記の一文は、民間セクターにどのような役割を果たすことが求められているのか、その重要性を政府は、具体的に示し、強調する必要があると考えます。</p> <p><追加案> 「～採択され、生物多様性の保全における企業の役割の重要性が広く示されています。」 ↓ 「～採択され、生物多様性の保全における企業の役割の重要性が広く示されています。特に、企業が生物多様性を含む環境的・社会的な配慮を、自主的に経営に統合して事業活動を行うことが求められています。」</p>	<p>同じ40ページの9行目以下の新しい環境報告ガイドラインの記述で、原材料の調達等事業活動の中での取組について拡充して記述します。</p>
810	35	1 部 2 章 4 節	<p>第2章では「問題意識」の中の第4節「生物多様性の現状」では、日本の生物多様性の現状を示されており、その中の「3 世界とつながる日本の生物多様性」では、日本に生息する生物が国境を越えて、世界と繋がっていることが示されています。</p> <p>しかし、「日本の経済活動が世界の生物多様性に多大な影響を及ぼしていること」が一つも書かれていません。第2章で「問題意識」を扱うのであれば、そして生物多様性国家戦略が地球規模の生物多様性保全実現のために、国家レベルでの戦略策定を行うのであれば、日本の経済活動が世界の生物多様性に影響を与えていることを、例え完全に例証するデータがなくても、一言言及すべきです。</p> <p>日本は食糧や資源のほとんどを海外から輸入しており、例えば、東京大学の沖大幹助教授らによると、仮想水の総輸入量は、約640億立方メートル/年で、日本国内の総水資源使用量約900億立方メートル/年の約3分の2に相当するとの研究があります。世界では水不足が叫ばれている中、それだけの資源を世界から得ているのです。</p> <p>また、戦後の経済成長期、熱帯雨林から伐採された木材が大量に日本に輸入されましたが、例えば、フィリピンでは1950年代に国土の約50%が森林でしたが、1990年代には20%を下回るまでに減少しました。この減少に最も大きく貢献したのが日本であることはよく知られています。</p> <p>日本は、このほか、大量の鉱物資源なども輸入しており、サプライチェーンの最上流では、自然資本の破壊が進行し、これが現在の地球規模の生物多様性の危機的状況を招いていることは明らかで、この状況は今も昔も変わりません。グローバルな経済活動が、世界規模の生物多様性の喪失を招いていることの蓋然性は、今や明らかです。</p>	<p>↓</p>

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
810	35	1 部 2 章 4 節	<p>海外での生物多様性保全は、当該国が責任を負うことは明らかですが、経済的に発展途上の多くの国々では、生物多様性を保全するような法整備を図り、実質的に展開をすることは極めて困難です。また、国境を超えて活動するグローバル企業の経済活動を、これらの国が制御することはさらに困難です。</p> <p>日本は経済的に外国の自然資本に大きく依存し、経済的にも大きな力を持っているのですから、それに見合った国際的な責任を果たさなくては、日本はいつまで経っても「経済だけ」の国で、尊敬に値する国とは見なされないでしょう。世界の生物多様性保全における日本企業の社会的責任の重要性を示し、実質的な活動を促すことができるのは、日本政府だけです。民間参画の決議はこのような考えの元に、決議されたはずです。よって、海外での生物多様性の保全に、日本のグローバル企業が本業の活動(事業活動に社会的・環境的な配慮を織り込む)を通じて実質的に貢献することの重要性を示していただきたいと思います。この視点を国民や経済界に投げかけない限り、自然資本の持続可能な利用に向けた経済活動の質的な転換を図ることはできません。日本の生物多様性だけが保全されても、まったく意味はないのです。世界と人類の将来を見据えた、国家戦略の策定に関わられている皆様の高い見識を示していただきますことを、心より願っております。</p> <p>参考事例： 本業を通じた生物多様性保全への取り組み 昭和シェル石油 → http://www.showa-shell.co.jp/society/csr/csr2007/biodiversity.html</p>	<p>11ページにあるように、わが国は食べものなどを輸入に多く頼っていることについて認識することが重要であることについて記述しています。</p> <p>また、御意見も踏まえ、新たな環境報告ガイドラインにおける原材料調達に関する記述を40ページに追加します。</p>
811	58 62	1 部 4 章 1 節、 2 節	<p>生物多様性に配慮した食品や木材製品を選択するなど、ライフスタイルの転換の重要性を指摘されています。しかし、これを国民や企業に求めるのであれば、まず何よりも、政府が率先して示されることが重要だと思います。生物多様性に配慮された製品を、国が率先して調達すれば、企業もそのような製品を開発・提供することが可能となります。このことをP62の文章に示していただきたいと思います。具体的な施策としては、政府のグリーン調達基準などに、「生物多様性保全」に関する項目を設けるなどことです。</p>	<p>現在、森林の持続可能性の概念については、林野庁で国際的なコンセンサス作りに取り組中です。今後、国際的なコンセンサスが得られ次第、グリーン購入法においても検討したいと考えています。</p>
812	123	2 部 1 章 5 節	<p>私の実家は兵庫県の自然豊かな丹波地方にありますが、戦後の林野行政の結果、経済的にまったく採算性のない急峻な傾斜地などにも、多くのスギ・ヒノキが植林され、その結果、山間部に元々あった豊かな山の恵み「生物多様性」が失われました。</p> <p>また、山はもともと「地域の共同体」で管理され、「地域」に利益を還元していましたが、戦後の林野行政の結果、山の恵みは一部の植林事業者だけものとなり、一般人が立ち入ることもできない地域が生まれました。日本の自然を回復し、自然の恵みを本当に、国民の還元したいのであれば、明らかに不採算な地域のスギ・ヒノキ林はすべて伐採して潜在自然植生に還し、地域の共同体が自主的に共同で管理できる法的枠組みを整備していただきたいと思っています。それが、日本の山間部の生物多様性保全の最も抜本的な再生方法になると信じます。</p>	<p>我が国の森林は、今後、高齢級の人工林が急増することが見込まれており、これらの森林を対象として、国民のニーズや立地条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等により、針広混交林化、広葉樹林化等の多様な森林整備を進めることとしています。</p> <p>なお、森林法に基づく森林施業計画により、森林所有者等が共同して計画的な森林施業に取り組むことが可能となっています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
813	124	2部 1章 5節	<p>原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林等については、農林水産省で管理するのではなく、環境省に速やかに移管し、生物多様性の観点から統合的・抜本的な保全を図っていただきますよう、お願いします。</p>	<p>原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林等の管理・保全に当たっては、生態系としての繋がり等を踏まえ、周囲の森林を含めた総合的・計画的な管理・保全が必要です。これまでも林野庁は環境省・環境行政とも連携しつつ、森林の管理・保全等を実施してきたところであり、国有林については、今後とも一体的に林野庁が管理・保全等を行っていくことが適当であると考えています。</p>
814	31	1部 2章 4節	<p>①レッドリストの見直し 水生生物については、環境省と水産省の両者が、調査研究、対策について十分に協議する推進体制をとっていただきたい。例えば、魚類については、水産業への影響の観点から、水産庁が主に担当しているようにみえる。ところが、水産庁での希少生物関連予算は非常に少なく、地方自治体への委託事業でさらに分割しているため、現場での調査が充分行える体制になかった。そのため、情報が離散的なまま、対策がとられないままであった。具体的には、アオギスが挙げられる。これは、東京湾再生との連動で近年、短期間に取り上げられたが、政策的な一貫性が確保されず、政策上は放置されたままである。そのため、現在残っている生息地では、浚渫などの脅威がある。さらには、アオギスの生息地での漁場改善の実験などは、影響調査がなされたのかも疑問である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、水生生物の調査研究、対策については、関係省庁連携して推進していく所存です。</p>
815	31	1部 2章 4節	<p>②レッドリストに挙げた水産生物の漁獲制限、適正管理は急務である。 例えば、国産のハマグリが漁獲される日本に残っているわずかな干潟においては、地域の漁業者、漁業協働組合、県や市の水産行政が充分それを知って操業しているとは限らない。そのため、希少性から高値で流通している可能性もあるため、資源管理が必要である。それらが、人的資金的困難により有名無実である場合には、漁協の自主管理の奨励や住民によるサポートなど、現実的に対応されるシステムを検討すべきである。</p>	<p>沿岸域におけるハマグリなどの貝類資源については、従来より、都道府県知事が定めた漁業調整規則などによる採捕規制（殻長制限、禁止期間など）によって資源の管理を行っているところです。御指摘の意見も参考にさせていただきますながら、引き続き適正な資源管理に努めてまいります所存です。</p>
816	31	1部 2章 4節	<p>③レッドリスト掲載種の生息地における現地実験や調査体制の検討体制 希少生物が多く生息する海域における、環境変化は、調査研究・技術開発といえども、環境アセスメントや関係者との協議、合意形成が充分なされるべきである。例えば、希少生物が多く生息する生物多様性に富んだ干潟に対して、「漁場改善」の行為は極力慎重であるべきである。現在の状態であっても、物質循環や生態系の状態が良好であるにもかかわらず、無用な人為変化は避けるべきである。漁場改善として物質の散布や、貝類資源を捕食する魚類の撃退で通電する行為などは、他の生物への影響を充分考慮して実行の可否から公開で検討されるべきである。</p>	<p>水産庁が公共事業（漁場環境保全創造事業）で漁場改善のための事業を行う場合は、都道府県からの計画をヒアリングし、海域の特性に合致しているか、費用対効果は十分であるか等を検討したうえで生物にとって悪化した生息環境を改善することを目的として実施しています。その際には、希少生物を含めた生物生息環境や生物多様性も十分考慮しているが、ご指摘を踏まえて更なる配慮に努める所存です。</p>
817	35	1部 2章 4節	<p>①国境を超えて移動する動物については、関連する国際条約の批准を進めるべきである。</p>	<p>ボン条約のことを指しているかと思いますが、ボン条約については、第2部第2章第4節246～247ページに記述しています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
818	35	1部 2章 4節	②海生哺乳類は、ザトウクジラだけではない。生活史や回遊経路をリストアップし、もれなく入れていただきたい。	ザトウクジラに限らず、個別の種は一例として記述しているものであり、網羅して示すことは困難です。
819	35	1部 2章 4節	③移動性の高い生物を、「地球生態系を守る国家」として積極的に取り組むことは、国際的な日本のプレゼンスの向上につながる。移動性の高い動物を保護しない国家のイメージは、人間に対してもそのような姿勢をとる可能性を暗示し、国際的なイメージの低下につながる懸念がある。大所高所で、このような自然保護こそが、21世紀に相応しい国益であることを、特に、開発志向が強い社会セクターに対し、そのような認識があることを、広めることが望ましい	国境を越えて移動する動物については、当該箇所その他、ランドデザインや具体的施策でもとりあげており、そうした取組を推進することで認識を広めることに努めていきたいと思います。
820	51	1部 3章 2節	① 河川流量、水質の確保のほか、「生息地の土砂の堆積や移動、微地形の形成が適切であること」が必要である。例えば、河川の横断構造物により土砂移動が阻害されると、河床の砂が流下して消えてしまうアーマーコート化が起きる。それにより、淡水性二枚貝や水生昆虫が生息しにくくなる。結果的に、生態系構成種に変化をもたらします。 ※清野聡子ほか(2006): 筑後川上流大山川における住民の地域知と河川環境再生研究での作業仮説形成, 第34回環境システム研究論文発表会講演集, pp. 231-238.	御指摘の点につきましては、51ページ25行目<目指す方向>において、「河川本来の変動性の回復などで、多様な生物の生息・生育環境を保全・再生する」としており、<望ましい地域のイメージ>においても「洪水による攪乱などを通じて、多様な河川空間が形成されている」と記述しております。
821	51	1部 3章 2節	② 河口域の塩性湿地、汽水域	(感想・その他)
822	51	1部 3章 2節	③ 河道のみならず、その上の空間の保全も必要。特に河口域の干潟は、多くの鳥類が飛来する空間である。空間の遮蔽物をつくり、空気の乱れ(乱流)が生じることが懸念される。吉野川河口、多摩川河口などは、架橋計画があり、環境影響が懸念されている。	51ページには「多様な河川空間の形成」について記述しており、広義には趣旨は含まれていると考えます。
823	52	1部 3章 2節	① 砂浜生態系で、希少種のウミガメや鳥類を入れてわかりやすくなっている。一方、干潟や岩礁域に対しても、同様の記述が必要である。生態系指標種、シンボル種などである。	御意見を踏まえ、50ページ20行目「海生生物が多く生息し、」の後に、「シギ・チドリ類が餌をついばみ、」を追加します。
824	52	1部 3章 2節	② 「西日本ではカブトガニの生活史が全うできるような、砂浜—干潟—沖の藻場—海底のエコトーンが、一体的に保全、再生されている必要がある。」 ※エコトーンの保全、再生 希少生物の生活史や生息地の保全には、移動経路の連続性が必要である。沿岸回遊する生物に対しては、カブトガニの事例がある。 清野聡子ほか(2000)カブトガニ産卵地の地形特性と孵化幼生の分散観測—希少生物生息地のミティゲーション計画のために—, 応用生態工学, Vol. 3, No. 1, pp. 7-19.	御指摘の趣旨を踏まえ、53ページ25行目の「健全な生態系を保っている。」の後に次の一文を追加します。 「また、砂浜から干潟や藻場を通じて海底につながる生態系の連続性が確保されることにより、西日本ではカブトガニの生息が確保されている。」
825	52	1部 3章 2節	③ 望ましい地域のイメージ →地域・海域のイメージ	ランドデザインを7つの地域に区分して記述しており、望ましい地域のイメージで統一します。

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
826	15	1部 2章 1節	生物多様性の危機の構造について、3つの危機をあげて具体的に説明されています。しかし、こうした説明は、日々の生活に直結するものではないので、訴求力がないように感じられます。たとえば、お月見をするときのススキ、秋の鳴く虫など、生物多様性の存在が、ゆたかな日本の文化をつくってきたのであり、また、インスピレーションを与えてきました。したがって、生物多様性が失われることは、の本の文化を成り立たせている基盤の損失であることについて言及するとよいと思います。	私たちの暮らしを支える生物多様性の重要性として、文化の多様性について13ページに記述しています。それをまとめた16ページの理念において、生物多様性が地域の豊かな文化の根源である旨明記しています。
827	27	1部 2章 4節	生態系サービスについての記述が不足していて、わかりにくいようです。生態系サービスの種類は多岐にわたりますが、気候の調整、自然災害の緩衝機能、食料の提供、レクリエーションの場の提供、文化的な価値の提供などさまざまな領域に及んでいることなどを明記する必要があります。また、生態系サービスでは、経済評価を算出することが行われていますが、国連大学安井至教授の指摘によると、今日の経済学では、生態系サービスは、生態系に経済価値を与える指標として重要視されているとのことですので、経済的な記述についても、加筆すると良いと思います。	本戦略では、第1部第1章第2節で生物多様性の重要性を示す中で御指摘のようなさまざまな領域にわたる価値があることを示しています。また、経済的な記述についてはミレニアム生態系評価の記述も参考に59ページなどで記述しているところです。
828	202	2部 2章 1節	特定外来生物法が指定されたことで、ブラックバスやブルーギルがこの日本から減ったでしょうか？いくつかのモデル地区以外では、フィールドワークをしても実感として減っている印象はありません。国が率先して外来生物法に指定された生物を、積極的に防除する姿勢を望みます。	希少種の生息地や国立公園などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。
829	203	2部 2章 1節	未だに減っていないブラックバスやブルーギルを有効利用したい勢力もあると聞きます。このまま放置しては、これらの団体の思うつぼだと思いますが、如何でしょうか？国民の理解を一層深め、実効性のある思索を政府自らがトップダウン方式で行なえば、そんなに遠くない将来解決できる問題だと思います。政府を挙げて、地方自治体、市民に向けて特定外来生物の防除に取り組む強い姿勢を見せることが、外来種問題にとっては不可欠です。	希少種の生息地や国立公園などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。
830	1	前文	●生きもののいのち → 生命	御意見を踏まえ、生きものを削除し、「いのちを創り出すことができない」と修正します。
831	1	前文	●すべてのいのち → すべての生命 (以上の例のように、「いのち」と「生命」の使い方を明確にすべきかと思います。「いのち」を「命」と記さない理由も不明なため違和感があります。)	この段落では、読む人に柔らかい印象を与え、効果的に伝わるのではないかと考え、ひらがなの「いのち」を使用しています。
832	1	前文	●主語がありません。(他の箇所でも要確認)	主語は「私たちは」となりますが、「私たちの将来の世代」の言葉と重なること、文章の流れから主語はわかると思われることから省略して簡潔に記述しています。

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
833	2	前文	●経済的な発展を目標として掲げることは正しいのか疑問の余地があります。各地に暮らす人々の幸せこそ目標とすべきであり、地域によってはその一手段として経済的発展もあり得るのではないのかと思います。安易に経済的な発展を一般論として目標に掲げることは、地球の今後の将来を見誤る事につながると考えます。逼迫している現状から見て、地球温暖化防止のために、多少の我慢も覚悟して取り組む姿勢こそ打ち出すべきであると考えます（昔の暮らし方の知恵として13頁に関連する記述が見られる）。将来のために我慢することを正義と感じられるようにするための精神の涵養や教育も必要です。多くの経済至上主義者の目を覚まさせるような国家戦略の提示こそ求められています。その内容は、我が国のみでなく国際社会に対しても通用する内容であるべきです。	生物多様性国家戦略においては、経済的な発展を犠牲にすることを前提とするのではなく、両方を調和させて進める必要があるという趣旨で記述しているものです。
834	2	前文	●この箇所に限らず、文は極力短く表現した方が読みやすく、理解もしやすくなります。できれば1文は2行以内で表現するようすると良いと思います。（川勝平太氏の著書が参考になります）	できるだけ平易な表現に努めたところですが、ご指摘については今後の参考とさせていただきます。
835	5	前文	●いくつかの「開かれた手続き」で公表したという記述がありますが、その内容をしっかりと責任を持って読み込み、批評してくれる人がいなければ何の意味もありません。シンポジウムを開いたとしても、膨大な資料を詳細に検討することは不可能です。「開かれた手続き」で公表したからOKだとするのは、多くの役所の意志決定で見られる手法ですが、なんとなく言い訳じみている事務的に過ぎると思われれます。また委員会方式でも数回の委員会で全部の内容をチェックさせることはまず無理だと思われれます。責任を持って全部の内容をチェックすることが無くなると、素通りした結果だけが残って、一人歩きを始めるということがあり得ることが非常に危険です。確実に内容の点検を責任をもって行うことのできる人材を集め、そのメンバーによって検討を加える事が必要です。なお、それに携わったメンバーは、責任者として名前は最後まで明記される必要があります。	本戦略の策定に当たっては、論点について地方説明会を開催するなどできるだけ開かれた手続きで、実施をし、政府の計画であるため、内容については、関係省庁が責任をもって記述をしているところです。
836	6	前文	(各主体の役割) ●この節全体は、その全体像を体系的に図解した方がずっと分かりやすいと思います。文章で長々と表記するのは、そうせざるを得ない場合に限った方が良いと思います。この指摘は、他の編・章・節にも当てはまります。明快に図解し、それに注目させるための説明を本文に簡潔に示すのが良いと考えます。図解を用いることで、各種事項の相互関係が分かると共に、文章では分かりにくい部分が明快になってくることが多々あります。この国家戦略の読者である普通の国民や海外の一般の人々を十分に意識した、理解しやすい表現を駆使することが必要だと思います	できるだけ平易な文章とするよう努めましたが、写真や図表を使い、内容をより分かり易くまとめたものをパンフレットとして発行する予定です。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
837		全般	<p>●物や人の移動量を最小限に抑える暮らし方がもっと積極的に推進されるべきだと思います。</p> <p>●例えば農産物については自国で採れた物あるいは地産地消の理念を実践することが農業の持続性にとって重要であるし、食料自給率の向上にもつながるし、地球温暖化防止にも役立つはずです。つまり、農産物の輸入自由化は最小限に抑えることが絶対的に必要です。農産物の移動を抑えることは、運送のためのエネルギーを抑えることになり、地球温暖化防止に役立ちます。例えば、酪農を例にとると、本州の酪農家の大部分は海外の飼料を購入して高いコストで牛乳を生産しているために、乳価を上げないと利益が出ない構造になってしまっています。本来ならば、酪農は放牧で行うのが牛の生理や健康にもかなっているはずであり、それを無視した酪農構造になってしまっているのが実状です。つまり国産でない飼料をわざわざ輸入して、不健康な牛で牛乳を生産している訳です。農業は本来、その土地の自然条件を活かした産業であるべきです。それによって風土産業として地域に定着し、糞尿の堆肥化による循環も可能となるなど、持続的・循環可能なシステムが構築されます。この持続性・循環可能性こそ、農業の生物多様性保全に果たす役割が重視される重要な側面と考えます。（「人間活動の縮小による危機」と関連）</p>	<p>地産地消については、消費者が生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するという観点から、地域における地産地消の実践的な計画の策定を進め、学校給食や観光などで地場産物を活用するなどの取組を国民的運動として推進しているところ です。</p> <p>農林水産省としても地域の活動の推進に参考となる優良事例情報の収集・提供や情報交換の場づくりや交付金等を活用した施設整備等を進めており、19年度からは地域で一体となって取り組む地産地消モデルタウンへの重点的な支援や人材育成等の施策にも取り組んでいます。</p> <p>また、畜産においては、国内自給が可能な粗飼料生産の拡大や放牧の推進等の循環型畜産の取組みも行っています。</p>
838		全般	<p>●また生物多様性の保全されている農村や里山は、国民の身近な自然体験の場として、自然レクリエーションの場として、さらに元気なシニアを増やすための健康作りの場としても貴重な空間としての価値を備えています。（拙稿：「これからの自然公園利用の方向について」、国立公No.654、2007年6月）</p>	<p>（感想・その他）</p>
839		全般	<p>●農業の問題は現行の農水省が関わっている限り、きわめて深刻です。それは農業土木コンサルタントや農業土木会社が（社）農村環境整備センター等を介して、農林水産省と癒着構造（天下り構造）を作り上げ、生物多様性と良好な農村景観を破壊するような工事を延々と実施してきているからです。最近、申し訳程度に生態系や景観についての検討も始まりましたが、少なくとも景観に関しては未熟です。環境省としてはやりづらいかと思いますが、こうした構造的な問題を先送りせず、改革を進められるような国家戦略が是非とも必要と考えています。そのためにも、先に挙げた拙稿でも述べたように、農村地域についても農水省ではなく環境省でコントロールできる自然公園（仮称：人里自然公園）の制度構築が必要と考えます。</p>	<p>関係省庁の連携の下、農村や里山の生物多様性や景観の保全について、少しずつでも前進させていきます。</p> <p>また、農村地域の生物多様性や豊かな景観は、農家等による持続的な生産活動や維持管理活動によってもたらされ、保全されているものです。したがって、農村地域における生物多様性を保全するためには、適切かつ持続的な生産活動や維持管理活動と豊かな生態系の基盤となる農地・水等の資源の保全がきわめて重要です。このような観点から農業農村整備事業では、生物多様性保全を重視し環境との調和に配慮した取組を推進しています。</p>
840	2部 2章 3節		<p>●小さいときからの自然との触れ合いについては、採集という行為を重視すべきです。採集をさせないで興味を持たせ、理解させ、親しみを湧かせることは不可能と考えます。当然ながら稀少動植物については、採集制限が必要ですが、小さいときには身近な自然に接する行為として、ぜひとも採集によって直に触れる体験を積ませることが、生物多様性への理解促進に必ず役立つものと信じます。養老孟司氏も昆虫採集について同様の指摘を随所でしています。</p>	<p>五感で感じる原体験としての自然体験が重要であると考えており、3. 自然とのふれあい施策の概要等において記述していますが、ご指摘の点につきましては、今後の具体的施策の展開の中で保全とのバランスの中で参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
841		全般	●一方、通勤や通学などで、膨大な人の流れが毎日発生し、交通渋滞も日常茶飯ですが、100年先を見越した国家戦略であるならば、そうしたエネルギー消費の無駄を省くための構想の提示も不可欠と考えます。同様に、帰省ラッシュなどに見られる、往復の混雑状況の著しい不均衡など、いずれもハードな物の整備ではなく、休暇制度や通勤・通学に関わるソフトな制度構築のみで大幅に改善できるはずです。そうした仕組みづくりが、地球温暖化防止や生物多様性の保全に、大きな効果を及ぼすと考えられます。	エネルギー消費構造の改善については、生物多様性との関連が間接的なものであることから、本戦略では対象としていません。
842		全般	●生物多様性、地球温暖化、それらが人の生活や生態系、環境、気象、農業、各種産業等に及ぼす連関構造を、概念的にでも良いので図解して、一目で分かるような図を是非とも提示することが必要と考えます。	できるだけ平易な文章とするよう努めましたが、写真や図表を使い、内容をより分かり易くまとめたものをパンフレットとして発行する予定です。
843		全般	●生物多様性を論じるときに、問題としている事項の重大さや波及効果の大小に応じて、メリハリをつけた記述がされると良いように思います。地球レベルの問題、地区レベルの問題、それらの相互関係が分かるようになっていくと、一人一人が身近なところから着手することが、どれだけ有効なのか理解できて良いかと思えます。	今後生物多様性国家戦略の普及や地方版戦略の策定のための指針の作成、いきものにぎわいプロジェクトの実施などを通じて、国民一人一人に伝わるようにこれからも努力していきたいと考えています。
844		全般	●地球温暖化が農作物の生産に影響を及ぼしている例として、勝沼でのワイン用のぶどう栽培が、より冷涼な長野や河口湖の方に移りはじめているという事例が挙げられます。同様に、各地の農作物の産地が移動せざるを得なくなると、土作りから始める農業にとって深刻な影響が出て、食糧危機に至ると予想されます。そうした、具体的に庶民の生活に密接した事項を懸念材料として、強く示した方が読者に対して有効と考えます。	地球温暖化による生物多様性への影響を通じた農業への影響については、身近で重要な問題と考えており、21～22ページにその一部を記述しています。
845		全般	●その他、資料を断片的にしか読んでいないため、十分なコメントができません。また見当外れの意見が含まれているかも知れません。よろしくご検討ください。	(感想・その他)
846		全般	全般的には陸地に比べ海洋の生態系、特に「海棲哺乳類」の保全に関する事項が少ないように感じます。私たちの生活する日本は海に囲まれた島であり、また水産資源を利用する海洋国である点から、陸地はもちろんのこと、陸地（湖や河川）から繋がる海洋の生物「海棲哺乳類」の保全は重要であり、農林水産省の「資源としての保全、管理」ではなく、環境省としての「野生生物の保全、管理」のも取組がなされていくことを強く望みます。	(感想・その他)
847	18	1部 2章 1節	●5行目：回避、又は低減の後に「阻止」を加える。 回避の中には「阻止」という決断も必要であるため、明確な表示が必要と思われます。	「阻止」は影響が無いようにするという意味と考えますが、「影響を回避」という言葉と重複するのではないかと考えます。
848	18	1部 2章 1節	●7行目：再生の後に「および再生に伴う調査・研究」 一度失われた生態系を再生するには、調査・研究が必要と思われます。様々な生物が複雑に関連する生態系を再生することは容易ではなく、「再生」の一言だけでは取り組みとして非常に安易な印象をうけます。国として環境省が率先して保全のための調査・研究を行っていくことを望みます。	再生を行うにあたっては、調査研究による科学的知見に基づくことが重要であり、「その再生を積極的に進める」を「科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進める」に修正します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
849	30	1部 2章 4節	●最後の2行 陸域のみ保全方針が対象となっており、沿岸、海洋域については対象外という印象をうけます。沿岸、海洋域も陸域と同様に保全方針を行うよう望みます。	ここで取り上げている地域区分は陸域について行われたものですが、沿岸・海洋域においても、陸域と同様特性に応じた取組を進める必要がある旨を明記したものです。
850	31	1部 2章 4節	●7行目 上陸しない哺乳類とだけ限定されるのはおかしい。ジュゴンだけが例外とされているが、鯨類（例：ニシコクジラ）などの海棲哺乳類もレッドリストに加えるよう見直すべき。	環境省のレッドリストでは、哺乳類については、陸域に生息する種を中心に評価対象としていますが、上陸する海棲哺乳類及び主に浅海域に依存する海棲哺乳類についても評価対象に加えています。
851	54	1部 3章 2節	●4行目 国際的な連携による取組強化として「海洋汚染の防止、除去」だけでなく「生態系の保全、調査、データ収集」を加えてほしい。世界の国々と繋がる海洋の生態系保全は、各国との連携が必須です。	御意見を踏まえ、54ページ20行目の「海洋では、生物多様性を保全」を「海洋では、国際的な協調の動きも踏まえつつ、生物多様性を保全」と修正し、それに伴って、23～24行目にかけての1文を、「生態系に影響を与える漂流・漂着ゴミや有害な化学物質・油の流出による海洋汚染の防止・除去については、国際的な連携による取組が進んでいる。」と修正します。
852	55	1部 3章 3節	沖縄のジュゴン、ザトウクジラ、小笠原のザトウクジラを具体例として列記してほしい。貴重な野生生物が棲息する日本の海洋域です。	島嶼域のイメージとして、島嶼部に生息または上陸する生物について記述しています。また、ジュゴンについては沿岸域のイメージとして記述しているところです。
853	70	1部 4章 2節	●8行目 具体的な「海鳥やウミガメ」の後に「海生哺乳類」を加えてほしい。海の生態系の頂点である鯨類を含む海棲哺乳類が列記されていないのは不自然です。	ここでは事例として、繁殖地など重要な生息地保全にも関係する海鳥やウミガメを挙げているものです。
854	169	2部 1章 9節	下から7行目 「国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつわが国の沿岸を 用する～」の具体例として「海生哺乳類」または「鯨類」を加えてほしい。海洋を広く移動する鯨類を含む海生哺乳類が列記されていないのは不自然です。	ご意見を踏まえ、以下の通り修文します。「渡り鳥やウミガメ類、クジラなどの海棲哺乳類、魚類などの動物については」
855	175	2部 1章 9節	○項目3つ目 「サメ・海鳥・ウミガメ」に「海棲哺乳類」が加わっていないのは不自然。	当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
856	175	2部 1章 9節	○項目5つ目 なぜか鯨類だけ「資源」とした見方で書かれていてとても不自然、この内容は必要でしょうか？科学的知見が必要であれば「影響緩和の取組の推進」ではなく、この項目には環境省としての調査（モニタリング）を推進すべきという一文が含まれてもよいのではないのでしょうか？	また、科学的知見については、（具体的施策）の1点目を以下のとおり修正します。「ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類などの生息状況をはじめ、幅広く海洋の生態系に関する情報収集を進めるとともに、これらの科学的データに基づく適切な海洋生物の保全のための取り組みを進めます。（環境省、農林水産省）」 イルカ・クジラ類は海棲哺乳類と水産資源という両方の面を有し、水産庁にて行われている科学的観点から持続可能な資源管理は海棲哺乳類の保護にも資するものです。 なお、世界中の多くの国が、過去から様々な形で鯨類を資源として利用してきており、現在でも座礁した鯨類を食料などに利用している国（地域）がある他、我が国や反捕鯨国である米国を含め、複数の国において鯨類の（食用としての）資源利用のための捕獲が行われております。また、「鯨族（類）の適当な保存と捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする」ことを目的として締結された、国際捕鯨委員会（IWC：加盟国78カ国）の設置条約である国際捕鯨取締条約（ICRW）においては、「～鯨族（類）が繁殖すればこの天然資源をそこなわないうで捕獲できる鯨の数を増加することができることを認め」と記載されており、国際的にも鯨類が資源であると認められていることに疑う余地はありません。
857	178	2部 1章 9節	○項目3つ目：削除 この事項は生物多様性国家戦略に必要でしょうか？最後に（農林水産省）とありますから、環境省の戦略にうたう必要はないと思います。	科学的研究に基づく保存と持続可能な利用の考え方は、生物多様性国家戦略と合致しています。また、生物多様性国家戦略は、環境省の戦略ではなく、政府全体の戦略です。
858	180	2部 1章 9節	○項目2つ目 「サメ、海鳥、ウミガメ」に「海棲哺乳類」を追加。実際にニシコクジラ、ザトウクジラ、セミクジラなど希少な種が混獲されています。	当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。
859	180	2部 1章 9節	○項目3つ目：削除 この事項は生物多様性国家戦略に必要でしょうか？最後に（農林水産省）とありますから、環境省の戦略にうたう必要はないと思います。	科学的研究に基づく保存と持続可能な利用の考え方は、生物多様性国家戦略と合致しています。また、生物多様性国家戦略は、環境省の戦略ではなく、政府全体の戦略です。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
860	191	2部 2章 1節	レッドリストの対象種に含まれていない海棲哺乳類種についてもリストに加えるよう明記してほしい。	環境省のレッドリストでは、陸域に生息する種を中心に評価対象としていますが、例えば哺乳類であれば、上陸もしくは主に浅海域に依存する海棲哺乳類についても評価対象に加えています。
861		2部 2章 1節	外来種に関しては、コブハクチョウなど飼育鳥類の野生個体数の抑制策を出していただきたい。 放逐の禁止、公有水面での飼育禁止、野外個体の回収義務、駆除などです。 アメリカでは、コブハクチョウを貴重な水草を大量に食べる悪者として、個体数の抑制政策がすすめられています。日本でも同様に対策が急務と思われる。	飼育者が野外で飼育している個体による被害から、野生化したものによる被害まで様々な場合が想定されることから、それぞれの状況に応じた被害防止の取組を進めていくことが必要と考えます。
862		2部 2章 1節	野生動物に対する給餌に関して、法による管理を希望します。 給餌によって、給餌を必要としない生物にも影響を与え、生物多様性に多くの影響を与えることが分かっています。 野生動物に対する給餌は、さまざま形態で、行政、個人、団体などで行われているが、国、もしくは地方自治体が、関与する法的根拠がありません。 個人が、勝手に給餌活動を始め、それによる野生動物の集中などによって農業被害や、健康被害が発生する可能性が高い状態でも、直接それを中止させる法的根拠がないのです。法律がないために、このような問題に対して地方自治体の担当者は、無視もしくは放置といった状態です。給餌に関しては、地域全体で野生動物の生息状況などを見ながら実施されるべきものであり、個人や団体が勝手にどんどんやってよい行為とは思いません。 現在の日本では、給餌者が「私の自由」といった場合、だれも止めることができないのが問題なのです。	野生動物に対する餌付けについては、全国一律に法的規制を行うことは、地域の野生鳥獣の生息状況の違い等により、難しいと考えられます。また、第2部2章1節2.7にもあるとおり、安易な餌付け防止のための普及啓発にも努めることとしております。 したがって、原案の通りとします。

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
863		全般	<p>1. 計画実施の工程（表）が作成されていない！？</p> <ul style="list-style-type: none"> この国家戦略を具現化するためには、取り組みを実施する順番が重要です。全体で100年計画ということですが、各施策を有機的につなげた工程デザインが必要だと考えます。たとえば、生態系ネットワーク計画策定や生物多様性総合評価を先に行わないと都道府県管轄の自然公園や保護区・保全地域等の区域の見直を適切に行うことは困難です。各省庁の施策を有機的につなげて、最短の期間・最少の費用で良い結果を出すには、実施工程のデザインが必要です。 この工程表は、各施策の実施工程、それを支える科学的知見・技術指針等の研究・開発の工程、それらを支える情報インフラの整備工程の3つの柱で作成し、かつ、これらの有機的つながりを示すことが望ましいと考えます。 工程を示すということは、いついつまでに何をするというを示すことになります。一部に記載がありますが、ほとんどの施策はいついつまでにどこまで行うという記載がありません。やはり、危機的状況であることを考えると期限・目標を決めることが必要と考えます。 たとえば、自然環境保全基礎調査の現存植生図作成は平成24年度までに国土の6割まで整備するという記載がありますが、これでは遅すぎます。GIS化された2万5分の1の植生図は、生態系ネットワーク計画策定、保護地区等見直し、自然再生の実施等には必要不可欠な情報です。自然環境保全基礎調査の予算の枠組みではなく、国家戦略としての予算化、取り組みが必要でしょう。このことは、工程デザインが進んでいないということ象徴しているように思われます。 全体的に、目標の設定についての記載が少ないと思います。値の設定は、より具体的な施策の検討に入ってからということかもしれませんが、やはり戦略とする以上は、いつまでに、何を、どれくらい、達成するという記載も必要と考えます。面積や箇所数だけではなく、ダウンリストの数（%）でも良いと思います。 	<p>具体的施策の実施については、今後、担当する省庁において、毎年度必要な予算の確保に努力していきます。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
864	44	1 部 3 章 2 節	<p>2. 流域という概念も打ち出しては？</p> <ul style="list-style-type: none"> ここでは、ランドデザインイメージを（1）奥山自然地域、（2）里地里山等中間地域、（3）都市地域、（4）河川・湿原等地域、（5）沿岸・海洋域という景観域（景域、ラントシャフト）区分で策定しています。これも良いのですが、一方、我が国には109の1級河川があり、国土全体レベルで見ると、その流域が生態系のユニットとなっていると考えます。この運命共同体ともいえる流域単位で、生物多様性保全・治水治山・その他の国土計画等のランドデザインを立案することが必要と考えます。計画やモニタリングを流域単位で検討・実施するという方向性をもっと打ち出して良いと思います。たとえば、干潟の生物多様性保全には、流域からの汚濁負荷の軽減が必要です。流域の森林面積やその質とも高い相関があり、流域の森林計画が重要になってきます。 流域単位で森林等の再生の面積目標を検討・設定するという事も考えられます。流域内の奥山から沿岸域まで、それぞれの景観域単位で設定すると有効でしょう。一方、〇〇干潟の保全には流域で〇〇haの広葉樹への林相転換が必要というようなことの科学的な根拠を求めることは難しい状況です。しかし、特に南西日本では、東北日本に比べ原生的自然・自然植生（に近いもの）の面積が著しく少なくなっています。生物の進化ということも考えると、本来数万ha単位での自然林再生などが必要かもしれません。ですから、このような地域に国家戦略としてなんらかの数値目標を戦略的に設けることも必要と考えます。 たとえば横浜市などの丘陵地が大半を占める大都市では、都市域であっても帷子川、梅田川といった小河川の源流部があります。ここの源流の森には、市内でここしか残っていない希少な植物などが生育しています。ここは、横浜市の奥山であり、将来は原生的自然・自然植生を再生することも視野に入れた計画の検討がのぞまれます。このように、自然はフラクタルな構造を持っていることから、全体としては都市域・里山域であっても、流域の視点からは、横浜＝都市、里地・里山ではなく、奥山の自然もランドデザインとして考慮する必要があると考えます。 	<p>本戦略では、国土のランドデザインを示す一方で、流域の考え方については基本戦略の「森・里・川・海のつながりを確保する」で一つの柱としています。</p>

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
865	261	2部2 章5節	<p>3. 共通の物差しで国土の生物多様性評価を！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略の実施で、一番初めに行うべきことは「生物多様性の総合評価」であり、生物多様性指標の開発であると考えます。現在、国土の生態系ネットワーク計画や自然公園等の区域の見直しが始まっていますが、本当に保全すべき地域と現在の指定状況にはまだまだ大きなギャップがあると考えます。各省庁・都道府県の各種保護地区・保全区域等の見直し等を行うには、地域の生物多様性を評価する共通の物差しや、科学的手法がいち早く開発される必要があります。また、評価を実施するための基盤情報インフラの整備も急務です。現在、地域の生態系の把握には世界的に「景観生態学的手法」が普及しつつあります。これらは地形・地質といった地史に基づく基盤情報や植生や土地利用を、GISなどを用いて重ね合わせて空間を類型化する手法を基本としています。環境影響評価法の生態系項目もこの手法を基本に把握されています。このような、最新の科学的知見をもとに、各省庁・地方自治体がそれぞれの事業で共通の物差しとして利用することが出来る「地域の生態系の評価手法開発とそのための情報インフラの整備」を行うことが急務です。 ・また、この記載ではCOP10までに生物多様性の総合評価を実施するとありますが、期間も短く、実施体制等の記載も具体的に無いので、心配です。これは、CPO10での体面だけではなく、国家戦略全体の工程に大きく影響すると考えるからです。これらの開発・実施には、環境省生物多様性センターや（独）国立環境研究所等の環境省関連機関の他、国土交通省国土技術政策総合研究所、（独）森林総合研究所、（独）農業環境技術研究所、国立科学博物館をはじめとした全国の自然系博物館、大学の自然系研究機関、自然系の各学会やその他の関連学会、関連NGO・NPO等の多くの機関の研究者や専門家を招集し、叢智を結集して実施されることを期待しています。特に、フィールドワークを実施している方々の現場からの発想を大切にしたいと思えます。 ※余計な口出しですみません。これらの中に素晴らしい人材が多くいらっしゃることを知っているのので、このようなことを書きました。かえってまとまりがつかないというお考えかあると思いますが。 	<p>ご指摘の通り、生物多様性の総合評価の実施、生物多様性指標の開発は課題であると認識しております。そのため、第2部第2章第5節1.1、1.2において「わが国の生物多様性の現況に関する総合評価の手法を確立」する必要があるとしております。また、第1部第3章第1節2において「総合評価を行う中で、生物多様性の危機の状況を具体的に地図化し、」「生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）を選定」していくこととしております。</p> <p>また、ご指摘のとおり実施を短期間に行う必要があり、様々な機関の多数の専門家の叢智を結集して進めていきたいと考えております。</p> <p>ご指摘の手法や体制については、今後の総合評価を行っていく際の参考とさせていただきます。</p>
866		全般	<p>4. 各省庁・都道府県が協働で調査・計画・事業の実施・モニタリングを実施する仕組みづくりを！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たとえば、異なる主体が行う自然公園から自治体指定の各種保護地区・保全地区まで、様々な区域の見直し事業は、同じ地域で行う場合は一括して協働で行うと、なにより国家戦略を受けた一貫性のある作業が出来るほか、効率よく、経費も少なく、短い期間で実施できます。特に都道府県では、これらの見直しの予算の措置が出来ないといった声や、新たに指定しても管理の予算が確保できないといった声が聞かれますので、有効であると考えます。また、環境基本計画、緑の基本計画、景観計画なども区域・作業内容とも重複する部分が多くあります。生物多様性国家戦略に関わる調査は、全体や部分を各省庁・都道府県・市町村が予算を持ち寄る、国家戦略の枠組みで協働による予算の措置を検討するなど、協働で行う仕組みづくりを検討してはいかがでしょうか。自然再生事業の経験から協働で行う下地は出来ていると考えます。 	<p>既に里地里山の保全の取り組みや自然再生の取り組みなどで協働の仕組みができていることから、そうした取り組みをさらに広げていきます。また、本戦略においては関係省庁が連携した広域圏レベルでの生態系ネットワークの図化などの具体的施策も盛り込まれており、今後とも各省庁の連携や都道府県等の参画のもとに協働できるように努めていきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
867		全般	<p>5. マネジメントシステムの構築について</p> <p>・全体的に、国家戦略に関わる事業は各主体が「協働」で行うという論調になっています。しかし、何事も協働で行えば上手くいくわけではありません。自然公園であれ保護区であれ、計画段階から管理・モニタリング段階までのマネジメントシステム、それを支える人材、必要な予算の3つが揃って初めて良い管理・運営が出来ます。国家戦略では、各省庁の事業のマネジメントシステムの改善には触れていません。実際の各省庁の公園管理や森林管理等の現場事務所からは、この3つとも不足しているという声、特に予算縮減で今ある保全地域等の対策も満足に出来ないという声があります。今の事業、予算の枠組みの中で、この国家戦略の記載のメニューが着実に実現できるとは到底考えられません。このマネジメントシステムの構築について詳しく研究・検討することをお願いします。</p>	↓
867		全般	<p>・現在、都市公園や一部の自然公園のマネジメントで指定管理者制度が普及しつつあり成果が出ています。今後、協働の具体的な中身として、この指定管理者やそれに類するシステムが必要と考えます。例えば、都道府県指定の保護地区・保全地域等は、複数の箇所をまとめて指定管理者に委ねるということも考えられます。また、森林認証制度などの環境マネジメントシステムに類するものも有効と考えます。</p> <p>・協働のメンバーの中に専門家・研究者という記載がよく出てきます。このマネジメントシステムの運用には、精度管理や意思決定をサポートするために、「生物多様性の専門家」による「診断」「助言」が不可欠です。各省庁・都道府県や市町村の環境行政だけではなく、農業や漁業に至るまで、現場レベルで実施状況を指導・チェック・評価する専門家が必要です。しかし、今、レッドデータリスト掲載種以上に減少しているのが、専門家や研究者の人数です。これは、生物多様性に関わる研究者・専門家を育成する大学の研究室はどんどん無くなっています。また、自然環境を専門とするコンサルタント会社等が減少し、人材の育成・供給が困難になってきています。それは、プロフェッショナルとして就業することが出来ない人が多いからです。会社も減っていますし、博物館や研究機関への就職は極めて狭き門です。最近では就職先の無い大学の研究室は無くなっていく傾向です。</p> <p>国家戦略には人材育成の項目がありますが、具体的施策を読む限り、専門家の育成と増加に画期的効果があるとは思えません。なぜなら、勉強してもその先の働き口が確保されていないからです。</p> <p>人材育成の仕組みとして、まず、プロがプロとして活躍出来る職能・職位を、公共事業のマネジメントシステムの中で確立することが必要です。現在、生物多様性国家戦略を支える事業で、その職能の位置づけはあいまいであり、むしろ公共事業費縮減のなかで、人件費を減らすため、アマチュアのボランティアをお願いする傾向が増えています。もちろんアマチュアの参画も必要ですが、プロとアマチュアは違います。私は、生態系の診断も医師と同様にその「職能・職位」を持ったプロが要所所で行うべきものと考えます。人材の育成の仕組みにはいろいろな仕組みが必要であり、国家戦略の中にも人材育成の内容を盛り込んで欲しいと考えます。まず、国がすべきことはプロがプロとして就業できる仕組みづくりです。そうでないと、その道を志す若者がいなくなってしまうます。</p>	↓

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
867		全般	<p>上記で示した「生物多様性の専門家」の他、「自然環境GIS」の専門家の育成も必要と考えます。CHM、Web-GISを普及させ、情報を共有化するには、現場単位でのGISによるマップ類の入力やデータベースの構築が必要です。やはり、現場でデータ作成が出来なければ、膨大な情報を精度管理し、かつ共有化することは不可能です。そのためには、GISオペレーターを現場に配置する（地方環境事務所、地方の工事事務所や農政局、各自治体）こと、GISオペレーターを育成することが必要です。大学や専門のNPO等との協働で人材の育成を行うことを国家戦略に盛り込む必要があります。</p>	<p>重要なお指摘であり、今後の参考とさせていただきます。</p>
868		2部 2章 5節	<p>6. 生物多様性センターの機能強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略を推進し進捗を管理するには、その機能を担う拠点が必要と考えます。今回の戦略にはあらたな組織の立ち上げの記載はありませんが、あらたに全体を管理するセンター機能を持つしっかりした組織を立ち上げる必要があると思います。その役割は、まず、省庁・都道府県・市町村間の協働の調整、行政と国民、様々な主体の協働の調整機能と指導であると考えます。また、条約締結国として諸外国の関係機関との調整も重要な役割です。これらの機能を発揮するには様々な生物多様性情報や事業の進捗状況のデータセンターとしての役割も重要です。 ・ 国家戦略の記載では現在の環境省生物多様性センターがその役割を果たすと理解できます。国家戦略には機能を強化するとしか書いてありません。しかし、まず、ここは山梨県富士吉田市にあり、もし、ここにその拠点機能を持たせるとすれば場所が悪すぎます。なぜ、ここなのかまったく理解できません。また、現状の組織の規模でこれだけのメニューをマネジメントするのは無理であると考えます。場所は、省庁や全国の行政機関、研究者、さらには諸外国の方も行きやすい場所であればなりません。そう考えると、霞ヶ関に近い都心が理想的ですが、関係研究機関が多い「つくば市」も候補となるでしょう。また、組織（人数）、予算とも大幅な増加が必要と考えています。たとえば、図書データベースを平成24年までに2,000件から12,000件に増やすと書いてありますが、1つの自然再生事業で1,000程度以上の文献がすぐに出てくるという現状から判断して、あまり大幅な強化を考えていないと見ます。諸外国から見ても恥ずかしくない仕事をするには、場所の変更と大幅な機能強化が必要です。思い切って財務省に提案してください。きっと大きな国益になると考えます。 	<p>戦略案の記載にあるとおり、生物多様性センターについては、生物多様性情報の整備に係る中核的拠点として、組織、機能の拡充強化に努めていくこととしていますが、御意見を参考に第2部2章5節2. 5につきまして下記の通り修文いたします。</p> <p>（現状と課題）</p> <p>わが国の生物多様性の保全に係る情報の中核的拠点として平成10年に設立された環境省生物多様性センターでは、自然環境保全基礎調査の実施、生物多様性情報システムの運用などを進めてきました。今後、種や生態系の評価とそれを踏まえた適切な対策の実施のため、これらの質的・量的な情報整備の取組をより一層強化するとともに、関係省庁、地方公共団体、研究機関、博物館、NGO、専門家、市民など、さまざまな主体が保有する生物多様性情報の相互利用・共有化の促進のため、生物多様性センターを中心とした広範なネットワークの構築が必要です。また、地球規模の生物多様性保全に必要な情報整備を推進するため、アジア太平洋地域をはじめとする諸外国の関係機関との連携強化を図るとともに、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）のわが国での開催を契機とした普及啓発の推進が必要です。</p>

意見 No	ペ ジ	部、 節	意見	対応案
				<p>(具体的施策)</p> <p>○ わが国の生物多様性に関する、「調査」、「情報」、「普及啓発」、「標本資料収集」の取組みを推進するため、中核的拠点としての生物多様性センターの組織や機能の充実強化を図ります。特に、地球温暖化等によるわが国の生物多様性及び生態系への影響を質的・量的に評価し適切な対策を講じるため、自然環境保全基礎調査に加え生態系総合監視システムを推進します。また、関係省庁、地方公共団体、研究機関、博物館、NGO、専門家、市民など、それぞれが保有する生物多様性情報をこれら主体が施策や活動に利用できるようにするため、生物多様性センターが核となり、ネットワークの構築を推進し、情報の相互利用・共有化を図ります。地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図ることとし、これら取り組みに必要な体制の拡充強化を進めます(環境省)</p> <p>また、2章5節2.6(具体的施策)の3点目について、事実誤認がございましたため、以下のとおり修正いたします。「生物多様性センターの図書資料データベース登録件数は、平成19年10月現在約22,000件となっておりますが、引き続き登録件数および登録データ内容の充実化を図ってまいります。」</p>
869	170	2部1 章9節	<p>1) 1章9節 沿岸・海洋 p2にて 「海洋生物の生息状況を含め海洋の生物多様性の保全の施策の基盤となるデータが不足しており」という現状を認識しながら、以後の記述は「科学的知見」という文言を多用するのみで、基礎データ収集に関する具体的な行動計画がほとんど見えない。</p> <p>2) アミューズメント産業に供するための海洋生物捕獲、商取引につき(現状と課題)(施策)を追加し、本戦略の網羅性を高めること。大型サメ、ハクジラ亜目、蛇脚類などが該当する。</p> <p>3) 海洋哺乳類に関する記述が特定産業の保護、食害のみであるのはむしろ異様である。記述バランスを見直すべきである。</p>	<p>1) 関係省庁等が有している海洋環境に関する情報を効率的かつ効果的に共有し、活用を図るための体制を構築していきます。</p> <p>2) 海洋生物の捕獲及びその商取引は、アミューズメント産業にのみ行われているものではありません。従って、一部の種の捕獲や特定産業に対する商取引のみ項目を設けることは、記述バランスを崩すことになり困難です。</p> <p>3) 特定産業を保護することは本戦略と無関係であり、何処にもそのような記載はなされておりません。なお、鯨類資源に限らず、本節に記載されている科学研究に基づく保存と持続可能な利用の考え方は、生物多様性国家戦略と合致したものです。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
870	169	2部1章9節	169 ページ 1章9節 沿岸・海洋 p1 「国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつわが国の沿岸を利用する渡り鳥やウミガメなどの動物については」 →哺乳類（クジラ目、蛇脚類）を追記すること。	ご意見を踏まえ、以下の通り修文します。「渡り鳥やウミガメ類、クジラなどの海棲哺乳類、魚類などの動物については」
871	175	2部1章9節	175 ページ1章9節 沿岸・海洋 p7 1. 6 海洋生物の保護・管理 鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見をふまえて、その影響緩和の取組を推進します。 →「2. 8 野生生物による漁業被害防止対策の推進」の記述と完全に重複するので削除すること。	施策を網羅的・体系的に整理するため、他に重複しているものもあり、また重複することについて問題はありません。
872	178	2部1章9節	178 ページ 1章9節 沿岸・海洋 p10 2. 4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進 (現状と課題) →これでは生物多様性観点での現状認識ではなく政治的、又は既得権益保護のためのアジェンダであるので削除すること。 各条約に関し、我が国の責任、役割に関する記述に置き換えること。	(現状と課題)の中で生物多様性は重要との認識を示しており、特に科学的根拠に基づき、国際関係の中で対応していくとしています。
873	179	2部1章9節	179 ページ 1章9節 沿岸・海洋 p11 2. 6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産 (現状と課題) →養殖生産が遺伝的多様性、海域元来の生態系、生産性にもたらしているリスクを具体的に認識し、記述すること。	具体的施策で記述している漁場改善計画の策定に当たっては、法に基づく基本方針に則り、過密養殖の回避、飼餌料の適正使用、養殖施設の管理、魚病の予防などの措置を取り、水質、底質の維持・改善の目標を達成し、良好な漁場環境の保全・改善を図ることとしています。
874	179	2部1章9節	(具体的施策) →上記課題に対する施策を明記すること。	漁場改善計画の策定に当たっては、法に基づく基本方針に則り、過密養殖の回避、飼餌料の適正使用、養殖施設の管理、魚病の予防などの措置を取り、水質、底質の維持・改善の目標を達成し、良好な漁場環境の保全・改善を図ることとしています。
875	180	2部1章9節	180 ページ 1章9節 沿岸・海洋 p12 2. 7 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性の保全の推進 (具体的施策) 「サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については」 →哺乳類（クジラ目、蛇脚類）を追記すること。 特にジュゴン、ニシコクジラは具体的な種名を挙げてもしかるべき希少種と考えられる。	当該文書はマグロ延縄漁業を念頭に記載されたものであり、マグロ延縄漁業におけるイルカ・クジラ類の混獲例はほとんど報告されておりません。なお、他の漁業につきましては、今後の検討課題としたいと考えます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
876	180	2部1章9節	180 ページ 1章9節 沿岸・海洋 p12 2. 8 野生生物による漁業被害防止対策の推進 (具体的施策) →削除する。 有用魚種への圧力として鯨類のみを挙げる理由が不明確である。	本項目は、鯨類と漁業との競合について記載されているものです。2001年3月には、F A O (国連食糧農業機関) 水産委員会において、鯨類による魚類等の捕食と漁業との競合に関する調査をF A Oが行うことが合意されており、また、同年10月には、FAO (国連食糧農業機関) とアイスランド政府が共催した「海洋生態系における責任ある漁業に関するレイキャビック会議」において、生態系アプローチによる責任ある漁業管理のあり方が議論されているなど、現在、生態系を管理する方策として、単一魚種毎に管理するのではなく、複数種を一括管理するという流れが盛んになってきております。
877	191	2部2章1節	191 ページ 2章1節 野生生物の保護と管理 p3 1. 2 希少野生動植物種の保存 →希少種としてニシコクジラを追加すること。	環境省のレッドリストでは、陸域に生息する種を中心に評価対象としていますが、例えば哺乳類であれば、上陸もしくは主に浅海域に依存する海棲哺乳類についても評価対象に加えています。
878		全般	全体的にみて、他の項目が現状をふまえて提案されているのに対し、「沿岸・海岸」の内容は、一般的で踏み込んだ記述がなく、内容に乏しいように思います。特に水産庁ベースの記述が多く、水産以外の海洋生物や環境に関する具体的な提案などがあまりみられません。これでは、沿岸域や海洋環境の保全や生物多様性の保全はできないと思います。環境省としては海の保全に対して、積極的に何に取り組んでくださるのでしょうか？	(感想・その他)
879		全般	野生生物に関する項目では、鳥類、ほ乳類に関するものが大半で、魚類、両生は虫類、特に植物と無脊椎動物に関する内容が全くないのも気になります。	野生生物の個別種名をあげている箇所では、一般の方へのわかりやすさを優先した結果、例示としてはほ乳類や鳥類の種名が若干多いかもしれませんが、もちろん各分類群がそれぞれ重要であると認識しており、P29～35をはじめ、各箇所の記述では、昆虫や無脊椎動物、植物を含む各分類群の現状や対策についても記述しております。
880		全般	全体的に、内容が偏っているように感じます。 また、水産庁、国交省の記載が目立ちますが、環境省がイニシアチブを取ってやるのだという意気込みが感じられません。 また、環境学習を推進するのであれば、文部科学省ときちんと連携を取っていただきたいと思いません。 いくら文章になっても、具体的に実行できなければ意味がないと思います。 こうしている間にも、日本の各地で生きものがいのちを奪われたり、貴重な環境が壊されたりしている現実をもっと真剣にとらえていただきたいと思いません。	(感想・その他)

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
881		1部4章2節	1. 生物多様性を社会に浸透させる <官民パートナーシップ><地方公共団体・企業・市民の参画> 「エコツーリズム・環境体験学習・イベント・・・」 などの記述があるが、これらは主催者がきちんとした教育を受けてから行うべきものです。現実には生態や多様性について知らない行政担当者やNGOにより、環境の劣化に拍車をかけるような「誤った環境学習」が横行しています。まず、行政、企業、リーダーとなるべきNGOの「自然保護に関する教育の徹底」を明記していただきたいです。	環境学習の推進は、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくうえで重要なものと考えており推進する必要がありますが、環境学習の指導者等への研修についても第2部第2章第3節に記載されている施策を活用しながら進めていくことが必要と考えています。
882		1部4章2節	<教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換> 「学校教育における環境教育の充実」「教員の研修」 教員も子どもも自由な時間がほとんどない現行の学校教育システムの中では到底無理なことです。文部科学省とともに、現在の学校教育制度を抜本から見直すところからはじめることを明記してください。また、現在の大学(特に教育学部系)では自然科学分野の衰退が著しいです。環境に対するきちんとした教育を目指すのであれば、自然科学分野の教員を育てる大学への支援も必要です。ここまで突っ込んだ戦略を立てていただかないと、日本の自然科学の教育は消えてしまいます。	環境教育については、現在においても学校教育の中で、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達の段階に応じて、理科などで適切に取り扱っているところです。学校教育における環境教育の充実が図られるよう努めていきます。
883		1部4章2節	<里地里山の保全推進や鳥獣との共存> 鳥獣との共存を目指さないといけないのは、海の中も同じです。環境保全型の水産業も急務です。「水産業」に関する記述も入れてください。	御指摘の項目については、里地里山等について記述している項目であり、海域や水産業の点については、65ページ12行目以降や69ページに記述しています。
884		1部4章2節	<生物多様性の総合評価や温暖化影響を含むモニタリングなどの実施> モニタリングを行うことが目的ではなく、得られたデータをどう環境の保全に反映させていくかが大切です。調査後報告書が出るまでに何年もかかるような、現行の環境省のモニタリングは意味がないと思います。モニタリングの結果を、どのように反映させていくのかを具体的に表記ください。	モニタリングを行うことにより、わが国の国土の生物多様性の状況がどのようになっているかを把握することも重要と考えています。
885		2部1章8節	1. 1 多自然型川づくり 国土交通省は「多自然型川づくり」をアピールされますが、日本全国どこも同じ顔を持つ金太郎アメのような河川になっているのが現状ではないでしょうか。それぞれの河川のもつ特徴や特色、地域色や風土などを考慮に入れた多自然型川づくりを目指してもらいたいです。	第2部1章8節1.1にご指摘の点を記述しております。
886		2部1章8節	1. 2 自然再生事業 (具体的施策) 「・・・国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては・・・」 社会的関心の高い地域に限ると、都市部ばかりしか自然再生事業ができないことになるのではないのでしょうか。むしろ「その事業により回復される環境の価値の高い場所」こそが対象となるのではないのでしょうか。現実人口の少ない田舎には費用対効果が少ないとの理由で環境の予算はつきません。	限られた予算を有効に活用するという観点により、自然環境に関する国民的・地域社会的な関心の高い地域を重点的・集中的に実施することとしているものであり、都市や田舎の違いを意図しているものではありません。
887		2部1章8節	4. 1 子どもの水辺再発見プロジェクト まず、行政、企業、リーダーとなるべきNGOの「自然保護に関する教育の徹底」を前提にしてください。	ご意見を踏まえ、第2部1章8節4.1の(具体的施策)を次のとおり修文いたします。「・・・・・・・・・・引き続き「子どもの水辺」再発見プロジェクトを推進するとともに、川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」等を進めていきます。」

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
888		2部1章8節	4. 2 市民団体による河川を利用した自然体験活動の推進 「川に学ぶ体験活動協議会（RAC）」に参加していなくても優れた指導者やNGOはたくさんあります。 特定の団体しかできないような、このような例の出し方はやめてください。（以降、案の最後まで同じです）	RACは全国的な活動の事例として記述しているのですが、ご意見を踏まえ、第2部1章8節4. 2の（現状と課題）第4段落を次のとおり修文いたします。 「このような活動を含め、各地の市民団体が、子どもたちだけでなく……」
889		2部1章8節	4. 3 子どもホタレンジャー 「ホタルの保護」として、無計画な放流がまだまだ存在しています。遺伝子攪乱を防ぐ上でも、このようなクラブの設置は、きちんとした指導と指導者を前提としていただきたいと思えます。	子どもホタレンジャーは、ホタルに象徴される人と水環境の良好な関係に着目した水環境保全活動の参加を促し、身近な水環境へ関心を深めていくことを目的としております。また、御指摘にありました、ホタルの無計画な放流等に対して問題認識を持って学習することも大切なことと考えており、このような取組を表彰時の審査で評価するとともに、子どもホタレンジャーのホームページにおいて生態系に配慮した活動等について注意喚起するなど、模範となる活動の普及啓発に努めてまいります。
890		2部1章8節	5. 1 河川水辺の国勢調査 調査は行うことが目的ではなく、得られたデータをどう環境の保全に反映させていくかが大切です。巨大な予算をかけても保全に反映されなくては意味がありません。現況では、環境保全に積極的に反映されているとは思えません。河川工事などモノづくりのための情報把握であれば、生物多様性国家戦略には必要ないと思えます。	第2部1章8節5. 1に記述のとおり、河川水辺の国勢調査は河川環境保全に活用するために実施されているのであり、今後とも改善につとめていくこととしております。
891		2部1章8節	5. 4 水生生物調査 「きれいな水にすむ生きもの」「汚い水にすむ生きもの」の表記は何とかならないでしょうか。河口域は有機物が多いため、このくくりでは「汚い水」、そこにすむ生物は「汚い生き物」という認識を子どもが持ちます。有機物の多い水質の中で、生物は一生懸命その有機物を分解してくらしているのですから、この調査方法は改善していただきたいし、この部分の表記も配慮してください。	水生生物調査は昭和59年から実施しており、これまで、小中学生を含む多くの市民が参加しております。また、簡易に水質の状態を知ることができるため、河川の水質保全の啓発に有効なものとなっております。調査の実施に当たっては、「川の生きものを調べよう」という調査テキストを作成しており、簡易診断の階級の説明では、一般的に誰でも判断でき、取り組むことのできる分かり易さを表現したものとなっております。実施に当たっては、現地の状況に応じてわかりやすい説明に努めてまいります。
892	171	2部1章9節	1. 2 海洋生物多様性の保全のための保護区（具体的施策） ウミガメに対する施策が記載されていますが、日本の沿岸域にはその他にも絶滅に瀕している生物種はたくさんいます。ウミガメだけに特化せずに、全ての生物を考慮に入れてください。	第2部1章9節1. 1、1. 2に記述のとおり、不足している海洋の生物多様性に関する情報の収集を推進するとともに海洋保護区の態様や設定のあり方を含めた必要な措置について検討していきます。

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
893	172	2部1章9節	<p>1. 3 藻場・干潟の保全・再生 (具体的施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「モニタリング1000」にもれた干潟は保全対象にならないのでしょうか？ モニタリング1000の場所の選定や調査方法などは、果たして国内の干潟・藻場を把握できているのでしょうか。なにもかもをモニタリング1000の結果に基づくのは反対です。 	<p>モニタリングサイト1000では、各海域における代表的な干潟や藻場にサイトを設定し、得られたデータを同海域内の干潟・藻場の保全・再生に活かすことを趣旨としています。サイトに選定されることにより特に保護措置が義務付けられるわけではなく、そこで得られたデータはサイト以外の場所も含め干潟の保全のために活用される、とご理解ください。</p> <p>また、モニタリングサイト1000以外にも、自然環境保全基礎調査も活用することとしており、さらにご意見を踏まえ、以下の通り修文します。「自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000などを活用して…」 (下線部追加)。</p>
894	172	2部1章9節	<p>1. 3 藻場・干潟の保全・再生 (具体的施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「二枚貝の拡散・移植および漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。」 干潟に生息するのは二枚貝ばかりではありません。例えば、カブトガニが生息する干潟で耕うんを行えば、小さな幼生は死にます。全ての漁場において可能な手法ではない方法を記述する場合は配慮をお願いします。実際、カブトガニの生息地で水産行政が耕うんを計画している事例もあります。水産行政や水産関係者への徹底も必要です。 	<p>水産庁が公共事業（漁場環境保全創造事業）で海底耕耘を行う場合は、都道府県からの計画をヒアリングしたうえで、海域の特性に合致しているか、費用対効果は十分であるか等を検討したうえで実施しています。</p> <p>その際には、底生生物等を含めた生物生息環境にも十分考慮しているが、ご指摘を踏まえて更なる配慮に努める所存です。</p>
895	172	2部1章9節	<p>1. 3 藻場・干潟の保全・再生 (具体的施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活排水など・・・水質負荷低減に取り組みます」（農林水産業） 河口堰やダムでの放流などにより問題もあります。国土交通省にも取り組んでいただきたいです。 	<p>国土交通省では、第2部1章8節2. 1. 2に記述しておりますとおり、浄化用水導入や浚渫、直接浄化施設の整備、流水保全水路の整備等の水質浄化対策を実施しています。また、水質汚濁が著しく、生活環境の悪化や上水道への影響が顕著な河川・湖沼・ダム貯水池などにおいて、関係機関が一体となって水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施することを目的に、水量、水質を対象とした水環境改善緊急行動計画を作成し、重点的に水質改善のための取組を行っているところです。</p> <p>また、ダム貯水池においては第8節2. 1. 3に記述をしておりますとおり、富栄養化対策として、貯水池内から空気を吹き上げ、表層と下層の水を混合させ水温を下げるとともに、水の対流を発生させる曝気循環装置などの設備を設置、運用し、プランクトンの増殖の抑制を図っていきます。冷水放流に対する対策としては貯水池内の任意の水深から取水できる選択取水設備を設置し、流入水温に近い水温層を選んで下流に放流しています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
896	172	2部1章9節	1. 3 藻場・干潟の保全・再生 (具体的施策) ・「赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制・・・」貧酸素水塊の原因となる、海底の掘削跡や航路浚渫に関してどうするか具体的な施策を明記してください。	浚渫については、その必要性を検討した上で、環境への配慮を十分に行いつつ進めております。また、第2部1章9節1. 3の(具体的施策)4件目のとおり、港湾整備に伴い発生した土砂の有効活用により、海底の掘削跡(深掘跡)の埋戻しを推進します。
897	175	2部1章9節	1. 6 海洋生物の保護管理 (具体的施策) 海鳥、ウミガメ、海棲ほ乳類以外にも、魚類や無脊椎動物が海には生息しています。この記述が全くありません。	ご指摘を踏まえ、第1部1章9節1. 6の(具体的施策)の1番目を下記のように修正します。 「引き続き、モニタリングサイト1000など各種調査の実施により、ウミガメ類、海鳥、海生哺乳類などの生息状況に・・・」
898	176	2部1章9節	2. 1 漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進 (具体的施策) 文章が1. 3と同じですが手抜きですか？ 1. 3と意見は同じです。	施策を網羅的・体系的に整理するため、記述に重複が生じます。藻場・干潟の保全は、沿岸・海洋の生物多様性の保全と、持続的な漁業生産の実現の双方の視点から重要な施策であることから、両方に明記したものです。
899	179	2部1章9節	2. 6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産 (具体的施策) 「炭素や窒素・・・低環境負荷飼料の開発を推進します」 養殖による毒性を含む薬品の使用や、貝類・藻類養殖時の添加肥料などは環境のバランスを崩すほか、人体に有害でもあります。この問題に対する取り組みの記述が必要と思います。	水産用医薬品を含む動物用医薬品については、薬事法に基づく諸規制があり、人の健康に影響をおよぼすことがないように安全性が担保されており、また、第2部1章9節2. 6にあります漁場改善計画は、策定に当たり法に基づく基本方針に則り、水産用医薬品や漁網防汚剤などの養殖用資機材の選定・使用について、環境の保全や生産物の健全性に十分配慮することになっています。
900	181	2部1章9節	3. 1 海岸環境の保全・再生・創出 (具体的施策) 「砂浜の保全・回復、渚の創成」 これはあくまでも「技術的な知見」に裏打ちされた事業でなくてはならないと思います。その部分を明記していただきたいです。	第2部1章9節3. 1(現状と課題)でも記述しておりますが、自然環境に配慮した海岸整備を進めるための技術的知見が不足していることを課題として認識しており、P183(具体的施策)の[調査研究の推進]のとおり安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のための調査研究を推進していくこととしております。
901	184	2部1章9節	4. 1 港湾環境の保全・再生・創出 (具体的施策) 「浅海域での航路浚渫に伴う、土砂流入を止める方法の研究・開発」を要望します。	航路浚渫の実施にあたっては、港湾環境の保全に配慮しており、今後も研究・開発を含め適切に対応して参ります。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
902	186	2部1章9節	5. 1 海上における活動に起因する汚染対策（具体的施策） バラスト水による環境影響が見られた場合の対応策を明記してください。	バラスト水による環境影響が見られた場合の対応策はまだ整備されておりませんが、船舶バラスト水に混入した生物による生態系の攪乱を防止するためには、国際条約等による適切な管理がなされる必要があります。そのため、我が国としては、条約を早期に受け入れるための体制の検討を進めることとしています。
903	186	2部1章9節	5. 2 海域における水質浄化対策 「ヘドロ」とは何かの定義を入れてください。 強泥質の土壌を＝ヘドロの認識が社会では強すぎます。	第2部1章9節（施策の概要）185ページ2段落目の文章を下記の通り修正します。 「その原因となっているヘドロ（海底に堆積した有機汚泥等が含まれる柔らかい泥）の除去・・・」
904	186	2部1章9節	5. 3 閉鎖性海域の水環境保全 「悪くなってしまった海域」ばかりの内容ですが、「悪くなりつつある海域」「まだ比較的健全な水域」についてどう対応していくかも必要ではないでしょうか。悪くなってしまってからでは遅いのですから。	「保全」対策には「悪くなってしまった」状態にのみ適用されるものではなく、「悪くなりつつある」状態への対処、「まだ比較的健全な」状態を維持していくような対策も含まれます。実際の対策にあたっては、環境悪化の状態だけでなく、個別具体的な状況を総合的に勘案して実施してまいります。
905	52	1部3章2節	里海について、NPOや漁業振興と生物多様性の関係を作り上げてゆくためにも、戦略的にヒューマンスケールの里海の利用をコメントすべきだと思います。 ●「里海」と呼びます。の一行に引き続いて加筆を検討ください。 例えば、内湾や内海では、アマモやガラモを船から長柄の鎌で刈り取って肥料として利用してきました。今では廃れてしまったが、中海などでは浜に打ち上げられた藻類を肥料化してブランド米を生産するなど伝統を現代に引き継ぐ里海づくりが始まっています。また、瀬戸内海などでは、攪乱された藻場がパッチ状の多様な空間構造となることで、稚魚の生育場所として機能していました。また、ガラモ海中林の攪乱や岸壁の掃除等による、ワカメやアオノリ等の海畑づくりは漁民や地域住民のヒューマンスケールに合った里海の利用法です	里海のご概念や具体的な活動については、今後の重要な視点と考えています。
906	52	1部3章2節	●果たしています。の文章に続けて加筆を検討ください。 また、陸域で浸透した水のかなりの量が海底で湧出しており、陸域と沿岸の海底は地下水の流れによっても繋がっています。	海底で湧出する水の量や生態系への影響についてのご指摘は今後の参考にさせていただきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
907	53	1部 3章 2節	<p>目指す方向、の部分にコメントです。 沿岸域では、本当の意味で持続的な産業（漁業）に繋がった、ヒューマンスケールの自然の維持管理、資源管理、利用が重要だと思います。大規模公共事業では無い、個人または小さな集団で可能な取り組みを生物多様性の保全戦略として取り込むべきと考えます。また、沿岸海域の自然の保全、回復を目指すためには、陸域の土地利用と海の具体的なつながりに軸をずえる必要がありますが、陸域の土地利用と沿岸海域の生物群集を繋げる、生態的エージェント（媒体）として重要なものは、大きくは地表水、地下水、そしてリターです。河川水で無機栄養塩類が輸送されるのではなく、泥や難分解性の有機物が土壌として陸域に保持された上で、地下水やリターの形で、地表に溶けていない栄養類が海に輸送されることがポイントです。</p> <p>●目指す方向として検討していただきたい項目：自然海岸や～海辺を復活するの項目に代えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業やレジャーを通した里海づくりとして、ヒューマンスケールの人と海の間を取り戻す。 ・地表と地下の水や物質のうごき両方から海と陸の本来の豊かな自然を復活させる。 ・沿岸の道路や護岸、干拓地などで分断化された陸域と沿岸海域の連続性を復活させる。 	<p>御指摘を踏まえ、目指す方向の一つ目の「陸と海が接する沿岸域本来の豊かな生物相を取り戻す」を「陸と海が接する沿岸域本来の人と海の間と豊かな生物相を取り戻す」と修正します。</p>
908	53	1部 3章 2節	<p>海浜の機能について、触れてはいかがでしょうか。自然循環、環境の再生などで理解しやすく、夢があります。</p> <p>●豊かに確保されている。の文章に続けて、加筆を検討ください。</p> <p>砂浜や干潟では、上げ潮時に海水が陸に浸透し、自然のエネルギーによってその海水が干潟や地先で湧き出し浄化される。</p>	<p>目指すべき望ましい地域のイメージの記述としては、浄化機能について記述することは、他の記述ぶりと異なり難しいと考えています。海底で湧出する水の量や生態系への影響についてのご指摘は今後の参考にさせていただきます。</p>
909	53	1部 3章 2節	<p>●楽しんでる。の文章に続けて、地球温暖化を鑑みたレフュージアを意識して、加筆を検討ください。</p> <p>陸域から供給される泥や有機物が減った海では、湧水が泥や有機物の堆積を阻害した新鮮な底質に、（湧水が低水温を維持するため）地球温暖化に影響を受けず豊かな（サンゴを初めとした）ベントス群集が回復する</p>	<p>海底で湧出する水やその生態系への影響についてのご指摘は今後の参考にさせていただきます。</p>
910	41	1部2 章5節	<p>NPOについてはその脆弱な財政基盤や、人的資源の乏しさ、また就労の場としての課題など、様々な問題があることは既に各方面で報告されている。従来のように一部の人の善意や善行に頼るのみでは、継続的な活動の発展は望めない。既にNGO、NPOが社会的に重要な役割を担っている欧米とは社会的・文化的な背景が大きく異なる日本において、これらのセクターの成長を促すためには、その活動の社会的重要性を鑑み、「非営利団体」ではあっても、その活動内容に対して適切な対価を得られるよう、行政側のサポートが必要と考える。</p>	<p>さまざまな分野でNGO等の市民団体への支援の施策が行われており、第2部にも記述していますが、各分野の団体がそうした制度を有効に利用していただければと考えます。さらに、社会的に重要な役割を担っていくことによって、市民や企業からのサポートを拡げることも重要であると考えています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
911	116	2部1 章5節	<p>森林整備のための社会的コスト負担について、新たな環境税等の財源の活用について言及されているが、森林行政、とりわけ森林の有する多面的な機能に関する事柄の説明は圧倒的に不足している。例えば、その主な対象になると考えられる水源林の技術評価体系は存在するのか？目標像、それを保証する基準、計画の達成を評価する手法を確立する必要がある。官中心の森林行政から国民へ向いた森林行政に180度姿勢を転換し、それに応じたシステムを早急に整備すべきである。新財源の開拓にあたっては、そうした説明責任を果たすことを明示して頂きたい。</p>	<p>森林の有する多面的機能やその発揮に向けた考え方については、第2部1章5節の冒頭部分や1. 1「重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方」の部分で説明しているところです。</p> <p>また、内閣府が平成19年8月に公表した「森林と生活に関する世論調査」において、森林に期待する役割として、地球温暖化防止をはじめ様々な機能の発揮が求められており、森林対策の費用負担のあり方については、受益者による負担を肯定する回答が半数以上を占めております。</p> <p>森林に対する多様化する国民のニーズに応えるため、農林水産省では、平成18年9月に策定された『森林・林業基本計画』に基づき、緑の社会資本である森林の適切な整備に努めてきており、今後とも幅広く国民の協力を得ながら適切な森林整備を進めていく考えです。</p>
912	119	2部1 章5節	<p>森林にしろ、里地・里山にしろ、これらの地域における産業の活性化には20代、30代の子育て世代の動員が不可欠だ。こういった人たちに積極的に参加を促すためにも、これらを担う世代と都会に住み働く人との間に大きな経済的格差が生まれないような配慮も必要ではないか。加えて、森林、里地・里山で子育てをすることが、次世代の経済的格差の原因になりうる教育格差を生まないようにする配慮も必要。</p> <p>経済的なインセンティブの必要性に加えて、消費者の意識が成熟し、海外からの安価な木材や農産物に対抗できるだけの十分な競争力が育つまでは、これらの活動に従事する人たちが十分な所得を得られるような適切な保護施策も一方では必要ではないか。</p>	<p>農山漁村への支援による所得の向上をはかるため、農山漁村地域再生総合対策として、地域の創意工夫による地域所得の増大、都市と農山漁村の交流による農外所得の増大、地域に根づいた経営への支援、中山間地域等条件不利地域への経済的支援といった4つの視点から取組を進めることとしております。</p> <p>なお、森林の適正な整備を進めるため、国内林業の振興を図ることは重要と考えており、ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
913	127	2部1 章6節	<p>里地里山は本戦略の地域的な核となる重要な領域と考えられる。しかし地域経営の担い手となるべき農民は減少の一途をたどっており、人手によって維持されてきた里地里山の生物多様性は今後深刻な危機に直面することになると予想される。その保全を真に考えるならば、受動的な環境保全施策だけではなく、農林業そのものの振興が必要であろう。本戦略においても、里地里山の生物多様性保全に貢献し、同時に農林業の振興にもつながるインセンティブある施策が、できるだけ具体的に示される必要があるのではないか。</p> <p>例えば一定の基準を設けて、環境直接支払いを行うなどの政策が採用されることが望まれる。</p> <p>また、今後の田園地域・里地里山問題において、次世代を担う子供たちの活動なくして、解決はないと思われる。子供達に対する里地・里山環境教育など、将来世代に対する教育施策が明記され</p>	<p>里地里山での環境学習についての具体的施策は、第2部1章6節1. 6「希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進」の(具体的施策)に既に記述しております。</p>
914	131	2部1 章6節	<p>現在までに行った農業推進活動及び生物多様性保全活動の成果等の具体的な記載、例えば、里地里山の保全事業で成功している地域を『モデル里地里山』として盛り込むことなどをもっと行い、活動への導入を充実する必要がある。</p>	<p>里地里山の保全再生の取組の促進を図るため、里地里山の自然資源の新たな利活用の方策や多様な主体の取組への参加促進のための方策を調査・検討し、優良な事例や検討結果を全国へと発信していきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
915	132	2部1章6節	1.6の具体的施策の8つ目の項目は、田園地域・里地里山問題全てにおいて重要な問題であるので、128pの1の「施策の概要」に明記すべきではないか。	ご意見をふまえ、127ページ（施策の概要）の最後に次の文章を追記します。 「さらに、田園地域・里地里山の保全再生活動の担い手の育成を図る取組を推進していきます。」
916	234	2部2章3節	NGOなどの民間組織を利用するならば、高齢者や社会的弱者（ニート・引きこもり・うつ病患者など）に対し活動を行っているNPOが存在する。その組織と連携し、高齢者や社会的弱者を新しい人材として考えてみる価値はあるのではないか。緑や植物には人を癒す効果があり、上記のような人々によい影響をもたらすことが考えられる。環境教育に関して高齢者や社会的弱者を新しい人材と位置づけるならば、彼らの健康状態にもよい影響が期待でき、なおかつ社会性も養える	自然とのふれあい活動は、行政のみならずNGOなどの民間組織においても様々な取り組みが進められているところですが、様々な主体が取り組むことによって、多種多様なプログラムの提供や、自然とのふれあいにおける環境教育の機会が増加することにつながるものと考えております。
917	261	2部2章5節	生物多様性の取組において、データの充実はきわめて重要な事項である。全体にデータ収集網の密度をあげる必要があり、そのためには教育現場や環境アセスメント等で行われる調査データをうまく収集・蓄積させていくオープンなシステムの構築が望まれる。シナリオ分析などわかりやすい説明の必要性については同意する。さらに小中学校や博物館を、広報の地域的拠点としてとらえ、メディアーターを適切に配置して、わかりやすい環境教育を展開する施策を提案したい。	データの充実についてはご指摘のとおり多様な調査主体との連携協力が不可欠であると認識しており、第2部2章5節2の（施策の概要）にも記載しているとおりです。ご指摘の趣旨を踏まえつつ、効率的なデータ収集蓄積のシステムについて検討していく予定です。また、わかりやすい環境教育を展開するための施策については、いただいたご意見を参考に、取り組んで参ります。
918	263	2部2章5節	各地域の小中学校や博物館などに協力を仰ぎ、ミニマルでかつ継続的なモニタリングシステムのネットワークを全国に形成してはどうか。同時に地域ごとの柔軟なモニタリング活動を環境教育と関連付けて実施していく。環境アセスメントの成果を生物多様性の調査・情報システムにうまく反映していくようにすべきではないか。	現在進められているモニタリングサイト1000の里地調査の中で、一般サイトとして様々な主体によるミニマル且つ継続的な調査を実施していただける調査主体の公募を実施予定です。また、一般参加型の普及啓発・環境教育も兼ねた温暖化モニタリングの実施を検討しています。また、環境アセスメントの成果については、ご指摘を踏まえ、生物多様性情報として有効に活用される方策を検討してまいります。
919	35	1部2章4節	「植物の分野でもヨモギやヤマハギなど外来種と同名ということで海外から持ち込まれる緑化植物による遺伝的攪乱のおそれが指摘されています。」 同種内の植物の地理的変異の取扱いについては、いわゆる4省庁合同研究会でも現在まで手つかずの部分であり、これから検討を進める必要があります。特に、このような材料の輸入元となっている中国や韓国を含めた東アジアスケールでの研究が欠けており、早急に国際的な研究を展開する必要があります。	ご指摘の点については、平成20～24年度で、地球環境保全研究費（一括計上研究費）により緑化に使用されている外来種についての遺伝的多様性の地域区分を行うための基礎資料を得る試みを実施する予定です。
920	83-84	2部1章2節	「国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種について、捕獲などの防除事業を実施します。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然に防ぐための種の取扱方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、外来種の放出の規制についても検討します。国立公園内の法面緑化などに用いられる緑化植物種についても、外来植物の取扱方針を策定し、地域の生物多様性に配慮した緑化を推進していきます。」	(感想・その他)

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
921	202-203	2部2章1節	「緑化植物については、地域の生物多様性の状況に応じて適切に使用していくため、関係省庁が共同でその問題点を整理し、外来緑化植物の取扱いについて検討しています。引き続き、その影響について情報を収集し、今後の対応を検討する必要があります。」	(戦略案本文の引用)
922	203	2部2章1節	「国立公園、都市公園や道路法面などにおける外来緑化植物の取扱いの基本的考え方などを整理し、外来緑化植物の適切な管理のあり方などについて検討を進めます。」 「また、例えば外来の牧草など、外来緑化植物による生態系影響についてデータを収集分析するとともに、在来種による緑化を推進するため、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握を推進します。」	(戦略案本文の引用)
923	203	2部2章1節	4省庁合同研究会で未解決な事項を適切に整理頂いておりますが、今後、引き続き、関係省庁合同の取組を進める必要があると考えます。その重点的な事項として、次のような事柄が考えられます。 1. 従来用いられている外来牧草の適切な利用について、環境と侵略性の関係を整理し、施行箇所と地域の状況に応じたわかりやすい利用手引き等を作成する必要があります。それには、4省庁合同研究会でこれまで研究されたように、種以下のレベルの品種などの適切な利用も含まれます。	外来緑化植物の対策については、関係省庁により検討を重ねて参りましたが、今後も必要な情報の収集分析等様々な取組を継続して進めていくことが重要であると認識しています。今後も関係省庁による連携により進めるべき事項については連携して取組を進めていく所存です。 なお、外来緑化植物の施工地からの逸出メカニズム解明や緑化に使用される在来緑化植物の遺伝的多様性の解明及び既導入の外来緑化植物の管理優先順位付けに用いられるリスク評価手法については、新たに調査研究を実施していく予定です。
924	203	2部2章1節	2. 埋土種子を利用した緑化などの代替工法についても、非意図的な外来植物侵略リスクを含めて研究を進める必要があります。これらについても、従来法と同様に適切な利用手引きが整理される必要があります	外来緑化植物の対策については、関係省庁により検討を重ねて参りましたが、今後も必要な情報の収集分析等様々な取組を継続して進めていくことが重要であると認識しています。今後も関係省庁による連携により進めるべき事項については連携して取組を進めていく所存です。 なお、外来緑化植物の施工地からの逸出メカニズム解明や緑化に使用される在来緑化植物の遺伝的多様性の解明及び既導入の外来緑化植物の管理優先順位付けに用いられるリスク評価手法については、新たに調査研究を実施していく予定です。
925	203	2部2章1節	3. 種内の地理的変異の取扱いについては、種子の輸入源となっているアジア諸国との共同研究を展開する必要があります。また、国内における植物の地域性についても研究を進め、適切な地理的区分等について明示される必要があります。	外来緑化植物の対策については、関係省庁により検討を重ねて参りましたが、今後も必要な情報の収集分析等様々な取組を継続して進めていくことが重要であると認識しています。今後も関係省庁による連携により進めるべき事項については連携して取組を進めていく所存です。 なお、外来緑化植物の施工地からの逸出メカニズム解明や緑化に使用される在来緑化植物の遺伝的多様性の解明及び既導入の外来緑化植物の管理優先順位付けに用いられるリスク評価手法については、新たに調査研究を実施していく予定です。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
926	203	2部2 章1節	4. 緑化による生態系サービスについて、適切な評価方法を開発する必要があります。コストがかかる地域性種苗の利用などについても、生態系貢献度との兼ね合いから適切に評価・位置づけができるような手法を開発すべきです。	緑地評価の取組としては、第2部1章7節3. 1に記載している社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）があります。 また、外来緑化植物については、関係省庁により検討を重ねてきており、今後も必要な情報の収集分析等様々な取組を継続して進めていくことが重要と認識しております。
927	261	2部2 章5節	総合評価については、個別技術、事業、地域、圏域など、様々な空間スケールや時間スケールにおける評価を検討する必要があると考えます。また、スケール間のリンク可能な手法を作ることも重要です。それによって、個別技術や事業における環境配慮が、地域や国などの環境にもたらす貢献を適切に見積もることにつながり、様々なインセンティブをもたらすことになると考えられます。環境アセスメントにおけるミティゲーションの促進においても、重要な事柄と考えます。	今回のご意見につきましては、今後総合評価を進める際の参考とさせていただきます。
928	132	2部 1章 6節	臨海工業地帯の発展と共に人口の増大した当地域においては、従来からの住民と、移住民とのコミュニケーションは必ずしも充分であるとは言えなかった面がある。近年、新旧住民の一部から里山整備が発案され3年程実施しているが、現場作業の取り組み等において、旧住民のもつ従来からの地域的経験に負うことが多い。 また、これら作業を通じてのコミュニケーションが発展し、地域の歴史的背景を知るなどその効果は大きいと言える。しかしながら、呼びかけの割に新規参入は必ずしも充分とは言えないのが現状である。 途中参入を躊躇っている人の中には、自己満足に過ぎないのでは？、無駄な努力では？と感じている人がいることも事実である。 この項で示されている諸施策及びその意義が広く国民に浸透すれば、これらの人々の背中を押すことともなり、特に定年退職者の生きがいから、更には愛郷心の発露にも通じ、好ましい地域社会の形成に役立つものと考えられる。 緩やかな縛りの中で、意義あるものと自覚できる協働に就ける喜びは、充実した人生観を齎し、安定した社会の構築に通ずると思われる。	(感想・その他)
929		全般	全般的に生態系、生物多様性の保護の意味やねらいが、新・生物多様性国家戦略よりも明確になり、とてもわかりやすい生物多様性国家戦略になっている印象を受けました。これまでに、パブコメなどでご意見させていただきました遺伝子の多様性（地域個体群の多様性）、海洋（浅海域）の保全、外来生物問題などについても反映されている印象で、策定後の実行がいかに進められるかが期待されるものです。 一方、細かい点をあげると、例えば「自然との共生」という言葉が随所に見られますが、「共生」という言葉について学校で習ったのは、「相利共生」「片利共生」といった生物間の依存に係る言葉で、現況のヒトと他の自然界が「寄生」とは言わないまでも、ヒト以外にメリットを与えるもしくはデメリットを与えない関係（採食する限り負の影響はある故）にはないと考えられ違和感を感じました（特定の種に対しての共生はありえるのでしょうか）。共生ではなく共存とするか、この戦略における用語の定義について丁寧な説明が、一層の国民への違和感のない理解を促すものと考えます。	「共生」という用語は、環境基本計画の長期的な目標を示す言葉としても使われてきており、すでに定着してきているものと考えています。生態学の専門用語とは用法が違いますが、生物多様性国家戦略には社会的な要素もあることから、「共生」という語を用いることをご理解いただければと思います。

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
930		全般	<p>ランドデザインを示したこと、3つの危機に加えて地球温暖化の危機について、言及されていることは新・生物多様性国家戦略よりも大きな前進と考えられました。</p> <p>一方、ライチョウなど生息環境の現象が、地球温暖化の影響によるものについては、どのような保護策をとっていくのかということが示されていないように感じられました。ヤンバルクイナなどのコンサベーションブリーディングに取り組んだとしても、その先に再導入できる見込みがなくなる可能性の高い、地球温暖化の影響を受けて絶滅する可能性がある動植物種の保護について、生態系ネットワークから切り離してズーストックまたは遺伝子情報のみを保存するジーンプールなどの保護を進めるのか、なんらかの代替の人工生息環境の創出を進めるのか、保護の方向について明確に示す必要があると考えます。</p>	<p>種の保存については、生息域内での保全を基本とするものであり、その旨を189ページで記述しているところですが、やむを得ない場合にのみ生息域外保全を検討することとしています。なお、地球温暖化による影響に対しても、本来の生息地における保全が基本と考えており、23ページにおいて方向性を記述しているところです。</p>
931		全般	<p>様々な取り組み（行動計画など）の実施者として、国民または地域住民も、その実施者として位置づけられています。生物多様性保全の取り組みは、行政や専門家によるもの、企業によるものばかりでなく、地域ぐるみでの取り組みが重要で、ゆえ、国民・地域住民が実施者としてあげられていることは、とても有意義であると考えます。また際して、知見の集積、必要に応じたマニュアルなどの作成、人材の育成について言及されていることも、評価に値する印象を得ました。他方、生物多様性国家戦略→新・生物多様性国家戦略を経て、自然保護や生態系の保全、生物多様性の保全への国民・地域中の指向は高まりを見せている実感を得ています。</p> <p>しかしながら、自然保護・生物多様性保全といった大きな概念だけが独歩し、際して必要となる詳細な理解を欠いている側面も同時に感じられます。他地域のホタルの導入などの知見不足による善意での生物多様性保全の逆行などの活動自体の修正が迫られる例については、今後、第3次生物多様性保全国家戦略などをうけて改善されていくと期待されますが、カエルツボカビ菌の拡散など、国民・地域住民が野外で活動すること自体が弊害となりえることについてのリスクに配慮されていない印象をうけました。</p> <p>第3次生物多様性保全国家戦略 そのものの普及を徹底することはもちろんですが、併せて、生物多様性保全のための活動に際して考え得るリスクについて再整理して言及しておく必要があると考えます。</p>	<p>ホタルの導入による遺伝的多様性の喪失など、誤った考え方に基づく活動により生物多様性が影響を受けている事例も見受けられ、正しい知識の下に節度を持って活動することが重要と考えられます。そうしたことについても、今後とも普及に取り組みたいと考えます。</p>
932	225	2部 2章 3節	<p>3.1. 自然とのふれあい活動の推進 「漁村にける取組」があって「農村における取組」がない？</p> <p>「地域横断的な取組」もしくは「田園地域・里山地域における取組」に当たるのかもしれないのですが、子どもだけではなく、都市の大人の消費者が、生産者のところへ援農に行ったり、野生動物防除のためのボランティア（電柵を張る、藪を荊る、クマが出てくる前に柿をもぐ、など）をしたりという交流も必要なのではないかと思えます。</p>	<p>農山漁村で人手不足になる繁忙期に、都市住民の方などを援農ボランティア（日本型ワーキングホリデー）として受け入れる取組などもグリーン・ツーリズムの取組として推進しているところであり、子どもだけに限らず、都市と農山漁村の交流を推進しております。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
933	206	2部 2章 1節	<p>4.1. 動物の適正飼養の推進 動物園の改善について言及してほしい。</p> <p>動物園の主な役割は「教育」と「希少種の繁殖」にあるとよく言われていますが、日本のほとんどの動物園では、実際には営業の目的が「娯楽」一辺倒になっていると言え、適正な飼育に至っていない施設が多く、中には「見世物小屋」のレベルを脱していない施設すらあります。現実問題、動物園の動物を見ても、現実のその動物の野生状態を学べるわけではありませんが、せめて劣悪飼育状態をやめさせなければ、日本の子どもたちに誤った野生動物との関係を教え続けることになってしまうと思います。</p>	<p>動物園は動物取扱業の対象となっていますので、ご指摘の趣旨は、第2部2章1節4. 1（具体的施策）の「動物取扱業については（中略）一層の適正化を推進します」に含まれていると考えます。</p>
934	73	1部 4章 2節	<p>4. 地球規模の視野を持って行動する 文末を、「砂漠化対策や違法伐採対策など持続可能な森林経営に関する協力などの国際協力を進めるとともに、食料、木材の自給率向上に取り組みます」とする。 「わが国は、食料や木材などの資源の多くを海外から輸入しており、他国の生物多様性を利用している」とあるのは、まさにその通りで、日本人ひとりひとりがいまライフスタイルの転換を求められていると思います。自分たちの暮らしは変えないままで国際貢献することは難しいと思いますので、ここで自給率アップに言及してほしいと思います。 「地球規模の視野を持って行動する」というタイトルから、大量消費社会を見直すような文言が書かれているのではないかという印象を受けたのですが、とくに生活そのものを変えるような施策は書きこまれていなかったため、せめて自給率アップを入れてほしいと思いました。</p>	<p>平成17年に策定した食料・農業・農村基本計画では平成27年度のカロリーベース食料自給率の目標を45%に設定しており、目標達成のため消費・生産両面の取組を推進しているところですが、自給率と生物多様性との関係については不明な点も多いことから今回は原案のとおりとさせていただきます。木材の自給率については、景気変動により大きく変動する木材需要量を分母とすることから、国産材供給量の動向にかかわらず上下することがあり得るなど、国産材の供給・利用の指標としては必ずしも適切とは言えないといえます。また、「森林・林業基本計画」においては、国産材の供給・利用量を目標の1つとして掲げているところです。</p>
935	210	2部 2章 2節	<p>「バイオテクノロジーの有用性と安全性の確保について国民の理解を促進することは、生物資源の持続可能な利用を促進するために重要であるとともに、食や環境安全に一般消費者の関心が高まる中で、今後ますます重要となっています。このため、バイオテクノロジーの科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。」の一段落を削除する。</p> <p>これではまるで、完全に安全性が確保されており、危険性を評価する作業をせずに「推進施策まずありき」のように読めてしまいます。安全かどうかはまだまったく未知数の段階で、理解の促進が優先されるのは不可解です。せめて、「バイオテクノロジーの利用に際しては、国民とのリスクコミュニケーションを重視します」くらいの文章にならないのでしょうか。世界に目を向ければ、遺伝子組換え技術は、農業とセットで購入しなければならなくなること等の理由から、むしろ社会的には貧困を引き起こすなど、安全性以外の問題も取り沙汰されています。決してば色の技術ではないうえに、生物多様性への悪影響が懸念されたいあるわけですから、「まず推進ありき」の文章は削除するべきだと思います。</p>	<p>ご意見をふまえ、第2部2章2節1（施策の概要）の3段落目を下記のように修正します。「このため、<u>バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性へのリスクを含めた科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。</u>」また、第2部2章2節（基本的考え方）を下記のように修正します。「<u>生物多様性を維持し、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクをふまえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。また、遺伝資源の多様性を考える際、経済的な有用性だけでなく、各地に特有の糶を使った味噌など、その多様性が地域独特の風土を形作っているという側面も忘れてはなりません。現時点で経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえます。</u>」</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
936		別添1 及び 2	新・生物多様性国家戦略と第三次生物多様性国家戦略とが構成上どのように変わったかが判るように、目次レベルの対応表を示して欲しかった。第三次国家戦略の特徴を強調することとともに、新・国家戦略で示された項目がこの5年間でどのように実行されどのような成果を挙げたかの評価の上に立って、第三次戦略ではどのような変更や新たな展開が行われようとしているのか、チェックするのが難しかった。この点に関する説明責任が十分に果たされていないように思われる。	今回策定する第三次生物多様性国家戦略案の特徴を別添2として付けることで、ポイントを示したものです。また、新・生物多様性国家戦略で示された施策の進捗については、第4回まで行われた点検の中で整理をしているところあり、その改善が必要とされている点は、3ページに記述しています。今後ともなるべくわかりやすい説明に努めていきます。
937	1	前文	そうした生きものの膨大なつながりとそ(ヌケ)の相互作用	御指摘のとおり修正します。
938	5	前文	「第三次生物多様性国家戦略の特徴として①具体的な取組について、目標や指標などもなるべく盛り込む形で行動計画とし、実行に向けた道筋がわかりやすくなるように努めた」とあるが、数値目標が示された事例は多くはなく、明示されたものは、それが比較的容易なものに限られている。また実行に向けた道筋がわかりやすく示されているものも少ない(行動計画の項で具体的に指摘する予定)。	(感想・その他)
939	10	1部 1章 2節	「益虫」、「害虫」という言葉を安易に用いているのではないか。	農産物とさまざまな生きものとのつながりについて分かりやすさを重視して記述するために用いているものであり、ご理解いただければと思います。
940	11	1部 1章 2節	かつては日常食でなかったウナギを「食卓に欠かせない・・・」と当たり前のように表現することに、資源枯渇の原因の一つを見る気がする(感想)	(感想・その他)
941	11	1部 1章 2節	「日本人は、食糧は約6割を、木材は約8割を海外から輸入しており・・・」「輸出国の生物多様性の恩恵の上に成り立っている」との他人事のような表現には、問題意識が感じられず、たとえば、「国土及び沿岸域の自然の生産性を高め、持続的に利用していくこと」というような取組の方向性も見えてこない。	ここでは現状を説明していますが、例えば64ページ33行目では、他国の生物多様性への影響を少なくするための施策の考え方が記述されているところです。
942	13	1部 1章 2節	「文化」とは言いながら、具体的事例は「食文化」に限られている。芸術や感性・美意識に影響を与えている例も示して欲しい。	具体的事例については、一般の人にとって特に身近で分かりやすい事例を挙げるのが適切と考え、食文化をとりあげているものです。
943	16	1部 1章 3節	本節では、最後にでも何らかの表現で、いわゆる「本質的な価値」あるいは「内在的な固有の価値」についても触れたほうが、「深み」を持つように思う。	御指摘を踏まえ、16ページ35行目に次の文章を追加します。「この地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間も含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものです。そうした歴史性を持つ生物多様性は、それ自体に大きな価値があり、また、それぞれの地域における人の生活と文化の基礎ともなっているのです。」

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
944	18	1 部 2 章 1 節	対策の基本として、飼育・鑑賞・産業利用に供される野生生物(在来種を含む)の採捕・売買・飼育栽培等に関し「人と生物とのつきあい方についての基本的考え方」を確立し、国民の共通認識とする取組が必要と考える。これにはコンパニオン・アニマルとの接し方や野生動物に対する給餌の考え方、野生化した家畜等の駆除の考え方等も含め、幅広いものとするのが望ましい。	動物愛護管理法に基づく、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、「家畜化されていない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること」と規定しています。
945	22-23	1 部 2 章 2 節	「適応」ではなく人間サイドがなすべき「対応」とすべきではないか。モニタリングについては、影響は南限、北限という分布限界の北上に現れるであろうから、いくつかの指標種を選び、その分布限界域を含むサイトの設定を考えてはどうか。	地球温暖化による根本的な環境の変化に対するものとして「適応」を使っています。モニタリングの方法などについては、今後詳細に検討を行う予定であり、サイトの設定についてもその中で検討されることとなります。
946	25	1 部 2 章 3 節	経済・社会のグローバル化のとらえ方が皮相的で単にその規模や活動域が地球大に拡大したという認識に留まっているように見える。新自由主義経済が「環境」までターゲットにしていることの認識を欠いては有効な対策は生まれない。	御指摘の第1部第2章第3節においては、3つの危機のそれぞれに対応する背景としての記述としてしているところです。
947	45	1 部 3 章 2 節	「都市地域」の生物相は「奥山自然地域」、「里地里山・田園地域」、「沿岸地域」と比べると移動性の大きなものを除けばコスモポリタンなものや人為的に導入された非在来、非野生のものが著しく多く、生態系ネットワークの構成要素として他と同列、一連のものとして扱うことには問題があると思われる。また道路及び道路沿線緑地は、都市というソースから「外来生物等」を他の地域へ流すコリドーの役割を果たすので、「河川・湿原地域」と同列に扱うことも適切でないと考えられる。なお、河川、湖沼、湿原、湧水地など、いわゆる陸水域を「河川・湿原域」とするのは如何か（湿原のイメージは限定的）。	45ページ39行目の「道路沿いの緑地、海岸部などは」を「海岸部、特に都市部の道路沿いの緑地などは」と修正します。なお、都市部の道路沿いの緑地をはじめ都市地域の自然についても、非在来のものが著しく多いという点は留意する必要があるものの、多くの人が接するという面で、重要なものと考えています。そのうえで、御意見を踏まえ、外来種が多いという現状認識について強調するため、50ページ7行目の「ペットのミドリガメが放されるなど外来種が」を「ペットのミドリガメが放され、在来種でない緑化植物が大量に利用されているなど外来種が」と修正します。
948	69	1 部 4 章 2 節	「浅海域における保護地域の指定について充実を図る」としているが、具体的な方策を示すべきである。	藻場・干潟・サンゴ礁などの浅海域については、国立・国定公園、鳥獣保護区、自然環境保全地域、保護水面などによる指定を推進していきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
949	80	2部 1章 2節	「自然環境保全地域」の説明が意図的かと思えるほど不正確である；指定対象地域が森林と水辺地に限られるかのような記述であるが、地形・地質が特異な土地及び植物の自生地、野生動物の生息地も対象となっている（法第22条）。	ご指摘をふまえ、80ページ7行目を次のとおり修正します。 「・・・などの水辺地、地形・地質が特異な土地、野生動植物の生息・生育地などで一定のまとまりを・・・」
950	80	2部 1章 2節	都道府県自然環境保全地域を含む「自然環境保全地域等」は体系的に未完成の保護地域制度であるという認識が欠けているといわざるを得ない；「自然環境保全地域」は10ha以上であれば「特異な地形地質」、「すぐれた海岸、湖沼等」、「野生動植物の自生地・生息地等」について指定できるにもかかわらずこの要件に該当するものは「崎山湾」しか指定されていない。小規模な「自然環境保全地域」は「都道府県自然環境保全地域」と相まって、国土の生態系ネットワーク形成のうえで、「隙間を埋める保護地域」としての役割が期待できる。要件に該当する地域の有無について、少なくとも536箇所ある「都道府県自然環境保全地域」を「候補地リスト」としてその中で「自然環境保全地域」として評価しうるものがないかどうかレビューすべきであり、このような作業を通じて、国及び都道府県との連携が図られるべきであろう。	ご指摘をふまえ、次のとおり修正します。 (80ページ13行目) 「・・・自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、 <u>自然公園その他の自然環境の保全を目的とする地域と相まって、国土の生態系ネットワークの核となる部分を形成し、生物多様性の保全にとって・・・</u> 」 (80ページ29行目) 「○ <u>国土の生態系ネットワーク形成を促進するため、自然環境保全基礎調査や各種調査の結果などの科学的知見や既存の都道府県自然環境保全地域の指定状況などを踏まえ、全国的に・・・</u> 」
951	81	2部 1章 2節	公園計画に関し、自然公園区域における特別地域以外の地域であり、従来からその意味が明らかでない普通地域について、これを明確にしたうえで見直し作業に反映すべきである。	普通地域は、それ自身がすぐれた自然の風景地であり、地形の改変や大規模工作物の設置をコントロール可能な風景の保護手段として位置づけられますが、多くの場合では、よりすぐれた自然環境（風致）を有する特別地域のバッファゾーンとしても機能しています。このような特性を踏まえ、風景地の保護手段として、普通地域を積極的に活用して参ります。
952	81	2部 1章 2節	野生鳥獣の保護管理の取組を進める；「実行に向けた道筋がわかりやすく」示されていない。	(施策の概要)にある当該記述に関する具体的施策としては、第2部1章2節2.2(具体的施策)の7点目(83ページ)にニホンジカについての取組を記述しています。 ご意見もふまえ、第2部1章2節2(施策概要)の4段落目(81ページの30行目)の記述を次のとおり修文します。「・・・や科学的データに基づいた野生鳥獣の保護管理などの取組を進めていきます」

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
953	82	2部 1章 2節	「国立・国定公園の指定状況について、全国的な見直し・再配置を進める」ことは、「屋台骨」を根底からの変更する可能性を含む大事業であるにもかかわらず、平板な表現となっているが、これは意図的であるのか、あるいは非意図的であるのか。	御意見を踏まえ、第2部1章2節2. 1（具体的施策）の1点目（82ページ17-18行目）を次のとおり修文します。 「○ 自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、 <u>全ての国立・国定公園の指定状況について、5年を目途に全国的な見直しを行います。その結果を踏まえて、国立、国定公園の再編・再配置を進めます。</u> その中で、特にすぐれた自然風景地の対象として「照葉樹林」「里地里山」「海域」などについて積極的に評価を進めていきます。（環境省）」
954	85	2部 1章 2節	鳥獣保護区については、当局自身はその機能等を誤認しているかのような書きぶりである；鳥獣保護区は猟期において狩猟を禁止する機能しか持たない（実質的には禁猟区）。狩猟鳥獣以外は国土全域で狩猟が禁止されている。生息環境を保全・確保するためには特別保護地区を指定しなければならない。ただし、自然公園の特別地域と鳥獣保護区の区域が重複すれば、鳥獣保護区特別保護地区と同等以上の機能を持ち、一方、自然公園の利用上相容れない狩猟行為を排除することができる。「必要に応じて自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携」という記述には、この意味も含まれるものと期待するが、「実行に向けた道筋がわかりやすく」示されていない。	この記述には、ご意見のような意味も含まれています。関係地方公共団体や関係機関から情報を収集しながら、鳥獣保護区等の指定を適切に進めていきます。
955	87	2部 1章 2節	「必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携」の記述にはこの場合も「実行に向けた道筋がわかりやすく」示されていない。この記述の意味は「国内希少野生動植物種の生息地を鳥獣保護区特別保護地区や自然公園の特別地域などに指定する」ことであるのか、その場合でも、自然環境保全地域、所管省庁は異なるが天然記念物こそ連携の対象とすべきである。また、それ以外の方策が含まれるのか。	この記述には、ご指摘のように他制度の保護地域に指定することを含んでおり、その代表的なものとして鳥獣保護区、自然公園などを挙げているものです。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
956	92	2部 1章 2節	<p>国内の保護地域と同列に扱うことは疑問。 代表的な生態系の国際的ネットワークとして重要な「生物圏保存地域」がここで取り上げられていないのは疑問。 「生物圏保存地域」はp249 3. 国際的プログラム、3. 3 UNESCOを通じての協力の項にごく簡単に触れられているだけで、日本の代表的な生態系を体系的に選定し登録する意志が全く示されていないことは、国際的な趨勢から著しく乖離している。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「10. 生物圏保存地域」を追加致します。 「(施策の概要) 人間と生物圏 (Man and Biosphere : MAB) 計画」は 国連教育科学文化機関 (UNESCO) の国際共同事業 のひとつで、環境問題を解決する科学的基礎を発展させる ことを目的としており、その最も重要な柱の一つが 「生物圏保存地域」です。 生物圏保存地域とは、MAB計画において、保全における その価値と、持続可能な開発を支えるための科学的知識、 技能、人間的価値を提供する場として認められている 代表的な陸上及び沿岸環境の保護地域です。生物圏保存 地域をつなぐことで、自然あるいは管理された生態系の 保全に関する情報共有を促進するための国際的なネット ワークの構築を目指しています。 生物圏保存地域は、厳正な保護地域を核とし、その周辺 に人間活動が営まれている地域を包含しており、科学的 な調査、モニタリング、教育および研修などの活動が行 われています。これにより、地域共同体の取り組みと科 学的な知見に基づいて、厳正な保護のみならず、人間と 自然との共生に関するモデルの提示を目指しているのが 特徴です。 10. 1 生物圏保存地域 (現状と課題) わが国では、屋久島、大台ヶ原・大峰山、白山及び志賀 高原の4地域がUNESCOの指定を受けています。 近年は、科学的研究に加え、「持続可能な開発のため の教育」の場として、また、気候変動など地球環境の長 期変動をモニタリングする場として活用する動きが世界 的に広がっています。 (具体的施策)</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
				<p>○ 既存の4地域については、自然環境や生物相の現状、人間活動の影響等を取りまとめた「MAB生物圏保存地域カタログ」の第2版が2007年に作成されていますが、今後とも適正な保全・管理を推進するとともに、モニタリングを継続し、その成果を公表し、生物多様性の保全と持続的発展のために活用します。（文部科学省、環境省）</p> <p>○ 世界的な潮流を踏まえ、新規指定候補地の選定など生物圏保存地域の仕組みを活用する新たな施策の展開について検討を進めます。（環境省、文部科学省）[再掲（2章4節3.3）]</p> <p>○ 世界的な潮流を踏まえ、新規指定候補地の選定など生物圏保存地域の仕組みを活用する新たな施策の展開について検討を進めます。（文部科学省、環境省）[再掲（2章4節3.3）]</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
957	153 172 173 264	(2 部1 章8 節) 、(2 部1 章9 節) 、(2 部2 章5 節)	<p>各所に「モニタリングサイト1000を活用して」という記述が見られるが、新・国家戦略における重点施策の一つであったのであるから、緒についたばかりといえ、構築されたシステムについて箇所数を示すだけでなく、配置や運営体制などの情報を示すとともに、レビュー結果や今後の展望についても記述するべきであろう。</p> <p>また、モニタリングサイトの選定・設置は都道府県や市町村の作業としてもふさわしく、国との協働の格好の事例で、生物多様性国家戦略に対する自治体や広く国民の関心を引き寄せうる題材であったにもかかわらず、国の単独事業として実施したため、それが実現しなかった。</p> <p>地方・民間の参画を促進しようとするなら、モニタリングサイトの選定・設定作業に自治体を巻き込むべきである。</p>	<p>第2部2章5節2.2生態系監視システム（現状と課題）を次のとおり修正します。「平成15年度に開始した「モニタリングサイト1000」では、研究者、地域専門家、NGOなどの参加のもと、わが国の代表的な生態系（森林、里地里山、陸水域、沿岸域など）の長期的な生態系モニタリングを進めています。最終的に1000箇所程度の調査サイトを設置する予定で、これまでに、718（平成19年3月現在）の調査サイトを設置しました。モニタリングサイト1000による調査結果はさまざまな生物多様性保全施策に活用されてきましたが、近年問題となっている地球温暖化による生態系への影響を具体的に把握するためには、・・・」</p> <p>なお、モニタリングサイトの選定に当たっては、生態系タイプごとに全国的な生態的地域区分を考慮して均等配置する必要があったため、地方公共団体と協働して設置することができませんでしたが、今後の調査実施に係る情報共有および調査結果の共有に当たっては、密接に連携協力していく予定です。この旨を含め、同ページ同段落の最終行に、以下の文を追加いたします。「また、本事業を各地域における具体的な保全施策につなげていくためには、関係地方公共団体と、調査実施に係る情報共有および調査結果の共有において密接に連携協力していく必要があります。」</p> <p>また、2章5節2.2（具体的施策）の3点目を次のように修正します。「モニタリングの実施にあたっては、専門家、NGO、ボランティア、地方公共団体をはじめ、・・・」</p>
958	273	2部 2章 5節	<p>国際的取組の一つとして、我が国の取組を世界に向けて正確に発信する必要がある。</p> <p>発信情報の乏しさ、不正確さの事例として、自然保護地域の国際的データベースである「保護地域に関する国連リスト2003」が挙げられる。この中の日本の保護地域に関するデータは全く不正確である。責任ある機関が正しい情報を、とりまとめ機関であるIUCNに提供すべきである。</p>	<p>当該リストの我が国に関する部分は、環境省が関係各省の協力できりまとめ報告したデータを基にしてIUCNが編集したものです。IUCN内部での検討も行われていると聞いており、改訂時にIUCNから照会があった際には適切に対応します。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
959	28	1部 2章 4節	<p><該当箇所>構想段階における市民参画型道路計画プロセスを導入し、さらなる取組を進めています。</p> <p><意見>構想段階における市民参画型道路計画を生物多様性保全に役立てるには、戦略的環境アセスメントの結果を市民に提供して判断材料とすること、及び、事業を実施しない案を必ず併置して対等に検討することの2点が担保されることが必要であり、本国家戦略に規定すべき。</p> <p><理由> 国土交通省のホームページで公開されている市民参画型道路計画プロセス事例を見ると既に事業者で検討された幾つかのルート案から選び、小さな修正が加えられる程度となっている。情報公開と市民参画ということでは意味がありますが、生物多様性の保全に大きく役立つとは考えられない。構想段階と名打つからには中止という選択を含めて提案すべきある。</p>	<p>「構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」（平成17年9月国土交通省道路局）においては、解決すべき課題と道路計画の目的を明らかにした上で、道路計画の必要性を確認し、さらに、目的の達成度や影響の観点から複数の比較案を設定し、①交通、②環境、③土地利用・市街地整備、④社会・地域経済、⑤事業性の標準項目に加え、地域の現状や計画の目的に応じた項目を設定した上で、比較評価を行うこととしています。比較に際しては、「道路整備をしない案」を比較評価のベースラインとして設定することとしております。</p>
960	75 135	2部 1章 1節、 2部 1章 7節	<p>○ 水と緑のネットワークの重視</p> <p>都市・平野部の生態系ネットワークを考える上では、水と緑のネットワークの観点が重要である。特に河川等の水辺やため池は、身近に鳥類や昆虫と触れあえる場所であり、自然環境学習の推進の点でも、その整備保全を進めていく必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、都市の生態系ネットワークを考える上で、水と緑を連携して保全・創出することは重要であり、第2部第1章第7節（基本的な考え方）において、水と緑のネットワークの形成を推進するとの記述をしております。また、自然環境学習については、第2部第2章第3節3. 1自然とのふれあいにおいて、具体的に記載しております。</p>
961	75 135	2部 1章 1節、 2部 1章 7節	<p>○ 公共事業における生態系ネットワークの形成</p> <p>都市公園や道路整備にあたって、生物多様性の保全の取り組みを上げていることは評価できる。今後は、公園や道路、河川整備といった公共事業において生態系ネットワークの形成や野生生物保護のための取組が内在化されるよう、関係者向けのマニュアル作りを行うとともに、各事業における生態系ネットワーク形成や野生動植物保護の取り組みにかかる予算の確保が望まれる。</p>	<p>第2部1章1節（具体的施策）の通り、様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの計画づくりを促進するほか、緑の基本計画、河川整備計画など各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置づけ、事業者にその重要性を浸透させ、計画的に施策を実行することとしています。</p>
962	79	2部 1章 2節	<p>○ 自然環境保全地域のあり方(特に里山の保全)</p> <p>本県では、海上の森を自然環境保全地域に指定したが、都市近郊には里山林のような、特に優れた自然特性を備えているわけではないが、小規模ながら保全が図られるべき貴重な自然が残されている。</p> <p>これらの自然を保全するには、自然環境保全地域に準じる地域という考え方を取り入れ、都道府県が比較的容易に指定できる仕組みを検討すべきである。</p> <p>また、現行の自然環境保全地域を含め、土地所有者がこれらの地域指定に応じるインセンティブとして、税制優遇や保全活動の担い手となるNPO等の活動団体への助成制度の創設も望まれる。</p>	<p>「自然環境保全法」に基づく保護地域制度ではありませんが、地方公共団体の中には、自然環境保全を目的とした独自の保護地域制度を設けているところがあり、このような取組の推進に向け、地方共同体と協力していくことが必要と考えています。</p> <p>また、保護地域に指定された土地に係る税制優遇や、助成金等については、第2部2章3節2. 1（具体的施策）（224ページ）に記載しています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
963	79	2部 1章 2節	<p>○ 自然公園のあり方 今回示された、自然公園を生態系ネットワークの屋台骨とする考え方を今後の見直しの基本にすえ、規制区分を地域の特性に応じて見直すとともに、今後、国や地方で検討が進められる生態系ネットワークの重要地域などを、公園制度上も重要地域として位置づけ、その保全を図ることが必要である。</p> <p>自然環境保全地域と自然公園を、自然環境保全に実効性のある制度とするとともに、自然の変化に対応できる柔軟な制度設計を要望する。</p>	<p>国立・国定公園は、各種保護地域制度の中でももっとも広い面積をカバーしており、生態系のネットワーク化に寄与するだけでなく、生物多様性に関する自然環境学習や教育研究の場としても重要であり、まさに生物多様性保全の屋台骨であるといえます（それ故、第2部1章2節（施策の概要）における表記も「生態系ネットワークの屋台骨」から「<u>生物多様性保全の屋台骨</u>」に改めます。）。</p> <p>国立・国定公園制度の運用においては、生物多様性保全への貢献も重視していきますが、生態系ネットワークの重要地域であることのみをもって国立・国定公園上で特別な取扱いをすることは適当ではなく、自然公園制度だけでなく、各種保護地域制度との役割分担や連携によりその保全のための施策を推進していくこととしています。</p> <p>なお、柔軟な対応というご意見については、自然的・社会的条件の変化に現公園計画が対応できない状況にある場合、逐次公園計画等の見直しを行い、所要の改訂を行っており、今後も公園計画等の見直しを着実に実施していきます。また、国立・国定公園の全国的な見直し・再配置に当たっては、生態系ネットワークへの貢献等の観点からも必要な検討を行ってまいります。</p>
964	231	2部 2章 3節	<p>○ 学校教育の重視 生物多様性保全に関する意識を高めるためには、学校教育の役割が重要である。特に自然との触れ合う機会が少ない都市部の児童・生徒を念頭に置き、理科や総合学習において、野生生物や生態系ネットワークについて、わかりやすく学習するとともに、地域に残された雑木林やため池や用水路など身近なフィールドにおいて、楽しく自然と触れ合い体験する機会を確保すること望まれる。</p>	<p>ご指摘のとおり、子どもたちが生命や自然に触れ合う機会を充実することは大変重要なことであり、生物多様性の保全意識を高めるためには学校教育の役割はきわめて重要と考えています。4. 教育・学習の各項において五感で感じる原体験としての自然体験など、具体的な取り組みとして記載しており、学校教育における自然体験活動の充実に努めてまいります。</p>
965		2部 2章 5節	<p>「河川水辺の国勢調査」やアセス時に発生する動植物調査結果を利用しない手はないと思う。環境省が国土交通省に対して、強く意見を言える世の中にして欲しい。予算の都合だと思うが、「河川水辺の国勢調査」こそ、地元住民が参加する形の地域密着型が好ましく、モニタリング1000こそ、各サイトの調査精度に差が出ないように専門性の高いプロに任すべきだと思います。</p>	<p>河川水辺の国勢調査等とモニタリングサイト1000の調査結果については、共有を図れるよう検討していきます。なお、モニタリングサイト1000については、専門家による検討会、トレーニング等を通じて調査精度の確保に努めているところです。また、環境アセスメントの際に取得される動植物調査結果等については、ご指摘を踏まえ、生物多様性情報として有効に活用される方策を検討してまいります。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
966	172	2部 1章 9節	(追加)海草藻場保全 ○ 環境省指定の日本の重要湿地500の場所における具体的保全のためのガイドラインを作成し、同地域における開発を抑制する具体的施策を講じます。	重要湿地500は、科学的・専門的な知見と情報に基づく湿地保全の基礎資料とし選定されたもので、今後も保全地域の検討や、開発計画等における配慮を促す上で活用していきます。ご意見については、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。
967	172	2部 1章 9節	○ 沖縄県において、東海岸に発達する海草藻場、特に辺野古海域、金武湾、泡瀬海域の海草藻場の調査を行い、同海域の海草藻場保全を行います。	環境省では、第6・7回自然環境保全基礎調査浅海域調査の一環として、沖縄本島東海岸の海草藻場調査を実施しているところです。ただし、今後の基礎調査・モニタリングサイト1000における具体的な調査地域の選定、事業計画は未定となっているため、今回個別海域についての記載は行っていません。ご意見もふまえ、今後も海草藻場の保全方策を検討してまいります。
968	172	2部 1章 9節	○ 熱帯性の大型海草(リュウキュウアモ、ホウバアモ、リュウキュウサモなど)の移植技術は確立されていない現状において、海草藻場を破壊する埋立事業については規制する措置を講じます。 沖縄県沖縄市の東部でおこなわれている泡瀬干潟・海域の埋立工事については、海草藻場が保全されるような具体的な措置を講じます。	すぐれた自然環境を有する地域については、必要に応じて保護地域の指定について検討を行います。 また、当該事業については、専門家の指導・助言を受けながら、環境影響評価において必要とされた措置を確実に実施してまいります。
969	172	2部 1章 9節	泡瀬海域では海草藻場の急激な減少が報告されている。海草藻場の減少の原因を解明し、その対策を講じることは急務なことである。 ※ 176～177に「漁場環境として重要な藻場・干潟の保全の推進」があるが、そこにも上記の内容を追加する。	ご意見もふまえ、今後も海草藻場の保全方策を検討してまいります。
970	173	2部 1章 9節	(追加)さんご礁保全 ○ 沖縄県の沿岸域ではエカサゴ類が激減している。また、沖縄県全体でサゴの白化現象でサンゴ礁が危機に瀕している。そのような状況の中で、泡瀬干潟・海域ではヒマツドリイサゴやスギノキドリイサゴが健全な状態で大きな群落をなして生育している。特に埋立工事現場近くのヒマツドリイサゴ群落は約3万㎡もあり、2007年6月8日に産卵(放卵)が確認されている。極めて稀な都市部近郊でのサゴ生息域を保全することは急務である。	ご意見をふまえ、今後も海のサンゴ礁の保全方策を検討してまいります。
971	173	2部 1章 9節	同海域では、埋立工事が進行し、ヒマツドリイサゴ、スギノキドリイサゴ、リュウキュウサゴなどの死滅の危機が進行している。同海域のサゴ生息状況を調査し、保全策を講じます	ご意見をふまえ、今後も海のサンゴ礁の保全方策を検討してまいります。
972	190	2部 2章 1節	(追加) ○ レッドリストに掲載された種の保全のための具体的な措置を講じます。また、レッドデータブック記載種が生息している干潟・海域での工事(埋立工事)については規制が出来るような措置を講じます。	レッドリストに記載された種を含む絶滅のおそれのある種の保全については、第2部2章1節1.2.1に記載しており、これに基づいて具体的な対策を進めてまいります。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
973	190	2部 2章 1節	<p>○ 現在埋立工事が進行している沖縄県沖縄市の泡瀬干潟・海域における埋立工事現場では、ホウヒルモ（海草新種）、エンクヅミ（貝新種）、サンナミダ（貝新種）、ヒメガキガキ（カニ新種）などが発見されている。また沖縄県が発行した「レッドデータおきなわ」に記載された121種の絶滅危惧種の海洋動物が埋立工事区域内に生息している。埋立工事が進行し、区域内で絶滅危惧種、新種などが確認されたとき、それらの種の保全措置が具体的に講じられるように関係省庁と連携をとり措置します。 ※絶滅危惧種の保全については、項目があるが、新種などについての対応はどこにもない。新種が発見された時の対応（保全）についても項目を設けて記述すべきである。</p>	<p>当該事業の実施にあたっては、環境影響評価において必要とされた措置を確実に行うとともに、専門家の指導・助言を受けながら、追加的な措置を行ってまいります。</p>
974	189 190	2部 2章 1節	<p>（現状と課題） 2007年改訂版のレッドリストによれば、1998年から2006年の間に、下記のようにリストが増加していますが、その多くは島嶼におけるものです。沖縄、奄美、小笠原等の島嶼地域における種の絶滅を防ぐ対策が急務です。また、地方自治体におけるレッドリストの作成・改訂や種の保存条例の制定を促進することが望まれます。また、レッドリストは、レッドデータブックは単に現状を記載したものであり、国として捕獲採取に対する指導や啓発普及は行われていません。そのため、レッドリスト記載は希少価値を高めることにより商業目的の捕獲採取を促すことになりかねず、啓発普及が伴わないのであればかえって逆効果となってしまいます。レッドリスト記載種の保護・保全のための啓発普及を行う必要があります。 （具体的施策） ○ レッドリストを、種の保存法の中に位置づけ、保護・保全の方針を明確にするべきです。</p>	<p>島嶼地域や里地里山に生息する種において特に生息状況の悪化が懸念されることから、第2部2章1節1. 2の（具体的施策）2点目（P191）にその対策について記述しております。 レッドリストは絶滅のおそれのある種の保全を進める上で最も重要な基礎資料であり、これまでもその普及をはかってきたところですが、ご指摘を踏まえ、（具体的施策）の4番目に、「○レッドリストの普及啓発に努めます。（環境省）」を追加します。</p>
975	191	2部 2章 1節	<p>（現状と課題） 「種の保存法」は、1992年に批准した生物多様性条約に基づく国内法であるべき法律でしたが、実際には絶滅危惧種のうちのごく一部しか対象としない極めて限定的な法律となっています。国内外における種の絶滅のスピードは加速しており、この変化に対応するために制定15年を経た本法を改正すべきです。 （具体的施策） ○国内希少野生動植物種の指定を促進するため、レッドデータブックを法律に位置づけ、行政裁量ではなく、科学委員会からの提言にもとづいて、政令指定をすすめるべきです。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、レッドリストは、各分野の研究者による科学的知見に基づいて作成されています。</p>
976	191	2部 2章 3節	<p>○国内希少野生動植物種の指定を、種レベルだけではなく、絶滅のおそれのある地域個体群レベルでできるようにすべきです（例：ツキノワグマ、ニホンザル等）。</p>	<p>種の保存法に基づく指定を地域個体群レベルで行うことは困難ですが、条例等により地域ごとに対応することは可能と考えます。 なお、ツキノワグマ等の地域個体群の保全に関しては、第2部2章1節2「野生鳥獣の保護管理」において記述しております。</p>
977	191	2部 2章 4節	<p>○国際希少野生動植物種の指定の例外規定を撤廃し、ワシントン条約附属書Iの生物種はすべて対象とすること、また附属書IIの生物種についても日本との取引によって絶滅が懸念されるのであれば対象とすべきです（例：ツキノワグマ、クジラ類）。</p>	<p>「例外規定」が、わが国が留保している附属書I掲載種を指しているのであれば、国際希少野生動植物種に指定しないことは適正な措置と考えています。また、附属書II掲載種について国際希少野生動植物種に指定し譲渡し等を規制する必要はないものと考えています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
978	191	2部 2章 5節	○絶滅のおそれのある動植物の重要生息地リストを作成し、そのリストに掲載された地域の自主的な保全活動を支援する仕組みを作るべきです。	ご指摘のとおり、重要地域のリスト化とその地域における自主的な保全活動の支援は課題だと認識しております。そのため、第1部第3章第1節2において「生物多様性総合評価により選定される重要地域（生物多様性ホットスポット）を選定すること」としております。また、選定方法やその活用方法は今後検討していくこととしております。今回のご意見につきましては、今後総合評価を進め、その活用を図っていく際の参考とさせていただきます。
979	191	2部 2章 1節	○保護増殖計画を保護回復計画に改め、種指定から数年以内に保護回復計画を樹立することとし、人工増殖による個体数の回復だけでなく、生息地の環境回復により重点を置き、レッドリストからの削除を目標とすべきです。	ご指摘の通り、野生生物の保全は生息・生育域内における保全が基本と考えており、レッドリストからの削除、ダウンリストの重要性とともに第2部2章1節（基本的考え方）に記述しております。
980		全般	<p>日本生態学会は、我が国固有の貴重な生物群集や生物相を持つ地域、および希少種の生育・生息地に関する研究や調査などを通じて、生物多様性の保全・維持に寄与する研究活動を続けております。そのため、私たちは、関係各省庁等に対して要望書や意見書を提出するなどの要請活動を行い、日本の国土にとって望ましい「生物多様性国家戦略」の策定実現に向けて意見を述べてきました。「第3次生物多様性国家戦略(案)」の策定作業のための小委員会においては、当学会へのヒアリングの機会を与您いただき、ありがとうございました。</p> <p>さて、今回策定された「第3次生物多様性国家戦略(案)」には、例えば、1)生物多様性の理念や基本方針、それに「3つの危機」や「3つの目標」が以前より工夫して記述されていること、2)里山や里海等に現存する諸問題との関わりの中で国土のランドデザインが提示されていること、3)森・里・川・海のつながりを生物多様性の維持・保全の目標に向かって確保する方針が示されていること等、基本方針の説明と共に新たな展開を示そうとされています。また、基本戦略に重きを置いた第1部と、第2部の行動計画とに分けて本文を構成することにより、各省庁が関わっている生物多様性の維持・保全への現状と行動の枠組みや関連性がわかるように配置されています。これらにより「新・生物多様性国家戦略」に比べて、「第3次生物多様性国家戦略」策定後は、国土のランドデザインに沿った生物多様性の維持・保全の実施計画がより具体的に示され、実行に移されるのではないかと期待感があります。</p> <p>しかし、これまで生物多様性に関わる現実の諸問題に基づいて本学会が要望し、提言した重要課題のいくつかについては、以下に示すように、依然として明記されていないと言わざるをえません。「第3次生物多様性国家戦略」策定において、さらにご検討いただければ幸いです。</p>	(感想・その他)

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
981	17、42、46	1部 2章 1節、 3章 1節、 2節	1. 「3つの危機」における第1の危機が依然として進行しているとの認識を持つべきであることを明記してください。例えば、国有の原生林・原始林や天然林・自然林の地域で生物多様性を無視した皆伐が実施されたり、生物多様性の優れた自然を有する非保護地域に大規模林道の建設が実施されたり、また瀬戸内海において僅かに残された地域独特の自然豊かな沿岸海域生態系が原子力発電所の建設計画により破壊されつつあるとか、浅海域で独特な生態系を維持していた砂堆が海砂採取により危機に瀕しているなど、生物多様性への著しい破壊例は枚挙にいとまがありません。このような現状について、17頁、42頁、46頁等で言及してください。残されている原生的自然地域は広く多くもないので、17-18頁と46-47頁には、これ以上の原生的自然を破壊しないこと、原生的自然への影響が予想されている現在進行中の開発計画についても見直すことを方針として示してください。さらに、相対的に自然性の高い天然林・自然林の地域は将来の原生的自然地域となりうるので、このような地域に保護地域を拡大・増大する方向を定め、生物多様性保全のために万全の努力をすべきであることを明記してください。	17ページ7行目にあるとおり、まず3つの危機が依然進行していることを記載しています。御意見を踏まえ、18ページ5行目「回避、又は低減するという対応が必要となります。」を「回避又は低減するという対応が必要であり、原生的な自然の保全を強化するとともに自然生態系を改変する行為が本当に必要なものか十分検討することが重要です。」と修正します。
982	66-67	1部 4章 2節	2. 国土保全の面からも「奥山自然地域」とすべき原生林・原始林と天然林・自然林から里山、そして沿岸・海洋に至る流域全体をつなげたものとしてとらえる生態系ネットワークの考え方は重要です。ただし、その実現には各省庁間の思慮深く強靱な連携行動、各種制度間の緊密な連携が必要であることは明らかです。66-67頁ではそれらの連携がどう行われるのか、より具体的な説明を加えてください。	各省庁が連携した具体的な取組については、第2部第1章第1節で記述しています。
983	64-65	1部 4章 2節	3. 生物多様性の維持と保全を通じて農林産業の活性化を図り、生産の持続可能性を高める施策は極めて重要な課題です。一方、従来から国の主導で進められている高い生産効率を求める大規模農業、木材生産、森林バイオマス利用、養殖漁業などにおいては生物多様性の本質に反する実践面が多々あります。これらを両立させるための具体的な方策が明らかではありません。64-65頁では農林水産業の効率化と生物多様性の折り合いをどのようにつけるのか、もう少し踏み込んだ説明を求めます。例えば、漁業と両立できる海域保護区を設定することにより新たな持続的生産価値を産み出すような取り組みが考えられますので、事例を挙げて説明してください。また、国土の安全・保全の面から検討する際にも、森林から農地、そして沿岸・海洋に至る流域圏全体において、生態学的知見を十分に活用し、順応的管理や生態系アプローチの重要性を明記してください。	御指摘の漁業と両立できる海域保護区の取組については、69ページ36行目等に記述しているところです。また、科学的知見を活用した順応的管理については、第1部第4章第1節に予防的順応的態度を基本的視点として記述しています。
984	51	1部 3章 2節	4. 第1部の51頁では、河川・湿原地域についての<現状>や<望ましい地域のイメージ>は的確に記述されていますが、<目指す方向>が抽象的であるため具体的な政策に反映されにくいと考えられます。河川・湿原地域の環境劣化の根本原因は、河川や湿地の空間が狭められたことにあるので、<目指す方向>には「河川や湿原の自然が回復できる土地を増やすこと」を明記してください。この方向性が示されないとすれば、第2部第1章8節に記載された多くの施策、例えば、生息場の保全再生、連続性の確保、総合的な土砂管理等を実現することは困難であると思います。また、環境保全の要請だけで河川・湿原地域の土地確保が困難であるのなら、<目指す方向>や<望ましい地域のイメージ>に、治水・利水、その他の土地利用との共存共栄の道を探る智慧の必要性を明記すべきです。	御指摘の点につきましては、<目指す方向>において「多様な河川空間の保全・再生、豊かな水量の確保と本来の変動性の回復、河川の上下流や流域をつなぐことなどで、多様な生物の生息・生育環境を保全・再生する」としており、<望ましい地域のイメージ>において「自然河岸や河川周辺の氾濫原としての湿地帯や河畔林などの保全が進み、自然を再生する取り組みもあって、河川内では、洪水による攪乱などを通じて、川が形づくられ、それに伴い多様な河川空間が形成されている」と記述しております。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
985	44- 46	1 部 3 章 2 節	<p>5. 第2の危機に関連して、提示されているランドデザインに基づけば、現在試算されているような広い面積を擁する「里地里山地域」の全面的な維持・管理は将来的に困難です。まず、44-46頁の説明の中で「奥山自然地域」の区分は現行法による保護地域だけでなく、原則として林業対象とされている広大な国有林も含むことを明記してください。特に前項で述べた、将来の原生的自然地域となりうる、相対的に自然性の高い天然林・自然林の地域は、我が国の生物多様性保全にとって重大な役割を持っているのは必定であり、「奥山自然地域」にすべきであると考えます。また、これらの地域に隣接しエコトーンを形成する「里地里山地域」の一部を「緩衝地域」として分離するか、「奥山自然地域」に編入するのが妥当と考えます。すなわち、我が国の生物多様性の基幹部分を支え、温暖化防止にも重要な寄与を果たす自然度の高い森林の維持や保全の機能をこのような「奥山自然地域」に託すべきです。こうした検討を通じて、自然環境保全地域や国有林の各種保護林などの保護地域の拡大や増大を図るべきであることを明記してください。</p>	<p>保護地域の指定等の取組については、第1部第4章第2節基本戦略や第2部に記述をしているところです。そうしたこれから5年間の施策も通じて実現すべき100年後の姿のイメージとしてランドデザインを記述しているものです。</p>
986	19	1 部 2 章 1 節	<p>6. 第3の危機に関しては、外来生物法の成立により外来種のない我が国固有の生物の保護と生息地の保全に理解が深まりつつあります。しかしながら、外来生物の駆除や非意図的外来種の管理も含めて国内外来生物の管理を効果的に実施するには新たな法的措置が必要です。19頁に、さらなる法的措置の検討を行う必要のあることを明記して下さい。</p>	<p>外来生物法では、特定外来生物の防除についても規定されており、そうした施策を着実に進めていく必要があると考えています。また、意図せずに導入される生物についても、19ページ4行目に記述しているとおり、対策の必要性は認識しており、今後検討を行っていくことになると考えています。外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。また、希少種の生息地や国立公園などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。さらに、人為的な移動による影響に関する普及啓発の推進についても検討していくとともに、資材や生物に付着して非意図的に侵入する外来種による影響の防止対策を検討していきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
987	36-38, 45	1部2章5節、1部3章1節、2節	7. 種の保存法があるにもかかわらず、レッドリスト掲載種(3155種)の多さに対して、国内希少野生動植物種等に指定された種数はごくわずかの73種でしかなく、また生息地等保護区に指定された場所もわずか9箇所(面積885ha)だけです。ここには、生物多様性条約と種の保存法に示された生物多様性保全の理念が実効ある姿にまったく至っていない我が国の現状が如実に現れています。このことは行動計画(191頁)である程度述べられていますが、36-38頁の概要の部分で現状では全く不十分であることを述べてください。国内希少野生動植物の指定目標数がわずか15種程度であること、また保護増殖計画に挙げられているのはわずか10数種のみであるのは、あまりにも少なすぎます。今後、指定種や指定地域を種の保存法に則り増加・増大していく方針であることを明記してください。また、45頁の5つのランドデザインの全体的な姿に「国土全体にわたる現状把握とモニタリング調査体制が構築され、各種の保護制度が有機的、総合的に機能して、動植物の効果的な保護がなされている」ことを付け加えてください。	36～38ページにおいては、法制度の概要と地域指定制度の概要について記述しています。御指摘のレッドリスト掲載種数や種の保存法の指定種数については、第2部において、数値目標などを具体的に示しながら方向性を示しているところです。また、御指摘を踏まえ、46ページ2行目「絶滅のリスクが高まるが、さまざまな取組によりレッドリストの中で」を「絶滅のリスクが高まるが、国土全体にわたるモニタリング体制が構築される中で、動植物の効果的な保護がなされることによりレッドリストの中で」に修正します。
988	62, 232	1部4章2節、2部2章3節	8. 人間の生存に関わる生物多様性の意味を理解させるためには初等教育からの取り組みは極めて重要です。現在の理科教育(生物学に関わる部分)において生物多様性と遺伝、生物進化、生態系との関係が体系的に扱われるカリキュラム作りが必要であることを62頁で明記してください。また、232頁の行動計画で具体的なカリキュラムの改善案を示してください。	生物多様性、遺伝、進化、生態系との関係などについては、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達の段階に応じて、理科教育の中で適切に取り扱っているところです。今後とも環境教育の中で、こうした理科などの中での生物多様性などに関する学習の充実が図られるよう努めていきます。
989	61-62	1部4章2節	9. 生物多様性の理解や保全活動には、環境に関わるNGOやNPO、市民ボランティア団体などの協働や協力が不可欠です。61-62頁に官民パートナーシップへの言及がありますが、「経済的措置を含めた制度の充実」の中味を具体的に示してください。市民団体のボランティア(無給)に甘えず、これらの団体が自立して活動できるような財政的支援を確立する必要性に言及すべきです。	具体的な施策については、第2部において記述することとしており、御指摘の部分は、第2部第2章第3節の224ページ6行目に記載されています。
990	18	1部2章1節	「・・・その再生を積極的に進めることが必要です」を「・・・その再生を進めることも必要です」と積極的にを削除して下さい。理由は、現在再生という名を借りた開発まがいの行為がされている例があります。保全が優先であり、再生は二の次だと思います。	既に消失、劣化してしまった生態系についての記述であり、そうした場所については、積極的に再生を進めることが必要と考えます。ただし、再生が適正に行われるよう、科学的知見に基づくことが重要であり、「その再生を積極的に進める」を「科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進める」に修正します。
991	19	1部2章1節	・・・わが国の生物や生態系にどのような影響が生じるかの予測は十分ではありませんがと記述されていますが十分なる科学的知見を待っている余裕はありません。そこで・・・わが国の生物や生態系は、特に島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯など環境の変化に対して弱い地域を中心に、わが国の生物多様性に深刻な影響を生じさせます。に修正を御願います。総体的に「可能性」という文言が多く使用されています。可能性が高いからこのように生物多様性国家戦略が組まれたのだと思います。断定していただきたいのですが、無理ですか。今回のように勉強会が行われたことは、とても良かったと思います。もうすこし多くのかたに呼びかけたかったです。	17ページ17行目にあるとおり、逃れることのできない深刻な問題として、地球温暖化の危機をとりあげています。御意見をふまえ、20ページ1行目を「…生じることは避けることができないと考えられています。」と修正します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
992	60-	1部 4章 2節	<p>(1) 企業活動ガイドラインの策定について 企業活動は、実質的には消費者など国民の理解によって支えられており、企業が生物多様性の保全を推進するに当たっては、国民の協力が欠かせない。環境配慮がなされ、生物多様性の保全に貢献する製品などが生まれても、国民に理解され積極的に活用されなければその事業活動の進展は難しい。 したがって、生物多様性活動ガイドラインは企業に対してだけでなく、国民が一体となって取り組めるように、『市民ならびに企業の活動ガイドライン』として総合的に進めるべきと考える。(温暖化対策で、産業界の削減行動の一方で民生部門の対応がいままで十分に進んでこなかった点などに配慮すべき。) また、ガイドライン作成にあたっては企業、市民の特徴を活かした多様な取り組みを促すものであるべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、61ページ21行目の「企業が社会的責任」を「また、企業の活動は、消費者の意識に支えられており、国民ひとりひとりの消費行動と密接なつながりがあります。このことから、企業が社会的責任」と修正します。 また、62ページ23行目の「ライフスタイルの転換についても提案」を「ライフスタイルの転換についても、生物多様性企業活動ガイドラインの作成と連動させつつ提案」と修正します。</p>
993	60-	1部 4章 2節	<p>(2) 個々の自然保護活動を総合的に束ねることにより、国家戦略へと繋がる仕組みづくりを企業やNGOの個々を取り上げれば、様々な自然保護活動が行われており、これら個々の力を束ねる方向に導くことで、民間セクターの活動が生物多様性国家戦略につながり役立つこととなる。その仕組みづくりが必要。</p>	<p>御意見を踏まえ、61ページ3行目の「地域における取組」を「地域における企業、NGO、地域住民などによるさまざまな取組」と修正します。また、31行目の「充実するとともに、活動地域間の」を「充実するとともに、各地の事例をわかりやすく伝えることも含めた、活動地域間の」と修正します。</p>
994	60-	1部 4章 2節	<p>(3) インセンティブづくりについて 民間セクターが生物多様性保全に積極的に取り組むためには、生物多様性保全のための独自の誘導政策やインセンティブ(社会的な評価等)づくりが欠かせないが、あわせて、その活動に参加した市民らにもたらされる恩恵、波及効果、利益などについて分かりやすく事例で示すことが必要。</p>	<p>御意見を踏まえ、61ページ31行目の「制度を充実するとともに、」を「制度や社会的な評価の仕組みを充実するとともに、」と修正します。</p>
995	62-	1部 4章 2節	<p>(1) 生物多様性保全と経済社会システムとの関係の重要性 生物多様性と特にかかわりの深い農業・林業・水産業で生活する人たちを、経済社会システムのなかでどのように産業的に位置づけ、そして保全に向けた誘導措置をとるのかを示すことが重要。 NGO・市民参加・環境教育的な活動による取り組みも必要だが、里地里山が成り立つ本来の社会体制、すなわち、持続的かつ本質的な生物多様性の維持のためには、そこに生活する人々との関わりから生ずるものでなければならない。 (里地里山保全を考えると、里地里山風景となる以前の一昔前の自然林型へと自然の遷移に任せる生物多様性の保全の部分もあっておかしくない。その様な方向に基づく大まかな指標値を示す必要がある。※指標地値は全ての戦略項目に共通の課題)</p>	<p>御指摘の点は重要と考えており、本戦略でも第1部第4章第1節で地域重視の視点を示すなど地域の特性に応じたその地域の人々との関係の中で取り組む必要があると考えます。産業的な先進的な事例などを参考に、御指摘の位置付けや支援の方策などの検討も行うよう努めていきたいと考えます。 なお、指標については、総合評価の中での検討とも関連するものと考えています。</p>
996		全般	<p>(1) 「生物多様性保全のために環境技術の研究開発とその活用」を追記。 環境評価や情報整備のための技術開発には多くの誌面が割かれているが、生物多様性そのものを豊かにする自然再生技術、自然修復技術、バイオミミックリー、ミチゲーション技術など、環境技術の開発推進とその積極的活用を取り上げるべき。</p>	<p>提案のあった技術開発を進める上でも、まず、環境評価等の技術開発を促進することとしております。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章、 節	意見	対応案
997	262	2部 2章 5節	<p>生物多様性の保全を進めるためには、一般市民にもわかりやすい指標を使って、保全のための取り組みの進行状況を評価することが重要だと考える。特に、野生生物の種の生息状況といったものだけでなく、日常生活において身近に感じられる事象を指標化して欲しい。</p>	<p>ご指摘の通り、わかりやすい指標の開発が重要だと考えております。そのため、第2部第2章第5節1.2においては、「生物多様性の変化の状況や各種施策の効果などを把握するためのさらによりわかりやすい指標などの開発を進める必要がある」「手法の検討を進め」ることとしております。</p> <p>また、「生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため（中略）温暖化の影響による身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広汎に収集する市民参加型調査を実施」することとしております。</p>
998		1部 3章 2節	<p>・本文では海洋を「沿岸域」と「海洋域」とし、前者には陸域も含み、そこから続く藻場・干潟・珊瑚礁などを含めています。これはほかの地域として定義されている「都市地域」や「河川・湿原地域」とオーバーラップしており、読者に混乱を与えるように思います。そもそも「海洋域」という語には沿岸であろうが沖合であろうが海は海ですので、「海洋域」の中に「沿岸の海洋域」も含まれます。したがって、「沿岸域」に陸部を含めるのはやめて、海域を「沿岸浅海域」と「沖合海洋域」あるいは「外洋域」などとしたら如何でしょうか。もちろん、前者には藻場・干潟・珊瑚礁などを含みますが、陸部は含みません。</p>	<p>第2部第1章第9節沿岸・海洋では、海岸などの施策についても記載しており、沿岸という言葉を使用したいと思えます。他の地域でも、「都市」と「河川・湿原」や「里地里山」と「河川・湿原」など一部がオーバーラップすることはやむを得ず、むしろ「沿岸」という言葉で、陸と海に関係する地域を一体的に捉えることが適当と考えています。</p> <p>「海洋域」は一部「沿岸」ともオーバーラップする部分もあり、「沖合」や「遠洋」の区域も含まれていることから、「沖合海洋域」や「外洋域」というように区域が限定的になる表現は適当ではないと考えることから、「海洋域」とします。</p>
999		全般	<p>・「里海」という言葉を積極的に取り入れたことは評価に値すると思えますが、「里山」と異なり、まだ認知度は低い言葉です。学会においても、この言葉の定義については今後の課題と考えています。したがって、注釈などを用いた本文中での十分な説明を望みます</p>	<p>本戦略では、52ページにあるように、「その中でも昔から豊かな海の恵みを利用しながら生活してきた、里地里山と同様に人のくらしと強いつながりのある地域を「里海」と呼びます。」と記述しています。ただし、里海については、比較的新しい概念であることから、今後、さらにその考え方を整理していくことは必要と考えています。</p>
1000		2部 2章 1節	<p>・バラスト水についての記述はあるが、魚介類の輸入や釣り人による外来種の持ち込みなどによる病原細菌・ウイルスの防疫を指摘する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>魚介類の輸入等による病原細菌等の持ち込みについては、水産資源保護法に基づく防疫制度があり、我が国養殖種に重大な損害を与えるおそれのある疾病に感受性のある水産動物を輸入する際には、農林水産大臣の許可を受ける必要があります。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
1001		2部2章5節	・モニタリングの重要性については第2部でかなり述べられていますが、予算的措置について少しでも触れて戴けないでしょうか。	第2部2章5節2. 2生態系監視システムにおいて、予算規模については触れていませんがモニタリングサイト1000の事業規模拡充について具体的に記述しております。
1002		1部2章1節	・第2章第1節は3つの危機と地球温暖化の危機とから成るが、後者も人間活動に基づくものなので、3つの危機と切り離す理由はない。	新・生物多様性国家戦略において3つの危機として整理をし、本戦略において地球温暖化による危機を新たに加えたところです。地球温暖化については、第1の危機の究極という考え方もあること、問題の大きさやグローバルな広がりからむしろわが国の生物多様性の「3つの危機」を超えた逃れることのできない深刻な問題として、新たに別立てで危機として取り上げています。
1003		1部2章2節、3節	・第2節と第3節は第1節の並びの順（3つの危機と地球温暖化）にすべき。	本戦略で新たに地球温暖化による危機を加えたことから、その点をまず詳細に記述することが重要と考えたことから、第2節に地球温暖化を持ってきたものです。
1004		1部2章4節	・第4節生物多様性の現状となっているが、現状は最初に述べるべき。	わかりやすさを意識し、第1章で生物多様性の重要性を示すとともに、第2章では、まず危機とそれに関連する説明を第1～3節に示す構成としています。
1005		1部3章2節	・第3章第2節(5)沿岸・海洋域、という並べ方は奇異。ここでいう「沿岸」も海洋である。例えば、沿岸浅海域・沖合海洋域とか。	グランドデザインは、沿岸域と海洋域に分けて記述しており、沿岸の海域については、海洋に概念的に含まれ、重複するところですが、沿岸は生物多様性上特に重要であるため別途記述する必要があると考えたものです。
1006		1部4章1節	・第4章第1節1の「予防的順応的態度」という言葉は分かりづらい。	「予防的」「順応的」については、56ページにおいて説明をしているところです。
1007		1部1章2節	・第1章第2節暮らしの基礎：持続可能な方法で（何を？海を？）利用していかなければなりません。	御意見を踏まえ、該当箇所の記述について「持続可能な方法で海洋の生物資源を利用していかねばなりません。」と修正します。
1008		1部2章3節	・第2章第3節1 戦後50年間の急激な開発：状況を注視→状況を改善。	御指摘を踏まえ、当該箇所について「状況を改善していくことが必要です。」と修正します。
1009		1部2章5節	・1部2章第5節1 生物多様性の保全に係わる制度の概要：いくつかの法が明示されているが、この中に自然再生推進法が挙げられていないのは如何か。	自然再生推進法については、36ページ10行目に記載しています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
1010		1部3章2節	・第3章第2節：このあたり、目次タイトルと異なる箇所が多いので、統一してください。	御指摘ありがとうございます。目次について、修正します。
1011		1部3章2節	・同1生物多様性から見た国土のとらえ方：ここで地域区分がなされているが、⑤沿岸域、⑥海洋域、の区分は奇異。現状では「沿岸域」に陸域を含めており、③や④とのオーバーラップがある。それよりも、海洋を「沿岸浅海域」と「沖合海洋域」あるいは「外洋域」などとしたらどうか。前者には藻場、干潟、珊瑚礁などを含む。	島嶼地域や里地里山に生息する種において特に生息状況の悪化が懸念されることから、第2部2章1節1.2の（具体的施策）2点目（P191）にその対策について記述しております。 レッドリストは絶滅のおそれのある種の保全を進める上で最も重要な基礎資料であり、これまでもその普及をはかってきたところですが、ご指摘を踏まえ、（具体的施策）の4番目に、「○レッドリストの普及啓発に努めます。（環境省）」を追加します。
1012		1部3章2節	・1部3章第2節(5)：「沿岸浅海域」の重要な問題として、水質だけでなく「底質」について述べて下さい。底泥には多様な底生生物（ベントス）が生息し、貧酸素や硫化水素の発生による環境の悪化がベントスの生息を危機的状況にしており、このことが沿岸浅海域の生態系の崩壊につながっている大きな原因の1つです。	御意見を踏まえ、53ページ1行目「沿岸環境が悪くなったことも一因となり、沿岸漁業の生産量が減少しています。」を「沿岸環境が悪くなったことも一因となり、沿岸漁業の生産量が減少するとともに、多様な底生生物の生息に影響を与えています。」と修正します。
1013		1部3章2節	・1部3章2節(5)＜望ましい地域のイメージ＞第一パラグラフ：「水深、潮流、底質などの環境条件を十分ふまえた（挿入：、科学的な根拠に則った）再生の取り組み」とする。	御意見を踏まえ、当該箇所の記述について「水深、潮流、底質などの環境条件を十分踏まえて行われる科学的な知見に基づいた再生の取組」と修正します。
1014		1部3章2節	1部3章2節(5)：「ヘドロの堆積や貧酸素水塊の発生など沿岸の水環境悪化の問題・・・」とありますが、「ヘドロの堆積」というのは「底質」の問題ですので、「水環境」という言葉が広い意味で使われるのは奇異です。	御意見を踏まえ、当該箇所の記述について「ヘドロの堆積や貧酸素水塊の発生など沿岸環境の悪化」と修正します。
1015		1部3章2節	・同第2節(6)海洋域＜望ましい地域のイメージ＞：ここで「有害な化学物質・油の流出」についての記述がありますが、他には見られないように思います。我々は1万種近くの化学物質を日常生活で使い、環境中に排出しております。いわば薄いスープ（低濃度の化学物質）に浸かっている状態で、生物多様性に対する影響が懸念されております。このことに関する「現状」や「具体的対策」などについて記述願います。	御意見を踏まえ、＜現状＞54ページ6行目の後に次の文を追加します。「しかしその一方で、海洋域は各国から排出されるゴミや有害な化学物質、船舶から流出する油などが生態系に影響を与えています。」
1016	59	1部4章1節	・1部第4章第1節5統合的な考え方と長期的な視点：「水産資源を乱獲すると短期的には利益が増大することもあります」→「水産資源を乱獲すると短期的には利益が増大しますが」に変更。	乱獲したとしても、過剰な漁獲努力による経費の増大や水産物価格の下落などが起こりうるため、漁獲物の販売によって利益が増大するとは限らないため、原案のままとさせていただきます。
1017	59	1部4章1節	・1部4章1節5：「防災のためのみの人工的な対策」というのは河川に対するものでしょうか？護岸でしょうか？意味不明です。	御意見を踏まえ、「防災のためのみの河川に対する人工的な対策」と修正します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
1018	59	1部4章1節	・1部4章1節5：「干潟や砂浜などを通して・・・」は意味不明。「干潟や砂浜などが貧弱になることによって・・・」でしょうか？	御意見を踏まえ、「減少することで、私たちが干潟や砂浜などから受け取る恵みが少なくなる」と修正します。
1019	59	1部4章1節	・1部4章1節5：「恵みが少なくなる場合もあります」→「恵みが少なくなると考えられます」に変更。	防災のための人工的な対策は、必ずしも全てのケースにおいて干潟や砂浜の生態系へ影響を与えるものではないため、このように記述しております。
1020	67	1部4章1節	・第4章第2節3<生態系ネットワークと保護地域及び自然再生>：さまざまな取り組みを通じて（挿入：生物の）生息・生育空間の確保」でしょうか。	御意見を踏まえ、「さまざまな取組を通じて生物の生息・生育」と修正します。
1021	67	1部4章1節	・同：「生態的回廊」というのは何でしょうか？注釈が必要です。	御意見を踏まえ、「生物がそれらを行き来できるようにする生態的回廊」と修正します。
1022	68	1部4章1節	・同<河川・湿原などの保全・再生>：つながりがあることを「ネットワーク」と言いますので、「陸水域のネットワークを行き来する」という表現は変です。	御意見を踏まえ、「複数の陸水域の生態系を利用する」と修正します。
1023	69	1部4章1節	・同<沿岸・海洋域の保全・再生>：海の領域を指す場合、「地域」ではなく「海域」としてください。	海の領域のみを指す場合は、「海域」を使用し、海岸など陸域も含めて指す場合は、「地域」を使用しています。
1024	69	1部4章1節	・同：「里海」は良い言葉ですが、里山と違い、まだ使われ初めて新しいので、十分に認識されているとは思われません。十分な説明が必要です。	本戦略では、52ページにあるように、「その中でも昔から豊かな海の恵みを利用しながら生活してきた、里地里山と同様に人のくらしと強いつながりのある地域を「里海」と呼びます。」と記述しています。ただし、里海については、比較的新しい概念であることから、今後、さらにその考え方を整理していくことは必要と考えています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
1025		2部1章	・（広域連携施策）の中に海洋のことが十分に記述されていない。水を媒体としてさまざまな物質が移動する海こそ、広域連携施策を講じる対象であると思われます。ここに十分な記述を望みます。	ご意見をふまえ、第2部1章1節「生態系ネットワーク」について、 ・p75の（基本的考え方）の第2段落の記述を、下記の通り修正します。 「また、奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、沿岸・海洋域などの生息・生育空間が」 ・p26の4行目に下記の記述を追加します。 「また、海藻や海草は種類によって枯れる時期にずれがあることから、魚類が成長過程に応じて複数の種類の藻場を利用しているという研究成果もあるように、陸域ばかりでなく海洋におけるつながり、及び陸域と海洋のつながりの視点も必要です。」
1026	170	2部1章9節	・第9節1. 1科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全（具体的施策）：「保全を総合的に推進するため・・・保全に関する施策を進めます。」と繰り返し表現になっています。改善願います。	ご意見をふまえ、次の通り修正します。「○海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係各省の連携のもとに進め、それらを踏まえて、沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進します。（環境省、関係省庁）」
1027	173	2部1章9節	・第9節1. 4サンゴ礁の保全（具体的施策）：「サンゴ礁（挿入：保全）の普及啓発」か。	ご意見のとおり修文します。「サンゴ礁保全の普及啓発」
1028		2部1章9節	・第9節1. 3と2. 1は重複していますので、整理が必要です。	施策を網羅的・体系的に整理するため、記述に重複が生じます。藻場・干潟の保全は、沿岸・海洋の生物多様性の保全と、持続的な漁業生産の実現の双方の視点から重要な施策であることから、両方に明記したものです。
1029	97	2部1章3節	森林、草原、里地里山の後に、源流を挿入して欲しい。 平成16年より多摩川源流自然再生協議会活動を展開している。	ここでは、源流の要素は森林や河川等に含まれるものと考えます。
1030	111	2部1章5節	「山村の活性化」の後に、「源流域の保全」の項目を追加して欲しい。 平成16年度に「源流再生・流域単位の国土の保全と管理」をテーマに国土施策創発調査を環境省・国土交通省・林野庁による省庁連携で取り組み、提言を行った。とりわけ、河川の最上流域は国土管理・水源涵養・国土景観・源流文化などの面で極めて重要な機能と役割を担っている。こうした観点に立って、平成17年には、五ヶ瀬川・耳川・高津川・旭川・熊野川・木曾川・相模川・富士川・多摩川の源流の里が連携して、「全国源流の郷協議会」を設立し、源流域の自然環境の保全や源流再生に取り組んでいる。	ここでいう「山村」には、源流域に位置する集落も含まれていることから、原文どおりとします。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
1031	117	2部 1章 5節	「木材の生産・流通体制の構造改革を図ります。」に続けて、「さらに、森林再生の基盤づくりに向け、水源涵養機能を具備した大橋式高密度路網を推進します。」を追加して頂きたい。	ご指摘の段落に記述している「高性能林業機械と路網整備の組み合わせによる低コスト作業システム」の『路網整備』の中には、各地域の地形、地質等に対応し、実践されている作設手法を含んでいます。
1032	119	2部 1章 5節	国立公園等多様な生態系の確保や優れた景観の保存が強く求められる地域で、多摩川源流に見られるようにシカの食害による被害が深刻化しつつある中、国の責任によるシカ食害対策の強化が求められている。すでに、雲取山では、山野草が壊滅的な被害を受け、今大菩薩山系にも被害が広がっている。三窪高原のレンゲツツジの姿は見れなくなっている。ドウダンツツジの巨木も甚大な被害を受けている。国立公園におけるシカ食害対策の早急な対策を明記して欲しい。	ニホンジカの生息する国立公園においては、ご指摘のとおり植生等への被害が生じており、対策が必要とされています。このため、現在も知床や大台ヶ原等で対策を行っているところです。第2部1章2節2. 2の（具体的施策）7点目に記載しているとおり、国立公園におけるニホンジカ対策については、今後も対策を進めていく所存です。
1033	122	2部 1章 5節	多摩川源流では、流域圏に着目した取り組みとして、「源流・上流の木で家を作る」「源流や上流のスギやヒノキを都市部の多目的ホールの腰板に利用する」活動を展開している。流域に生活する人々にとって、源流は美味しい水の確保や森林資源の活用において、密接な関係にある。こうした特別な関係を活かした取り組みを推進して欲しい。	林野庁では、国産材にこだわりをもっている消費者が満足できる家づくりを推進するために、特色ある地域の森林資源を有効に活用し、地域関係者等が一体となった取組が重要であると考えております。
1034	167	2部 1章 8節	1. 5として「源流資源調査」の項目を追加して欲しい。 「現状と課題」 今何故源流再生が必要なのか。急速な過疎化、少子高齢化の社会経済環境のなかで、源流域の自治体は存続さえ困難になりつつあり、源流文化や森林文化等の継承が危機に瀕している。また、零細な森林所有者が多い中、生産林が放置され、国土保全状の課題が生じている。源流域の自然環境は、国土保全・水源涵養・災害防止・教育休養など多面的な機能と役割を担っている。しかし、戦後、河川の下流域にあらゆる資源が集中し、源流域への対策は軽視されてきた。地球環境の保全、温暖化防止の観点からも、源流域の資源の持つ意義は大きいものがある。過去幾度も源流を軽んずれば、源流に泣かされてきた。源流の保全と再生にもっともっと大きな光が注ぐよう、是非この項目を追加して頂きたい。	第2部第1章第8節1. 4の具体的施策に以下を追加します。 「○水源地域の自然環境の保全を進めるため、水源地域ビジョン等に基づいて、地域の環境保全や流域における源流域と下流域との交流等を推進していきます。」
1035	150	2部 1章 8節	「さらに、河川の最上流域である源流において、台風による風倒木の被害の拡大など、戦後のスギやヒノキの拡大造林の弊害が顕在化する中、源流再生や森林再生が大きな課題になっています。」を追加して欲しい。	山地災害を防止する観点からの森林整備については、第2部1章5節「森林」の「1.4 森林の適切な保全・管理の推進」において記載されています。
1036	150	2部 1章 8節	「国土保全上特に留意すべき源流域に関して、全国的に進められている源流資源調査や源流再生の取り組みを省庁連携で推進します。」という項目を追加して頂きたい。	第2部1章8節1. 4の（具体的施策）に以下を追加します。 「○水源地域の自然環境の保全を進めるため、水源地域ビジョン等に基づいて、地域の環境保全や流域における源流域と下流域との交流等を推進していきます。」

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
1037		全般	<p>第3次生物多様性国家戦略は2010年に名古屋で開催が予定されている生物多様性条約締約国会議に向けて、わが国の生物多様性の保全政策に関する基本的な指針を示すものである。この国家戦略は国家、自治体に対するだけでなく企業や環境NGO、市民一人ひとりに至るまで、生物多様性の保全に向けた明確な行動指針にならなければならない。また、国家戦略で示された行動指針に従うことによって確実にわが国の生物多様性が回復の方向に向かうことが実感できるだけの実効性を伴ったものでなければならない。</p> <p>そのためには、新・国家戦略（2002年制定）で示された方針に対する綿密な分析、評価、反省が不可欠である。新・国家戦略で示された具体的な指針がどの程度実現したのか、実現されなかったとしたらその原因はどこにあったのかに関する真摯な分析、評価、反省がなければ、真に有効な戦略は示せないであろう。</p> <p>第3次国家戦略案（以下、国家戦略案とする）は新・国家戦略に対する反省点として「目標や指標などが具体的に示されておらず、実行に向けた道筋が明確でないこと」「各省施策の並列的記載という面がまだ残っていること」（3ページ）などを挙げ、この点に対する改善が図られたとされている。</p> <p>しかし、一定程度、具体的な施策の方向が読み取れる記述があるものの、なお、その記載は抽象的なものが多く、先進的事例の紹介、分析も不十分で、具体的に、いつまでに、誰が、どのように、実現していくか、実現への筋道がまったく見えてこない。この国家戦略が様々な行政の施策の実行の場面で、真に生物多様性の実現のために実効性を持ちうるのか、疑問を感じざるをえない面が多々ある。</p> <p>以下、気づいた点を列挙し、パブリックコメントとしたい。</p>	(感想・その他)
1038		全般	<p>1、第1の危機に対する取組</p> <p>大規模公共事業、開発行為による生息地の破壊に対して、国自身の真摯な反省、見直しが明記されるべきである。</p> <p>国家戦略案も新・国家戦略と同様に生物多様性に対する危機として、3つの危機を挙げ（さらに地球規模でのマクロな危機として「地球温暖化の危機」をあげる）、第1の危機として「人間活動による種の減少・絶滅、生態系の破壊・分断・劣化を通じた生息・生育域の縮小、消失」をあげる。しかし、第1の危機を「観賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など直接的な生物の採取とともに、沿岸域の埋立や開発や森林の他用途への転用などの土地利用の変化による生息・生息地の破壊と生息環境の悪化」（17ページ）として、乱獲、盗掘と開発による生息地破壊を並列させてしかも乱獲盗掘を冒頭に記述していることに関しては疑問を呈せざるを得ない。確かに乱獲、盗掘などによって、一部の希少種が絶滅の危機に瀕していることは事実であるが、その規模と程度は決して大規模開発の比ではない。</p> <p>第1の危機の最も大きな要因は大規模な開発行為であることをまず明記すべきである。大規模な開発行為による生物多様性に対する危機は、他とは対等に論じられないほどに、大きな影響を及ぼしている。そして、その大規模な開発行為の多くに、国自身が積極的にかかわっていることも無視してはならない事実である。その観点から見ると、国家戦略の危機の分析は、責任の問題をあいまいにしていると言わざるを得ない。国や地方公共団体がかかわってきた開発行為については、その功罪について正当な評価が必要であるし、現在進められている開発行為については、その抜本的な見直しを検討する必要がある。</p>	↓

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部 、 節	意見	対応案
1038		全般	<p>一例を挙げてみよう。例えば国家戦略案の153ページでは「湿原の指定・保全」の項で、環境省が守るべき重要な湿地のリストとして500ヶ所を選定した旨が記述されている。しかし、この500ヶ所のリストが重要湿地であるならば、国家戦略においては、まず、これらの湿地がどのようにして守られてきたのか、あるいは開発等により危機に晒されているのか、守られていないとするその原因はどこにあるのかの分析は欠かせないであろう。例えば、諫早湾では、潮受け堤防の締め切りによって約1550haの干潟が一気に消失し、沖縄県中城湾では泡瀬干潟の埋立が始まっている。これらはいずれも日本の重要湿地に選定されているだけでなく、戦後、埋立によって大きく面積を減少してきた干潟の中でも、比較的大きな面積がまとまって残されており、周辺海域の生態系においても重要な位置を占める、とりわけ保全される必要性の大きい干潟である。</p>	↓
1038		全般	<p>しかし、国家戦略案では、湿地の保全方法として「保護地域化が必要な地域については保全のための情報をさらに収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区、自然公園への指定、ラムサール条約湿地への登録などによる保全を進めます。」と、今後の保護地域拡大という施策の方向が抽象的に述べられているだけであり、93ページにおいても、第11回締約国会議までに「国内の条約湿地を新たに10箇所増やすことを目指します」と、ただ単にラムサール条約の登録湿地数の増加が掲げられているだけである。確かにラムサール条約によって登録される湿地の数は増加しており、その点は一応、評価できる。しかし、一方で、大規模公共事業によって新たに登録される以上の湿地が破壊されているのである。これらの公共事業による湿地破壊が本当に避けられないものであるのか、これらの公共事業が極めて貴重な湿地を破壊してまで進める価値があるものなのかについての、冷静で客観的な分析なくして、条件の整った箇所からのラムサール条約登録を行っていくことのみをわが国の湿地政策の「戦略」とするのであれば、その保全の実効性の極めて薄いものとならざるをえないのである。</p> <p>国家戦略案においてはたびたび「生態系ネットワーク」「自然再生」という用語が登場する。確かに、生態系を保全し生物多様性を維持、回復させるためには人間の積極的な関与が必要であることは否定しない。しかし、ネットワークの形成も自然再生も、現時点で残されている生息地を保全し、これ以上破壊しないことが大前提である。その意味で、現在残された生息地の保全は、生物多様性を保全する上での必要条件とする位置づけが欠かせない。</p>	↓

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
1038		全般	<p>また、この点との関連で言えば、第3次国家戦略は3つの危機を深刻なものとする要因として、1番目に「生物多様性の意義・価値に対する国民の理解が進んでいない」ことをあげる（17ページ）。しかし、「国民の理解」をあげる前に国や地方自治体自身の理解不足をあげるべきである。いくら、国民の理解が進んでも、行政自身が生物多様性の重要性を認識せず、特に公共事業や開発の許認可の場面において、いまだ開発優先の思想が抜けきらずに、明らかに不用と思われる公共事業や、生息地を破壊する乱開発に対する安易な許認可が横行している現状に鑑みるならば、まず正されなければならないのは、行政（特に開発、公共事業に関わる行政）の姿勢である。</p> <p>国家戦略案は3つの危機の背景の一つとして「戦後50年間の急激な開発」を挙げるものの、現在においてはこうした急激な開発は収まってきたとして、「沿岸域の埋め立て面積は年間800ha程度で横ばい」「農地・林地から都市的利用への転換面積も年間1.7万haで横ばい」と具体的な数値を上げる（24頁）。確かにフローとしての自然破壊量は減少傾向にあるとしても、過去の自然破壊の蓄積からなるストックとしての自然破壊量は年々増加しているのである。破壊された自然の総量が多い、言い換えれば残された自然の総量が少ない今日の状況から見ればフローとしての自然破壊量が減少しているとしても、残された自然に対する開発によるダメージは相対的に大きなものにならざるを得ない。</p> <p>国家戦略案は「人口減少が進む中で、特に既開発地の再開発地を中心とすることができれば、全体としての急激な開発の圧力は現在よりも減少していく」（同上）と述べる。しかし、明らかに水需要が減少しているにもかかわらず建設が続く巨大ダム、人口密度が低い北海道で延伸される高速道路、減反政策の一方で続けられる諫早湾干拓などの事例を見るにつけ、人口減少、経済成長の低下が、そのままストレートに開発圧力の低下につながるものではないことは明らかである。</p> <p>国家戦略案においては、最大の自然破壊要因である大規模公共事業に対する真摯な反省と現在行われている公共事業に対する見直しが述べられるべきである。</p>	<p>17ページにあるとおり、第1の危機は人間活動ないし開発が直接的にもたらしているものと捉えています。各種の公共事業については、本国家戦略の実施などを通じて生物多様性保全の考え方が盛り込まれるよう努めていきます。</p>
1039		1部 3章 2節	<p>2 土地利用のあり方について</p> <p>EU諸国の事例を参考にして、土地所有者の権利を制限し、土地の計画的な利用を原則とする、都市的な土地利用の拡大を防止する方策の実現を目指すべきである。</p> <p>100年計画を実現し、目標1（42ページ）を実現するためには、森林、湿地、農地等の都市的な利用（道路用地も含む）をこれ以上行わないという大原則を立ててこれを着実に実行すべきである。</p> <p>EU諸国で都市をコンパクト化し、郊外の田園地帯を開発から守ることが可能なのは、都市域以外では基本的に建築不自由であるとの原則があるからだが、日本は土地所有者に土地利用の自由が大幅に認められているため、森林、湿地、農地等が次々と都市的利用に供され、生物多様性が失われており、しかも現在もそれが続いている。</p> <p>100年計画を実現するためには、都市内の緑地等も含め、これ以上緑地を減らさないことが肝要であり、そのためには上記のような大原則とその実行は不可欠である。</p>	<p>直接的に土地所有者の権利を制限することについては言及していませんが、現在ある緑地などを極力保全し、また、必要に応じて再生などを行っていくための各種政策について、本戦略に記述しているところです。</p>

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
1040		2部	<p>3 具体的な数値目標の設定 数値目標の対象とされている事項も、設定された目標数値も極めて不十分である。課題ごとにその重要性を明記し、優先的な課題、中期的な課題、長期的な課題とメリハリをつけるべきである。</p> <p>国家戦略案は新・国家戦略の改善が必要な点として、「目標や指標などが示されておらず、実行に向けた道筋が明確でないこと」（3ページ）を挙げ、「具体的な取組について、目標や指標などもなるべく盛り込む形で行動計画とし、実行に向けた道筋がわかりやすくなるように努めた」（5ページ）とする。確かに「ラムサール条約登録湿地を2011年までに10箇所増やす」（93ページ）、「種の保存法に基づく国内稀少野生動植物種を新たに15種程度の指定を目指す」（191ページ）など、数値目標が散見される。しかし、具体的な数値目標として挙げられているのが、他に「特定鳥獣保護管理計画の策定」「エコファーマーの認定件数」「生物多様性という言葉の認知度」「小学生の農山村での体験学習参加者」程度にとどまる。数値目標は、現実の行政の中で各施策がどのように取り組まれてきたかについて、客観的に評価をするための基準となる。しかし、国家戦略案が「実施への道筋を透明化した」と評価する割には、具体的な数値目標の設定が少なすぎるのではないだろうか。</p> <p>「原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定又は拡張に向けた取組を進めます」（80ページ）「海域については海中公園地区の新規指定など、海域における国立・国定公園の保護を推進します」などという表現では、果たして本当に行政が国家戦略の実現に真剣に取り組んでいるのか、外部からの評価が不可能であるし、行政内部においても、他の様々な行政需要の中ですれば国家戦略の優先度が下げられる結果となってしまおうであろう。自然環境保全地域などは新・国家戦略においても「指定又は拡張に向けた取組を進めます」の述べられていながら、新・国家戦略制定後今日に至るまで一件の指定もないのである。さらに今後も抽象的な目標を並び立てても、指定が進む保障は全くない。</p> <p>少なくとも縦割り行政のもとで各政策が策定され、実施されるのであれば、各施策の目標が具体的に設定され、その達成度を他の分野からも客観的に明瞭に確認できなければならない。施策の達成度を評価するための具体的な指標や数値目標の設定などを、より具体的にを行う必要がある。</p>	<p>できる限り数値目標を盛り込んだつもりです。なお、次の2件を追加します。</p> <p>・第2部第1章第6節田園地域・里地里山 1. 6（具体的施策）の6点目を、次の通り修正します。「生物多様性、景観、文化、資源利用、国土保全、地域活動などのさまざまな観点から将来に引き継ぎたい重要里地里山を300箇所程度を目標として選定するとともに、」</p> <p>・第2部1章3節1. 2の（具体的施策を、次の通り修正します。「・・・実施します。また、こうした取組を通じて、今後5年間で自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに10箇所増やすことを目指します。（環境省）」</p> <p>また、社会資本整備重点計画（平成15～19）が見直し中であることから、これにかかる数値目標については、掲載できていませんが、新しい重点計画においては生物多様性保全に係る数値目標を積極的に設定するよう努力します。さらに、今後、2章5節1. 2、1. 3に示したとおり、生物多様性指標は農林水産関連施策を効果的に推進するための科学的根拠に基づく指標を開発することなどにより、目標設定をするなど検討してまいります。戦略の実施状況については、目標の達成状況を含め、毎年点検を行うことにより、着実な実施を図ります。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
1040		2部	<p>また、数値目標が設定された項目についても、その数値自体が低すぎるのではないかと。 「ラムサール条約登録湿地を2011年までに10箇所増やす」とあるが、「500ヶ所選定した重要湿地について、国立・国定公園や国指定鳥獣保護区などの保護地域に指定されている割合は34.6%」（153ページ）、「干潟のうち保護地域に指定されているものは1割程度」（38ページ）という状況の中で、わずか10箇所の登録湿地の選定では、到底、破壊、劣化が進む湿地環境を守ることができない。</p> <p>「種の保存法に基づく国内稀少野生動植物種を新たに15種程度の指定を目指す」との目標に関しても、平成14年度からのレッドリスト見直し作業において「絶滅危惧種が見直し前の2,694種から、3,155種」（31ページ）と大幅に増加しているのに対して、この目標値が果たして有効な数値といえるのであろうか。大きな疑問を感じざるをえない。数値目標を設定するからには、その数値が達成されることによって生息環境の保全、絶滅の防止に役立つ程度の目標数値が示される必要がある。</p> <p>また、数値目標が示されることによって、施策が単なる数合わせに終わってしまうのではないかとこの点も危惧される。具体的な指定対象の選定に当たっては、環境の悪化、種の絶滅が懸念される優先度の高いものから、指定を行うべきである。</p>	<p>できる限り数値目標を盛り込んだつもりです。なお、次の3件を追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部第1章第6節田園地域・里地里山 1.6（具体的施策）の6点目を、次の通り修正します。「生物多様性、景観、文化、資源利用、国土保全、地域活動などのさまざまな観点から将来に引き継ぎたい重要里地里山を300箇所程度を目標として選定するとともに、」 ・第2部1章3節1.2の（具体的施策を、次の通り修正します。「・・・実施します。また、こうした取組を通じて、今後5年間で自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに10箇所増やすことを目指します。（環境省）」 ・第1部1章2節2.1の（具体的施策）を、次の通り修正します。「○ 自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、全ての国立・国定公園の指定状況について、5年を目途に全国的な見直しを行います。その結果を踏まえて、国立・国定公園の再編・再配置を進めます。」 <p>また、社会資本整備重点計画（平成15～19）が見直し中であることから、これにかかる数値目標については、掲載できていませんが、新しい重点計画においては生物多様性保全に係る数値目標を積極的に設定するよう努力します。さらに、今後、2章5節1.2、1.3に示したとおり、生物多様性指標は農林水産関連施策を効果的に推進するための科学的根拠に基づく指標を開発することなどにより、目標設定をするなど検討してまいります。戦略の実施状況については、目標の達成状況を含め、毎年点検を行うことにより、着実な実施を図ります。</p>

意見 No	ペ ジ	部、 節	意見	対応案
1041		1 部 4 章 2 節	<p>4 地域戦略、地域計画について 地域戦略の作成を促す記述を行うべきである。</p> <p>国家戦略案は、その「3つの目標」の中で、「地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復すること」（42ページ）を目標の一つとし、そのランドデザインとして、「十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークが国土全体を通じてしっかりと形成されている」（45ページ）状態を、目指すべき国土の姿として掲げている。第2部第1章第1節は「生態的ネットワーク」についてまとめて言及されており、他にも各所に「生態系ネットワーク」の用語が散見される。「生態系ネットワーク」は、国家戦略案の一つの柱となっている。</p> <p>わが国の生物生息区間を戦前あるいは高度成長前の状態に戻すことは不可能なのであり、生物多様性を維持しながら持続可能な社会を形成していくためには、今残された生物生息空間を保全することは当然として、開発によって分断された生息区間をネットワークでつなぐための取り組みが今後も重要となってくるであろう。</p>	↓
1041		1 部 4 章 2 節	<p>そして、生物多様性の保全にとって真に有効な生態系ネットワークを形成していくためには、地域的特性を生かした各地域での生物多様性保全の戦略が必要である。各地域において具体的に、当該地域の自然の状況を分析し、分断された生息区間を具体的ににつないで、地域ごとにネットワークを形成していく個別の取組なしには国家レベルでのネットワークの形成など不可能である。その過程では様々な利害の調整が必要となってくる。また、行政機関が持っている個別の権限を調整して行政の縦割りを解消していく取り組みも必要である。国家戦略を受けて、その示す方向性をさらに地域において豊かに実現していくための地域戦略は、国家戦略を実現していくためにも絶対に欠かせないものである。</p> <p>国家戦略案においても、生物多様性ちば県戦略策定に向けた動きに触れながら「地方公共団体による地域ごとの戦略については、まだ策定の動きは多くないですが、今後、生物多様性に関する地域での取組を推進するうえで重要な役割を果たすものと考えられます。」（39ページ）、「国家戦略に基づく施策を進める上で、政府、地方公共団体、企業、民間団体、専門家、地域住民など多様な主体間のより一層緊密な連携の仕組みを設けていくことも欠かせません。特に、地域の生物多様性の保全や持続可能な利用のためには、日常的にこうした保全や利用に関わる地方公共団体や地域の住民が主体となって、地域の特性に応じた計画づくりや取組を進めていくことが大切です。」（57ページ）と地域での計画作りの重要性について言及する。そして、地域での計画作りを促すための具体的施策として、「地方公共団体版生物多様性戦略の作成や地方公共団体における既存の計画・制度への生物多様性への視点の反映・内部化のための手引などを策定」することが述べられている（223ページ）。しかし、地域戦略の重要性に鑑みるならば、ただ単に手引きを作成するというだけの受身の対応にとどまるだけでなく、地方公共団体、なかんずく都道府県に対しては、もっと強く、作成を促すような記述を行うべきである。</p> <p>また、その作成過程での住民参加の必要性、重要性も明記されるべきである。</p>	<p>都道府県などの地方公共団体に地域版の戦略を作成することを義務づけることはできませんが、必要性などを強調するため、61ページ5行目の「作ることが効果的と考えられます。」を「作ることが必要であり、効果的と考えられます。」と修正し、「都道府県でのレッドデータブック」の箇所について、「この地方版生物多様性戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るために不可欠なものであり、都道府県でのレッドデータブック」と記述を追加します。</p> <p>また、策定する際の住民参加については、40ページにおいて千葉県の取組を先進的な例として示しています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、 節	意見	対応案
1042		1 部 4 章 1 節	<p>5 住民参加 計画、事業の立案段階から実質的に住民の意見を反映させるための住民参加の手続き、司法による生物多様性保全の手続きについて具体的に言及すべきである。 国家戦略案は各所において、住民、NGOの参画、ボランティアの重要性を指摘する。住民参加の重要性は総論においては否定するものはないであろう。しかし、残念ながら国家戦略案において述べられている住民参加の多くは、個別具体的な事業の執行場面における住民参加である。例えば河川の環境保全に関して住民参加が謳われているのは「住民との連携・協働による川づくり」や「市民団体による河川を活用した自然体験活動の推進」などに限定されている。河川行政に関する政策の決定の場面において、国は決して住民参加を重要視していないばかりかむしろ排斥する傾向が見受けられることは、淀川流域委員会の休止の例を挙げるまでもなく、明らかであろう。 これは河川行政に限られない。生態系を大きく破壊する大規模公共事業に対して、生態系を守ろうとする立場からの住民の意見を反映させる手立ては、不十分な環境アセスメントの手続きを除いては全く用意されていない。</p>	↓
1042		1 部 4 章 1 節	<p>どうすれば実効性ある住民参加を実現できるのか、特に、計画、事業の立案段階から実質的に住民の意見を反映させる手立て、あるいは国家、地方自治体、大企業において行われる大規模な自然破壊に対して、住民が異議を述べる手立てをどう実現していくかは、極めて重要な問題である。この点については独立した章を設けて十分に論及されるべきである。ただ単にお題目のように住民参加の重要性を指摘するだけでは、意味のある住民参加は決して実現しないであろう。 また、生態系の破壊を止めるあるいは自然保護行政を積極的に推進するための裁判制度の利用についても真剣に議論されるべきである。行政事件訴訟法が改正されて、原告適格が広げられたが、残念ながら、訴訟によって大規模な自然破壊行為を差し止めることは未だに大きな困難を抱えている。諸外国の事例を参考にしながら、司法によって生物多様性の保全を実現していく制度の実現を目指すことも明記されるべきである。</p>	<p>今後も生物多様性保全のさまざまな場面で住民参加が図られるように努めていくことが適切と考えます。 なお、環境影響評価法に基づく手続きでは、事業者は住民等の意見に配慮することとなり、関係者間のより効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行うことについて第2部第2章第7節1. 1（具体的施策）に記載しています。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
1043		全般	<p>6 統合的施策を現実化するための統合的法制度の必要性 生物多様性保全法の制定の必要性について論及すべきである。</p> <p>国家戦略を実現していくための包括的な立法が存在していないことが、国家戦略に述べられた施策の実効性を不確かなものとしている。わが国は、生物多様性条約を締結する際に、現在の法体制で条約の遵守は可能であると判断し、特別な法体制を作ることしなかった。だが、生物多様性条約自身が、他の条約が存在しつつも、これまでの条約が対象としている分野を包含し、対象としていなかった部分も含み、生物の多様性を包括的に保全するための国際的基本枠組みを提示するために策定されたものである。国内法においても同様の発想が必要ではないだろうか。現時点では、わが国における生物多様性を保全するための包括的な基本枠組みは、国家戦略のみである。しかし、これは法律ではなく、ここに示された施策を実施するための法律は、それぞれに目的を異にする他の多くの法律である。それらの法律はそれぞれの個別分野に沿ったものとなっているため、国家戦略案は随所で行政官庁の連携を強調するもののそれが実現される保障は全くない。生物多様性保全に関しては、各生態系を地域的なつながりの中で、管理していくことが極めて重要であるが、誰がどのような場面でそれを実施していくのか、誰がその達成度を確認し、最終的に誰が責任を負うのか、具体策の策定のそれぞれの場面での住民の参加はどのように保障され、どのように実施されていくのか、ということが統合的な施策の展開として明らかにされる必要がある。そしてそのためには、これらの施策の展開を保障していく法体制が必要である。</p> <p>そのために生物多様性の保全を目的とした生物多様性保全法を制定して、国家戦略を法律に基礎を置く数値目標も盛り込んだ国家計画とすべきである。また、地域における地域計画についても、都道府県に対して、法律で住民参加を保障した上でその作成を義務づけるべきである（日本弁護士連合会平成18年10月6日付決議参照）。生物多様性に関する基本法を制定し、生物多様性国家戦略を法律に根拠を置いた国家計画と位置づけなければ、環境保全と両立しない他の国家計画の劣位に置かれることになり、そこに謳われた具体的施策も、結局、実行されずに画に描いた餅になってしまうであろう。根拠法がなければ、生物多様性を優先価値として保全していくことは極めて困難である。</p> <p>国家戦略案においても、是非、生物多様性保全法の制定の必要性についても論及すべきである。</p>	<p>7 1ページ40行目にあるように、生物多様性の保全のための法制度の体系強化の必要性について検討したいと考えており、その中で御指摘の点も参考とさせていただきます。</p>

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
1044		2 部 1 章 8 節	<p>1 河川生態系のネットワークについて 河川生態系のネットワークを実現するために大型ダム建設の見直し、ダム建設以外の手段による治水を原則とする旨を明記すべきである。 河川生態系のネットワークにとって、最も障害となるのは河川工作物、とりわけ大型ダムである。大型ダムは、その建設場所の多くが、貴重な森林生態系が残っている山岳部であり、その建設によって大規模にその生態系を破壊して、そこに生息するイヌワシ・クマタカ等の猛禽類はじめ貴重な野生生物を死滅させるだけでなく、上下流の分断によって河川と海を行き来するサケ、マス、アユ、ウナギ等の降海・遡上を阻害して生息できなくなったり、さらには海岸への土砂の供給を止めてしまい砂浜を生息・繁殖の場とする生物にダメージを与える等生物多様性に対する悪影響が甚だしい。加えて、堆砂によってやがては治水効果も発揮できなくなることは確実であり、到底持続可能な治水施設とは言えない。しかるに、未だに人間優先の考えのもとにダム中心の治水対策が進められている。 現在の生物多様性の危機的状況と上記のダムの環境破壊的な側面に鑑みれば、これ以上のダム建設は止めるべきである。また、不必要なダムの撤去も検討すべきである。そして、治水安全度は、生物多様性と調和の取れた程度のもので、総合治水によって洪水対策に備えるべきである。</p>	<p>ダム建設事業においては、社会情勢の変化も踏まえ、第三者の意見も聴きつつ、事業再評価を行い、各ダムの費用対効果などを改めて検証するとともに、必要な見直しを行っているところです。また、ダム事業の実施にあたっては、事前に環境調査を行い、ダム建設による環境への影響を可能な限り回避・低減、又は代償できるように環境保全措置を講じ、自然環境への配慮を行っていくこととしております。 現在管理運用しているダムについても、事後評価やフォローアップ制度を活用して、第三者の意見も聴きつつ、ダムの効果や環境への影響等を分析・評価し、必要に応じて改善措置を講じてまいります。</p>
1045		2 部 1 章 8 節	<p>2 湿地の保全について 湿地生態系のネットワークを形成しつつ保全及び再生を図るための法律を制定を目指すべきである。 湿地生態系の重要性に鑑みれば、日本弁護士連合会が2006年3月16日に公表した「湿地の保全及び再生等に関する法律要綱案」のようにノーネットロスを前提に、湿地生態系のネットワークを形成しつつ保全及び再生を図るための法律を制定すべきである。</p>	<p>ご意見については今後の施策の検討・推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
1046		2 部 1 章 9 節	<p>現在残された湿地、干潟の保全のため、湿地埋立等の開発の中止、ラムサール登録湿地の大幅な拡大、登録湿地の環境悪化の防止を掲げるべきである。 湿地、干潟の保全のため、これ以上の干潟の埋立は中止すべきである。 しかるに、国は沖縄市の泡瀬干潟の埋立を未だに強行している。埋立地予定地で計画されていた土地利用のうち実現可能なものは、隣接埋立地である新港地区での空き地の利用により代替させることが可能であるから、即刻中止して、元の干潟を再生させるべきである。 また、諫早湾干潟についても、中長期の開門調査を実施すべきである（後述）。 また、登録湿地に関しても釧路湿原は乾燥化が進んでいるなどの問題を抱えている。名蔵アンパルではこのマングローブ林拡大つまり干潟の減少の根本的な原因は、上流地域における農地化などによる開拓であるなどと指摘されている。オーバーユースの問題もある。ラムサール登録後の湿地の保全状況に関して早急に調査を行い、横断的総合的な保全策を実施すべきである。 重要湿地を500も選定していることとの対比で、ラムサール登録湿地を2010年までに10箇所増やすとの目標はあまりにも消極的すぎる。NGOで中期的に100個所の登録湿地をめざすという提案があるが、具体的な数値目標として検討されるべきである。</p>	<p>ラムサール条約湿地の数値目標は、1999年当時約1,000箇所だった条約湿地を2005年のCOP9までに2,000箇所にすることが掲げられ、その後、2002年に2010年までに2,500箇所になると更新されたものです。日本は1999年の段階で11箇所だった条約湿地を2005年までに33箇所にしており、掲げられている目標は達成していると考えています。今後も基準を満たすものについては引き続き登録に向けた調整を進めて参ります。 なお、その他の干潟を含む湿地の保全に関する施策については、今後とも積極的に検討していきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
1047		2 部 1 章 9 節	<p>有明海の環境悪化に関し、潮受け堤防を開門しての中長期の開門調査を行うことを明記すべきである。</p> <p>「閉鎖性海域の水環境保全」（具体的施策、187頁）について国家戦略案では、「平成18年12月に有明海・八代海総合調査評価委員会で策定された委員会報告を踏まえ、魚類・貝類の減少要因の解明、貧酸素水塊への対策オプションの検討及び総合調査推進計画の策定による各調査機関間の連携協力の促進に取り組んでいきます。（環境省）」とある。しかし、同委員会の委員会報告においても、有明海異変と呼ばれる有明海の環境変化（赤潮、貧酸素水塊の発生）や生態系に対する影響（魚介類の激減）に対して、具体的な原因究明には至っていない。これは、同委員会が、ノリ不作等検討委員会においても指摘された国営諫早湾干拓事業と有明海異変の因果関係について具体的な調査を行わなかったからである。</p> <p>今後、有明海の水環境保全、再生のためには、諫早湾干拓事業と有明海異変の因果関係を真正面から調査検討すること、そのためにも、日本弁護士連合会が2003年10月23日に公表した「諫早湾の再生と開門調査の実施を求める意見書」に趣旨に沿って、ノリ不作等第三者委員会の提言にあるとおり、潮受け堤防を開門しての中長期の開門調査を行うことが必要であり、これを具体的施策とすべきである。</p>	<p>有明海・八代海総合調査評価委員会において、各種の調査結果を審議した結果、過去からの埋立・干拓、人工構造物の構築、砂利採取等の開発行為及び潮位や水温の上昇等の自然現象が有明海の環境悪化や水産生物の減少につながっていると評価しています。</p> <p>なお、同委員会は、調査結果に基づいて有明海・八代海の再生にかかる評価を行うことを任務としており、同委員会が自ら調査を行う仕組みとはなっていません。</p> <p>農林水産省としては、中長期開門調査については十分な対策を講じたとしても、予期せぬ被害が生じる可能性があること、調査に長い年月を必要とし、その成果は明らかでないことから、これに変えて、有明海再生に向けた調査、現地実証などを実施しているところです。</p>
1048		1 部 1 章 2 節	<p>3 農業について</p> <p>「必要に応じて農薬や化学肥料などを適切に使用して農産物を生産することは、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べ物の確保に寄与することにもなります。」（14頁）との記述は、削除すべきである。</p> <p>この部分の記述は農薬や化学肥料の使用が生物多様性にとってマイナスであることを無視するものであり、また、他の部分と論調を明らかにことにする。この部分は削除すべきである。</p>	<p>有機農業だけではなく、広く環境保全型農業全般の取組も生物多様性の保全に資するものであるため、本文については以下のとおり修文したいと思います。</p> <p>「農業は食料の生産に加え、多様ないきものも生み出す活動であるという視点に立ち、不適切な農薬の使用や化学肥料に過度に依存した農業を改め、環境に配慮した農薬・肥料等の適正使用をすすめるとともに、有機農業をはじめとする環境保全型農業を積極的に進めることが、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べ物の確保に寄与することにもなります。こうした農業生産環境における土壌微生物や地域に土着する天敵を始めとする生物多様性の保全が図られることで、農業生態系の病害虫抑制の機能が発揮されることとなります。」</p>

意見 No	ペ ジ	部、 章、 節	意見	対応案
1049		2部 1章 6節	<p>有機農産物の認証に関わる経費の補助策を明記すべきである。</p> <p>また、有機農業の推進に関する法律によって、有機農業の推進は図ることが国や地方自治体に求められているが、その場合に障害となるのが、有機農産物の認証に関わる経費等であり、その補助をする施策を実施すべきである。</p>	<p>農林水産省では、有機JAS認定を受け、有機JAS表示された有機農産物が、市場で正当に評価され、消費者等の信頼を確保することが有機農業振興のために重要と考えています。</p> <p>このため、有機農産物に対する消費者の理解を促進するとともに、登録認定機関による検査認証業務が適切に行われ、合理的な認定手数料の設定が行われるよう、制度の普及啓発に努めてまいります。</p> <p>なお、有機JASマークは、厳しい生産基準をクリアして生産された、有機(オーガニック)食品の証です。有機JASマークがない農産物と農産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。</p>
1050		2部 2章 7節	<p>4 環境影響評価について</p> <p>環境影響評価制度を充実させるために、以下の制度化について言及すべきである。</p> <p>①事業の環境影響をより科学、定量的に評価するためのアメリカで開発された「ハビタット評価手続(HEP)」のような評価方法の導入</p> <p>②アメリカの「ノー・ネット・ロス」原則のような、事業実施により環境の量的・質的な価値を減少させないという規範の確立</p> <p>③アメリカにおける「ミティゲーション・バンキング」のような制度の導入</p> <p>環境影響評価法施行以来、多くの開発事業について環境影響評価手続が実施されてきたが、現行制度の不備は顕著であり、環境影響評価手続の実施がむしろ不当な開発事業の免罪符となっていると評価されるほどである。</p> <p>その理由は、調査、予測、評価の各段階で、厳格な実施が行われていないからである。環境アセスメントを真に実効あらしめるための早急な改革が求められている。</p> <p>環境影響評価手続では、影響の回避、低減が優先されるべきであるが、実際にはこの大原則が遵守されていない。ほとんど回避、低減をしないまま、実効性のない「代償措置」で、環境破壊を容認することが極めて多い。したがって、影響の回避、低減を優先させる制度的保証の導入が必要である。</p>	<p>第2部2章7節1. 1(具体的施策)にあるとおり、適切な調査、予測、評価が行われるために必要な手法等については継続的に検討を加え、技術的・制度的手法を向上させていきます。ご指摘の点については、基本的事項の点検の際に参考にさせていただきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
1051		2 部 2 章 7 節	事業者と市民との意見交換を実効あらしめ、環境影響評価に市民の意見を実際に反映させるための具体的な方策に言及すべきである。 環境影響評価制度は、市民とのコミュニケーションを通じて事業の環境影響を最小のものとするための制度であり、市民からの意見提出も積極的なされている。しかし、実際に事業者が市民意見を採用した例はほとんどなく、市民の意見は無視されているといっても過言ではない。事業者と市民との意見交換を実効あらしめる制度の確立が必要である。国家戦略案においても「関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行っていきます」（280頁）と記述されているが、これでは抽象的にすぎる。 現状では、例えば公告縦覧の方法が限定的であるために市民が環境影響評価にかかる文書の閲覧撮影をすることが容易でなく、また、それら文書も長大複雑で市民が意見を述べることを困難であるなど、さまざまなアクセス障害がある。また、住民説明会は事業者の裁量に委ねられている。現行制度ではこれらコミュニケーションがまだ不十分であるという現状認識を明らかにした上で、環境影響評価手続を事業者と市民との協働作業と位置づけて、市民の意見が実際に反映されるような具体的な方策に言及すべきである。	いただいたご意見については、第2章第7節1. 1（具体的施策）にある「環境影響評価法の施行の状況について検討」する際に、参考にさせていただきます。
1052		2 部 2 章 7 節	環境影響評価の潜脱を許さない制度の導入に言及すべきである。 上記のような不十分な環境影響評価手続きであるにもかかわらず、制度の裏をかくような意図的なアクセス逃れの事例をしばしば目にするのが現状である。例えば、事業を数次に分断することによって環境影響評価の対象事業となることを潜脱しているとみられる事例や、環境影響評価手続以前に事前調査として実質的な調査を事業者の判断のみで実施するなどの問題ある事例も存在している。よって、国家戦略では、これまでの事業例を再検討し、環境影響評価手続の厳格な実施のための制度を検討することを加えるべきである。	いただいたご意見については、第2部2章7節1. 1（具体的施策）にある「環境影響評価法の施行の状況について検討」する際に、参考にさせていただきます。
1053		2 部 2 章 7 節	戦略的環境アセスメントについては、より積極的な取組を行うべきである。 SEAについては積極的に導入されたい。但し、ここでも実効性ある制度とされたい。 この点、戦略案では、具体的施策として「取組についての検討や実施事例の積み重ねを進めま	今後、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」の対象とする計画が、どの程度検討されるか予想できないため、「実施事例の対象や件数などについてより具体的な目標」を立てることは困難です。 また、立法化については、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」などを踏まえた実施事例の積み重ねを待って検討すべきことと考えています。
1054	57	1 部 4 章 1 節	本市では、平成17年9月、自然環境分野の総合的な計画では政令市初となる「北九州市自然環境保全基本計画」を策定し自然環境の保全に関する様々な取り組みを進めている。 その取り組みのポイントは、「学習」、「交流」、「情報発信」、「実践活動」、「運営」であり、平成18年度には、27回にわたる活動と延べ約1,300名の市民参加を得ている。（詳細は、別添「自然レポート2006」） 本市としては、引き続き、地域の自然環境の保全を図るため、多様な主体とともに取り組む考えであるが、今回、国家戦略の見直しに当たり、環境省においては、①頑張る地方公共団体等への財政的な支援、②遺産資源保護や広域的な課題への積極的な関与をお願いしたい。 特に、①については、平成20年度に概算要求中の「（新）生物多様性保全推進交付金」の実現を望む。	自然環境分野における市民を巻き込んだ先進的な取組に敬意を表します。 具体的施策の実現については、予算の確保等に向けて努力していきます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
1055	191	2部 2章 1節	本市には、維管束植物「ガシヤモク」（絶滅危惧ⅠA類）の国内唯一となる野生生息地がある。 本市は、これまで、地域の理解を得て、市や県の研究者や多くの関係者とともにモニタリングや保全の取り組みを進めているが、遺伝的資源の保護の観点においては、地方公共団体の取り組みでは限界があるため、環境省による保護増殖の検討をお願いしたい。	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
1056		2部 1章 6節	田園地域・里地里山において、生物多様性の保全と再生、創出に果たすべき農業農村整備事業の役割は大きいと思われます。しかし現行の制度下では、生物多様性の保全や自然再生を主たる目的とした施策や事業はほとんど行い得ず、これらはあくまで農業の生産性向上や農村振興のための事業のなかで副次的な扱いにとどまっています。生物多様性国家戦略の目的を田園地域・里地里山で達成していくためには、農林水産省が主管する事業制度のなかで、自然再生や生物多様性の保全そのものを主たる目的とした事業も、これから創設していく必要があると考えます。 農林水産省の事業を例にあげましたが、第3次国家戦略では、環境省のみならず関係各省庁や地方自治体が、生物多様性の保全や自然再生そのものを目的とした取り組みが行えるよう、新たな施策や事業の創設を後押ししていく必要があると考えます。 農林水産省所管の事業であれば、たとえば土地改良法のもとで実施される農業農村整備事業においても、自然再生や生物多様性の保全そのものを目的とした新たな事業制度が創設されることを期待します。	農村地域の自然環境を保全するためには、地域の方々の維持管理の活動が必要であり、そのためには持続的に農業が営まれ、農村の活力が維持されることが必要です。自然再生の取組も重要ではありますが、条件不利地を中心に、年々耕作放棄地が増加している現状を鑑み、これまで通りに農業を行うことが出来るよう、環境に配慮しつつ農業農村の整備を進めることが重要と考えています。
1057		1部 4章 2節	第3章第4節国際的取組について、一般論として、生物多様性保全の国際協力においては、ミレニアム開発目標との関連での貧困撲滅・地域社会との生活改善との関連に言及し、生物資源の持続可能な利用の推進を強調すべきである。	新・生物多様性国家戦略第4部第3章第4節についてのご意見と思われませんが、国際協力の視点として、生物資源の持続可能な利用を図ることを通じて地域社会の生活の向上に繋げる視点も重要と考えます。
1058		2部 2章 4節	その意味では、貧困が乾燥地の分布と重複することを考えれば、生物多様性条約の下で推進される「乾燥地生物多様性保護プログラム」や、GEFが資金援助を行う砂漠化・土壌荒廃対策と乾燥地生物多様性保護・持続可能な利用の促進を国際協力の重要な視点としてより明確に打ち出すべきである。	乾燥地の生物多様性については、湿潤地、内水、海洋沿岸、山地、島嶼、森林、農業における生物多様性とならび、生物多様性条約の分野別計画のひとつです。わが国はこれら様々な生態系における生物多様性の保全・持続可能な利用を推進するための国際協力に、同条約の枠組みを通して取り組んでいます。
1059		2部 2章 4節	2008年の生物多様性条約締約国会議をにらみ、日本がMDGを始めとする途上国開発支援・アジア/アフリカ開発協力などの関連で生物多様性保護・持続可能な開発利用を進めることの我が国の国際協力における意義を強調すべきである。	第2部2章4節の（基本的考え方）等において、国際的取組の必要性及び意義等について、記載しているものと考えます。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
1060	13	1 部 1 章 2 節	<p>生物多様性という概念を伝統文化と重ねて考察する意義は大きいので、第3次国家戦略に文化的な視点を加えられることは、非常に良いことだと思う。</p> <p>できれば、限りある自然や資源を大切にしてきた日本の伝統文化や生活の知恵を、一般の市民目線から再評価していただき、現代の大量生産・大量消費型のライフスタイルからの脱却を促すような言及をお願いしたい。</p> <p>それと、余談ではあるが、パブリックコメントという手法が使われるのであれば、一般の市民がなじみやすく、気軽に意見が出せるよう、内容を簡単にまとめた概要を提示する等ひと工夫していただければ幸いである。</p>	<p>御意見を踏まえ、13ページ33行目「こうした伝統的な知識や自然観」を「こうした限りある自然や資源を大切にしてきた伝統的な知恵や自然観」と修正します。</p> <p>また、生物多様性の側面からのライフスタイルの変革については、まだこれからの取組が重要ですが、62ページに記載してあるように、今後ライフスタイルの提案も積極的に進めていきたいと思っております。</p>
1061	31	1 部 2 章 4 節	<p>「また、下北半島や西中国地域のツキノワグマなどのように、生息地の分断などにより地域的に絶滅のおそれのある野生生物もいます。」の記述について、四国山地のツキノワグマについて追記していただきたい。四国山地のツキノワグマは、現在、10数頭から数10頭と推定され、最少存続可能個体数(MVP)100頭を大きく下回っており、絶滅の危険性が高い状況におかれている。このように個体数、分布域が減少、縮小したのは、狩猟圧や人工林の増加による生息地の減少と考えられ、人間活動によるところが大きい。四国は本州と物理的に離れ、隔離された個体群として遺伝的な地域性を有する可能性が大きく、生物学的にも四国の森林生態系の生物多様性を保存す上でも、四国山地のツキノワグマについて冒頭にて特筆すべきである。</p>	<p>レッドリスト上は、九州・四国の地域個体群もあげられているところですが、ここでは生息地の分断という要因を強調するため、地域的にはつながっている本州の個体群を例示しているものです。なお、四国山地の個体群の重要性については認識しているところであり、193ページ以降で記述しています。</p>
1062	124	2 部 1 章 5 節	<p>四国のツキノワグマは、現在、剣山山系に設定されている国有林野を中心に分布している。ツキノワグマは大型の哺乳類であり、行動範囲が広いため、その生息地の確保と環境整備には国有林野の保全や緑の回廊の設置等が不可欠となる。本文にも記載されているように、四国のツキノワグマの生息地を確保するためには、民有林も含めた森林の広がり確保することが必要であり、積極的に民有林の協力の下に回廊の設定見直しを検討していただきたい。本文の保護林の設定及び区域設定の見直し、緑の回廊の設定及びモニタリング調査の実施、保護管理手法の調査や生息環境の維持・整備などの記載は、四国山地の森林生態系の保全にとっても重要であり、積極的に実施されることを期待したい。</p>	<p>ご指摘の考え方については、第2部1章5節1.11(具体的施策)(P124の11-38行)に記述しています。</p>
1063	86	2 部 1 章 2 節	<p>四国の国指定剣山山系鳥獣保護区は、絶滅のおそれのある四国産地のツキノワグマの生息地として重要な保護区であるが、その規模は個体群を維持するには小さく、区域の設定見直しが必要である。さらに、近年、保護区を中心にシカによる天然林や希少植物への被害が深刻化しており、今後、剣山山系の森林生態系をどのように維持管理していくのか、その方向性と手法を検討することが課題となってくる。本文に記載されているマスタープランを策定するとあるが、各関係機関を含めた検討会、協議会などを設置し、地域の状況に応じたプランの作成に取り組んでいただきたい。また、公聴会なども設けて、市民の意見を踏まえるなどした保護区管理を実現してほしい。生息地を確保する上での核ともなる保護区制度なので、本文中に国指定鳥獣保護区の役割、その効果、さらにマスタープラン策定・管理手順を詳細に記述してほしい。</p>	<p>国指定剣山山系鳥獣保護区の重要性は認識しており、今後ともツキノワグマの生息状況の把握に努めるとともに、必要に応じて区域の見直しを検討します。</p> <p>また、剣山山系鳥獣保護区マスタープランに基づき、今後とも適切な管理を進めます。</p> <p>なお、国指定鳥獣保護区の役割、その効果については、第2部1章2節3.1(86ページ)に記載されています。</p> <p>マスタープランの策定手順・管理手順については、個別の事務手続きの話ですので、国家戦略になじまないと考えますが、今後の参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
1064	198	2部 2章 1節	地域的に孤立し、紀伊半島や四国山地のツキノワグマのような絶滅のおそれのある地域個体群についても生息状況の調査・研究を推進すべきである。紀伊半島や四国山地のツキノワグマについては、特定鳥獣保護管理計画など計画的な保護管理が実施されておらず、その生息状況が十分に把握されていない。その個体群の維持のために、生息状況を把握し、存続の可能性を評価するとともに、適正な保護管理の実施が望まれる。	2章第1節2. 3 にあるように、西中国・四国地方のツキノワグマのように分布域も狭く孤立し、個体数の少ない地域個体群においては、健全に地域個体群を維持していくことが課題であり、保護地域制度を活用しつつ生息環境の保全を図るなどの措置を講じ、計画的な保護管理を推進します。
1065	14	1部 1章 2節	パブコメするならば、落としどころはこうでしょう。 「必要に応じて農薬や化学肥料などを適切に使用して農産物を生産することは、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べ物の確保に寄与することにもなります。」(14頁) ↓ 「古来残されてきた文化的遺産である農生物多様性を守るためには、ときには必要に応じて、農薬や化学肥料などを適切に使用して農産物を生産することが望まれる。これら農業資材に対して厳密な影響評価やリスクマネジメントを経て、科学的な論拠に基づいた順応的管理(注釈:IPMやIBM)を里地里山に運用することによって、生物多様性の保全・再生が推進されるだけでなく、安全な食べ物の確保に寄与することにもなります。」	有機農業だけではなく、広く環境保全型農業全般の取組も生物多様性の保全に資するものであるため、本文については以下のとおり修正したいと思います。 「農業は食料の生産に加え、多様ないきものも生み出す活動であるという視点に立ち、不適切な農薬の使用や化学肥料に過度に依存した農業を改め、環境に配慮した農薬・肥料等の適正使用をすすめるとともに、有機農業をはじめとする環境保全型農業を積極的に進めることが、生物多様性の保全だけでなく、安全な食べ物の確保に寄与することにもなります。こうした農業生産環境における土壌微生物や地域に土着する天敵を始めとする生物多様性の保全が図られることで、農業生態系の病虫害抑制の機能が発揮されることとなります。」
1066	23	1部 2章 2節	「影響を把握するための継続的モニタリングの実施」を行うためには、温暖化の影響がその行動や分布の変化に反映しやすい「重点モニタリング種」を選定し、これらの種に対して継続的なモニタリングを行うことができる体制の構築と情報を集約、活用できる仕組みを立ち上げる必要がある。例えば、ガン類においては、淡水湿地に主に依存する、マガン、ヒンクイなどでは、冬期の温暖化の影響で越冬地の北上が1990年代以降顕著となり北海道で定期的に越冬する群れが現れ、その分布が拡大している。沿岸性のコクガンについても最近野付湾で越冬する群れが確認され、今後の動向が注目されている。またマガンについては1980年代後半から急激な増加傾向を示しているが、その背景に繁殖地での温暖化の影響が関与している可能性が高い。	ご意見を踏まえ、21ページ27行目のコムドリノ記述の後に、「淡水湿地に主に依存するマガン、ヒンクイなどでは、越冬地の北上が1990年代以降顕著となり、北海道で定期的に越冬する群れが現れ、その分布が拡大しています。」を追加します。また、モニタリングについては、今後検討を進める中で対象を決めていきたいと考えています。
1067	35	1部 2章 4節	「マガン・オオハクチョウなどの多くは・・・寒い冬を日本や東南アジアなどで過ごします」と書いてあるが、特別な場合を除き、これらの鳥が東南アジアまで渡ることはない。主な越冬地は、日本、韓国、中国なので、表現を修正する必要がある。	御意見を踏まえ、「日本や東南アジアなどで」を「日本などで」と修正します。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
1068	76	2部 1章 1節	<p>国内の湿地環境の喪失や劣化により分断され、その分布が局在し、その分散化が最大の課題となっている渡り性水鳥ガン類の生息地をかつてのように全国に拡大するために、ガン類を象徴とした生態系ネットワークを盛り込んでいただきたい。</p> <p>ガン類を切り口とした全国ネットワーク構築は、かつての渡り経路沿いの湿地環境の復元・修復を、自然再生事業等や、団地化した「ふゆみずたんぼ」の計画的創出・配置にすることにより可能と考える。（環境省、農水省、国交省の共管で行う）</p> <p>短期的な目標：現在宮城県北部に集中しているマガン群の渡り経路を、昭和45年までマガンの越冬地だった仙台市東部の水田地帯まで延長。</p>	<p>国境を越えて移動し、かつ生息地である湿地が減少してきたマガンは、生態系ネットワークを考える上での重要な要素です。しかし、他の生物も含めて生態系ネットワークのありかたについて考える必要があることから、ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、第2部1章1節（基本的考え方）の3段落目（75ページ23行目）を「国境を越えて移動するマガンなどの渡り鳥から県境を越えて移動するツキノワグマ、湿地と森林を行き来するモリアオガエルまで、」と修正します。</p>
1069	93	2部 1章 2節	<p>新たなラムサール条約湿地を増やすことは重要だが、それと共に、既存の条約湿地のより有効な保全と利用を考えることは、生物多様性を高める上で重要である。</p> <p>現在のラムサール条約湿地の多くは、その核となる水域だけが登録されているが、湿地の生態系を維持するために、その緩衝地帯までその範囲を拡大し、核と緩衝地帯を一体として管理することが重要不可欠と考える。</p> <p>特に周辺に水田を持つ11の既存の登録地では、周辺水田までラムサール条約湿地の範囲をを広げる努力を啓発活動も含めて行い、ラムサール条約湿地の質を高めることが必要（蕪栗沼・周辺水田での先行事例あり）。</p>	<p>条約湿地のより有効な保全と利用を目指す点については、同様の認識で進めていきます。また、水田は特にアジア地域で重要な湿地となっており、既登録湿地の拡大も視野に入れながら、要件を満たすものについては、今後とも条約湿地の登録を検討していきます。</p>
1070	132	2部 1章 6節	<p>1）（現状と課題）で「耕作放棄地の増加などにより・・・生物の生息生育環境が悪化しており・・・」と記載されている。耕作放棄地は、今後更に増加すると考えられている。これらの耕作放棄地をかつて湿地であった地域や水はけが悪い耕作不適地に換地等での集約し、湿地に復元することにより、生物多様性の向上と耕作放棄地も問題の両者を解決することが可能と考えられるので、具体的施策に盛り込んでいただきたい。</p> <p>2）また休耕水田は通年湛水することにより、湿地としての機能を高めることができるので、生物多様性を高める観点から、これを誘導する施策を行うことも明記していただきたい。</p> <p>3）現在の田園地域での生物多様性の危機的低下の背景には、水田を畑地としても利用可能とする極端な乾田化工事があることは明らかである。地域の特性を活かしたきめ細かな農地利用計画をたて、特に生物多様性の高い湖沼周辺では、水田の湿地としての特性を発揮できるように水田としてのみ利用可能な圃場構造の維持または修復と、その政策的支援を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>農地の活用については、第2部1章6節1. 6で、生物多様性の配慮した合意形成を図りつつ、生物多様性に配慮した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりを推進することとしているところです。</p> <p>ほ場整備事業等については、地域の合意のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に資する基本計画である田園環境整備マスタープランに基づき事業を実施する仕組みを導入しているところであり、これらを活用して自然と共生する田園空間の創造に貢献して参ります。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
1071		2部 2章 1節 ～3 節 他	<p>●野生動物疫学（医学・保健）センターの設置の必要性について</p> <p>野生動物の疫学上（医学上）の問題を扱う機関（および所轄に対応する法制度）がわが国にはありません。このため、野生動物の大量死や不信死、感染症等が発生しても現在ではその原因の特定さえもが難しいのが現状であり、発生情報の集約化もされません。しかしながらさまざまな理由により今世紀では、鳥類をはじめとする野生動物の大量死や疾病の流行は増加し、今後も増加すると予想されています。</p> <p>野生動物の医学問題を取り扱う機関の設置は、直接的には大量死発生時の原因解明と、効果的で人と野生生物の双方に安全な対策の策定や実施に資するとともに、野生動物の救護活動や、個体群の保全管理、希少種の保護増殖や再導入上においても必要不可欠な科学的情報を提供し、かつ、鳥インフルエンザをはじめとした新興・再興人獣共通感染症問題対策の上でも必要なことであると考えます。</p> <p>なお、現在、鳥インフルエンザやツボカビ発生に伴い、野生動物の医学上の問題は感染症のみが着目される傾向にあるかもしれませんが、野生動物の大量死や健康に大きな影響を与えうる主たる原因には感染症と化学物質の二つがあります。表題を疫学（医学・保健）センターとしましたのは、感染症以外にも広く医学上の問題の原因解明と分析や対策に対応できる機関が必要だとの考えからです。</p>	<p>御意見のとおり、野生生物の感染症に関する情報を収集することは、野生生物の保全上有効であると考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>また、野生動物医学センターの設置の必要性については、今後、都道府県等からの野生鳥獣の病気に関する情報等をどのように収集するのかも含めた検討をするにあたり、センターの設置の提案については今後の参考とさせていただきます。</p>
1072		全般	<p>戦略の随所に保全の姿勢が見て取れて、さまざまな制限の中で健闘された様子がわかります。横断的・統合的な取り組みができるよう、私たちも応援します。しかしすでに危機的な状況になっている現在、生物多様性の保全を強力に推進するために、省庁・部局の壁を越えての実施をお願いします。</p>	<p>（感想・その他）</p>
1073		2部 1章 8節・ 2章 4節	<p>条約湿地のみならず、ラムサール条約で定義されている湿地（ウエットランド）はすべて、保全管理はもとより、事業実施に際しても、事業種、管轄省庁・部局を問わず、ラムサール条約の決議やガイドラインに則して事業を実施することとする。</p> <p>根拠：湿地は生物多様性の保全に最も重要な役割を果たしており（戦略中に記述されている）、日本は湿地保全のための国際条約「ラムサール条約」に加盟している。であれば条約の決議やガイドラインを守るよう務めるのは当然である。湿地の保全や賢明な利用に関する条約の決議やガイドラインを課題ごとに利用しやすくまとめた「ラムサール条約賢明な利用ハンドブック」（全17巻）が出版されている。（うち翻訳・出版されているのは第16巻「湿地の管理」JAWAN2007年3月）</p>	<p>ラムサール条約湿地以外で法的保護担保措置がとられていない湿地についても、その重要性の普及啓発を通じて保全が図られるよう努めていきます。</p>
1074	53	1部 3章 2節	<p><目指す方向>に以下の一文を加える。</p> <p>・ 現存する生物多様性に富む沿岸域は、開発ないし人間活動がもたらす破壊・縮小・劣化などから守る。</p> <p>根拠・17頁 第1部 第2章、第1節「第1の危機 人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小、消失」</p>	<p>53ページ8行目において、簡潔に自然海岸や浅海域の保全について、記述しているところです。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
1075	150	2部1章8節	<p><具体的施策>2つ目の○ ○ 事業の計画・実施にあたっては、<u>湿地に関するラムサール条約の決議などに則して</u>、地域のNGOや関係団体、学識者などと広範かつ積極的な連携を図りつつ実施計画を定めるなど、できる限り科学的な知見に基づいて、幅広い地域合意の下で事業を進めていきます。(国土交通省) (赤字部分挿入) 根拠：戦略中に記述されていることと、この意見書冒頭部分 (No. 1073) での根拠</p>	<p>当該部分については、湿地だけを扱っていないため、ご指摘の記述はしていませんが、自然再生事業は、地域の多様な主体と連携を図りつつ、地域の合意のもと、目標を定めた実施計画を定め事業を進めるとともに、事業実施による自然のレスポンスをモニタリングし、その状況に応じた順応的な管理を行いながら事業を進めており、ご指摘のガイドラインにも沿ったものとなっております。</p>
1076	153	2部1章8節	<p><具体的施策>に加える ○国の指導に基づいて、地方自治体・湿地の専門家・市民・NPOなどが、例えば条例をつくるなどして、責任を持って保全・管理できるようなサイトを条約湿地にするという新しい試みを検討する。 根拠 同ページ 11行目 「現状と課題」 また、保護地域の指定という規制的手法だけでなく、国や自治体が連携し、さらに地域住民やNGOと協働で湿地の保全を図るなど、さまざまな手法で保全を図ることが重要です。</p>	<p>地域で湿地の保全・管理にかかる合意形成ができることが重要であると考えていますが、条約湿地については、締約国として湿地の適切な管理に責任があり、国の法的保護担保措置が必要であると考えています。</p>
1077	177	2部1章9節	<p><具体的施策> 一番目の○：<u>赤字部分</u>を追加 ○ 海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。<u>その際にはラムサール条約の賢明な利用ガイドラインに則した事業を実施します。</u>平成24年3月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備概ね5千ha実施します。(農林水産省) 根拠：この意見書の冒頭部分 (No. 1073) に既述</p>	<p>原案のとおりとします。 ラムサール条約に関する日本の法的制度としては、鳥獣保護法、自然公園法がありますが、これら以外の法的制度を含め、関係法令に基づき適正に実施していくこととしており、特記する必要はないと考えております。</p>
1078	241	2部2章4節2.2	<p>今後は「条約締約国会議の決議などに則し」(「」部分挿入)国内の湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)をさらに推進するほか、湿地生態系の破壊が近年進んでいるアジア地域の湿地保全に向けた取り組みが必要です。 根拠： 同242頁、<具体的施策> 8行目2番目の○には、「条約締約国会議の決議などに則し、・・・」と入っている。 同上 8行目2番目の○ 「条約締約国会議の決議などに則し、(条約)湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生い、環境学習、普及啓発などを自治体やNGO、専門家、地域住民などと連携しつつ実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)を図っていきます。(環境省・国土交通省) <u>赤字部分</u>、「条約湿地」の(条約)を削除し、「湿地」に変更する 根拠：ラムサール条約は条約湿地だけではなく、<u>すべての湿地</u>の保全・賢明な利用を進めている。</p>	<p>ご意見をふまえ、第2部2章4節2.2(現状と課題)を「今後は条約締約国会議の決議などに則し、国内の湿地の保全と賢明な利用・・・」と修正します。 8行目2番目の○については、原文のままとします。条約湿地以外の湿地についても、その重要性の普及啓発を通じて保全が図られるよう努めていきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
1079		1部2 章1 節	<p>1 生物多様性国家戦略とかかわる自然環境の現状 (1) 第一の危機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然破壊に対する配慮に欠ける不注意な公共事業や開発行為が依然として続いていることを挙げなければならない。 ・伐採などの直接的人為が加わらなくとも、人間活動に由来する自然環境の深刻な劣化が生じることもある（土地利用変化、狩猟人口の減少、外来牧草を用いた治山やのり面緑化、富栄養化など）。 ・地形を含め、河川や沿岸域の動植物の生息・生育基盤となる物理条件の改変がもたらす影響も、極めて大きいものであることが推測される。 ・生物多様性保全上の深刻な問題を孕む土砂動態や河川流量変動パターンの変更については、その実態も生態系への影響も十分に把握・評価されているとはいえず、改善の糸口すらみえていない。（意見部分のみ抽出） 	<p>土地利用変化や開発による影響は、鈍化したものの影響は続いていることについて明記しています。また、河川の直線化や固定化などの影響についても明記しているところです。</p>
1080		1部2 章1 節	<p>(2) 第二の危機</p> <p>哺乳類（クマ、シカ、イノシシ、サル）の個体数増加と分布域拡大の今後の動向については、分布域全体のランドスケープ構造を視野に入れた個体群動態とその駆動要因のモデル化によって個別に検討することが必要である。またそのようなモデルによる予測は、対象哺乳類の増加や分布域の変更が生物多様性に及ぼす影響について検討する際の前提ともなる。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>中大型ほ乳類に関するデータ整備の充実は重要な課題と考えており、今後調査等を行う際の参考とさせていただきます。</p>
1081		1部2 章1 節	<p>(3) 第三の危機 外来種</p> <p>「新・生物多様性国家戦略」を受けて制定された外来生物法は、外来種対策を進める上で大きな役割を果たしている。また、国民の意識改革にも重要な役割を果たしてきたといえる。しかしながら、多くの外来生物が依然として生物多様性の劣化の大きな要因となっている現状を省みると、なお一層の普及・啓発が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税関等での水際対策の強化、飼養や輸入の規制の徹底、飼養や利用後の処置の強力な指導、特定外来種への指定が遅れている種の速やかな指定など、法律の運用面において多くの課題が残されている。 ・また、同法の対象外である、国内の分布域外へ導入される在来種が引き起こす生物学的侵入問題並びに、外来生物に付着あるいは共生・寄生して導入される微小生物の侵入問題については、解決に向けた努力がほとんどなされていない。 ・一方で、すでに定着している外来種の排除や駆除の取り組みはごく一部の侵略的外来種のごく一部の生息域に限られており、その飛躍的強化が望まれる。 ・外来生物の侵入を予防し、また有効な対策をたてるためには、種の生態や生活史を踏まえた監視、防除、排除手法の開発が必須である。すなわち、排除に向けた個体群モニタリング法や動態予測、投下する努力量あたりの効果の算定法など、効率的な防除を進めるための研究が現場での対策と連携した形で進められる必要があるが、現状ではそれらは極めて不十分にしか実施されていない。（意見部分のみ抽出） 	<p>外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。</p> <p>また、希少種の生息地や国立公園などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどの効果的な防除手法について検討し、地方公共団体などが実施する防除での活用を図っていくこととしています。</p> <p>さらに、人為的な移動による影響に関する普及啓発の推進についても検討していくとともに、資材や生物に付着して非意図的に侵入する外来種による影響の防止対策を検討していきます。</p>

意見 No	ペ ジ	部、 節	意見	対応案
1082		1部2 章1 節	(化学物質) 水域以外の生態系の保全に資する影響評価の手法が確立していないため、影響の把握は極めて不十分である。生態系に及ぼす化学物質の影響の評価と対策に関する研究の一層の進展が望まれる。 (意見部分のみ抽出)	19ページにおいて生態系への影響について適切にリスク評価していくことが必要なことについて記述しています。
1083		1部2 章1 節	(4)第四の危機「地球温暖化」 地球温暖化について、すでに「新・生物多様性国家戦略」で認識された3つの危機に加え、より広範な影響を伴う第四の危機として注視すべきものである。 ・今日のように農地、植林地、市街地などの土地利用が卓越している現状では、飛翔による移動の可能な鳥類や昆虫類の一部を除くと、移動ルートの確保が難しく、温暖化に遅れず分布域を変化させることのできる生物はごく一部に限られるだろう。 ・温度変化に対する生物季節や分布域の変化の速度は種や分類群によって異なるので、各地で捕食、送粉、種子散布、寄生などをめぐる生物間相互作用に狂いが生じる可能性が大きい。ヨーロッパではすでに、鳥の繁殖時期と食物となる昆虫の発生時期が大きくずれてきており、それによって鳥の繁殖成功率が下がって個体数が減少している地域もある。 ・温暖化した環境への適応においては、世代時間が短い生物ほど有利である。したがって、理論的には、害虫や病原生物など「厄介な生物」は適応をとげるのに対して、世代時間の長い哺乳類などは、短期間に進行する温暖化をはじめとする今日の激動ともいえる環境変化に適応進化で対応することは不可能であると推測される。また、絶滅危惧種など、すでに個体群が縮小し、遺伝的多様性を失っている場合には、適応進化は起こりえず、絶滅する危険が大きい。 ・一方、気温変化にともなう海水面の上昇は、干潟や珊瑚礁などを内陸側に後退、あるいは消滅させる可能性が高い。沿岸部がコンクリートによって護岸されている地域では、干潟などの後退の余地が無く、消滅せざるを得ない。さらに、湖沼や干潟などの水辺では、温暖化による水温上昇によって特定の微生物や藻類が増加し、富栄養化などとあいまって生態系全体の構造と機能を大きく変化させるレジームシフトを引き起こす可能性が高い。 ・気温の上昇とそれに伴う海水温の上昇は、熱波、竜巻、台風、ハリケーンなど、極端な環境事象であるカタストロフを多発させ、あるいは規模を拡大させる。近年、日本を含む世界各地では、すでに温暖化の影響と考えられる異常気象による災害が発生している。カタストロフは、生態系全体に大きな影響を与え、多くの生物種の局所的絶滅を招く。(意見部分のみ抽出)	影響については、21ページから22ページに記述しているような具体的事例もあり、今後影響はさらに顕在化する可能性があると考えられます。 なお、地球温暖化については、第1の危機の究極という考え方もあること、問題の大きさやグローバルな広がりからむしろわが国の生物多様性の「3つの危機」を超えた逃れることのできない深刻な問題として、新たに別立てで危機として取り上げています。
1084		1部2 章1 節	現状把握に加えて、緊急にとるべき対策、すなわち温暖化の影響を回避するための有効な「緩和策」と、温暖化した地球のもとで生物多様性をよりよく保全するための「適応策」を明らかにする科学的な研究の実施が急務となっている。(意見部分のみ抽出)	基本戦略「地球規模の視野を持って行動する」(70ページ以降)で生物多様性の観点からの緩和策の推進と適応策の検討を進めることを明記しています。

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
1085		2 部 1 章 3 節	(5) 自然環境保全再生に関する実践の現状 「新・生物多様性国家戦略」を受けて、この間、自然再生のための制度整備が進んだ。ただし、自然再生の実践は、取り組まれている規模や範囲からしても、成功事例に限られていることから、いまだその発達のごく初期の段階にあるといわざるを得ない。 さらに、広義の自然再生事業の中には、本来の自然の再生という目的から逸脱していると考えざるを得ない事例も散見される。たとえば、回復させる生物種や生息場に関する具体的な目標を明示せずに、航路浚渫土の投棄によって沿岸域の地形を変更することなどである。(意見部分のみ抽出)	自然再生事業においては、自然生態系劣化の根本的な要因を取り除くことが重要と考えています。 なお、ご意見を踏まえ、第2部1章3節1. 1（現状と課題）の末尾を以下のように修正します。（99ページ9行目） 「・・・必要があります。・・・また、自然再生事業の実施にあたっては次の点に留意することが必要です。・・・第二に、残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因をひとつひとつ取り除くことが重要です。このため、当面の局所的な絶滅を防ぐなど、短期的で対症的な対策を進める一方で、劣化要因とその複合的作用の把握を踏まえた根本的な対策を検討、実施することが必要です。・・・」
1086		1 部 4 章 1 節	2 保全・再生のために尊重すべき原則と強化すべき政策 (1) 保全・再生のために尊重すべき原則 エコシステムアプローチを踏まえ、ここでは自然環境にかかわる開発や事業については、以下を原則とすることを提案したい。	(感想・その他)
1086		1 部 4 章 1 節	【現在残されている傑出した自然生態系は可能な限り保護する】 すべての事業に先行して、保全上の価値の大きい傑出した自然生態系とそれに準じた生態系がどこに、どの程度残されているのかを詳細に調査・評価する。もし、開発の対象地が保全上重要な自然生態系内あるいはその隣接地にある場合には、開発事業は可能な限り回避すべきである。わが国の傑出した自然生態系の大半がすでに失われていることは「新・生物多様性国家戦略」でも指摘されているとおりである。	わが国の生物多様性の状況の総合評価や国立・国定公園の総点検を実施することを記載しており、これらの検討の結果得られた情報を保全地域の指定等に向けた検討に活用するとともに、生物多様性保全上重要な地域その周辺における保全上の配慮の必要性について、普及啓発を進めていきます。

意見 No	ペ ジ	部、 節	意見	対応案
1086		1部 4章 1節	<p>【自然の変動や攪乱は生態系本来の動的な維持機構として位置づけ、可能な限り許容する】 生態系の変化は予測できない不確実性をもち、変化の過程は時間的にも多様かつ動的であり、遅延効果などによって特徴づけられる。自然の営力が健全に作用している生態系に対しては、人為的な関与を極力排除することを原則にすべきである。このことに関連した原則8（生態系管理の目標は長期的に策定すべき）の付記には、「このことは本質的に短期間の達成を好む傾向や当座の利益を好む傾向とは相反する」とされている。レジリエンス（復帰可能性）が有効な範囲内では、自然はみずからの力で再生する。防災等の公益のために自然のシステムを大きく変更せざるを得ないと判断される場合においても、長期的観点にたてば健全な自然生態系を残すことの方が、災害によるリスクと防災に対するコストを軽減できる可能性もある。近い将来に温暖化による大きな環境変動や異常気象が予測される現在においては、なおさらである。政策の選択にあたっては、人工的なシステムは、人智の及ばない変動に対して、必ずしも設計時に意図されたほどには有効とは限らないことを認識する必要がある。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第3章第2節3（4）＜目指す方向＞において、「河川本来の変動性の回復などで、多様な生物の生息・生育環境を保全・再生する」と記述しております。また、御指摘のうち、防災に関する点につきましては、第1章第2節4「自然に守られる私たちの暮らし」に記述しております。</p>
1086		1部 4章 1節	<p>【人為的な自然生態系への関与や干渉は原因に立ち返り行われるべきである】 自然再生事業においてはさまざまな工法や工事が提案される。しかし、劣化の根本的な原因を取り除かなければ、一時しのぎの対症療法でしかない。当面の局所的絶滅を防ぐなど、短期的で対症療法的な対策を進める一方で、不健全化の要因とその複合作用の解明を介して根本治療的な対策を検討する必要がある。干潟や藻場の再生事業がさまざまな海域で行われているが、埋め立てによるものを除けば、干潟の消失の原因は主として供給土砂量の減少と海流の変化であり、アマモ場の消失の原因は主として富栄養化による光量の減少である。これらの原因を取り除くことなく、単に海域に土砂を入れアマモを移植するだけの再生事業は、中長期的には成功が望めず、本来の再生事業とはいえないだろう。</p>	<p>自然再生事業の実施にあたっては、御指摘のような科学的知見に基づいて行われることが重要であることから、67ページ8行目の「取り戻すことが必要であり、自然再生を積極的に行う」を「取り戻すことが必要であり、科学的な知見に基づいて自然再生を積極的に行う」と修正します。</p>
1086		1部 4章 1節	<p>【自然生態系を改変する開発事業が本当に必要かどうかを問い続ける】 各種の開発事業の中には、生態系や生物多様性の保全とは相容れないものも少なくない。生態系の構造と機能に、程度の差はあれ、なんらかの変更をもたらすからである。したがって、実施される事業が果たして本当に必要かどうかを、真に問う必要がある。それが真に必要な工事であるとしても、事業や工事の規模や工法が自然環境の保全という観点から妥当なものかどうかを十分に吟味する必要がある。それを判断するひとつの目安となるのは、そこに加わる人為的干渉の、自然に発生する変動や攪乱、あるいは伝統的な資源利用や管理による人為的な攪乱との比較における相対的な大きさ、性格、頻度などである。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>御意見を踏まえ、18ページ5行目「回避、又は低減するという対応が必要となります。」を「回避又は低減するという対応が必要であり、原生的な自然の保全を強化するとともに自然生態系を改変する行為が本当に必要なものか十分検討することが重要です。」と修正します。</p>

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
1087		2部 1章 3節	<p>(2) 望ましい自然再生のために</p> <p>自然環境の劣化や悪化は、依然として急速に進行しつつあり、残された良好な自然環境の価値が極めて大きいものであることを強く認識する必要がある。自然再生事業が実施される一方で、近隣の従来型の公共事業において生物多様性が損なわれるのでは、自然再生事業そのものの有効性を担保することができない。その有効性を高めるためにも、通常行われる農地、林地、河川、海岸、港湾などの整備において、生物多様性に十分に配慮することが必要である。そのためには、戦略的アセスメントの仕組みを生物多様性の視点から充実させ、広域もしくは地域における生物多様性ランドデザインを具体的に検討することなども有効だろう。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>ご指摘の通り、「通常行われる農地、林地、河川、海岸、港湾などの整備において、生物多様性に十分に配慮することが必要である」ことから、第2部2章7節の（基本的考え方）において、「生物多様性の保全を図っていくためには、国などの施策や事業の策定・実施にあたって、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことが極めて重要」と記載しています。また、「戦略的アセスメントの仕組みを生物多様性の視点から充実」させるとのご意見については、第2部2章7節1の（施策の概要）にある「戦略的環境アセスメントなどの導入に向けた一層の取組を進める」際に、参考にさせていただきます。</p>
1088		2部 1章 3節	<p>今後、真の自然再生をより広範囲に、また効果的に進めていくためには、行政、市民、研究者が一体となって努力を続ける必要がある。また、目標設定や実施方針において自然再生の本質を見失うことのないよう自然再生の基本的理念を一層明確にすることも求められる。再生を成功に導くための科学的な指針や具体的方策を提示するためには、事業の推進に必要な新知見や新技術を生み出す研究が事業と連携しながら進められることも有効だろう。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>研究開発は、自然再生事業の実施と連携して進められることが重要であると考えます。さらに、この中で住民参加型調査など多様な主体の参加・協働により、保全・再生の重要性について、理解の促進が図られることと考えます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、第2部1章3節1. 1（現状と課題）の末尾を以下のように修正します。（99ページ9行目）</p> <p>「・・・必要があります。その際、自然再生に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ進められることが重要です。・・・」</p>
1089		2部 1章 3節	<p>一方、全国的な観点からは、どの地域のどのような環境（生育・生息場所）を優先的に再生していくかの判断が重要である。そのためには、国土全体にわたる自然環境や生物多様性の現状把握が不可欠である。これまでに蓄積されている資料を整理、解析し、不十分なところは新たなデータを加え、それらの総合的分析評価をもとに優先的に自然再生を実施すべき場所と事業内容を明らかにする必要がある。</p> <p>地域の自主性を重んじることの意義の大きさはいうまでもないが、劣化の著しい日本列島全般における生態系の現状を見るならば、全国的な計画にのっとった自然再生事業の推進に寄与する法体制の構築が望まれる。</p> <p>現状では、自然再生推進法にのっとった事業でさえ、各省の個別法に基づく事業として実施される以外には、必要な事業費を確保する方がない。事業官庁の個別法に基づく事業によって自然再生を進めるという現行法の枠組みは、時として大きな矛盾を孕むものである。たとえば、農地整備や農地防災の事業のしほりの中で、真の自然再生にふさわしい事業を実施することは原理的に難しい。事業目的に最もふさわしい真の自然再生のための公共事業を実施できるようにするためには、財政的な裏付けが必須であり、施行から5年を迎えようとしている同法の改正の際には、その問題の解決が図られる必要があるだろう。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>自然再生の必要性が高い地域の抽出については、蓄積資料の活用や地域における自然環境の専門家の意見を踏まえ実施することが重要と考えます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、第2部1章3節2. 1（具体的施策）を以下のように修正します。（100ページ13行目）</p> <p>「○これまでに蓄積されている情報を整理・解析し、それらの総合的分析評価をもとに、自然再生の必要性が高い地域を明らかにするための検討を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）」</p> <p>また、現行法は地域の発意に基づく事業を前提としています。これと併せ、全国的、広域的な視点から自然再生の必要性が高い地域を把握し、自然再生を実施していくことが必要ですが、法規定については、今後の検討課題と考えます。なお、環境省における自然再生事業は、過去に失われた自然を取り戻すことを通じて、生態系の健全性を回復することを目的として、平成14年度より実施しています。</p>

意見 No	ペ ジ	部、 節	意見	対応案
1090		2 部 2 章 1 節	(2)生態系ネットワークの構築及び流域生態系管理と省庁連携 従来の自然環境保全にかかわる事業のほとんどは、個別の生態系のみを対象としており、異なるタイプの生息・生育場所をネットワークとして保全する、流域全体を対象として生態系の健全性を取り戻すといった横断型の事業はほとんど実施されていない。このような事業における省庁間の連携が十分ではないためである。同様のことは、生態系ネットワークの構築や、一貫した流域管理が困難なことについてもあてはまる。	(感想・その他)
1090		2 部 2 章 1 節	1990 年代にいくつかの生態系ネットワークの検討が省庁で行われた。林野庁の所轄の国有林では「緑の回廊」が提案され、国土庁（現国土交通省）を中心に「エコロジカル・ネットワーク（水と緑のネットワーク）」が構想された。しかし、前者で指定された回廊は、地域的にもわずかで、造林に適さない高標高地域の尾根筋などに限定されている一方、後者では、都市公園の緑の造成や配置、屋上緑化など、生態系ネットワークの構築にとってあまり本質的とはいえない施策が推進されたにすぎない。 有効な生態系ネットワークの構築のためには、全国土に及ぶ保全対象地もしくは指標とする生物種の生活に視点をおいた科学的な計画と関連する省庁の密接な連携が必須である。 省庁横断型の保全再生事業を含む総合的環境政策の策定を担える行政の体制とそれを科学的な面で支援するための総合的な調査研究体制の整備なしには、異なる生態系を含む空間にわたる事業、ひいては流域全体を視野に入れた生態系再生などの実施は不可能である。（意見部分のみ抽出）	第2部1章1節1（施策の概要）の第3段落4行目を下記の通り修正します。「重層的に形成される必要があります。したがって全国、・・・それぞれのレベルのネットワーク構想・計画は、相互に参照しながら階層性をもって、かつ科学的な知見を活用しながら検討を進める必要があります。また、各レベルに応じた関係省庁の連携はもちろんのこと、地方公共団体、NGO、企業や研究者などとの連携を図ることが不可欠です。」
1090		2 部 2 章 1 節	流域の生態系は、人間を含めた生物の生命活動の基本単位である。流域の自然環境の保全再生は、流域と沿岸域を一体とした生態系管理に基づき実施されることが望まれる。しかし、これまで、たとえば湖沼の水資源開発などのように、特定の生態系サービスに偏った資源の利用や行政管轄別の流域の管理が一般的であった。流域を一体とした生態系管理を実現するための行政の連携のあり方についての具体的な検討が必要となっている。 （意見部分のみ抽出）	ご指摘の通り流域一体となった生態系の管理は生態系の保全上、大変重要であり、例えば第2部1章1節において、関係省庁の連携の下で生態系ネットワークを形成していく旨記述されております。
1091		2 部 2 章 4 節	(3) 広域移動性の動物に関する国際協力の強化 いくつもの国にまたがって移動する渡り鳥、海洋哺乳類、ウミガメ類などの保全のためには、移動経路上にある国や地域が情報交換、共同研究などを通じて連携する必要がある。現在、一部の動物では衛星追跡などの手法により移動経路などが明らかにされているが、その他多くのものでは移動の詳細はほとんど把握されていない。このような状況のもとでは、保全上の問題点の特定が困難であり、具体的な保全策は立てられず、原因不明のまま種や地域個体群の減少や絶滅を招くことになりがちである。 移動追跡を高度化するための技術の開発と、その成果を保全の現場で活かせるような行政上の国際的連携の構築が望まれる。現在、鳥類を対象にしたいくつかの国家間の渡り鳥条約が存在するが、必ずしも実効性のある内容にはなっていない。（意見部分のみ抽出）	渡り性水鳥の保全については、二国間条約、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」等の枠組みを使って共同研究や情報交換を行っています。 ご意見は、今後の調査研究計画の参考にさせていただきます。

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
1092		2部 1章 8節	<p>3 第三次生物多様性国家戦略において重視すべき政策の方向 (1) 氾濫原の保全・再生と生物多様性保全に資する農林業への転換</p> <p>① 氾濫原の自然攪乱に依存する生物の保全と水田の管理 河川や氾濫原湿地は、人間の生産活動の中心的な場としてさまざまな人為改変を受けている。我が国のほとんどの河川はダムにより流量管理が行われ、また、氾濫水を閉じこめるための護岸などの人工的な構造物が築造されている。そのため、たとえ氾濫が起きたとしても多くの場合、河川域内での範囲が限定された一時的なものにすぎず、堤外においてすら河川域にふさわしい野生生物が生育できる湿地環境はわずかにしか残されていない。 水際や河川敷は固定化され、かつての氾濫原にあった低湿地の多くは排水管理された水田として利用されている。河川敷の運動公園やゴルフ場などとしての広範な利用は、湿性の攪乱依存種が生育可能な生息地を著しく狭めている。また、こうした状況を受けて、現在では、氾濫原の自然攪乱に依存する湿性植物や淡水魚類の多くが絶滅の危機に瀕している。 一方、たとえば、希少種であるタコノアシが河川工事で河川敷の土壌が攪乱されると出現し、ミズアオイは濁り水路が浚渫されると発生するなど、比較的長期にわたって土壌中に維持される埋土種子（土壌シードバンク）からの実生発生により断続的に個体群を維持する種もある。また、攪乱に依存する湿性植物が、広い河川敷にできる自然のワンドや定期的な出水でしばしば水位が上がる高水敷に見られる。氾濫原における自然攪乱に依存する生物の保全については、攪乱要因を考慮に入れた河川環境の管理が必要であると考えられる。 伝統的な植生の利用管理が行われていた時代には、氾濫水による攪乱の機能を刈り取りや火入れなどが一部代替していたことに学び、保全のための植生管理を実施することも有効だろう。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>河川における洪水による攪乱の重要性とその対応については、第2部1章8節1（施策の概要）や1.2「自然再生事業」で記述しています。</p>
1093		2部 1章 6節	<p>人間の活動が氾濫原に集中し、本来の氾濫原湿地を改廃してきた歴史を顧みると、ため池群は極めてユニークな存在である。現存するため池の多くが江戸時代以降に作られた小水域であり、氾濫原湿地に生息・生育していた生物が移り棲んで、独自の生態系を形成したと考えられる。農業利用による定期的な攪乱があれば遷移が進みにくく、比較的小規模で浅いため池には全面に水草群落が維持され多様な水生昆虫が生息するなど、その独特な淡水生態系は、高い種多様性を誇ってきた。ため池の動植物相は、氾濫原湿地や水田などとも共通性が高い。現在、ため池の生物において絶滅危惧種の比率が高いのは、数十年前まではどこにでもあった身近な水辺の環境が急速に失われつつあることを意味する。 氾濫原湿地を代替する良好なため池とその周辺環境については、淡水域の生物多様性を保全する観点から、保全の強化が望まれる。しかし、現状は極めて厳しいものである。ため池は、市街地化、農業の衰退や新たな大型ダム等の建設などによって不要化し、大幅にその数を減らしているだけでなく、近代的な改修により湿地としての機能を失いつつある。 ため池の多面的機能を評価した取り組みを推進している自治体等もあるが、管理の担い手である農業者にとっては、「農業になくはならない水資源」「水量の確保」には関心があるものの、その生態系としての意義には意識が及びにくい。最近では、ため池整備事業においても、自然環境への配慮を伴うものになってきてはいるが、必ずしも生態学の知識に基づいた整備の手法や技術が確立しているわけではない。保全へのインセンティブを与えるための社会的な制度の検討とともに、生物多様性の保全再生に寄与する整備・管理技術の確立が求められる。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>ため池等の整備、管理については、第2部1章6節1.4で、保全対象種の生活史等に着眼・配慮した基盤整備を地域住民の理解を得ながら推進するとともに、維持管理活動を支援することとしているところです。</p>

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
1094		2部 1章 6節	<p>③ 水田における水管理を活用した自然再生</p> <p>水田における環境管理は、さまざまな生物の生活にいろいろな影響を及ぼす。水田を利用する生物の中には、圃場整備などの影響を受けて急激に個体数を減少させているものがある。現在、「冬水たんぼ」、「休耕田」を利用した湿地再生など、多様な活動とそれについての研究が始まっている。今後、農業そのものの減農薬、無農薬、生態系保存型農業への転換を図る営農上のインセンティブ政策の推進が求められるが、減少の著しい生物については、生存に必要な環境要素などを明らかにし、生息数の回復につとめる必要がある。たとえば鳥類では、次のようなことがらが検討課題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 春と秋には、内陸湿地を通過するいろいろなシギ・チドリ類が、水の張られた水田を多数利用する。ただし、地域によって渡来数に大きな違いがある。どのような環境要素をそなえた水田に多いのかを明らかにする必要がある。 ・ 初夏には、クイナ類などが水田を繁殖地として利用する。休耕田が付近にあることが重要である。休耕田の植生や位置、規模などがどのように利用しているのかなどについて調べる必要がある。 ・ 冬には、「冬水たんぼ」をガンカモ類やハクチョウ類がねぐらや休息場所として利用する。ツル類もまれに採食場所として利用する。水を張る田んぼの配置や規模などを検討する必要がある。 <p>(意見部分のみ抽出)</p>	<p>農業環境規範の普及定着、エコファーマーの認定促進、農地・水・環境保全向上対策の導入、有機農業の推進など、我が国全体を環境保全を重視したものに転換するための取組を推進しています。また、ほ場整備事業等については、地域の合意のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に資する基本計画である田園環境整備マスタープランに基づき事業を実施する仕組みを導入しているところであり、これらを活用して自然と共生する田園空間の創造に貢献して参ります。</p>
1095		2部 1章 5節	<p>④ 荒廃した人工林の管理と生物多様性の再生</p> <p>我が国の人工林は1000万haを越え、国土面積の3割弱に及ぶ。このような人工林に対する間伐などを含む適切な森林管理は、CO2の効率的な吸収による木材の蓄積増加のみならず、林床植物の生育を促し、生物多様性の保全にも貢献することが期待される。</p> <p>しかし、手入れの行き届かない人工林と放棄された伐採跡地をどのように管理し、低下した生物多様性を回復させていくかについては、これまでに十分に知見があるとはいえ、今後科学的な見地からの検討がなされる必要がある。手入れの行き届かない人工林については、すでに列状間伐や強度間伐など、低コストの間伐方法が提案されている。強めの間伐は、林内の光環境を良好にし、出現する植物種数を増加させる効果があることが知られているが、種数の増加のみが生物多様性回復の本来の目的ではない。絶滅危惧種を含む在来種の保全にそれらの手法がどのように寄与するか、また、生物間相互作用系を考慮した管理はどのように行かなどの検討が必要である。</p> <p>一方、伐採跡地では従来のような植栽によらず、天然更新に任せる森林再生や広葉樹の植栽による林種転換など、新たな造林手法が検討されている。伐採後の植生回復がどのようなものとなるかは、種子供給源からの距離や埋土種子の構成にも左右され、場所によって様ではない。大面積の人工林地帯などで周辺に自然林が残されていないならば、広葉樹種子の散布は望めない。それに対して、自然林に隣接した伐採跡地では、ササが密生するなどの阻害要因がなければ天然更新による速やかな森林の再生が期待される。伐採地の前歴や自然林からの距離など周囲の状況に応じて、植栽の必要性を判断するようきめこまかい管理指針が必要である。</p> <p>(意見部分のみ抽出)</p>	<p>我が国の森林は、今後、高齢級の人工林が急増することが見込まれており、これらの森林を対象として、国民のニーズや立地条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等により、針広混交林化、広葉樹林化等の多様な森林整備を進めることとしており、地域における天然更新の完了を判断するための基準づくり、森林所有者に対する普及などの取組を進めているところです。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
1096		2 部 1 章 1 節	<p>(2) 生物の移動や分散を考慮した生態系ネットワークの再生</p> <p>動物の多くは、繁殖や越冬などの生活史の段階に応じて、複数の生息地を移動する、あるいは複数の異なるタイプの生態系を往き来しながら生活することが知られている。そのため、保全の対象とする種あるいは個体群については、個体の移動、分散を考慮した生息地の保全と再生が必要である。生物の移動分散特性や行き来する生態系の組み合わせは種によって異なり、必然的に、扱うべき空間スケールや保全手法も異なる。野外において経験的なデータを取得する研究と理論の両方を適切に組み合わせ、保全・再生に必要な情報を充実させることが求められる。</p> <p>当面、特に重視すべき研究として、いくつもの国にまたがって移動する渡り鳥やウミガメなどを保全するための生息地のネットワーク構築にかかわる研究、国内における生態系ネットワークである「緑の回廊」の再生に資するためのツキノワグマなどを対象とした研究が挙げられる。</p> <p>移動距離の短い動物についても複数の生態系間の移動分散に関する知見が不足している。森林内で生活するヤマアカガエルは、越冬・繁殖のために隣接する水田に移動する。河川に棲むメダカやタモロコは農業用水路を遡上して水草などに産卵する。サギ類はねぐらを森林に依存し、水田や河川で採食する。こうした動物の移動にとって、コンクリート護岸化あるいはパイプライン化した農業水路や河川構造物が阻害要因となる。現状でのこれら構造物に関する生物多様性保全上の問題点を明らかにするとともに、阻害を緩和するための技術開発、そのための基礎研究などが求められる。 (意見部分のみ抽出)</p>	<p>生態系ネットワークを通じた生物多様性の保全・再生にあたっては、第2部2章5節2に示した各種施策によりデータの充実を図り、これらを活用するとともに、科学的な知見も踏まえた検討をしていきます。二国間渡り鳥条約・協定や東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの枠組みの中でも、渡り鳥の移動経路等の調査を行っているほか、フライウェイ・パートナーシップに基づく渡り性水鳥の重要生息地ネットワークを構築しています。なお、2章5節3.1の地球環境総合推進費は、地球レベル等広範な地域レベルでの生物多様性の減少に関する研究も対象としています。</p> <p>国内における生態系ネットワークとして保護林相互を連結する緑の回廊については、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施しています。</p> <p>基礎研究としては、例えば平成14年から5年間取り組まれた「流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発」において、瀬淵水路による魚類の生育環境維持技術など、自然と共生する視点から、農林水産業により形成された生態系を適切に管理する技術や基礎的なデータを得たところです。</p> <p>また、第2部第1章第8節1.3「河川の上下流の連続性の確保」及び「河川と流域との連続性の確保」に記述しておりますとおり、河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどとの水域の連続性の確保に努めて行くこととしていきます。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
1097		2部 1章 8節	<p>(3) 流域単位の生態系管理の実現 ① 流域レベルでの物質循環の適正化に向けた科学的管理</p> <p>地球規模での窒素過多など富栄養化の深刻な影響が国連のミレニアム生態系アセスメントにおいても指摘された。流域レベルでの物質循環の大きな歪みは、河川、湖沼、湿地、沿岸域の生態系の不健全化を招いている。</p> <p>環境省による硝酸性窒素による地下水汚染調査のまとめによれば、硝酸性窒素が環境基準値の10mg/1を超える地下水は調査地点の約6%に及び、硝酸汚染対策に取り組まなければならない地域は全国で100を超える。この問題の解決に向けて、流域の土地利用、農業や畜産業などの環境負荷を流域レベルで把握し、肥料投入量の低減、畜産廃棄物の適切な処理、負荷の大きい産業から環境保全型の産業への転換など、多様な対策を流域全体にわたる総合的な見地から計画できるようにすることなしには、この問題の解決は望めない。(意見部分のみ抽出)</p>	<p>硝酸性窒素による地下水汚染は、汚染原因が多岐にわたり、また、汚染が広範囲に及ぶ場合が多いことから、地域の実情に応じた対策を講じることが重要です。</p> <p>環境省では、硝酸性窒素による人の健康への影響を防止するため、これまでに、地域の実情に応じた効果的な窒素負荷低減対策を推進するためのマニュアルや事例集を作成しました。また、地域の実情に応じた総合的な対策を支援するモデル事業を平成17年度から実施し、流域全体にわたる総合的な対策計画の策定を支援しています。</p> <p>環境省としては、引き続き、地方自治体と連携をとりながら地域の実情に応じた総合的な硝酸性窒素による地下水汚染対策を講じていくこととしています。</p> <p>農業分野においては、農業環境規範の普及・定着、エコファーマーの認定促進、農地・水・環境保全向上対策の導入及び有機農業の推進を通じて、水質の保全をはじめ我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進しているところです。</p> <p>畜産については、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、畜産農家における家畜排せつ物の処理について管理基準に基づいた管理を行うことが義務付けられています。</p>
1098		2部 2章 1節	<p>② 流域を視野に入れた効果的侵略的外来種対策</p> <p>ブラックバスなどの外来魚や河川域に急速に拡大する外来牧草やオオブタクサ、アレチウリ、ハリエンジュなどの侵略的外来種が生態系に与える影響は、現在では極めて甚大なものとなっている。それら侵略的外来種の排除は、生態系の健全性回復の鍵となる。しかし、現在は、ごく狭い空間的なスケールにおいて個別的な対策が実施されているだけであり、十分に効果があがっているとはいえない。大きな個体群プールが流域内の他の場所に存在すれば、ある場所から排除しても速やかに個体群が回復するからである。移動分散を含めて個体群動態をモデル化し、科学的な予測に基づく仮説・検証プロセスを重視する順応的な取り組みが必要であるが、そのためには、流域全体を視野に入れた広域的な観点が重要である。</p>	<p>侵略的外来種の排除は、対策が急がれる地域では当面とりうる対策をとりつつ、必要に応じ個体群レベルでの排除に関する検討を進めるなど、効果的な排除を進めることが必要と考えています。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、節	意見	対応案
1099		2部 1章 8節	<p>③ 湖沼の再生に向けた戦略と研究</p> <p>流域全体の影響を受け、水の交換に時間を要するという特性により、湖沼はいったん汚れるとその回復は難しい。その上、多くの湖沼は水資源の利用のために水位管理や築堤などの影響も加わり、水質のみならず沿岸の植生帯の劣化喪失が著しい。さらに、半閉鎖的な特性のため、外来魚の影響も深刻である。水質の環境基準達成率を目安とするならば、日本の湖沼の約半分において生態系の健全性を取り戻すための再生が必要である。湖沼を再生するにあたって、第一に必要なことは、湖沼への栄養塩の流入を環境容量内に抑える流域管理である。そのためには、湖沼の流域を一体的にとらえ、歴史的な変遷にも目を向け、大きな人為が加わる以前の自然の水の流れを解明することに加え、保全上重要な生物の移動なども考慮した水系の繋がり、人と水系との関係性についての考慮も欠かせない。その上で、指標として適切な生物種を取り上げ、流域の多くの人々の参加を促し、戦略的に生物多様性の保全と生態系の健全性の回復に取り組むことが有効だろう。湖沼は公共用水域であり、多様な利害関係者の協力と理解なしにはその再生は望めない。協力を促すには、有効なインセンティブなどについての検討も必要であるが、単に経済的な検討にとどまらず、人間心理や行動の本質に根ざした検討が欠かせないだろう。湖沼とその周辺に着目すると、中心部の沖帯に比べ、沿岸域についての知見が圧倒的に不足している。植生のダイナミクスを、地形的要素を含む多様な物理的環境要因及び生活史など生物学的な要因と組み合わせるためには、遺伝的マーカーを用いた分析や空間情報解析など、生態学の新しい手法を取り入れた研究も必要である。自然科学の諸領域における手法や知見の統合にとどまらず、人と湖とのかかわりに関する人文社会科学の研究を含めた総合的なアプローチと多様な主体の参加を得ることなしには、湖沼生態系と生物多様性の再生は望めない。(意見部分のみ抽出)</p>	<p>湖沼の保全に当たっては水質のみならず、湖沼の健全な生物多様性の保全・再生といった視点が重要であると考えているところであり、御意見については、重要な御指摘だと認識しています。今後とも、科学的知見の充実を図り、湖沼流域の関係機関、民間団体、地域住民等との協力の下、湖沼水質保全対策に取り組んでまいりたいと思います。</p>
1100		2部 1章 8節	<p>生物はその生活史において、それぞれ特定の生息条件を必要とするが、その環境的基盤となるのが地形である。現在、流域の開発に起因する人為的な土砂移動が、地形を改変し、生物の生息を脅かしている。そのため、流砂系を一貫して総合的に保全することが必要となっている。土砂管理の重要性は、社会的にも広く認識されるようになり、1998年には河川審議会総合土砂管理小委員会が「流砂系の総合的な土砂管理に向けて」をとりまとめた。また、海岸の関係では、海岸長期ビジョン(1995)において砂浜の重要性が認識され、1999年の海岸法の改正では、法律の目的に、防護に加えて環境・利用が加えられ、必要に応じて砂浜を海岸保全施設として指定できるようになった。しかし、現状の土砂管理においては、生態系保全は考慮外である。今後、生態系と生物多様性保全を考慮に入れた総合的な土砂管理のあり方を検討する必要がある。そのためには、異常外力時を考慮に入れて混合粒径の土砂の移動を解明し、精度のよい定量的評価につなげる基礎的研究が必要であり、粒径分布を含む地形動態の予測とそれに基づく有効な保全対策の実施に際しては、モデルの精度向上に結びつくような現場でのモニタリングが欠かせない。なお、流域各所における具体的な土砂管理の課題としては次のようなものを挙げる事ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂供給：山地においては、河道の安定や土石流の防止のために砂防ダムが設けられている。その必要性を十分吟味する一方で、下流側への土砂供給が過度に減少しないよう小規模な出水時における土砂流出を許容する技術の確立が求められる。 ・ ダム堆砂：現状ではダムが土砂の流れを止めて流砂系の連続性を損なっている場合の多いことに鑑み、ダムの排砂ゲートやサンドパイピングにより土砂移動を連続させるための技術開発が求められる。一方で、新規ダムについては、その必要性を十分に吟味することも必要だろう。 	<p>ご指摘を踏まえ、第2部第1章第8節1. 6の具体的施策に、以下を追加します。</p> <p>○下流に被害を及ぼす土砂の生産抑制、捕捉を図りつつ、量、質の観点から適切な土砂を下流へ流す事のできる砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過化を推進します。また、ダム貯水池への流入土砂量の抑制、貯水池直上流の貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排除、排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組み合わせにより、ライフサイクルコストを考慮した土砂対策を推進することにより可能な限り長くダムの機能を維持し、適正に土砂を下流に供給することで安全や環境を確保します。(国土交通省)</p> <p>○これまでの土砂移動状況についての既存データ収集や土砂の量や質についての土砂動態モニタリング調査、調査結果の分析による溪流・河川・海岸を通じた土砂の流れの健全度評価、土砂移動を追跡し地形の変化を推定できる流砂や漂砂等のシミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を行います。(農林水産省、国土交通省)</p>

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
1100		2部 1章 8節	<p>・ 中下流部の河道における流砂量：河川の中下流部は、土砂の通過地域となるとともに、動植物の重要な生息・生育の場であることに鑑み、河川の土砂量、流路、植生とその動的な相互関連を考慮した総合的な管理を検討することが必要である。生息・生育条件、下流への土砂供給量などに注目し、河川の自然の変動と動態をできるだけ損なわない管理方法を見いだす必要があるだろう。</p> <p>・ 海岸における漂砂制御：河口から海岸に出た土砂は、一部は沖合に向かって流出し、残りは沿岸漂砂となって砂浜を形成・維持する。その際、粒径によって挙動が異なり、それらの堆積地は動植物の生息・生育場所としての機能も異なる。海岸における土砂移動の実態を把握し、砂浜の維持に寄与する人工構造物のあり方を検討すること、その上で自然再生のために必要最小限度の漂砂制御構造物、サンドバイパッシング、養浜など土砂対策技術を施すことが有効であるだろう。その際にも、生態系・生物多様性への最大限への配慮が必要である。</p> <p>・ 沖合における土砂分布の把握：現状では沿岸域への土砂供給量は不足気味であり、土砂は貴重な資源となりつつある。その意味で、海岸から沖合に流失した土砂の蓄積状況を把握することが必要である。土砂収支を長期的にバランスさせることなしには、流砂系の面からの自然再生は実現しない。そのための管理には、河川の流量配分と同様、土砂移動量についても流砂系全体について配分図を描くに足るデータが必要である。流砂系の再生においては、できるだけ自然の応力に任せる再生戦略が持続性の観点からも望ましい。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第2部第1章第8節1. 6の具体的施策に、以下を追加します。</p> <p>○下流に被害を及ぼす土砂の生産抑制、捕捉を図りつつ、量、質の観点から適切な土砂を下流へ流す事のできる砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過化を推進します。また、ダム貯水池への流入土砂量の抑制、貯水池直上流の貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排除、排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組み合わせにより、ライフサイクルコストを考慮した土砂対策を推進することにより可能な限り長くダムの機能を維持し、適正に土砂を下流に供給することで安全や環境を確保します。（国土交通省）</p> <p>○これまでの土砂移動状況についての既存データ収集や土砂の量や質についての土砂動態モニタリング調査、調査結果の分析による溪流・河川・海岸を通じた土砂の流れの健全度評価、土砂移動を追跡し地形の変化を推定できる流砂や漂砂等のシミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を行います。（農林水産省、国土交通省）</p>
1101		1部 4章 2節	<p>(4) 地球温暖化に対応した生物多様性の動態予測と対策</p> <p>① 日本における温暖化進行下での生物・生態情報の探索と総合化</p> <p>温暖化の進行にตอบสนองしてさまざまな生物群が、生物季節、生活史、遺伝子型頻度、群集組成、個体群動態などの生物学的・生態学的反応の変化を顕在化させている。しかしながら、これらの変化は、個々の事象についても、相互の関連についても十分に把握されているとはいえない。現状を速やかに把握し、狂いやひずみが生じている生物間相互作用や生態系の実態を早急に明らかにする一方で、得られる情報とシミュレーションなどを組み合わせて将来予測することも必要である。今後、温暖化が生物多様性に与える影響を具体的に監視し、予測するためのデータを充実させていく必要がある。そのためには、全国規模の環境モニタリング体制とGIS（地理情報システム）を基礎とするデータベースの構築、指標として取り上げる。生物種の長期かつ広域的な分布と個体数モニタリングに早急に着手する必要がある。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>地球温暖化の影響を含めたモニタリングの実施について、72ページに記述しており、具体的な方法などについては、今後検討してきます。</p>

意見 No	ペ ー ジ	部、 節	意見	対応案
1102		1 部 4 章 2 節	<p>② 海面上昇などに伴う絶滅リスク回避策 温暖化による影響の中でも、沿岸生態系への影響はとくに重大である。温暖化に伴う海面上昇は、大部分の砂浜や干潟を消失させることが予測されている。オランダでは、沖合に堆積が確認されている砂を活用して、養浜により1990年時点の海岸線を維持するという政策がとられている。この方法は、必ずしも海岸の生態系の保全を目的にしたものではないが、日本においても、近い将来にほぼ確実に起こる海面上昇に対して、海域に応じて、防護、適応、撤退などの手法を組み合わせながら、海岸の保全を図る必要がある。さらに、それに伴い生態系をどう保全すべきかを検討し、講ずるべき対策を速やかに実施する必要がある。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>御指摘のような適応策については、277ページの「モニタリング及び適応策」の1つ目の施策や6つ目の施策などにより検討を進めていく予定です。</p>
1103		1 部 4 章 2 節	<p>③ 温暖化緩和策と里山・水辺の生物多様性保全のシナジー 温暖化の緩和策として世界各国で注目されているのは、バイオ燃料としてのエタノールのガソリンへの混入利用である。しかし、原料として穀物の利用は、トレードオフを通じて穀物やその製品の市場価格の高騰をもたらすのみならず、サトウキビ畑の拡大が熱帯域の森林減少を加速し、温帯地域でのトウモロコシ畑の拡大が湿地や湿った牧草地などの減少をもたらすなどといった、土地利用転換を介した生物多様性保全上の問題をもたらす。それに対して、伝統的な植物資源の利用によって生物多様性が維持されていた里山や水辺で、利用管理の放棄によって大量に生育するササ、タケ、ヨシ、オギ、ススキなどのバイオマスをセルロース系エタノール生産に利用すれば、原料や土地の他の用途との競合がないばかりか、「新・生物多様性国家戦略」で指摘されている第二の危機の解消を実現し、植生の多様性の回復を介して生物多様性保全に大きく寄与することが期待される。そのような方策、あるいは社会システムの構築は、温暖化緩和策、エネルギー安全保障、生物多様性保全のシナジーに寄与するばかりでなく、水環境保全、地域振興などにも利するところが大きいものと考えられる。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>御指摘の点については、23ページ6行目に記述されているように、「生態系の適切な管理によって生じるバイオマスの利用など生物多様性の保全と地球温暖化の防止の両面に役立つ施策を推進すべき」に、その趣旨は含まれていると考えます。</p>

意見 No	ページ	部、 章、 節	意見	対応案
1104		2部 2章 5節	<p>(5) 自然環境保全再生に資するデータ収集・統合・分析の高度化 ① データの統合・分析・地図化と参加型モニタリング</p> <p>現在実施されている自然環境に関するさまざまなモニタリング（モニタリング1000、モントリオールプロセスに基づく森林モニタリング、河川水辺の国勢調査など）についても、情報を共有のための効果的なデータベース化に向けた省庁を超えた統合化努力が必要である。</p> <p>生物多様性ホットスポットの選定、全国的な視点から優先的に自然再生を実施すべき場所の特定など、保全や再生の計画設計に活かすために、データ統合、地図化、分析、評価を総合的に実施する体制をつくるとともに、現在、日本列島に良好に保たれている代表的な生態系について詳細な調査を実施し、関連する生物情報及び生態系の場としての情報を収集・分析することの意義は大きい。良好に保たれている生態系は、当該タイプの生態系の構造とその動態を理解する上での最良の教科書ともいえるからである。失われた生態系の再生のためには、利用できる資料として、古地図や古写真の収集とデータベース化等も有効である。</p> <p>生態系の不健全化や生物多様性の危機の深まりについて、社会全体で認識を共有することは、すべての取り組みの前提となる。生物多様性データの収集を市民参加型のプログラムによって行う「参加型生物多様性モニタリング」は、認識の共有や生物多様性保全の実践への参加意識の高揚を図る上で極めて大きな意義をもつ。また、多くの人々が生活の場での日常的な観測に従事することのできるプログラムを提供すれば、研究者・技術者の努力だけでは到底なしえない時間・空間的に高密度の広域モニタリングが可能となる。収集されたデータを衛星画像などの地理情報や適切な空間明示的モデルと組み合わせ、実践によって効果を検証しながらすすめることは、自然環境の保全・再生を社会に根付かせるにあたって大きな意義をもつ。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>省庁間のモニタリング情報共有化の必要性への認識は以前より進んでおり、林野庁の森林資源モニタリング、国交省の河川水辺の国勢調査、環境省の植生調査のデータの重ね合わせの試行も一部実施されております。モニタリングサイト1000の情報システムを整備する過程で、他の関連事業との情報の共有化及びデータ互換性について検討していきたいと考えております。</p> <p>また、比較的良好に保たれている生態系におけるモニタリングサイト1000の実施に加え、一般参加型の生物多様性モニタリングについても20年度以降の実施を検討しているところです。さらに、衛星画像や航空写真の収集・解析による面的情報の継続収集の実施を検討しております。</p>
1105		2部 1章 3節	<p>② 順応的管理と自然再生事業の現場における科学研究</p> <p>生物群集とそれを成立させている物理的条件としての土壌、水質、水位変動、水文条件などを維持しながら、種・個体群の絶滅を防いで生物多様性を維持し、持続的に生態系サービスを楽しむようにするためには、指標となる生物種・個体群を用いたモニタリングに基づく生態系の適切な順応的管理が本質的な重要性を持っている。</p> <p>順応的管理には、生態系の要素間（生物要素、非生物要素を含む）のダイナミックな連関によって担われる生態系機能についての理解が欠かせないが、それに関しては、順応的管理の現場を研究の場としても活かし、生態系規模での科学的な実験としてデータ収集とモデルの構築・検証に活かしていくことが有効である。自然再生事業等と強く連携した生物多様性・生態系機能の実験的・理論的研究チームを研究者のみならず多様な主体の参加を得て編成することは、今後、自然再生事業等をさらに発展させていく上で重要な鍵になると思われる。（意見部分のみ抽出）</p>	<p>研究開発は、自然再生事業の実施と連携して進められることが重要であると考えます。さらに、この中で住民参加型調査など多様な主体の参加・協働により、保全・再生の重要性について、理解の促進が図られることと考えます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、第2部1章3節1. 1（現状と課題）の末尾を以下のように修文します。</p> <p>「・・・必要があります。その際、自然再生に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ進められることが重要です。・・・」</p>
1106	182	2部 1章 9節	<p>○ ウミガメやカブトガニといった海生生物やコアジサシ、チドリ類などの野鳥などに・・・ 意見 「チドリ類」を「シギ・チドリ類など」に変更する。 理由 チドリ類と同様、シギ類も砂浜海岸を重要な生息環境として利用している。モニタリング サイト1000においても、シギ・チドリ類を対象とした調査を砂浜海岸で実施している。</p>	<p>限られた記載量の中で代表的な例示をしているところであり、ご意見は今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

意見 No	ページ	部、章、節	意見	対応案
1107	182	2部1章9節	<p>○ウミガメの産卵地等の海浜については、必要に応じて・・・</p> <p>意見 「ウミガメの産卵地」のあとに、「コアジサシ、チドリ類の繁殖地」を追加する。</p> <p>理由 砂浜海岸を繁殖地として利用する鳥類として、コアジサシやチドリ類（コチドリ、シロチドリ）があげられる。これらの種の繁殖は人為的攪乱を受けやすいため、ウミガメ同様の対策が必要と言える。</p>	<p>コアジサシ、チドリ類の繁殖地についても、「ウミガメの産卵地等」の中には含まれ、ウミガメの産卵地と同様に、必要に応じてその保全を図っていきます。</p>
1108	183	2部1章9節	<p>○全ての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸とするため、海辺へのアクセスの向上・・・</p> <p>意見 「・・・海岸とするため」のあとに、「自然環境との調和を図りつつ、」を追加する。</p> <p>理由 文言からは、利便性だけを追求しているように読み取れる。p.182 [海岸環境の保全・整備]の内容に反しないようなゾーニングが必要と考える。</p>	<p>第2部1章9節3.1の海岸環境に関する各種施策については、総合的に配慮されるものであり、個々の施策に反するものではありません。</p>
1109	183	2部1章9節	<p>○全ての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸とするため、海辺へのアクセスの向上・・・</p> <p>意見 「・・・海岸とするため」のあとに、「自然環境との調和を図りつつ、」を追加する。</p> <p>理由 文言からは、利便性だけを追求しているように読み取れる。p.182 [海岸環境の保全・整備]の内容に反しないような調整が必要と考える。</p>	<p>第2部1章9節3.1の海岸環境に関する各種施策については、総合的に配慮されるものであり、個々の施策に反するものではありません。</p>
1110	183	2部1章9節	<p>当該個所 見出し [ごみ対策及び住民などの参加] 頁 p.183 行 1.18 無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化・・・</p> <p>意見 無秩序な利用や」のあとに、「清掃活動、」を追加する。</p> <p>理由 清掃活動により、ウミガメ類、コアジサシ、チドリ類の繁殖が攪乱されないような配慮が必要。</p>	<p>ご意見は、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
1111	46	1部3章2節	<p>循環社会への移行が進み、自然と共生した社会の中で、新しいライフスタイルを確立する。</p>	<p>御意見を踏まえ、「また、そうした行動を通じて、自然と共生した社会における新しいライフスタイルを確立する。」と修正します。</p>
1112	47	1部3章2節	<p>一部には、IT技術の進歩により、サテライトオフィスが点在。一定の秩序の中で森林都市とも呼べる環境が出現し、優れた創造性・快適性を求めた森林の新たな活用方法が具現化する。</p>	<p>相対的に自然性豊かな地域が広がる奥山自然地域は保全が優先されるべきであり、その中に森林都市があるという姿は想定していません。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ー ジ	部、 章 節	意見	対応案
1113	48	1 部 3 章 2 節	循環社会に向け、自然循環系を実感し、自然との共生を実践する場として、「生物多様性」「生態系」「環境コミュニケーション」などを啓発する場として位置づける。	ランドデザインにおいては、具体的イメージが想起できるように努めて記述をしています。
1114	50	1 部 3 章 2 節	身近な「みどり」を活用することで、循環社会に向け自然循環系を啓発する、仕組みづくりを行う。そのため、都市地域の緑空間の創造に当たっては、できる限り生態系に配慮した構造とする。	ランドデザインにおいては、具体的イメージが想起できるように努めて記述をしています。
1115		2 部	<p>意見を述べる具体的な箇所付けができませんが、OECDレポート環境と農業「先進諸国の政策一体化の動向」1993年農業の多面的機能 2001年 農業の多面的機能 政策形成にむけて2003年から抜粋しました。ご参考までに。 第1章 環境政策と農業政策の一体化 1993年</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境保全型農業、自然資源資産の持続性、持続的可能性。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的可能性とは、豊かさについての世代を超えた公平性である。 ・ 環境の質や量において資源を利用する上での社会的な機会費用が考慮されるべき ・ 非代替的、非可逆的な環境資産（湿地や自然生態系等）の保全は重要な自然資源基盤 2. 「一体化」の具体的指針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域の資源を単に農業生産だけではなく、環境的な資源としても考えるべき ・ 環境コストを考慮に入れて、全体的な資源配分と効率的な利用の向上を図ること。 ・ 環境悪化の（農業）生産計画を改めること。 ・ 環境資源基盤の維持向上が農家と社会に有益であることを農家自身に理解させる。 ・ 廃棄物の処理よりまず汚染防止に努力すること。 ・ 特定水域の水質保全や湿地の保護など、まず特定の環境問題に焦点を絞ること。 ・ 汚染者負担の原則を適用すること。 ・ 経済プロセスの初期段階で、環境的考慮など政策一本化の行政システムを構築する。 3. 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業政策における環境的側面および環境に対する影響（景観保全など環境財の評価） ・ 環境政策における農業的側面および農業に対する影響（湿地保全と農地開発補助金） ・ 農業に対する外因的環境影響（炭素沈着現としての土壌、気候変動の農業へ影響、生息地や種の保全） <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業政策、環境政策、貿易政策の相互関係（環境目的達成のための貿易制限措置） 	<p>生物多様性保全に果たす水田の役割の重要性については認識しており、農地の活用について、第2部1章6節 1. 6で、生物多様性の配慮した合意形成を図りつつ、生物多様性に配慮した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりを推進することとしているところです。</p>

パブリックコメント意見及び対応一覧表

資料7

意見 No	ペ ジ	部、 節	意見	対応案
1116		2部	<p>第2章 農業の多面的機能 2001年</p> <p>1. 「農業の多面的機能」1992年のOECD農業大臣会合。国連環境会議アジェンダ21にも文言化。</p> <p>2. 農業の多面的機能に関するOECD作業計画は①農業生産物の外部性・公共財的側面②非農産物に対する課題③多面的機能の政策的側面。</p> <p>3. 農業景観と文化的伝承価値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と人工物のコンビネーション・自然探索路・ ・環境生産物（メタンは水田に関連している。 ・「土地利用の分離は農地における湿地帯の設定や複雑なエコシステムの回復に関連し、隣接地からの富栄養物質の流入を削減するために湖や水路の周りにバッファゾーンを設けることや、野生生物の棲息地の質を向上させたり、景観の多様性を増大させるために、防風地帯や、野生生物の回廊、畑地内の森林地を設けることが挙げられる。」 ・国土保全（洪水防止、地下水涵養、土壌保全、土砂崩壊防止） 	<p>生物多様性保全に果たす水田の役割の重要性については認識しており、農地の活用について、第2部1章6節1.6で、生物多様性の配慮した合意形成を図りつつ、生物多様性に配慮した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりを推進することとしているところです。</p>
1117		2部	<p>第3章 まとめ</p> <p>以上のレポートの抜粋からも分かるように、水田が果たす経済的・環境的価値は大きい。水田が持つ他面的な機能を十分に実効的な政策に活かすことが、湿地保全運動の前進に寄与する。</p>	<p>生物多様性保全に果たす水田の役割の重要性については認識しており、農地の活用について、第2部1章6節1.6で、生物多様性の配慮した合意形成を図りつつ、生物多様性に配慮した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりを推進することとしているところです。</p>
1118		2部 2章 1節	<p>私の住む北海道道東地区にもブラックバスを放す馬鹿者が居ります。そしてアライグマ野放しが招いた結果です。あらゆる外来生物の寄生をお願いします。</p>	<p>外来種問題については、外来生物法による輸入や飼養の規制などを進めるほか、外来種の取扱いについての普及啓発を進めることにより、生態系などへの影響の防止を図っていくこととしています。</p>